

この冊子は再生紙を使用しています。

くまもと

市政概要

2014

熊本市議会事務局

45

くまもと

市政概要

2014

熊本市議会事務局

熊本市のシンボル

◇市の木 イ チ ヨ ウ (昭和49年10月9日制定)



森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、1万2千通を超す応募の中から決定された。

熊本城が昔から銀杏城と呼ばれ、古木もあり、また、立派なイチョウ並木もあって、市民に親しまれていることなどから選ばれた。

イチョウ科の植物で、ギンナンノキ、チチノキ、公孫樹などともいわれ、日本には古くから主に神社仏閣等で栽培されてきた。雌雄異株であることで知られ、独特な尖円錐形をつくり、夏季の豊かで涼しい木陰、秋の黄葉の美しさは格別である。街路樹として、特に好条件を備えている。

◇市の花 肥 後 ツ バ キ (昭和49年10月9日制定)



市木同様、森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、2万2千通を超す応募の中から決定された。

古くから熊本独特の花として知られ、代表的な名花であるばかりでなく、最近では国際的にも知られつつあり、一般家庭でも容易に育てられることなどから選ばれた。

ツバキ科の植物で、花卉が大きく、八重咲きで平開する。花期は2月～3月、色は白、ピンク、赤、錦(絞り)の4系統ある。特異な姿をもつ肥後ツバキは、古く江戸時代から細川藩の庇護を受け、愛好者によって広められ、改良を重ね、清雅枯淡の味わいのある名花といわれるようになった。

◇市の鳥 シ ジ ュ ウ カ ラ (昭和59年5月22日制定)



健康都市宣言5周年と、市制95周年を記念して、広く市民から募集、6千通を超す応募の中から決定された。

金峰山や立田山、託麻三山などの森に多く生息し、四季を通じて観察される。害虫を多く食べ、緑の森を守る益鳥として広く市民に親しまれていることなどから選ばれた。

シジュウカラ科の鳥類で、全長14センチメートル。くちはしは小さく円錐形、くびと頭は光沢のある黒色で、ほおは白い。背面は黄緑色で、翼は灰青色を帯びる。体の下面は白く中央に一本の黒いたてすじがある。低地の森林に広く分布しているが、秋から冬にかけては市街地でも見かけることができる。

熊本市民 愛市憲章

一品位ある市民の誇りのために―

- 1 私たち熊本市民は、清潔で住みよい街をつくりましょう。
- 1 私たち熊本市民は、郷土の自然や文化財を大切にいたしましょう。
- 1 私たち熊本市民は、時間を正しく守りましょう。
- 1 私たち熊本市民は、交通道德を重んじましょう。
- 1 私たち熊本市民は、互いにあたたかく交わり、旅行者を親切に迎えましょう。

(昭和35年5月11日制定)

熊本市民 長寿社会憲章

私たち熊本市民は、生きがいのある人生をおくれるよう、すべての人が人間として尊ばれ、敬愛され、ともに幸せな暮らしができる長寿社会を築くことをめざして、この憲章を制定します。

私たち熊本市民は、

- 1 生涯を通じ、心身の健康づくりに努めます。
- 1 家族のきずなを大切に、明るい家庭をつくります。
- 1 互いに敬い、思いやりあふれる地域社会をつくります。
- 1 知恵と経験をいかし、豊かな文化の継承と創造に努めます。
- 1 すべての人に、安全でやさしい街づくりに努めます。
- 1 自らの能力をいかし、互いに支え合いながら暮らしの安定を築きます。
- 1 水や緑を大切に、やすらぎに満ちたふるさとくまもとをつくります。

(平成2年8月28日制定)

熊本市民 「こども憲章」

私たち熊本市民は、すべてのこどもたちの幸せを願い、その自主性を尊重し、家庭と地域社会が協力して、愛情をもって育成することをめざし、この憲章を定めます。

私たち熊本市民は、

- 1 こどもたちが、お互いを認め合い、豊かな感性と思いやりの心をはぐくむ社会づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、知性を磨き体をきたえて、心身ともにたくましく育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、水と緑に恵まれた自然の中で、のびのびと創造性をつちかう環境づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、世界の人々と友情をはぐくみ、平和を愛し、広い視野を持つ国際人に育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、郷土の歴史と文化を学び、誇りを持てるふるさとづくりに努めます。

(平成6年9月3日制定)

都 市 宣 言

「森の都」都市宣言に関する決議

自然環境の回復による生活環境の保全は、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日の発展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

昭和47年10月2日

熊本市議会

地下水保全都市宣言に関する決議

限りある地球の資源の保全は、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和51年3月22日

熊本市議会

熊本市スポーツ都市宣言に関する決議

全ての市民が生涯にわたり活力に満ちた健康的な生活を営むことは、まちづくりの基本である。

スポーツの振興は、市民生活の根幹となる心身の健康の保持に欠かせないものであるが、加えて、青少年の健全育成、生き甲斐づくり、地域との交流、自然とのふれあいといった多くの観点からも積極的に推進していく必要がある。

よって、本議会は、二十一世紀に向け三つのスローガンを掲げ、全ての熊本市民がスポーツを通して健康的でいきいきと生活できる都市を目指すことを誓い、ここに我が熊本市を「スポーツ都市」とすることを宣言する。

- 一 スポーツを通じて健やかなところと体を創ろう。
- 一 スポーツを通じて人と自然にふれあおう。
- 一 スポーツを通じていきいきとしたまちを創ろう。

平成11年8月27日

熊本市議会

「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議

熊本市は、熊本城に代表される歴史的文化遺産をはじめ豊かな水と緑に象徴される自然環境、そして近代都市としての多彩な魅力を有し、国内外から多くの観光客が訪れるまちである。

観光は、地域の生活や文化を個性として発信し、その魅力により人々が来訪し交流が生まれる総合的な産業であり、まちづくりや都市経営にも大きく寄与し、21世紀を迎えた今日において重要性はこれまで以上に高まっている。

よって、本議会は、市民が誇りをもち、そして訪れる人にとって魅力ある観光都市を目指し、市民の生活や文化に基づいたまちづくりを進めるとともに、全国に誇れる城下町としての魅力を生かし、熊本らしい個性豊かな観光都市の実現を目標として、ここに我が熊本市を「観光立市くまもと」とすることを宣言する。

平成15年9月26日

熊本市議会

健康都市宣言

熊本市は、緑と水に恵まれた豊かな自然と先人が築いた伝統と文化を擁し、地方における近代的な中枢都市として発展しつつある。

しかし、都市化の進展に伴い市民生活を支える基本である心身の健康を阻害する要因が増大している。

熊本市は、市民とともに明るく健康な都市をめざして諸施策を結集し、その実現につとめなければならない。

ここに、すべての市民の健康を市政の目標として、熊本市を「健康都市」とすることを宣言する。

昭和54年10月1日

熊本市

平和都市宣言

熊本市は、先の大戦において、多くの尊い人命を失うとともに、市街地のほとんどを焼失するなど、大きな災禍を被った。

戦後、焦土の中から立ち上がった市民の英知とたゆまぬ努力によって、緑と水の豊かな自然環境や先人の築いた歴史と文化に支えられながら、今や九州中央の中枢都市として着実に発展を続けている。

私たち熊本市民は、戦後50周年の大きな節目にあたり、先の大戦への深い反省に立ち、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、かけがえのない自然環境を次代に引き継ぐため、再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求し、ここに「平和都市」を宣言する。

平成7年7月27日

熊本市

環境保全都市宣言

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかなければなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

平成7年9月25日

熊本市

市勢	1
議会	13
総務	27
企画振興	75
区政	113
健康福祉子ども	129
環境	217
農水商工	243
観光文化交流	279
都市建設	325
消防	373
交通	387
水道	397
病院	423
教育	431

市勢

1	沿	革	3
2	位 置 及 び 地 勢		4
3	市 域 の 変 遷		5
4	歴 代 市 長		6
5	名 誉 市 民		7
6	人	口	10

1 沿革（企画課）

何億年のむかし、現在の熊本市の大部分は一面の海底で、処々に小島が散在するに過ぎなかったと想像されるが、その後数次にわたる地表上の大変動によって、次第に熊本平野が形成されるにともない、現在の出水・健軍方面の砂礫層から湧きでる清冽な泉をめぐって、縄文人・弥生人の聚落が完成されていった。

古墳時代を経て飛鳥時代に入り、大化の改新（645年）が行われると、託麻の三宅郡（今の出水地方）には、肥後の国府「託麻府」が設けられ、宏壮な伽藍の国分寺の建立を見たが、これらを中心とした聚落が形づくられ大きくなったものが、熊本市の始まりである。

奈良朝前後の日本各地は、国力の大小によって、大・上・中・下と四等級に区別されていたが、肥後はそのころ農産物産出量で九州諸国中群を抜いており、延暦14年9月（平安の初期）に至って、全国中でも優位の資格を認められ「大国」に昇進した。

この期に国司として、肥後に赴任した道君^{みちのきみのおびと}名、紀夏井、藤原保昌、清原元輔等はいまも幾多の遺跡を留めているが、とくに後撰集の選者で、清少納言の父元輔と、平安期歌人「檜垣女」^{ひがきめ}との交遊の説話は有名である。

南北朝50年間は、戦乱の日が相つぎ、熊本地方もしばしば軍営の場に利用された。

長い戦乱のあと、天下が統一されるや、肥後全土の守護職は改めて菊池氏に委ねられ、一国政令の中心は隈部（現在の菊池市）の方に移った。

時代が下って、応仁の頃菊池の一旗出田三郎秀信は、いまの熊本城東部の丘陵に千葉城（熊本城の始め）を構えたが、次の鹿子木親員が、明応年間（1490年代）に、今の古城の地に居城を移し、隈本城と称した。ついで、城親冬と、佐々成政のあとを承けて天正16年（1588年）加藤清正が入城するにおよんで、清正は国府の二本木方面から、寺院、商家などを移転させて、城下町の経営に着手した。また、この清正は熊本の自然にはじめて大規模な人為のツルハシを振った武将で、河川、その他の土木事業に残した功績は大きく、熊本市が城下町としての体裁を整えてきたのはこのころからである。日本三名城の一つとうたわれる熊本城は、この清正が慶長6年から12年にかけて、7カ年の歳月を費して築城したものである。（築城年については異説もある）

細川氏時代は、寛永9年細川忠利の入国によって始まり、それ以来細川氏は大政奉還の日に至るまで、200有余年間にわたって肥後熊本の政治を行なった。この細川氏は、歴代名君が相つぎ、中でも延享4年藩主となった8代重賢の治世は、もっとも注目すべきものである。このとき国政揚り、教学も大いに振興した。とくに藩校「時習館」や全国にさがけて創設された医療ないし教育機関としての「再春館」、薬草研究で有名な「蕃滋園」などは、本市が長く文教の府として全国に秀でた要因となった。また忠利のときに創建された水前寺（成趣園）は、幽斉ゆかりの古今伝授の間とともに、いまも熊本市の観光資源の一つとなっている。また、晩年を熊本に送った剣聖宮本武蔵の遺跡も、熊本が持つ誇りの一つである。

明治4年7月に入って、廃藩置県の大詔が出されると、肥後には熊本、人吉の二県がおかれ、ついで同年11月改めて熊本、八代の二県となった。ところが翌5年6月熊本県は、ふたたび白川県と改称され、翌々6年1月には八代県が廃止されて、白川県に併合されたため、肥後全域は白川県の所轄となり、熊本市には県庁が設けられた。これは明治9年1月まで続いたが、同年2月さらに改めて熊本県と称せられるようになった。

このころ熊本城には鎮台がおかれ、市内には洋学校と西洋医学の熊本医学校ができて熊本市は城下町としてにぎわいを見せていたが、9年の神風連事件、翌10年の西南の役と引き続き大きな戦禍に見まわれ、とくに西南の役では、全市街が焦土と化してしまった。

その後、明治22年4月、市制が施行されるとこれまでの「熊本区」は、「熊本市」と改められた。

明治の初年から、九州における政治・軍事の中心として、各種の官庁が置かれていた熊本市は、24年鉄道の開通によって熊本駅が設けられ、また、30年代に入って市区改正の大事業が行われ、中央部の山崎練兵場が市外に移されて新市街が出現するや、会社、工場、商店その他施設が続々と軒を連ね、日清、日露の戦勝の意気も加わって、明治の隆昌期を迎えた。

大正10年、周辺11カ町村を併合して大熊本市の基礎を固め、私鉄菊池軌道、熊本軌道、御船鉄道及び国鉄宮地線の開通整備と並んで13年には、市電の開通があり、更に上水道施設、二十三連隊の移転等によって、いよいよ近代都市の面目を新たにすることになった。

しかし、昭和20年には空襲を受けて全市の大半は瓦礫と化した。その後全市民の不断の努力によって、戦災、水害等各種の苦難を克服し、今日の隆盛を見ることができた。

市制施行当時は、面積5,550km²、人口4万2千余人を数えるにすぎなかったが、近代的都市機能の集積や平成22年3月の城南町、植木町との合併をはじめとする市域の拡大等により、今や、面積389,530km²、人口約73万人に至るまでに成長し、平成23年の春には、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業するなど、九州中央の拠点都市として着実な発展を続けている。

現在は、平成21年3月に策定した第6次総合計画に基づき、子育てしやすく子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進や、水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築、安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実など、めざすまちの姿「湧々(わくわく)都市くまもと」の実現に向け市民・事業者・行政がお互いの役割を担い、責任を果たしながら協働のまちづくりを進めている。なお、平成22年10月に、「九州ど真ん中！日本一暮らしやすい 政令市くまもと」を熊本市が目指すべき政令指定都市の姿とする「熊本市政令指定都市ビジョン」を策定し、区役所の設置や区バス路線の導入、条例の制定改廃等、政令指定都市移行に向けたさまざまな取組を行い、平成24年4月1日、政令指定都市への移行が実現した。

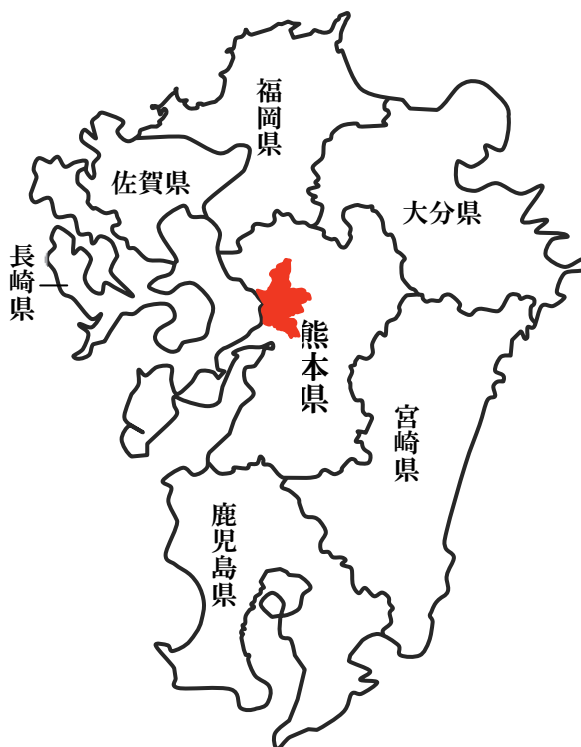
平成25年度には第6次総合計画の中間見直しを行い、様々な危機事象から市民生活の安全を守るための総合的な危機管理体制の構築を進めるため、危機管理の基本方針について新たに項目立てを行い、さらに、政令指定都市移行に伴い設置した5つの区において、区行政を進めるうえでの指針として区別計画を新たに盛り込んだ。また、中間見直しに際しては、今後の本格的な人口減少社会の到来を見据え、将来にわたって人口70万人規模を維持し都市機能や住民生活の質を向上させることができる、持続可能で創造的な都市を目指すという視点から、定住促進、少子化対策、交流人口の増加の3つの取組を強化することとしている。

2 位置及び地勢（企画課）

（1）位 置

熊本市は、ほぼ九州の中央に位置している。九州の陸の大動脈JR鹿児島本線の間接点は熊本駅であり、これより豊肥本線、三角線が分岐し、門司～鹿児島を結ぶ国道3号と大分～長崎を結ぶ国道57号は本市で交差している。さらに本市を貫通する九州縦貫自動車道も門司から鹿児島・宮崎まで全線開通しており、交通の要衝的位置にある。

また、本市は、観光面からも別府～阿蘇～熊本～天草～雲仙～長崎を結ぶ九州の国際観光ルートの中心地としても大きな役割を果たしている。



(2) 地 勢

熊本市は県の中央部にあって有明海に面し、坪井川、白川、緑川の３水系の下流部に形成された、いわゆる熊本平野の大部分を占めている。また、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は、数多くの山岳、丘陵、大地、平野等によって四方を囲まれている。

市域の西北方は金峰山地、北部は台地、東部は遠く阿蘇山地に囲まれ、東方から西南にかけて開けている。

西北部は金峰山系の急傾斜の山が重なる一方、中心部は阿蘇火山に源を発する白川と本市北部に流れを発する坪井川・井芦川が市街を貫流して西方の有明海に注いでいる。

水源を水前寺・江津湖に発する流れは木山川と合して加勢川となり、本市の南部を流下している。これらの川は、かんがい水として南部および西部一帯の平野を潤し、農作に大きな効用をもたらしている。

また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく、河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壌の送流により次第に上昇している。

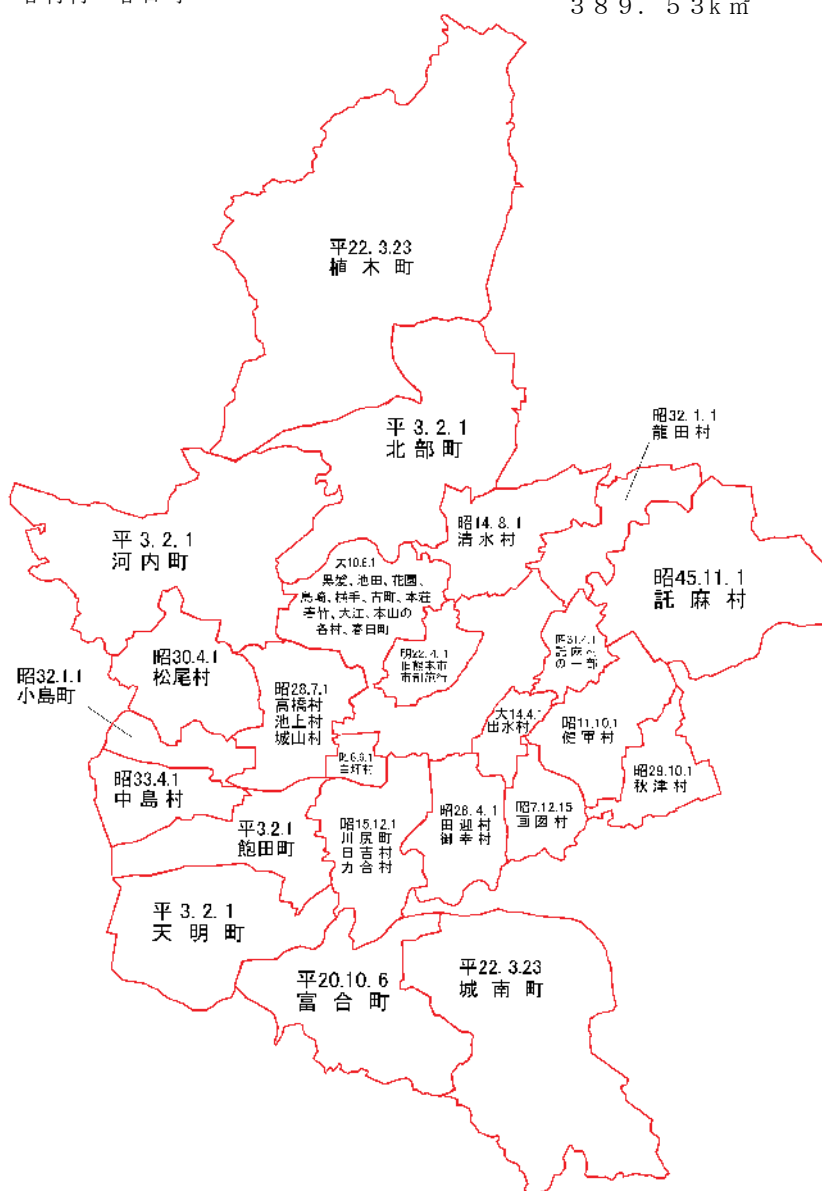
3 市域の変遷（企画課）

明治 22. 4. 1 市制・町村制施行により、熊本市が発足

大正 10. 6. 1 黒髪村・池田村・花園村・島崎村・横手村・古町村・
本荘村・大江村・本山村・春竹村・春日町

3 8 9, 5 3 k m²

14. 4. 1	出水村
昭和 6. 6. 1	白坪村
7. 12. 5	画図村
11. 10. 1	健軍村
14. 8. 1	清水村
15. 12. 1	川尻町・力合村・日吉村
28. 4. 1	田迎村・御幸村
28. 7. 1	高橋村・城山村・池上村
29. 10. 1	秋津村
30. 4. 1	松尾村
31. 4. 1	託麻村の一部
32. 1. 1	龍田村・小島町
33. 4. 1	中島村
45. 11. 1	託麻村
平成 3. 2. 1	北部町・河内町・ 飽田町・天明町
20. 10. 6	富合町
22. 3. 23	城南町・植木町



4 歴 代 市 長（秘書課）

代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉 村 大 八	明22. 5. 6	明26. 7. 9
2	松 崎 為 己	26. 9. 15	30. 8. 2
3	辛 島 格	30. 9. 13	大 2. 1. 20
4	山 田 珠 一	大 2. 4. 2	3. 10. 10
5	依 田 昌 兮	4. 1. 14	6. 9. 3
6	佐 柳 藤 太	6. 11. 20	10. 11. 19
7	高 橋 守 雄	11. 1. 19	14. 7. 13
8	辛 島 知 己	14. 9. 14	昭 4. 7. 4
9	山 田 珠 一	昭 5. 2. 5	9. 4. 17
10	山 隈 康	9. 5. 14	17. 5. 13
11	平 野 龍 起	17. 6. 25	20. 8. 10
12	石 坂 繁	20. 10. 4	21. 3. 11
13・14	福 田 虎 亀	21. 6. 14	23. 2. 9
15	佐 藤 真佐男	23. 4. 7	27. 3. 7
16	林 田 正 治	27. 3. 20	31. 2. 23
17・18	坂 口 主 税	31. 3. 16	38. 1. 4
19・20	石 坂 繁	38. 2. 15	45. 11. 26
21～24	星 子 敏 雄	45. 12. 20	61. 12. 6
25・26	田 尻 靖 幹	61. 12. 7	平 6. 12. 6
27・28	三 角 保 之	平 6. 12. 7	14. 12. 2
29～31	幸 山 政 史	14. 12. 3	在 任 中

5 名 誉 市 民 (秘書課)

とくとみ いちろう そほう
徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和30年顕彰）

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。熊本在任中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その教育的影響が大であった。県近代文化功労者。勲二等瑞宝章、文化勲章受章するが戦後辞退。

昭和32年11月2日逝去（94歳）

たかはし もりお
高橋守雄氏（昭和30年顕彰）

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年5月6日逝去（74歳）

ほそかわ もりたつ
細川護立氏（昭和35年顕彰）

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲四等瑞宝章受章。

昭和45年11月18日逝去（87歳）

ふくだ いじゅ
福田令寿氏（昭和35年顕彰）

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年8月7日逝去（100歳）

う の てつと
宇野哲人氏（昭和44年顕彰）

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学究者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年2月19日逝去（98歳）

かたやまくまじ なんぶう
堅山熊次（南風）氏（昭和44年顕彰）

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の薫りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年12月30日逝去（93歳）

ごとうゆうたろう ぜざん
後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年顕彰）

明治19年6月8日生まれ。熊本における郷土史の研究や文化活動において多大の功績があった。俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

なかむらは ま ていじょ
中村破魔（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）

やすなが みきこ
安永蒨子氏（平成21年顕彰）

大正9年2月19日生まれ。平成10年から長きにわたり、宮中歌会始詠進歌選者を務めるなど日本を代表する女流歌人であるとともに、書家としても顕著な功績を収める。熊本を活動の拠点に、歌誌「椎の木」を主宰するとともに、昭和37年の「魚愁」から平成15年の「褐色界」まで16にも及ぶ歌集をはじめ数多くの著作を刊行。平成3年には歌壇の最高賞である遼空賞を受賞。熊本県教育委員会委員長、熊本県文化協会会長などの要職を歴任、本市の教育・文化の発展に多大な功績。勲四等瑞宝章受章。くまもと県民文化賞受賞。熊本県近代文化功労者。

平成24年3月17日逝去（92歳）

(旧城南町)

うえつかしゅうへい
上塚 周平氏 (昭和50年顕彰)

明治9年7月12日生まれ。「ブラジル移民の父」と呼ばれ、明治41年に第1回移民船「笠戸丸」の監督としてブラジルに渡り、ブラジルにおける日系社会の確固たる基盤を築いた。また、その功績から、ブラジルのサンパウロ州には氏の名前を付けられた道路や公園、橋があるほか、遺徳を称える記念碑なども残されている。

昭和10年7月6日逝去 (58歳)

うえつかつかさ
上塚 司氏 (昭和53年顕彰)

明治23年5月1日生まれ。大蔵大臣秘書官、大蔵政務次官、農商務大臣、商工大臣などの要職を務め、この間、アマゾン開発に全力を傾け、ブラジル移民の道を開いた。その後、日伯中央協会の理事や名誉顧問を歴任。ブラジル大統領から最高勲章を授与されるなど、日伯国交樹立等に対する功績が高く評価されている。

昭和53年10月22日逝去 (88歳)

はやしだまさはる
林田正治氏 (昭和53年顕彰)

明治25年8月3日生まれ。台湾の台南州内務部長、澎湖庁長、新竹州知事を務めた後、衆議院議員、第16代熊本市長を経て参議院議員となり、北海道開発政務次官、地方行政委員長等を歴任。その業績は高く評価されている。

昭和54年12月14日逝去 (87歳)

こばやしひさお
小林久雄氏 (平成元年顕彰)

明治28年6月4日生まれ。熊本県医師会副会長、下益城郡医師会長などを歴任し、健康保険の普及等に尽力した後、旧城南町の初代町長に就任。若くから人類学、考古学に関心があり、生涯をかけて研究された資料は「小林コレクション」と呼ばれ、約2万点の遺物が塚原歴史民俗資料館に寄贈されており、国指定重要文化財の「台付舟形土器」など、一部は現在も展示されている。

昭和36年8月26日逝去 (66歳)

とうやよしゆき
東家嘉幸氏 (平成12年顕彰)

昭和2年10月1日生まれ。衆議院議員として建設政務次官や衆議院建設常任委員会委員長などの要職を歴任。平成3年には国土庁長官に就任した。この間、国や熊本県、旧城南町の発展のために活躍し、数々の功績を残している。

平成18年1月26日逝去 (78歳)

(旧植木町)

さかいよねぞう

境 米蔵氏 (昭和51年顕彰)

明治30年10月20日生まれ。県議会議員を経て、旧植木町初代町長(通算4期)。旧町の産業・経済発展の礎を築いた。開田事業による農業の構造改革及び企業誘致により地域の発展に貢献した。また、西南の役田原坂を公園化し、戦跡の保存・観光振興に努めた。

昭和53年1月2日逝去(80歳)

きむらまなぶ

木村 学氏 (昭和58年顕彰)

明治38年1月21日生まれ。旧植木町教育長。徹底した住民対話型の公民館活動により地域社会の近代化に貢献した。旧植木町第4代町長として住民福祉の向上に努める一方、文芸作家として生涯にわたる執筆活動、郷土史研究により、郷土の文化振興に貢献した。

平成6年3月21日逝去(89歳)

6 人 口 (統計課)

(1) 年次別人口及び世帯数

年 次	世帯数	人 口			男女比 (女100人 につき)	1世帯 当たり 人 口	備 考
		総 数	男	女			
明治22年	11,797	42,725				3.6	
大正元年	12,736	66,488	35,938	30,550	117.6	5.2	
8年	13,129	74,544	39,385	35,159	112.0	5.7	
昭和元年	27,157	150,075	75,680	74,395	101.7	5.5	
5年	32,418	164,460	81,957	82,503	99.3	5.1	
10年	38,336	214,270	105,480	108,790	97.0	5.6	
15年	39,813	243,574	116,838	126,736	92.2	6.1	川尻町・日吉村・力合村合併
20年	37,981	180,643	84,935	95,708	88.7	4.8	
25年	59,853	267,506	128,067	139,439	91.8	4.5	(国勢調査)
30年	72,008	332,493	159,500	172,993	92.2	4.6	松尾村合併
35年	90,949	373,922	178,014	195,908	90.9	4.1	(国勢調査)
40年	107,634	407,052	192,538	214,514	89.8	3.8	(")
45年	128,559	440,020	206,854	233,166	88.7	3.4	(") 含旧託麻村
50年	153,540	488,166	231,188	256,978	90.0	3.2	(")
55年	180,239	525,662	251,011	274,651	91.4	2.9	(")
60年	194,486	555,719	265,037	290,682	91.2	2.9	(")
平成 2年	211,207	579,306	275,424	303,882	90.6	2.7	(") 含旧飽託4町
7年	246,700	650,341	310,118	340,223	91.2	2.6	(")
12年	260,672	662,012	314,455	347,557	90.5	2.5	(")
17年	270,530	669,603	316,048	353,555	89.4	2.5	(")
22年	302,413	734,474	344,291	390,183	88.2	2.4	(国勢調査)

(2) 人口の動態

区分 \ 年	20	21	22	23	24	25
自 然 増	1,609	1,645	1,299	794	793	814
社 会 増	△36	△1,146	△569	742	1,343	133
計	1,573	499	730	1,536	2,136	947

(注) 各年1月1日から12月31日までの動態

(3) 産業別15歳以上就業者数

調査年次		平成17年国調				調査年次		平成22年国調			
区分		総数	構成比(%)	男	女	区分		総数	構成比(%)	男	女
総数		669,603	—	316,048	353,555	総数		734,474	—	344,291	390,183
昼間人口		698,089	—	328,519	369,570	昼間人口		757,093	—	354,251	402,842
15歳以上人口		568,632	—	264,263	304,369	15歳以上人口		620,785	—	286,243	334,542
就業者総数		314,641	100	172,205	142,436	就業者総数		334,217	100	178,812	155,405
第1次産業		10,719	3.4	6,043	4,676	第1次産業		12,280	3.7	7,040	5,240
農業		9,577	3.0	5,277	4,300	農業		11,318	3.4	6,362	4,956
林業		171	0.1	154	17	林業		237	0.1	209	28
漁業		971	0.3	612	359	漁業		725	0.2	469	256
第2次産業		52,315	16.6	38,413	13,902	第2次産業		53,403	16.0	38,906	14,497
鉱業		22	0.0	16	6	鉱業、採石業、 砂利採取業		33	0.0	26	7
建設業		25,623	8.1	21,229	4,394	建設業		23,924	7.2	19,821	4,103
製造業		26,670	8.5	17,168	9,502	製造業		29,446	8.8	19,059	10,387
第3次産業		243,968	77.5	123,470	120,498	第3次産業		251,965	75.4	124,506	127,459
電気・ガス・熱供給・ 水道業		1,363	0.4	1,203	160	電気・ガス・熱供給・ 水道業		1,424	0.4	1,225	199
情報通信業		7,147	2.3	4,753	2,394	情報通信業		6,795	2.0	4,518	2,277
運輸業		12,498	4.0	10,564	1,934	運輸・郵便業		14,430	4.3	12,158	2,272
卸売・小売業		68,354	21.7	33,484	34,870	卸売・小売業		63,230	18.9	31,196	32,034
金融・保険業		10,480	3.3	5,266	5,214	金融・保険業		10,104	3.0	4,845	5,259
不動産業		4,966	1.6	2,836	2,130	不動産業・物品賃貸業		6,987	2.0	3,998	2,989
飲食店・宿泊業		18,140	5.8	7,554	10,586	学術研究、専門・技術 サービス業		10,782	3.2	6,893	3,889
医療、福祉		36,763	11.7	9,116	27,647	宿泊業、 飲食サービス業		21,912	6.6	8,419	13,493
教育、学習支援業		17,268	5.5	8,161	9,107	生活関連サービス業、 娯楽業		13,667	4.0	5,654	8,013
複合サービス事業		3,631	1.2	2,503	1,128	教育、学習支援業		18,160	5.4	8,360	9,800
サービス業(他に分類さ れないもの)		46,989	14.9	24,970	22,019	医療、福祉		45,363	13.57	11,232	34,131
公務(他に分類されない もの)		16,369	5.2	13,060	3,309	複合サービス事業		2,133	0.6	1,270	863
						サービス業(他に分類 されないもの)		19,511	5.8	11,195	8,316
						公務(他に分類されな いもの)		17,467	5.2	13,543	3,924
分類不能の産業		7,639	2.4	4,279	3,360	分類不能の産業		16,569	5.0	8,360	8,209

(注) 平成17年国調はH14年日本標準産業分類改訂、平成22年国調はH19年日本標準産業分類改訂

(注) 単位未満は4捨5入を原則としているので、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合がある。

(4) 校区别人口及び世帯数

(平成22年国勢調査)

校区	人口	男	女	世帯数	校区	人口	男	女	世帯数
総数	734,474	344,291	390,183	302,413	松尾東	2,247	1,070	1,177	813
中央区計	184,353	85,341	99,012	92,242	松尾西	1,159	511	648	359
壺川	8,122	3,703	4,419	3,919	松尾北	231	116	115	64
碩台	6,945	2,986	3,959	3,898	小島	3,201	1,522	1,679	1,073
白川	8,121	3,620	4,501	4,578	中島	3,860	1,799	2,061	1,120
城東	2,591	1,093	1,498	1,370	芳野	2,090	965	1,125	598
慶徳	3,856	1,710	2,146	2,623	河内	4,577	2,147	2,430	1,278
一新	9,991	4,354	5,637	4,994	南区計	122,600	57,412	65,188	43,499
五福	3,481	1,478	2,003	1,784	日吉	6,232	2,901	3,331	2,551
向山	10,954	5,107	5,847	5,279	川尻	8,512	3,961	4,551	3,340
黒髪	16,482	8,427	8,055	9,742	力合	15,747	7,299	8,448	5,712
大江	10,273	4,811	5,462	5,751	御幸	11,188	5,074	6,114	3,682
本荘	3,808	1,600	2,208	2,377	田迎	12,547	5,927	6,620	4,775
春竹	14,949	6,777	8,172	7,178	城南	6,328	2,909	3,419	2,608
出水	9,398	4,160	5,238	4,714	田迎南	6,800	3,275	3,525	2,441
砂取	9,843	4,460	5,383	4,426	飽田東	6,875	3,207	3,668	2,385
託麻原	18,734	9,383	9,351	9,338	飽田南	2,092	952	1,140	609
帯山	14,675	6,811	7,864	6,412	飽田西	2,489	1,188	1,301	777
白山	11,317	5,225	6,092	5,383	中緑	1,005	466	539	330
帯山西	8,472	3,931	4,541	3,674	銭塘	2,261	1,074	1,187	661
出水南	12,341	5,705	6,636	4,802	奥古閑	3,364	1,576	1,788	964
東区計	188,082	88,720	99,362	74,942	川口	2,090	998	1,092	680
画図	12,741	5,842	6,899	4,801	日吉東	6,586	3,146	3,440	2,748
健軍	12,358	5,739	6,619	5,411	富合	8,314	3,918	4,396	2,595
秋津	12,562	5,889	6,673	4,753	杉上	6,276	2,927	3,349	1,986
泉ヶ丘	6,811	3,087	3,724	2,907	隈庄	7,055	3,374	3,681	2,438
若葉	5,411	2,491	2,920	2,325	豊田	6,839	3,240	3,599	2,217
尾ノ上	12,987	5,982	7,005	5,466	北区計	145,634	69,051	76,583	54,120
西原	14,140	6,740	7,400	6,323	清水	12,255	5,567	6,688	5,074
託麻東	12,831	6,145	6,686	4,455	龍田	16,828	8,056	8,772	6,349
託麻西	15,914	7,683	8,231	6,427	城北	10,186	5,426	4,760	3,528
託麻北	8,771	4,206	4,565	3,232	高平台	14,231	6,693	7,538	5,659
桜木	7,518	3,505	4,013	2,981	楠	6,787	3,201	3,586	2,772
東町	8,418	4,078	4,340	3,127	麻生田	9,055	4,128	4,927	3,452
月出	10,909	5,075	5,834	5,003	武蔵	6,259	2,906	3,353	2,455
健軍東	4,743	2,262	2,481	1,880	弓削	5,527	2,696	2,831	2,200
託麻南	14,127	6,828	7,299	5,102	楡木	7,196	3,261	3,935	2,836
山ノ内	9,513	4,507	5,006	3,830	川上	10,102	4,734	5,368	3,575
長嶺	12,172	5,699	6,473	4,644	西里	7,769	3,645	4,124	2,645
桜木東	6,156	2,962	3,194	2,275	北部東	9,552	4,533	5,019	3,592
西区計	93,805	43,767	50,038	37,610	植木	3,778	1,796	1,982	1,332
古町	3,114	1,417	1,697	1,549	山本	2,300	1,106	1,194	688
春日	5,772	2,807	2,965	2,567	田原	2,328	1,082	1,246	713
城西	12,647	5,693	6,954	5,131	菱形	4,828	2,277	2,551	1,628
花園	11,390	5,289	6,101	5,028	桜井	6,122	2,944	3,178	2,115
池田	14,346	7,005	7,341	6,814	山東	4,385	2,142	2,243	1,501
白坪	11,883	5,393	6,490	5,195	吉松	3,339	1,570	1,769	1,100
高橋	480	218	262	188	田底	2,807	1,288	1,519	906
池上	6,324	2,919	3,405	2,311					
城山	10,484	4,896	5,588	3,522					

※平成22年国勢調査の町丁別人口及び世帯数を、平成24年4月の行政区による校区ごとに熊本市統計課が再設定したもの

議 会

1	議 員 名 簿	15
2	歴 代 議 長 ・ 副 議 長	16
3	議 会 構 成	17
4	議 会 活 性 化 の 取 組 み	18
5	委 員 会 等	19
6	各 種 委 員	20
7	報 酬 等	21
8	議 会 活 動 状 況	22
9	議 会 事 務 局	24

1 議員名簿

定 数 48名

現員数 47名（欠員2名）

（現員数には合併特例による議員1名を含む。）

自由民主党熊本市議団 18 日本共産党熊本市議団 3

くまもと未来 9 市政クラブ 1

市民連合 8 日本の教育を考える会 1

公明党熊本市議団 6 自由クラブ 1

（平成26年9月12日現在）

議席 番号	氏 名	会 派	当選 回数	議席 番号	氏 名	会 派	当選 回数
議 長 1	三 島 良 之	自由民主党 熊本市議団	3	25	田 尻 善 裕	くまもと未来	3
副議長 2	鈴 木 弘	公 明 党 熊本市議団	5	26	白 河 部 貞 志	くまもと未来	3
3	小佐井 賀瑞宜	自由民主党 熊本市議団	1	27	上 野 美 恵 子	日本共産党 熊本市議団	4
4	寺 本 義 勝	自由民主党 熊本市議団	1	29	藤 岡 照 代	公 明 党 熊本市議団	4
5	高 本 一 臣	自由民主党 熊本市議団	1	30	満 永 寿 博	自由民主党 熊本市議団	3
6	西 岡 誠 也	市 民 連 合	1	31	齊 藤 聰	自由民主党 熊本市議団	3
7	福 永 洋 一	市 民 連 合	1	32	津 田 征 士 郎	自由民主党 熊本市議団	4
8	田 上 辰 也	市 民 連 合	1	33	坂 田 誠 二	自由民主党 熊本市議団	5
9	浜 田 大 介	公 明 党 熊本市議団	1	34	藤 山 英 美	くまもと未来	5
10	井 本 正 広	公 明 党 熊本市議団	1	35	田 中 誠 一	くまもと未来	5
11	大 島 澄 雄	自由民主党 熊本市議団	1	36	東 す み よ	市 民 連 合	5
12	原 口 亮 志	自由民主党 熊本市議団	2	37	家 入 安 弘	市 民 連 合	6
13	く つ き 信 哉	自由民主党 熊本市議団	2	38	田 尻 将 博	市 民 連 合	6
14	松 野 明 美	くまもと未来	2	39	竹 原 孝 昭	自由民主党 熊本市議団	6
15	田 中 敦 朗	くまもと未来	2	40	牛 嶋 弘	自由民主党 熊本市議団	6
16	重 村 和 征	くまもと未来	2	41	税 所 史 熙	自由民主党 熊本市議団	6
17	上 田 芳 裕	市 民 連 合	2	43	落 水 清 弘	市政クラブ	7
18	那 須 円	日本共産党 熊本市議団	2	44	江 藤 正 行	自由民主党 熊本市議団	8
19	園 川 良 二	公 明 党 熊本市議団	1	46	田 尻 清 輝	くまもと未来	6
20	藤 永 弘	公 明 党 熊本市議団	1	47	古 川 泰 三	日本の教育を 考 え る 会	6
21	紫 垣 正 仁	自由民主党 熊本市議団	2	48	北 口 和 皇	自由クラブ	6
22	澤 田 昌 作	自由民主党 熊本市議団	3	49	益 田 牧 子	日本共産党 熊本市議団	7
23	倉 重 徹	自由民主党 熊本市議団	3	50	田 辺 正 信	市 民 連 合	6
24	大 石 浩 文	くまもと未来	3				

2 歴代議長・副議長

議 長				副 議 長			
代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	有馬源内	明治 22. 4. 26	明治 24. 1. 21	1	下田一直	明治 22. 4. 26	明治 24. 1. 21
2	興津景章	" 24. 1. 22	" 28. 5. 13	2	下田耕造	" 24. 1. 22	" 31. 5. 22
3	河原惟親	" 28. 5. 14	" 31. 5. 22	3	片山甚十郎	" 31. 5. 23	" 32. 2. 7
4	吉永為己	" 31. 5. 23	" 36. 2. 5	4	林定男	" 32. 2. 8	" 36. 2. 5
5	山田珠一	" 36. 2. 6	" 37. 4. 30	5	出田彦太郎	" 36. 2. 6	" 36. 2. 11
6	吉永為己	" 37. 5. 27	大正 2. 4. 30	6	園部交雅	" 36. 2. 12	" 36. 5. 11
7	林千八	大正 2. 5. 10	" 6. 4. 30	7	板垣正軌	" 36. 5. 12	" 37. 2. 12
8	山隈康	" 6. 5. 15	" 10. 9. 30	8	有働格四郎	" 37. 2. 13	" 40. 11. 4
9	迫源次郎	" 10. 10. 14	" 14. 9. 30	9	板垣正軌	" 40. 11. 14	" 42. 1. 27
10	山隈康	" 14. 10. 12	昭和 9. 5. 7	10	河田巖	" 42. 1. 28	大正 2. 4. 30
11	平野龍起	昭和 9. 5. 8	" 17. 6. 14	11	井場熊喜	大正 2. 5. 10	" 6. 4. 30
12	佐藤真佐男	" 17. 7. 23	" 22. 4. 29	12	峽謙斎	" 6. 5. 15	" 7. 3. 10
13	佐藤真佐男	" 22. 6. 9	" 23. 4. 7	13	藤野乱	" 7. 3. 11	" 10. 9. 30
14	大塚勇次郎	" 23. 6. 5	" 26. 4. 29	14	水上誠規	" 10. 10. 14	" 14. 9. 30
15	大塚勇次郎	" 26. 5. 15	" 30. 4. 30	15	河田巖	" 14. 10. 12	昭和 4. 9. 30
16	兼坂安次	" 30. 5. 21	" 34. 4. 8	16	平野龍起	昭和 4. 10. 12	" 9. 5. 7
17	打出信行	" 34. 6. 12	" 36. 3. 24	17	橋本寿七	" 9. 5. 8	" 17. 5. 20
18	寸坂幸夫	" 36. 3. 24	" 38. 4. 30	18	西郷一恵	" 17. 6. 11	" 22. 4. 29
19	阿部次郎	" 38. 5. 18	" 40. 3. 18	19	大塚勇次郎	" 22. 6. 9	" 23. 6. 5
20	井上常八	" 40. 3. 18	" 40. 12. 7	20	加川恒次	" 23. 6. 5	" 26. 4. 29
21	石井辰雄	" 41. 7. 4	" 42. 4. 30	21	北利民	" 26. 5. 15	" 28. 9. 5
22	阿部次郎	" 42. 5. 20	" 43. 7. 3	22	上野勉	" 28. 9. 25	" 30. 4. 30
23	坂梨日露	" 43. 7. 13	" 45. 12. 4	23	森光吉	" 30. 5. 21	" 32. 12. 28
24	黒田弥一郎	" 45. 12. 4	" 46. 4. 30	24	吉村貞次	" 34. 6. 12	" 35. 3. 21
25	落水清	" 46. 5. 20	" 48. 6. 6	25	坂梨日露	" 35. 3. 21	" 37. 7. 9
26	古川国雄	" 48. 6. 6	" 50. 4. 30	26	吉村貞次	" 37. 7. 9	" 38. 4. 30
27	紫垣正良	" 50. 5. 16	" 52. 6. 4	27	石井辰雄	" 38. 5. 18	" 41. 7. 4
28	上田堅太	" 52. 6. 4	" 54. 4. 30	28	吉村貞次	" 41. 7. 4	" 42. 4. 30
29	島永慶孝	" 54. 5. 14	" 56. 12. 8	29	佐藤寿子	" 42. 5. 20	" 44. 3. 24
30	藤山増美	" 56. 12. 8	" 58. 4. 30	30	古川国雄	" 44. 3. 25	" 44. 6. 28
31	宮原光男	" 58. 5. 18	" 60. 9. 6	31	岩尾恵	" 44. 9. 13	" 46. 4. 30
32	大石文夫	" 60. 9. 6	" 61. 12. 15	32	阪本富	" 46. 5. 20	" 48. 6. 6
33	内村幸吉	" 61. 12. 15	" 62. 4. 3	33	荒木昇	" 48. 6. 6	" 50. 4. 30
34	西村建治	" 62. 5. 22	" 63. 12. 16	34	藤山増美	" 50. 5. 16	" 52. 6. 4
35	村上春生	" 63. 12. 16	平成 2. 3. 26	35	矢野昭三	" 52. 6. 4	" 54. 4. 30
36	矢野昭三	平成 2. 3. 26	" 3. 4. 30	36	上妻重蔵	" 54. 5. 14	" 56. 12. 8
37	嶋田幾雄	" 3. 5. 17	" 5. 12. 3	37	田尻武男	" 56. 12. 8	" 58. 4. 30
38	中村徳生	" 5. 12. 3	" 7. 4. 30	38	白石正	" 58. 5. 18	" 60. 9. 6
39	荒木哲美	" 7. 5. 19	" 9. 3. 27	39	北口政義	" 60. 9. 6	" 61. 12. 15
40	主海偉佐雄	" 9. 3. 27	" 11. 4. 30	40	吉村潔	" 61. 12. 15	" 62. 4. 30
41	江藤正行	" 11. 5. 21	" 13. 6. 8	41	竹本勇	" 62. 5. 22	" 63. 12. 16
42	白石正	" 13. 6. 8	" 14. 6. 18	42	村上裕人	" 63. 12. 16	平成 2. 3. 26
43	宮原政一	" 14. 6. 18	" 15. 4. 30	43	佐藤公平	平成 2. 3. 26	" 3. 4. 30
44	落水清弘	" 15. 5. 23	" 16. 9. 7	44	西田続	" 3. 5. 17	" 5. 12. 3
45	古川泰三	" 16. 9. 7	" 17. 12. 20	45	伊形寛治	" 5. 12. 3	" 7. 4. 30
46	税所史熙	" 17. 12. 20	" 19. 4. 30	46	宮原正一	" 7. 5. 19	" 9. 3. 27
47	牛嶋弘	" 19. 5. 24	" 20. 12. 22	47	中沢誠	" 9. 3. 27	" 11. 4. 30
48	竹原孝昭	" 20. 12. 22	" 22. 3. 2	48	鈴木昌彦	" 11. 5. 21	" 13. 6. 8
49	坂田誠二	" 22. 3. 2	" 23. 4. 30	49	岡田健士	" 13. 6. 8	" 14. 6. 18
50	津田征士郎	" 23. 5. 23	" 25. 3. 26	50	奥田光弘	" 14. 6. 18	" 15. 4. 30
51	齊藤聰	" 25. 3. 26	" 26. 3. 24	51	竹原孝昭	" 15. 5. 23	" 16. 9. 7
52	三島良之	" 26. 3. 24	在任中	52	家入安弘	" 16. 9. 7	" 17. 12. 20
				53	田尻清輝	" 17. 12. 20	" 19. 4. 30
				54	磯道文徳	" 19. 5. 24	" 21. 3. 25
				55	田中誠一	" 21. 3. 25	" 23. 4. 30
				56	田尻将博	" 23. 5. 23	" 25. 3. 26
				57	鈴木弘	" 25. 3. 26	在任中

3 議会構成

(1) 議員数

定 数 48人 (平成18年12月27日議決)

現 員 数 47人 欠員2名(現員数には合併特例による議員1名を含む。)

(2) 年齢別

(平成26年9月12日現在)

会派 年齢	自 民 党	未 来	市民連合	公 明 党	共 産 党	市 政 ク	日本教育	自 由 ク	計
25 ～ 30									0
31 ～ 40		1			1				2
41 ～ 50	3	2	1	1					7
51 ～ 60	4	1	2	3	1	1		1	13
61 ～ 70	9	5	5	2	1		1		23
71 歳以上	2								2
計	18	9	8	6	3	1	1	1	47
平 均 年 齢	61	57	61	57	52	57	69	56	59

(3) 当選回数別

(平成26年9月12日現在)

会派 当選回数	自 民 党	未 来	市民連合	公 明 党	共 産 党	市 政 ク	日本教育	自 由 ク	計
1	4		3	4					11
2	3	3	1		1				8
3	5	3							8
4	1			1	1				3
5	1	2	1	1					5
6	3	1	3				1	1	9
7					1	1			2
8	1								1
計	18	9	8	6	3	1	1	1	47

4 議会活性化の取組み

概況

熊本市議会は、明治22年の発足以来、言論の府として二元代表制の一翼を担い、執行機関との緊密な連携及び協議を通じてその役割を果たしてきた。しかし、近年の地方分権の推進という流れや、市民ニーズのさらなる多様化により、議会の変革が、地方議会においても検討されている。

本市議会としては、地方自治の実現のために、市民の負託にこたえるべく一層の自己変革が求められていることを強く自覚し、市民を代表するものとして、時代と意識の変化に対応しながら、本市の未来を見据えた活動を行うこととしている。

そこで、本市議会は、最終意思決定機関としてだけでなく、市民と市の未来に向けて、その職責をより果たせる議会となるために、市民参加と情報公開を柱とした新たな議会の構築を目指し、様々な取組みを行っている。

取組み事項

項 目	導 入 時 期	内 容
市議会のモニター放映	平成17年4月	市庁舎ほか各区役所において常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会、協議等の場を放映できるよう条例及び設備の整備を行った。
市議会のインターネット中継	平成19年9月	本会議については平成19年第2回定例会より生中継及び録画放映を、予算決算委員会については平成22年第1回定例会より録画放映、平成25年第3回定例会より生中継を開始した。
市議会広報紙の発行	平成23年12月	議会広報委員会を設置し、定例会の都度協議を行い、市内全戸に議会だより「いちょう」を配布している。また、平成25年6月号からは、従来の紙面に加え、点字・音声版を作成し発行している。
政務活動費及び市議会議員の資産公開	平成24年3月	議会活性化特別委員会において、条例等の整備を行った後、議会図書室にて公開している。
市議会ホームページのリニューアル及び市議会フェイスブックの導入	平成24年4月	議会広報委員会において、魅力あるホームページになるよう検討し、リニューアルを行った。併せて、熊本市議会フェイスブックページを開設し、ホームページの更新情報等を公開している。
議会棟の改修	平成24年9月	議会棟2階の一面を調整し、予算決算委員会室及び付随する議運・理事會室を整備した。
議会図書室の整備	平成24年10月	市民や一般職員に対して開放することを前提に、より利用し易いよう移転及び室内環境の整備を行った。また、図書専門の嘱託職員を雇用し、議員の政策調査に対応できる体制を整備した。
対面方式演壇の導入	平成25年6月	既存の演壇と向き合う形で新たに質問者席を設置した。
議会顧問弁護士の設置	平成26年4月	議会運営上の諸問題の処理に資するため、議会顧問弁護士を設置した。

5 委員会等

(1) 常任委員会

(平 26 年 9 月 17 日現在)

名 称 (定数)	正・副委員長	委 員	所 管 事 項
予 算 決 算 委 員 会 (49)	(正) 坂 田 誠二 (副) 田 尻 将博	正副委員長を除く全議員	予算及びこれに関連する事項 決算及びこれに関連する事項
総 務 委 員 会 (8)	(正) 原 口 亮志 (副) 西 岡 誠也	浜 田 大 介 藤 山 英美 倉 重 徹 田 尻 将博 上野 美恵子 江 藤 正行	総務局、財政局、会計総室、消防局、 選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の 所管に属する事項、他の常任委員会の所管 に属しない事項
企 画 教 育 市 民 委 員 会 (8)	(正) 東 川 すみよ (副) 園 川 良二	小佐井賀瑞宜 澤 田 昌作 松 野 明美 大 石 浩文 上 田 芳 裕 牛 嶋 弘	企画振興局、都市政策研究所、教育委員会 の所管に属する事項
福 祉 子 ど も 委 員 会 (8)	(正) 藤 岡 照代 (副) 高 本 一臣	福 永 洋 一 那 須 円 井 本 正 広 白 河 部 貞志 くつき 信哉 竹 原 孝昭	健康福祉子ども局、病院局の所管に属する 事項
環 境 水 道 委 員 会 (8)	(正) 田 中 敦朗 (副) 寺 本 義勝	齊 藤 聰 田 尻 清輝 家 入 安 弘 古 川 泰三 落 水 清 弘	環境局、上下水道局の所管に属する事項
経 済 委 員 会 (9)	(正) 重 村 和征 (副) 大 島 澄雄	三 島 良之 北 口 和皇 藤 永 弘 益 田 牧子 田 尻 善 裕 田 辺 正信 津 田 征士郎	農水商工局、観光文化交流局、農業委員会 の所管に属する事項
都 市 整 備 委 員 会 (8)	(正) 紫 垣 正仁 (副) 田 中 誠一	鈴 木 弘 坂 田 誠二 田 上 辰也 税 所 史熙 満 永 寿博	都市建設局、交通局の所管に属する事項

※財政局、会計総室、監査委員、病院局、上下水道局、交通局の所管事項については、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。

(2) 議会運営委員会

(平 26 年 9 月 17 日現在)

名 称 (定数)	正・副委員長	委 員
議 会 運 営 委 員 会 (13)	(正) 満 永 寿博 (副) 家 入 安弘	上 田 芳 裕 坂 田 誠二 園 川 良二 牛 嶋 弘 澤 田 昌作 江 藤 正行 大 石 浩文 田 尻 清輝 白河部 貞志 益 田 牧子 藤 岡 照代

(3) 特別委員会

(平 26 年 9 月 22 日現在)

名 称 (定数)	正・副委員長	委 員	設 置 目 的	設置年月日
総合的なまちづくり対策 に関する特別委員会 (12)	(正) 藤 山 英美 (副) 小佐井賀瑞宜	福 永 洋 一 東 川 すみよ 浜 田 大 介 竹 原 孝昭 くつき 信哉 税 所 史熙 重 村 和 征 落 水 清弘 那 須 円 田 尻 清輝	安全で安心な市民生活を実現 するための諸問題と災害 に強いまちづくりや危機管 理対策の強化に関する調査 を行うこと。	平 23. 5. 23
中心市街地の活性化 に関する特別委員会 (13)	(正) 家 入 安弘 (副) 大 島 澄雄	田 上 辰也 上野 美恵子 井 本 正 広 津 田 征士郎 藤 永 弘 江 藤 正行 紫 垣 正仁 藤 古 川 泰三 大 石 浩文 北 口 和皇 田 尻 善 裕	中心市街地活性化及びこれ に関する事業の諸問題と対 策に関する調査を行うこ と。	平 23. 5. 23
財 政 運 営 の あ り 方 に関する特別委員会 (12)	(正) 澤 田 昌作 (副) 松 野 明美	寺 本 義勝 田 中 敦朗 高 本 一 誠 園 川 良二 西 岡 誠也 齊 藤 聰 井 本 正 広 坂 田 誠二 原 口 亮 田 辺 正信	大都市にふさわしい財政運 営の健全化と財政基盤の強 化を図るための諸問題の調 査を行うこと。	平 23. 5. 23
議会活性化特別委員会 (10)	(正) 江 藤 正行 (副) 田 中 誠一	上 田 芳 裕 津 田 征士郎 藤 永 弘 牛 嶋 弘 白河部 貞志 益 田 牧子 藤 岡 照代 田 辺 正信	議会活性化のための諸改革 に関する調査を行うこと。	平 23. 6. 16

(4) 協議等の場（地方自治法第100条第12項）

(平26年8月1日現在)

名 称（定数）	正・副委員長等	構 成 員	設 置 目 的
全 員 協 議 会 (49)		全 議 員	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため
予 算 決 算 委 員 会 理 事 会 (8)	(正) 江 藤 正 行 (副) 田 尻 善 裕	福 永 洋 一 藤 岡 照 代 倉 重 徹 税 所 史 熙 大 石 浩 文 益 田 牧 子 ※	予算決算委員会の運営に関し必要な事項について協議又は調整を行うため
議 会 広 報 委 員 会 (10)	(正) 倉 重 徹 (副) 田 尻 善 裕	小佐井賀瑞宜 井 本 正 広 福 永 洋 一 田 中 敦 朗 田 上 辰 也 那 須 円 浜 田 大 介 紫 垣 正 仁	議会の広報に関し必要な事項について協議又は調整を行うため
政 策 条 例 検 討 会 (中小企業振興・地産地消推進) (6)	(正) 倉 重 徹 (副) 大 石 浩 文	田 上 辰 也 浜 田 大 介 澤 田 昌 作 益 田 牧 子	熊本市における中小企業の振興及び地産地消の推進に係る政策条例の制定に向けた検討に関し協議又は調整を行うため

※予算決算委員会理事会については、上記に加え予算決算委員会正副委員長が構成員として参加している。

6 各種委員

(平26年9月12日現在)

名 称	議員数	任 期	委 員 名
監 査 委 員	2	議員の任期中	竹 原 孝 昭 田 尻 清 輝
農 業 委 員	4	3 年	上 田 芳 裕 藤 岡 照 代 牛 嶋 弘 税 所 史 熙
都 市 計 画 審 議 会 委 員	6	議員の任期中	藤 永 弘 大 石 浩 文 上 野 美 恵 子 坂 田 誠 二 田 尻 将 博 牛 嶋 弘
町 界 町 名 審 議 会 委 員	5	2 年	寺 本 義 勝 井 本 正 広 大 島 澄 雄 田 中 誠 一 古 川 泰 三
市 民 会 館 運 営 委 員	3	2 年	浜 田 大 介 満 永 寿 博 東 す み よ
青 少 年 問 題 協 議 会 委 員	2	議員の任期中	小佐井賀瑞宜 藤 山 英 美
ホ テ ル 等 建 築 審 査 会 委 員	2	2 年	高 本 一 臣 北 口 和 皇
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員	3	2 年	澤 田 昌 作 田 尻 善 裕 江 藤 正 行
環 境 審 議 会 委 員	3	3 年	田 上 辰 也 藤 岡 照 代 齊 藤 聰
熊 本 市 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー は あ も に い 運 営 審 議 会 審 議 員	2	2 年	重 村 和 征 那 須 円
社 会 福 祉 審 議 会 委 員 (民生委員審査専門分科会所属)	1	3 年	落 水 清 弘
熊 本 市 公 共 交 通 協 議 会 委 員	7	2 年	鈴 木 弘 西 岡 誠 也 重 村 和 征 紫 垣 正 仁 倉 重 徹 白 河 部 貞 志 益 田 牧 子
山 鹿 植 木 広 域 行 政 事 務 組 合 議 会 議 員	4	議員の任期中	原 口 亮 志 田 中 敦 朗 園 川 良 二 家 入 安 弘

7 報酬等

(1) 報酬及び期末手当

区 分	現 行 報 酬 月 額	適 用 年 月 日	改 正 前 報 酬 月 額	適 用 年 月 日	議 員 期 末 手 当
議 長	814,000 円	平 24. 4. 1	818,000 円	平 23. 4. 1	6 月 140/100
副 議 長	741,000 円		745,000 円		12 月 155/100
議 員	671,000 円		674,000 円		(傾斜配分 20/100 加算)

(2) 費用弁償

市議会議員が議会の会議又は委員会に出席したときは、議会棟から当該市議会議員の住所までの直線距離の区分に応じ費用弁償として支給するもの。

支 給 対 象	適 用 年 月 日	直 線 距 離 の 区 分 及 び 支 給 額
本会議 常任委員会 特別委員会 議会運営委員会	平成 19 年 9 月 6 日	4 キロメートル未満 日額 5,000 円 4 キロメートル以上 8 キロメートル未満 日額 6,000 円
全員協議会 予算決算委員会理事会	平成 22 年 3 月 2 日	8 キロメートル以上 日額 7,000 円 (公用車を利用して出席したときは2分の1の額)
議会広報委員会	平成 23 年 7 月 1 日	
政策条例検討会	平成 24 年 3 月 21 日	

(3) 政務活動費

市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付するもの。

交 付 対 象	交 付 額 及 び 方 法	収 支 報 告	適 用 年 月 日
議 員	月額 200,000 円とし、一会計年度の半期ごとに交付の最初の月に当該半期に属する月数分を交付 上半期 1,200,000 円 下半期 1,200,000 円	交付を受けた議員は、収支報告書を4月30日までに議長に提出 領収書等の書類の写しを、収支報告書と併せて議長に提出	平成 24 年 12 月 16 日

※ 収支報告書について、第三者機関に確認業務を委託している。

8 議会活動状況

(1) 本会議開催状況

(平成25年)

会議 区分	会期	本 会 議 日 数	会 議 時 間 数	傍 聴 人 数		
				男	女	計
第1回定例会	2.25～3.26 (30日間)	7日	17時間57分	338	274	612
第2回定例会	6.6～6.21 (16日間)	5日	11時間17分	125	92	217
第3回定例会	9.12～10.4 (23日間)	6日	13時間15分	272	139	411
第4回定例会	12.5～12.24 (20日間)	7日	18時間43分	183	117	300
	(89日間)	25日	61時間12分	918	622	1,540

(2) 本会議審議状況

(平成25年)

	市長提出議案									議員提出議案						その他								
	条 例	予 算	決 算	契 約 締 結	財 産 取 得 処 分	専 決 処 分	公 務 員 任 命	そ の 他	計	条 例	会 議 規 則	意 見 書	決 議	懲 罰	計	動 議	請 求	諮 問	請 願	質 問	選 挙	調 査	議 員 派 遣	
1 定 例	27	48		1			5	120	201	1	1	5			7	2	6	4	4	8	2			
2 定 例	11	5				1	11	35	63	1		5			6			3	5	5			2	
3 定 例	16	15	6	2	3	3	2	68	115			5			5	1	2	4	1	7			2	
4 定 例	27	9		3				54	93	1		7			8			4	2	9				
計	81	77	6	6	3	4	18	277	472	3	1	22			26	3	8	15	12	29	2		4	
可 決	81	77		6	3			277	444	3	1	17			21	3							4	
可決及び認定			3						3															
修 正 可 決																								
否 決												5			5									
承 認						4			4															
同 意							18		18															
同意しない																								
認 定									3															
異議がない																		15						
採 択																								
不 採 択																			12					
継 続 審 査																								
審 議 未 了																								
撤 回																								
了 承																								
許 可																	8							
議 決 不 要																								
計	81	77	3	6	3	4	18	277	472	3	1	22	0	0	26	3	8	15	12	0	0	0	4	

(3) 委員会審査状況

(平成25年)

区 分 委員会別		開 催 回 数	市 長 提 出 議 案								議 員 提出議案		請 願	陳 情	計
			予 算	決 算	条 例	契 約	財 処 産 分 取 得 等	専 決 処 分	そ の 他	計	条 例	そ の 他			
予 算 決 算		14(0)	77	6	56	1	1	4	7	152		1	1		1
分 科 会	総 務	5(0)													0
	企 画 教 育 市 民	5(0)													0
	福 祉 子 ど も	5(0)													0
	環 境 水 道	5(0)													0
	経 済	7(0)													0
	都 市 整 備	6(0)													0
総 務		6(1)			2	6	3		3	14			3	16	19
企 画 教 育 市 民		6(1)			4				12	16			1	24	25
福 祉 子 ど も		6(1)			11				5	16			5	16	21
環 境 水 道		6(1)			2				3	5				2	2
経 済		6(1)			2				3	5			2	4	6
都 市 整 備		7(1)			5				238	243				10	10
議 会 運 営 委 員 会		17(8)												6	
総合的なまちづくり対策に 関する特別委員会		2(1)													
中心市街地の活性化に 関する特別委員会		4(4)												1	
財政運営のあり方に 関する特別委員会		4(3)													
議 会 活 性 化 特 別 委 員 会		5(2)												1	
桜町・花畑地区再開発事業の附 帯決議に関する特別委員会		11(8)												4	
計		127 (32)	77	6	82	7	4	4	271	451	0	1	12	84	96

※開催日数の()内は定例会(臨時会)閉会中の委員会開催分(再掲)

9 議会事務局

(1) 事務分掌

総務課

- ① 公印の保管に関する事。
- ② 文書の発受及び整理、保存に関する事。
- ③ 秘書及び渉外に関する事。
- ④ 予算及び決算に関する事。
- ⑤ 議員の身分、辞職及び補欠に関する事。
- ⑥ 議員の議員報酬、費用弁償及びその他の給与に関する事。
- ⑦ 議員共済会に関する事。
- ⑧ 職員の人事厚生及び服務に関する事。
- ⑨ 職員の給与等及び旅費に関する事。
- ⑩ 儀式及び交際に関する事。
- ⑪ 議長会及び局長会等に関する事。
- ⑫ 議会関係規程(総務課の所管に属するものに限る。)の制定及び改廃に関する事。
- ⑬ 議場その他議会関係各室の管理に関する事。
- ⑭ 物品の出納、保管に関する事。
- ⑮ 乗用自動車に関する事。
- ⑯ 他の課の所管に属しない事。

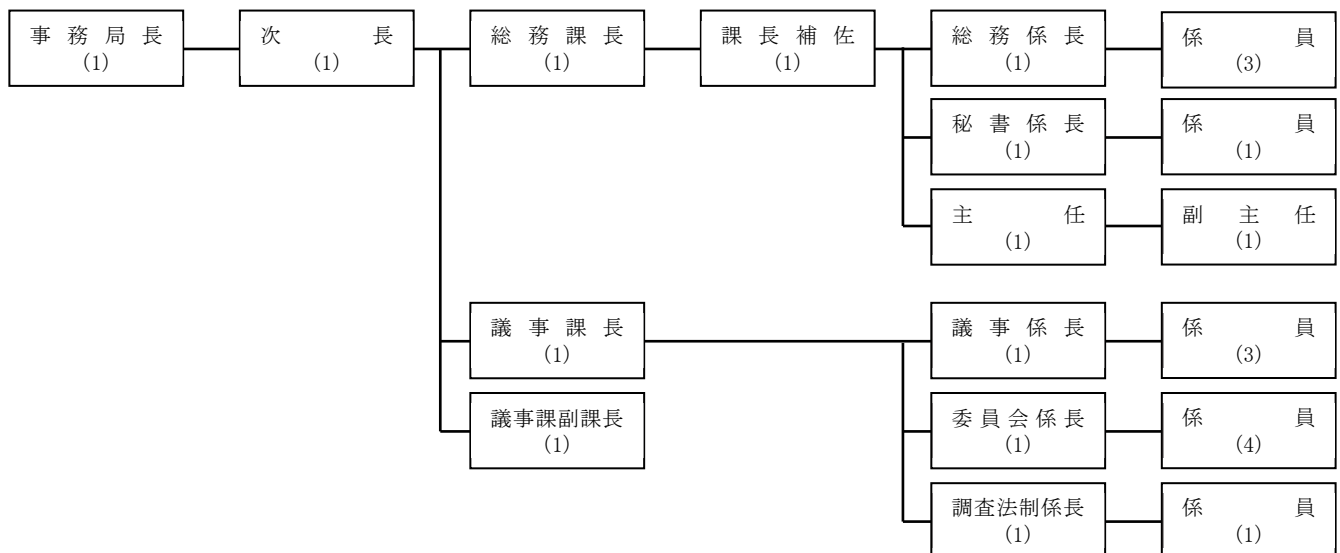
議事課

- ① 本会議に関する事。
- ② 議案その他会議に関する文書に関する事。
- ③ 請願書及び陳情書に関する事。
- ④ 委員会に関する事。
- ⑤ 公聴会に関する事。
- ⑥ 行政調査に関する事。
- ⑦ 資料の収集整理及び保管に関する事。
- ⑧ 図書室に関する事。
- ⑨ 速記に関する事。
- ⑩ 会議録の編集に関する事。
- ⑪ 議会関係規程の制定及び改廃に関する事。
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、議事運営に関する事。

(2) 組織図(平成26年4月1日現在)

定 数 28人

現員数 25人



(3) 議会刊行物等

区分 刊行物	発行回数	1回当たり 発行部数(部)	規格	印刷方法	予算(円)	配布先
市 政 概 要	年1回	220	A4	PTO	518,000	議員、執行部、来訪議員
本 会 議 会 議 録	定例会ごと (臨時会含)	120	A4	オンデマンド	4,216,000 (速記委託料含)	議員、執行部、関係機関
委 員 会 会 議 録	定例会ごと	120	A4	オンデマンド	5,122,000	議員、執行部、関係機関
特別委員会会議録	議員任期	120	A4	PTO	462,000	議員、執行部、関係機関
市 議 会 だ よ り	年4回	320,000	タブロイド版	オフセット 印刷	13,344,000	市内全世帯、市の主要施設
市 議 会 だ よ り (点字・音声版)	年4回	点字 100 音声 100	—	—		申出による希望者
市 議 会 D V D	不定	100	NTSC PAL	—	—	国外(姉妹都市等)の関係者

(4) 議会図書室

ア 図書蔵書数

(平成26年8月1日現在)

分類	蔵書数(冊)	分類	蔵書数(冊)
0 総 記	93	6 産 業	245
1 哲 学	92	7 芸 術 ・ 美 術	97
2 歴 史	483	8 語 学	92
3 社 会 科 学	2,140	9 文 学	100
4 自 然 科 学	118	議 会 資 料	1,548
5 技 術 ・ 工 学	223	行 政 資 料	1,023
合計			6,254

イ 雑誌

ガバナンス、くまもと経済、市政、自治研究、自治体法務研究、日経グローバル、毎日フォーラム
レファレンス、外国の立法 立法情報・翻訳・解説

ウ 新聞

朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、熊本日日新聞、西日本新聞

エ 図書購入予算

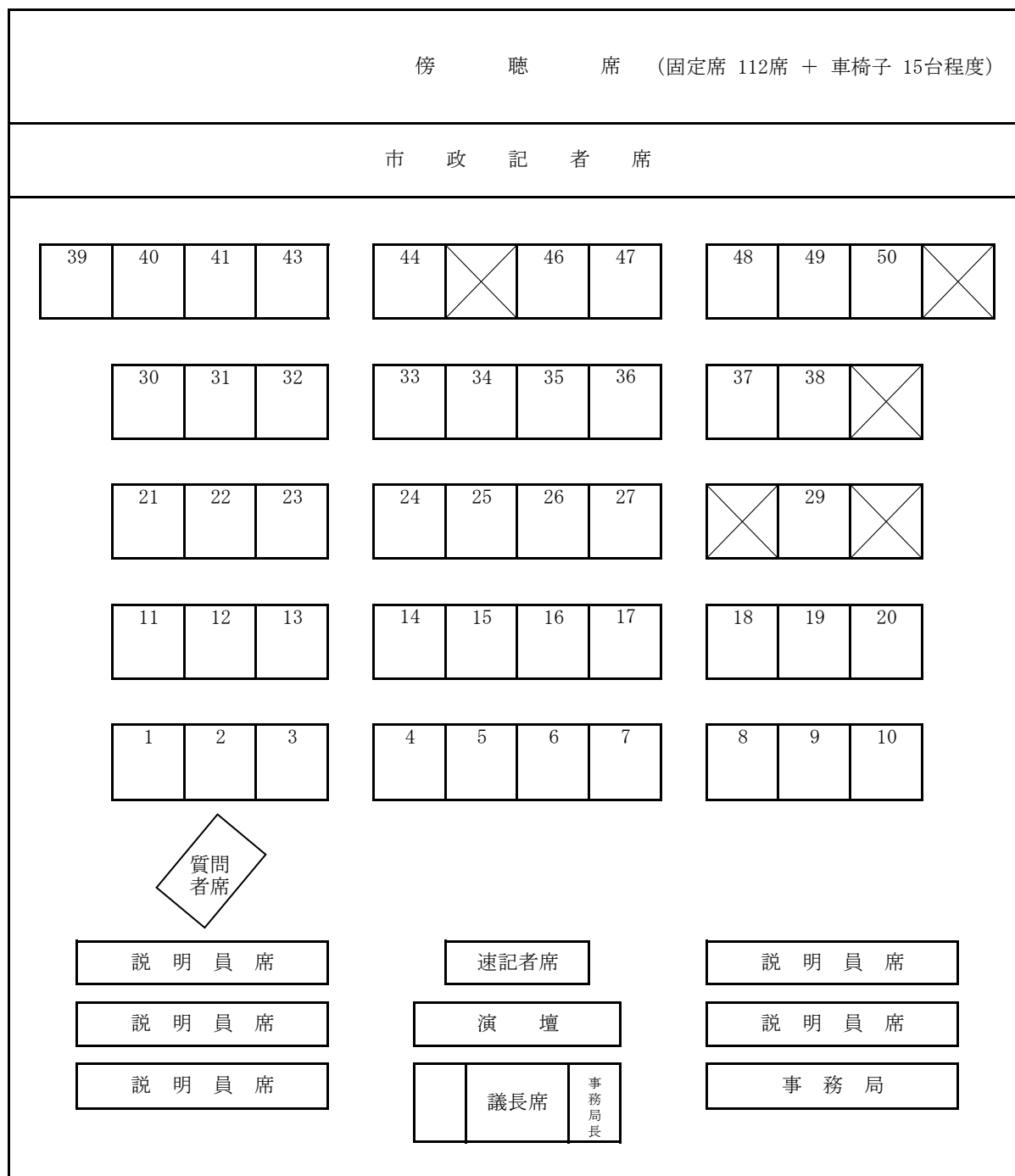
平成26年度 図書室用蔵書 2,000千円
追録、雑誌等 1,005千円

(5) 視察来訪状況

(平成25年)

月(年)別	来訪市数	来訪人員	月(年)別	来訪市数	来訪人員
平成25年1月	17	145	平成25年10月	37	330
2月	21	133	11月	30	242
3月	3	6	12月	0	0
4月	6	59	平成25年合計	164	1,351
5月	12	85	月平均	13	112
6月	2	16	平成24年合計	175	1,438
7月	14	128	23	153	1,319
8月	21	193	22	118	872
9月	1	14	21	143	1,143

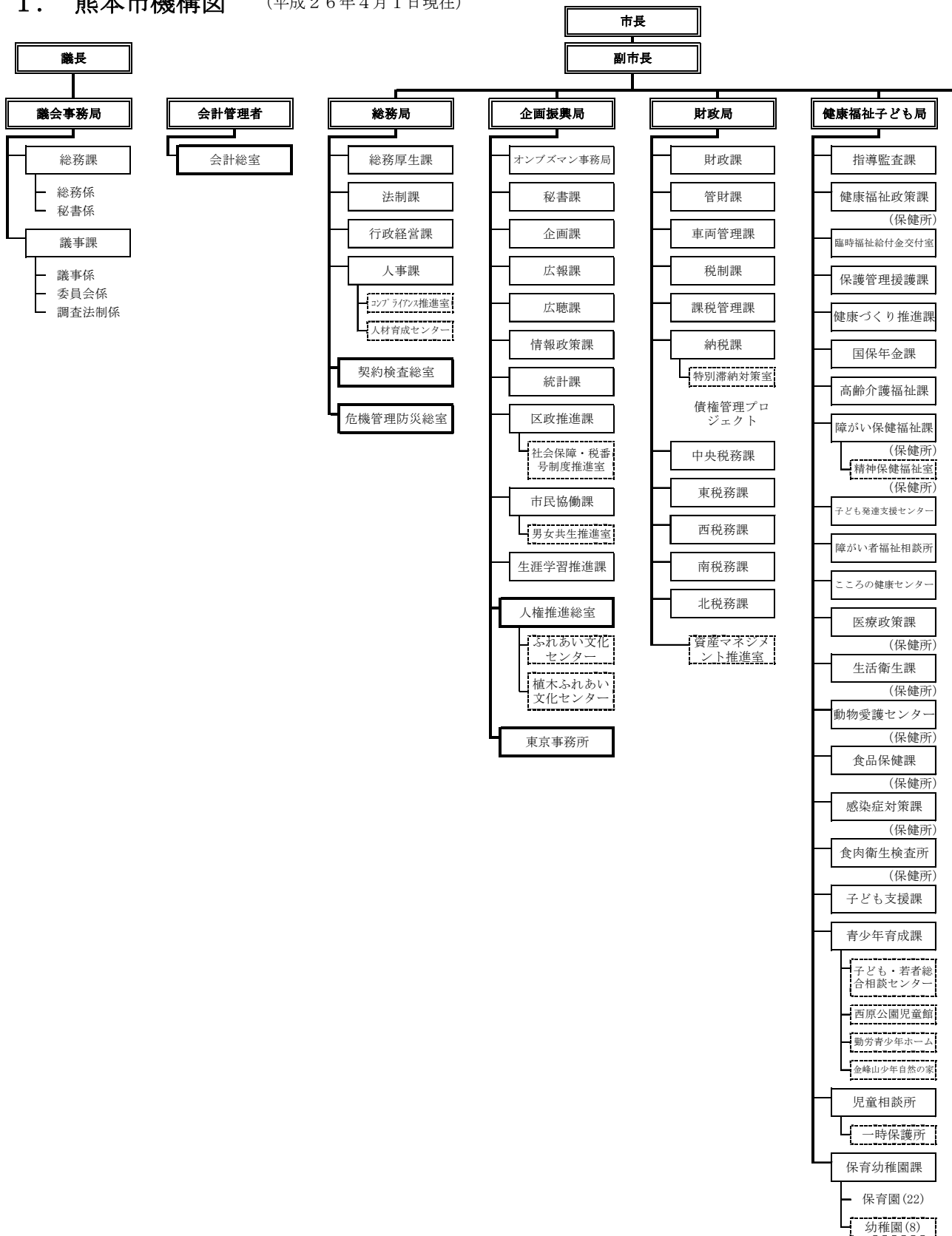
議場見取図



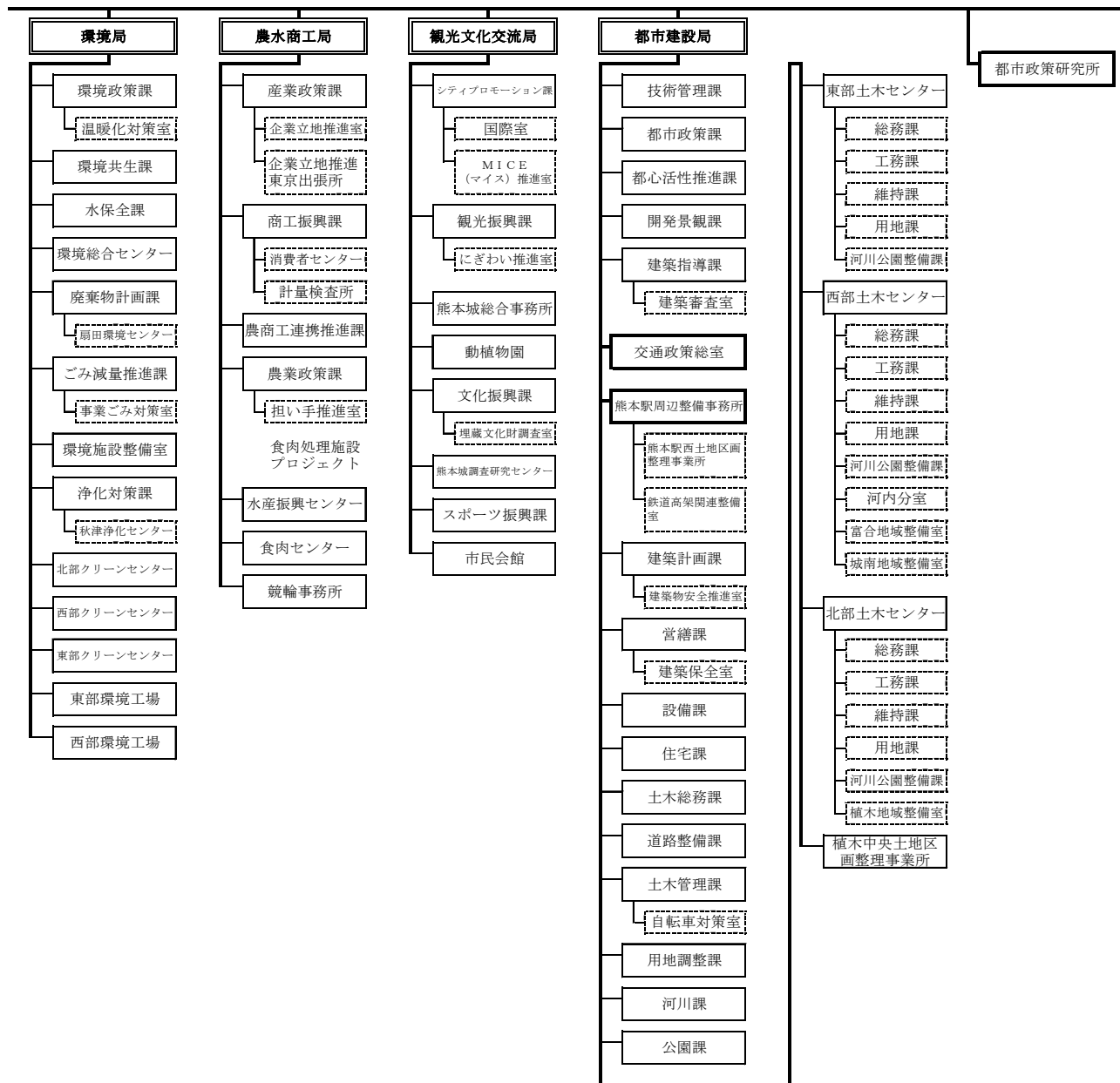
総務

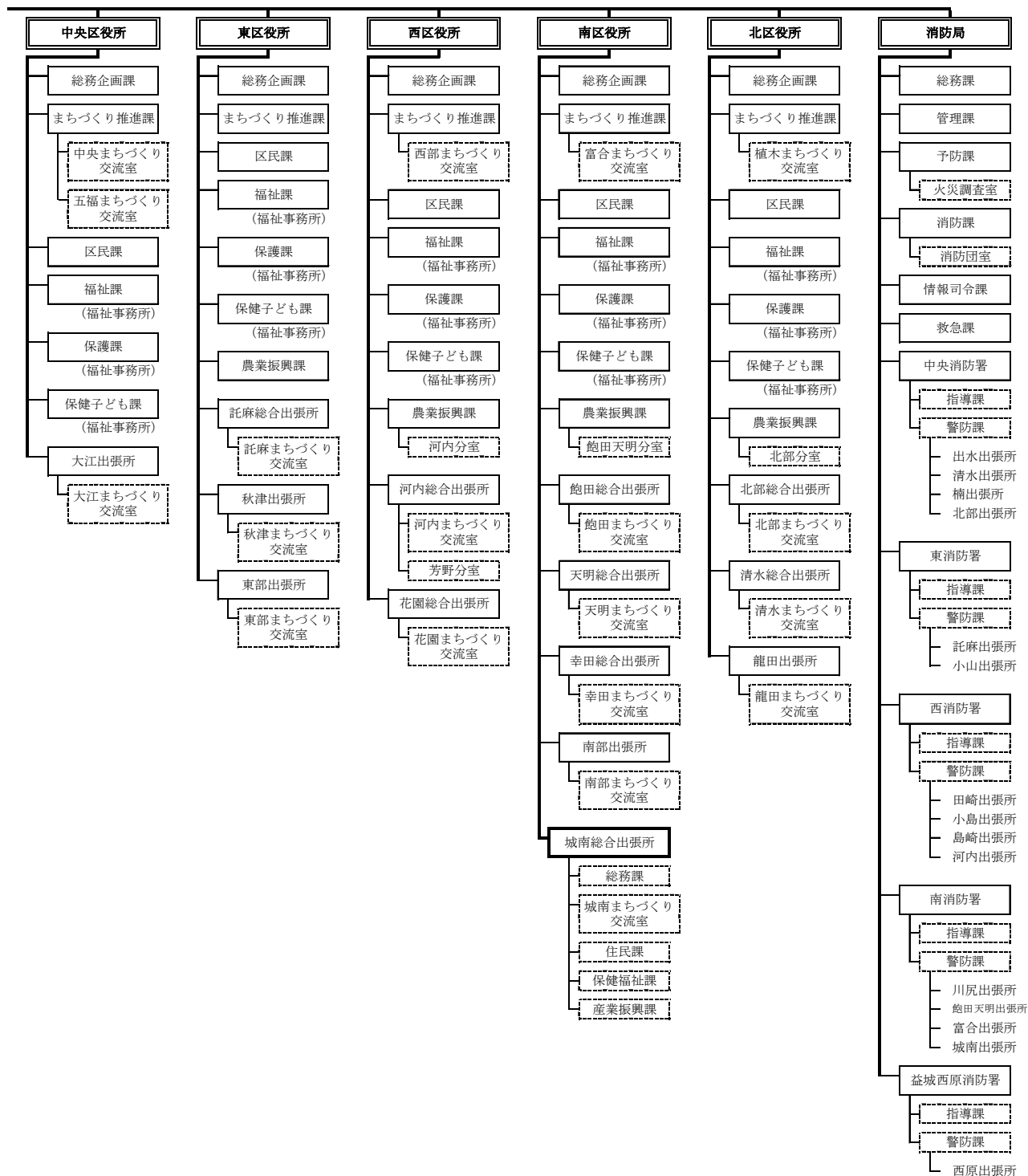
1 熊本市機構図	29
2 情報公開・個人情報保護	35
3 行財政改革	38
4 指定管理者制度	40
5 職員数	43
6 給与	43
7 職員研修	46
8 契約	50
9 危機管理防災	51
10 財政	53
11 公共施設等総合管理計画	58
12 土地開発基金	59
13 市庁舎概要	59
14 市税	64
15 選挙	67
16 人事委員会	72

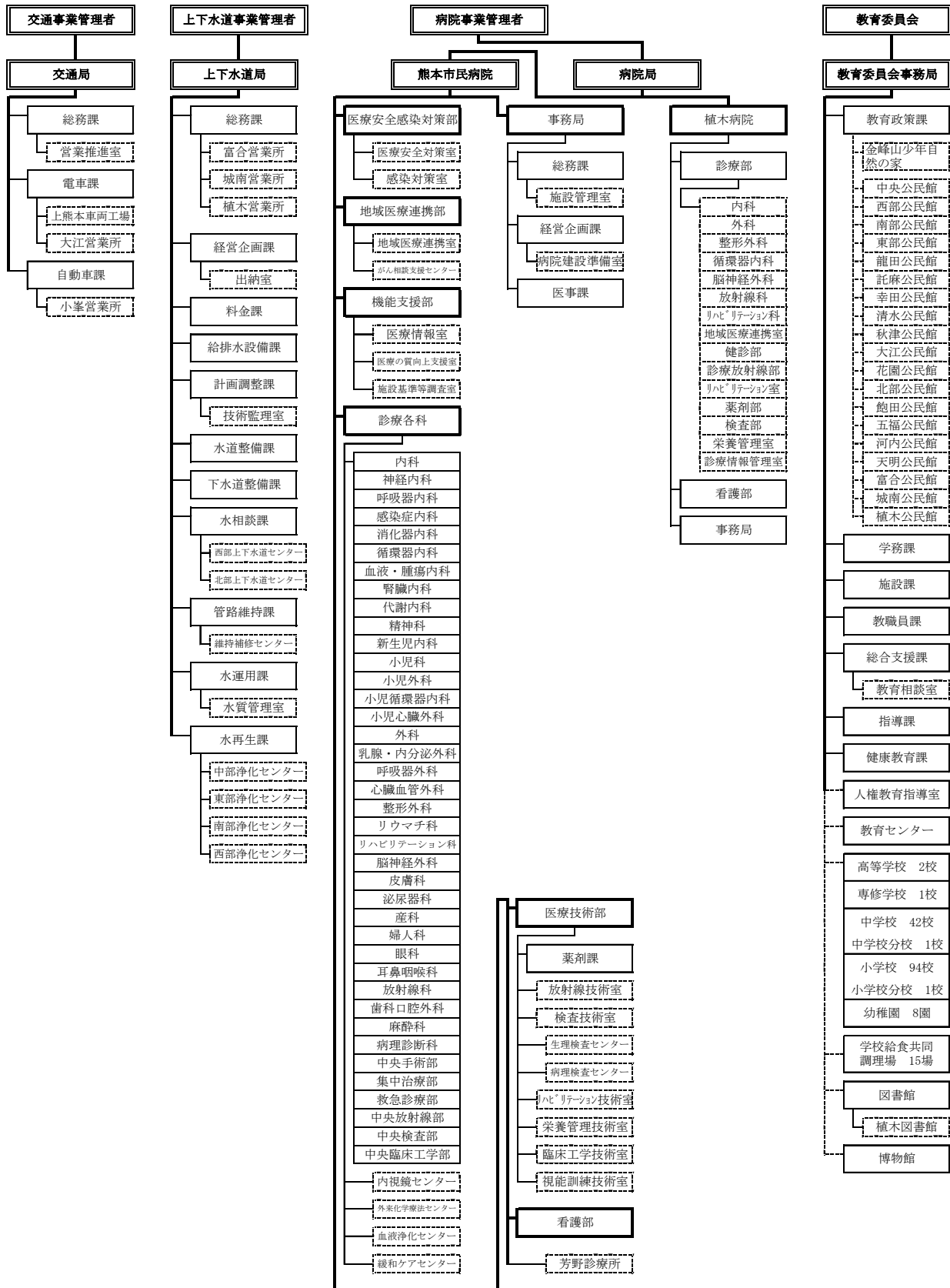
1. 熊本市機構図 (平成26年4月1日現在)

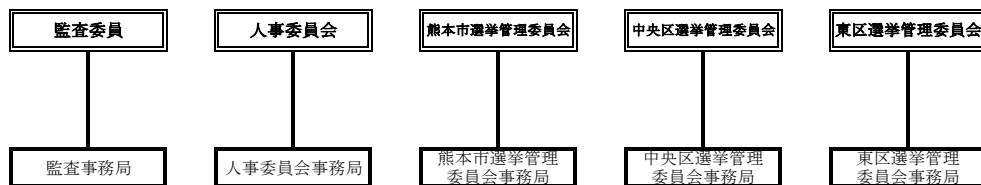


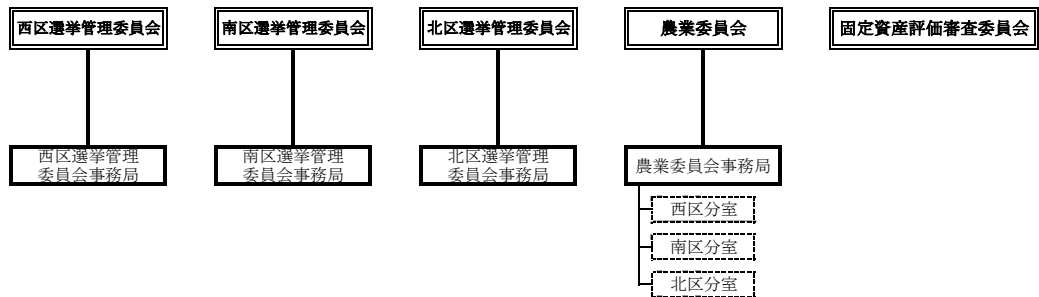
総務











	職員数		組織数				備考
	人数	定数	局相当	総室相当	課相当	課内室等	
議会事務局	25	28	1	0	2	0	職員数：平成26年5月2日現在 組織数：平成26年4月1日現在
会計総室	18	3,757	0	1	0	0	
総務局	111		1	2	4	2	
企画振興局	158		1	2	10	4	
財政局	288		1	0	11	2	
健康福祉子ども局	685		1	0	21	14	
環境局	373		1	0	13	4	
農水商工局	122		1	0	7	5	
観光文化交流局	233		1	0	8	3	
都市建設局	647		1	2	19	26	
都市政策研究所	4		0	1	0	0	
区役所	1,050		5	1	47	27	
消防局	729	745	1	0	11	12	※組織数に係る特記事項 熊本市民病院の医療安全感染対策部、地域医療連携部、医療情報部、診療各科、医療技術部、看護部、芳野診療所並びに植木病院の診療部、看護部を除く。 ※職員数に係る特記事項 学校、幼稚園、共同調理場を除く。 教育委員会事務局の職員数は教育長を含む。
交通局	145	220	1	0	3	4	
上下水道局	430	520	1	0	11	13	
病院局	727	770	1	1	4	2	
教育委員会事務局	608	770	1	0	11	2	
監査事務局	15	17	0	1	0	0	
人事委員会事務局	12	16	0	1	0	0	
市選挙管理委員会事務局	11	22	0	1	0	0	
区選挙管理委員会事務局			0	5	0	0	
農業委員会事務局	29	35	0	1	0	3	
総 計	6,420	6,900	19	19	182	123	

2 情報公開・個人情報保護（法制課）

（1）情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成10年10月1日に施行した。

平成11年10月1日からは、議会が実施機関に加わった。

ア 目的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

情報開示請求には資格制限はなく、何人も文書等の開示請求が可能としている。

（2）平成25年度情報公開制度の実施状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

（単位 件）

開示請求件数	処 理 状 況									
	開示 決定	部分 開示 決定	請 求 拒 否 決 定					合 計	取下げ	却 下
			不開示	存否 不回答	不存在	その他	計			
974	681	237	17	0	105	1	123	1041	6	0

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

※その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

※却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権のないものからの請求について、却下したものをいう。

※開示請求者の区分は、平成24年度から廃止した。

イ 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立て件数			処 理 状 況				
年度	区分	件数（件）	決定済	裁決済	審議会で 審 議 中	実施機関 で検討中	取下げ
21	異 議 申 立 て	3	5		0	0	1
	審 査 請 求	0		0	0	0	0
22	異 議 申 立 て	18	4		3	13	0
	審 査 請 求	0		0	0	0	0
23	異 議 申 立 て	2	11		2	5	0
	審 査 請 求	0		0	0	0	0
24	異 議 申 立 て	2	4		1	5	0
	審 査 請 求	0		0	0	0	0
25	異 議 申 立 て	7	2		3	7	1
	審 査 請 求	0		0	0	0	0
合 計		32	26	0	9		2

（注） 不服申立て件数と処理状況の件数が一致しないのは、不服申立ての審議を併合して行ったり、1件の不服申立てが複数の事案に対する不服申立ての場合、それぞれについて決定したため。

また、処理状況の件数については、当該年度以前から出されていた不服申立てに関する処理状況の件数も含むものであるため。

（３）個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例は、平成14年4月1日に施行した。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、自己の個人情報について開示・訂正などを求める権利を保障している。

ア 個人情報を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

イ 個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

（４）平成25年度個人情報保護制度の実施状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

開示請求件数	処 理 状 況						
	開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
93	38	36	5	27	0	0	0

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ 不服申立ての件数及び処理状況

(単位 件)

不服申立て件数			処 理 状 況				
年度	区分	件数	決定済	裁決済	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
21	異議申立て・審査請求	0	0	0	0	0	0
22	異議申立て・審査請求	0	0	0	0	0	0
23	異議申立て・審査請求	0	0	0	0	0	0
24	異議申立て・審査請求	0	0	0	0	0	0
25	異議申立て・審査請求	1	0	0	0	1	0
合 計		1	0	0	0	1	0

ウ 訂正請求及び利用停止請求の状況

(単位 件)

年度	訂正請求		利用停止請求
	請求件数	処理状況	請求件数
25	0		0

3 行財政改革（行政経営課）

市民福祉の向上や効率的・効果的な行政体制の整備を目指し、行財政改革に取り組んでいる。

平成8年9月には、行政改革大綱を策定（第1次行革）、平成12年10月には、社会情勢の変化等を踏まえた大綱の見直し（第2次行革）、平成16年3月には、スリムで効率的な行政体制の整備や財政の健全化を実現する行財政改革推進計画を策定し（第3次行革）、また、平成21年3月には、行財政改革計画（第4次行革）を策定し、市民に信頼される市政の実現とともに効率的で質の高い市政運営を目指してきた。

さらに、第6次総合計画に掲げる新しいくまもとづくりとそれを支える市政改革の着実な推進に向けて、「将来にわたり持続可能な市政運営の実現」を目標とした第5次となる「行財政改革計画」（期間：26年度から30年度）を平成26年4月に策定した。

この計画に基づき、質の高い区政サービスの提供、民間活力等の活用及び財政基盤の強化など71項目に取り組んでいく。

（1）経費改善への取組実績

第1次行革

（単位：百万円）

年度 区分		8	9	10	11
1	事務事業の見直し	83	517	1,830	2,118
	廃止・縮小・統合		5	143	204
	簡素・効率化・経費節減	83	512	1,490	1,624
	民間委託等の推進			197	290
	その他				
2	財政の健全化			1,040	1,677
3	人事管理制度の見直し		77	332	1,096
合 計		83	594	3,202	4,891

第2次行革

（単位：百万円）

年度 区分		12	13	14	15
1	事務事業の見直し	329	511	1,005	1,619
	廃止・縮小・統合	81	83	89	96
	簡素・効率化・経費節減	242	340	744	1,336
	民間委託等の推進	6	79	149	158
	その他		9	23	29
2	財政の健全化	2,079	1,273	1,959	1,599
3	人事管理制度の見直し	578	1,315	1,696	2,065
合 計		2,986	3,099	4,660	5,283

第3次行革：行財政改革推進計画

（単位：百万円）

年度 区分		16	17	18	19	20
市民サービスの改革		176	254	355	394	443
組織の改革		150	854	1,262	1,949	1,840
外郭団体の改革		230	0	0	0	0
公営企業の経営健全化		0	0	2,137	2,096	2,381
財政健全化の推進		1,402	2,365	3,850	5,042	5,921
合 計		1,958	3,473	7,604	9,481	10,585

第4次行革：行財政改革計画

(単位：億円)

区分 \ 年度	計画額	効果額	計画差
定員管理・民間委託等の推進	41	90	49
職員給与の適正化	6	40	34
時間外勤務の縮減	10	▲31	▲41
市税等の収納率の向上	24	13	▲11
受益者負担等の見直し	8	2	▲6
市有財産等の活用による歳入の確保	5	8	3
組織・事務事業の見直し	68	48	▲20
合 計	162	170	8

(2) 職員数の推移

第1次行革

(単位：人)

区分 \ 年度	8	9	10	11
職員総数 ①	6,741	6,732	6,702	6,612
市民数 ②	648,543	651,605	654,613	657,850
職員一人あたり市民数 (②÷①)	96.2	96.8	97.7	99.5

第2次行革

(単位：人)

区分 \ 年度	12	13	14	15
職員総数 ①	6,544	6,458	6,407	6,364
市民数 ②	659,942	661,115	664,279	666,698
職員一人あたり市民数 (②÷①)	100.8	102.4	103.7	104.8

第3次行革：行財政改革推進計画

(単位：人)

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
職員総数 ①	6,322	6,249	6,231	6,156	6,119
市民数 ②	667,746	668,797	667,169	667,899	668,021
職員一人あたり市民数 (②÷①)	105.6	107.0	107.1	108.5	109.2

第4次行革：行財政改革計画

(単位：人)

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
職員総数 ①	6,123	6,486	6,402	6,455	6,441
市民数 ②	677,375	728,332	733,012	734,361	737,294
職員一人あたり市民数 (②÷①)	110.6	112.3	114.5	113.8	114.5

第5次行革：行財政改革計画

(単位：人)

区分 \ 年度	26
職員総数 ①	6,420
市民数 ②	738,371
職員一人あたり市民数 (②÷①)	115.0

4 指定管理者制度

概 況

公の施設については、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていたが、多様化・複雑化する市民ニーズへの的確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成１５年６月に地方自治法が改正され「指定管理者制度」が創設された。

熊本市は、平成１６年８月に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を策定し、この指針に基づき適切な運用を図っている。

指定管理者制度の導入状況（平成２６年４月１日現在）

（１）公募により指定管理者を選定した施設

指定年度	施設名	施設数	所管課	指定管理者の名称	導入年月	指定期間
22	熊本市夢もやい館	1	健康福祉政策課	夢もやい館管理運営共同企業体	19. 4	22. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市食品交流会館	1	商工振興課	(株) フードバル熊本	17. 4	22. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市流通情報会館	1	商工振興課	熊本流通団地協同組合	17. 4	22. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市くまもと工芸会館	1	文化振興課	くまもと工芸協会共同企業体	17. 4	22. 4. 1～27. 3. 31
23	熊本市立雁回敬老園	1	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	23. 4	23. 4. 1～28. 3. 31
	熊本市城南老人福祉センター	1	高齢介護福祉課	(株) オカムラ	23. 4	23. 4. 1～28. 3. 31
	熊本市子ども文化会館	1	青少年育成課	(財) 熊本市社会教育振興事業団	23. 4	23. 4. 1～28. 3. 31
	東部交流センター	1	東部環境工場	(株) パブリックビジネスジャパン	19. 4	23. 4. 1～28. 3. 31
	くまもと森都心プラザ	1	産業政策課	くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体	23. 4	23. 10. 1～28. 3. 31
24	熊本市男女共同参画センターはあもにい	1	市民協働課 男女共生推進室	はあもにい管理運営共同企業体	24. 4	24. 4. 1～29. 3. 31
	熊本市祖崇廟納骨堂	1	人権推進総室	(公社) 熊本市シルバー人材センター	20. 4	24. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市南部在宅福祉センター	1	健康福祉政策課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	18. 4	24. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市東部在宅福祉センター	1	健康福祉政策課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	18. 4	
	熊本市東老人福祉センター	1	高齢介護福祉課		18. 4	24. 4. 1～29. 3. 31
	熊本市母子福祉センター	1	子ども支援課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	18. 4	
	熊本市森林学習館	1	緑保全課	(株) リフティングブレーン	18. 4	24. 4. 1～27. 3. 31
	リサイクル情報プラザ	1	ごみ減量推進課	リサイクルプラザ管理運営共同企業体	24. 4	24. 4. 1～29. 3. 31
	熊本市勤労者福祉センター	1	産業政策課	(一財) 熊本市勤労者福祉センター	18. 4	24. 4. 1～29. 3. 31
	熊本市健軍文化ホール	1	市民会館	健軍文化ホール事業推進共同企業体	24. 4	24. 4. 1～29. 3. 31
	熊本駅西都市再生住宅	2	住宅課	熊本市営住宅管理センター共同企業体	18. 4	24. 4. 1～27. 3. 31
	市営住宅、市営改良住宅	122			18. 4	
	特賃貸住宅	15			18. 4	
	小集落改良住宅	3			18. 4	
	熊本市中心市街地自転車駐車場	4	土木管理課 自転車対策室	自転車駐車場管理運営共同企業体	18. 4	24. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市健軍自転車駐車場	1		(公社) 熊本市シルバー人材センター	24. 4	
	熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場	1		特定非営利活動法人 TMN熊本	24. 4	
	水前寺江津湖公園	1	河川公園課	(一社) 熊本市造園建設業協会	24. 4	24. 4. 1～29. 3. 31

指定年度	施設名	施設数	所管課	指定管理者の名称	導入年月	指定期間
25	熊本市畜場	1	健康福祉政策課	熊本 M・K・G 畜場管理共同企業体	25. 4	25. 4. 1～30. 3. 31
	熊本市植木温泉福祉交流館	1	北区役所 総務企画課	ゆうしんグループ共同企業体	22. 4	25. 4. 1～28. 3. 31
	熊本市水の科学館	1	上下水道局 経営企画課	熊本市水の科学館運営共同企業体	18. 4	25. 4. 1～30. 3. 31
	熊本市富含老人福祉センター	1	高齢介護福祉課	富含老人福祉センター管理運営共同企業体	25. 10	25. 10. 6～30. 3. 31
	熊本市ふれあい広場（戸島）	1	廃棄物計画課	戸島ふれあい広場管理運営共同企業体	25. 9	25. 9. 1～29. 3. 31
	熊本市ふれあい広場（扇田）	1	廃棄物計画課	田上アクト共同企業体	25. 9	25. 9. 1～29. 3. 31
	熊本市立城南図書館	1	熊本市立図書館	城南図書館管理運営共同企業体	26. 3	26. 3. 1～30. 3. 31
	熊本市城南児童館	1	青少年育成課		26. 3	
26	熊本市辛島公園地下駐車場	1	車両管理課	（一財）熊本市駐車場公社	18. 4	26. 4. 1～31. 3. 31
	熊本市辛島公園地下通路	1	車両管理課		26. 4	
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場	1	土木管理課 自転車対策室		18. 4	
	熊本市植木健康福祉センター	1	健康福祉政策課	かがやき館管理運営共同企業体	21. 4	26. 4. 1～31. 3. 31
	熊本市老人福祉センター （中央・北・西・南・川上・河内・天明）	7	高齢介護福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	18. 4	26. 4. 1～31. 3. 31
	熊本市お達者文化会館	3	高齢介護福祉課	介護予防施設管理運営共同企業体	18. 4	
	熊本市南部万年青会館				18. 4	
	熊本市東部はつらつ交流会館				18. 4	
	熊本市障害者福祉センター希望荘	1	障がい保健福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	18. 4	26. 4. 1～31. 3. 31
	熊本市国際交流会館	1	シティプ°ロモーション課 国際室	熊本市国際交流会館共同企業体	18. 4	26. 4. 1～31. 3. 31
	熊本市総合体育館・青年会館	7	スポーツ振興課	（財）熊本市社会教育振興事業団	18. 4	26. 4. 1～31. 3. 31
	熊本市総合屋内プール				18. 4	
	南部総合スポーツセンター				18. 4	
	託麻スポーツセンター				18. 4	
	田迎公園運動施設				18. 4	
	水前寺競技場				18. 4	
	水前寺野球場				18. 4	
	熊本市現代美術館	1	文化振興課	（公財）熊本市美術文化振興財団	18. 4	26. 4. 1～31. 3. 31

（２）地域密着型施設

指定年度	施設名	施設数	所管課	指定管理者の名称	導入年月	指定期間
24	熊本市共同利用施設託麻東部会館	1	環境政策課	熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会	18. 4	24. 4. 1～27. 3. 31
	三山荘	1	東部環境工場	熊本市戸島地域環境保全協議会	18. 4	24. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市九州自然歩道利用拠点施設	1	観光振興課	九州自然歩道利用拠点施設管理委員会	18. 4	24. 4. 1～27. 3. 31
	地域コミュニティセンター	45	各区役所 まちづくり推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	18. 4 から順次	24. 4. 1～27. 3. 31
25	地域コミュニティセンター	9	各区役所 まちづくり推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	17. 4 から順次	25. 4. 1～28. 3. 31
26	地域コミュニティセンター	9	各区役所 まちづくり推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	20. 4 から順次	26. 4. 1～29. 3. 31
	熊本市老人憩の家	131	高齢介護福祉課	各老人憩の家運営委員会	18. 4	26. 4. 1～31. 3. 31

※地域住民が専ら使用している施設及び地域住民が構成する団体に委ねる方が効果的な管理運営を行うことができる施設

(3) 小規模施設

指定年度	施設名	施設数	所管課	指定管理者の名称	導入年月	指定期間
24	熊本市事業内高等職業訓練校	1	産業政策課	職業訓練法人 熊本市職業訓練協会	18. 4	24. 4. 1～27. 3. 31
	リデル、ライト両女史記念館	1	文化振興課	リデル、ライト両女史顕彰会	18. 4	24. 4. 1～27. 3. 31
26	熊本市高齢者技能習得センター	1	高齢介護福祉課	(公社) 熊本市シルバー人材センター	18. 4	26. 4. 1～31. 3. 31

※管理委託料が年間 500 万円以下の施設

(4) P F I 事業者を指定管理者に選定した施設

指定年度	施設名	施設数	所管課	指定管理者の名称	導入年月	指定期間
22	桜の馬場観光交流施設 桜の馬場観光交流施設駐車場	2	観光振興課	熊本城観光交流サービス (株)	23. 4	23. 3. 5～43. 3. 31

(5) その他非公募施設

指定年度	施設名	施設数	所管課	指定管理者の名称	導入年月	指定期間
24	熊本市職業訓練センター	1	産業政策課	職業訓練法人 熊本市職業訓練センター	18. 4	24. 4. 1～27. 3. 31
26	熊本市老人福祉センター (西里)	1	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	26. 4	26. 4. 1～31. 3. 31

5 職 員 数（人事課）

（平26.4.1現在）

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	3,757	3,689
議 会 事 務 局	28	25
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	11
監 査 事 務 局	17	15
教育委員会事務局及び学校その他の教育機関	770	608
人 事 委 員 会 事 務 局	16	12
消 防 局	745	729
農 業 委 員 会 事 務 局	35	29
交 通 局	220	145
上 下 水 道 局	520	430
病 院 局	770	727
計	6,900	6,420

6 給 与（人事課）

（１）局別職員給料

（平26.4.1現在）

局 別 \ 区 分	給 料 月 額（円）			平均年齢	平 均 勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	604,900	144,500	329,787	42歳9月	19年2月
議 会 事 務 局	510,800	205,400	329,606	40〃11〃	18〃1〃
選挙管理委員会事務局	501,200	258,200	363,627	45〃3〃	21〃10〃
監 査 事 務 局	510,800	295,500	396,256	50〃4〃	27〃5〃
教育委員会事務局	513,800	172,200	368,492	47〃8〃	16〃11〃
人 事 委 員 会 事 務 局	470,300	208,900	342,393	42〃3〃	19〃11〃
消 防 局	512,300	154,400	304,971	38〃2〃	15〃7〃
農 業 委 員 会 事 務 局	468,700	185,800	385,301	50〃9〃	28〃9〃
交 通 局	470,300	190,300	337,588	47〃11〃	22〃0〃
上 下 水 道 局	469,500	148,500	351,647	46〃1〃	23〃6〃
病 院 局	567,900	154,400	334,140	41〃9〃	15〃2〃
全 体	604,900	144,500	333,249	43〃0〃	18〃6〃

（注）給料月額には、一部、現給保障額を含む

(2) 初任給基準

(平26.4.1現在)

区 分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給		
					級	号給	金 額 (円)
行 政 職 員 給 料 表	一 般	正規の試験	上級職		1	29	178,800
			初級職		1	9	144,500
	保 育 士		短 大 卒	1	19	158,700	
	獣 医 師		大 学 6 卒	1	42	198,200	
	薬 剤 師		大 学 6 卒	1	42	198,200	
			大 学 卒	1	29	178,800	
	管 理 栄 養 士		大 学 卒	1	29	178,800	
			短 大 卒	1	19	158,700	
	保 助 健 産 師 師		大 学 卒	1	29	178,800	
			短 大 3 卒	1	25	172,200	
	看 護 師		短 大 3 卒	1	23	166,900	
			短 大 2 卒	1	19	158,700	
	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士 視能訓練士		大 学 卒	1	28	177,300	
			短 大 3 卒	1	24	169,500	
	歯 科 衛 生 士		短 大 3 卒	1	24	169,500	
			短 大 2 卒	1	19	158,700	
			高校専攻科卒	1	15	152,800	
	学 芸 員		大 学 卒	1	29	178,800	
	そ の 他		大 学 卒	1	29	178,800	
			短 大 卒	1	19	158,700	
		高 校 卒	1	9	144,500		
	業職給料 料 務員表	業 務 職		高 校 卒	1	17	137,200
中 学 卒				1	9	129,200	
消給 防料 職表 員	上 級 消 防 職	正規の試験	上級職		1	37	191,600
	初 級 消 防 職		初級職		1	17	155,700
医職給料 料 療員表	医 歯 科 医 師 師		博 士 課 程 修 了	1	25	323,600	
	教 育 職 給 料 表 (一)		大 学 6 卒	1	1	237,700	
博 士 課 程 修 了			2	31	260,700		
修 士 課 程 修 了			2	15	218,000		
大 学 卒			2	3	196,200		
短 大 卒			1	11	166,300		
大 学 卒			1	23	192,700		
短 大 卒			1	11	166,300		
講 養 護 助 教 師 論 諭 手	高 校 卒		1	3	151,800		
教 育 職 給 料 表 (二)	教 諭		博 士 課 程 修 了	2	43	260,700	
			修 士 課 程 修 了	2	27	218,000	
			大 学 卒	2	15	196,200	
			短 大 卒	2	3	168,600	
	講 助 教 師 論		大 学 卒	1	23	192,700	
			短 大 卒	1	11	166,300	
			高 校 卒	1	3	151,800	

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額 (円)	適用年月日	改正前給料月額 (円)	適用年月日
市 長	1,132,000	平24. 4. 1	1,137,000	平23. 4. 1
副市長	883,000	〃	887,000	〃
常勤監査委員	688,000	〃	691,000	〃
企業管理者	700,000	〃	703,000	〃
教育長	700,000	〃	703,000	〃

区 分		現行報酬額 (円)	適用年月日	改正前報酬額 (円)	適用年月日
教育委員会	委 員 長	月 額 144,000	平16. 4. 1	146,000	平10. 4. 1
	委 員	月 額 88,000	〃	89,000	〃
監 査 委 員	識見を有する者のうちから選任された監査委員 (非常勤)	月 額 137,000	〃	139,000	〃
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 71,000	〃	72,000	〃
人事委員会	委 員 長	月 額 165,000	〃	167,000	〃
	委 員	月 額 139,000	〃	140,000	〃
市の 選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 90,000	〃	92,000	〃
	委 員	月 額 59,000	〃	60,000	〃
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
区の 選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 60,000	平24. 4. 1	-	-
	委 員	月 額 40,000	〃	-	-
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	〃	-	-
投票管理者 (期日前投票所の投票管理者を除く) 及び開票管理者		1回につき13,000	平10. 6. 1	11,000	平 4. 4. 1
選 挙 長		1回につき13,000	〃	11,000	〃
投票立会人 (期日前投票所の投票立会人を除く)、 開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	〃	10,000	〃
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		1回につき12,000	平15. 12. 22		
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		1回につき10,000	平15. 12. 22		
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員		日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
農 業 委 員 会	会 長	月 額 90,000	平16. 4. 1	92,000	平10. 4. 1
	副会長、部会長及び副部会長	月 額 59,000	〃	60,000	〃
	部会の委員及びその他の委員	月 額 55,000	〃	56,000	〃
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員		※1	平 9. 4. 1	※2	昭63. 4. 1

※1 上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあつては 300,000 円、月額報酬にあつては 250,000 円、日額報酬にあつては 10,000 円、時間額報酬にあつては 3,000 円 (医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては 400,000 円、月額報酬にあつては 600,000 円、日額報酬にあつては 30,000 円) を超えない範囲内で、規則で定める

※2 予算の範囲内において市長が定める額

(4) 旅 費（熊本市職員等の旅費支給に関する条例（抜すい））

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当：円 (1日につき)	宿泊料：円 (1夜につき)	食卓料：円 (1夜につき)
1号	市長・副市長	運賃の等級を2階級に区分する線路にあつては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあつてはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金（特別車両料金にあつては、1号区分の適用を受ける者に限る。）	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあつては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあつては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあつては鉄道運賃に同じ。	3,300	16,500	3,300
2号	企業管理者・常勤の監査委員・教育長・8級及び9級の職務にある者			2,600	13,100	2,600
3号	1級から7級までの職務にある者			2,200	10,900	2,200

(注)

- 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。
- 2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。
- 3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第3条第2項第1号に規定する行政職員給料表による当該級の職務及び行政職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

7 職 員 研 修（人事課）

(1) 研修受講人員

(平成25年度)

区 分	特別研修	基本研修	実務研修	内部講師養成研修	派遣研修	職場研修	自主研修	合 計
延人員	1,089	1,407	243	29	99	14,851	120	17,856

(2) 特別研修

(平成25年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)	内 容
ト ッ プ セ ミ ナ ー	課長級以上の管理職	1	178	1.5h	11	組織を牽引し、組織を支える幹部職員が、自らの目標を成し遂げるための知識や情報を得ること、さらに、その職責を再認識することや職員を育て、導く責任を自覚することなど、様々な角度から意識の啓発を図る
職 員 セ ミ ナ ー	係長級職員	1	192	1.5h	2	チームの業務効果を上げるための仕事の見える化、共有化の手法を紹介することにより、職員の超過勤務の削減をはじめとした効率的な行政運営に関する意識向上を図る。
政令指定都市ステップアップ研修	係長級一般職	3	56	1～4	8, 9, 1	情報収集分析力向上研修・政策形成実践研修・政策評価研修。
管理職コンプライアンスセミナー	課長級以上の管理職	1	209	1.5h	2	職員のコンプライアンスについての理解を深め、公務員倫理意識の向上と職場風土の活性化を推進する。
階層別倫理研修	階層別研修受講者	6	454	1.5h	11, 12, 2	基本研修（採用7年目、係長級昇任者、新任ライン係長、新任作業長・主任、課長補佐級昇任者、新任ライン課長補佐、新任課長）の受講者を対象とした研修。

(3) 基本研修

(平成25年度)

総務

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施 時期 (月)	内 容
新規採用職員研修 (前 期)	4月採用者(事務・技術・保健師・薬剤師・保育士)	1	81	9	4	市職員としての使命を認識させ、求められる熊本市職員像、心構え等を明確に示し、市民サービスに従事する職員としての意識付けを行い、市民の負託に応えられる職員を育成する。
	4月採用者(看護師等)	1	18	5	4	
	10月採用者(看護師)	1	8	3	10	
新規採用職員研修 (フ ォ ロ ー)	H24年10月及びH25年4月採用者	3	117	2	10	採用後、半年を経過して自己目標遂行度と仕事遂行の基本の再確認を行う。グループ活動を通じ、協調性や連帯感を醸成する。
職種変更職員研修	平成25年度職種変更試験合格者	1	28	6	2～3	業務職から職種変更した職員に対し、行政職として必要な基本的な知識の習得を通じて職場への円滑な適応を図ると共に、職種変更に伴う不安やストレスの軽減を図る。
職種変更職員研修 (フ ォ ロ ー)	職種変更した職員	1	13	1	10	職種変更後半年が経過した段階で、仕事の進め方や市民・職員とのコミュニケーションの状況を振り返り、コミュニケーション手法や仕事の進め方の再確認を行うことで、業務遂行能力の向上を目指す。
採 用 3 年 目 職 員 研 修	採用3年目の職員	5	146	1	9	市民視点を踏まえ、市職員としての自覚・役割認識、職場で求められる基本姿勢や仕事の進め方、コミュニケーションスキルの習得を図る
採 用 5 年 目 職 員 研 修	採用5年目の職員	2	134	1	11	指定都市職員として求められる政策形成能力をはじめとした職場での目標達成に必要な考え方について学ぶことで、職員としての資質の向上を図る。
採 用 7 年 目 職 員 研 修	採用7年目の職員	4	83	2	12	多角的な視野を持ち、自己の立場と役割を踏まえ、前向きに自分自身をマネジメントできる職員を育成する。
採 用 1 1 年 目 職 員 研 修	採用11年目の職員	4	107	1	6	中堅職員として組織内で果たす役割と必要な能力(業務遂行力、意識改革、後輩育成力)を確認し今後必要となる能力(リーダーシップ、問題解決力)の向上を図る。
業務職員研修	採用7～8年目、13～15年目の の業務職職員	1	18	1	8	中堅職員として、組織におけるリーダーの自覚を深め、現状の職場で自己の在り方を理解し、職場環境の活性化を図ることができる職員を育成する。
新任作業長・主任研修	新任作業長・主任	1	14	1	8	職場責任者及び指導者としての役割を果たすために必要な知識を深め、指揮・統率力を高めることにより、職務の円滑な遂行を図る。
係長級昇任者研修	係長級昇任者	2	148	半日	5	係長級昇任者として必要とされる組織でのリーダーシップやコミュニケーションの重要性を再認識する。
新任ライン係長研修	係長(ライン職)昇任者	5	78	2	6, 7, 9, 10	ライン係長職として必要とされる部下育成能力、コミュニケーション能力の向上、リーダーシップ力の養成を図り、職場を活性化する監督者としてのマネジメント能力を習得する。
係長人事評価研修	新任ライン係長級監督者	2	90	半日	8	適正な人事評価技術及び部下との面談技術の習得を図る。
新任課長補佐級 昇 任 者 研 修	課長補佐級昇任者	2	118	半日	5	自治体の環境変化を理解し、組織のパイプ役である課長補佐級職員として期待される役割と責務を理解し、組織管理者の補佐及び代行者としての意識高揚を図る。
新 任 ラ イ ン 課 長 補 佐 研 修	補佐(ライン職)昇任者	3	64	1	7	課長補佐として、実務の第一線のリーダーの責任と役割を認識し、組織のまとめ方やリーダー力を養成し、部下育成の手法の習得を図る
課長級試験合格者 研 修	平成25年度課長級昇任 試験合格者	1	45	2	2	課長昇任候補者として必要な意識や使命感の動機づけを行うとともに、市政の現状を認識し、必要となる知識と技能習得をし、併せて、課長昇任候補者同士の連帯感を醸成する。
新 任 課 長 研 修	課長級昇任者	2	29	2	5, 8	管理職に求められる使命と役割を認識するとともに、部下育成・コミュニケーション能力、業務マネジメントスキルの向上と職場課題解決能力の強化を図る。
課長人事評価研修	新任ライン課長級管理者	1	25	1	8	部下との面談及び人事評価についての技能を修得することにより職員一人ひとりの能力が十分に発揮できる環境の整備を図る。
課長パワーアップ 研 修	課長級昇任3年目の職員	2	43	1	11	課長職として必要な能力・役割を理解するとともに、部下の能力を引き出す指導法及び、組織の目標達成に向けた進行管理手法の習得を図る。

(4) 選択研修

(平成25年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施 時期 (月)	内 容
段取り力強化講座	一般職員	1	30	1	7	より効率的な仕事の質を向上するために、タイムマネジメントなど「できる仕事術」を学び、業務遂行力の向上を図る。
文書作成講座	一般職員	1	30	1	8	行政職員として、読み手に合わせた簡潔で分かりやすく、伝えたいことを正確に表現できる公文書の作成するための能力向上を図る。
ロジカル問題 解決力講座	一般職員	1	28	1	9	問題を整理し、真の原因を突き止め、解決策を導き出すための思考法として、物事を論理的に考えるための思考(ロジカルシンキング)を習得する。
プレゼンテーション 研修	全職員	1	15	2	9	市内外の会議や、市民説明会などに役立つ表現力を身に付け、効果的で説得力のあるプレゼンテーション能力の向上を図る。
コーチング講座	係長級～課長補佐級職員	1	19	1	7	部下の能力や可能性を最大限に引き出し、自ら考え、主体的・意欲的に行動する職員を育成するコーチングスキルを習得する
ファシリテーションを 活かした職場作り講座	係長級～課長補佐級職員	1	12	1	8	ファシリテーションの技術を身に付け、メンバーの意見を引き出し、活性化された職場作りの実践技術を習得する
業務マネジメント力 向上講座	係長級～課長補佐級職員	1	20	1	10	係長級・課長補佐級職員としての役割を認識し、自己及びメンバーの業務をどのように管理して目標達成に導いていくか、その手法を習得する。
ロジカル説明力講座	係長級～課長補佐級職員	1	28	1	11	様々なビジネスの場面（上司への報告、他部署との調整、市民との折衝、協議の場）で、相手の立場に立った、わかりやすい説明ができる能力の向上を図る
行 政 法 研 修	全職員	1	21	6	11～12	行政関係法令の基本的なしくみについて理解を深め、今後の様々な行政課題を解決するにあたっての基礎的法務能力及び論理的思考能力の養成を図る。
民 法 研 修	全職員	2	40	5	7～9	民法について基本的な理解を深めることで、法的思考力・法的センスを身に付け、行政の公正的確な事務処理能力の向上を図る。

(5) 内部講師養成研修

(平成25年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施 時期 (月)	内 容
接遇研修内部講師養成研修	全職員（所属長推薦）	1	10	4	1	新規採用職員等に対して行う接遇研修の指導者として必要な知識、技能の修得及び能力の向上を図る。
接遇研修内部講師 ブラッシュアップ研修	接 遇 研 修 内 部 講 師	2	19	1	2	接遇研修内部講師の講義能力の向上を図り、内部講師として行う職員接遇研修の充実を図る。

(6) 派遣研修

(平成25年度)

研 修 名	場 所	人員 (人)	期 間
事 例 調 査 派 遣 研 修	岡山市・京都市、相模原市・横浜市、さいたま市・東京都・横浜市、大分市	7	2～3日
自 治 大 学 校 派 遣	東京都立川市	2	5ヶ月
早稲田大学マニフェスト研究所派遣	東京都中央区	3	11日
国際文化アカデミー派遣	滋賀県大津市	18	2～17日
市町村アカデミー派遣	千葉県美浜区	15	3～11日
熊本県市町村研修協議会派遣	熊本市東区自治会館	54	1～2日

(7) 職場研修

(平成25年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人 員 (人)	日数 (日)	実施 時期 (月)	内 容
他 課 主 催 全 庁 研 修		—	1,511	—	4～3	債権回収研修、条例制定研修、参画協働推進員研修、契約事務研修、政策法務研修、法令実務研修 他
職 場 集 合 研 修	全職場・全職員	—	87	—	4～3	各職場の業務に密着した研修を職場主導型で実施することにより、業務の効率化及び職場の活性化を促進する。
職 場 派 遣 研 修	全職場・全職員	—	11	—	4～3	公的機関や各種セミナーへ派遣することにより、人材開発及び資質能力の向上を図る。
0 J T 研 修 会	課長級職員	4	231	半日	5	職場研修の重要性を再認識し、その企画、実施のために必要な手法等を学ぶとともに、推進員の設置目的や役割についての理解を深め、職場研修に対する意識の高揚と具体的な手法の習得を図る。
新 採 職 場 指 導 員 研 修	新規採用職員の 職場指導員	2	97	半日	4	配属後のOJTによる計画的な指導・育成を充実させるために、新規採用職員を指導するにあたっての心構え及び具体的な指導方法を習得する。また、指導員及び新規採用職員が互いのコミュニケーションのとり方を学ぶ。
すまいる向上キャンペーン	全職場・全職員	1	6,457	1ヶ月	7	接遇向上のための全庁的な運動を展開し、市民サービスの向上と職場の活性化を図る。
倫理月間	全職場・全職員	1	6,457	1ヶ月	12	職員一人ひとりが公務員倫理を再認識するとともに、全庁的に倫理意識向上に向けた取り組みを行う。

(8) 自主研修及び自己啓発支援

(平成25年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人 員 (人)	実施時期 (月)	内 容
e ラーニング	全職員	—	55	通年	地方自治制度、地方公務員制度、地方税財制度、法令実務、地方税入門—徴収編一、議会事務
自主学習グループ 活 動 支 援	5人以上の本市職員 で構成するグループ	—	4グループ (47人)	随時	市政に関する事項について、自主的かつ継続的に自主学習するグループに対して経費補助等の活動支援を行う。
資 格 取 得 支 援	全職員	—	3	随時	業務上必要とする資格を取得する費用の一部を支援することで、自己啓発意欲を促進させ、職員の能力の向上を図る。
大学公開講座受講支援	全職員	—	15	随時	熊本県内の大学が行う公開講座のうち、市職員として必要な知識・技能の向上に有効性の高い講座への受講を支援することで、職員の自己研鑽意欲と資質の向上を図る。
庁内ホームページ Web 耀 (KAGAYAKI)	全職員	随時	—	4～3	職員の研修に必要な情報を提供する。

8 契 約（契約検査総室）

入札・契約制度については、これまで条件付一般競争入札の導入及び拡大等、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。

平成１９年度から試行している工事等の総合評価方式による発注については、平成２５年度は２１４件で試行した。これまでの試行状況を踏まえて、平成２４年度から、発注標準額及び落札制限を設定し、熊本市建設工事総合評価一般競争入札を本格実施しており、今後とも入札・契約事務の更なる適正化はもとより、工事品質の確保等にも努めていく。

（１）競争入札有資格者（平成２６年度） ※業者数は実数

	工 事	委託その他
県内業者（社）	1,132	585
県外業者（社）	646	494
計	1,778	1,079

（２）契約件数及び金額（平成２５年度） (単位 千円)

	件 数	金 額
工 事 請 負 契 約	1,259	40,482,459
測 量 等 委 託	837	4,790,380
保 守 点 検	88	186,319
計	2,184	45,459,158

（３）契約額及び件数・業者別集計表 (単位 千円)

年度	土木一式工事		建築一式工事		電気工事		管工事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
23	13,653,927	421	7,183,203	97	2,423,671	111	2,190,521	105
24	16,326,087	431	5,939,953	87	3,449,148	104	1,938,404	91
25	19,342,548	414	3,637,131	90	2,725,617	111	1,662,120	103
年度	舗装工事		造園工事		水道施設工事		その他工事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
23	1,181,285	96	576,380	20	3,257,241	109	3,683,455	242
24	1,435,751	85	409,759	11	4,215,210	101	5,323,567	273
25	2,472,688	125	468,135	13	3,725,369	96	6,448,851	307
年度	測量等委託		保守点検		合 計			
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額		件 数	
23	2,677,744	707	212,505	113	37,039,932		2,021	
24	4,108,132	814	238,580	114	43,384,596		2,111	
25	4,790,380	837	186,318	88	45,459,158		2,184	

※造園・花苗業務委託については測量等委託で計上するもの。

9 危機管理防災（危機管理防災総室）

（１）危機管理指針

本市及び関係機関等そして市民とが連携を図り、総合的、計画的かつ効果的に危機事象に対処し、被害の防止及び軽減を図ることを目的に、本市が実施する危機管理に関する基本事項を定めた「熊本市危機管理指針」を策定している。

この指針に基づき、具体的に、地域防災計画、国民保護計画、事件等対処計画を定め、それぞれの危機事象に対処することとしている。

（２）地域防災計画

ア 地域防災計画

本市は九州中部に位置し、梅雨時期には多量の降雨があり、昭和２８年の白川大水害・平成２４年の九州北部豪雨災害など、幾多の洪水被害に見舞われてきた。

本市の地域防災計画は、これらの災害を想定し、同規模の災害に対し、迅速な対応を行うための防災無線の整備などを含めた「予防計画」、被災者に対する援護を行う「応急対策計画」、市民生活復旧のための「復旧復興計画」により構成している。また、平成７年の阪神・淡路大震災の後には、本市に存する布田川・日奈久断層帯、立田山断層についての想定被害の調査を行い、その結果に基づき、震災対策についても推進していく。

その他、実際の被害に応じた熊本市の水防体制を記載した「熊本市水防計画」を策定している。

なお、一層の防災活動態勢の充実を図るため、毎年、地域防災計画を見直し、熊本市防災会議の承認を得、改訂している。

イ 防災訓練

風水害、震災時の被害軽減と被災時の迅速復旧対応を目的に、防災関係機関との連携、ボランティアの参加により「熊本市総合防災訓練」を毎年実施している。

〈平成２５年度実績〉

平成２５年５月１５日 訓練参加者 ３,８００人

ウ 防災知識の普及・啓発

災害に強いまちづくりの推進を目的に、地域防災力の要となる自主防災クラブ結成支援を行うとともに、地域住民の自助、共助の防災意識の向上・啓発を図るため、地域主導型で年２回「まなぼうさい」を実施している。また、地域主体で地域の危険箇所や避難経路等を記した地域版ハザードマップの「作成手引き書」を平成２４年度に作成。２５年度より本格的な取組を開始。

○自主防災クラブ結成数 ６００クラブ（平成２６年３月現在）

○まなぼうさい

〈平成２５年度実績〉

第１６回 平成２５年 ９月 ８日 すこやか交流広場 参加者 ３１８人

第１７回 平成２５年１１月３０日 桜木小学校 参加者 ３３２人

エ 情報の収集伝達

① 熊本市防災情報システム

熊本市の気象情報、雨量情報や河川の水位などの情報・データを一元管理するために、ＣＣＴＶ監視カメラ、警報局、水位観測局、雨量観測局を設置し情報収集に努めている。また、国土交通省、熊本県や消防局などとも情報の共有化を図り、防災活動に努めている。

② 防災行政無線の整備

災害情報の迅速な伝達のため、本市には車載型、携帯型の移動系無線を設置している。また、災害に関する住民への緊急情報伝達のため、屋外拡声子局を配置している。

③ 緊急告知ラジオの配備

災害情報の迅速な伝達のため、熊本シティエフエムの電波を利用し、緊急情報を自動的に起動する緊急告知ラジオを導入。自治会、消防団、民生委員、防災拠点施設、小中学校等教育機関等へ配備した。24年度より、購入を希望される市民に向けて有償頒布を行っている。

オ 防災倉庫等の整備

市内10箇所の近隣公園に防災倉庫を設置するとともに、区役所、総合出張所や出張所に備蓄倉庫を設置し、非常食糧約21万9千食や生活物資などを備蓄している。また、災害時の飲料水や防火用水などに使用するため、耐震性貯水槽も設置している。さらに25年度までに小中学校等避難所ごとの備蓄倉庫を整備した。

カ 相互応援など

大規模な災害発生時に、市単独での対応が困難である場合に備え、各自治体と災害時相互応援協定を締結したり、自衛隊、警察、電力会社などと「防災関係機関連絡協議会」を設置し、災害時の迅速な活動に備えている。

(3) 国民保護計画

「国民保護法」に基づき、着上陸侵攻などの武力攻撃事態及び大規模なテロなどの緊急対処事態から、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「熊本市国民保護計画」を策定している。

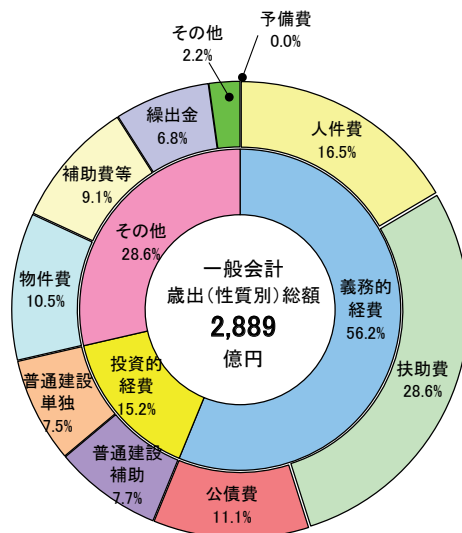
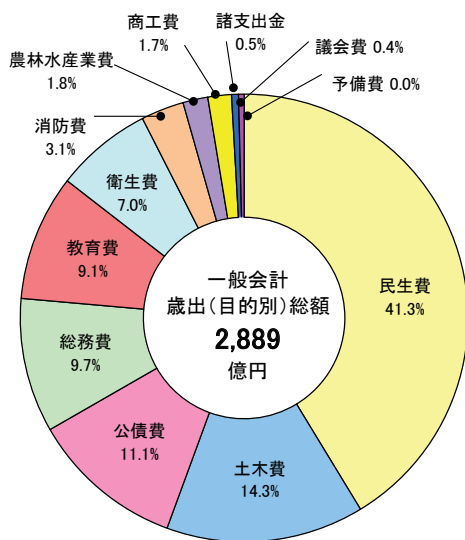
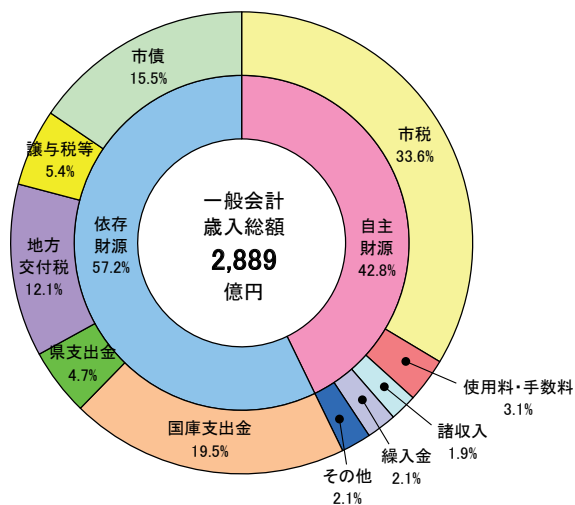
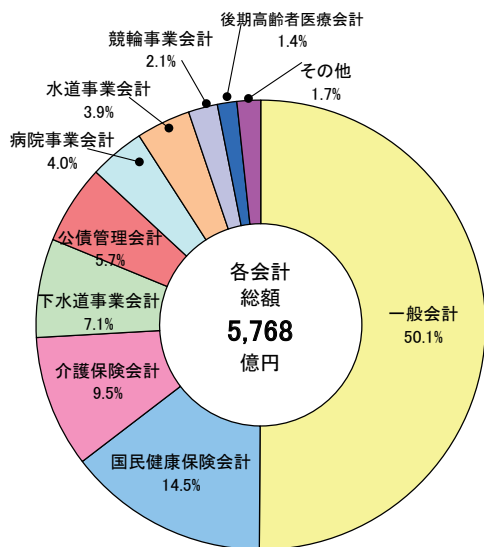
この計画は、平素からの備えや予防、事態等への対処及び復旧について定め、市が実施する警報の伝達、避難の指示及び避難住民の誘導、県が実施する救援活動への協力等の措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(4) 事件等対処計画

「熊本市危機管理指針」に基づき、大規模な事故、感染症、環境汚染等、災害や武力攻撃事態等以外の危機に対処するため、「熊本市事件等対処計画」を策定している。

この計画は、事件等の緊急事態に対する対処の基本的な考え方を定め、その対処手順を明確にすることにより、住民や市域に被害が及ぶ恐れのある様々な危機事象の発生及び発生すると予想される事態に対し、速やかな対応を図ることにより、未然に防止し、また発生した場合の被害を最小限に食い止めることを目的とする。

10 財 政（財政課）
（1） 平成26年度当初予算図表



総務

(2) 当初予算総括表

(単位:千円)

区 分 会 計 名						
	平成26年度 (A)	構成比 (%)	平成25年度 (B)	構成比 (%)	比 較 (A－B)	伸率 (%)
一 般 会 計	288,910,000	50.1	285,420,000	50.6	3,490,000	1.2
特 別 会 計	197,542,861	34.2	196,546,627	34.9	996,234	0.5
国民健康保険会計	83,318,000	14.5	81,944,736	14.5	1,373,264	1.7
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	242,000	0.1	242,000	0.1	0	0.0
介護保険会計	54,543,256	9.5	51,468,482	9.1	3,074,774	6.0
後期高齢者医療会計	8,035,000	1.4	7,845,883	1.4	189,117	2.4
桃尾墓園整備事業会計		0.0	461,815	0.1	△ 461,815	皆減
食肉センター会計	192,182	0.0	438,067	0.1	△ 245,885	△ 56.1
農業集落排水事業会計	183,243	0.0	204,381	0.0	△ 21,138	△ 10.3
産業振興資金会計	3,528,000	0.6	3,528,000	0.6	0	0.0
食品工業団地用地会計	70,022	0.0	71,495	0.0	△ 1,473	△ 2.1
競輪事業会計	12,305,908	2.1	13,113,059	2.3	△ 807,151	△ 6.2
地下駐車場事業会計	217,182	0.0	273,653	0.1	△ 56,471	△ 20.6
公共用地先行取得事業会計		0.0	1,506,000	0.3	△ 1,506,000	皆減
熊本駅西土地地区画整理事業会計	733,927	0.1	835,142	0.2	△ 101,215	△ 12.1
植木中央土地地区画整理事業会計	1,183,085	0.2	1,168,202	0.2	14,883	1.3
奨学金貸付事業会計	173,653	0.0	173,658	0.0	△ 5	0.0
公債管理会計	32,817,403	5.7	33,272,054	5.9	△ 454,651	△ 1.4
一般会計・特別会計合計	486,452,861	84.3	481,966,627	85.5	4,486,234	0.9
企 業 会 計	90,322,165	15.7	81,803,730	14.5	8,518,435	10.4
病院事業会計	22,799,054	4.0	17,042,866	3.0	5,756,188	33.8
水道事業会計	22,376,996	3.9	23,241,890	4.1	△ 864,894	△ 3.7
下水道事業会計	41,149,428	7.1	37,578,380	6.7	3,571,048	9.5
工業用水道事業会計	28,307	0.0	11,228	0.0	17,079	152.1
交通事業会計	3,968,380	0.7	3,929,366	0.7	39,014	1.0
総 計	576,775,026	100.0	563,770,357	100.0	13,004,669	2.3

(3) 一般会計当初予算性質別集計表

(単位：千円)

区 分 性質別		平成26年度 (A)	構成比 (%)	平成25年度 (B)	構成比 (%)	比 較 (A-B)	伸率 (%)
	人 件 費	47,536,440	16.5	46,492,968	16.3	1,043,472	2.2
	扶 助 費	82,696,472	28.6	79,004,975	27.7	3,691,497	4.7
	公 債 費	32,069,209	11.1	32,506,163	11.4	△ 436,954	△ 1.3
	義 務 的 経 費	162,302,121	56.2	158,004,106	55.4	4,298,015	2.7
	普通建設(補助)	22,115,016	7.7	22,003,172	7.7	111,844	0.5
	普通建設(単独)	21,558,509	7.5	23,502,898	8.2	△ 1,944,389	△ 8.3
	災 害 復 旧 費	0	0.0	87,114	0.0	△ 87,114	皆減
	投 資 的 経 費	43,673,525	15.2	45,593,184	15.9	△ 1,919,659	△ 4.2
	物 件 費	30,264,869	10.5	29,265,696	10.3	999,173	3.4
	維 持 補 修 費	3,171,867	1.1	3,149,062	1.1	22,805	0.7
	補 助 費 等	26,275,046	9.1	26,086,612	9.2	188,434	0.7
	積 立 金	1,470,219	0.5	1,764,918	0.6	△ 294,699	△ 16.7
	投資及び出資金	1,640,408	0.6	1,477,540	0.5	162,868	11.0
	貸 付 金	40,000	0.0	40,000	0.0	0	0.0
	繰 出 金	19,951,945	6.8	19,918,882	7.0	33,063	0.2
	そ の 他 の 経 費	82,814,354	28.6	81,702,710	28.7	1,111,644	1.4
	予 備 費	120,000	0.0	120,000	0.0	0	0.0
	合 計	288,910,000	100.0	285,420,000	100.0	3,490,000	1.2

総務

(4) 一般会計決算の推移

(歳入)

区 分	年 度	25			24			23			22			21		
		決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
自 主 財 源		121,477,973	41.2	1.8	119,320,183	43.3	△ 0.8	120,303,478	44.5	1.2	118,878,715	44.4	5.1	113,075,894	46.6	△ 0.4
市 税		96,099,841	32.6	1.6	94,594,913	34.2	0.8	93,863,490	34.7	1.2	92,749,420	34.6	4.7	88,583,594	36.5	△ 2.8
分担金及び負担金		4,112,353	1.4	1.6	4,048,455	1.5	3.2	3,923,438	1.4	△ 0.1	3,926,122	1.5	7.9	3,640,010	1.5	1.5
使用料及び手数料		8,816,465	3.0	0.3	8,788,545	3.2	6.1	8,282,296	3.1	△ 0.4	8,319,709	3.1	△ 2.0	8,488,139	3.5	4.8
財 産 収 入		356,858	0.1	△ 49.8	710,171	0.3	△ 9.1	781,338	0.3	40.8	554,752	0.2	△ 31.1	805,495	0.3	38.0
寄 附 金		61,165	0.0	△ 0.4	61,396	0.0	7.2	57,272	0.0	△ 68.4	181,385	0.1	△ 20.0	226,685	0.1	5.1
繰 入 金		3,747,128	1.3	25.2	2,991,911	1.1	△ 36.9	4,738,860	1.7	173.3	1,734,064	0.6	△ 31.8	2,543,532	1.0	10.3
繰 越 金		3,273,353	1.1	△ 11.7	3,707,361	1.4	△ 17.1	4,474,558	1.7	△ 45.8	8,256,306	3.1	149.3	3,311,634	1.4	△ 6.0
諸 収 入 (収益及び受託事業収入除く)		3,012,883	1.0	13.3	2,659,178	1.0	△ 33.2	3,982,226	1.5	39.4	2,856,957	1.1	△ 37.6	4,576,805	1.9	24.6
収 益 事 業 収 入		1,997,927	0.7	13.6	1,758,253	0.6	779.1	200,000	0.1	△ 33.3	300,000	0.1	△ 66.7	900,000	0.4	125.0
依 存 財 源		173,056,977	58.8	10.2	157,017,557	56.7	4.6	150,072,786	55.5	0.6	149,142,269	55.6	15.1	129,606,096	53.4	27.5
地 方 譲 与 税		2,203,108	0.7	△ 3.9	2,293,283	0.8	25.0	1,834,772	0.7	△ 2.2	1,876,855	0.7	6.5	1,761,817	0.7	△ 1.4
利子割交付金		186,237	0.1	△ 0.4	186,942	0.1	△ 20.2	234,402	0.1	△ 29.0	330,315	0.1	3.6	318,875	0.1	△ 19.9
配当割交付金		180,931	0.1	42.2	127,196	0.0	27.7	99,625	0.0	11.7	89,200	0.0	18.3	75,430	0.0	△ 9.7
株式等譲渡所得割交付金		36,799	0.0	13.2	32,505	0.0	2.6	31,667	0.0	△ 17.5	38,392	0.0	11.7	34,384	0.0	10.2
地方消費税交付金		7,225,800	2.5	△ 0.9	7,289,235	2.6	0.8	7,227,957	2.7	0.8	7,168,391	2.7	6.5	6,733,717	2.8	5.8
自動車取得税交付金		393,236	0.1	△ 19.7	489,715	0.2	86.7	262,270	0.1	△ 18.9	323,428	0.1	△ 13.4	373,300	0.2	△ 31.2
軽油引取税交付金		3,155,939	1.1	8.4	2,911,265	1.1	皆増									
ゴルフ場利用税交付金		13,187	0.0	△ 6.3	14,080	0.0	△ 4.5	14,747	0.0	5.2	14,023	0.0	257.3	3,925	0.0	皆増
地方特例交付金		346,055	0.1	6.3	325,534	0.1	△ 64.9	927,251	0.3	△ 17.9	1,129,866	0.4	6.0	1,066,233	0.4	△ 2.5
地 方 交 付 税		36,428,866	12.4	△ 6.5	38,982,155	14.1	△ 13.3	44,938,393	16.6	10.9	40,522,904	15.1	28.8	31,470,263	13.0	7.2
交通安全対策特別交付金		332,404	0.1	△ 4.6	348,477	0.1	120.4	158,080	0.1	△ 2.7	162,510	0.1	△ 0.2	162,785	0.1	3.5
国有提供施設等所在市町村助成交付金		5,155	0.0	0.7	5,117	0.0	△ 10.0	5,685	0.0	△ 10.0	6,316	0.0	0.9	6,257	0.0	0.3
国 庫 支 出 金		61,024,988	20.7	21.9	50,064,654	18.1	1.6	49,275,854	18.2	6.0	46,471,732	17.3	1.0	46,029,551	19.0	57.3
県 支 出 金		17,699,545	6.0	31.8	13,426,591	4.9	1.4	13,244,069	4.9	△ 10.0	14,709,770	5.5	36.8	10,748,862	4.4	21.2
受託事業収入		247,427	0.1	124.9	110,008	0.0	△ 23.7	144,114	0.1	△ 42.0	248,467	0.1	△ 76.3	1,047,997	0.4	282.5
市 債		43,577,300	14.8	7.8	40,410,800	14.6	27.6	31,673,900	11.7	△ 12.1	36,050,100	13.5	21.1	29,772,700	12.3	27.1
うち臨時財政対策債		22,031,600	7.5	10.1	20,004,000	7.2	58.7	12,604,500	4.7	0.9	12,492,300	4.7	80.9	6,904,000	2.8	55.2
合 計		294,534,950	100.0	6.6	276,337,740	100.0	2.2	270,376,264	100.0	0.9	268,020,984	100.0	10.4	242,681,990	100.0	12.8

(歳出)		年		25			24			23			22			21		
				決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
度	区 分	議 会 費	1,079,424	0.4	△ 7.0	1,160,893	0.4	△ 7.6	1,255,792	0.5	27.1	988,378	0.4	1.9	969,772	0.4	△ 3.0	
		総 務 費	32,256,260	11.1	17.7	27,410,999	10.1	△ 11.5	30,984,168	11.6	△ 0.5	31,144,359	11.8	△ 13.3	35,923,751	15.3	44.0	
		民 生 費	116,828,191	40.3	2.6	113,880,313	41.7	3.9	109,587,226	41.1	6.7	102,751,909	39.0	29.7	79,199,208	33.8	5.2	
		衛 生 費	18,584,687	6.4	△ 1.5	18,866,296	6.9	△ 7.2	20,322,128	7.6	4.2	19,506,247	7.4	17.6	16,592,589	7.1	12.5	
		農 林 水 産 業 費	10,586,266	3.6	144.2	4,335,711	1.6	1.5	4,271,120	1.6	△ 31.7	6,252,424	2.4	53.4	4,075,239	1.7	15.3	
		商 工 費	4,519,919	1.6	△ 13.1	5,198,578	1.9	△ 33.3	7,788,667	2.9	16.5	6,684,077	2.5	△ 4.3	6,987,617	3.0	94.5	
		土 木 費	40,243,307	13.9	14.2	35,231,837	12.9	27.9	27,543,279	10.3	2.2	26,945,337	10.2	0.5	26,822,670	11.4	5.6	
		消 防 費	8,275,824	2.8	3.4	8,003,106	2.9	3.7	7,716,038	2.9	△ 3.5	7,999,373	3.0	15.1	6,948,772	3.0	2.2	
		教 育 費	23,713,912	8.2	△ 3.1	24,466,999	9.0	8.1	22,627,553	8.5	△ 2.0	23,096,164	8.8	3.3	22,358,658	9.5	7.6	
		災 害 復 旧 費	181,831	0.1	△ 46.3	338,883	0.1	144.7	138,509	0.1	皆増	0		0	0.0	皆減		
		公 債 費	32,040,892	11.1	△ 1.7	32,593,072	11.9	△ 0.6	32,783,623	12.3	△ 9.6	36,254,158	13.8	10.7	32,749,208	14.0	△ 5.0	
		諸 支 出 金	1,416,300	0.5	△ 10.2	1,577,700	0.6	△ 4.4	1,650,800	0.6	△ 14.2	1,924,000	0.7	7.0	1,798,200	0.8	38.2	
		合 計	289,726,813	100.0	6.1	273,064,387	100.0	2.4	266,668,903	100.0	1.2	263,546,426	100.0	12.4	234,425,684	100.0	10.6	

(5) 財政指標（普通会計ベース）

区 分 \ 年 度	25			24			23			22			21		
		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数
基準財政需要額	113,667,858	△0.8	102	114,629,853	0.5	103	114,037,005	2.7	102	111,030,781	△0.3	100	111,360,273	7.7	100
基準財政収入額	79,431,345	1.8	103	78,017,418	4.5	101	74,656,128	2.0	97	73,193,678	△5.1	95	77,156,930	3.2	100
標準税収入額	103,496,890	2.0	103	101,434,508	4.7	101	96,891,527	2.2	97	94,769,972	△5.5	95	100,238,485	3.0	100
標準財政規模	159,765,089	1.1	112	158,050,999	3.9	111	152,134,398	4.4	107	145,712,300	2.3	102	142,483,070	9.1	100
財政力指数	0.68			0.66			0.67			0.68			0.70		
実質収支比率 (%)	2.1			1.8			2.2			2.6			4.7		
経常収支比率 (%)	89.5			89.1			90.5			91.1			92.2		
公債費比率 (%)	—			—			—			— (指標廃止)			16.5		
実質赤字比率 (赤字なし)	—			—			—			—			—		
連結実質赤字比率 (赤字なし)	—			—			—			—			—		
実質公債費比率 (%)	10.6			11.1			11.8			12.2			13.0		
将来負担比率 (%)	122.5			120.5			125.3			135.7			140.5		

1 1 公共施設等総合管理計画（資産マネジメント推進室）

本市では、市民生活を支える学校、市営住宅、行政施設等の建築物や道路、橋梁、下水道といったインフラ資産を多数保有しているが、これらは、高度成長期やバブル経済期以降の経済対策によって整備されたものが相当数に上り、今後の老朽化による更新の際、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されている。

このような中、国は「インフラ長寿命化基本計画」（H25. 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）及び「公共施設等の総合的な管理の推進について」（H26. 4. 22 総務大臣通知）において、全地方公共団体に対して、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、少子高齢化の進展や人口減少社会を見据えた公共施設等の適正配置を実現すべく「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しているところである。

本市は、今後、国の要請を踏まえて、平成27年度に施設白書を策定し、平成28年度までに当該計画を策定することとしている。

12 土地開発基金（管財課）

設 置	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する
基金の額	1,600,000千円（平成26.3.31現在）
運 用	基金の設置の目的に応じ基金の確実かつ効率的な運用に努める。

13 市庁舎概要

市庁舎は、昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成。庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状については高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式を取り入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図っている。平成24年4月の政令指定都市移行に伴い、1階から3階に中央区役所を配置している。

（1）建物概要（管財課）

所 在 地	中央区手取本町1番1号		
敷 地 面 積	10,007.20㎡		
建 築 面 積	5,583.54㎡		
延 床 面 積	39,709.43㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）		
構 造 ・ 規 模	高層棟	鉄骨造	地下2階地上1 5階建
	議会棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上6階建
高 さ	高層棟	軒高62.10m	
	議会棟	軒高26.00m	
工 期	着 工	昭和5 4 年 3 月 1 7 日	
	竣 工	昭和5 6 年 1 0 月 3 1 日	
総 事 業 費	112億2,000万円		
財 源 内 訳	基 金	62億5,000万円	
	起 債	47億3,000万円	
	一般財源	2億4,000万円	
事業費内訳	建築工事	65億3,000万円	
	設備その他工事	36億6,000万円	
	委託費	5億6,000万円	
	備品費	4億7,000万円	

庁舎位置図



花畑町別館	
契約検査総室 技術管理課 (情報政策課分室)	4
熊本市歴史文書資料室 にぎわい推進室分室	3
土木総務課 用地調整課 土木管理課 自転車対策室 道路整備課 河川公園課	2
(繁華街等安全パトロール指導員室) (危機管理防災総室分室)	1

古京町別館	
人材育成センター	2
熊本城総合事務所 熊本城調査研究センター	1

市役所別館	
大会議室	8
(国保年金課分室) (情報政策課分室)	7
統計課	6
消費者センター	5
自転車駐車場	4 3 1

マスミューチュアル生命ビル	
教育委員室 施設課	7
教育長室 教育政策課	6
学務課 指導課	5
人権教育指導室 健康教育課	4
教職員課 総合支援課	3
オンブズマン事務局 臨時福祉給付金交付室	2

※数字は階層

本 庁 舎

機械室		機械室		階 15
レストラン		展望ロビー		14
大ホール		人事委員会事務局 人事委員会室 熊本市選挙管理委員会事務局 人権推進総室 都市政策研究所 監査委員会室 監査事務局 農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局		13
文化振興課 (埋蔵文化財調査室) 指導監査課		スポーツ振興課 観光振興課 (にぎわい推進室) (MICE推進室) (国際室) シティプロモーション課 観光文化交流局長室		12
高齢介護福祉課		開発景觀課		11
交通政策総室		建築指導課 建築審査室 都市政策課 都市建設局長室		10
保育幼稚園課		青少年育成課		9
子ども支援課		健康づくり推進課 保護管理援護課 健康福祉政策課 健康福祉子ども局長室		8
建築計画課 (建築物安全推進室)		住宅課 市営住宅管理センター		7
設備課		営繕課 (建築保全室) 都心活性推進課 外部監査入室		6
障がい保健福祉課		農商工連携推進課 農業政策課 (食肉処理施設プロジェクト) (担い手推進室)		5
広聴課 (精神保健福祉室)		商工振興課 (企業立地推進室) 産業政策課 農水商工局長室		4
環境施設整備室		浄化対策課 環境共生課 環境政策課 (温暖化対策室) 環境局長室		3
(くまもと地下水財団)		人事課 (コンプライアンス推進室) 職員厚生会事務センター 生涯学習推進課 管財課 市民協働課 (男女共生推進室) 車両管理課 行政経営課 法制課 総務厚生課 総務局長室		2
常任委員会室 特別委員会室		秘書課 副市長室 市長室		1
議場 議員控室		企画振興局長室 企画課 資産マネジメント推進室 (社会保障・税番号制度推進室) 区政推進課 市政記者室 広報課 財政課 財政局長室		地下 1
議長室 副議長室 議員控室 議会事務局長室 議会事務局 総務課 議事課		職員組合 情報政策課 浄書室 第一職員組合 危機管理防災総室 電話交換室 健康子ども課		地下 2
常任委員会室 予算決算委員会室 議運・理事会室 議会図書室		保護課 税制課 課税管理課 中央税務課 納税課 (特別滞納対策室) 会計管理者室 生活保護申請相談室 会計総室		
福祉課 (福祉総合相談室)		介護認定審査室 中央区長室 総務企画課 市政情報プラザ 国保年金課 区民課 まちづくり推進課 A T M 水道料金納入所 総合案内 指定金融機関 パスポートセンター (時間外証明窓口)		
展示コーナー 美容室 文書集配室 A T M 衛生管理室 食堂 防災センター 守衛室 時間外出入口 写真店 時計店 売店 郵便局 公用車集中管理室 運転士控室 清掃員詰所 公用車駐車場		機械室 中央監視室		

総務

議会棟

行政棟

(2) 熊本市役所駐車場（車両管理課）

公用又は来庁のための利用に供することを目的に建設したものであり、災害時における車両基地としての役割を併せ持っている。

所 在 地	中央区下通1丁目1番8号		
供用開始年月	昭和55年4月		
床 面 積	8,001.2㎡		
収 容 台 数	333台		
駐 車 料 金	区 分		駐 車 料 金
	・月曜日から金曜日まで（休日を除く） （午前8時30分から午後5時30分まで）	規則で定める用務先確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
		規則で定める用務先確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は400円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
	・月曜日から金曜日まで（休日の除く） （午後5時30分から午後10時まで）	規則で定める用務先確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
		規則で定める用務先確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
	備考 駐車場の閉鎖時刻までに在庫しなかった場合における閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに150円を別に徴収する。		
利 用 状 況 （平成25年度）	利用台数	331,643台	
	駐車料金収入	52,485,430円	

(3) 辛島公園地下駐車場（車両管理課）

熊本市周辺の都市交通環境の改善と秩序ある自動車使用の促進を図り、併せて秩序ある都市交通の円滑化を図るために都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所 在 地	中央区辛島町1番地下1号
敷 地 面 積	10,300㎡
延 面 積	22,775㎡
構 造	鉄筋コンクリート造地下2階4層
供 用 開 始	平成5年2月1日
供 用 日	年中無休
収 容 台 数	自動車625台（地下駐車場） 自転車470台、原付バイク316台、自動二輪車50台（自転車駐車場）
入出庫できる時間	午前7時～翌日午前1時（地下駐車場） 午前7時～翌日午前1時（自転車駐車場）

駐車料金

区 分	駐 車 料 金	
基 本 料 金	30分までごとに 100円	
打 切 料 金	午前7時から午後7時まで 1,000円	
	午後7時から翌日午前7時まで 800円	
全 日 定 期 駐 車 料 金 (機械式)	1月	25,000円
全 日 定 期 駐 車 料 金 (自走式)	1月	27,000円
平 日 定 期 駐 車 料 金 (機械式)	1月	13,000円
平 日 定 期 駐 車 料 金 (自走式)	1月	17,000円
カ ー ド 式 回 数 券	50円分券 11枚	500円
	100円分券 11枚	1,000円
	200円分券 11枚	2,000円
	400円分券 11枚	4,000円
	100円分券 6,000枚	500,000円
	100円分券 25,000枚	2,000,000円
	200円分券 6,000枚	1,000,000円
	400円分券 6,000枚	2,000,000円
	プリペイド 3,300円分券	3,000円
	〃 5,500円分券	5,000円

利 用 状 況 (平成25年度)	利用台数	308,301台
	駐車料金収入	159,983,600円

熊本市駐車場公社（車両管理課）

名 称	一般財団法人 熊本市駐車場公社（平成25年4月1日～）
設 立 年 月 日	平成5年1月18日
目 的	道路交通の円滑化及び都市機能の確保並びに地域社会の振興と発展に必要な事業を行い、もって市民の安全、文化芸術と福利の増進に寄与することを目的とする。
事 業	(1) 熊本市から委託された路外駐車場及び通路の管理 (2) 路外駐車場の設置及び管理 (3) 熊本市の駐車場施策に協力する事業 (4) 自治体等施設の管理（営繕・修理、清掃、設備の保守・点検、施設に付随する道路の管理等含む。） (5) 自治体等の市民サービスの提供に伴う受託事業 (6) 市民サービスの提供に係る講習・セミナー、コンサルティングに関する事業 (7) カーシェアリング・カーケア等に関する事業 (8) コインロッカーの設置及び飲食物等の提供等の事業 (9) IT等の情報処理・管理に関する事業 (10) 安全・安心まちづくり及び人材育成に関する事業 (11) 市民の文化活動の振興及び地域経済の活性化に関する事業 (12) 前各号に付帯する一切の業務 (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
基 本 財 産	50,000千円（市出損金）

14 市 税
(1) 市税の税率及び納期

税 目			税 率	納 期 (限)			
市 民 税	個 人	均 等 割	3,500 円	1 期 6/1 ~ 6/30 2 期 8/1 ~ 9/1 3 期 10/1 ~ 10/31 4 期 1/1 ~ 2/2			
		所 得 割	課税所得金額の 6%				
	法 人	均 等 割	(1) 次に掲げる法人 ア 公共法人及び公益法人等 イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額、又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く） オ 資本金の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額。以下この表において同じ。）を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数（(2) から (9) までに於いて「従業者数の合計数という。」）が 50 人以下のもの 年額 60,000 円 (2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 144,000 円 (3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 156,000 円 (4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 180,000 円 (5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 192,000 円 (6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 480,000 円 (7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 492,000 円 (8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 2,100,000 円 (9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 3,600,000 円	・確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内。ただし、申告期限について税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長 ・公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4 月 30 日			
			法 人 税 割	14.7 100 〔 ※平成 26 年 10 月 1 日以後に 開始する事業年度分からは 12.1 100 〕			
			県 民 税	個 人	均 等 割	2,000 円	個人市民税と同じ
					所 得 割	課税所得金額の 4%	
			固定資産税			1.4 100	1 期 5/1 ~ 6/2 2 期 7/1 ~ 7/31 3 期 9/1 ~ 9/30 4 期 12/1 ~ 1/5
			都市計画税			0.2 100	固定資産税と同じ

税 目	税 率	納 期 (限)
軽自動車税	1 原動機付自転車	5/1～6/2
	ア 総排気量が50cc以下 1,000円	
	イ 90cc以下 1,200円	
	ウ 125cc以下 1,600円	
	エ ミニカー 2,500円	
	2 軽自動車	
	ア 二輪のもの（側車付を含む） 2,400円	
	イ 三輪のもの 3,100円	
	ウ 四輪以上のもの	
	乗用のもの { 営業用 5,500円 自家用 7,200円	
	貨物用のもの { 営業用 3,000円 自家用 4,000円	
	エ 雪上車 2,400円	
市たばこ税	3 小型特殊自動車	法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 翌年3月15日
	ア 農耕作業用のもの 1,600円	
	イ その他のもの 4,700円	
	4 二輪の小型自動車 総排気量が250cc超 4,000円	
事業所税	(ア) 資産割 事業所床面積 1㎡につき年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25	毎月1日から末日分を翌月末日まで
入湯税	入湯客1人1日につき 150円	毎月1日から末日分を翌月15日まで

(2) 納税義務者の推移

年 度			21	22	23	24	25	
税 目								
市 民 税	個 人	普通徴収	均 等 割 の み	17,800	15,028	15,171	13,928	11,237
			所 得 割 の み	6,198	18,578	15,749	15,879	15,729
			均 等 割 と 所 得 割 を 納 め る 者	121,273	90,901	91,243	83,530	58,000
			計	145,271	124,507	122,163	113,337	84,966
	特 別 徴 収	均 等 割 の み	10,938	16,986	17,261	16,679	20,119	
		所 得 割 の み	—	—	—	—	—	
		均 等 割 と 所 得 割 を 納 め る 者	193,354	200,878	201,921	214,325	243,896	
		計	204,292	217,864	219,182	231,004	264,015	
	小 計		302,622	317,606	318,685	322,310	325,758	
	法 人 調 定 件 数		27,903	28,630	28,367	29,087	29,757	
固 定 資 産 税	土 地 及 び 家 屋 償 却 資 産		199,901 (5,721)	221,678 (6,159)	221,408 (5,852)	222,282 (6,088)	234,808 (7,351)	
	小 計		199,901	221,678	221,408	222,282	234,808	
	軽 自 動 車 税		244,985	247,131	249,907	253,587	259,024	
合 計			775,411	815,045	818,367	827,266	849,347	
対 前 年 度	増 加 数		39,260	39,634	3,322	8,901	22,081	
	伸 率 (%)		105	105	100	101	103	

(注) 1. 個人住民税は併徴者がいるため、普通徴収と特別徴収の和は小計と一致しない。

2. 償却資産に係る () は土地及び家屋を含む。

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

年 度 税 目			24			25		
			調定額	収入額	収入率 (%)	調定額	収入額	収入率 (%)
市 民 税	個人分	普 通 徴 収	8,632,270	7,942,840	92.0	6,854,131	6,370,440	92.9
		特 別 徴 収	25,658,793	25,621,756	99.9	27,622,180	27,556,354	99.8
		計	34,291,063	33,564,596	97.9	34,476,311	33,926,794	98.4
	法 人 分		9,307,781	9,254,386	99.4	9,436,357	9,394,017	99.6
	小 計		43,598,844	42,818,982	98.2	43,912,668	43,320,811	98.7
固 定 資 産 税	固定資産	土地・家屋・ 償却資産	37,307,193	36,568,289	98.0	37,525,368	36,925,445	98.4
	交 付 金		371,312	371,312	100.0	328,724	328,724	100.0
	小 計		37,678,505	36,939,601	98.0	37,854,092	37,254,169	98.4
軽 自 動 車 税			1,209,745	1,175,884	97.2	1,256,674	1,225,391	97.5
特 別 土 地 保 有 税			0	0	0.0	0	0	0.0
入 湯 税			20,529	19,291	94.0	21,008	19,727	93.9
事 業 所 税			1,987,858	1,977,737	99.5	2,003,053	1,998,966	99.8
都 市 計 画 税			4,843,037	4,747,116	98.0	4,896,041	4,817,768	98.4
市 た ば こ 税			5,058,670	5,058,670	100.0	5,652,693	5,652,693	100.0
合 計			94,397,188	92,737,281	98.2	95,596,229	94,289,525	98.6
滞 納 繰 越 分			7,553,068	1,857,632	24.6	6,503,902	1,810,316	27.8
総 計			101,950,256	94,594,913	92.8	102,100,131	96,099,841	94.1

(4) 徴収対策の強化

- ① 現年度徴収の強化
 - 「地区担当制」から「業務担当制」への業務再編
 - 初期段階での滞納処分の実施
 - 民間コールセンターによる「初期滞納対策業務」の実施
- ② 財産調査の充実による差押及び搜索・公売の強化
- ③ 徴収困難案件の適切な処理による滞納額の圧縮

15 選 挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

※ 開票区の標記について (H24. 4. 1政令市移行により行政区が開票区となったため行政区を記載)

(平26. 6. 2現在)

総務

開票区	投票区	投 票 所	男	女	計
中央区	101	熊本市役所	988	1,278	2,266
	102	慶徳小学校	1,290	1,707	2,997
	103	五福まちづくり交流センター	1,256	1,760	3,016
	104	一新小学校	2,120	2,775	4,895
	105	一新幼稚園	925	1,220	2,145
	110	京陵中学校	1,275	1,605	2,880
	111	壺川小学校	1,462	1,826	3,288
	112	藤園中学校	1,136	1,593	2,729
	113	碩台小学校	1,340	1,783	3,123
	114	竜南中学校	1,683	2,047	3,730
	115	黒髪小学校	1,265	1,351	2,616
	116	桜山中学校	2,210	2,179	4,389
	131	白川小学校	1,597	2,042	3,639
	132	鎮西学園	1,319	1,639	2,958
	133	九州学院	1,687	2,210	3,897
	134	大江小学校	1,599	1,809	3,408
	135	渡鹿団地集会室鹿乃家	1,901	1,811	3,712
	136	託麻原小学校	3,270	3,624	6,894
	137	白山保育園	1,021	1,301	2,322
	138	白山小学校	2,527	2,994	5,521
	139	出水小学校	1,975	2,641	4,616
	140	出水校区戸井の外集会所	1,878	2,458	4,336
	141	東水前寺公民館	2,357	2,979	5,336
	142	熊本県庁	805	910	1,715
	143	砂取小学校	2,576	3,365	5,941
	144	出水中学校	3,050	3,592	6,642
	145	出水南中学校	1,530	1,875	3,405
	160	帯山西小学校	2,075	2,551	4,626
	161	帯山小学校	3,212	3,905	7,117
	162	帯山校区第6町内公民館	2,070	2,374	4,444
	205	横手保育園	420	549	969
	208	向山小学校	2,822	3,307	6,129
	209	世安町公民館	1,158	1,389	2,547
	210	本荘小学校	1,353	1,638	2,991
	211	春竹小学校	2,995	3,755	6,750
	212	熊本市技術専門学院	2,215	2,538	4,753
	小 計		64,362	78,380	142,742
東区	146	江津湖団地第2集会所	1,493	1,936	3,429
	147	画図地域コミュニティセンター	3,365	3,914	7,279
	148	湖東中学校	1,785	2,199	3,984
	149	泉ヶ丘小学校	1,386	1,673	3,059
	150	泉ヶ丘校区公民館	1,152	1,458	2,610
	151	若葉小学校	1,995	2,404	4,399
	152	東野中学校	2,767	3,293	6,060
	153	秋津第2公民館	1,976	2,239	4,215
	154	桜木小学校	4,369	4,928	9,297
	155	東町小学校	2,224	2,298	4,522
	156	健軍東小学校	2,403	2,936	5,339
	157	健軍小学校	2,684	3,182	5,866
	158	尾ノ上小学校	2,959	3,695	6,654

開票区	投票区	投 票 所	男	女	計
東区	159	錦ヶ丘中学校	1,731	2,037	3,768
	163	月出小学校	3,164	3,511	6,675
	164	山ノ内小学校	4,279	4,924	9,203
	165	長嶺小学校	4,483	5,039	9,522
	166	さくら幼稚園	2,509	2,907	5,416
	167	託麻南小学校	3,075	3,470	6,545
	168	託麻東小学校	4,991	5,389	10,380
	169	託麻北小学校	3,103	3,410	6,513
	170	託麻総合出張所	2,441	2,572	5,013
	171	託麻西小学校	3,374	3,691	7,065
	172	下南部公民館	1,209	1,320	2,529
	173	西原公民館	1,018	1,330	2,348
	174	西原小学校	4,287	4,687	8,974
	小 計		70,222	80,442	150,664
西区	106	上熊本老人憩いの家	888	1,103	1,991
	107	池田地域コミュニティセンター	1,577	1,737	3,314
	108	池田小学校	1,551	1,671	3,222
	109	京町台保育園	980	1,207	2,187
	201	花園小学校	2,852	3,365	6,217
	202	花園（牧崎）公民館	1,504	1,859	3,363
	203	城西一町内ふれあいセンター	1,587	1,944	3,531
	204	城西小学校	2,906	3,501	6,407
	206	春日小学校	1,818	2,096	3,914
	207	春日保育園	819	972	1,791
	224	古町小学校	1,194	1,431	2,625
	225	花陵中学校	1,877	2,519	4,396
	226	白坪小学校	2,441	2,794	5,235
	227	城山小学校	3,775	4,476	8,251
	228	西部上下水道センター	2,004	2,490	4,494
	229	高橋小学校	1,116	1,324	2,440
	230	中島地域コミュニティセンター	766	911	1,677
	231	二番公民館	736	834	1,570
	232	小島小学校	1,011	1,156	2,167
	233	有明保育園	262	287	549
	234	松尾東小学校	288	304	592
	235	松尾西小学校	444	520	964
	236	松尾北地域コミュニティセンター	88	91	179
	237	河内小学校	1,032	1,164	2,196
	238	河内公民館	712	798	1,510
	239	椎亀公民館	364	427	791
	240	芳野中学校	458	515	973
	小 計		35,050	41,496	76,546
南区	213	託麻中学校	4,769	5,527	10,296
	214	田迎南小学校	2,637	2,942	5,579
	215	御幸小学校	3,742	4,373	8,115
	216	川尻小学校	1,586	1,844	3,430
	217	城南中学校	2,353	2,846	5,199
	218	城南小学校	901	1,174	2,075
	219	そよかぜ保育園	1,623	1,863	3,486
	220	日吉小学校	1,910	2,263	4,173
	221	日吉東小学校	2,471	2,800	5,271
	222	力合小学校	3,671	4,369	8,040

開票区	投票区	投 票 所	男	女	計
南区	223	薄場団地集会所	1,368	1,657	3,025
	241	鮑田東小学校	2,603	2,997	5,600
	242	鮑田南小学校	894	1,012	1,906
	243	鮑田西小学校	1,015	1,131	2,146
	244	中緑小学校	406	498	904
	245	銭塘小学校	894	994	1,888
	246	奥古閑小学校	1,328	1,517	2,845
	247	川口小学校	846	937	1,783
	401	南区役所	2,560	2,989	5,549
	402	坂野グラウンド	1,317	1,438	2,755
	403	高グラウンド	1,090	1,219	2,309
	404	城南福祉センター	2,220	2,488	4,708
	405	六田公民館	310	343	653
	406	豊田小学校	975	1,081	2,056
	407	鰐瀬公民館	534	617	1,151
	408	下宮地コミュニティセンター	857	949	1,806
	409	東阿高公民館	858	944	1,802
	410	富合中学校武道場	1,011	1,089	2,100
	小 計		46,749	53,901	100,650
	北区	117	清水小学校	2,232	2,743
118		亀井公民館	1,339	1,601	2,940
119		高平台小学校	3,831	4,458	8,289
120		化学及血清療法研究所	1,734	2,004	3,738
121		八景水谷公民館	1,418	1,711	3,129
122		城北小学校	2,774	2,141	4,915
123		清水北老人憩いの家	1,209	1,421	2,630
124		麻生田小学校	2,935	3,718	6,653
125		楡木小学校	2,506	3,078	5,584
126		楠小学校	2,300	2,729	5,029
127		武蔵小学校	2,424	2,833	5,257
128		弓削小学校	2,050	2,199	4,249
129		龍田小学校	3,600	3,962	7,562
130		宝積寺公民館	2,574	2,935	5,509
175		西里地域コミュニティセンター	1,098	1,219	2,317
176		熊本市食品交流会館	1,476	1,650	3,126
177		明德体育館	1,062	1,189	2,251
178		北部総合出張所	2,911	3,297	6,208
179		北部東小学校	3,715	4,298	8,013
301		植木分館	1,326	1,538	2,864
302		かがやき館	1,528	1,680	3,208
303		小町もく遊館分館	452	482	934
304		吉松スポーツ公園	489	499	988
305		吉松分館	992	1,124	2,116
306		山本分館	773	838	1,611
307		田原分館	653	712	1,365
308		鹿南中学校	891	988	1,879
309		菱形地域コミュニティセンター	654	661	1,315
310		桜井小学校	1,221	1,347	2,568
311		千本桜公民館	742	801	1,543
312		田底分館	641	839	1,480
313		植木ふれあい文化センター	365	413	778
314		大和分館	979	1,186	2,165
小 計		54,894	62,294	117,188	
合 計		271,277	316,513	587,790	

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙執行年月日 区 分	平15. 4. 27	平19. 4. 22	平20. 11. 16 富合町選挙区 増員選挙	平22. 4. 25 植木町選挙区 増員選挙	平23. 4. 24 熊本市選挙区	平23. 4. 24 富合町選挙区
有 権 者 総 数	507, 341	518, 153	6, 661	24, 676	564, 316	6, 963
投 票 者 数	270, 780	244, 041	4, 921	14, 081	248, 461	3, 861
投 票 率 (%)	53. 37	47. 10	73. 88	57. 06	44. 03	55. 45
立 候 補 者 数	63	62	2	5	66	2
定 数	52	48	1	2	48	1
最 高 得 票 数	8, 063	7, 529	2, 771	3, 934	11, 196. 000	2, 465
当 選 者 最 低 得 票 数	3, 076	3, 134	2, 771	3, 551	3, 163. 343	2, 465
立 候 補 者 最 高 年 齢	89	71	63	63	68	65
〃 最 低 年 齢	25	25	61	35	30	47

(3) 過去の選挙の投票率

(単位 %)

選挙別 (実施日)	開 票 区	第 1	第 2	全 体
参議院議員通常選挙 (選挙区)	(平22. 7. 11)	58. 77	57. 96	58. 51
熊本市長選挙	(平22. 11. 7)	36. 32	35. 89	36. 18
県議会議員一般選挙 (熊本市選挙区)	(平23. 4. 10)	45. 18	49. 95	46. 70
市議会議員一般選挙 (熊本市選挙区)	(平23. 4. 23)	42. 09	48. 22	44. 03
市議会議員一般選挙 (富合町選挙区)	(平23. 4. 23)			55. 45
熊本県知事選挙	(平24. 3. 25)	30. 74	30. 45	30. 65

平24. 4. 1政令市移行後の選挙

選挙別 (実施日)	開 票 区	中央区	東区	西区	南区	北区	全体
衆議院議員総選挙 (小選挙区 第1区)	(平24. 12. 16)	57. 11	56. 80	55. 99		57. 47	57. 04
衆議院議員総選挙 (小選挙区 第2区)	(平24. 12. 16)	49. 03		54. 87	54. 04		53. 64
衆議院議員総選挙 (小選挙区 第3区)	(平24. 12. 16)					55. 43	55. 43
衆議院議員総選挙 (小選挙区 第4区)	(平24. 12. 16)				53. 67		53. 67
参議院議員通常選挙 (選挙区)	(平25. 7. 21)	47. 81	49. 96	49. 17	47. 63	49. 87	48. 92

(注) 国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別	区 分	自 民	社 民	公 明	共 産	民 主 党	国民新党	諸 派	無 所 属	計
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 1 (平 22. 7. 11)	総得票数		125,579			11,688	141,586		49,234		328,087
	最高 "		125,579			11,688	141,586		42,075		
	最低 "		125,579			11,688	141,586		7,159		
	得票率 (%)		38.28			3.56	43.16		15.01		100
	候補者数		1			1	1		2		5
熊本市長選挙 (平 22. 11. 7)	総得票数									206,556	206,556
	最高 "									169,517	
	最低 "									15,412	
	得票率 (%)									100	100
	候補者数									3	3
県議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数 16 (平 23. 4. 10)	総得票数		69,585		37,575	10,944	23,551			104,047	245,702
	最高 "		16,362		13,006	10,944	13,679			13,837	
	最低 "		11,151		12,145	10,944	9,872			533	
	得票率 (%)		28.32		15.29	4.45	9.59			42.35	100
	候補者数		5		3	1	2			11	22
市議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数 48 (平 23. 4. 24)	総得票数		61,309.076	3,396.000	34,043.843	10,731.000	19,260.060			116,562.008	245,301.987
	最高 "		6,913.000	3,396.000	5,220.536	3,800.000	5,364.060			11,196.000	
	最低 "		2,907.000	3,396.000	4,579.000	3,396.000	1,668.000			175.000	
	得票率 (%)		24.99	1.38	13.88	4.37	7.85			47.52	100
	候補者数		14	1	7	3	6			35	66
市議会議員選挙 (富合町選挙区) 定数 1 (平 23. 4. 24)	総得票数		2,465							1,308	3,773
	最高 "		2,465							1,308	
	最低 "		2,465							1,308	
	得票率 (%)		65.33							34.67	100
	候補者数		1							1	2
熊本県知事選挙 (平 24. 3. 25)	総得票数									175,562	175,562
	最高 "									158,075	
	最低 "									17,487	
	得票率 (%)									100	100
	候補者数									2	2
衆議院 小選挙区選挙第 1 区 定数 1 (平 24. 12. 16)	総得票数		94,368			12,012	28,229		66,195	2,472	203,276
	最高 "		94,368			12,012	28,229		66,195	2,472	
	最低 "		94,368			12,012	28,229		66,195	2,472	
	得票率 (%)		46.42			5.91	13.89		32.56	1.22	100
	候補者数		1			1	1		1	1	5
衆議院 小選挙区選挙第 2 区 定数 1 (平 24. 12. 16)	総得票数		43,528			3,081	14,609		23,913		85,131
	最高 "		43,528			3,081	14,609		17,757		
	最低 "		43,528			3,081	14,609		6,156		
	得票率 (%)		51.13			3.62	17.16		28.09		100
	候補者数		1			1	1		2		5
衆議院 小選挙区選挙第 3 区 定数 1 (平 24. 12. 16)	総得票数		7,167			618	1,912		3,684		13,381
	最高 "		7,167			618	1,912		3,684		
	最低 "		7,167			618	1,912		3,684		
	得票率 (%)		53.56			4.62	14.29		27.53		100
	候補者数		1			1	1		1		4
衆議院 小選挙区選挙第 4 区 定数 1 (平 24. 12. 16)	総得票数					958			10,673		11,631
	最高 "					958			7,539		
	最低 "					958			3,134		
	得票率 (%)					8.24			91.76		100
	候補者数					1			2		3
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 1 (平 25. 7. 21)	総得票数		162,763			23,677	85,971		4,479		276,890
	最高 "		162,763			23,677	85,971		4,479		
	最低 "		162,763			23,677	85,971		4,479		
	得票率 (%)		58.78			8.55	31.05		1.62		100
	候補者数		1			1	1		1		4

(注) 各選挙の直近のものを記載

国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし — 71 —

16 人事委員会

人事委員会は、人事行政の適正な実施を確保するため、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、平成6年4月1日に設置され、政令指定都市移行に伴い、平成24年4月1日から同条第1項の人事委員会として位置付けられることとなった。本委員会は、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

本委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する不服申立ての審査などを主な業務としている。

(1) 平成25年度職員採用試験の実施状況

	職 種		申込者数 (人)	第 一 次 受験者数 (人) A	第 一 次 合格者数 (人)	第 二 次 受験者数 (人)		最 終 合格者数 (人) B		倍率(倍) A/B
上 級 職	事 務 職		485	337	42	36		20		16.9
	社 会 福 祉 職		21	17	6	6		2		8.5
	技 術 職	土 木	77	51	40	35		20		2.6
		建 築	18	12	6	6		2		6.0
		機 械	21	14	8	6		3		4.7
		電 気	59	45	16	16		8		5.6
		化 学	24	20	4	4		1		20.0
		農 業	8	5	3	3		1		5.0
(民間企業 等経験者)	事 務 職		250	213	32	二次 31 三次 16	二次 16 最終 5	42.6		
	技術職	土 木	44	36	24	二次 24 三次 12	二次 12 最終 3	12.0		
	免許資格職 (上級職)	保 健 師		35	26	6	6		2	
免許資格職 (中級職)	保 育 士		68	60	20	17		10		6.0
	臨 床 工 学 技 士		12	11	4	3		1		11.0
初 級 職	事 務 職		69	58	10	10		4		14.5
	学校事務職（県費負担）		35	30	8	7		3		10.0
	技術職	土 木	9	8	6	6		2		4.0
	身体障がい者対象（事務職）		24	17	—	—		2		8.5
消 防 職	上 級 消 防 職		167	136	9	9		4		34.0
	初 級 消 防 職		182	158	8	7		3		52.7
	初級消防職（救急救命士）		18	13	4	4		1		13.0
採用選考 試 験	文 化 財 専 門 職		26	22	6	6		2		11.0
	学 芸 員 （ 地 質 ）		8	6	4	4		1		6.0
	助 産 師		7	7	6	6		2		3.5
	看護師（H25.10.1 採用）		21	20	16	15		8		2.5
	看護師（H26.4 月以降採用）		33	33	32	24		20		1.7
計			1,721	1,355	320	二次 291 三次 28	二次 28 最終 130	10.4		

※任期付、任命権者実施分を除く。

(2) 職員の給与等に関する報告

人事委員会は、平成25年職種別民間給与実態調査をもとに、平成25年10月7日に市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況（平成25年4月現在）

区 分	職 員 数	平 均 給 与	平 均 年 齢	平均経験年数
調 査 対 象 職 員	4,365 人	354,336 円	41 歳 8 月	20 年 0 月
うち一般行政職	2,831 人	358,005 円	42 歳 5 月	20 年 6 月

イ 民間の状況

調査対象は、市内の123事業所（企業規模50人以上、事業所規模50人以上の286事業所から抽出）

ウ 公民給与の較差（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与の比較）

（単位：円）

民 間 給 与 （ A ）	職 員 給 与 （ B ）	較 差 （ A ） － （ B ）
358,385	358,242	143

エ 報告の内容

本市の一般行政職員の月例給与と市内民間事業所の従業員の月例給与を比較すると、較差が極めて小さく、おおむね均衡していること、人事院の報告における国家公務員の行政職俸給表（一）の改定見送り等の諸条件を勘案し、月例給与の改定を行わないことが適当である。

特別給の年間支給月数（現行3.95月分）については、市内民間事業所の特別給の支給割合とおおむね均衡していることから、改定を行わないことが適当である。

民間の初任給月額が職員の初任給月額を上回っており、このような傾向が数年来継続していることから、また、優秀な人材の確保の観点からも、初任給を改善することが必要である。これに伴い在職者に対する所要の調整措置を講ずることも必要である。

自宅に係る住居手当（月額2,500円）については、国が廃止していること、6割を超える地方公共団体が廃止していること等を踏まえ、廃止することが必要である。

(3) 公平審査

ア 勤務条件に関する措置要求

平成25年度は新たな措置要求事案はなく、係属中の事案もない。

イ 不利益処分に関する不服申立て

不利益処分についての不服申立ての審査の状況

平成25年度裁決事案

事 案 名	審 査 の 状 況
平成24年不第1号事案（平成24年9月5日申立て）	平成25年 4月24日 第1回口頭審理 平成25年 6月26日 第2回口頭審理 平成25年 9月 2日 第3回口頭審理（結審） 平成25年12月13日 裁決

係属事案2件

（平成26年3月31日現在）

事 案 名	審 査 の 状 況
平成25年不第1号事案（平成25年7月4日申立て）	平成26年 2月 3日 準備手続
平成25年不第2号事案（平成25年8月22日申立て）	—

ウ 職員からの苦情処理

苦情相談をすることができるのは、地方公務員法上の一般職の職員（企業局職員及び技能労務職員を除く。）であり、教職員（県費負担教職員を含む。）、消防職員、条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員も対象となる。

平成１７年度から、人事委員会は職員からの勤務条件等に係る苦情相談を受けている。

平成２５年度の相談者数（件数）は３件であり、相談内容の区分と件数は次のとおりである。

区 分	任 用	給 与	勤務条件 服 務	福 利 厚 生	セクハラ いじめ等	そ の 他	計
件 数	-	-	1	-	2	-	3

企 画 振 興

1	総 合 計 画	77
2	広 報	81
3	広 聴	82
4	情 報 化 推 進	87
5	統 計	92
6	市 民 協 働	93
7	地 域 コ ミ ュ ニ テ イ づ く り 支 援	95
8	安 全 安 心 ま ち づ く り 交 通 安 全 対 策	97
9	男 女 共 同 参 画	100
10	人 権 推 進	103
11	生 涯 学 習	105
12	熊本市オンブズマン制度	108
13	都 市 政 策 研 究 所	110

1 総合計画（企画課）

総合計画とは、都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向、基本方針、主な施策を定めた長期的なまちづくり計画であり、行政各分野の計画・事業の基本となるとともに、まちづくりに関わる市民や団体にとっての指針となるものである。

本市では、市の将来像やまちづくりの理念を明らかにし、それを実現するための基本方向を示す「基本構想」、基本構想を受けて各分野の基本方針や目標、施策の体系を示す「基本計画」、基本計画に基づく具体的な事務事業の実施プログラムであり、事業のスケジュール、事業手法などを示す「実施計画」の3つで構成している。

（1）熊本市第6次総合計画基本構想

わが国では、少子高齢化の進展とともに本格的な人口減少社会を向かえ、これまでの社会経済のあり方の抜本的な見直しが迫られている。また、地方には地域の個性や特徴を生かし、自らの判断と責任において、まちづくりを進めていくことが強く求められている。

このような中、これらの時代変化に対応した新しい熊本づくりに、全市一丸となって取り組んでいくため、第5次総合計画の目標年次である平成22年度を繰り上げ、平成21年度から第6次総合計画へと移行した。

この基本構想は、平成19年度から策定に着手し、平成20年6月に市議会の議決を経て決定したものである。なお、本構想の目標年次は、平成30年度（西暦2018年度）としている。

（以下、本構想の原文を一部抜粋して掲載。）

ア めざすまちの姿

わくわく
『湧々都市くまもと』

～九州の真ん中！ 人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち～

地下水の^たたえ、熊本城を中心としたにぎわい、九州中央の交流拠点、このような未来のまちの姿をイメージした「湧々都市」。

それは、一人ひとりの夢や希望、歴史や自然の息吹、新しい出会いへの期待など、みんなの^{わくわく}いろいろな湧々が集まり、魅力となり、広く内外から人々を引き付けるまち。そこでは、すべての市民がほほえみにあふれ、うるおいのある暮らしを楽しみながら、郷土を愛し誇りに思い、主体的にまちづくりに参加し、訪れる人をおもてなしの心で迎えている。

私たちは、そのような熊本市をめざします。

イ まちづくりの重点的取り組み

めざすまちの姿の実現に向け、目標年次となる平成30年度までに、特に重点的に取り組む4つのプロジェクトを掲げます。

① 「くらし わくわく」プロジェクト

地方分権や少子高齢化の進展に対応し、個性豊かで自立したまちづくりを進めていくためには、次の時代を担う子どもたちの健やかな成長を支える社会と、互いに助け合う「地域」を築き上げていくことが必要です。

「私たちは、すべての人がいきいきと暮らし、将来の夢と希望を描けるまちをつくります。」

② 「めぐみ わくわく」プロジェクト

熊本市は、熊本城に代表される伝統ある歴史や文化、古くから「森の都」と称される緑、阿蘇外輪山から連なる台地をかん養域とする清らかな地下水、さらには、これらの自然がはぐくむ安全でおいしい食に恵まれています。

この先人から受け継がれる豊かな恵みは、将来世代を含めた熊本市民の共有の財産であり、これをはぐくみ次の世代に引き継いでいくことは、現代に生きるすべての市民の責務です。

「私たちは、先人から受け継いだ豊かな恵みをはぐくみ、次の世代に引き継ぐまちをつくります。」

③ 「おでかけ わくわく」プロジェクト

だれもが快適でいきいきとした毎日を過ごすためには、移動しやすいまちをつくることが不可欠です。特に、少子高齢社会においては、クルマがなくても不便を感じない交通体系を整備することが重要となります。

「私たちは、だれもが気軽におでかけできるまちをつくります。」

④ 「出会い わくわく」プロジェクト

国際化・高度情報化社会が一層進展し、本格的な人口減少社会の到来を迎える中、都市の魅力と活力を維持、増進していくためには、人・もの・情報の様々な交流と集積が不可欠です。また、九州中央に位置する地理的特性や行政等の管理機能の集積した歴史などを踏まえ、九州の一体的な発展に中核的な役割を果たしていかなければなりません。

「私たちは、おもてなしの心で様々な出会いが生まれるまちをつくります。」

ウ 分野別取り組みの基本方針

次に掲げる基本方針に基づき、それぞれの分野でめざすまちの姿の実現に向けた施策を推進します。

- ① 一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現
- ② とともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現
- ③ 生涯を通して健やかで、生き生きと暮らせる保健・福祉の充実
- ④ 子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進
- ⑤ 豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興
- ⑥ 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築
- ⑦ 地域の活力をつくりだす産業・経済の振興
- ⑧ 安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実

エ 構想を推進するために

基本構想に掲げるまちづくりを推進するために、すべての施策、事業について、次のことを基本として取り組みます。

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 協働と自主自立によるまちづくり<ul style="list-style-type: none">・ 自主自立の地域づくりの推進・ 市民公益活動の支援② 信頼される市政運営<ul style="list-style-type: none">・ 開かれた市政の推進・ 市民の視点に立ったサービスの提供・ 法令順守の徹底 | <ol style="list-style-type: none">③ 効率的で質の高い行政運営<ul style="list-style-type: none">・ 行財政運営の効率化・ 行政評価制度の充実・ 協働と自主自立のまちづくりを進めるための職員の資質向上④ 市域を越えた広域的連携<ul style="list-style-type: none">・ 熊本都市圏市町村との連携強化・ 九州各都市との連携強化 |
|--|---|

(2) 熊本市第6次総合計画基本計画

平成20年6月に市議会の議決を経て決定した基本構想を受け、平成21年3月に同じく市議会の議決を経て基本計画を決定した。さらに、平成22年3月の城南町、植木町との合併及び平成24年4月の政令指定都市移行、また中間年にあたる平成25年度の全体的な見直しに伴い、それぞれ市議会の議決を経て基本計画の一部を変更した。

なお、基本計画を推進するため実施計画を作成し、毎年度見直しを行いながら進捗管理を行っている。

(以下、本基本計画の原文を一部抜粋して掲載。)

ア 計画の意義と役割

この基本計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿

『湧々都市くまもと』～ 九州の真ん中！ 人ほほえみ 暮らしうろう 集いのまち ～

を実現するための具体的な取り組みを体系化したもので、市民の皆さんと行政の共通・共有するまちづくりの指針であり、総合的・計画的な市政運営のための設計書となるものである。

本計画では、全ての施策分野にわたり、市民、地域団体・NPO等、事業者、行政それぞれの活動の目安となる役割分担を示しており、また、各分野の取り組みの目的を明確にし、成果を重視するとともに、市民の皆さんへの説明責任を徹底するため、それぞれの取り組みの基本方針ごとに、達成度を測る指標と目標値を掲げている。

イ 計画の期間と対象

- ◆計画期間 この計画は、平成30年度（西暦2018年度）を目標年次とし、中間年にあたる平成25年度に全体的に見直しを行った。
- ◆対象区域 平成24年4月1日の政令指定都市移行後の市域を対象とし、必要に応じて広域的な対応を図る。
- ◆実施主体 本計画は、市が主な実施主体となるほか、市民（地域団体・NPO等、事業者を含む）と行政の役割分担に基づいて、市民の皆さんの参画と協働により実施する。
分野別施策における「協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担」の取り組み例は、「協働と自主自立によるまちづくり検討会議」で取りまとめられたものである。この会議は、公募市民を含め、各分野の学識者、地域団体、NPOなどの代表者で構成され、平成20年6月5日～8月22日の期間に計8回にわたり開催された。

ウ まちづくりの重点的取り組み

基本構想に掲げるめざすまちの姿『湧々都市くまもと』の実現に向け、今後10年間、特に重点的に取り組む4つのわくわくプロジェクトとそれを具体化する7つの夢わくわくプラン（「夢わく」）を設定している。

1 「くらし わくわく」プロジェクト

夢わく 1. 子どもも大人もみんなの笑顔が輪になるまちをつくる

- ① 子どもたちが楽しく、いきいきと学び遊べる環境づくり
- ② 社会全体で子育てやワーク・ライフ・バランスを応援するまちづくり

夢わく 2. だれもが能力を発揮でき、将来も住み続けたいと思えるまちをつくる

- ① 暮らしを支え、働く意欲に応える「くまもと元気産業」づくり
- ② 暮らしを豊かに、将来も住み続けたいと思える地域づくり

2 「めぐみ わくわく」プロジェクト

夢わく 3. ふるさとの自然を守り、世界に誇れる環境先進都市をつくる

- ① 地球温暖化防止をリードする都市づくり
- ② 見て、ふれて、豊かさを体感できる水と緑の空間づくり
- ③ 地球環境を守るライフスタイルの実践

夢わく 4. 伝統と文化が息づき、「くまもと」の恵みを満喫できるまちをつくる

- ① 地域に息づく伝統や市民の力が生み出す新しい熊本文化の振興
- ② 豊かな農と食の恵みを生かしたまちづくり

3 「おでかけ わくわく」プロジェクト

夢わく 5. だれもおでかけしたくなるまちをつくる

- ① にぎわいと楽しさあふれるまちづくり
- ② 自然の豊かさと安らぎに満ちたオアシスの創出

夢わく 6. バス・電車、自転車などで気軽に「おでかけ」できるまちをつくる

- ① だれもが利用しやすい公共交通システムの整備
- ② 自転車が利用しやすい環境や快適な歩行空間の整備

4 「出会い わくわく」プロジェクト

夢わく 7. 温かいおもてなしの心があふれ、楽しい交流が生まれるまちをつくる

- ① 世界に誇る熊本シティブランドづくりと国内外への「くまもと」の魅力の発信
- ② おもてなしの心でもてなす人と仕組みづくり
- ③ 九州、アジアの交流拠点にふさわしいまちづくりと内外との活発な交流の促進

エ 分野別施策

基本構想で掲げた分野別取り組みの基本方針に基づき、めざすまちの姿を実現するための基本的な施策を総合的、体系的に示している。

- 第1章 一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現
- 第2章 ともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現
- 第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健・福祉の充実
- 第4章 子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進
- 第5章 豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興
- 第6章 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築
- 第7章 地域の活力をつくりだす産業・経済の振興
- 第8章 安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実

オ 危機管理

近年、風水害や地震などの自然災害をはじめ、大規模な事故や事件、新たな感染症や食品等による健康被害など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす恐れのある危機事象は多様化している。

このような様々な危機事象から、市民生活の安全を守るためには、平常時から危機事象の発生に備えるとともに、発生時には関係機関との連携により迅速かつ的確な対応を行い、被害を最小限に抑えるなどの対策が必須であり、そのための総合的な危機管理体制の構築を進める。

カ 区別計画

暮らしやすさを実感できる都市としてさらに発展していくために、各区において、それぞれの魅力と特性を生かしたまちづくりを進める。

中央区 新たな出会いと未来創造の都会 ～つながる、中央区。～

東 区 自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区

西 区 金峰望む 華のあるまち西区

南 区 ～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる ～いきいき暮らしのまち 南区

北 区 ず～っと住みたい“わがまち北区”～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～

キ 基本計画の推進に向けて

重点的取り組み、各分野別施策、危機管理及び区別計画を確実に推進し、成果をあげるため、すべての施策、事業について、次のことを基本として取り組む。

- 1 協働と自主自立によるまちづくり
- 2 信頼される市政運営
- 3 効率的で質の高い行政運営
- 4 市域を越えた広域的連携

2 広 報（広報課）

（1）広報組織

市民の視点にたち、積極的な市政広報活動を図っている。

各局に広報報道調整担当者（政策審議員など）を置き、情報（各課の事業、行事など）の収集及び広報・報道対応の円滑化を図っている。

（2）広報刊行物

タ イ ト ル	発行状況	発行部数	概要・その他
市政だより	毎月1日発行	322,260部 (平成26年4月号実績)	委託業者から各世帯に配付※1
点字市政だより（視覚障がい者向け）	〃	100部	郵送
声の市政だより（視覚障がい者向け）	〃	102本	郵送
生活便利ブック	2年1回発行	340,000部 (平成26年12月発行予定)	市の窓口業務や施設、制度などの案内 (各世帯及び転入者へ配付)

※1 城南町については嘱託職員が配布

（3）テレビ・ラジオによる広報

テレビ広報

タ イ ト ル	放 送 局 ・ 時 間
クローズアップ熊本	ケーブルテレビ（市民チャンネル） 毎日 午前8時から 24分間 (再放送) 毎日 午後6時15分から
くまもとわくわく探偵団	TKU 毎週日曜日 午後5時25分から 5分間 (再放送) 毎週金曜日 午前1時40分から
テレビスポット	民間放送局 市の施策や事業を適時放映

ラジオ広報

タ イ ト ル	放 送 局 ・ 時 間
とんでるワイド・大田黒浩一の 今日も元気！ 内	RKK 毎週月曜日 午前9時30分ごろから 2分間
小学生の時間 内	RKK 毎週日曜日 午後6時40分から午後7時 20秒間
フレッシュ・フラッシュ・くまもと	FM熊本 毎週火曜日 午前8時45分ごろから 5分間
I LOVE WOMAN	FM熊本 毎週火曜から木曜日 午後0時10分ごろから 5分間
おはよう熊本市	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日 午前7時45分から 13分間
熊本市民あんぜんあんしん大作戦	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日 正午から 5分間 (再放送) 午後6時55分から
もっと知りたい熊本市	熊本シティエフエム 毎週金曜日 午後1時から 20分間
子どもラジオ局 内5分コーナー番組	熊本シティエフエム 毎月最終日曜日 正午から午後1時 5分間

(4) 新聞・生活情報誌などによる広報

市政について市民へ広く周知を図るため、紙面を利用して適時広報を行う。

(5) ホームページなどによる広報

市政情報を広く国内外へ向けて発信する。

ホームページアドレス	http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/
携帯電話用ホームページアドレス	http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/mobile/
メールマガジンの配信	k1500@123123.tv
フェイスブックによる情報発信	http://www.facebook.com/KumamotoCity

(6) その他

- ・月刊行事予定表「月報くまもと」の発行

(7) 報道機関（市政記者クラブ）を通してのパブリシティ活動

- ・市長記者会見（月に2回程度）
- ・記者レクチャー（関係課長などによる記者説明）
- ・資料提供（報道資料配布：年間1,583件※平成25年度実績）

※記者クラブ加入社（14社）：熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・RKK・TKU・KKT・KAB・時事通信・共同通信・産経

3 広聴（広聴課）

市民協働のまちづくりを推進するため、市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政に反映させるため、積極的な事業展開をしている。さらに、「市民の声データベースシステム」等により、市民の声を把握するとともに行政内部で共有し、迅速な対応や各種施策に反映させ、その声を公表することによりさらなる市民の市政参画も図っている。また、法律・税務などの専門分野の相談業務も実施している。

(1) 広聴業務

ア まちづくりトーク

本市のまちづくりについて、市長が市民と意見交換を行う。

開催実績

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
開催数	2	1	2	2	2
参加グループ数	6	2	4	6	6
参加者数	14	2	8	8	24

イ おでかけトーク

市民参加による市政を実現するため、市長が各地域に出向いて市民と意見交換を行う。

開催実績

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
開催数	7	2	6	5	4
参加者数	370	49	271	264	227
意見交換件数	64	23	56	73	43

ウ ゆめトーク

本市が重点的に取り組む特定のテーマについて、市長がNPOやボランティア団体等の会合等に出向いて意見交換を行う。

開催実績

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
開催数	3	1	2	2	2
参加グループ数	3	1	2	2	2
参加者数	65	12	30	20	26

エ 子どもたちとのゆめトーク

本市のまちづくりや将来等について、市長が中学校に出向いて中学生と意見交換を行う。

開催実績

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
開催数	2	0	2	2	2
参加グループ数	2	0	2	2	2
参加者数	133	0	161	57	36

オ 高校生とのゆめトーク

本市のまちづくりや将来等について、市長が高校に出向いて高校生と意見交換を行う。

開催実績

区分 \ 年度	23	24	25
開催数	1	1	1
参加グループ数	1	1	1
参加者数	16	18	19

カ 校区自治協トーク

校区のまちづくりの課題等について、市長が各校区に出向いて校区自治協議会役員と意見交換を行う。

開催実績

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
開催数	22	8	24	26	26
参加者数	531	179	570	657	643
総意見交換数	215	88	256	227	215

キ コールセンター運営事業

熊本市の市政情報や生活情報、観光情報などに関するよくあるお問い合わせについて、一元的に受け付ける電話対応センター。

名 称 : 熊本市コールセンター「ひごまるコール」

【年中無休（朝8時～夜9時まで）電話、FAX、メールで対応、外部委託】

運用実績

区 分 \ 年 度		21	22	23	24	25
利用実績	問 合 せ 等 件 数	35,813	38,928	35,248	33,191	33,953
	問 合 せ 件 数	31,956	34,564	29,682	29,849	30,296
	申 込 受 付 件 数	3,857	4,364	5,566	3,342	3,657
	アンケート等受付数	5,442	5,088	5,269	5,552	6,029
	総 利 用 実 績 数	41,255	44,016	40,517	38,743	39,982
チャネル別	電 話 件 数	34,836	38,246	34,032	32,419	33,176
	F A X 件 数	440	241	788	460	374
	E - M a i l 件 数	239	179	143	116	149
	質 問 箱 件 数	298	262	285	196	254
	アンケートシステム	5,442	5,088	5,269	5,552	6,029
回答率	1 次 回 答 数	32,432	35,291	31,536	30,043	28,980
	1 次 回 答 対 象 件 数	33,051	35,754	32,102	30,435	29,371
	回 答 率 (%)	98.13	98.71	98.24	98.71	98.67

平成20年6月1日より運用開始

問合せ内容

(平成25年度)

	問 合 せ 内 容	問合せ数	担当課
1	【健診】高齢者健診の受診券のお申込み	2,036	国保年金課
2	【健診】特定健診の受診券のお申込み	946	国保年金課
3	熊本市国民健康保険加入者の特定健診（特定健康診査）について知りたい。	535	国保年金課
4	住民票を発行してもらいたいのですが。	461	区政推進課
5	市県民税(所得・課税)証明書を発行してもらいたいのですが。	437	中央税務課
6	〇〇課をお願いします。	428	
7	【イベント申込】「2000 人市民委員会 全体研修会」	385	広聴課
8	【記念樹プレゼント】記念樹プレゼントの申込みをしたいのですが。	365	緑保全課
9	乳がん検診を受けたい。	336	健康づくり推進課
10	国民健康保険の加入手続きについて知りたい。	294	国保年金課

※問合せ数上位10件を掲載

FAQアクセス数

F A Q 件 名	アクセス数
市県民税(所得・課税)証明書を発行してもらいたいのですが。	42,345
家庭ごみの分別種類を知りたい。	21,313
ごみ処理施設の受付時間・ごみ処理手数料について知りたい。	17,022
市内の幼稚園、小・中・高等学校の卒業式と入学式の日程を知りたい。	15,896
ウェルパルクまもと（総合保健福祉センター）を教えてください。	13,739
災害や火災の情報を入手する方法（概要）	13,587
休日在宅当番医・休日当番薬局を教えてください。	12,062
土・日・祝日に住民票や印鑑証明などを受け取ることはできますか？	11,804
認可保育所（保育園）について知りたい。（保育所に子どもを預けたい場合）	11,526
住民票を発行してもらいたいのですが。	11,019

※アクセス数上位10件を掲載

ク 市長への手紙

市政への提案や要望、本市の将来像などについて、手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を回答する。

年 度	21	22	23	24	25
件 数（件）	294	290	327	285	248

ケ わたしの提言

市政への提案や要望等をインターネット、FAX通信を活用し提言してもらい、市の考え方を回答する。

年 度	21	22	23	24	25
件 数（件）	652	603	2,182	815	498

コ 2,000人市民委員会

2,000人市民委員に、市政の様々な政策等について情報提供を行い、その情報を基にアンケート調査を実施し、市政運営の参考とする。

運営実績

区分 \ 年度	23	24	25
委 員 数	2,124 人 (当初)	2,028 人 (年度末)	2,172 人 (当初)
ア ン ケ ー ト 回 数	2 回	3 回	3 回
研 修 会 開 催 数	1 回	1 回	1 回

サ パブリックコメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

意見募集実績

年度	案 件 名	意見募集結果
24	熊本市政治倫理条例等の一部改正	317 件 (179 人)
	熊本市 ICT 推進計画 (素案)	2 件 (2 人)
	「第 9 次熊本市交通安全計画」素案	6 件 (1 人)
	熊本市特別支援教育推進計画 (素案)	146 件 (83 人)
	介護サービス事業等の基準条例案	0 件 (0 人)
	障害福祉サービス事業等の基準条例案	0 件 (0 人)
	熊本市保護施設等の基準条例案	0 件 (0 人)
	熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案	0 件 (0 人)
	熊本市中小企業振興基本条例 (素案)	39 件 (10 人)
	第 2 次熊本市食の安全安心・食育推進計画 (素案)	30 件 (7 人)
	第 3 次熊本市歯科保健基本計画 (素案)	21 件 (11 人)
	(仮称) 熊本市公共交通基本条例 (素案)	10 件 (2 人)
	公共交通空白・不便地域等に対応したコミュニティ交通制度について (素案)	6 件 (3 人)
	熊本市下水道条例の一部改正 (素案)	0 件 (0 人)
	第 2 次健康くまもと 21 基本計画 (素案)	14 件 (5 人)
	熊本市暴力団排除条例の一部を改正する条例	0 件 (0 人)
	熊本市区振興ビジョン (素案) (中央区、東区、西区、南区、北区)	49 件 (28 人)
	熊本市区まちづくり懇話会 (案) (中央区、東区、西区、南区、北区)	20 件 (13 人)
	熊本市農水産業計画【改訂版】(素案)	16 件 (3 人)
	植木体力・健康づくり拠点 (仮称) 基本計画 (素案)	3 件 (1 人)
	熊本市市民病院新病院基本計画 (素案)	7 件 (4 人)
25	(仮称) 熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例 (素案)	0 件 (0 人)
	熊本市立幼稚園基本計画 (素案)	330 件 (241 人)
	第 2 次熊本市都市マスタープラン (地域別構想) (素案)	6 件 (2 人)
	第 5 次行財政改革計画 (素案)	0 件 (0 人)
	熊本市第 6 次総合計画基本計画 (見直し素案)	29 件 (2 人)
	熊本市男女共同参画基本計画中間見直し (素案)	0 件 (0 人)
	熊本市消費者行政推進計画 (素案)	2 件 (1 人)
	熊本市 MICE 施設整備基本計画 (素案)	83 件 (28 人)
	熊本市生涯学習指針 (見直し素案)	0 件 (0 人)
	熊本市いじめ防止基本方針 (素案)	1 件 (1 人)
	第 2 次熊本市地下水保全プラン (素案)	0 件 (0 人)

(2) 相談業務

市民の法律相談や税務相談等の特別相談業務を実施している。

特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数（上段：年度 下段：件数）				
				21	22	23	24	25
法 律 相 談	月・水・金 13：00～16：00	弁 護 士	民事・法的解釈を必要とするものなど	1,172	1,166	1,190	1,194	999
税 務 相 談	第1・3月 13：00～16：00	税 理 士	所得税・相続税贈与税など	165	152	159	146	158
相 続 ・ 登記相談	木 13：00～16：00	司 法 書 士	相続・土地・建物登記など	457	480	420	436	598
民事介入暴力相談	月 9：00～12：00	熊本県暴力追放協議会	民事介入暴力に関すること	33	27	21	22	16

(3) 庁内案内

総合案内・庁舎見学

来庁者への各窓口の案内や誘導及び高齢者や障がい者等のサポートを行う総合案内を設置している。また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や職場内の案内を行っている。

4 情報化推進（情報政策課）

熊本市が地域の特色を生かした活力あるまちづくりを推進するうえで、地域のニーズや市役所内部のニーズに基づく新たな情報化への取り組みが求められている。

高度情報化社会において、市民の一人ひとりがＩＣＴ（情報通信技術）を有効に活用し、市役所においても効率的で質の高い行政運営を実現するための方策を具体化する必要があることから、熊本市の地域社会全体を視野に置いた総合的な情報化計画として、平成9年7月に情報化基本計画、平成10年3月に情報化実施計画（第1次）、平成15年4月に情報化実施計画（第2次）、平成19年3月に情報化計画を策定し、情報化の推進を図ってきた。これに引き続き、平成24年6月にＩＣＴ推進計画を策定し、情報化施策を推進している。

(1) 熊本市ＩＣＴ推進計画（平成24～28年度）

ア 基本的事項

1. 計画の趣旨

これまで本市が実施してきた情報化を進化させ、本市が目指す九州・東アジアの交流拠点としての成長と日本一暮らしやすい政令指定都市づくりを情報化の側面から推進するとともに、適切で効率的なサービスを将来にわたって安定的・継続的に提供できる行政運営の実現と、市民協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「熊本市ＩＣＴ推進計画（平成24年度～平成28年度）」を策定した。

2. 計画の位置付け

本計画では、市の最上位計画である「熊本市第6次総合計画」に加え、「熊本市政令指定都市ビジョン」との整合性も視野に入れて策定した。

全ての市民がＩＣＴサービスの恩恵を享受できるため、市民・地域の情報化ニーズ、情報化社会への対応、国や県の情報化政策などを踏まえた情報化の理念及び構想を定め、今後実施していく基本的な施策を示すことで、本市における総合的な情報化推進計画として位置づけている。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とする。

イ 情報化の基本方針

1 基本理念 『九州ど真ん中！ 人々が集い躍動する 情報交流拠点 e 政令指定都市くまもと』

本計画では、市民に普及が進む I C T を有効に活用し、すべての市民が情報化の恩恵を享受できる環境の整備を図る。市民生活の利便性向上や地域の活性化などにおいては、市民が主体となる情報化の推進にも取り組んでいく。また、九州の中央に位置する地理的優位性を活かして、九州全域、さらには日本全国、東アジアも視野に入れ、情報交流拠点として成長していくとともに、情報化の側面からも、市民はもとより観光客や企業から「選ばれる都市くまもと」の実現を目指す。

2 情報化ビジョン

ビジョン1 便利で身近な e 情報サービスの拡充

各種行政手続きや観光、交通など本市に関する様々な情報を積極的かつタイムリーに提供するとともに、多様化・高度化する情報化ニーズを的確に把握し、いつでも、どこでも、便利で身近な情報サービスを拡充する。

ビジョン2 市民に信頼されるスリムな e 市政運営の推進

I C T を活用し、行政事務の一層の効率化、情報システムコストの抑制を図るとともに、透明性・公平性のある I T ガバナンスを確立し、市民に信頼されるスリムな市政運営を推進する。

ビジョン3 安全・安心で暮らしやすい e まちづくりの推進

防災、子育て、医療などの分野はもとより、地域活性化や環境保護施策においても I C T を有効に活用するとともに、地域のコミュニティ活動を促進し、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを推進する。

ウ 情報システム整備計画

ビジョンごとに具体的取り組みを示す。

ビジョン1 「みんなに役立つ情報発信」として、市ホームページの拡充など 5 施策

「いつでもどこでも簡単・便利な行政手続きの提供」として、市民視点の窓口サービスの向上など 4 施策

「伝える・伝わる市民の声市民参画支援」として、市民の声データベースの活用強化 1 施策

ビジョン2 「I C T ライフサイクルを考慮した効率的で経済的な最適化」として、情報システムの最適化など 6 施策

「透明性・公平性のある I T ガバナンスの確立」として、I T ガバナンスの強化など 3 施策

ビジョン3 「コミュニティ活動の支援」として、コミュニティ活動の情報交流支援 1 施策

「安全・安心の強化・拡充」として、防災情報収集・提供の強化など 3 施策

「子育て、学習支援」として、I C T を活用した学校教育の充実など 2 施策

「健康・高齢者支援」として、健康づくり支援の推進など 2 施策

「地域産業の活性化支援」として、農商工連携・交流の促進など 3 施策

「環境の保護・維持」として、環境教育・エコライフの推進 1 施策

エ 情報化推進方策

1 推進体制の整備

本市の情報化を推進するにあたっては、総合的かつ確実な実施が求められる。そのため、庁内の情報化をより一層推進し、市民や関連団体等との連携・協働により、全ての市民が情報化の恩恵を享受できる情報化推進体制の整備を図っていく。

2 進行管理方法の確立

「情報化推進体制」において、各情報化施策・事業の進行状況を一元的に管理し、評価・改善するマネジメントサイクル（PDCA サイクル：Plan→Do→Check→Action）を確立していく。

具体的には、所管部署において本計画の「事業の最終目標」や「事業年度目標」に基づき、情報化施策・事業を実施し、その実施状況を情報化推進協議会へ報告。情報化推進協議会では、各情報化施策・事業や計画全体を評価し、改善方針を決定する。この改善方針に従って、計画全体や情報化施策・事業内容、事業目標などについて見直しを実施する。

3 ICT人材の育成

ICT人材の育成にあたっては、大きく4つの基本的な方向性を定めている。

「情報活用能力」・・・情報化を推進する上で、全ての基盤となり、必要不可欠である。

「情報セキュリティ対策」・・・住民情報、税情報や福祉情報など個人情報扱う上で重要であり、情報化を推進する上では「情報活用能力」と併せて車の両輪となる。

「ユーザビリティの確保」・・・市民の利便性を向上する上で市民へサービスや情報を提供する際に必要となる。

「システムマネジメント能力」・・・これからは適切にシステム開発時の進捗管理等を担えるようなICT推進リーダーを育てる必要がある。

(2) 電子自治体推進事業

国のICT推進政策及び、本市の情報化計画を受け更なる効率的な電子自治体の運営の実現をはかるため、次の事業を行う。

平成15年度に熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を設置し、「電子申請受付システム」の共同開発運用を開始し、順次手続きの電子化推進及び利用拡大を進めてきた。また、平成23年度のシステム更改時には民間ASP方式に移行し、費用縮減に取り組んだ。今後とも更なる利用促進を目指す。

平成19年度より熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を中心に展開される地図基盤の整備を推進するために汎用型GIS共同利用事業へ参加し、全庁的な利用推進を行う。

また、平成21年度末に地域の各種団体が簡単にホームページを作成できる地域情報化基盤システム（名称：くまもとわくわくWebタウン）を構築した。地域情報化の推進のため、利用促進を行う。

(3) 庁内ネットワーク整備事業

ア 構築の目的

庁内ネットワークを基盤として様々な情報ネットワークを拡充することにより、インターネット等を活用した情報の提供や収集、各課相互のオンライン化による情報の共有、各種業務システムとの連携など、行政運営の更なる高度・効率化を図る。

イ 経緯

- ・平成10年度 庁内ネットワーク構築に関する基本調査
- ・平成11年度 庁内ネットワーク構築の実施設計
- ・平成11年10月 第5回熊本市情報化推進協議会において、庁内ネットワーク構築の基本的な整備方針を承認
- ・平成12年6月 地域イントラネット基盤整備事業交付金決定（郵政省（当時））
- ・平成12年度 本庁舎等のLAN整備、システム開発等の実施
- ・平成13年4月 庁内ネットワーク（Cネット）の運用開始
- ・平成13年度 出先施設等のLAN整備
- ・平成14年度 本庁舎（議会棟）のLAN整備
- ・平成15年度 出先施設（小中学校等）のLAN整備
- ・平成20年度 富合町合併によるLAN整備
- ・平成21年度 城南町・植木町合併によるLAN整備
- ・平成23年度 政令指定都市へ移行に伴う区役所及び出先施設のLAN整備
庁内ネットワーク再構築に関する基本計画策定
- ・平成24年度 庁内ネットワーク再構築の実施設計
- ・平成25年度 庁内ネットワーク再構築

(4) 総合行政情報システム

ア 情報システムの現状

1 導入の目的

コンピュータの持つ優れた情報処理機能や高速演算機能を、これらを適用できる行政の各分野に有効適切に利用することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化、行政運営の近代化を図ることを目的とする。

2 システムの概要

総合行政情報システムは、昭和60年度に汎用機（ホスト）を導入して以来、平成19年度にHAW ネット、平成24年度にA ネットが稼動し、合計56業務が稼動している。

本庁と各区役所・総合出張所・出張所等の出先機関と専用の通信回線により接続し、オンラインシステムとして運用している。また帳票の出力や、データの一括更新等はバッチシステムとして短時間で大量の処理を行っている。

イ 電算システム稼動業務一覧

1 ホスト

稼動年度	番号	業務名	稼動年度	番号	業務名
昭和 60	1	住民記録	平成 11	19	介護保険
	2	国民健康保険	平成 12	20	外国人登録
昭和 61	3	行政基本	平成 14	21	保険料収納支援
	4	国民年金	平成 15	22	市税基本
	5	下水道水洗化貸付金償還	平成 16	23	市税収納支援
昭和 62	6	軽自動車税		24	市民税課税支援
	7	市・県民税	平成 17	25	諸税管理 (事業所・市たばこ・入湯)
	8	税収納管理		26	諸税収納
	9	法人市民税		27	固定資産税家屋評価
	10	固定資産税		28	税地図情報
昭和 63	11	母子医療事務		29	税ファイリング
	12	保育所管理	平成 18	30	障害者支援費
	13	老人福祉事務		31	固定資産税異動管理
	14	障害福祉事務	平成 19	32	保健福祉総合連携
	15	生活保護		33	子ども手当
平成 元	16	乳児医療	平成 22	34	住記連携
平成 7	17	特別土地保有税	平成 23	35	児童手当
平成 8	18	母子寡婦福祉資金貸付			

2 HAWネット

稼働年度	番号	業務名	稼働年度	番号	業務名
平成 19	1	障がい者福祉	平成 20	9	更生医療給付
	2	障がい者手当		10	精神通院医療
	3	障がい者支援		11	貸付金（災害援護）
平成 20	4	総合相談		12	さくらカード管理
	5	子育て給付		13	健康管理
	6	子育て支援		14	予防接種管理
	7	高齢者福祉	平成 26	15	臨時福祉給付金
	8	手帳交付管理			

3 Aネット

稼働年度	番号	業務名	稼働年度	番号	業務名
平成 24	1	共通基盤	平成 25	4	住基ネット
	2	住民記録／印鑑登録		5	住居表示証明／就学
平成 25	3	戸籍	平成 26	6	選挙

ウ 情報システムの将来

1 最適化基本計画の策定

総合行政情報システムは稼働開始以来、長期間にわたり拡張と改修が繰り返されてきたため、システムの老朽化・複雑化が進行している。また、独占的契約形態、他システムとの連携、セキュリティの強化、運用時間の延長等様々な課題を抱え、抜本的な見直しを行う時期を迎えている。

この様な問題点を解決するために、「市民サービスの向上」「業務の改善」「開発・運用・保守にかかる費用の適正化」「情報セキュリティの確保」を基本方針とした総合行政情報システム全体の最適化を行う基本計画を平成 21 年度に策定した。

2 最適化基本計画の実施内容

最適化基本計画を基に、平成 24 年 4 月の政令指定都市移行、同 7 月の住民基本法改正等を踏まえ、平成 22 年度より住民情報系システムの一次（住民記録・印鑑登録）開発に着手し、平成 23 年度の共通基盤システム一次開発を完了した。平成 25 年度には、住民情報系システム（戸籍、住基ネット、住居表示証明／就学、選挙）や共通基盤システムの 2 次構築を完了した。税系、保険料系、福祉系システムについては、社会保障・税番号制度への対応を考慮しつつ、業務の効率化・市民サービスの向上等の観点から再検討を図っているところ。

(5) 情報セキュリティ対策

ア セキュリティポリシーの策定

各情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏洩等が発生した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれており、情報資産及び情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から防御することが、市民の財産、プライバシーを守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策（情報セキュリティ対策）を整備するため、本市の情報セキュリティポリシーとなる「熊本市情報セキュリティ基本方針」及び「熊本市情報セキュリティ対策基準」を平成 19 年 1 月に策定し、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。

イ 情報セキュリティ監査

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、平成 19 年度から計画的に監査を実施し、各情報システムのセキュリティ対策の状況を評価し、各種対策の見直し等を行っている。

５ 統 計（統計課）

（１） 基幹統計調査の実施

主な基幹統計調査

調査名	調査年次	調査内容
国勢調査（総務省）	５年毎	日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。
住宅・土地統計調査（総務省）	５年毎	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。
就業構造統計調査（総務省）	５年毎	国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。
工業統計調査（経済産業省）	毎年 ※経済センサス活動調査年は中止	製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。
商業統計調査（経済産業省）	５年毎	商店を漏れなく調査し、商店分布状況や販売活動の実態及び商店の流通状況を明らかにする。
農林業センサス（農林水産省）	５年毎	農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。
全国消費実態調査（総務省）	５年毎	国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。
漁業センサス（農林水産省）	５年毎	漁業の実態を明らかにし統計資料を整備することを目的とする。
経済センサス （総務省、経済産業省）	基礎調査は 平成 21 年から 5 年毎	経済活動の実態を経理的側面から捉えようとするもの。従来大きく区分された産業分野毎に、それぞれ異なる年次及び周期で実施されていたものを統一して実施し、同一時点における我が国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計の整備及び統計精度の向上を図る。 事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査、工業統計調査等が経済センサスに統廃合される予定である。
	活動調査は 平成 23 年から 5 年毎	

（２） 統計刊行物の発行

基幹統計調査等の統計調査結果を速やかに公表し、諸施策の基本資料とするために各種の統計調査結果報告書を作成するとともに市独自に統計書、市勢要覧等を作成する。

平成 15 年度からは各種統計調査の結果報告を熊本市ホームページ上で公表している。

（統計調査結果報告書）

- ① 熊本市の人口（国勢調査結果）
- ② 熊本市の事業所・企業（事業所・企業統計調査結果報告書）
- ③ 熊本市の商業（商業統計調査結果報告書）
- ④ 熊本市の工業（工業統計調査結果報告書）
- ⑤ 熊本市の農業（農林業センサス結果報告書）

(市独自の統計刊行物)

- ① 熊本市統計書 400部作成
- ② 熊本市市勢要覧 3,000部作成
- ③ グラフでみるくまもと 10,000部作成

(3) 統計情報室の運営

本市及び行政機関、その他公共団体及び公共的団体が発行した刊行物で、その内容が統計に関連があるものを収集し、市民及び市職員、他の官公庁職員等に対して閲覧、貸出及び複写に供している。

当資料室は、昭和56年11月の新庁舎落成に伴い開設した。

平成10年度にはパソコンを導入し、統計情報室内にて資料検索を実施。

平成13年2月よりインターネットの熊本市ホームページ中で資料検索システム及び人口統計表の提供を行っている。

平成16年4月より情報プラザへ市刊行物を移管したのを機に、統計情報室と名称を改め、蔵書も各種統計調査結果に関するものを主にしている。

統計情報室利用状況

年 度	利 用 者 数	利 用 冊 数	蔵 書 数
21	117	206	19,908
22	100	190	20,124
23	72	162	9,217
24	16	19	9,376
25	21	54	9,219

※平成24年以降の利用者及び利用冊数は図書複写を行ったもののみ計上

6 市民協働（市民協働課）

「自治基本条例」並びに「市民参画と協働の推進条例」を制定し、「情報共有」「参画」「協働」による自主自立のまちづくりの推進に向けた仕組みを整えるとともに、ボランティア・NPO活動などの自主的・積極的な公益活動への支援や、パブリックインボルブメント（PI）マニュアルの活用による市の事業への市民参画に取り組んでいる。さらには、市長の附属機関として「自治推進委員会」を設置し、「情報共有」「参画」「協働」の取り組みについて検証を行っている。

(1) 熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

熊本市総合保健福祉センター ウェルパルクまもと1階に設置し、ボランティア等の市民公益活動推進のため、下記の事業を実施している。

ア 情報収集・提供

ボランティア団体、NPOの活動に関する情報や、ボランティアの募集、講座開催、民間財団などからの助成金情報など、市民公益活動に関する情報を収集し、提供している。

イ 相談・登録

ボランティア等、市民公益活動に関する相談を受け付けている。また、よかよかボランティア登録者及びあいぽーと利用登録団体には、定期的にボランティア募集等の情報を郵送やメール等で発信している。

ウ 活動の場の提供

会議・セミナー室やイベントコーナーなど市民公益活動の場を提供している。

エ 特定非営利活動法人認証等に関する事前相談を実施

オ 熊本市所轄のNPO法人の定款等を閲覧

カ 特定非営利活動法人の設立・定款変更認証や各種届けに関する受付窓口

キ 特定非営利活動法人の設立セミナーの開催など、市民公益活動推進に関するセミナーの開催

ク 市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

くまもと・わくわく基金の団体登録の申請や助成事業申請の作成支援を行っている。また、登録団体に対し人材育成セミナーなどを実施している。

あいぽーと利用人数

（※平成 21 年度に熊本市総合保健福祉センター ウェルパルクまもとへ移転）

年度	21	22	23	24	25
件数	40,368	44,164	51,047	58,958	64,571

（２）ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し活動に取り組みやすい環境を整える。

ボランティア活動保険登録団体数

年度	21	22	23	24	25
件数	1,745	1,992	2,100	2,142	2,207

（３）市民協働事業（チャレンジ協働事業）の実施

多様化する市民ニーズや市政課題に取り組むため、市民活動団体のノウハウを活かした提案を募集し、提案団体と行政とがパートナーとして事業を実施する中で、各事業における協働の取り組みの拡充を図る。

年度	テ ー マ（市政課題）
20	テーマ 1 「高齢者の口の健康を基盤とした健康づくり支援」 テーマ 2 「市民協働ポータルサイト（仮称）運営の仕組みづくり」
21	テーマ 1 「親の学びへの支援」 テーマ 2 「小川のせせらぎに親しむ自然と魅力あふれる河川の創造」
22	テーマ 1 「文化芸術に関する情報収集・発信の仕組みづくり」 テーマ 2 「あんしん住替え相談窓口の創設」
23	テーマ 1 「市民エコリーダーの育成」 テーマ 2 「救命率アップに市民の力を！」
24	テーマ 1 「みんなで創造都市を考えよう」 テーマ 2 「マンガ・アニメを生かして熊本を紹介しよう！」
25	テーマ 1 「いつまでも美味しく食べ、楽しく話すことにチャレンジ！」 テーマ 2 「障がい者施設の商品力向上（UP）プロジェクト」

（４）特定非営利活動促進法に関すること（設立認証・認定・仮認定等）

熊本市内にのみ主たる従たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁として、法人設立・定款変更などの認証、認定や仮認定申請に係る事務、各種届出及び事業報告書に係る事務などを行っている。また、必要に応じ特定非営利活動促進法に関する説明会等を開催している。

（５）市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

これからのまちづくりの一翼を担うボランティア団体、NPO等が行う市民公益活動を応援する資金支援の仕組みとして平成 24 年 4 月に創設。市民や事業者からの寄附を財源として、市民活動団体の公益的な事業に助成を行う。

7 地域コミュニティづくり支援

概 要

住民による主体的な地域づくりを推進するため、各区役所まちづくり推進課が各総合出張所・出張所内等に設置した各まちづくり交流室と連携し、町内自治会をはじめ小学校区の各種団体で構成された校区自治協議会の設立推進と運営支援を行うとともに、町内自治会や地域公民館への支援も行う。また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実を図る。

(1) 町内自治会組織の育成・支援（区政推進課、各区役所まちづくり推進課）

ア 町内自治会の結成状況

(平 26. 4. 1 現在)

	中央区	東区	西区	南区	北区	合 計
校 区 数	19	18	16	21	20	94
町内自治会数	242	137	136	122	228	865

※うち南区は町内自治会対象校区は 18 校区

イ 助成制度

① 町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するための町内自治振興補助金交付規則に基づく助成

助成内容 補助金額＝均等割額＋世帯割額

種 別		年 額 (円)
均等割額	200世帯以下	60,000
	201世帯以上400世帯以下	65,000
	401世帯以上800世帯以下	70,000
	801世帯以上	75,000
世帯割額	1世帯あたり	600

② 防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成

防犯灯数 25, 888灯 (平26.3.31現在)

補助額

年間一灯あたり 10ワットまで 1,200円
10ワットを超える 2,000円

③ LED等防犯灯取替補助金

既設の防犯灯をLED等機器へ取り替える町内自治会に対する熊本市防犯灯取替補助金交付要綱に基づく助

補助内容・補助額

助成金額：設置経費の1/2以内、上限一灯につき 10,000円
灯 数：20灯まで

(2) 校区自治協議会の設立推進及び運営支援（区政推進課、各区役所まちづくり推進課）

ア 助成制度

名 称	補助金額	対 象 事 業 (活動)
校区自治協議会運営補助金	20万円/年	運営のための事務費等

イ 校区自治協議会の設立状況（９２校区１地区）

（平26.4.1現在）

中央区（１８／１９校区）

校区名		校区名	
1	出水校区	10	壺川校区
2	出水南校区	11	五福校区
3	一新校区	12	白川校区
4	大江校区	13	城東校区
5	帶山校区	14	砂取校区
6	帶山西校区	15	碩台校区
7	黒髪校区	16	託麻原校区
8	慶徳校区	17	春竹校区
9	向山校区	18	本荘校区

東区（１８／１８校区）

校区名		校区名	
1	秋津校区	10	託麻西校区
2	泉ヶ丘校区	11	託麻東校区
3	画図校区	12	託麻南校区
4	尾ノ上校区	13	月出校区
5	健軍校区	14	長嶺校区
6	健軍東校区	15	西原校区
7	桜木校区	16	東町校区
8	桜木東校区	17	山ノ内校
9	託麻北校区	18	若葉校区

西区（１６／１６校区）

校区名		校区名	
1	池田校区	9	高橋校区
2	池上校区	10	中島校区
3	小島校区	11	花園校区
4	春日校区	12	古町校区
5	河内校区	13	松尾北校区
6	城山校区	14	松尾西校区
7	城西校区	15	松尾東校区
8	白坪校区	16	芳野校区

南区（２０／２０校区）

校区名		校区名	
1	飽田西校区	12	田迎南校区
2	飽田東校区	13	富合校区
3	飽田南校区	14	豊田校区
4	奥古閑校区	15	中緑校区
5	川口校区	16	日吉校区
6	川尻校区	17	日吉東校区
7	隈庄校区	18	御幸校区
8	城南校区	19	力合校区
9	杉上校区	20	田迎西校区
10	銭塘校区	21	力合西校区
11	田迎校区		

北区（２０校区１地区／２０校区１地区）

校区名		校区名	
1	麻生田校区	12	田原校区
2	植木校区	13	大和地区
3	川上校区	14	西里校区
4	楠校区	15	楡木校区
5	桜井校区	16	菱形校区
6	山東校区	17	北部東校区
7	清水校区	18	武蔵校区
8	城北校区	19	山本校区
9	高平台校区	20	弓削校区
10	田底校区	21	吉松校区
11	龍田校区		

（３）地域コミュニティセンター開設状況（生涯学習推進課、各区役所まちづくり推進課）

（開設済数 平26.4.1現在）

開設年度 (平成)	地域コミュニティセンター名						箇所数	
4	楠	城南	春竹	出水			4	63
5	壺川	中島	松尾	白山	慶徳		5	
7	帶山	城山	北部東				3	
8	小島	松尾西	庄口	向山			4	
9	砂取	一新					2	
10	田迎	清水					2	
11	龍田	日吉					2	
12	黒髪	武蔵					2	
13	西原	託麻北	田迎南	画図	池田		5	
14	弓削	西里	池上	出水南	尾ノ上		5	
15	力合	麻生田	松尾北	東町	帶山西		5	
17	碩台	託麻原	御幸	高平台	桜木		5	
18	若葉	河内	本荘				3	
19	託麻東						1	
20	月出	城西	古町	春日			4	
21	花園						1	
22	川上	飽田					2	
23	白坪	長嶺					2	
24	託麻西						1	
25	菱形						1	
26	豊田	吉松	植木	山東			4	

(4) 地域公民館（生涯学習推進課、各区役所まちづくり推進課）

地域公民館は、地域住民の総意によって結成され、住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、自主的に運営されており、その運営支援を行なっている。

本市には、平成26年4月1日現在、622館の地域公民館組織が結成されている。

中央地区・・・4館	西部地区・・・58館	南部地区・・・28館	東部地区・・・40館
龍田地区・・・18館	託麻地区・・・50館	幸田地区・・・22館	清水地区・・・21館
秋津地区・・・17館	大江地区・・・24館	花園地区・・・20館	北部地区・・・55館
河内地区・・・31館	飽田地区・・・15館	天明地区・・・32館	五福地区・・・6館
富合地区・・・22館	城南地区・・・41館	植木地区・・・118館	計622館

建設・営繕・運営費及び借家料補助

・補助対象

その地域において、住民の連帯意識・福祉の向上と、まちづくり活動等の振興を図っている公民館であり、各区役所まちづくり推進課が届出を受理した地域公民館

・補助範囲

公民館活動に必要な施設並びにその附属施設の建設費、営繕費、運営費、借家料

・補助金額

建設費：建設費の50%を補助、ただし補助金の額は最高750万円とする

営繕費：営繕費の50%を補助、ただし補助金の額は最高60万円とする

運営費：均等割、世帯数割、事業費割、施設割（専用の公民館としての建物）、校区公民館連絡費（校区代表館）を基礎として算出する

借家料：借家料の3分の1を補助、ただし、補助金の額は、年間15万円以内とする

8 安全安心まちづくり ・ 交通安全対策 （市民協働課）

概要

交通事故の多発や街頭犯罪などに対応するため、高齢者や児童などへの交通安全教育や交通マナーの啓発を図っている。また、犯罪を未然に防ぐため、市民の意識向上に努めるとともに、警察や防犯団体等と連携を図りながら、地域と一体となった安全安心まちづくり活動を行っている。

(1) 安全安心パトロール

ア 防犯パトロール

安全安心まちづくり対策の一環として、青色回転灯を装着した公用車7台（うち区役所5台）で防犯パトロールを行なうなど、安全安心まちづくりの意識啓発を行っている。また、外勤の際には、安全安心パトロールのシートを貼付した公用車でパトロール活動を行うなど、全庁的に犯罪抑止活動に取り組んでいる。

イ 繁華街等安全安心パトロール（安全・安心で美しい熊本づくり事業）

「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」に基づき、本市において、市民や観光客等が犯罪に遭わないこと、犯罪を発生させないことを目指し、繁華街等安全安心パトロールを繁華街アーケードを中心に実施。本市における犯罪の防止に努め、市民や観光客等の身体及び財産の保全並びに生活環境の美化の推進を図り、もって、安全安心で快適な都市環境の形成に寄与することを目的とし平成22年度から実施。

平成25年度に繁華街安全安心パトロール事業と路上喫煙及びポイ捨ての禁止対策事業を業務提携させた。

なお、路上喫煙及びポイ捨ての禁止対策事業は、熊本城築城400年を迎え、観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、路上喫煙やポイ捨て対策について定めた「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」（ごみ減量推進課と共同所管）が、熊本市議会議員により平成19年第1回定例会に提案・制定され、同年7月1日から施行されたことに伴うものである。

① 「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」の主な内容

(ア) 路上喫煙の制限

市民等は、次のような場合は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

- ・歩行中（自転車乗車中を含む。）であるとき
- ・吸殻入れがない場所や吸殻入れを携帯していないとき

※路上喫煙とは、公共の場所において喫煙すること。また、公共の場所とは、道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所で、屋外に存するものをいう。

(イ) ポイ捨ての禁止

何人もポイ捨てをしてはならない。

※ポイ捨てとは、飲料品・食料品・タバコの容器や包装、食料品の残りかす、タバコの吸い殻などをみだりに投げ捨て、又は散乱させること。

(ロ) 通行の妨げ等になる違法と認められる看板等設置、表示等の禁止

(ハ) 自転車等及び自動二輪車の違法と認められる放置行為の禁止

(ニ) 歩行者用道路への違法と認められる自転車等及び自動二輪車の乗り入れの禁止

(ホ) 違法と認められる客引き行為の禁止

(ヘ) 違法と認められる金融業者の宣伝行為の禁止

(コ) 違法と認められる落書きの禁止

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例による規制の内容

	区 域	規 制 の 内 容	過 料
路上喫煙	市内全域（路上禁煙区域を除く）	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000 円
ポイ捨て	市内全域（美化重点推進区域を除く）	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000 円

② 路上禁煙区域及び美化重点推進区域

(ア) 路上禁煙区域

市長は、人の身体又は財産を保全する等のため、喫煙を特に制限する必要がある区域を「路上禁煙区域」として指定する。（喫煙禁止－違反者に罰則あり）

(イ) 美化重点推進区域

市長は、飲料容器等の散乱を防止し、生活環境の美化を推進することが特に必要な区域を「美化重点推進区域」として指定する。（ポイ捨て禁止－違反者に罰則あり）

(ロ) 路上禁煙区域及び美化重点推進区域の指定及び罰則適用

上通り、下通り、新市街のアーケード内の同一区域を指定（平成19年8月1日指定）

違反者に対し、過料1,000円を科す罰則規定施行（平成20年4月1日適用）

(ハ) 繁華街等安全安心パトロール指導員

繁華街での迷惑行為や違法行為の指導・啓発、また、指定区域である上通り・下通り・新市街の各アーケード内での路上喫煙・ポイ捨てに関する周知・啓発・指導及び過料の徴収

嘱託員6名（熊本県警察OB）

③ 事業費

平成26年度予算 14,800千円（内国補助 7,400千円）

（２）違法駐車防止対策

ア 違法駐車に対する街頭指導の強化

平成４年５月１日「熊本市違法駐車等の防止に関する条例」を制定し、違法駐車防止重点地域の指定をもとに、土・日曜日・祝日に違法駐車の見回り指導を行い、安全で快適な生活環境の保持に努めている。

イ 違法駐車防止重点地域

・銀座通り他４路線１，９００ｍ（平成５年４月１日指定）

（３）交通安全思想の普及徹底

ア 交通安全教育の推進（交通ルール・マナーアップ促進事業）

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することを目的として、昭和５８年から、交通安全教育専門員（３人）を配置し、幼児（保育園・幼稚園）に対しては、模擬信号機、教育ビデオやパネル等の教育機材を活用した基礎的な交通ルールの教育、また、小学校新入学時の児童に対し、特に登下校時における交通ルールの習得のため、ダミー人形や模擬信号機等を活用した実践的な教育、また、小・中・高校生を対象とした安全利用に伴う自転車ルール・マナーの教室を実施している。さらに高齢者（主に老人クラブを対象）に対しては、教育ビデオ等を使い、反射材の効果や加齢に伴う身体的機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響の理解などの教育を実施している。

また、スケアードストレート（恐怖直視）技法を用いた交通事故擬似体験による自転車交通安全教育を平成２４年度から市立中学・高校で実施している。

イ 交通安全活動の推進

① 交通安全運動等の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止活動を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、ポスターの掲示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全推進大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動、さらに、参加型啓発活動の実施など草の根的活動を展開する。

② 交通指導員と連携した街頭活動の強化

交通指導員は、交通の安全、事故の防止及び交通道德の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和４４年１０月１日に発足した。現在委嘱を受けているのは約４１０人で、警察その他関係機関と連携しながら、交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。

また、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員及び地区交通安全協会等とともに、市民交通安全の日（各月１・１０・２０日）や交通安全運動等の期間中に朝の通勤通学時の街頭指導を行うほか、地域におけるリーダーとして、交通安全の諸活動の推進に努めている。

③ 暴走族根絶対策

平成１４年７月に、「熊本市暴走族根絶連絡協議会」を設立し、地域における暴走族追放の気運を醸成し、交通安全意識を高めるため、関係機関・団体との連携を密にしながら、その推進に努めている。

（４）交通事故被害者に対する支援対策

ア 交通事故相談

昭和４７年４月交通事故相談所を開設し、専門相談員２名が相談を受け対応している。

交通事故相談件数

年度 区分	21	22	23	24	25
被害者	356	340	325	280	233
加害者	62	58	65	68	58
合 計	418	398	390	348	291

イ 交通遺児への援助

昭和48年3月に交通遺児援助基金を設立して、小学校、中学校入学時及び中学校卒業時に就学援助金を支給している。また、毎年1回、小中学生に図書カードを配付している。

交通遺児基金の推移

(単位 円)

年 度		21	22	23	24	25
項 目	寄 付 金	16,782,888	1,556,642	637,139	643,740	435,806
	運 用 利 益	592,596	670,054	554,414	510,147	505,278
	援 助 金 ほ か	△1,010,000	△2,446,642	△880,000	△1,633,790	△1,195,256
	差引 (積立または取り崩し)	16,365,484	1,336,696	311,553	△479,903	254,172
	基 金 残 高	81,709,116	83,045,812	83,357,365	82,877,462	83,702,836

9 男女共同参画（市民協働課 男女共生推進室）

男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある社会の実現が求められている。

本市では、「熊本市男女共同参画推進条例」において策定された。男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な男女共同参画の推進に取り組むこととしている。

昭和62年4月	女性行政の総合窓口を設置（婦人生活課）
平成2年4月	総合婦人会館・カルチャーセンターオープン
平成5年4月	「婦人生活課」から「女性政策課」、「総合婦人会館・カルチャーセンター」から「総合女性センター」へ名称変更
平成10年4月	「女性政策課」から「男女共生推進課」へ名称変更
平成11年4月	男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センターを一体化し、総合的推進体制の確立
平成13年9月	「DV防止連絡会議」「DV市内防止ネットワーク会議」設置
平成14年6月	「男女共同参画地域推進員制度」
平成16年4月	「熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金制度」
平成18年5月	「2006世界女性スポーツ会議くまもと」開催（5/11～5/14）
平成21年4月	「熊本市男女共同参画推進条例」施行
平成22年3月	「熊本市男女共同参画基本計画」策定
平成22年4月	「総合女性センター」から「男女共同参画センターはあもにい」へ名称変更
平成22年11月	「第20回男女共同参画全国都市会議inくまもと」開催（11/18～11/19）
平成24年4月	「男女共同参画センターはあもにい」の指定管理者による指定管理に移行

（1）男女共同参画のための意識づくり

ア 男女共同参画に関する啓発・広報

- 情報紙「はあもにい」の発行（年3回）及び啓発リーフレット、悩み相談カード等の配付
- 地域、学校、企業等に出向く出前講座の開催
- 男女共同参画地域推進員制度の活用（登録者数265人）
- DV防止及び被害者支援に係る関係機関との連携、DV防止セミナーの開催、民間シェルター運営費補助

イ 男女共同参画に関する情報収集・提供

- 市民意識調査（5年ごと）・企業実態調査（3年ごと）の実施

（２）男女共同参画のための社会環境の整備

- 市の審議会等への女性の登用を促進

平成２３年度：２８．９％ 平成２４年度：２９．３％ 平成２５年度：３１．０％

- 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、「女性人材リスト」の充実・活用（登録者数１９３人）

（３）推進体制の整備・充実

- 「くまもと市男女共同参画会議」の開催
- 「熊本市男女共同参画庁内推進会議」開催

（４）熊本市男女共同参画センター はあもにい

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざして各種事業を展開している。

所在地	中央区黒髪３丁目３番１０号				
構造	鉄筋コンクリート４階建（一部５階）				
面積	敷地面積	６，６６５㎡	延床面積	５，３７６㎡	
工期	平成元年１月～平成２年３月				
開館	平成２年４月７日				
建設費	２，２８０，０００千円				
主要施設	４階	会議室、研修室Ａ・Ｂ・Ｃ、和室			
	３階	リハーサル室Ａ・Ｂ・Ｃ、創作アトリエ、スタジオ、編集ルーム			
	２階	多目的ホール（２００人）、食のアトリエ、食品加工室、ファミリーサポートセンター〈熊本〉、ギャラリー			
	１階	メインホール（３７２人）、情報資料室、相談室、幼児室、事務室、			
	その他	駐車場 １６３台（はあもにい駐車場７０台、第１駐車場４５台、第２駐車場１７台、第３駐車場２６台、障がい者用駐車場５台）			
	駐輪場	２カ所			

ア 男女共同参画啓発事業

男女が共に自立し、協力しあいながらいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、女性のエンパワーメント（力と自信をつけること）講座や男性のためのライフセミナーなど、男女共同参画の視点を踏まえた啓発・自己開発の講座（セミナー）等を実施する。

イ 社会参画支援事業

女性の社会参画促進に向けて市民活動を支援するなど、市民との協働による男女共同参画社会の実現に取り組む。

（はあもにいフェスタの開催、総合相談室の運営、男女共同参画推進リーダー講座、市民グループ活動支援等）

さらに、女性の就業に向けた資格取得講座・能力開発講座、仕事と生活の調和のための講座を実施する。

総合相談室

年 度	21	22	23	24	25
相談件数	2,907	2,425	2,517	2,748	2,904

ウ その他

男女共同参画や生活文化に関する図書、ビデオ、ＤＶＤ、資料等の情報の収集と提供、私のギャラリー展、映画鑑賞会を実施。

エ 施設貸出事業

市民が会議や練習・発表の場として施設を効果的に利用できるよう、センター機能を生かした助言や活動支援を行う。

会館利用状況

区分 年度	メインホール							多目的ホール							研修室 リハーサル室 食のアトリエ 和会議室等 (14室)
	集式 会・大 会典	音楽会 ・演奏 会	歌謡シ ョー・浪 曲	演劇・ 演芸	日舞・ 洋舞	講習・ 講演会	そ の 他 計	集式 会・大 会典	音楽会 ・演奏 会	歌謡シ ョー・浪 曲	演劇・ 演芸	日舞・ 洋舞	講習・ 講演会	そ の 他 計	
21	2	115	23	29	9	23	201	1	61	36	6	26	14	144	3,697
22	9	116	31	26	7	10	199	6	43	49	8	5	24	135	3,428
23	10	90	29	20	5	14	168	2	18	11	0	9	42	82	3,323
24	10	132	18	27	4	9	200	6	63	16	5	4	34	128	3,040
25	11	109	16	21	5	38	200	4	50	14	14	13	60	155	3,033

利用者状況

区分 年度	メインホール					多目的ホール				
	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	合 計	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	合 計
21	37	3	137	24	201	29	0	88	27	144
22	34	6	137	22	199	25	3	87	20	135
23	32	6	107	23	168	17	1	47	17	82
24	40	10	95	55	200	20	10	57	41	128
25	32	18	142	8	200	18	4	112	11	155

10 人権推進（人権推進総室）

概 況

本市はこれまで、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重をめざし、人権尊重意識をはぐくむ教育・啓発を進めるとともに女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、それぞれの個別課題についても様々な事業・施策の取組みを行ってきたところである。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別事象が依然として存在しており、人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっている。

本市では、平成21年3月に策定された「熊本市第6次総合計画」や「熊本市人権教育・啓発基本計画」の中で、「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」を掲げている。これは市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、差別や人権侵害を許さない確固とした信念をもって、すべての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発活動を推進するとともに、本市の様々な事業・施策を人権尊重の視点をもって取り組むことにより、市民誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現をめざすものである。

（1）沿 革

昭和40年	8月	同和対策審議会答申
44年	7月	同和対策事業特別措置法の施行
50年12月		市民局に同和対策室を設置
51年	5月	隣保館を設置
52年	6月	西原公園児童館を設置
62年12月		熊本市人権啓発市民協議会が発足
平成5年	1月	熊本市雇用開発協議会を設置
11年	6月	人権教育のための国連10年推進本部を設置
12年	5月	熊本市域における人権教育啓発基本方針を策定
12年12月		人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行
13年	4月	同和対策室を人権推進総室に、同和教育指導室を人権教育指導室に名称変更し、事務分掌も変更
15年	8月	隣保館をふれあい文化センターに名称変更
21年	3月	熊本市人権教育・啓発基本計画を策定
22年	3月	合併に伴い植木ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。
24年	4月	組織改編により企画振興局に人権推進総室を設置、ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。

（2）人権啓発の推進

「熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民の人権尊重意識の高揚と行動の定着を図るため、あらゆる機会を捉え、市民、学校、企業、地域等の協働により、人権教育・啓発事業を展開し、「すべての人の人権が尊重される社会の実現」を目指している。

また、市民の主体的参加による人権啓発活動を展開することを目的に、市内の企業・団体等を会員とし、昭和62年に発足した熊本市人権啓発市民協議会の活動の充実を図っている。

主な人権啓発事業

映画会、啓発セミナー、講演会、人権啓発担当者ワークショップ等の開催、人権の花運動、Jリーグロアッソ熊本との合同啓発イベントなど

（3）職員の人権教育の推進

市民の人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、本市の職員自らが豊かな人権感覚の育成に努めるとともに人権尊重を基本とする市政運営が不可欠である。

そこで、平成17年8月に施行された「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」に基づき、全職員の人権教育を推進する体制を整備し、職場研修推進制度のもと各職場で局、区等を中心に主体的な取り組みを行っている。

（４）熊本市ふれあい文化センター

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第２種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所在地	中央区本荘４丁目６番６号
設置主体	熊本市
開設年月日	昭和５１年５月１日
構造	鉄筋コンクリート３階建（一部２階建）
敷地面積	１，０１５．３８㎡ 建物面積 延１，８４９．４３㎡ 駐車場面積 ４１１．９４㎡
用地費	６９，６２３千円
工事費	新築（昭和５０年度）８２，４９５千円 改築（昭和５８年度）２５，０８５千円（機能回復訓練室・相談室の新設） 増築（昭和６２年度）３０４，３３４千円（老人福祉センター・教育集会所の新設）
主な施設	１階 教養娯楽室 調理室 相談室 機能回復訓練室 集会室 事務室 浴室 ２階 集会室 会議室 学習室 多目的利用室 工作室 図書室 ３階 ホール（機能回復訓練室）

利 用 者

区 分	年 度	24	25
主催事業参加者数 （講座・クラブ・高齢者教室・くらしの講座・図書室利用者 等）		14,815	15,006
貸し館利用者数		9,930	10,162
福祉サービス利用者数（入浴・昼食・リハビリ室）		12,437	10,883

（５）熊本市植木ふれあい文化センター

植木ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第２種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題を解決するための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所在地	北区植木町宮原９１２番地
設置主体	熊本市
開設年月日	昭和５５年８月１日
構造	鉄筋コンクリート・鉄骨造平家建
敷地面積	３０２２．８２㎡ 建物面積 延７７４．４０㎡ 駐車場面積 ３６９．２０㎡
工事費	新築（昭和５５年度）８５，２００千円 増築（平成 ３年度）２９，３３３千円
主な施設	大会議室 中会議室 図書室 和室 調理室 相談室 事務室 日常生活訓練室 創作軽作業室 社会適応訓練室 運動場（ゲートボール等）

利 用 者

区 分	年 度	24	25
館内利用者数（学習活動・クラブ・高齢者教室・日常生活訓練・図書室利用者 等）		10,692	6,467
館外（運動場）利用者数（ゲートボール利用者 等）		1,694	102

1 1 生涯学習

生涯学習社会の構築のためには、すべての市民が、いつでもどこでも自主的に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができるような仕組みを作ることが必要である。

このような中、平成18年12月、約60年ぶりに改正された教育基本法において、生涯学習の理念に関する規定が新設された。

本市においても「新しい時代に対応した生涯学習社会」を実現するため平成21年3月に「熊本市生涯学習指針」を策定した。本指針において、目指すべき生涯学習都市くまもとの姿を「わくわく学習都市くまもと」とした。その実現のため、生涯学習ネットワークを構築し、学習機会を充実しながら、学習成果を生かす環境づくりを推進していく。

(1) 施策の展開

<生涯学習ネットワークの構築>

ア 学習情報の収集と提供

- ・学習情報の収集・提供体制の整備充実
- ・学習相談体制の整備充実
- ・生涯学習推進に関する調査・研究の充実

イ 関係機関との連携

- ・民間団体等との連携
- ・庁内関係部署との連携強化

<学習機会の充実>

ア ライフステージに応じた学習機会の充実

- ・乳幼児期における学習の充実
- ・学童期（小学生）における学習の充実
- ・思春期（中高生）における学習の充実
- ・成年期における学習の充実
- ・高齢期における学習の充実

イ 現代的・社会的な課題と市民ニーズに対応した学習支援

- ・家庭教育力の向上
- ・地域教育力の向上
- ・社会的な課題や市民ニーズに対応する学習の充実

ウ 多様で高度な学習活動を支える拠点施設の機能充実

- ・社会教育施設・スポーツ・文化施設の機能充実
- ・多様なニーズに対応した拠点施設の機能充実
- ・より高度で実践的な学習内容に対応した支援

<学習成果を生かす環境づくり>

ア 学習成果を生かす場の創出

- ・学校を中心とした場の創出
- ・地域を中心とした場の創出

イ 人材の活用

- ・生涯学習人材バンクの整備と活用
- ・ボランティア情報の収集と提供

ウ 市民参画の仕組みづくり

- ・参画型事業の展開
- ・学習成果の発表機会の充実
- ・学習成果の評価システムの整備

(2) 公民館

生涯学習の拠点となる市立公民館は、地域社会の発展と住民生活の充実のために各種講座、講演会の開催などの事業を行うとともに、住民の自主的な学習や文化活動、地域づくりを支援するなどの総合的な活動を通して、住民の教養の向上、生活文化の振興を図っている。

現在、中央、西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田、五福、河内、天明、富合、城南、植木の19公民館がある。

なお北部公民館には、北部東分館と西里分館の2館があり、植木公民館には、山本分館、田原分館、大和分館、やすら木の里分館、田底分館の5館がある。

施設の概要

名 称	中央公民館	河内公民館
所 在 地	中央区草葉町5番1号	西区河内町船津791番地
開設年月日	昭和26年4月1日 (昭和43年4月1日新築移転)	平成15年4月1日 (平成20年4月1日移転)
構 造	鉄筋コンクリート地下1階地上5階建	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積	1,350㎡	18,496㎡
建物面積	1,878㎡	1,475㎡
名 称	北部公民館西里分館	北部公民館北部東分館
所 在 地	北区下硯川町 1798 番地	北区鶴羽田 2 丁目 13 番 9 号
開設年月日	平成 3 年 4 月 1 日	平成 3 年 4 月 1 日
構 造	鉄筋コンクリート平屋建	木造平屋建
敷地面積	3,584.39 ㎡	-
建物面積	715.64 ㎡	13.24 ㎡
名 称	植木公民館山本分館	植木公民館田原分館
所 在 地	北区植木町内 1449 番地	北区植木町富応 1578 番地
開設年月日	平成 22 年 3 月 23 日	平成 22 年 3 月 23 日
構 造	鉄骨造平屋建	木造平屋建
敷地面積	2,281.00 ㎡	751.37 ㎡
建物面積	350.80 ㎡	365.18 ㎡
名 称	植木公民館大和分館	植木公民館やすら木の里分館
所 在 地	北区植木町大和 70 番地 22	北区植木町滴水 2190 番地 2
開設年月日	平成 22 年 3 月 23 日	平成 22 年 3 月 23 日
構 造	木造平屋建	木造 2 階建
敷地面積	1,560.00 ㎡	409.74 ㎡
建物面積	580.46 ㎡	404.32 ㎡
名 称	植木公民館植木分館	植木公民館小町もく遊館分館
所 在 地	北区植木町舞尾 600 番地 10	北区植木町有泉 837 番地 3
開設年月日	平成 22 年 3 月 23 日	平成 22 年 3 月 23 日
構 造	木造 2 階建	木造平屋建
敷地面積	733.50 ㎡	2,260.32 ㎡
建物面積	521.70 ㎡	409.74 ㎡
名 称	植木公民館吉松分館	植木公民館田底分館
所 在 地	北区植木町豊田 665 番地	北区植木町正清 536 番地
開設年月日	平成 22 年 3 月 23 日	平成 22 年 3 月 23 日
構 造	鉄骨造平屋建	鉄骨造平屋建
敷地面積	1,678.70 ㎡	2,351.00 ㎡
建物面積	369.12 ㎡	351.00 ㎡

※ 西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田の各公民館の施設は、西区役所・各総合出張所・各出張所の施設と併設。また、五福、天明、富合、城南、植木の各公民館の施設は、区役所等所管ホールと併設。なお、併設施設の概要は、区政関係の概況に記載。

※ 北部東分館については、事務室のみ。本館については、健康福祉子ども関係の勤労青少年ホームに記載。

平成25年度 市立公民館等学習活動在籍状況（平26.3.31現在）

			中央区			東区			西区			南区						北区				合計	
			中央	大江	五福	東部	託麻	秋津	西部	花園	河内	南部	幸田	鮑田	天明	富合	城南	龍田	清水	北部	植木		
主催事業	主催講座	高齢者	講座数	1	-	-	4	-	-	-	-	3	-	-	-	-	1	1	1	-	1	12	
		在籍者数	26	-	-	201	-	-	-	-	69	-	-	-	-	-	80	25	57	-	15	473	
		成人	講座数	80	56	56	52	85	34	58	77	56	43	38	34	32	48	45	34	67	87	60	1,042
		在籍者数	1,710	1,437	1,704	2,391	1,954	1,146	1,923	4,999	2,244	1,614	1,637	833	700	1,112	585	1,025	2,681	781	863	31,339	
		青年	講座数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		在籍者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		子ども	講座数	25	43	53	85	60	72	40	63	32	79	27	19	27	28	11	31	101	143	23	962
		在籍者数	528	1,770	1,048	2,830	1,190	933	679	1,809	653	3,224	457	590	227	823	240	593	1,806	2,907	547	22,854	
		家庭教育学級	学級数	4	8	6	10	9	6	9	3	2	2	3	4	5	-	-	4	5	4	-	84
		在籍者数	94	232	161	265	178	66	252	62	127	67	62	139	198	-	-	132	88	54	-	2,177	
	小計	講座・学級数	110	107	115	151	154	112	107	143	93	124	68	57	64	76	57	70	174	234	84	2,100	
		在籍者数	2,358	3,439	2,913	5,687	3,322	2,145	2,854	6,870	3,093	4,905	2,156	1,562	1,125	1,935	905	1,775	4,632	3,742	1,425	56,843	
	教養講演会	講演会数	6	4	4	6	4	7	7	5	6	3	5	5	4	6	9	2	4	26	8	121	
		参加者数	618	396	101	804	499	1,174	672	533	296	342	747	418	263	293	1,370	182	340	761	556	10,365	
	合計	主催(全)	116	111	119	157	158	119	114	148	99	127	73	62	68	82	66	72	178	260	92	2,221	
		在籍者数	2,976	3,835	3,014	6,491	3,821	3,319	3,526	7,403	3,389	5,247	2,903	1,980	1,388	2,228	2,275	1,957	4,972	4,503	1,981	67,208	
自主講座	高齢者	講座数	-	-	-	4	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	7		
		在籍者数	-	-	-	141	-	-	-	64	-	-	-	-	-	-	-	-	16	-	221		
	成人	講座数	65	58	57	78	68	59	51	51	14	49	61	29	28	18	-	54	65	92	20	917	
		在籍者数	1,965	1,214	1,040	1,965	1,309	1,321	927	911	147	929	1,382	398	374	217	-	1,263	1,563	1,303	330	18,558	
	青年	講座数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		在籍者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	子ども	講座数	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6	-	8	
		在籍者数	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	141	-	191	
	合計	講座数	65	58	57	82	68	59	52	53	14	49	61	29	28	18	-	54	66	99	20	932	
		在籍者数	1,965	1,214	1,040	2,106	1,309	1,321	937	975	147	929	1,382	398	374	217	-	1,263	1,603	1,460	330	18,970	
総合計		主催・自主	181	169	176	239	226	178	166	201	113	176	134	91	96	100	66	126	244	359	112	3,153	
		全合計	4,941	5,049	4,054	8,597	5,130	4,640	4,463	8,378	3,536	6,176	4,285	2,378	1,762	2,445	2,275	3,220	6,575	5,963	2,311	86,178	
		主催・自主	526			643			480			663						841				3,153	
		全合計	14,044			18,367			16,377			19,321						18,069				86,178	

（注）「高齢者」は65歳以上の講座。「成人」は20歳以上の講座。「青年」は35歳以下の講座。「子ども」には幼児、小・中学生、高校生及び親子対象講座を含む。

（3）家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための学習機会や、情報を提供している。

ア 家庭教育セミナー

家庭教育力の向上のため、小・中学生の子どもを持つ保護者を対象に、子どもたちの持つ悩みや子どもとの接し方、また社会的ルールやしつけ等を学ぶ講座を実施している。小中学校やPTAとの連携により、保護者の多く集まる機会等を捉えた開催に努めている。

イ 家庭教育協働講座

PTAや地域活動に積極的に取り組んでいる方を対象に、NPO等による専門性を生かした協働型の家庭教育講座を開催し、地域の核となって家庭教育を推進するリーダーを育成する。

ウ 家庭教育学級

公民館において幼稚園、保育園、小学校及び中学校を単位として開設し、家庭における子どもの教育に関する学習を行ったり、子どものしつけ方等における悩みを持ち寄り話し合いを持つ等、実践的学習を行っている。

エ 子育てサロンの開催

児童館・児童室を併設する公民館12館において、子育て中の保護者同士が、子育てに関する情報交換をしたり、悩み事を互いに相談できる集いの場を設けている。また、そこで出されたニーズをもとに、講演会や講座等を開催している。

1 2 熊本市オンブズマン制度（オンブズマン事務局）

（１）沿革

平成 22 年 4 月、市民、市議会、市長等が共有する本市の自治の最高規範として「熊本市自治基本条例」が施行され、同条例の趣旨を具体化する制度の一つとして、同条例第 23 条に公的オンブズマン制度の設置が規定された。これを受け、平成 23 年 3 月、「熊本市オンブズマン条例」が公布され、同年 11 月 1 日、同条例が施行され、熊本市オンブズマン制度の運用を開始した。

（２）概要

熊本市オンブズマン制度は、オンブズマンが市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的としたものである。

（３）オンブズマンの職務

- ① 市民から申し立てられた市政に関する苦情を調査すること。
- ② 常に市政を監視し、オンブズマン自らも事案を取り上げ、調査すること。
- ③ 調査結果をもとにオンブズマンの判断を示すこと。必要なときは、市に対して是正などの措置を行うよう勧告し、又は制度の改善を求める意見表明をすること。

（４）対象となる苦情の範囲

熊本市の仕事と、その仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日（終わった日）から原則として 1 年以内の苦情が対象となる。ただし、次の事項などは取り扱わない。

- ① 判決、裁判等を求め現に係争中の事項及び判決、裁決等により確定した事項
- ② 請求に基づき現に監査を実施している事項及び監査を完了した事項
- ③ 議会に関する事項
- ④ オンブズマンの行為に関する事項

（５）オンブズマンの組織等

① オンブズマン

熊本市オンブズマンは、熊本市オンブズマン条例の規定に基づき、人格が高潔で社会的信望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

オンブズマンは、市民の権利と利益の擁護者として、公平かつ中立的な立場で職務を行い、また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

オンブズマンの任期は 2 年であり、1 回に限り再任することができる。

② 運用体制

オンブズマン 2 名、オンブズマンを補佐する専門調査員 3 名、その他制度を運営する事務局員 4 名の 9 名体制で運用を行っている。

（６）苦情処理の流れ

① 申立方法

苦情の申立ては書面により行う。事務局に持参、郵送、FAX、E メール、ホームページのフォームメールのいずれかの方法で申し立てることができる。

② 面談

申立人が希望する場合には、オンブズマンと直接面談ができる。

③ 苦情の調査

オンブズマンは苦情の内容を審査し、市の関係部署を調査する。調査は、ヒアリング、書類や記録の閲覧、実地調査等の方法で行う。

④ 調査結果の通知

オンブズマンは、調査結果を申立人及び市の機関に文書で通知する。

⑤ 運営状況の報告・公表

毎年度の運営状況については、市長及び議会に報告するとともにこれを公表する。

(7) 平成25年度の運用状況

平成25年度は、受け付けた67件の苦情申立てのうち48件の処理を終了し、前年度から調査を継続していた18件と併せて、計66件を処理した。

行政組織別受付状況

(単位：件・%)

組織	件数	構成比
総務局	2	3.0
企画振興局	2	3.0
財政局	7	10.4
健康福祉子ども局	11	16.4
環境局	1	1.5
農水商工局	1	1.5
観光文化交流局	1	1.5
都市建設局	18	26.9
中央区役所	6	8.9

組織	件数	構成比
西区役所	1	1.5
南区役所	3	4.5
北区役所	2	3.0
交通局	3	4.5
上下水道局	1	1.5
教育委員会	5	7.4
その他機関	3	4.5
合 計	67	100.0

苦情処理の状況

(平成24年度からの継続分)

(単位：件・%)

区 分	件数	構成比
1 調査結果を通知したもの	15	83.3
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	8	44.4
(2) 市の業務に不備がなかったもの	7	38.9
2 調査対象とならなかったもの	3	16.7
合 計	18	100.0

(平成25年度受付分)

(単位：件・%)

区 分	件数	構成比
1 調査結果を通知したもの	38	56.7
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	17	25.4
(2) 市の業務に不備がなかったもの	21	31.3
2 調査対象とならなかったもの	6	9.0
(1) 管轄外のもの	4	6.0
その他のもの(利害無し・1年以上経過等)	2	3.0
3 調査を中止したもの	0	0.0
4 取り下げられたもの	4	6.0
5 継続調査中のもの	19	28.3
合 計	67	100.0

13 都市政策研究所

(1) 都市政策研究所について

ア 設立の経緯と目的

わが国では、少子高齢化社会の進展とともに本格的な人口減少社会を迎え、これまでの社会経済のあり方の抜本的な見直しが迫られている。また、地方分権の進展によって、地方には、地域の個性や特性を生かし、自らの判断と責任においてまちづくりを進めていくことが強く求められているところである。このような中、今後、さらなる政策形成力の向上が不可欠であるとの認識のもと、中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図ることを目的として、平成24年10月に「熊本市都市政策研究所」を設置した。

イ 研究所の機能

本市の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図るため、①調査・政策研究機能、②情報収集・発信機能、③人材育成機能の3つの機能に基づく活動を行っている。

ウ 研究所の組織

平成25年度から、専任職員の配置や外部からの研究員の採用などにより、体制を充実させている。
また、全庁連携した調査研究体制を構築するため、各局等（12局1委員会）に配置されている各2名の政策調整担当職員26名を登録研究員として任命している。さらに、平成26年度からは職員の政策形成能力の一層の向上を図ることを目的に、各局・区等における行政課題や問題の解決に向けて、各局・区等に現在所属している職員が、一定期間、政策研究に取り組む『職員併任研究員制度』を新たに設けている。
なお、今後はアドバイザーの活用や大学等との連携を研究の進捗に応じて導入する。

(2) 調査・政策研究に関する活動について

ア 歴史認識・地域認識の共有化に関する研究

平成24年10月からの“スタート研究”として、今後の様々な研究の基礎となる調査・研究に着手しており、その成果として、平成26年度に「都市形成史図集」の発行を予定している。
また、地理的・地勢的状况を共有できるような地図情報の構築を進めている。

イ 分野別研究

地域認識、歴史認識共有化に関する研究を基礎としながら、都市の本質、都市の生活、都市の産業に関する分野別の研究を行っている。

ウ 政策支援機能の充実

平成26年度からの拡充事業として、各部局、各区における課題や問題解決のための調査研究支援や政策の基礎データとなる、本市の人口分析情報の提供を行っている。

(3) 情報収集・発信に関する活動について

ア 研究所パンフレットの作成

研究所の概要を広く発信するためのパンフレットを作成し、関係機関への配付のほか、講演会等で配付を行っている。

イ 研究所ホームページによる情報発信

研究所のホームページの充実を図り、目的、機能、組織、活動内容等について広く情報発信を行っている。

ウ ニュースレターの発行（年4回）

ニュースレターを年4回発行し、研究所の活動内容や研究報告等の情報発信を行っている。

エ 学会への参加

最新の情報を収集するとともに、各部局へ情報提供を行っている。

※平成26年度加入予定の学会

〔日本都市計画学会、農村計画学会、日本造園学会、日本建築学会、日本公共政策学会、自治体学会〕

オ 「熊本都市政策」（熊本市都市政策研究所年報）の刊行

平成 25 年度の活動報告書を作成し、関係機関等へ配付を行っている。

（４）人材育成に関する活動について

ア 講演会の開催

職員の政策立案能力の向上を図るため、研修講演会を開催している。（５回／年）

研修講演会については、市民や各関係機関職員のほか、熊本都市圏をはじめ県内の基礎自治体職員を対象とするなど、県内他都市自治体職員にも資する研究所を目指している。

イ 勉強会・意見交換会の開催

研究経過や研究結果について、勉強会や意見交換会を開催することで、登録研究員や関係職員の政策立案能力の向上を図っている。

ウ 登録研究員連絡会議の開催

研究所と登録研究員との連絡調整、情報共有化、調査研究支援等が円滑に進むよう登録研究員連絡会議を設置している。

エ 職員併任研究員制度

職員併任研究員制度により、職員が政策研究に携わることで政策形成能力の向上を図っている。

講演会の開催実績

回数	日時・場所	講師・テーマ（下段は研究員報告）	参加者数
第 1 回	平成 24 年 10 月 23 日（火） 午後 2 時～4 時	一般財団法人計量計画研究所 代表理事 黒川 洸 氏 『熊本市都市政策研究所に期待すること ～少子高齢社会に向けて～』	200 名
第 2 回	平成 25 年 2 月 15 日（金） 午後 2 時～4 時	国立大学法人熊本大学理事・副学長 両角 光男 氏 『環境未来都市：くまもとの都市計画ビジョンと課題』	170 名
		熊本市都市政策研究所 研究員 太江田 真宏 『指定都市「熊本」の合併の変遷』	
第 3 回	平成 25 年 5 月 10 日（金） 午後 3 時～5 時	名古屋大学農学部教授 生源寺 眞一 氏 『日本農業の活路を探る』	232 名
第 4 回	平成 25 年 7 月 2 日（火） 午後 3 時～5 時	東京都市大学教授・造園家 涌井 雅之 氏 『都市づくりと流域環境思考』	210 名
		熊本市都市政策研究所 研究員 松永 歩 『明治後期における熊本の地域認識に関する一考察』 —「地理教育鉄道唱歌」をてがかりに—	
第 5 回	平成 25 年 8 月 22 日（木） 午後 3 時～5 時	慶應義塾常任理事・慶應義塾大学名誉教授 清水 雅彦 氏 『地域経済の再生と構造変化』	120 名
		熊本市都市政策研究所 研究員 渡辺 享 『近代の熊本市における経済発展と社会環境』	
第 6 回	平成 25 年 10 月 11 日（金） 午後 3 時～5 時	熊本県立大学教授 明石 照久 氏 『市民協働のまちづくり～ワークショップを知ろう～』	127 名
		熊本市都市政策研究所 研究員 久保 由美子 『江戸の都市空間「勢だまり」の果たした役割の考察 —近世熊本城下町におけるその特性と変遷について—	
第 7 回	平成 26 年 2 月 7 日（金） 午後 3 時～5 時	公益財団法人日本交通公社シニア・フェロー 小林 英俊 氏 『元気で楽しい都市に観光客はやってくる』	200 名
		熊本市都市政策研究所 研究員 武村 勝寛 『ソーシャル・キャピタルの今日的意義と都市政策への応用可能性』	
第 8 回	平成 26 年 5 月 22 日（木） 午後 3 時～5 時	NPO 法人アジアン・エイジング・ビジネスセンター理事長 小川 全夫 氏 『生涯現役社会づくり』	121 名
		熊本市都市政策研究所 研究員 長 和史 『熊本市の都市緑化政策の評価と課題』	

政 区

1	概 況	115
2	区 の ま ち づ く り	119
3	住 居 表 示	124
4	戸 籍 ・ 住 民	126

1 概 況

(1) 経緯

平成20年10月6日に富合町と、平成22年3月23日に城南町、植木町と合併し、人口約72万8千人の都市となり、平成24年4月1日に政令指定都市へと移行した。

これにより都市ブランドの向上や拡充される権限・財源を活用しながら、区役所を地域の拠点として、住民と一体となったまちづくりを推進する。

(2) 区役所・総合出張所・出張所の機能

ア 区役所の機能

平成24年4月1日政令指定都市への移行に伴い、市内を「中央区・東区・西区・南区・北区」の5つの区に分け、それぞれに区役所を設置した。区役所は、市民に身近な手続きや行政サービスを総合的に提供するとともに区域の魅力や特性を生かしたまちづくりの拠点としての役割を担う。

イ 総合出張所・出張所の機能

区役所の窓口機能を補完し、より身近なところで市民の利用ニーズの高い住民票等の証明書の交付業務や福祉関係の業務を行うため、総合出張所及び出張所を設置し、住民の利便性の向上を図る。また、まちづくり交流室をコミュニティ活動の拠点として、地域自治の振興や地域のまちづくり活動を支援する。

課 (かい)	主な取扱業務
区民課	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、パスポート申請・交付、住民基本台帳カード、公的個人認証サービス（電子証明書の発行）など
税務課	個人市民税・県民税の賦課、固定資産税・都市計画税の賦課、納税相談・窓口収納、市税に関する証明発行など
福祉課〔福祉事務所〕	介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、福祉相談など
保護課〔福祉事務所〕	生活保護法関係業務
保健子ども課 〔福祉事務所〕	健康づくり、母子保健、成人保健、精神保健、歯科保健、栄養改善・食育推進、児童福祉、児童手当・児童扶養手当、児童虐待、保育園入所受付など
総務企画課	区の重要施策の立案および総合調整、コミュニティ交通、防災、広報、統計、文書管理、庁舎管理など
まちづくり推進課	地域コミュニティ活動支援、町内自治会、交通安全、防犯、環境、相談窓口、体育施設の使用許可など
農業振興課※1	地域農業の振興、農業施設の整備・維持管理、土地改良事業、農地及び農業用施設の災害復旧事業など
(地域整備室※2)	旧富合、旧植木町町域内の市道などの整備に関すること
(植木中央土地区画整理事業所※3)	植木中央土地区画整理事業
選挙管理委員会事務局 ※4	選挙管理委員会の運営、選挙の執行に関することなど
農業委員会事務局分室 ※5	農地に関する相談・申請等の受付、農地に関する証明発行など

※1 中央区役所には設置なし。中央区における農業振興関係業務は総務企画課で行う。

※2 北区役所および南区役所に、旧植木町・旧富合町との新市基本計画に基づく道路の新設・改良・維持補修を担当する地域整備室を配置する。

※3 北区役所に植木中央土地区画整理事業を担当する事業所を配置する。

※4 当該業務は総務企画課で行う。

※5 中央区役所、東区役所には設置なし。

総合出張所、出張所	主な取扱業務
出張所（龍田・大江・東部・南部・秋津）	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、まちづくり支援業務
総合出張所（北部・清水・河内（芳野分室含む）・花園・託麻・鮑田・天明・幸田）	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、まちづくり支援業務、国民健康保険・国民年金の一部事務、さくらカード発行など高齢者・障がい者福祉に関する一部事務、子ども医療費の助成（ひまわりカード）に関する一部事務
総合出張所（城南） （地域整備室※）	庁舎管理、防災、防犯灯設置、城南福祉センターの管理及び運営、戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、住民基本台帳カード、公的個人認証サービス（電子証明書の発行）、まちづくり支援業務、国民健康保険・国民年金の一部事務、さくらカード発行など高齢者・障がい者福祉に関する一部事務、子ども医療費の助成（ひまわりカード）に関する一部事務、地域の農業の振興、農業施設の整備・維持管理、土地改良事業など

※ 城南総合出張所に旧城南町との新市基本計画に基づく道路の新設・改良・維持補修を担当する地域整備室を配置する。

ウ 建物概要及び職員数

(平成 26 年 7 月 1 日現在)

区	所属	所在地	建設年月日	構造	敷地面積(㎡)	職員数（再任用数）		
			建設費（千円）		建物延面積 (㎡)	区役所・ 出張所等	まちづくり 交流室	公民館
中央区	中央区役所	中央区手取本町 1 番 1 号 (市庁舎 1～3 階の一部)	S 56. 9. 30 —	—	— —	235 (17)	10 (2)	2
	大江出張所	中央区大江 6 丁目 1 番 85 号	S 63. 7. 11	R C 造 2 階建	5, 029. 40	10	5	1
			486, 435		1, 520. 98	(0)	(2)	
東区	東区役所	東区東本町 16 番 30 号	H 24. 1. 31	SRC 造 3 階建	8, 394. 62	210	—	—
			1, 804, 453	一部 S 造	5, 172. 88	(12)	(一)	
	託麻 総合出張所	東区長嶺東 7 丁目 11 番 15 号	S 56. 5. 30	R C 造 2 階建	6, 248. 20	16	5	1
			483, 590		2, 010. 00	(0)	(2)	
	秋津出張所	東区秋津 3 丁目 15 番 1 号	S 60. 8. 10	R C 造 2 階建	11, 165. 53	6	5	1
			521, 448		1, 910. 34	(0)	(2)	
	東部出張所	東区錦ヶ丘 1 番 1 号	S 52. 7. 4	R C 造 2 階建 一部 S 造	8, 008. 30	10	6	1
			311, 552		2, 030. 14	(0)	(2)	
西区	西区役所	西区小島 2 丁目 7 番 1 号	H 14. 3. 29 1, 857, 437	R C 造 2 階建	14, 970. 66	163	5	1
			H 24. 1. 31 増築	R C 造 3 階建 一部 S 造	7, 501. 86	(12)	(2)	
			1, 481, 994					
	河内 総合出張所	西区河内町 船津 2069 番地 5	S 59. 3. 20	R C 造 地下 1 階 地上 4 階建	2, 009. 66	17	6	1
			559, 947		2, 766. 50	(1)	(3)	
	花園 総合出張所	西区花園 5 丁目 8 番 3 号	H 2. 8. 27	R C 造 2 階建	5, 145. 00	11	4	1 (コミュニティセン ター業務を兼務)
			591, 608		1, 864. 30	(0)	(2)	
	芳野分室	西区河内町野出 1410 番地	S 58. 3. 18	S 造 2 階建	6, 717. 00	4	(1)	
149, 786			761. 02					
南区	南区役所	南区富合町清藤 405 番地 3	H 7. 3. 6	R C 造 3 階建	5, 545. 71	177	5	1
			1, 317, 243		3, 455. 33	(11)	(1)	
	飽田 総合出張所	南区会富町 1333 番地 1	H 8. 3. 15	R C 造 2 階建	6, 544. 00	14	4	1
			1, 840, 000		2, 999. 79	(4)	(1)	
	天明 総合出張所	南区奥古閑町 2035 番地	H 6. 3. 30	R C 造 2 階建	7, 426. 00	12	4	1
			127, 988		720. 00	(2)	(1)	
	幸田 総合出張所	南区幸田 2 丁目 4 番 1 号	S 57. 6. 2	R C 造 2 階建	5, 578. 00	16	5	1
			492, 240		1, 997. 30	(1)	(2)	
城南 総合出張所	南区城南町宮地 1050 番 地	S 60. 4. 5	R C 造 3 階建	29, 083. 40	33	8	1	
		862, 172		3, 465. 02	(2)	(1)		
北区	南部出張所	南区南高江 6 丁目 7 番 35 号	S 62. 7. 6	R C 造 2 階建	8, 284. 61	6	4	1
			541, 115		1, 917. 27	(0)	(1)	
	北区役所	北区植木町岩野 238 番地 1	H 3. 10. 14	R C 造 3 階建 一部 4 階建	22, 754. 75	228	12	1
			2, 141, 203		5, 988. 30	(13)	(0)	
北部 総合出張所	北区鹿子木町 66 番地	H 1. 12. 4	R C 造 2 階建	8, 034. 92	22	3	1	
		730, 800		4, 513. 26	(3)	(0)		
北区	清水 総合出張所	北区清水亀井町 14 番 7 号	S 59. 7. 10	R C 造 2 階建	8, 363. 26	14	5	1
			449, 829		1, 793. 38	(1)	(2)	
	龍田出張所	北区龍田弓削 1 丁目 1 番 10 号	S 54. 7. 11	R C 造 2 階建	5, 380. 00	13	6	1
			350, 428		1, 803. 26	(3)	(3)	

※()の再任用の人数は、職員数の内数

エ 区役所（総合出張所等）所管ホール等の建物概要

区	所属	所在地	開設年月日	建設費 (千円)	構造	建物延面積 (㎡)
中央区	五福まちづくり交流センター	中央区細工町2丁目25番地	H3.4.15	2,816,050	R C造 地下1階 地上4階建	8,227.00
西区	芳野コミュニティセンター (再掲)	西区河内町野出1410番地	S58.4.1	149,786	S造2階建	761.02
南区	天明ホール	南区奥古閑町2035番地	H3.6.15	841,897 (天明公民館含む)	S造2階建 一部3階建	1,331.00
	富合ホール	南区富合町清藤400番地	H15.4.1	1,630,000 (富合公民館含む)	R C造 一部S造	3,422.00
	火の君文化ホール	南城南町舞原394番地1	H9.4.27	1,408,764 (城南公民館、保健センター含む)	R C造一部 S R C造 地上2階建	5,156.67
	植木文化センター (植木町文化ホール)	北区植木町岩野238番地1	H5.10.1	2,069,503	R C造2階建 一部4階建	4,921.76

オ ホール等の利用状況

(平成25年度実績)

区	所属	主要施設	件数	人数	利用料(千円)
中央区	五福まちづくり交流センター	センター会議室	1,130件	12,524人	321千円
		プール(一般開放)	—	6,740人	961千円
西区	芳野コミュニティセンター	多目的ホール(200名)	49件	3,665人	19千円
		1階和室、2階和室、料理室	106件	3,151人	15千円
南区	天明ホール	大ホール(401名)	197件	12,285人	2,335千円
	富合ホール	ホール(406名)	252件	25,824人	4,855千円
	火の君文化ホール	ホール(594名)	153件	38,296人	7,173千円
		舞台のみ	103件	2,703人	511千円
		リハーサル室	496件	9,541人	1,070千円
北区	植木文化センター (植木町文化ホール)	文化ホール(固定席601名、車椅子席4席)	402件	35,018人	2,216千円
		リハーサル室	317件	6,151人	862千円
		ホワイエのみ	52件	2,414人	203千円

2 区のまちづくり

(1) 中央区役所

【シンボルマーク】



熊本城と市電軌道敷のグリーンカーペットをモチーフに、周りに人の「輪」と「和」をあらわすリングを配し、全体に中央区の「中」の文字も意識してわかりやすいマークにした。

ア 概要

人口密度が最も高く都市機能集積が進んでいる市中央部のエリアで、区の中央には県内一の中心商店街が広がる一方、周辺地域には城下町風情も残っており、新旧の調和が保たれている。また、行政機関や企業の本店も多く、交通網の拠点として交通センターからは放射線状にバス網が張り巡らされている。

また、区内を白川と坪井川が縦断し、中心部の熊本城一帯や北部の立田山の豊かな緑、南東部の水前寺成趣園や江津湖等の湧水など自然にも恵まれている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を“新たな出会いと未来創造の都会 ^{まち} へつながる、中央区。～ ”とし、その実現のために以下の4つのまちづくりの方向性に沿った取り組みを進める。

- 方向性1 “きらり”とひかる品格ただようまちをつくる
- 方向性2 “わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる
- 方向性3 “ほっと”できる安全で安心なまちをつくる
- 方向性4 “いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

ウ まちづくりの推進体制

まちづくりの推進にあたっては、①参画と協働によるまちづくり②情報の共有と住民対話の推進を基本として次の体制で取り組む。

- (1) 中央区まちづくり懇話会 まちづくりに区民の意見を反映させるため区民で構成された組織
- (2) 中央区まちづくり推進委員会 行政の推進体制として中央区役所関係課で組織

また、熊本市中央区まちづくりビジョンに基づく区のまちづくりを推進するためのアイデアとして地域で抱えている課題の解決や地域の魅力向上に資する具体的な取り組みを募集する「中央区まちづくり事業アイデア提案制度」を設け、提案いただいたアイデアや「中央区まちづくり懇話会」などの意見を基に、まちづくり事業を展開する。

エ まちづくり事業

26年度事業は以下のとおりである。

- ①「みんなのまちづくり情報発信事業」、②「区だよりの制作・発行」、③「中央区・校区カルタ制作事業」、④「中央区地域コミュニティづくり支援補助金」の既存事業に加え、平成25年度から実施している「中央区まちづくり事業アイデア提案制度」によるアイデアを基とした⑤「中央区お宝探検事業」、⑥「アクティブシニア増殖プロジェクト」、⑦「校区の町内割り電子地図の作成と活用」、⑧「水前寺賑わいづくり支援事業」、⑨「障がい児就労体験“ふれジョブ”の拡大支援」、⑩「中央区ぼうさいキャラバン」の6つの新規事業を実施する。

（２）東区役所

【シンボルマーク】



東区の「ひ」の字を「区民」に見立てて、シンボル化したもので、
「自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区」を表現した。

【愛称】ひがっぴい

ア 概 要

熊本市の東部に位置し、５つの区の中では最も人口が多い区である。

区域内には九州自動車道がほぼ南北に延びており、国道５７号（通称東バイパス）や一般県道熊本空港線（通称国体道路）、主要地方道熊本益城大津線（通称第二空港線）、主要地方道熊本高森線（通称電車通り）等の主要幹線が走り、商業施設や医療機関、学校や福祉施設等も多く都会の姿を見せる一方で、北には託麻三山や運動公園、南には江津湖の自然が広がっており、都市の利便性と自然とが調和した住環境に優れた地域である。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を「自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区」とし、豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあい、みんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざす。

そのためには、自然や地域の歴史・文化を大切にするとともに、人と人とのつながりや地域と地域の結びつきなど新たな絆を広げながら、みんなで支えあい、誰もが健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

基本方針１【人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち】

基本方針２【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

基本方針３【誰もがいきいきと暮らせるまち】

基本方針４【美しい自然を守り育てふれあえるまち】

基本方針５【暮らしやすく活気あふれるまち】

ウ まちづくりの推進体制

まちづくりの推進にあたっては、まちづくりの担い手たちがそれぞれの役割を認識し、推進体制を整えることが必要である。そこで、区民、地域団体、ＮＰＯ等、事業者、学校、区役所等の連携のもと、それぞれが役割を明確にし、実効性のあるまちづくりの推進体制を構築する。

また、区の様々な分野の住民で構成し、区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について協議を行う「東区まちづくり懇話会」を設置し、参画と協働のまちづくりを進める。

エ まちづくり事業

２６年度は、東区まちづくりビジョンに基づき、区民の参画と協働により地域の特性を生かした区のまちづくりを推進し、地域の活性化と区民意識の醸成を図り、区の魅力あるまちづくりを進めていくため、主に以下の１５事業に取り組んでいる。

- ①「東区民まつり」、②「区政モニター事業」、③「地域情報受発信充実事業」、④「地域防災訓練支援事業」、⑤「地域コミュニティづくり支援補助金」、⑥「地域課題検討会経費」、⑦「東区管内の史跡等文献整理事業」、⑧「東区民文化スポーツ交流事業」、⑨「安全安心のまちづくり事業」、⑩「託麻史跡巡りウォークラリー」、⑪「介護予防教室の開催」、⑫「認知症徘徊模擬訓練モデル事業」、⑬「まちづくりサポーター養成事業（健康）」、⑭「東区若手農業者ネットワークづくり推進経費」、⑮「まちづくり懇話会運営経費」

２７年度以降は、東区まちづくりビジョンに基づく区のまちづくりを推進するため、地域で抱える課題の解決策や新たな取組みについて、まちづくり懇話会などで協議し、まちづくり事業を展開していく。

(3) 西区役所

【シンボルマーク】



西区のイニシャル「N」をモチーフにし、燦々（さんさん）と輝く大地、西区を象徴する金峰山、有明海のさざ波と潮風、そしてみかんを組み合わせ、豊かな自然環境を表している。

ア 概要

西区は、熊本市の西側に位置し、河内みかんや芳野梨などの果樹栽培の盛んな金峰山、ノリやアサリ・ハマグリなどの養殖も盛んな有明海など豊かな自然に恵まれ、加えて、陸の玄関である熊本駅、海の玄関である熊本港も擁しており、人や物の交流拠点として重要な役割を担っている。

また、国指定史跡である「池辺寺跡」や「千金甲古墳」のほか、宮本武蔵が五輪書を執筆した霊巖洞、加藤清正の菩提寺である本妙寺など名所・旧跡も数多く存在し、西区は「自然」「食」「賑わい」「歴史」に恵まれた地域となっている。

イ まちづくりの方向性

まちづくりを進めるうえで、西区では区民をはじめ恵まれた自然や伝統・文化・農水産物などを西区の魅力を形作る貴重な財産と捉え、この一つひとつの財産に「磨き」を掲げることでそれぞれが輝く「華」にしたいという思いを込めて、めざす区の姿を「金峰望む 華のあるまち西区」とした。これらの貴重な財産を活かしながら心豊かにいつまでも健康で暮らせるまちとなるよう「安全安心のまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「楽しさあふれるまちづくり」「農水産業を生かしたまちづくり」の4項目を重点的な取り組みとして掲げ、区民の皆さんと協働でまちづくりに取り組んでいく。

ウ まちづくりの推進体制

まちづくりの推進体制として、大きく3つあり、まずは「市民協働」の推進体制である。まちづくりの取り組みについて区民のみなさんと合意形成を図る場として、区民が参画できる「西区まちづくり懇話会」を設置している。次に、区役所の推進体制として、西区役所の全課長等で構成される「西区まちづくり推進会議」において、ビジョンの実現に向けてのまちづくり事業の検討や推進、他局や関係機関との連絡調整等を行っている。3つ目として、まちづくりの推進のための予算を計上し、区のめざす姿の実現のためこのまちづくり予算をソフト事業に活用するとともに、ハード事業については本庁関係各局との連携を図っていく。

エ まちづくり事業

西区においては、区民意識の醸成やまちづくり人材の育成のためのまちづくり支援事業及び4つの重点的取り組みの推進のための事業を展開しているところであり、まちづくり予算に基く平成26年度は次の14事業である。

- (1) まちづくり支援事業・・・講演会・ワークショップ等開催、宝マップ作成、伝統文化保存継承事業、史跡等探訪日帰りバスツアー開催、西区地域コミュニティづくり支援補助事業、西区だより作成
- (2) 重点的取り組み事業・・・防災意識啓発、ワークキッズ（子ども職業体験）、西区探訪ウォーキング開催、金峰山系エリア魅力発信事業、四季をとおして花のあるまちづくり事業、西区フェスタ・スポーツ大会開催、特産品PR事業
- (3) まちづくり推進体制・・・西区まちづくり懇話会開催

(4) 南区役所

【シンボルマーク】



「m i n a m i」という文字と山や川、有明海に沈む夕日などの自然豊かな南区の魅力をこのマークの中に表現した。

ア 概 要

南区は、加勢川、緑川など一級河川が東西を貫流し、雁回公園や塚原古墳公園などの拠点的な公園緑地を有する、自然豊かな地域であり、区域の半分を占める農地では、ナスやトマト、メロン、きゅうり、花きなどの栽培が盛んに行われている。

一方で、城南・富合工業団地、県内の流通の拠点である流通業務団地、新幹線熊本総合車両所などがあり、熊本の製造業、運輸業の中核を支える地域でもある。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を ～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～ “いきいき暮らしのまち 南区 ” とし、その実現のために以下の6つの基本目標を掲げ、区の魅力・特性を活かしたまちづくりの取り組みを進める。

基本目標 1 農と漁業を誇れるまち

基本目標 2 歴史・文化を育むまち

基本目標 3 自然と共生した住みやすいまち

基本目標 4 みんなが健康で元気なまち

基本目標 5 地域ぐるみで子どもを育てるまち

基本目標 6 安全・安心なまち

ウ まちづくりの推進体制

南区まちづくりビジョンの実現に向け、次のような推進体制により、区民、地域団体等と行政とが連携して、協働のまちづくりに取り組む。

(1) 市民協働の推進体制

南区の特性を活かしたまちづくりに関する事項を協議するため、南区内の各分野で活動される方々などによる「南区まちづくり懇話会」を設置する。

(2) 行政の推進体制

行政と区民との協働のまちづくりを進めるため、「南区まちづくり推進本部」を設置する。

(3) まちづくりの担い手の育成

行政と地域団体等が連携し、まちづくりの担い手の育成支援等を行う。

エ まちづくり事業

26年度は、「連携・交流」をキーワードに、次のような南区の魅力・特性を活かしたまちづくり事業に取り組んでいる。

①「南区を知ろう」情報受発信事業の充実

まちづくり情報交流拠点の設置、PRグッズの作成、「南区を歩こう～まち歩き手帖～改訂版」の作成など

②まちづくりを担う人材育成の充実

「健康・防災まちづくりリーダー育成研修会」の開催や各種団体と連携した徘徊模擬訓練の実施など

③テーマに応じた区のまちづくり事業の推進

「南区“いきいき”フェスタ2014」の開催、健康まちづくり地域支援事業（NTT西日本、熊本市社会教育振興事業団との連携事業）、「“いきいき”スポーツ大会」の開催、地域間連携による自然を活かしたイベントの開催など

④地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進

地域コミュニティづくり支援補助金の交付、区のまちづくり『町内回覧板』の作成など

27年度以降は、様々な機会を捉え区民意見を集約しつつ、「南区まちづくり懇話会」等において、まちづくり推進事業の評価・検証を行いながら、まちづくりビジョンに掲げる、“めざす区の姿”と6つの基本目標達成のための事業を区民参画と協働のもと推進して行く。

（５）北区役所

【シンボルマーク】



北区の花とシンボルマークを決定した。区の花を決定するにあたっては、明るいイメージ、上に向かって成長していく、家庭でも育てやすいなどの理由から「ひまわり」になった。シンボルマークは、全国各地から２２４点の応募があり、住民からの投票やまちづくり懇話会での厳正な審査を経て、左のマークに決まった。

ア 概 要

北区は市の北部に位置し、三方を山鹿市、菊池市、合志市、菊陽町、玉東町に接する、最も面積が広い区である。区内には、都市近郊の住宅地とともに、水田やスイカなどの農産物の生産が盛んな畑作地帯が広がっている。さらに、田原坂公園や武蔵塚公園などの史跡、八景水谷、立田山、梶尾温泉・植木温泉など豊かな自然や地域資源に恵まれた地域である。一方で、九州自動車道植木インターチェンジが設置され、国道３号熊本北バイパスや国道３号植木バイパスなどの新たな幹線道路の整備も進められており、交通の要衝の機能も有している。

イ まちづくりの方向性

北区には、多様な歴史や豊かな自然環境、住民同士のつながり、そして個性あるまちづくり活動の実績がある。こうした背景をもとに、まちづくりビジョン策定のための住民ワークショップでの意見を集約し、めざす区の姿を「ず〜っと住みたい“わがまち北区”～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～」とし、それを推進するための基本方針として１．健康と暮らしの安全・安心の向上、２．住みやすい住環境の整備、３．まちの賑わいと産業の振興、４．地域資源の継承と活用、５．住民自治と協働の推進の５つを掲げた。

今後は「ず〜っと住みたい“わがまち北区”」の実現に向け、５つのまちづくり基本方針のもと、様々なまちづくり活動に区民と行政が協働して取り組む。

ウ まちづくりの推進体制

小学校区や地域のまちづくり活動を活かしながら、北区全体としての一体感のあるまちづくりを進めるとともに、隣接自治体との連携した取り組みを進める。

さらに、地域間の連携を深めながら、区民同士がまちづくりを話し合う場としてワークショップを開催し、住民ニーズの把握に努めるとともに、ビジョンに基づく、区の特性を活かしたまちづくりについて協議を行う北区まちづくり懇話会を設置し、行政と区民が協働してまちづくりの推進を図る。

また、行政の推進体制として、北区役所関係課で組織する北区まちづくり検討委員会を設置し、まちづくり懇話会と連携しながら、様々な活動に取り組む。

エ まちづくり事業

平成２６年度のまちづくり推進事業は、北区民としての一体感の醸成を目的とした「北区の花・シンボルマーク周知事業」「北区いきいき交流スポーツ大会」や北区の魅力を再発見するための事業として「北区わくわくバスツアー」「北区Ｗｏｏｏｏ区ラリー大会」を開催する。

また今年は、「北区まちづくりワークショップ」のテーマを北区の宝物を掲載した「北区幸せ絵巻（仮称）」づくりとして、多くの方に参加いただいて北区民の意見を反映した魅力あふれるマップを作成します。その他、北区の農産物を堪能してもらうため「北区農産物の朝市」や健康づくりを推進するための「いきいき健康まつり２０１４」、防災・減災啓発に関する「北区防災・減災フェア」等実施します。

3 住居表示

(1) 住居表示整備事業（区政推進課）

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防など緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和40年度を第1次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、年次計画に基づくなど、計画的な実施に努めている。

(平26. 3. 31現在)

種別 区分	整 備 区 域	面積(K㎡)	対象件数(件)	実施期日
1次	東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	1. 28	6, 600	昭40. 4. 1
2次	妙体寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目	1. 61	4, 700	40. 11. 1
3次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目 大江一丁目～大江六丁目	1. 62	4, 700	41. 7. 1
4次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目（追加）大江本町 白山一丁目～白山三丁目 岡田町 菅原町 九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目	1. 97	8, 800	42. 7. 1
5次	本荘五丁目 本荘六丁目 南熊本四丁目 南熊本五丁目 二本木一丁目～二本木五丁目 春日一丁目 春日二丁目 田崎本町	1. 21	6, 800	43. 11. 1
6次	迎町一丁目 迎町二丁目 弥生町 琴平一丁目 琴平二丁目 琴平本町 南熊本五丁目（追加）内坪井町 壺川一丁目 壺川二丁目 京町一丁目 京町二丁目 京町本町 上熊本一丁目 上熊本二丁目 段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2. 33	8, 100	44. 8. 1
7次	水前寺一丁目～水前寺六丁目 水前寺公園 神水一丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺一丁目（追加）本荘一丁目	2. 53	9, 000	45. 10. 1
8次	坪井四丁目～坪井六丁目 薬園町 子飼本町 室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目 上水前寺一丁目 上水前寺二丁目	2. 84	10, 600	47. 4. 1
9次 (前期)	国府一丁目～国府四丁目 国府本町 出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目 江津二丁目 八王寺町 萩原町	2. 36	7, 700	47. 12. 1
9次 (後期)	神水本町 湖東一丁目～湖東三丁目 新生一丁目 新生二丁目 水源一丁目 水源二丁目 栄町 南町 広木町 若葉一丁目～若葉六丁目	2. 67	8, 900	48. 8. 1
10次	津浦町 出町 稗田町 池田一丁目～池田四丁目 池亀町 花園一丁目～花園七丁目 上熊本三丁目 島崎一丁目～島崎七丁目 戸坂町	7. 53	14, 900	49. 10. 1
11次	新大江三丁目 神水二丁目 尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 健軍一丁目 健軍二丁目 健軍四丁目 健軍五丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷一丁目 八景水谷二丁目	3. 87	10, 700	50. 10. 1
12次	帯山一丁目～帯山五丁目 保田窪一丁目 保田窪二丁目	1. 21	4, 700	51. 10. 1
13次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目 大江一丁目（追加）	0. 97	4, 200	52. 10. 1
14次	田崎一丁目～田崎三丁目 八島一丁目 八島二丁目 健軍本町 健軍三丁目 本荘五丁目（追加）	1. 15	2, 900	53. 10. 1
15次	横手一丁目～横手五丁目	0. 90	2, 500	54. 10. 1
16次	大江二丁目（追加）	0. 08	700	55. 10. 1
17次	帯山四丁目（追加） 帯山五丁目（追加）	0. 17	700	56. 10. 1
18次	帯山五丁目（追加）	0. 07	300	57. 10. 1

19次	出水四丁目 出水八丁目 江津二丁目（追加）八景水谷三丁目	0.59	1,500	58.10.1
20次	本山一丁目～本山四丁目	0.40	1,400	59.10.1
21次	出水六丁目 春日四丁目（追加） 春日五丁目（追加） 春日六丁目～春日八丁目	1.01	2,500	62.10.1
22次	打越町 高平一丁目～高平三丁目	1.43	2,300	63.10.11
23次	東野一丁目～東野四丁目 秋津一丁目～秋津三丁目 沼山津一丁目～沼山津四丁目	1.70	3,600	平元.11.27
24次	秋津新町 東本町 昭和町 花立一丁目～花立六丁目 桜木一丁目～桜木六丁目 十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目 平田二丁目 平成一丁目～平成三丁目 江越一丁目 江越二丁目 馬渡一丁目 馬渡二丁目 田迎一丁目 田迎二丁目 出仲間一丁目 萩原町	3.66	6,300	平3.2.25
25次	東町一丁目～東町四丁目 東本町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 榎町 佐土原一丁目 佐土原三丁目	2.60	6,000	4.2.10
	渡鹿八丁目 渡鹿九丁目 保田窪本町 保田窪四丁目 保田窪五丁目 新南部一丁目～新南部六丁目 下南部一丁目～下南部三丁目 西原一丁目 西原二丁目 御領一丁目 八反田一丁目 八反田二丁目	3.06	8,600	4.2.24
26次	楠一丁目～楠八丁目 武蔵ヶ丘一丁目～武蔵ヶ丘九丁目 尾ノ上三丁目 尾ノ上四丁目 月出一丁目 月出二丁目 三郎一丁目 三郎二丁目 西原三丁目 東京塚町 新外一丁目	2.93	10,800	5.2.22
27次	清水万石一丁目～清水万石五丁目 乗越ヶ丘 室園町 花園六丁目（追加） 保田窪三丁目 帯山四丁目（追加） 帯山五丁目（追加） 帯山六丁目 帯山七丁目	1.12	2,700	6.2.28
28次	八幡一丁目～八幡十一丁目 川尻一丁目～川尻六丁目 元三町一丁目～元三町五丁目 野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目 新外二丁目～新外四丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目 尾ノ上四丁目（追加）	4.63	7,800	7.2.27
29次	大窪一丁目～大窪五丁目 山室一丁目～山室六丁目 田迎三丁目～田迎六丁目 八王寺町 出水七丁目 出仲間二丁目～出仲間九丁目 幸田一丁目 幸田二丁目 蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目 野中一丁目～野中三丁目 新土河原一丁目 新土河原二丁目	4.30	6,800	8.3.4
30次	御領二丁目～御領七丁目 長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目 長嶺南一丁目～長嶺南八丁目 八反田三丁目 月出八丁目 帯山八丁目 帯山九丁目	5.40	7,500	9.2.24
31次	近見一丁目～近見九丁目 日吉一丁目 日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目 飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目 八景水谷四丁目	4.63	6,300	10.2.23
32次	龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目 龍田二丁目～龍田六丁目 龍田八丁目 龍田九丁目 楡木一丁目～楡木三丁目 麻生田一丁目 麻生田二丁目 兎谷一丁目～兎谷三丁目 上南部一丁目～上南部四丁目 御領八丁目	6.60	6,700	11.2.22
33次	田井島一丁目～田井島三丁目 良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目 御幸木部一丁目～御幸木部三丁目 御幸西一丁目～御幸西四丁目 元三町五丁目（追加） 坪井六丁目 龍田一丁目 龍田七丁目 龍田弓削一丁目 龍田弓削二丁目	5.74	8,200	12.2.28
34次	近見一丁目（追加） 近見二丁目（追加） 上ノ郷一丁目 上ノ郷二丁目 薄場一丁目～薄場三丁目 島町一丁目～島町五丁目 野口一丁目～野口四丁目 刈草一丁目～刈草三丁目 荒尾一丁目～荒尾三丁目 鳶町一丁目 鳶町二丁目 合志一丁目～合志四丁目 白藤一丁目～白藤五丁目	3.68	6,000	13.2.26
35次	清水新地一丁目～清水新地七丁目 麻生田一丁目（追加） 麻生田三丁目～麻生田五丁目 楡木四丁目～楡木六丁目 八景水谷三丁目（追加） 楠五丁目（追加） 八王寺町（追加） 江津一丁目（追加） 江津二丁目（追加） 出水七丁目（追加） 出水八丁目（追加）	1.80	7,200	14.2.25
36次	戸島西一丁目～戸島西七丁目 戸島本町 戸島一丁目～戸島七丁目	4.58	4,700	15.2.24
37次	小山一丁目～小山七丁目 長嶺東九丁目 中江町 神園一丁目～神園二丁目 石原一丁目～石原三丁目	3.74	3,600	16.2.23
38次	江津三丁目 江津四丁目 下江津一丁目～下江津八丁目 画図東一丁目 画図東二丁目	1.05	1,600	17.2.28
39次	上代一丁目～上代十丁目 上高橋一丁目 上高橋二丁目 高橋町一丁目 高橋町二丁目 城山大塘一丁目～城山大塘七丁目	3.93	3,750	18.2.27

40次	城山下代一丁目～城山下代五丁目 上代十丁目（追加） 城山半田一丁目～城山半田四丁目 城山大塘一丁目（追加） 城山薬師一丁目 城山薬師二丁目 島町三丁目（追加） 清水岩倉一丁目～清水岩倉三丁目 山ノ内一丁目（追加）	2.44	2,500	19.2.26
41次	小島一丁目～小島九丁目 江津三丁目～江津四丁目（追加） 下江津一丁目～下江津二丁目（追加）	2.56	1,350	20.2.18
42次	徳王一丁目～徳王二丁目 池田三丁目（追加）	0.47	900	21.2.23
43次	鶴羽田一丁目～鶴羽田五丁目 飛田四丁目（追加）	0.93	1,600	22.2.22
44次	下硯川一丁目～下硯川二丁目	0.51	675	23.2.28

4 戸籍・住民(各区民課、各総合出張所、各出張所、分室)

戸籍届・戸籍関係証明などの戸籍法に基づく人の親族的身分関係の登録や公証、住民異動届・住民票関係証明などの住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の登録や公証のほか、印鑑登録事務・印鑑登録証明並びに埋火葬許可の発行等事務を行っている。

(1) 各種人口登録表

年度 区分			21	22	23	24					
						合計	中央区	東区	西区	南区	北区
住民登録	人口	男	340, 770	341, 235	341, 073	342, 503	79, 554	90, 183	43, 314	59, 591	69, 861
		女	382, 937	383, 538	383, 932	385, 242	93, 420	99, 675	49, 455	66, 167	76, 525
		合計	723, 707	724, 773	725, 005	727, 745	172, 974	189, 858	92, 769	125, 758	146, 386
	世帯数		311, 225	314, 749	320, 165	320, 877	87, 676	81, 580	40, 986	49, 727	60, 908
	人口 (外国人)	男	－	－	－	1, 733	913	313	214	105	188
		女	－	－	－	2, 337	1, 125	450	244	208	310
		合計	－	－	－	4, 070	2, 038	763	458	313	498
	世帯数 (外国人)		－	－	－	1, 969	1, 143	280	210	143	193
	外国人登録※			4, 248	4, 275	4, 184	－	－	－	－	－
戸籍	本籍数		276, 559	277, 983	279, 650	281, 119	82, 414	52, 415	45, 807	49, 447	51, 036
	本籍人口数		686, 676	687, 935	689, 385	690, 815	191, 908	135, 584	110, 310	122, 792	130, 221

年度			25					
区分			合計	中央区	東区	西区	南区	北区
住民登録	人口	男	343,014	79,581	90,428	43,318	60,077	69,610
		女	385,584	93,504	99,749	49,457	66,678	76,196
		合計	728,598	173,085	190,177	92,775	126,755	145,806
	世帯数		323,964	88,264	82,372	41,403	50,724	61,201
	人口 (外国人)	男	1,874	969	360	237	114	194
		女	2,405	1,192	451	251	209	302
		合計	4,279	2,161	811	488	323	496
	世帯数(外国人)		2,092	1,190	325	236	141	200
	外国人登録※		-	-	-	-	-	-
戸籍	本籍数		282,298	82,370	53,165	51,356	45,769	49,638
	本籍人口数		691,833	191,469	137,234	130,547	109,701	122,882

※H24以降は住民登録へ移行

(2) 各種証明取扱件数

区分 \ 年度		21	22	23	24					
					合計	中央区	東区	西区	南区	北区
戸籍関係	有料	174,784	188,954	189,549	188,565	85,060	32,074	17,742	25,767	27,922
	無料	55,862	63,085	67,272	69,171	53,051	6,572	3,690	2,239	3,619
	合計	230,646	231,195	256,821	257,736	138,111	38,646	21,432	28,006	31,541
住民票関係	有料	363,810	378,565	371,304	374,519	126,062	93,501	40,483	56,002	58,471
	無料	49,839	40,791	33,863	40,884	34,083	2,473	1,390	644	2,294
	合計	413,649	419,356	405,167	415,403	160,145	95,974	41,873	56,646	60,765
印鑑証明	有料	269,353	295,008	278,151	279,859	61,790	77,162	35,220	53,936	51,751
	無料	1,024	1,173	1,113	1,673	271	290	237	265	610
	合計	270,377	296,181	279,264	281,532	62,061	77,452	35,457	54,201	52,361
合計	有料	807,947	862,527	839,004	842,943	272,912	202,737	93,445	135,705	138,144
	無料	106,725	105,049	102,248	111,728	87,405	9,335	5,317	3,148	6,523
	合計	914,672	967,576	941,252	954,671	360,317	212,072	98,762	138,853	144,667

区分 \ 年度		25					
		合計	中央区	東区	西区	南区	北区
戸籍関係	有料	185,166	82,860	32,042	18,066	24,687	27,511
	無料	66,596	50,547	6,632	2,769	2,128	4,520
	合計	251,762	133,407	38,674	20,835	26,815	32,031
住民票関係	有料	417,439	142,459	103,132	47,528	60,703	63,617
	無料	36,099	30,364	1,605	1,852	647	1,631
	合計	453,538	172,823	104,737	49,380	61,350	65,248
印鑑証明	有料	300,101	69,280	79,287	39,501	55,430	56,603
	無料	1,520	272	352	166	270	460
	合計	301,621	69,552	79,639	39,667	55,700	57,063
合計	有料	902,706	294,599	214,461	105,095	140,820	147,731
	無料	104,215	81,183	8,589	4,787	3,045	6,611
	合計	1,006,921	375,782	223,050	109,882	143,865	154,342

(3) 各種事務受理件数

区分 \ 年度		21	22	23	24					
					合計	中央区	東区	西区	南区	北区
戸籍	出生	9,108	9,575	9,518	11,113	3,157	2,881	1,254	1,814	2,007
	死亡	6,531	7,549	7,792	9,953	3,404	2,330	1,362	1,452	1,405
	婚姻	7,533	7,897	7,762	10,930	4,157	2,185	1,284	1,589	1,715
	離婚	2,122	2,228	2,136	2,935	932	656	398	432	517
	転籍	3,048	3,207	3,157	3,721	1,061	980	433	510	737
	その他	4,920	5,372	5,047	6,518	1,911	1,538	880	1,043	1,146
	合計	33,262	35,828	35,412	45,170	14,622	10,570	5,611	6,840	7,527
住民登録	転入	17,898	18,017	18,357	20,315	8,761	5,007	1,255	2,355	2,937
	転出	18,919	18,315	18,274	18,792	7,004	5,139	1,234	2,142	3,273
	転居	21,437	22,482	22,114	23,769	8,630	6,057	2,316	3,296	3,470
	その他	51,293	52,820	56,585	7,907	2,648	2,180	714	1,169	1,196
	合計	109,547	111,634	115,330	70,783	27,043	18,383	5,519	8,962	10,876
印鑑登録	新規	26,968	28,928	28,252	29,193	8,337	7,920	2,647	4,949	5,340
	廃止	2,915	2,902	2,794	2,960	642	832	336	595	555
	亡失	6,733	7,706	7,682	7,809	2,075	1,915	795	1,408	1,616
	合計	36,616	39,536	38,728	39,962	11,054	10,667	3,778	6,952	7,511
外国人 登録 ※H24.7 廃止	新規	757	746	702	177	143	18	6	3	7
	その他申請	12,361	13,348	13,485	1,811	1,107	304	170	56	174
	合計	13,118	14,094	14,187	1,988	1,250	322	176	59	181

区分 \ 年度		25					
		合計	中央区	東区	西区	南区	北区
戸籍	出生	11,233	3,159	2,886	1,309	1,839	2,040
	死亡	10,134	3,444	2,425	1,370	1,372	1,523
	婚姻	10,973	4,203	2,204	1,342	1,503	1,721
	離婚	2,849	892	639	382	410	526
	転籍	3,666	1,028	940	426	510	762
	その他	6,345	1,834	1,513	819	983	1,196
	合計	45,200	14,560	10,607	5,648	6,617	7,768
住民登録	転入	21,062	8,807	5,240	1,329	2,581	3,105
	転出	20,209	7,510	5,533	1,362	2,434	3,370
	転居	24,747	8,725	6,559	2,406	3,328	3,729
	その他	7,930	2,515	2,227	762	1,169	1,257
	合計	73,948	27,557	19,559	5,859	9,512	11,461
印鑑登録	新規	29,126	8,049	8,041	2,753	4,769	5,514
	廃止	2,938	632	849	322	559	576
	亡失	7,944	1,976	2,051	871	1,306	1,740
	合計	40,008	10,657	10,941	3,946	6,634	7,830
外国人 登録 H24.7 廃止	新規	-	-	-	-	-	-
	その他申請	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-

健康福祉子ども

1	健 や か な ラ イ フ ス タ イ ル の 確 立	131
2	健 康 福 祉 サ ー ビ ス 体 制	134
3	社 会 保 障 制 度	142
4	高 齢 者 福 祉	153
5	障 が い 者 福 祉	166
6	子 ど も 育 成	181
7	青 少 年 育 成	201
8	生 活 衛 生	208

1 健やかなライフスタイルの確立

生涯を通じて、心身共に健康で生きがいを持ちながら暮らしていくことは、全ての市民の願いである。

しかし、現代社会においては、心身の健康を阻害する要因が多様化する中、特に高齢化の急速な進展にともない、今後ますます医療や介護の需要が高まることが予想されている。加えて、子ども達を取り巻く社会や家族の環境が大きく変化し、子育ての困難さも増している。

そこで、まず、自らの健康は自らが守ることを基本に、市民の健康づくりの指針となる「健康くまもと21基本計画」に基づき、一人ひとりの健康づくりの意識を積極的に高めるとともに、今後、子どもの健やかな成長や、高齢者・障がい者の生きがいのある暮らしを支えるため、保健、医療、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりを、民間事業者、市民ボランティアなどと連携し進めていく。

近年、これまで減少していた感染症疾患の新興、再興に加え、食事・喫煙・運動不足などの生活習慣に起因する慢性疾患や精神的ストレスに起因する疾患が増加している。

また、化学物質の蔓延によるアレルギー疾患や環境ホルモンの問題など、健康を阻害する要因は多様化複雑化している。

今後は、長い人生を生きがいのある楽しいものとするために、市民が日々の暮らしの中で積極的に健康づくりを実践できるような取り組みを進めなければならない。

そこで、市民自らが健康づくりに取り組める体制づくりを進めるとともに、地域における健康づくり活動を、行政、医療機関、地域が一体となって推進している。

(1) 栄養改善対策事業（健康づくり推進課）

自分の健康は自分で守るという認識のもとに、幅広く各人が日常生活において栄養・運動・休養のバランスをとることを基調とした総合的健康づくり対策の普及啓発活動を行う。また、食生活改善推進員を養成するとともに、その活動母体である食生活改善推進員地区組織による健康づくりのための諸活動を支援する。

ア 食育の推進

(単位 人)

年度 区分	21	22	23	24	25
子どもの食育推進ネットワーク 全体研修会参加者延べ数	409	403	375	466	484

イ 地区組織活動の支援

(単位 回)

年度 区分	21	22	23	24	25
食生活改善推進員研修会	62	73	77	60	57
すこやか食生活改善講習会	81	92	92	92	93

ウ 食生活改善推進員の養成

(単位 人)

年度 区分	21	22	23	24	25
修了者	72	79	69	78	92

(2) 健康相談と情報提供事業（健康づくり推進課）

健康増進法第17条第1項に基づき、健康手帳の交付及び健康教育・健康相談を実施している。

ア 健康手帳の交付

(単位 人)

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
40～74歳	6,434	7,350	1,788	1,686	1,830
75歳以上	8,465	913	220	356	611
計	14,899	8,263	2,008	2,042	2,441

※40歳以上の市民で希望する者に交付。

イ 健康教育

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
開催回数（回）	383	430	320	513	735
延 人 員（人）	11,057	12,499	17,274	12,072	16,949

※平成18年度から対象年齢を変更（40歳以上を40歳から64歳まで）

ウ 健康相談

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
開催回数（回）	580	489	442	572	589
延 人 員（人）	6,699	4,477	5,716	6,446	7,475

※平成18年度から対象年齢を変更（40歳以上を40歳から64歳まで）

エ 訪問指導

(単位 人)

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
実 人 員	357	127	124	332	365
延 人 員	418	253	136	400	420

※平成18年度から対象年齢を変更（40歳以上を40歳から64歳まで）

(3) 各種健康診査充実事業（健康づくり推進課）

健康診査・がん検診

心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防対策の一環として、また、各種がんの早期発見・早期治療を進めるために各種健康診査を実施している。

(単位 人)

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
健康増進法に基づく特定健康診査	240	307	249	210	810
肺 が ん 検 診	26,723	27,676	25,127	22,861	22,579
胃 が ん 検 診	12,165	11,688	11,022	10,556	10,107
大 腸 が ん 検 診	14,397	21,704	24,708	22,670	22,467
乳 が ん 検 診	12,670	12,826	13,124	12,036	11,837
子 宮 頸 が ん 検 診	20,620	注1) 20,168	注2) 19,936	注3) 19,017	注4) 18,665

※がん検診は40歳以上の市民を対象としている。但し、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮頸がん検診は20歳以上の女性としている。

注1)、注2)、注3)及び注4)には、妊婦健康診査による子宮頸がん検査受診者を、それぞれ3,556人、3,742人、3,672人、3,512人含む。

(4) CKD（慢性腎臓病）対策推進事業（健康づくり推進課）

末期腎不全による人工透析患者が増加しており、平成21年度から、熊本市医師会や腎臓内科専門医などの関係機関との協働により、CKDの発症予防から悪化防止までの総合的な取り組みを行い、新規人工透析者数の減少、心血管疾患の発症予防を進めている。

(単位 人)

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
新規人工透析者数	295	288	273	266	260

※新規人工透析者数は、各年度の熊本市更生医療データより算出。

(5) 結核対策事業（感染症対策課）

結核の早期発見、まん延防止を図ると共に結核患者の発生状況、治療状況などの把握や長期にわたる治療を訪問指導などにより支援している。なお、平成19年4月に「結核予防法」が廃止され、予防接種を除く結核対策は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合され、BCG予防接種は、「予防接種法」に統合された。

ア 健康診断

(単位 人)

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
結核一般住民検診	15,158	17,859	15,550	15,406	15,285
ツベルクリン反応検査（乳幼児）	—	—	—	—	—
B C G 接種（乳幼児）	6,815	7,129	6,781	6,881	6,962
管 理 検 診	131	222	388	353	345
接 触 者 検 診	1,189	1,619	1,314	1,397	1,450

イ 患者管理

(単位 人)

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
結核患者登録数	345	326	305	269	235
新登録患者数	135	128	126	115	96
結核患者訪問指導	205	249	379	318	279
新登録患者中の入院勧告患者数	46	48	53	53	45

(6) 感染症対策事業（感染症対策課）

ア エイズ相談及びH I V抗体検査

H I V感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にエイズ相談及びH I V抗体検査を受けることができるように実施している。

エイズ相談・H I V抗体検査の推移

(単位 件)

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
相 談	1,490	1,678	1,573	1,491	1,786
検 査	1,384	1,590	1,498	1,415	1,657

イ 肝炎ウイルス検査

B型、C型肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にB型、C型肝炎ウイルス検査を受けることができるように、保健所検査及び医療機関委託検査を実施している。

肝炎ウイルス検査の推移

(単位 件)

年度 区分		21	22	23	24	25
保健所	B型肝炎（HB s 抗原）検査	307	248	167	52	56
	C型肝炎（HC V 抗体）検査	308	247	165	46	57
医療機関	B型肝炎（HB s 抗原）検査	107	120	265	4, 918	4, 023
	C型肝炎（HC V 抗体）検査	116	127	269	4, 955	4, 048

(7) 予防接種事業（感染症対策課）

感染症の発生及び拡大防止を図るため当該予防接種を実施し、公衆衛生の向上・増進に寄与する。

予防接種の状況

(単位 件)

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
四種混合				7,214	22,604
三種混合	27,395	29,060	28,100	22,583	6,476
二種混合	5,456	6,015	6,085	5,784	5,810
ポリオ（生ワクチン）	10,582	12,856	10,034	5,102	
ポリオ（不活化ワクチン）				27,151	13,123
インフルエンザ	80,843	96,890	94,660	97,445	102,549
日本脳炎	15,571	26,683	35,411	27,859	23,893
麻しん風しん混合	24,898	26,496	26,104	26,792	13,336
子宮頸がん		5,279	31,169	8,367	1,227
ヒブ		7,474	27,652	29,166	30,405
小児用肺炎球菌		8,852	32,682	30,807	28,926

平成 20 年度から時限措置として実施された麻しん風しん混合予防接種 3 期・4 期が平成 24 年度で終了した。
子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌は、任意接種に対する助成事業として平成 23 年 2 月から実施、
平成 25 年度からは法定接種となった。
ポリオは、平成 24 年 9 月から生ワクチンから不活化ワクチンに切り替えとなった。
平成 24 年 11 月から、三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンが混合された四種混合ワクチンが導入された。

2 健康福祉サービス体制

近年、より身近な地域において、きめ細かな保健福祉サービスを求める市民ニーズが高まっているとともに、市民の自主的な健康づくり活動の拠点となる施設整備や高度医療機関の充実が必要となっている。

これらの課題に対し、本市では、市民の多様なニーズに対応できるように、各区福祉課、保健子ども課を中心とした地域におけるサービス体制の充実に努めている。

(1) 各区役所

名称 \ 区分	本庁等	熊本市保健所	中央区役所	東区役所	西区役所	南区役所	北区役所
医師	3 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
保健師	18 人	2 人	23 人	25 人	20 人	23 人	23 人
管内世帯数	—	—	88,657 世帯	81,768 世帯	41,168 世帯	49,847 世帯	61,705 世帯
管内人口	—	—	174,680 人	190,363 人	93,147 人	125,962 人	146,763 人

(注) 1 管内世帯数、管内人数、医師、保健師数は平成 25 年 4 月 1 日
2 本市初の P F I 方式により整備した熊本市総合保健福祉センター（愛称：ウェルパルクまもと）は、4階に熊本市保健所、3階にこころの健康センター・中央区保健子ども課健康センター大江分室・市民協働課市民活動推進係、2階に子ども発達支援センター・発達障害者支援センター・子ども総合相談室、1階に市民活動支援センター・あいぼーと等の機能を有する複合施設

(2) 保健福祉情報ネットワークの活用（健康福祉政策課）

「市民志向の質の高い保健福祉サービスの実現」を図るため、市民が、自分にあったサービスを適切に選択でき、必要な情報や支援をできるだけ身近な場所で素早く正確に得ることができるよう努める。加えて、情報の活用による政策マネジメント機能の強化を図るため保健福祉情報システムを活用していく。

(3) 救急医療制度（医療政策課）

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を逐次整備拡充しながら、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

ア 救急医療体制整備の経緯

昭和51年12月	年末年始救急医療開始 (在宅当番医制度による。内科等9診療科目、20医療機関)
昭和52年7月	熊本保健所内に休日夜間診療及び電話相談所を設置 休日昼間の在宅当番医制による診療業務開始
昭和53年	病院群輪番制による二次救急医療業務開始
昭和56年11月	熊本市医師会（休日・夜間急患センター）に一次救急医療業務を委託（小児科・内科） 熊本市薬剤師会に休日夜間の救急調剤業務を委託
昭和57年4月	休日夜間に加え土曜日夜間の一次救急業務開始
昭和58年4月	休日・夜間急患センターの診療を毎夜間に拡充（小児科・内科・外科）
昭和63年4月	休日昼間の一次救急業務を開始
平成2年4月	熊本赤十字病院に東部地区の休日夜間一次救急医療業務を委託
平成14年8月	熊本市救急災害医療協議会設置 (熊本市救急医療協議会、熊本市災害医療対策連絡会議の合併)
平成17年4月	病院群輪番制による二次救急医療業務について、熊本中央救急医療圏の3市7町（平成22年3月より、合併のため3市5町）で事業継続のための協定を締結（税源移譲により、国の補助金が一般財源化されたことに伴うもの）
平成20年10月	富合町との合併により、下益城郡医師会に委託している在宅当番医制事業（富合町分）を継承
平成22年4月	城南町との合併により、下益城郡医師会に委託している在宅当番医制事業（城南町分）を継承 植木町との合併により、鹿本郡市医師会に委託している在宅当番医制事業（植木町分）を継承 植木町との合併により、病院群輪番制による二次救急医療業務について、鹿本救急医療圏の2市（熊本市は植木地区）での協定を継続

イ 一次救急医療業務（年末年始を除く）

① 休日・夜間急患センター

- ・熊本市医師会熊本地域医療センター

診療科目 小児科・内科・外科

診療時間 毎夜間（午後6時から翌午前8時まで）、休日昼間（午前8時から午後6時まで）

（平成21年度は、新型インフルエンザ流行時に小児科の体制を増強）

- ・休日準夜急患診療所（熊本赤十字病院）

診療科目 小児科・内科・外科・整形外科

診療時間 休日夜間（午後6時から翌午前0時まで）

② 在宅当番医制

- ・熊本市医師会委託

診療科目 内科(4)、小児科(1)、外科(3)、整形外科(1)、眼科(1)、耳鼻咽喉科(1)、産婦人科(1)

（平成22年度は、新型インフルエンザ流行時に小児科を(1)増強）

- ・下益城郡医師会委託 富合・城南地区(1)

- ・鹿本医師会委託 植木地区(1～2)

()内は、1日あたり実施医療機関数

- ③ 救急調剤（熊本市薬剤師会委託）
熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で、平日夜間（午後6時から翌午前0時まで）及び休日（午前0時から翌午前0時まで）の救急調剤業務実施
- ④ 休日夜間歯科診療業務（熊本市歯科医師会委託）
在宅当番医制により、休日夜間（午後6時から翌午前0時まで）の歯科救急診療業務実施
- ⑤ 一次救急医療業務実績

年度 区分			21	22	23	24	25
休日 夜間 急患 セン ター	地域医療センター	小児科（人）	21,230	18,643	19,898	17,432	16,722
		内科（人）	13,530	11,534	10,994	11,292	10,660
		外科（人）	2,663	2,668	2,363	2,851	2,382
		計（人）	37,423	32,845	33,255	31,575	29,764
		二次医療搬送（再掲）	1,429	1,341	1,394	1,179	1,152
	熊本赤十字病院	患者総数（人）	4,788	4,317	4,639	4,593	5,448
在宅当番医制（人）			28,513	33,390	33,953	35,266	37,352
（実施医療機関延数）			(767)	(916)	(907)	(925)	(910)
救急調剤（件）			24,573	20,926	21,591	20,840	19,881
休日夜間歯科診療（人）			191	178	149	161	158
委託料（千円）			176,060	177,490	177,505	177,307	177,199

ウ 一次救急医療業務（年末年始）

開設期間 12月30日（午前0時）から翌年1月4日（午前8時）まで

- ① 休日・夜間急患センター
・熊本市医師会熊本地域医療センター
診療科目 小児科・内科・外科
- ② 在宅当番医制（熊本市医師会委託）
診療科目 内科系(4～7)、外科系(3)、産婦人科(1)、耳鼻咽喉科(1)、眼科(1)、泌尿器科(1)、
小児科(3～4)（小児科は午前9時～午後5時）
（ ）内は、1日あたり実施医療機関数
- ③ 救急調剤（熊本市薬剤師会委託）
熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で救急調剤業務実施
- ④ 休日夜間歯科診療業務（熊本市歯科医師会委託）
在宅当番医制により、一日あたり歯科(2)で歯科救急診療業務実施
- ⑤ 年末年始診療実績

年度 区分		21	22	23	24	25
診療実日数（日）		5	5	5	5	5
急患 セン ター	小児科（人）	812	732	744	671	670
	内科（人）	730	532	630	653	702
	外科（人）	121	128	157	198	101
在宅当番医（人）		5,750	4,638	4,589	5,025	5,964
救急調剤（件）		1,439	1,246	1,284	1,428	1,448
歯科在宅当番医（人）		336	287	331	429	490
委託料（千円）		19,435	19,256	19,006	18,298	18,298

エ 二次救急業務一病院輪番制（通年）

休日昼間（午前８時から午後６時まで）及び毎夜間（午後６時から翌午前８時まで）の重症患者の診療業務を５病院（熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、国立病院機構熊本医療センター、熊本市市民病院）の輪番制により実施。

（４）医療安全相談窓口の設置運営（医療政策課）

医療の安全と信頼を高めることを目的として、「熊本市医療安全相談窓口」を設置し、医療に関する患者・家族などの苦情・心配や相談に中立的な立場で対応している。

・「医療安全相談窓口」

設置年月日：平成１５年１１月４日

相談対応体制：専任相談員３名（保健師、看護師）・医療監視員（兼務）

・相談受付件数 (単位 件)

年度 相談区分	21	22	23	24	25	調査確認等 実施件数 (再掲)
相談・問合せ	815	886	1,157	1,154	1,239	10
苦情相談	358	414	497	575	489	57
その他	96	86	52	86	120	0
合計	1,269	1,386	1,706	1,815	1,848	67

健
福

（５）献血推進協議会の設置（医療政策課）

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が平成１５年７月３０日に施行された。この法律は血液の安全性、献血による国内自給の原則、適正使用の３本柱から構成され、また、毎年の献血目標数が策定されている。

このことにより、ボランティア団体等７団体の代表から構成される熊本市献血推進協議会を再編し、献血者の確保について協議し、普及啓発に取り組んでいる。

・設置年月日（再編） 平成１６年４月１日

・熊本市の移動採血車による４００ｍｌ献血者数

年度 項目	21	22	23	24	25
合計（人）	11,904	12,723	12,313	11,994	12,009
目標数（人）	13,582	14,550	14,752	14,875	14,896
達成率（％）	88	87	83	81	81

（６）地域福祉活動の推進（健康福祉政策課）

少子・高齢社会の進展など、福祉を取り巻く環境が著しく変化する中、子どもの健やかな成長や、高齢者・障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせるよう、健康、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりに取り組んでいる。

また健やかでいきいきと暮らせる保健福祉の充実のため、生涯にわたって市民一人ひとりがその人らしく生きがいのある生活を実現できるよう、住民の参加の促進を主たる目的とした熊本市地域福祉計画を作成し、地域福祉活動の推進を図っている。

ア 社会福祉審議会の設置

社会福祉に関する事項を調査審議するため、平成8年4月1日より設置した。

(審議会の構成)

- ・全体会

調査審議事項の諮問と諮問事項についての各専門分科会からの報告を行う。

- ・民生委員審査専門分科会

民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う。

- ・児童福祉専門分科会（児童福祉専門分科会審査部会）

児童福祉に関する事項の調査審議を行う。また、審査部会においては、児童の措置についての児童相談所に対する意見具申や里親の認定等を行う。

- ・身体障がい者福祉専門分科会（身体障がい者福祉専門分科会審査部会）

身体障がい者福祉に関する調査審議を行う。また、審査部会においては、身体障害者手帳の交付に際し、障害の程度等に応じて疑義が生じたものについて審査を行う。

- ・高齢者福祉専門分科会

高齢者福祉に関する事項の調査審議を行う。

イ 地域の活性化

地域福祉活動を活発にするため、いきいき市民福祉基金（地域福祉基金）に出捐し、基金運用益をボランティア活動など各種地域福祉活動などに充てるとともに、地域の福祉課題に対して社会福祉協議会と地域の各種団体が連携することで、地域の活性化を図っている。

ウ 住宅福祉センター

名 称	熊本市南部在宅福祉センター	熊本市東部在宅福祉センター	熊本市中央在宅福祉センター
所 在 地	南区日吉1丁目4番15号	東区健軍本町31番20号	中央区壺川2丁目3番85号
設 置 主 体	熊本市	熊本市	熊本市
運 営 主 体	社会福祉事業団	社会福祉事業団	社会福祉事業団
開設年月日	平成5年4月20日	平成6年5月22日	平成9年7月24日
構 造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建
敷 地 面 積	1,601.01㎡	1,394.69㎡	3,640.05㎡
延 床 面 積	779.40㎡	801.70㎡	950.599㎡
開 館 時 間	9時～17時（一部22時迄）	9時～17時（一部22時迄）	9時～17時（一部22時迄）
主 な 設 備	休養室 談話室 和室 多目的ホール 相談室	休養室 談話室 和室 多目的ホール 相談室	デイルーム 休養室 浴室 和室 多目的ホール 調理室 相談室

（7）民生委員・児童委員関係事業（健康福祉政策課）

ア 地区別民生委員・児童委員数（定数1, 436人、現員1, 376人）

(平26.4.1現在)

地区 性別（人）	中央区	東 区	西 区	南 区	北 区	計
男	66	81	56	71	75	349
女	316	223	154	170	164	1,027
計	382	304	210	241	239	1,376

(主任児童委員136名を含む)

イ 民生委員・児童委員推薦制度

① 熊本市民生委員推薦準備会

熊本市民生委員推薦会の下部組織として、小学校の区域ごとに民生委員推薦準備会をおく。

民生委員推薦準備会は、民生委員・児童委員候補者の下調べを行い、熊本市民生委員推薦会にその結果を内申する。

推薦準備会は、委員10人以内をもって組織する。

準備会委員は、小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有する次の者の内から市長が委嘱する。

- | | |
|---|---|
| { | 校区社会福祉協議会代表、校区民生委員代表、校区自治会代表、
校区PTA代表（小学校）又は校区青少年健全育成協議会代表、
前各号に掲げるもののほか、校区の地域福祉活動に関わる団体の代表 |
|---|---|

・熊本市民生委員推薦会

各校区の推薦準備会より内申された民生・児童委員候補者を民生委員法第8条により、委員構成された民生委員推薦会において推薦する。（民生・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年）

② 熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員審査専門分科会は、熊本市長からの諮問に基づき、民生委員・児童委員及び主任児童委員の適否に関する事項について審査し、その結果を熊本市長に答申する。

専門分科会委員は、審議会の委員（市長が任命する）の内から、審議会委員長が指名する。（現在、専門分科会委員は、5名）

ウ 運営費補助金等（平成26年度分）

・熊本市民生委員・児童委員協議会運営費補助金	年額	7,898千円
・熊本市民生委員・児童委員協議会活動推進費補助金	年額	9,100千円 (130千円×70団体)
・民生委員活動費（費用弁償）	年額	110千円／人
・民生委員活動費（費用弁償会長加算分）	年額	11,840円／人

(8) 社会福祉団体一覧（健康福祉政策課・高齢介護福祉課）

ア 主な福祉団体

(平26.4現在)

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 目 的
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会	潮谷愛一	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	住民の福祉活動に対する援助や社会福祉を目的とする 事業の連絡調整・企画実施を行い、地域における社会 福祉の増進を図る
公益社団法人 熊本市シルバー人材 センター	荒木哲美	中央区花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会を 確保提供し、その就業を援助して、生きがいの充実及 び社会参加の促進を図り、高齢者の福祉の増進に資す ることを目的とする

イ その他の福祉関係団体（健康福祉政策課・子ども支援課・保育幼稚園課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 目 的
熊本市民生委員児童委員 協議会	城生昌隆	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	民生委員相互の研鑽と資質の向上を図り、もっ て市民の福祉増進に寄与する
熊本市母子寡婦福祉 連合会	園田忠子	中央区南千反畑町10-7	母子家庭の母・寡婦の相互福祉の対策を考究し、 その具体的実践により自立更生に努め生活の 安定を図る
熊本市老人クラブ連合会	徳永悟	中央区花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	老人クラブ活動の育成・活性化を促し、もって 高齢者の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	村上國夫	中央区紺屋町2丁目8番1号	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛 に貢献する
城南町遺族会	榊田正治	南区城南町藤山1859番地	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛 に貢献する
植木町遺族会	田上謙治	北区植木町山本1797番地	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛 に貢献する
熊本県英霊顕彰会	蒲島郁夫	中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県社会福祉課内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市原爆被害者の会	長曾我部久	中央区花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本市地区保護司会	主海偉佐雄	中央区大江3丁目1番53号	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更 生を助長するため指導監督、補導援護を行って 一般社会への復帰を図り、再犯を防止して社会 を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進す るため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本県中国残留孤児等 対策協議会	三浦一水	中央区城東町4番2号 ホテルキャッスル内	中国残留日本人孤児等にかかる諸問題の解決に 寄与し、あわせて中華人民共和国との友好親善 に資することを目的とする
熊本BBS会	河内田晃子	中央区大江3丁目1番53号	非行少年や犯罪者を出さないための予防活動、 更生の指導を行う
熊本県共同募金会 熊本市共同募金委員会	江藤正行	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	住民相互の助けあいを基調とし、地域福祉の推 進を計る
日本赤十字社熊本県支部 熊本市地区本部	幸山政史	中央区新町2丁目4-27 熊本市健康センター 新町分室3F	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をは じめ赤十字事業の推進を図る
熊本市手をつなぐ育成会	川村隼秋	中央区花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	熊本市の知的障害者（児）の社会人としての育 成を図る
熊本市身体障害者 福祉協会連合会	多門文雄	〃	組織強化並びに親睦、生活向上、自立更生、社 会復帰の援助を図る
熊本市社会福祉施設 連合会	本山雅徳	東区渡鹿8丁目16番46号	市内の各社会福祉施設の職員の資質の向上を図る
熊本市保育園連盟	江藤美信	中央区花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	乳幼児の健全な育成をめざすとともに、保育園の 資質の向上を図り、よりよい地域福祉の発展に寄 与することを目的とする

(9) 指導監査事業（指導監査課）

ア 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、健全で安定した法人・施設運営を確保する。

平成25年度	社会福祉法人	151法人	うち実施数	95法人
平成25年度	社会福祉施設	259施設	うち実施数	257施設
	①児童福祉施設	181施設	(保育所154、母子生活支援施設2、乳児院2、児童養護施設4、障がい児施設7、児童厚生施設12（児童館11※、児童遊園1）※青少年育成課実施の公立児童館10を含む）	
	②老人福祉施設	62施設	(特別養護老人ホーム30、地域密着型特別養護老人ホーム9、養護老人ホーム5、軽費老人ホーム（A型を含む）18)	
	③障がい者支援施設	14施設		
	④保護施設	1施設	(救護施設1)	
	⑤社会事業授産施設	1施設		

イ 介護老人保健施設の指導監査

介護老人保健施設の指導監査を実施し、施設の適正な運営を確保する。

平成25年度 介護老人保健施設 29施設 うち実施数 20施設

(10) 社会福祉施設等施設整備費補助金の交付（保育幼稚園課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

民間社会福祉施設の創設や増改築にかかる施設整備費等の補助金について交付を行うもの。

(平成26年度当初予算) 1,388,415千円

(平成26年度対象施設数) 老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設など計12カ所

(11) 福祉総合相談（各区役所福祉課、健康福祉政策課、保護管理援護課）

ア 目 的

福祉に関する様々な相談の窓口を各区役所福祉課に設置している。窓口で受けた相談については、関係機関と連携するなど、寄せられた相談の問題解決に取り組むことにより、市民福祉の向上に資する。

イ 業務の内容

- ・福祉の総合相談に関すること
- ・女性のための相談に関すること（婦人保護事業）
- ・子どものための相談に関すること（家庭児童相談室運営事業）

ウ 職員の配置（平26.4.1現在）

各区役所福祉課福祉相談係職員

家庭・女性相談員 9人 妊娠に関する悩み相談員（時間外・休日対応） 10人

エ 利用状況（平成 25 年度実績）

・福祉の総合相談

福祉一般に関する総合相談 4,425 件

・女性のための相談

夫等	夫等（交際相手）からの暴力	530	経 済 関 係	生活困窮	378
	薬物中毒・酒乱	9		サラ金・借金	18
	離婚問題	270		求職	40
	その他	59		その他	157
子ども	養育困難	32	住居問題		128
	その他子どもの問題	389	医 療 関 係	病気	73
親族	親の暴力	40		精神的問題	156
	その他親族の問題	155		妊娠・出産	352
人間関係	男女問題	11		その他	50
	家庭不和	61	その他		7
	その他	119	合計		3,034

・子どもための相談

養護	障害・発達	学校生活等	非行	育成	生活環境	その他	合計
496	75	50	3	20	1,657	12	2,313

3 社会保障制度

少子高齢化の急速な進展を背景に、国においては年金、医療、福祉など社会保障制度全般の見直し・再構築が進められている。これに対し、平成 12 年度から開始された介護保険制度の円滑な運用体制の確立、国民健康保険制度や老人保健医療制度の公平かつ安定的な運営などが求められている。

加えて、生活保護制度による低所得者への自立支援や、高齢期の生活を保障する国民年金制度の普及を進めていかなければならない。

このため介護保険制度、国民健康保険制度や老人保健医療制度の円滑な運用を進めるとともに、国民年金への加入促進、生活保護の適正な運用に努めている。

（１）介護保険（平成 12 年度事業開始）（高齢介護福祉課）

ア 対象者

（平26.3.31現在）

第1号被保険者数	65歳以上75歳未満	82,182 人
	75歳以上	85,529 人
	合 計	167,711 人
第1号被保険者のいる世帯数		120,743 世帯
40歳以上65歳未満者数		243,542 人

健福

委 員	2 5 6 名
（構 成）・医療関係者	1 0 2 名
・保健関係者	5 1 名
・福祉関係者	1 0 3 名

③ 要介護（支援）認定の状況

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	5,689	5,058	8,038	5,723	3,822	3,710	3,341	35,381
65歳以上75歳未満	784	639	892	598	379	352	334	3,978
75歳以上	4,905	4,419	7,146	5,125	3,443	3,358	3,007	31,403
第2号被保険者	81	123	200	172	93	93	110	872
合 計	5,770	5,181	8,238	5,895	3,915	3,803	3,451	36,235

① 居宅介護（支援）サービス受給者

区 分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	3,434	3,734	0	5,826	4,263	2,219	1,462	942	21,880
第2号被保険者	42	87	0	144	143	75	61	49	601
合 計	3,476	3,821	0	5,970	4,406	2,294	1,523	991	22,481

区 分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	32	44	0	468	568	553	444	335	2,444
第2号被保険者	0	0	0	8	3	10	6	4	31
合 計	32	44	0	476	571	563	450	339	2,475

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合 計
第 1 号被保険者	1, 832	1, 962	770	4, 564
第 2 号被保険者	10	26	11	47
合 計	1, 842	1, 988	781	4, 611

エ 保険料

① 平成 26 年度介護保険料額

(年 額)

対 象 者	保険料の設定方法	保 険 料
・生活保護受給者 ・市民税が非課税世帯でかつ老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	31,680 円
・市民税が非課税世帯でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の者	基準額×0.5	31,680 円
・市民税が非課税世帯でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の者	基準額×0.625	39,600 円
・市民税が非課税世帯でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える者	基準額×0.75	47,520 円
・本人が市民税非課税でかつ同一世帯に市民税課税者がいる場合で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の場合	基準額×0.875	55,440 円
・本人が市民税非課税でかつ同一世帯に市民税課税者がいる場合で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える場合	基準額×1	63,360 円
・市民税が課税されている者で合計所得金額が 125 万円以下の場合	基準額×1.125	71,280 円
・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が 125 万円を超え 190 万円未満の場合	基準額×1.25	79,200 円
・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が 190 万円以上 300 万円未満の場合	基準額×1.375	87,120 円
・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の場合	基準額×1.5	95,040 円
・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の場合	基準額×1.75	110,880 円
・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が 600 万円以上の場合	基準額×1.9	120,384 円

② 保険料賦課収納の状況

(平 26.3.31 現在)

区 分		21	22	23	24	25
年 度						
現 年 度 分	保険料賦課額 (円)	6,381,118,747	7,068,349,531	7,257,112,881	9,390,151,330	9,759,851,975
	保険料収納額 (円)	6,227,836,692	6,923,753,598	7,108,530,610	9,188,007,967	9,548,309,001
	収 納 率 (%)	97.60	97.95	97.95	97.85	97.83
過 年 度 分	保険料賦課額 (円)	388,941,459	384,724,391	376,742,807	377,933,926	433,379,165
	保険料収納額 (円)	62,302,637	58,471,615	55,353,951	52,975,317	60,442,110
	収 納 率 (%)	16.02	15.20	14.69	14.02	13.95
計	保険料賦課額 (円)	6,770,060,206	7,453,073,922	7,663,855,688	9,768,085,256	10,193,231,140
	保険料収納額 (円)	6,290,139,329	6,982,225,213	7,163,884,561	9,240,983,284	9,608,751,111
	収 納 率 (%)	92.91	93.68	93.84	94.60	94.27

オ 事業者

① 在宅介護サービス事業者

(平 26. 3. 31 現在)

介護サービス事業所数	毎年・10月1日 (平成12年開始)	介護サービスを提供する施設等の介護サービスの提供量、マンパワーの状況及び利用者の状況等のサービス供給に関する事項 居宅サービス事業所 ・訪問介護 233 事業所 ・訪問看護 718 事業所 ・居宅療養管理指導 1,207 事業所 ・通所リハ 932 事業所 ・認知症通所介護 45 事業所 ・特定福祉用具販売 54 事業所 ・認知症 GH 58 事業所 ・短期療養 65 事業所 ・特定施設 28 事業所 ・複合型サービス 1 事業所 ・訪問入浴 9 事業所 ・訪問リハ 603 事業所 ・通所介護 254 事業所 ・夜間対応型訪問介護 2 事業所 ・福祉用具貸与 55 事業所 ・居宅介護支援 230 事業所 ・短期生活 37 事業所 ・小規模多機能施設 51 事業所 ・地域密着型特定施設 2 事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 事業所
------------	-----------------------	---

② 施設サービス事業者

(平26. 3. 31現在)

介護保険施設	施設数	床数
① 介護老人福祉施設	39	1,984
② 介護老人保健施設	29	2,168
③ 介護療養型医療施設	27	976

健
福

カ 介護（予防）給付費

(単位 円)

年度 区分		21	22	23	24	25
居宅サービス	訪問通所系	12,887,790,956	14,040,225,720	15,416,509,527	16,816,833,953	18,380,350,562
	短期入所系	1,108,445,775	1,223,480,763	1,320,756,830	1,322,230,839	1,308,620,774
	その他	3,012,391,551	3,533,126,047	4,152,956,772	4,851,601,124	5,393,807,471
	福祉用具購入	65,940,543	78,909,398	93,294,156	94,729,185	93,909,978
	住宅改修	186,529,828	217,589,576	250,221,757	279,829,181	274,569,864
	小計	17,261,098,653	19,093,331,504	21,233,739,042	23,365,224,282	25,451,258,649
施設サービス	介護老人福祉施設	5,075,557,809	5,020,198,292	5,128,083,913	5,221,960,057	5,377,258,524
	介護老人保健施設	5,802,788,789	5,907,489,891	5,983,738,996	6,338,650,538	6,294,819,496
	介護療養型医療施設	5,481,415,342	4,876,540,119	4,463,992,139	3,992,071,551	3,549,567,607
	小計	16,359,761,940	15,804,228,302	15,575,815,048	15,552,682,146	15,221,645,627
地域密着型サービス		3,020,736,528	3,676,136,787	4,183,021,839	4,832,528,869	5,437,634,164
計		36,641,597,121	36,641,597,121	40,992,575,929	43,750,435,297	46,110,538,440
高額介護サービス費		757,193,475	791,269,841	839,407,704	904,246,182	954,854,462
高額医療合算介護サービス費		1,592,609	93,325,598	95,263,161	113,031,893	102,268,949
審査支払手数料		54,366,765	57,993,460	62,971,570	67,864,510	64,504,050
特定入所者介護サービス費		1,355,946,025	1,378,824,040	1,425,723,400	1,493,248,060	1,579,105,528
合計		38,810,695,995	40,895,109,532	43,415,941,764	46,328,825,942	48,811,271,429

キ 地域密着型サービス（平成１８年度より実施）

サービス種類	サービス内容	備 考
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を必要に応じて組み合わせて、サービスの提供を行う。	予防有
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護のサービス提供を行う。	対象 要介護度１以上
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、利用者の状況に応じたサービスの提供及び日常生活上の緊急時の対応を行う。	対象 要介護度１以上
夜間対応型訪問介護	夜間におけるホームヘルプサービスで、定期的な巡回と、利用者の求めに応じた随時訪問を組み合わせてサービスの提供を行う。	対象 要介護度１以上
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象としたデイサービスで、入浴・食事等の介護や機能訓練を受ける。	予防有
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の状態にある要介護者に対して、グループホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活についての支援、機能訓練を行う。	対象 要支援２以上
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、熊本市では平成 19 年度以降整備開始。	対象 要介護度１以上
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の小規模な有料老人ホーム等で、生活しながら介護を受ける。	対象 要介護度１以上

ク 地域支援事業（平成１８年度より実施）

① 介護予防事業

二次予防事業施策

事業の種類	事業の内容
二次予防事業対象者把握事業	介護予防上の支援が必要と認められる二次予防事業対象者を様々なルートにより把握する。
通所型介護予防事業	二次予防事業対象者に対し、通所により、介護予防を目的とした事業を実施する。
訪問型介護予防事業	閉じこもり等の状態にある二次予防事業対象者に対し、保健師等が訪問し、必要な相談・指導を行う。
二次予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値に照らした達成状況の検証を通じ、二次予防事業の事業評価を行う。

一次予防事業施策

事業の種類	事業の内容
介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	介護予防に関する人材養成のための研修や、地域活動組織の育成・支援のための事業等を行う。
一次予防事業評価事業	年度ごとに、事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を行う。

② 包括的支援事業

事業の種類	事業の内容
介護予防ケアマネジメント事業	二次予防事業対象者について、一次アセスメント、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後の再アセスメント、事業評価等を行う。
総合相談支援事業/権利擁護事業	地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、地域のネットワーク構築や実態把握、相談支援、権利擁護の観点からの対応などを行う。
包括的・継続的マネジメント事業	ケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築等を行う。

③ 任意事業

事業の種類	事業の内容
介護給付等費用適正化事業	利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図り、介護給付費の適正化を図る。
家族介護支援事業	要介護高齢者を介護する家族等を対象とし、家族介護教室等を開催するなど家族介護者の支援を行う。
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供等や、住宅改修申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成等を行う。
地域自立生活支援事業	高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者住宅への生活援助員派遣等を行う。

(2) 国民健康保険（昭和34年7月1日事業開始）（国保年金課）

ア 世帯数及び被保険者数

（各年度3月31日現在）

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
総世帯数	310,330	313,612	316,797	322,515	325,703
被保険者世帯数	111,935	112,067	111,533	111,219	110,164
加入率(%)	36.07	35.73	35.21	34.48	33.82
総人口	722,164	723,111	724,558	730,915	732,013
被保険者数	198,777	197,634	195,021	192,523	188,789
加入率(%)	27.53	27.33	26.92	26.34	25.79

イ 保険料賦課徴収状況

区分 \ 年度		23			24			25		
		医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分
現年度分	調定額(円)	13,445,853,126	1,598,942,461	3,435,268,341	13,332,672,272	1,598,753,694	3,420,975,385	13,288,133,185	1,562,240,751	3,403,077,405
	収入済額(円)	11,771,311,225	1,377,141,877	3,009,624,472	11,657,272,785	1,375,979,724	2,996,105,695	11,630,620,991	1,344,082,552	2,984,040,087
	収納率(%)	87.36	86.01	87.53	87.24	85.95	87.50	87.34	85.94	87.61
過年度分	調定額(円)	5,526,794,154	694,633,953	1,016,829,931	5,508,020,010	719,404,299	1,164,627,793	5,284,997,916	710,045,268	1,196,172,817
	収入済額(円)	395,301,509	47,972,152	81,419,965	348,897,416	42,732,690	76,062,426	361,744,707	45,544,353	82,541,969
	収納率(%)	7.14	6.90	8.00	6.32	5.94	6.53	6.82	6.41	6.90
計	調定額(円)	18,972,647,280	2,293,576,414	4,452,098,272	18,840,692,282	2,318,157,993	4,585,603,178	18,573,131,101	2,272,286,019	4,599,250,222
	収入済額(円)	12,166,612,734	1,425,114,029	3,091,044,437	12,006,170,201	1,418,712,414	3,072,168,121	11,992,365,698	1,389,626,905	3,066,582,056
	収納率(%)	63.99	62.05	69.37	63.58	61.12	66.93	64.43	61.09	66.62
賦課期日		4月1日			4月1日			4月1日		
徴収回数		10			10			10		
保険料額※	1人当り(円)	97,285	31,005	22,829	97,862	32,515	23,819	98,380	33,521	24,362
	1世帯最高(円)	500,000	100,000	130,000	510,000	120,000	140,000	510,000	120,000	140,000
	最低(円)	15,300	4,020	3,900	15,300	4,020	3,900	15,300	4,020	3,900
	平均(円)	170,108	39,651	39,917	169,402	41,047	41,230	168,595	41,860	41,749
保険料率※	所得割(%)	9.2	2.2	2.3	9.2	2.2	2.3	9.2	2.2	2.3
	均等割(円)	28,400	13,400	7,300	28,400	13,400	7,300	28,400	13,400	7,300
	平等割(円)	22,600	-	5,700	22,600	-	5,700	22,600	-	5,700
算定割	所得割(%)	57.12	54.36	56.84	57.41	55.76	57.42	57.63	56.25	57.64
	均等割(%)	29.73	45.64	30.47	29.48	44.24	29.87	29.29	43.75	29.56
	平等割(%)	13.15	-	12.69	13.11	-	12.71	13.09	-	12.80
財政状況	歳入(円)	81,208,150,337			83,388,663,135			82,505,642,375		
	歳出(円)	86,510,300,890			85,577,541,684			83,997,571,731		
	単年度収支額(円)	1,980,217,756			3,113,272,004			696,949,193		
	累積収支額(円)	△5,302,150,553			△2,188,878,549			△1,491,929,356		

※保険料額・保険料率については、不均一課税のため旧熊本市の数値を記載。その他のものは、旧城南町・旧植木町の数値を含む通年で記載。

ウ 給付状況

年度 区分		21	22	23	24	25
給付割合	一般被保険者(割)	7	7	7	7	7
	70歳以上一般(割)	8	8	8	8	8
	70歳以上現役並(割)	7	7	7	7	7
	未就学児(割)	8	8	8	8	8
療諸 養費	件数	2,796,470	2,656,603	2,828,851	2,888,418	2,901,309
	費用(円)	60,466,786,031	58,215,583,553	63,216,565,537	63,417,702,663	63,956,973,828
出一 座時 育金 児	件数	1,198	1,114	1,118	1,081	1,097
	費用(円)	470,820,000	466,060,000	468,060,000	452,190,000	453,000,000
	1件当たり給付額(円)	350,000	420,000	420,000	420,000	420,000
		380,000 (10月～420,000)	(産科医療補償制度 未加入：390,000)	(産科医療補償制度 未加入：390,000)	(産科医療補償制度 未加入：390,000)	(産科医療補償制度 未加入：390,000)
葬 祭 費	件数	1,182	853	889	900	846
	費用(円)	23,640,000	16,960,000	17,780,000	18,000,000	16,920,000
	1件当たり給付額(円)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
給合 付費 計	件数	2,798,521	2,843,643	2,830,858	2,890,399	2,903,252
	費用(円)	60,954,566,031	62,833,588,423	63,702,405,537	63,887,892,663	64,426,893,828
はあ りん きま ゆ施 う術	件数	57,068	51,875	43,683	36,507	34,467
	費用(円)	57,068,000	51,875,000	43,683,000	36,507,000	34,467,000
	1件当たり給付額(円)	1回 1,000	1回 1,000	1回 1,000	1回 1,000	1回 1,000
		—	—	—	—	—

健
福

エ 診療費・諸率

年度 区分		21	22	23	24	25
受診率(%)		958.28	968.44	990.89	1,013.09	1,028.87
1件当たり日数		2.4	2.4	2.4	2.3	2.2
1件当たり費用額(円)		26,195	26,875	27,040	26,625	26,716
1人当たり費用額(円)		251,025	260,266	267,933	269,735	274,868
1人当たり受診日数		23	23	23	23	23
1日当たり費用額(円)		10,747	11,151	11,446	11,736	12,014

オ 納付組織(平成26.3.31現在)

名称 国民健康保険会

組織数 43組織

会員数 176世帯

事務費 (保険会の事務費)

- ・ 当該月の保険料を保険会会員が納期内に完納したとき、保険料領収書1枚につき200円(通常事務費)
- ・ 保険会会員が保険料の納付方法を口座振替又は自動払込みに変更したとき保険会会員1人につき1,000円(特別事務費変更時のみの交付)

カ 収納率向上対策

- ・職員、嘱託員による電話催告等の初期未納対策
- ・滞納処分の拡大・強化
- ・保険料収納員（５０人）の臨戸徴収強化
- ・分割納付の進行管理の徹底
- ・納付相談窓口の拡充
- ・口座振替の推進
- ・コンビニエンスストアへの収納業務委託
- ・資格適正化の強化

（３）後期高齢者医療制度（平成２０年４月１日より広域連合にて実施）

対 象 者

- ・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を所有する７５歳以上の者
 - ・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する６５歳以上７５歳未満の者で、政令で定めるところにより、当該の後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けた者（下記１～４参照）
- １．身体障害者手帳１級、２級、３級及び４級の一部
 ※４級の一部とは、身体障害者手帳の障がい名欄に次のいずれかの障がい記入されている者。
 - ・音声、言語機能の著しい障がい
 - ・両下肢のすべての指を欠く
 - ・一下肢の下腿１／２以上を欠く
 - ・一下肢の機能の著しい障がい
 - ２．療育手帳Ａ１、Ａ２
 - ３．国民年金などの障害年金１級、２級
 - ４．精神障害者保健福祉手帳１級、２級

後期高齢者保険料賦課徴収状況

区分		年度		２３		２４		２５	
				特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
現年度分	調 定 額(円)			3,445,073,300	2,396,320,300	3,537,659,400	2,564,695,700	3,571,845,300	2,597,292,200
	収 入 済 額(円)			3,445,073,300	2,340,214,914	3,537,659,400	2,512,344,479	3,571,845,300	2,536,070,082
	収 納 率(%)			100	97.66	100	97.96	100	97.64
過年度分	調 定 額(円)			—	104,467,057	—	102,999,014	—	102,779,448
	収 入 済 額(円)			—	39,006,339	—	37,107,827	—	32,447,021
	収 納 率(%)			—	37.34	—	36.03	—	31.57
計	調 定 額(円)			3,445,073,300	2,500,787,357	3,537,659,400	2,667,694,714	3,571,845,300	2,700,071,648
	収 入 済 額(円)			3,445,073,300	2,379,221,253	3,537,659,400	2,549,452,306	3,571,845,300	2,568,517,103
	収 納 率(%)			100	95.14	100	95.57	100	95.13

(4) 国民年金（昭和34年11月1日施行）（国保年金課）

ア 拠出年金被保険者状況

（各年度末現在）（単位 人/千円）

年度		21	22	23	24	25
区分						
被 保 険 者	第1号被保険者	116,289	119,606	114,568	113,998	110,394
	任意加入被保険者	1,952	1,954	1,873	1,718	1,548
	第3号被保険者	55,632	56,851	54,136	53,198	52,458
	合 計	173,873	178,411	170,577	168,914	164,400
免 除 者 保 険 料	法定免除	8,698	8,059	9,210	9,811	9,984
	申請免除	22,526	18,974	21,836	23,420	26,190
	若年者猶予	2,858	2,670	2,799	3,226	3,469
	学生納付特例	11,824	11,386	12,100	12,302	12,688
	合 計	45,906	41,089	45,945	48,759	52,331
免 除 率 (%)		34.4	39.5	40.1	42.8	47.4

イ 年金受給者及び支給年金額

（各年度末現在）（単位 千円）

年度 区分	23		24		25	
	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額
老 齡 福 祉 年 金	35	9, 177	22	5, 637	14	3, 276
老 齡 年 金	8, 514	4, 125, 566	7, 536	3, 666, 894	6, 559	3, 209, 388
通 算 老 齡 年 金	6, 206	1, 466, 435	5, 668	1, 346, 537	5, 103	1, 215, 592
老 齡 基 礎 年 金	124, 780	82, 859, 121	133, 005	88, 253, 999	140, 746	93, 419, 879
障 害 年 金	415	366, 242	388	341, 533	361	316, 959
障 害 基 礎 年 金	12, 079	10, 701, 514	12, 439	10, 958, 960	12, 746	11, 185 802
母子・遺児年金	0	0	0	0	0	0
遺族基礎年金	1, 403	1, 082, 401	1, 396	1, 073, 644	1, 361	1, 049, 715
寡 婦 年 金	123	57, 207	108	50, 331	100	46, 068
計	153, 555	100, 667, 663	160, 562	105, 697, 535	166, 990	110, 446, 679

※支給停止者を含む総受給権者数及び総年金額を記載

ウ 国民年金制度の広報

国民年金制度についての理解や届出もれをなくすための情報提供等、広報活動を推進する。

- ・ 市政だより
- ・ 市電・市バス内ポスター掲示
- ・ ラジオ広報（FM熊本・熊本シティエフエム）
- ・ 年金出前講座

(5) 生活保護（中央区・東区・西区・南区・北区保護課、保護管理援護課）

生活保護制度は、生活困窮者に最低限度の生活を保障し、併せて自立の援助をすることを主な目的としている。

ア 保護状況

年度 区分		21	22	23	24	25
生活 扶 助	世 帯	7,261	8,416	9,196	9,941	10,384
	人 員	10,226	11,923	13,043	14,070	14,623
	金 額 (千円)	6,072,941	7,238,211	7,851,578	8,488,546	8,645,962
住 宅 扶 助	世 帯	6,167	7,103	7,769	8,479	8,895
	人 員	8,334	9,657	10,536	11,492	11,948
	金 額 (千円)	2,396,256	2,785,292	3,088,369	3,363,988	3,550,346
教 育 扶 助	世 帯	568	633	685	736	767
	人 員	843	946	1,028	1,099	1,180
	金 額 (千円)	101,704	123,258	132,220	140,595	151,347
医 療 扶 助	世 帯	7,489	8,443	8,443	9,746	10,266
	人 員	9,311	10,540	10,540	12,242	12,910
	金 額 (千円)	10,735,204	12,259,907	13,134,380	13,041,986	13,919,041
介 護 扶 助	世 帯	1,414	1,527	1,692	1,884	2,094
	人 員	1,464	1,577	1,749	1,942	2,169
	金 額 (千円)	291,673	300,936	330,044	383,185	430,006
出 産 扶 助	世 帯	0.5	0.5	0.5	0.2	0.1
	人 員	0.5	0.5	0.5	0.2	0.1
	金 額 (千円)	1,211	809	906	891	545
生 業 扶 助	世 帯	251	340	389	415	396
	人 員	719	765	864	935	901
	金 額 (千円)	74,981	67,255	74,054	78,701	74,145
葬 祭 扶 助	世 帯	13	17	22	18	17
	人 員	13	18	22	18	18
	金 額 (千円)	54,830	67,932	73,122	62,197	69,153
保護施設事務費 (千円)		246,805	246,805	264,122	256,275	266,112
実 数	世 帯	8,591	9,814	10,694	11,530	12,103
	人 員	11,740	13,532	14,783	15,913	16,664
	金 額 (千円)	19,975,605	23,107,722	24,940,949	25,826,803	27,106,627

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は各年度の総計を示す。

イ 保護率の推移（年度平均）

年度 区分	21	22	23	24	25
	‰	‰	‰	‰	‰
市	17.18	18.53	20.16	21.57	22.55
県	10.70	12.09	13.00	13.92	14.50

ウ 保護措置状況

年度 区分	21	22	23	24	25
申 請 件 数	1,852	2,149	1,989	2,494	2,278
開 始 件 数	1,600	1,863	1,710	2,152	2,003
却下・取下件数	249	298	167	340	263
廃 止 件 数	723	863	923	1,390	1,546

エ 世帯の労働力類型別被保護世帯

(平成25度月平均)

就 業 別	世 帯 数	構 成 比
世 帯 主 が 働 い て る 世 帯	1, 252	10. 4
常 用 勤 労 者	1, 064	8. 8
日 雇 労 務 者	153	1. 3
内 職 者	13	0. 1
そ の 他 の 就 業 者	23	0. 2
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	358	3. 0
働 いて いる 者 の い な い 世 帯	10, 460	86. 6
合 計	12, 070	100. 0

※ 保護停止世帯を除く

オ 保護施設

(平26. 4. 1現在)

種別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定員	措置人員
救護	銀 杏 寮	社会福祉法人	本山 雅徳	春日5丁目17-36	昭35. 12	60	40
医療	イエズスの聖心病院	社会福祉法人	田代 篤信	上熊本2丁目11-24	昭27. 4	87	0

4 高齢者福祉（高齢介護福祉課）

本市の高齢者の割合は、全国平均よりやや低いものの、西暦2009年には全人口の20%を超える超高齢化社会を迎え、高齢者が健康で生きがいを持って暮らせる社会を築いていくことが求められている。

今後は、高齢者が豊かな人生経験や知識・技能を活かし、積極的に社会に参加できるような機会を提供するとともに、高齢者の健康づくりへの支援や、介護予防対策の推進、良質な介護サービスの提供が望まれているため、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進、さらには住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、不便や不安の解消や、福祉施設での高齢者へのサービスの充実に努めていく。

(1) 高齢者人口の推移

(各年度10月1日現在推計)

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
65歳 ～ 69歳	36, 482	39, 150	37, 548	40, 478	43, 808
70 歳 以 上	100, 251	112, 264	115, 295	118, 059	120, 616
計	136, 733	151, 369	152, 843	158, 537	164, 424
全人口に対する割合 (%)	20. 31	20. 88	21. 04	21. 65	22. 40

(2) 高齢者団体支援

ア 高齢者の就業促進（シルバー人材センター事業助成）

目 的	臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、高齢者の就業を援助して、能力の積極的な活用を図り、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする。
事 業 内 容	原則として60歳以上の高齢者が会員となって高齢者にふさわしい仕事を、有償で引き受け、これを会員の希望に応じて提供し、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金として支払う。
設 立 年 月 日	昭和63年2月1日認可
実 施 主 体	公益社団法人熊本シルバー人材センター
登 録 人 員	2,393人（平成26.3.31現在）
就 業 実 人 員	1,993人（平成25年度）
平成26年度予算	50,277千円

イ 老人クラブ助成状況

① 老人クラブ活動助成金

助成基準 30人以上が登録し、9カ月以上活動したクラブ（年度途中結成のクラブは6カ月以上）
 助 成 金 月額 4,000円

② 健康増進助成金

金額 1クラブ当たり 年額 5,000円（旧城南町は除く）

③ 老人クラブ結成助成金

金額 1クラブ当たり 20,000円

助成実績

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
老人クラブ助成対象数	464	575	554	547	546
会 員 数	27,000	31,513	30,197	29,120	28,239
助成金支出額（円）	24,527,000	29,525,000	29,191,000	29,018,000	28,826,000

(3) 熊本市優待証（さくらカード）交付（健康福祉政策課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

（平成8年10月1日開始）

目 的	高齢者・障がい者・被爆者の社会参加に寄与する。
対 象 者	・70歳以上の人 ・身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳（A1・A2・B1）、精神障害者保健福祉手帳の所持者 ・被爆者健康手帳所持者
事業内容	バス（市、産交、電鉄、熊本バス、熊本都市バス）、電車（市、電鉄）の市内区間での乗降がおでかけ乗車券（電鉄電車はおでかけ回数券）との併用により割引となり、また、施設（熊本城等）の入場料が減免になる熊本市優待証を交付する。
平成26年3月末交付者数	85,023人

(4) 敬老祝品 (平成10年4月1日開始)

目的 高齢者に対し敬老の意を表するとともにその福祉の増進に寄与する。

受給資格 次に掲げる者であつて、本市に居住している者。
当該年度に80・88歳及び101歳以上の年齢に達する者、及び当該年度に100歳の誕生日を迎える者。

平成25年度実績 支給者9,502人 支給総額19,482千円

(5) 高齢者の健康支援施設管理運営

ア 介護予防事業推進のための施設

目的 健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援や、介護知識や介護方法等の普及啓発等により、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、生き生きと健康で文化的な生活を送ることができるよう支援する。

対象者 原則として、市内居住の60歳以上の高齢者（ただし、事業内容によってはこの限りではない）

事業概要 ・健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援 学習講座、体操教室 等
・介護知識、介護方法等の普及 各種相談事業、講演会、実習講座
・ボランティア活動の推進 介護ボランティア教室、点字・手話教室 等
・地域交流及び世代間交流の推進 祭りや地域交流などの各種イベント 等

施設概要 「(11)施設」カ・キ・クに別途掲載

イ 老人農園 (昭和51年度開始)

目的 土に親しみながら高齢者の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を1人当たり10㎡程度貸与する。

対象者 60歳以上の高齢者

農園数 6カ所

農 園 名	所 在 地	開設年月日	面 積
蓮 台 寺 老 人 農 園	西区蓮台寺1丁目49-1・50-1	昭52. 6. 1	1,470㎡
健 軍 老 人 農 園	東区湖東1丁目24 東区健軍4丁目1550-15	昭53. 6. 1	1,214㎡
若 葉 老 人 農 園	東区若葉4丁目153・218・243	昭54. 10. 1	2,772㎡
島 崎 老 人 農 園	西区島崎5丁目502・503	昭54. 11. 1	933㎡
楠 老 人 農 園	北区楠6丁目1352-1	昭55. 8. 1	1,285㎡
池 田 老 人 農 園	西区池田2丁目992・993	平12. 4. 1	1,014㎡

(6) ひとり暮らし高齢者対策

ア 高齢者安心支援事業 (平成3年度開始)

目的 一人暮らし及びそれに準ずる世帯等の高齢者に、簡単な操作で緊急時の通報ができる通報装置を給付又は貸与し、緊急時における迅速かつ適切な対応を図ることで、当該高齢者の在宅での生活を支援する。

対象者 おおむね65歳以上の一人暮らし等の要援護高齢者

貸与・給付台数 1,147台 (平25年度末)

平成26年度予算 48,359千円

イ 一人暮らし高齢者訪問事業（昭和50年度開始）

目 的	一人暮らしの高齢者を訪問し声をかけて、その安否を週1～3回確認し、高齢者の健康維持と福祉の増進を図る。
対 象 者	市内に居住する満65歳以上の一人暮らしの高齢者で、日常安否の確認をする者がいない者
事 業 内 容	一人暮らしの高齢者を訪問して安否の確認をする。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする。
実 利 用 者 数	66人（平成25年度）
訪 問 回 数	最低週1回
平成26年度予算	871千円

ウ 寝具乾燥（昭和53年度開始）

目 的	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の寝具の無料乾燥事業を行うことにより当該世帯の福祉の向上を図る。
対 象 者	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の世帯で、寝具類の衛生管理が困難な者。
事 業 内 容	業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施。
利 用 者 数	298人（平成25年度）
平成26年度予算	1,817千円

（7）在宅高齢者生活支援

ア 老人日常生活用具給付事業（昭和56年度開始）

目 的	日常生活用具を給付することにより、要援護高齢者等の日常生活の便宜及び安全な在宅生活の継続を図る。
対 象 者	おおむね65歳以上の要援護高齢者
平成25年度予算	1,000千円
事 業 実 績	

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
件 数 (件)	30	46	43	23	30
所 要 額 (円)	762,390	887,830	667,990	539,930	609,317

イ 高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業

目 的 高齢者ケア付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるようその在宅生活を援助することを目的とする。

対 象 者 高齢者ケア付住宅の入居者で、60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（夫婦一方が60歳以上であればよい）又は60歳以上の高齢者のみでなる世帯で、次のいずれかに該当するもの。

(1) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下が見られる者

(2) 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難なもの

利 用 状 況

項 目 住宅名	開設時期	戸数	補助員数
県 営 水 源 団 地	H 4.4.1	25	1
市 営 出 水 団 地	H 7.4.1	67	3
市営南部中央団地	H12.6.1	20	1
市 営 白 藤 団 地	H14.4.1	46	2
市 営 楠 団 地	H11.12.1～H15.7.25	143	5
合 計		301	12

ウ 住宅改造費助成事業（平成9年5月1日開始）

※障がい者福祉の項目に記載

（８）在宅高齢者介護予防

生活管理指導短期宿泊事業

在宅生活において基本的生活習慣の欠如等により、社会適応が困難な高齢者を施設に一時的に入所させ、日常生活に対する指導・支援を行うことにより、高齢者等の福祉の向上及び要介護状態への進行を予防する。

利用状況

年度 区分	21	22	23	24	25
件 数（件）	3	9	14	15	17
延 日 数（日）	39	304	391	566	849

（９）家族介護支援

ア 家族介護者教室

目 的 高齢者を介護している家族等の様々なニーズに対応し、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続、向上を図る。

対 象 者 高齢者を介護している家族等

事業内容 介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を修得させる。

開催数 162回（平成25年度）

イ 高齢者介護用品支給事業（平成１２年度開始・平成１８年度より介護保険事業へ移管）

目 的 在宅で重度（要介護認定で要介護区分が４・５）の高齢者を現に介護者している家族に対して、身体的・精神的・経済的負担を軽減し、重度高齢者の在宅生活の継続、向上を図ること。

事 業 内 容 在宅で重度（要介護認定で要介護区分が４・５）の紙おむつを使用している高齢者を介護している家族（市民税非課税世帯）に対し、紙おむつ等の介護用品を現物支給するもの。

事 業 実 績

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
対 象 者 数 (人)	121	154	165	171	242
事 業 費 (千円)	7,315	9,486	12,452	12,111	12,625

ウ 家族介護者リフレッシュ事業（平成１３年度開始・平成１８年度より介護保険事業へ移管）

目 的 在宅で高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に解放し、心身のリフレッシュを図る。

対 象 者 要介護１以上の対象者を現に介護している家族の者。

事 業 内 容 演芸鑑賞や交流会を通して、介護者の心身のリフレッシュを図る。

開 催 数 ２回（予定）

（１０）老人ホーム入所者数

（平26.3.31現在）

区 分	施設数（市内）	定 員	本市の措置人員
養護老人ホーム	8	490	403

（１１）施 設

ア 老人福祉センター

名 称	中央老人福祉センター	東老人福祉センター
所 在 地	中央区南千反畑町１０番７号	東区健軍本町３１番２０号
設 置 主 体	熊本市	熊本市
運 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開 設 年 月 日	昭和３９年６月１日 (昭和５０年９月２日改築)	昭和４６年４月１日 (平成６年５月２２日改築)
構 造	鉄筋２階建	鉄筋コンクリート造平家建
敷 地 面 積	５４１㎡	１,３９５.６９㎡
建 物 面 積	延４９６㎡	延３４３.９６㎡
建 設 費	５１,４３５千円	１４２,１１６千円
開 館 時 間	午前９時～午後５時	午前９時～午後５時
使 用 料	浴室使用料１００円	浴室使用料１００円
定 員	２００人	１００人
主 な 設 備	集会室 娯楽室 図書室 浴室男女各１ 機能回復訓練室 事務室	娯楽室 浴室男女各１ 事務室 相談室

名 称 西老人福祉センター
所 在 地 西区小島3丁目3番26号
設 置 主 体 熊本市
運 営 主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開 設 年 月 日 昭和49年7月10日
構 造 木造平屋建
敷 地 面 積 3,400㎡
建 物 面 積 延252㎡
建 設 費 25,875千円
開 館 時 間 午前9時～午後5時
使 用 料 浴室使用料100円
定 員 100人
主 な 設 備 集会室 娯楽室 談話室
図書室 浴室男女各1
事務室 電話相談室

名 称 北老人福祉センター
所 在 地 北区八景水谷1丁目2番6号
設 置 主 体 熊本市
運 営 主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開 設 年 月 日 昭和48年10月22日
構 造 鉄筋平屋建
敷 地 面 積 2,961㎡
建 物 面 積 延296㎡
建 設 費 24,300千円
開 館 時 間 午前9時～午後5時
使 用 料 浴室使用料100円
定 員 100人
主 な 設 備 集会室 娯楽室 談話室
図書室 浴室男女各1
事務室 電話相談室

名 称 天明老人福祉センター
所 在 地 南区銭塘町2172番地
設 置 主 体 熊本市
運 営 主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開 設 年 月 日 平成3年9月8日
構 造 鉄筋コンクリート平屋建
敷 地 面 積 1,272㎡
建 物 面 積 延380.5㎡
建 設 費 99,330千円
開 館 時 間 午前9時～午後5時
使 用 料 浴室使用料100円
定 員 100人
主 な 設 備 大広間 多目的ホール
浴室男女各1 和室
食堂 事務室

南老人福祉センター
南区川尻4丁目8番13号
熊本市
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
昭和49年6月27日
木造平屋建
410㎡
延264㎡
24,486千円
午前9時～午後5時
浴室使用料100円
100人
集会室 談話室 娯楽室
図書室 浴室男女各1
事務室 電話相談室

川上老人福祉センター
北区梶尾町1279番地1
熊本市
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
昭和47年4月1日
鉄筋平屋建
2,369㎡
延655.6㎡
合併による
午前9時～午後5時
浴室使用料100円
150人
集会室 娯楽室
浴室男女各1 事務室
機能回復訓練室 図書室

河内老人福祉センター
西区河内町船津2708番地
熊本市
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
昭和51年1月21日
鉄筋コンクリート及び鉄筋造2階建
2,629.3㎡
延577.5㎡
合併による
午前9時～午後5時
浴室使用料100円
150人
集会室 相談室 娯楽室
図書室 浴室男女各1
事務室

名 称 西里老人福祉センター
 所 在 地 北区徳王町 8 7 0 番地
 設 置 主 体 熊本市
 運 営 主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 平成 7 年 1 0 月 1 日
 構 造 鉄筋コンクリート平屋建
 敷 地 面 積 2, 5 0 9 m²
 建 物 面 積 延 5 6 7 . 5 3 m²
 建 設 費 1 4 1, 3 7 5 千円
 開 館 時 間 午前 9 時～午後 5 時
 使 用 料 浴室使用料 1 0 0 円
 定 員 1 5 0 人
 主 な 設 備 集会室 多目的ホール
 浴室男女各 1 娛樂室
 図書室 機能回復訓練室
 相談室 研修室

城南老人福祉センター
 南区城南町宮地 9 7 6 番地
 熊本市
 熊本市
 平成 22 年 3 月 23 日
 鉄筋コンクリート平屋建
 3, 8 9 0 . 4 6 m²
 延 6 4 9 . 1 1 m²
 合併による
 午前 9 時～午後 5 時
 浴室使用料 1 0 0 円
 1 5 0 人
 集会室 多目的ホール
 浴室男女各 1 娛樂室
 図書室 機能回復訓練室
 相談室 研修室 事務室

名 称 富合老人福祉センター
 所 在 地 南区富合町木原 2 3 1 9 番地
 設 置 主 体 熊本市
 運 営 主 体 富合老人福祉センター管理運営共同企業体
 開設年月日 昭和 5 0 年 3 月 3 1 日
 構 造 鉄筋コンクリート平屋建
 敷 地 面 積 2, 6 5 2 . 6 4 m²
 建 物 面 積 延 5 3 7 . 5 7 m²
 建 設 費 5 6, 8 8 0 千円
 開 館 時 間 午前 9 時～午後 5 時
 使 用 料 浴室使用料 1 0 0 円
 主 な 設 備 大広間 会議室
 浴室男女各 1 作業室
 図書室 保健衛生室

利用状況

(平成25年度)

施設名 区分	中 央	東	西	南	北	川 上	河 内	天 明	西 里	城 南	富 合	計
利 用 者	17,307	18,775	9,353	7,003	16,854	21,609	12,060	3,831	9,171	15,165	2,341	131,128
1 日 平均利用者	59	64	32	24	58	74	41	13	31	52	17	451
使用料収入(円)	312,600	518,600	206,400	150,300	116,800	1,940,500	1,152,500	215,300	257,500	206,600	206,600	5,077,100

※富合の集計期間は平成 2 5 年 1 0 月 6 日以降

イ 養護老人ホーム

名 称	雁回敬老園
所 在 地	南区富合町 2 3 1 6 番地運営主体
設 置 主 体	熊本市
運 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開 設 年 月	昭和 3 4 年 1 2 月
種 別	養護老人ホーム
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷 地 面 積	4, 6 8 7. 1 1 m ²
建 物 面 積	延 1, 6 1 4. 0 8 m ²
建 設 費	合併による
定 員	5 0 人
主 な 設 備	集会所 医務室 面会室 静養室 浴室 洗濯室 ソーラーシステム設備 ゲートボール場

本市の措置状況

(平26. 3. 31現在)

施設名・区別	明 生 園			明 飽 苑			雁 回 敬 老 園		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
措 置 人 数	36	75	111	13	34	47	2	15	17

※明生園、明飽苑については、平成 26 年 4 月より熊本市社会福祉事業団に譲渡したため、措置状況のみ掲載。

ウ 老人憩の家（昭和 4 8 年度開始）

目 的	高齢者に対し教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康の増進を図る
設 置 主 体	熊本市
運 営 方 法	各老人憩の家運営委員会に指定管理又は委託
構 造	木造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造／平屋又は 2 階建
建 物 面 積	概ね 5 0 m ² 前後
建 設 費	約 6 4 8 万円（平成 1 6 年度時点平均）
施 設 内 容	集会場 トイレ 台所 その他
施 設 数	1 3 1 カ所(他 2 ヶ所は「老人憩の家」の事業を委託)
開 館 時 間	午前 9 時～午後 5 時
使 用 料	無料

エ 在宅福祉センター

- ・熊本市南部在宅福祉センター
- ・熊本市東部在宅福祉センター
- ・熊本市中央在宅福祉センター

※施設の概要については、健康福祉サービス体制の項目に記載

オ お達者文化会館

名	称	熊本市お達者文化会館
所	在	地 南区馬渡1丁目7番1号
設	置	主 体 熊本市
運	営	主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開	設	年 月 平成12年5月
構	造	鉄骨平屋建
敷	地	面 積 1,660㎡
建	物	面 積 193.048㎡
建	設	費 50,245千円
開	館	時 間 午前9時～午後10時
使	用	料

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000

※冷暖房使用料は、1時間200円

主 な 設 備 多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道

カ 南部万年青会館

名	称	熊本市南部万年青会館
所	在	地 南区八幡6丁目9番25号
設	置	主 体 熊本市
運	営	主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開	設	年 月 平成13年5月
構	造	鉄筋平屋建
敷	地	面 積 1,700㎡
建	物	面 積 430㎡
建	設	費 158,666千円
開	館	時 間 午前9時～午後10時

使用料及び主な設備

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
調 理 室	1,200	1,800	1,800
会 議 室 A	400	500	500
会 議 室 B	400	500	500
会 議 室 C	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

キ 東部はつつ交流会館

名 称	熊本市東部はつつ交流会館
所 在 地	東区秋津3丁目17番23号
設 置 主 体	熊本市
運 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開 設 年 月	平成15年5月
構 造	木造平屋建
敷 地 面 積	1,076.12㎡
建 物 面 積	320.05㎡
建 設 費	93,923千円
開 館 時 間	午前9時～午後10時
使 用 料	

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
会 議 室	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

主 な 設 備 多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道

ク 高齢者技能習得センター

名 称	熊本市高齢者技能習得センター
所 在 地	西区島崎4丁目2番95号
設 置 主 体	熊本市
運 営 主 体	公益社団法人 熊本市シルバー人材センター
開 設 年 月	平成12年5月
構 造	木造平屋建
敷 地 面 積	1,609㎡
建 物 面 積	82.58㎡
建 設 費	13,944千円
開 館 時 間	午前9時～午後5時
使 用 料	無料
主 な 設 備	研修室 事務所 トイレ

ケ 夢もやい館（健康福祉政策課）

名 称	熊本市夢もやい館
所 在 地	熊本市北区楠1丁目20番5-101号
設 置 主 体	熊本市
運 営 主 体	夢もやい館管理運営共同企業体 代表 株式会社パブリックビジネスジャパン
開 設 年 月	平成14年11月
構 造	鉄筋コンクリート造
敷 地 面 積	3,881.04㎡
建 物 面 積	903.66㎡
建 設 費	304,797千円
開 館 時 間	午前9時～午後8時（つどいの広場については、午前9時～午後6時）
使 用 料	

（単位 円）

施設等名	使用料
体育室	1時間につき 600
学習室（洋室）	1時間につき 150
学習室（和室）	1時間につき 150
トレーニング室（シャワー室、更衣室及びロッカーを含む。）	1回 200
冷暖房設備	1時間までごとに 100

主 な 設 備 体育室 学習室 トレーニング室 子育てつどいの広場 図書コーナー サロン
管理室 更衣室 シャワー室 トイレ（乳幼児用含む）

コ 熊本市植木健康福祉センター（健康福祉政策課）

名 称	熊本市植木健康福祉センター（かがやき館）
所 在 地	熊本市北区植木町岩野285番地29
設 置 主 体	熊本市
運 営 主 体	株式会社 くまもと健康支援研究所 代表取締役 松尾 洋
開 設 年 月 日	平成15年1月7日
構 造	鉄筋コンクリート造平屋建
敷 地 面 積	6,111.97㎡
建 物 面 積	3,632.06㎡
建 設 費	1,167,928千円
主 な 設 備	事務室 プール トレーニング室 検診室 児童交流室 リラクゼーションルーム 交流室 カンファレンスルーム 和室 調理室 視聴覚室 会議室 更衣室 シャワー室 トイレ（乳幼児用含む）

サ その他の施設

種 別	施 設 名	運営主体	施設長	所 在 地	認可年月	定員
養 護 老 人 ホ ー ム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	廣田 順一	中央区神水1丁目14番1号	昭21.11	70
〃	聖 母 の 丘	〃	笠原 洋子	西区島崎6丁目1番27号	昭21.11	50
〃	ラ イ ト ホ ー ム	〃	中山 泰男	中央区黒髪5丁目23番1号	昭26. 5	50
〃	熊 本 め ぐ み の 園	〃	青木 祐心	東区小山町1781番地	昭47. 2	50
〃	愉 和 荘	〃	菊川 實	北区植木町米塚105番地	昭32.7	50
特別養護老人ホーム	パウラスホーム	〃	内田 栄二	中央区神水1丁目14-1	昭39. 7	64
〃	白 川 の 里	〃	落水 清美	東区小山町2493	昭49. 5	120
〃	天 望 庵	〃	平原 静雄	北区龍田陳内1丁目3-30	昭60. 4	80
〃	バ ラ 苑	〃	青木 祐心	東区小山町1781	昭62. 4	50
〃	み ゆ き 園	〃	森枝 敏郎	南区御幸笛田6丁目6-71	昭63. 8	70
〃	く わ の み 荘	〃	跡部 尚子	北区鹿子木町405	昭48. 8	120
〃	天 寿 園	〃	米満 淑恵	南区奥古閑町4375-1	平 2. 7	74
〃	シ ル バ ー 日 吉	〃	平原 敏雄	南区平成2丁目6-9	平 5. 4	56
〃	三 和 荘	〃	後藤 道彌	西区城山大塘4丁目1-15	平 6. 4	52
〃	リデルホーム黒髪	〃	中山 泰男	中央区黒髪5丁目23-1	平 3. 6	30
〃	リバーサイド熊本	〃	野口 駿	西区河内町野出1936-1	平 7. 6	52
〃	コスモス・ファミリー熊本	〃	河本 達や	北区太郎迫町144-1	平 8. 4	52
〃	聖 母 の 丘	〃	笠原 洋子	西区島崎6丁目1-27	平 8.10	50
〃	ヴィラ・ながみね	〃	西 靖子	東区長嶺南4丁目12-65	平 9. 4	52
〃	こ ぼ り 苑	〃	宮崎 正二	南区護藤町1586	平10. 2	50
〃	花 み ず き	〃	中原 悦子	中央区出水7丁目90-1	平10.10	52
〃	ハ ー モ ニ ー	〃	鷺山 銀子	東区秋津町秋田171-3	平10.12	52
〃	あ い こ う	〃	高瀬 美子	北区清水新地3丁目5-33	平12.11	52
〃	さ く ら の 苑	〃	下川 みどり	西区松尾町近津1361	平13. 7	50
〃	さ わ ら び	〃	山田 千恵子	北区龍田町弓削864-1	平14.10	52
〃	る り 苑	〃	吉永 桐子	東区上南部1丁目16-36	平15.12	50
〃	み か ん の 丘	〃	金澤 剛	西区河内町白浜1440-2	平17. 4	50
〃	シルバーピアさくら樹	〃	濱田 保雄	東区佐土原3丁目12-26	平17. 10	50
〃	力 合 つ く し 庵	〃	松下 啓子	南区合志4丁目3-50	平19.2	50
〃	た く ま の 里	〃	吉尾 邦子	東区御領 1 丁目13-26	平成19.8	50
〃	祥 麟 館	〃	小林 佳之	南区城南町沈目1513	平12.4	50
〃	ゆ う と び あ	〃	隈部 成宏	南区富合町古閑994-1	平7.3	50
〃	黎 明 館	〃	納富 修次郎	北区植木町豊田187	平4.4	50
〃	川 尻 ヒ ル ズ	〃	中村 幸子	南区南高江7丁目3	平25.8	60
〃	グッドライフ熊本駅前	〃	大石 逸子	西区春日2丁目1-24	平25.10	60
(地域密着型)	風 の 木 苑	〃	米澤 幸子	東区西原 1 丁目11-62	平20.6	29
〃	八 角 堂	〃	植木 雅啓	西区花園2丁目10-16	平21.6	29
〃	リデルホーム龍田	〃	中山 泰男	北区龍田陣内3丁目19-12	平21.9	20
〃	サンビレッジ高平台	〃	白井 志津子	北区大窪3丁目11-47	平22.7	29
〃	れ い め い の 家	〃	納富 賢一	北区植木町豊田187	平24.4	20
〃	向 山 つ く し 庵	〃	堺 珠美	中央区本山1丁目6-17	平24.7	29
〃	上 熊 本 苑	〃	河本 達人	西区上熊本3丁目12-24	平24.8	29
〃	み ゆ き 東 館	〃	梅田 孝子	南区御幸笛田6丁目6-71	平25.4	20
〃	は る の 里	〃	中村 阿紀子	南区城南町舞原253-1	平25.6	29

5 障がい者福祉（障がい保健福祉課）

障がい者の社会参加に対する理解や障がい者自身の参加意識が高まっており、障がい者の自立に向けた福祉のさらなる充実が求められている。中でも障がい児については、人格形成の重要な時期に、障がいに見合った、適切な指導や訓練が必要であり、障がいの早期発見と療育の重要性が指摘されている。

今後は、障がい者が安心して、生きがいのある生活ができるように、それぞれの障がいの程度や、ライフステージに応じた適確なサービスを一層充実することが必要であり、障がい者の自立支援と積極的な社会参加を促進するとともに、重度の心身障がい者に対する生活支援の充実を図る。

また、障がい児の療育体制の整備や教育機会の充実など、障がい児の育成支援に努めている。

（１）手帳の交付

ア 身体障害者手帳交付

目 的 身体障害者手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内 容 身体障害者手帳の等級決定及び交付

諮問機関（熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会）

実 績

身体障害者手帳所持者数

（平成26年3月31日現在）

障害別 \ 年齢	18歳未満	18歳以上	計
視 覚 障 害	23	2,006	2,029
聴覚又は平衡機能障害	91	2,568	2,659
音声・言語機能障害	2	269	271
肢 体 不 自 由	315	14,330	14,645
内 部 障 害	103	11,371	11,474
計	534	30,544	31,078

イ 療育手帳交付

目 的 療育手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内 容 療育手帳の等級決定及び交付

実 績

療育手帳所持者数

（平成26年3月31日現在）

障害 \ 年齢	18歳未満	18歳以上	計
知的障害 軽 度	932	881	1813
知的障害 中 度	410	1348	1758
知的障害 重 度	279	874	1153
知的障害 最 重 度	273	900	1173
計	1894	4003	5897

ウ 精神障害者保健福祉手帳交付

目 的 精神障害者保健福祉手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内 容 精神障害者保健福祉手帳の等級決定及び交付

（平成26年3月31日現在）

障害 \ 年齢	18歳未満	18歳以上	計
1 級	1	1185	1186
2 級	26	4947	4973
3 級	11	818	829
計	38	6950	6988

(2) 障がい者社会参加促進事業

ア 重度身体障がい者用自動車改造費助成

目 的	自動車改造を要する身体障がい者に対しその費用の一部を助成し、社会活動への参加の促進を図る。
助 成 額	上限100千円
対 象 者	本市の住民基本台帳に記載されている身体障がい者。(障害部位別の障がい要件及び所得制限あり)
平成26年度予算	2,600千円

イ 障がい者自動車運転免許取得費助成

目 的	免許取得に要する費用の一部を助成し障がい者の社会活動への参加の促進を図る。
助 成 額	免許取得に要した費用の2/3 (上限100千円)
平成26年度予算	2,300千円

ウ 障がい者福祉タクシー経費

目 的	重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。
制 度 概 要	福祉タクシー利用券(360円)を年49枚、または患者輸送車等利用券(大型車1,350円/中型車1,080円/小型車490円)を年36枚交付する。
対 象 者	本市に住所を有している身体障害者手帳所持者で障がいの程度が1級、2級の者、療育手帳所持者で障がいの程度がA1、A2の者及び精神障害者保健福祉手帳1級、2級の者。(所得税非課税の者に限る)
平成26年度予算	58,650千円

エ 熊本市優待証(さくらカード)交付事業

※高齢者福祉の項目に記載

オ おでかけパス券交付経費

目 的	障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。
制 度 概 要	障がい者を対象とするさくらカードの所持者が、提示するだけで市内のバス・電車を利用できるパス券の販売を行う
対 象 者	本市に住民票があり、身体障害者手帳1,2,3級、療育手帳A1,A2,B1、精神障害者保健福祉手帳1,2,3級のいずれかを所持する者
平成26年度予算	238,900千円

カ 福祉バス運行事業

目 的	身体障がい者の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス(定員34人で、このうち3人程度は車椅子のまま利用できるもの)を設置して身体障がい者の福祉の増進をはかる。
対 象 者	本市に居住する身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者。
事 業 内 容	在宅障がい者の各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他障がい者の福祉の増進を図る事業等に運行する。
利 用 者 数	3,007人(平成25年度)

キ 手話通訳士等設置経費

目 的	庁舎内に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、その福祉の増進に資する。
利 用 件 数	1,658件(平成25年度)
平成26年度予算	8,542千円

ク 手話通訳者派遣等経費

目 的	聴覚障がい者及び音声又は、言語機能障がい者のコミュニケーション手段として手話通訳者の派遣及び手話通訳者等の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。		
派 遣 対 象 者	市内に居住する聴覚障がい者		
派 遣 件 数	1, 9 3 3 件（平成25年度）		
平成26年度予算	平成26年度予算	8, 9 0 0 千円	

ケ 要約筆記者派遣等経費

目 的	手話習得が困難な聴覚障害者のコミュニケーション手段として要約筆記者の派遣及び要約筆記者の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。		
派 遣 対 象 者	市内に居住する聴覚障がい者		
派 遣 件 数	2 4 6 件（平成25年度）		
平成26年度予算	2, 1 6 0 千円		

コ 盲ろう者通訳・介助員派遣等経費

目 的	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣及び盲ろう者通訳・介助員を養成する。		
派 遣 対 象 者	市内に居住する盲ろう者		
派 遣 件 数	1 9 4 件（平成25年度）		
平成26年度予算	2, 0 8 0 千円		

サ 点訳・朗読（音訳）奉仕員養成事業

目 的	視覚障がいの方に対する生活支援や情報支援等を目的として、点訳又は朗読（音訳）に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読（音訳）奉仕員を養成する。		
平成26年度予算	2 8 0 千円		

シ 障がい者等住宅改造費助成

目 的	高齢者（要援護高齢者）及び障がい者が、自宅において安全かつ快適な生活ができるよう、住宅を改造する場合、必要な経費を助成することにより、当該要援護高齢者等の自立促進、寝たきりの防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。		
対 象 者	6 5 歳以上の者で要介護認定により要介護、要支援と認定された者、6 5 歳未満の者で身体障害者手帳の1 級又は2 級の所持者及び療育手帳のA1又はA2の所持者で、その特性に配慮した構造に住宅の改造工事をする者。（所得制限あり）		
助 成 限 度 額	9 0 万円（介護保険住宅改修費または日常生活用具住宅改修費の利用額を含む）		
平成26年度予算	2 6, 0 0 0 千円（内訳 高齢 1 6, 4 0 0 千円 障がい 9, 6 0 0 千円）		

ス 障がい者等レクリエーション開催経費

目 的	在宅の障がいのある方に自然や地域社会と触れ合う機会を提供し、また、ボランティアや地域住民等との交流を通じて、障がいのある方々の立場の理解・啓発を目的とする。		
対 象 者	本市に居住している障がい者		
平成26年度予算	8 0 0 千円		

セ 障がい者スポーツ大会経費

目 的	障がいのある方が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、市民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の促進に寄与することを目的として開催する。		
対 象 者	本市に居住している障がい者		
平成26年度予算	2, 6 5 0 千円		

(3) 身体障害者自立支援事業

視覚障害者生活訓練事業

目 的 障がい者の自立と社会参加を促進するため、視覚障がい者の日常生活上必要な訓練・指導を行う。

対 象 者 本市に居住している視覚障がい者

平成26年度予算 800千円

(4) 社会福祉施設等施設整備事業

障害者福祉施設整備費補助金

目 的 民間法人が整備する社会福祉施設に要する費用の一部を補助することにより、施設利用者等の福祉の向上を図る。

平成26年度予算 83,400千円

(5) 身体障がい者相談（平成25年度）

相 談 員 34人

相 談 件 数 583件（会合・行事等への参加件数を除く）

平成26年度予算 750千円

(6) 知的障がい者相談（平成25年度）

相 談 員 10人

相 談 件 数 331件（会合・行事等への参加件数を除く）

平成26年度予算 252千円

(7) 精神保健対策

市民の心の健康の保持・増進を図ると同時に、精神障がい者の早期治療・社会参加・自立の促進を図ることを目的とする。

ア 精神障害者保健福祉手帳交付制度

精神疾患がある者のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある者を対象に、「障害者手帳」を交付し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

イ 精神保健福祉相談・訪問

心の問題や病気、精神障がい者の社会復帰などについて、精神科医師・保健師等が面接や電話による相談、訪問を行う。

区分 年度	精神保健福祉相談（電話・面接）（延件数）					訪 問（延件数）					合 計
	社会復帰	老 人 精神保健	アルコール	その他	計	社会復帰	老 人 精神保健	アルコール	その他	計	
21	3,443	328	239	5,193	9,203	486	68	45	537	1,136	10,339
22	2,976	327	301	6,660	10,264	496	136	90	565	1,287	11,551
23	1,767	187	302	7,212	9,468	525	89	80	614	1,308	10,776
24	2,585	1,221	350	6,896	11,052	351	176	64	526	1,117	12,169
25	2,624	1,113	201	5,428	9,366	368	170	50	443	1,031	10,397

ウ 心の健康相談

市民の心の健康の保持・増進を図るため、精神科医（嘱託）による相談日を各区役所保健子ども課ごとに毎月1回設け必要な援助を行う。

エ 精神障がい者社会復帰相談指導事業

中央・東区役所保健子ども課で実施される精神障がい者サロンでは、障がい者の社会参加や生活圏の拡大、仲間作り、居場所作りなどを目的とした活動の支持・支援を行う。また各区で、関係機関と情報交換を行い連携体制をとって精神障がい者の支援を行うことを目的として、関係機関とのネットワーク連絡会を実施する。

対 象 者 本市に住所を有し、当事者・家族・医療機関・障害福祉サービス事業者等から社会復帰及び生活支援に関する相談等があった通院中の精神障がい者

オ 精神障がい者家族教室

精神保健に関する知識の普及、個別の相談を行い、患者の回復の援助、家族の健康維持の援助や家族同士の交流を図るため家族教室を実施する。

(8) 精神通院医療給付費

目 的 精神障がいによる通院医療費自己負担を総医療費の10%にし、所得等に応じて上限額を設定し、負担を軽減することにより継続的受診を促進する。

対 象 者 精神障がいのために通院中の人（所得制限あり）

平成26年度予算 1,744,000千円

(9) 重度心身障がい者医療費助成

対 象 者 20歳以上の障がい者。

（身体障害者手帳が1級、2級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が1級の者）

受 給 資 格 者 本市に住民票があり、現に居住している障がい者。

所 得 制 限 障害児福祉手当の支給制限に準じる。

平成26年度予算 1,298,000千円（平成26年度より乳児等医療費助成と予算統合）

(10) 更生医療給付費

目 的 身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療費の助成を行う。

対 象 者 身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる者（所得制限あり）

平成26年度予算 1,850,000千円

(11) 身体障がい者在宅生活支援

ア 特別障害者手当等給付費

目 的 重度の障がい者の自立生活の基盤を確立するため、最重度の障がいによって生ずる特別の負担の一助として、特別障害者手当等を支給することにより、重度障がい者の福祉の増進を図る。

受 給 者 延 数 12,655人（平25年度）

平成26年度予算 267,000千円

イ 身体障がい者福祉電話設置経費

目 的 在宅の重度身体障がい者に対し、福祉電話を貸与することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進をはかる。

電 話 与 台 数 37台（平26.3末現在）

貸 与 対 象 者 外出困難な身体障がい者（1、2級）

平成26年度予算 951千円

ウ 在宅障がい者緊急通報システム経費

目 的	緊急通報システムを導入し、24時間体制で緊急時に備え、在宅の単身重度障がい者が安心して生活できるようにする。
対 象 者	市内に住所を有する単身等の重度障がい者
平成26年度予算	501千円

エ 補装具給付費

目 的	身体障がい者（児）に対し、補装具費の支給を行い、その福祉の向上を図る。 （一部自己負担有）
品 目	車いす、補聴器、座位保持装置等
平成26年度予算	182,000千円

オ 日常生活用具給付費

目 的	障がい者（児）に対し、日常生活用具の給付を行い、その福祉の向上を図る。 （一部自己負担有）
品 目	ストーマ装具、入浴補助用具、聴覚障害者通信装置等
平成26年度予算	130,000千円

（12）自立支援給付事業

ア 居宅介護給付費

目 的	心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービスの提供や、病院等への通院における支援を行う。
平成26年度予算	286,000千円

イ 行動援護給付費

目 的	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の支援を行う。
平成26年度予算	700千円

ウ 重度訪問介護給付費

目 的	重度の肢体不自由者（児）又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者（児）であり、常時介護を要する障がい者（児）への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。
平成26年度予算	428,000千円

エ 療養介護給付費

目 的	心身上の障がいにより、病院等への長期の入院による医療的なケアに加え、常時の介護を行う。
平成26年度予算	753,206千円

オ 生活介護給付費

目 的	心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者に、施設において安定した生活を営むための介護等の支援を行う。
平成26年度予算	3, 0 0 0, 0 0 0 千円

カ 同行援護給付費

目 的	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行う。
平成26年度予算	3 7, 0 0 0 千円

キ 就労継続支援給付費

目 的	企業等の雇用に結びつかない者に対して継続的な支援を行い、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。
平成26年度予算	2, 1 3 5, 0 0 0 千円

ク 短期入所給付費

目 的	家庭において一時的に介護が困難となり、又は生活訓練等の指導を必要とする障がい者（児）が施設に短期間入所することにより、介護者及び障がい者（児）の支援を行う。
平成26年度予算	9 2, 0 0 0 千円

ケ 共同生活介護給付費

目 的	在宅での日常生活を営むのに支障がある障がい者に、主として夜間において共同生活を営むべき住居において入浴、排泄又は食事の介護等の支援を行う。
平成26年度予算	2 8, 0 0 0 千円

コ 施設入所給付費

目 的	主として夜間において、介護が必要な障がい者や通所が困難な自立訓練又は就労移行支援等の利用者へ居住の場を提供する。
平成26年度予算	1, 0 8 8, 0 0 0 千円

サ 共同生活援助給付費

目 的	障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄つ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。
平成26年度予算	6 3 1, 0 0 0 千円

シ 自立訓練給付費

目 的	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者に生活訓練や機能訓練を行い、障がい者の自立を支援する。
平成26年度予算	1 9 7, 0 0 0 千円

ス 就労移行支援給付費

目 的 一般就労等を希望する障がい者に対して、実習を通して知識・能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を行う。

平成26年度予算 302,000千円

セ 地域相談支援給付費

目 的 障がい者に対し、地域移行支援及び地域定着支援を行う。

平成26年度予算 1,400千円

ソ 計画相談支援給付費

目 的 自立支援給付事業を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。

平成26年度予算 158,000千円

(13) 障害児通所支援給付事業

ア 児童発達支援給付費

目 的 障がい児に児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。

平成26年度予算 262,000千円

イ 医療型児童発達支援給付費

目 的 肢体不自由のある児童に、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療等を行う。

平成26年度予算 1,305千円

ウ 放課後等デイサービス支援給付費

目 的 就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。

平成26年度予算 137,000千円

エ 保育所等訪問支援給付費

目 的 保育所等に通う障がい児に、その保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

平成26年度予算 2,500千円

オ 障害児相談支援給付費

目 的 障害児通所支援給付事業等を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。

平成26年度予算 35,000千円

(14) 地域生活支援事業

ア 訪問入浴サービス経費

目 的 在宅の障がい者及び障がい児であって、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な者に、その健康及び衛生の保持を図るため移動入浴車を派遣し、入浴及びこれに伴う介護を行う。

平成26年度予算 24,000千円

イ 日中一時支援経費

目 的 障がい者及び障がい児の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を提供する。

平成26年度予算 44,000千円

ウ 移動支援経費

目 的 屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に社会生活上外出する事が必要不可欠な時に、支援する者がいないため、外出に支障がある場合に、外出を支援し、もって自立生活及び社会参加を促す。

平成26年度予算 8,400千円

エ 障害者ケアマネジメント事業

目 的 障がい者の自己選択を尊重し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介護相談、情報の提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその地域における生活を支援し、障がい者の自立と社会参加の促進を図る。

3,523件（平25.4月～平26.3月末）

平成26年度予算 14,767千円

オ 成年後見制度利用支援事業（障がい者）

目 的 障がい者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行う。

平成26年度予算 1,430千円

カ 障がい者虐待防止対策支援事業

目 的 障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、熊本市障がい者虐待防止センターの設置等により、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

平成26年度予算 6,700千円

キ 熊本市障がい者理解促進事業

目 的 「心の輪を広げる体験作文」・「障害者週間のポスター」コンクール及び障がい者サポーター制度の運用等の啓発事業を実施することで、市民の障がい者に対する理解促進を図る。

平成26年度予算 1,700千円

(15) 心身障害者扶養共済制度

目 的 心身障がい者の保護者が死亡又は障がい者となった後、残された心身障がい者に年金を支給し、障がい者の生活の安定と保護者のいなく不安を軽減しようとするもの。

加 入 者 知的障がい者、身体障害者手帳所持者で障がいの程度が1級から3級までの者及び永続的な精神障がい又は身体障がいを有する者で、前述の者と同程度と認められる者。心身障がい者の保護者（心身障がい者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障がい者を扶養しているもの。）であって、65歳未満の者。

保 険 料

加 入 時 年 齢		34歳以下	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
保 険 料	平成19年度以前 加入者	5,600円	6,900円	8,700円	10,600円	11,600円	12,800円	14,500円
	平成20年度以降 新規加入者	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

(注) 20年以上この制度に加入し、かつ、年齢が65歳以上の者は、掛金の納付を免除

給 付 金 加入者が死亡又は障害者となったときは、心身障害者を扶養する者（年金管理者）に対し、毎月20,000円（1口当たり）の年金を支給する。

加入後1年以上の者で心身障害者が死亡したときは加入期間に応じて一時金として平成19年度以前加入の場合20,000円～150,000円、平成20年度以降加入の場合50,000円～250,000円を支給する。

平成26年度予算 25,280千円

(16) 市関連施設

名 称	熊本市障害者福祉センター希望荘	(熊本市希望荘地域活動支援センター)
所 在 地	中央区大江5丁目1番15号	中央区大江5丁目1番15号
設 置 主 体	熊本市	熊本市
経 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開 設 年 月 日	昭和55年6月1日	平成5年7月10日
建 物 構 造	鉄筋コンクリート地上3階 (一部塔屋4階)	鉄筋コンクリート地上3階 (一部塔屋4階)
敷 地 面 積	2,949.00㎡	2,949.00㎡
建 物 面 積	延1,223.23㎡	延691.39㎡
建 設 費	270,445千円	240,083千円
平成26年度予算	76,665千円 (指定管理者による希望荘運営費として)	

(17) 障がい児支援事業

ア 特別児童扶養手当受給者数

(平成26年4月1日現在)

区 分	受 給 者	障 害 児		
		1級障害児	2級障害児	計
人 数	1543	619	971	1,653

(注) 月額1人 1級 49,900円 2級 33,230円

イ 重度心身障がい児医療費助成

対 象 者	20歳未満の障がい児 (身体障害者手帳が1級、2級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が1級の者)
受 給 資 格 者	本市の住民基本台帳等に記録され、現に居住している障がい児又は障がい児の養育者
所 得 制 限	なし
平成26年度予算	1,298,000千円(平成26年度より重度心身障がい者医療と予算統合)

ウ 夏休みの障がい児・家族支援事業

目 的	夏休み期間中、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童を日中の間預かることにより、障がいのある児童の健全育成、家族の介護負担の軽減を図り、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童及び家族の福祉の向上を図る。
対 象 者	市内に住所を有している特別支援学校・特別支援学級等在籍児童生徒
平成26年度予算	10,210千円

(18) 障がい児療育相談事業

障がい児等療育支援事業

目 的	在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられ療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する地域の療育機能との重層的な連携を図る。
対 象 者	本市在住の身体障がい児(者)、知的障がい児(者)、重症心身障がい児(者)及びその保護者、障がい児保育を行う保育所等の職員
平成26年度予算	10,700千円

（１９）精神障がい者の福祉（こころの健康センター）

こころの健康センターは、「精神保健および精神障害者福祉に関する法律第６条」に基づく精神保健福祉センターであり、精神保健福祉の専門機関として平成２４年４月に開設されました。

市民のこころの健康相談や知識の普及、精神障がい者の社会復帰の促進などを行います。

ア 精神保健福祉相談

精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療にかかる相談、社会復帰相談などの精神保健福祉全般の相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、ひきこもり等の相談を実施する。

また、必要な場合は訪問相談や診療を実施する。

①こころの健康相談

こころの悩み等について、電話相談員が電話による相談を受け付ける。また、精神科医師、保健師及び心理士等が面接による相談を受け付ける。

区分 年度	こころの健康相談（電話延件数）									
	老 人 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康 づくり	うつ・うつ 状態	その他	計
２４	81	210	141	50		221	1323	269	787	3082
２５	123	343	126	45	82	200	1684	358	1879	4840

区分 年度	こころの健康相談（面接延件数）									
	老 人 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康 づくり	うつ・うつ 状態	その他	計
２４	12	225	30	31		91	310	117	313	1129
２５	19	284	28	9	31	84	309	70	506	1340

区分 年度	こころの健康相談（訪問延件数）									
	老 人 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康 づくり	うつ・うつ 状態	その他	計
２４	10	17	10	1		8	10	5	23	84
２５	7	73	1	1	0	3	32	3	20	140

※相談実績は、衛生行政報告例による。

②ひきこもり相談事業

半年以上社会参加がない状態で悩んでいる者及びその家族からの電話を受けて、面接や家庭訪問による相談を行う。

区分 年度	ひきこもり相談（延件数）（再掲）			
	電 話	面 接	訪 問	計
２４	251	182	30	463
２５	262	226	41	529

イ 人材育成・教育研修

精神保健福祉業務に従事する職員に専門的研修等の人材育成を行い、技術水準の向上を図る。

①精神保健福祉担当者研修会

精神保健福祉業務に従事する者が必要な専門的知識及び技術を習得することで、地域精神保健福祉活動の推進を図る。

②思春期精神保健福祉研修会

思春期における「発達障がい」や「不登校・ひきこもり」等の課題への理解を深め、精神保健福祉活動の推進を図る。

③就労支援講演会（社会復帰支援）

就労支援関係機関に対して、精神障がい者の就労状況や支援の実践についての情報を提供し、各機関での就労支援の推進を図る。

④依存症研修会

精神保健福祉業務に従事する者が依存症についての必要な専門的知識及び技術を習得することで、依存症への適切な対応の充実を図る。

⑤ピアサポート講演会

支援者に向けて他都市で行われているピアサポート活動を紹介し、ピアサポートの普及及び退院促進を図る。

⑥精神保健福祉ボランティア養成講座

精神障がい者等が安定した地域生活を送るために、地域住民に対して精神障がいの正しい理解の普及を図り、地域で精神障がい者を支える精神保健福祉ボランティアを育成する。

⑦自殺予防研修会

自殺を防ぐことを目的として、自殺予防に関する研修会を実施する。

⑧ゲートキーパー養成講座

自殺を防ぐことを目的として地域支援者等に自殺危機介入スキルの習得を目的とした研修会を実施し、自殺予防対策を図る。

ウ 普及啓発

市民への精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護について普及啓発を行うとともに、区役所等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

①ひきこもり家族教室

ひきこもりで困っている家族が、日頃の悩みの分かち合いや学習会・情報交換を通じて、本人への関わり方や支援を考える機会を提供する。

②自死遺族グループミーティング

大切な人を自死（自殺）で亡くした者が悩みや苦しみを話せる機会を提供する。

③依存症当事者グループミーティング

やめたくても自分でコントロールできない様々な行動を変えていくことを目的に、依存症当事者が自分の依存問題について考え、適切な対応方法を考える機会を提供する。

④依存症家族教室

アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症に伴う問題に対応するために、家族が学びあい、共感と癒しを得る機会を提供する。

⑤依存症講演会

依存症で悩む家族が家族関係について正しい知識を習得し、問題行動への対応を学ぶ。また、広く市民を対象とし、「心の健康づくり」として依存症に関わる啓発を行う。

⑥元気行動回復プラン研修

精神障がい者が、苦労や困難に直面した際にWRAP（元気行動回復プラン）を利用して、元気を回復する、または元気を保つための方法を学ぶ機会を提供する。

⑦ピアサポート講座

精神障がい者が、その経験を生かし、理解と共感を持って仲間をサポートしていけるように知識や情報を学ぶ機会を提供する。

⑧就労支援講演会（当事者向け）

精神障がい者の就労状況や支援についての情報を提供し、就労支援の推進を図る。

⑨地域住民への健康教室

地域で精神障がい者が暮らすために地域住民の理解を深める。

エ 組織育成

精神障がい者家族会、患者会、社会復帰事業団体等の組織育成を図り、地域住民の組織的活動を促し、地域精神保健福祉の向上を図る。

オ 関係機関への技術支援

精神保健福祉関係機関への技術支援・援助を行う。

カ 自殺・うつ対策

ゲートキーパー養成講座、自死遺族グループミーティング、自殺予防研修会、自殺予防相談会、電話相談等の普及啓発や相談対応を通して、自殺の防止を図る。

キ 就労準備デイ・ケア

統合失調症の者を対象に認知機能リハビリテーションや自己管理プログラム等を実施し、さらにハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携を図りながら一般就労への促進を図る。

ク 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

目的 精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を専門的かつ公正に行う。

内容 精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定。

ケ 精神医療審査会

目的 精神科病院に入院中の者の人権を擁護し、精神科病院の適正な医療及び保護を確保する。

内容 精神科病院に入院中の者からの退院請求及び処遇改善請求の審査、精神科病院からの報告書類の審査。

(20) 障がい児療育相談事業（子ども発達支援センター）

障がい又は障がいの疑いのある子どもが個々の発達に応じた適切な支援を受けることで自分らしく成長し、保護者の子育てに対する不安や悩みを軽減するために、医師をはじめ心理相談員、言語聴覚士等の専門家による相談、診察、検査、初期支援等を行う。

開 所 平成20年4月1日

所 在 地 中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと2F

相談支援延べ数（平成25年度）

（単位 件）

支援区分 \ 対象者	乳幼児	小学生	中学生	その他	匿名相談	合 計
電話相談	1,247	686	168	20	123	2,244
来所相談	2,698	1,011	171	13	21	3,914
訪問相談	110	110	10	0	0	230
グループ活動	403	0	0	0	0	403
小集団親の会支援	0	0	0	0	0	0
子育て安心親支援活動	190	130	27	0	0	347
子育てスマイル相談活動	406	0	0	0	0	406
合 計	5,054	1,937	376	33	144	7,544

6 子ども育成（子ども支援課、児童相談所、保育幼稚園課）

未来を担う子どもたちは、本市の宝であり、子どもたちの元気な声がひびくまちの実現を目指し、総合的な次世代育成支援対策に取り組んでいる。

しかし、一方では、少子化の進展に歯止めがかからず、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するとともに、子育ての困難さが増大しており、子育てや子どもの成長を社会全体で支えていくことがますます必要となっている。

本市では、すべての人が、家庭や子育てに夢を持ち、子どもを安心して産み育てることができ、かつ、子どもたちが、将来に夢や希望を抱き、健やかに成長することができるよう、地域の人々や団体をはじめ、事業者や関係機関等と連携を図りながら「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に取り組んでいる。

近年、子どもたちを取り巻く環境の急激な変化に伴い、児童虐待、いじめや不登校の増加、少年非行・犯罪の深刻化など様々な問題が生じている。このため、こうした問題に対処し子どもの権利を守るため、児童相談所をはじめ教育相談室等も備えた総合的専門的な相談支援の機関として、こどもセンター（あいばるくまもと）において、子どもに関するさまざまな相談対応の充実を図っている。また、安心して妊娠・出産ができ、子どもが健やかに育つような保健・医療の充実や、孤立化する親子への地域での支援をはじめ、児童手当等、経済的支援を行うなど、子育てを社会全体で支えていく体制づくりが必要である。

今後は、育児不安を解消し、子どもの健全な育成環境を確保するため、保育施設の充実をはじめ、待機児童解消対策にさらに取り組む必要がある。また、子育てについての様々な問題、疑問などに対応し、不安を解消できるような体制を整備するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めることなどによって、安心して生み育てることができる環境づくりを促進する。

さらに、平成27年4月に予定されている子ども・子育て新制度の施行に際し、子ども・子育て支援事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。

（1）次世代育成支援後期行動計画「ひびけ！子ども未来プラン」

ア 計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく第2期（後期）の計画

熊本市総合計画の個別計画として「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に向けて必要な施策をとりまとめた行動計画

イ 計画期間

平成22年度～26年度

※平成21年度末までに前期計画（平成17年度～21年度）を実施済み

※次世代育成支援対策推進法の一部改正により、平成36年度まで10年間の延長

ウ 計画の特徴

①前期計画（平成17年度～平成21年度）を継承し、「子どもの声がひびく地域（まち）づくり」を基本理念とする。

②広範囲であること

具 体 化 …… 熊本市総合計画

統 合 …… 熊本市ひとり親家庭等自立促進計画

調和・連携 …… 熊本市教育振興基本計画、くまもと市男女共同参画基本計画、
熊本市地域福祉計画、健康くまもと21基本計画、熊本市障がい者プラン

③子どもを中心にとりまとめた計画であること

子育て（すべての家庭、共働き家庭、特に援助を要する子どもや家庭、ひとり親家庭への支援）

子育て（子どもの健康確保、豊かな人間性の育成）

まちづくり（子どもの権利擁護、子育てしやすい生活環境整備）

④具体的な行動計画であること

150件の具体的な取り組みを示し、事業の方向性や成果指標、数値目標を明記

17件の新規又は大幅に拡充する取り組みを盛り込む

⑤策定過程における市民参加に配慮したこと

ニーズ調査（市民意識調査）

対象者7,000人（回収率55.1%）

熊本市次世代育成支援後期行動計画策定委員会の設置

計画素案に関する意見公募の実施

エ 策定の経過

平成20年度 1月 熊本市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会の設置

2月 ニーズ調査（2月5日～3月6日）

平成21年度 11月 策定委員会から市長への答申

2月 パブリックコメント（2月1日～28日）

3月 計画決定

※平成27年度以降は「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定予定

（２）子ども・子育て支援新制度

ア 熊本市子ども・子育て会議の設置・運営

平成24年8月、認定こども園制度の改善、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設を行い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援法」等が成立・公布され、同法においては、子ども・子育て支援施策の推進や保育所等の利用定員の設定等に関する意見聴取のため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めることとされたことを受け、施設や事業の垣根を越えて地域の子育てニーズを一連の政策プロセスに反映させる上で重要な役割を果たすものであることから、平成25年4月に「熊本市子ども・子育て会議」を設置。

○組織

委員は、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子育て当事者等により、20人以内で構成（委員の任期は2年）

○審議事項

子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の策定や内容の見直し、保育所等の施設の定員設定のあり方等）に関する調査・審議

イ 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国の定める基本指針に即して5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとされた。

平成27年4月に予定されている子ども・子育て支援新制度の本格施行に向け、子ども・子育て支援サービスに関する需要の把握を行い、それに基づく需要見込みの分析等を行った。平成26年度はサービス供給量の確保方策等について検討し、計画の策定を行う。

（３）エンゼル基金

〈目的・事業内容〉

次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つ環境づくりを目的とする。

子育て支援活動や就学前児童の健全育成活動等を行っている団体や個人に対して活動助成を行う。

〈実 績〉

平成６年度、基金創設（基金額３億円）。

平成２６年３月末の基金現在高 ３６１，１３２千円

基金の運用益による助成は平成７年度から実施。

年 度	助成件数	助成金額（千円）
21	19	1,400
22	22	1,700
23	25	1,850
24	25	1,950
25	30	2,250

（４）子育て支援事業

ア 子育て短期支援事業

〈目的・事業内容〉

保護者が仕事等の理由で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等において一定期間、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。また、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に一定期間保護する制度。

①ショートステイ事業

〈事業内容〉

保護者が疾病や仕事の理由で、児童の養育が一時的に困難となった場合、児童福祉施設等において一定期間預かる制度。利用期間は原則７日以内。

〈実 績〉

年 度	利用者数（実人員）	延べ利用日数
21	56	382
22	93	672
23	122	1,300
24	119	1,511
25	102	929

②トワイライトステイ事業

〈事業内容〉

保護者が、仕事等の理由によって帰宅が夜間になる場合や休日に不在の場合に、その児童を児童福祉施設で預かる制度。

〈実 績〉

年 度	利用者数（実人員）	延べ利用日数
21	10	25
22	26	89
23	30	105
24	32	102
25	27	50

イ 病児・病後児保育事業

〈目的・事業内容〉

小学校3年生までの病気の回復期に至らない場合で、入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない児童、又は病気の回復期で集団生活が困難な児童を専用の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童福祉の向上を図る。

〈実績〉

年 度	実施施設数	延べ利用者数
21	5	2,678
22	6	3,686
23	6	5,086
24	7	4,752
25	8	5,546

ウ 産後ホームヘルプサービス事業

〈目的・事業内容〉

出産後の体調不良等や多胎出産で、家事や育児を行うことが困難な家庭にホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

〈実績〉

年 度	利用者数（実人員）	延べ利用回数
21	62	831
22	101	1,093
23	102	1,055
24	91	862
25	93	1,310

エ ファミリー・サポート・センター〈熊本〉事業

〈目的・事業内容〉

ファミリー・サポート・センター〈熊本〉は、子どもを預けたい方（依頼会員）と預かりたい方（協力会員）とで作られる会員組織で、仕事と子育ての両立を支援する地域における子育ての相互援助活動で、子どもを持つすべての親が安心して子育てのできる環境づくりを図る。

〈実績〉

年 度	21	22	23	24	25
会員数（人）	3,576	3,274	3,366	3,346	2,809
活動件数（件）	4,990	4,410	4,046	4,169	5,467

オ 緊急子どもサポートくまもと事業〈平成23年10月から開始〉 NPO法人へ委託

〈目的・事業内容〉

緊急子どもサポートくまもとは、病気の子どもを預けたい方（依頼会員）と預かる方（協力会員）とで作られる会員組織で、仕事と子育ての両立を支援する地域における子育ての相互援助活動で、子どもを持つすべての親が安心して子育てのできる環境づくりを図る。

〈実績〉

年 度	23	24	25
会員数（人）	744	516	727
活動件数（件）	78	315	55

カ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

〈目的・事業内容〉

生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぐとともに健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とする。

平成22年1月より、これまでの訪問支援（直営・委託）に加え、赤ちゃん訪問支援員（民生委員等）による訪問を開始し、「こんにちは赤ちゃん事業」として実施している。

年度	対象件数	訪問件数				訪問率
		地域支援員 (民生委員)	育児支援 (直営)	育児支援 (委託)	合計	
21	6,788	125	1,196	3,223	4,544	66.9
22	7,150	1,449	2,322	2,321	6,092	85.2
23	7,074	2,240	1,983	2,100	6,323	89.4
24	7,144	2,359	2,080	2,126	6,565	91.9
25	7,131	2,447	2,023	2,013	6,483	90.9

※対象件数については、出生概数

※訪問件数について、生後4か月未満になるまでに訪問を行った件数

健
福

（５）乳幼児ママ・パパ教室事業

乳幼児を持つ保護者に家庭教育のあり方、子どもの心身の成長、しつけ、親子のふれあい等、家庭教育についての学習機会を提供するため「出前講座」を実施し、子どもの健全な育成を図るとともに子育て支援情報を提供するものである。

（平成25年度実績） 226回 講師派遣

また、3歳児の保護者を対象に子育て支援情報を提供するためにひごっこすくすくマップ（携帯版）を作成・配布している。また小児科医療機関等に子育て支援情報を掲載した「ひごっこすくすくマップ（ポスター）」を作成し、掲示している。

（平成25年度実績） 作成部数 マップ（携帯版）10,000部、マップ（ポスター）1,000部

（６）地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センター事業

〈目的・事業内容〉

地域全体で子育てを支援することを目的とし、地域における子育て支援の中心的施設として、その支援に関する情報提供や交流の場の提供を行う。子育て家庭の育児不安等についての相談・指導及び子育てサークル等の活動を支援する。

〈実 績〉

年 度	設置箇所数		延べ利用者数
	公立	私立	
21	10	12	74,408
22	10	10	106,855
23	10	10	107,116
24	10	10	113,497
25	10	10	111,901

(7) 子ども医療費助成

対 象 者 小学校3年生（9歳到達後の3月31日まで） の子ども （H23. 10月改正）
 受給資格者 本市の住民基本台帳等に記されている者で、現に居住している乳幼児を養育する者
 所得制限 なし
 実施状況 件 数 1， 0 8 7， 3 1 8件（平成2 5年度）
 助成額 1， 7 7 0， 6 5 9千円

(8) 特定不妊治療費助成事業

〈目的・事業内容〉
 不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については1回の治療費が高額であり、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成する。（平成1 6年度開始）
 ・ 1回7万5千円または1 5万円まで、1年度あたり2回まで助成。（ただし、1年目のみ3回まで。）
 ・ 通算5年度（継続・隔年にかかわらず）通算1 0回を限度に支給。

〈実 績〉

年度	助成件数	助成額（千円）
21	485	65,132
22	580	78,036
23	694	91,869
24	824	109,545
25	916	114,885

(9) 児童手当給付事業

〈内 容〉
 中学校終了前の子どもを監護し、かつ生計を同じくするか、生計を維持する養育者に対して児童手当を支給する。
 0歳～3歳未満、3歳～小学校修了前（第3子以降） 月額15,000円
 3歳～小学校修了前（第1子、第2子）、中学生 月額10,000円

（平成2 6年2月末現在）

区 分	被用者	非被用者	合 計
人 数	72,861	24,420	97,281

(10) 母子医療給付状況

年度		21	22	23	24	25
区分						
養育医療給付事業	実 人 員	280	282	315	403	406
	延 日 数	10,842	10,369	11,627	14,336	14,284
妊 娠 中 毒 症 等 療 養 援 護 事 業	実 人 員	2	0	0	0	0
	延 日 数	33	0	0	0	0
自立支援医療 （育成医療）事業	実 人 員	287	338	317	376	335
	延 日 数	4,511	5,184	6,309	5,573	6,394
小児慢性特定疾患 治 療 研 究 事 業	実 人 員	632	690	710	761	792
	延 日 数	16,833	18,644	19,694	23,433	22,713
療育医療給付事業	実 人 員	0	0	0	0	0
	延 日 数	0	0	0	0	0
特定不妊治療費助成事業	助 成 件 数	485	580	694	824	916

(1 1) 母子健康診査及び子育て相談指導事業

母子保健法及び児童福祉法に基づき、母性並びに乳幼児、児童の健康の保持・増進を図るため、保健指導や各種健康診査などを実施している。なお、妊娠中の健康管理の充実及び経済的な負担軽減を図るため、平成 21 年度より妊婦健康診査の公費負担回数を 5 回から 1 4 回へ拡大した。

ア 保健指導状況

(単位 人)

区分 \ 年度		21	22	23	24	25
妊娠の届出受理数		7,548	7,580	7,635	7,515	7,408
保育指導 (健康相談)	妊 婦	7,076	8,063	8,246	8,043	8,338
	産 婦	1,076	998	485	714	660
	乳 児	6,407	7,611	5,881	6,336	6,047
	幼 児	8,806	9,382	9,039	8,602	8,584
	思 春 期	78	73	67	201	214
	そ の 他	1,301	1,020	729	767	956
健康教育	思 春 期	1,907	2,519	2,291	4,187	4,167
	両(母)親学級	930	767	805	784	816
	育児学級(乳児期)	12,889	12,760	11,034	11,326	10,022
	育児学級(幼児期)	23,187	18,007	18,807	14,155	10,674
	そ の 他	5,874	7,729	8,376	10,324	12,831
訪問指導	妊 婦	76	175	234	162	180
	産 婦	4,909	5,253	4,713	4,766	4,676
	新 生 児	320	285	220	247	230
	未 熟 児	487	593	605	498	490
	乳 児	4,541	5,197	4,564	4,633	4,609
	幼 児	1,286	2,552	2,617	2,285	2,212
	そ の 他	466	807	870	645	732

健
福

イ 健康診査状況

(単位 人)

区分 \ 年度			21	22	23	24	25
医療機関委託分	妊 婦	一 般	32,704	88,222	88,722	87,538	87,406
		精 密	1,465	1,551	1,421	1,510	1,348
		B型肝炎	7,425	7,390	7,520	7,402	7,258
		歯 科	661	877	1,233	1,118	974
	3か月児	一 般	6,276	6,640	6,449	6,462	6,701
	7か月児	一 般	6,410	6,382	6,212	6,209	6,632
	妊 婦	歯 科	4,425	3,143	2,974	3,660	3,503
保健福祉センター・総合支所実施分	3か月児	一 般	58	524	522	551	510
	7か月児	一 般	67	316	343	338	285
	1歳6か月児	一 般	6,540	7,036	6,854	7,136	6,914
		歯 科	6,540	7,032	6,850	7,130	6,913
		精 密	130	119	184	177	168
	3歳児	一 般	6,276	6,735	4,322	6,632	6,705
		歯 科	6,276	6,730	4,319	6,623	6,704
		精 密	897	680	370	596	720

(12) 子ども・若者総合相談センター

〈目的・事業内容〉

平成26年4月より、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づき、「子ども総合相談室」が「子ども・若者総合相談センター」に変わった。

子ども・若者や保護者などを対象に、育児、いじめ、不登校、将来など、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携し対応している。

旧子ども総合相談室開設日 平成20年4月1日

所 在 地 中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと2F

受 付 時 間 面接相談 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分

※祝日・年末年始を除く

電 話 相 談 年中無休24時間受付

メール相 談 24時間受付

FAX相 談 24時間受付

特 別 相 談 ・市民の方の協力による不登校・ひきこもり等についての面接相談

月曜日 午前10時から12時、午後1時から3時

・非行問題についての電話相談

第2木曜日 午後1時から午後4時

〈実 績〉

①相談種別件数：旧子ども総合相談室

(単位 件)

年 度	面接	子ども電話	ヤングテレフォン	メール	合計
21	89	730	268	157	1,244
22	71		1,526	337	1,934
23	113		1,322	192	1,627
24	106		3,304	413	3,823
25	180		3,713	526	4,419

※ 平成22年度より電話相談は「子ども電話」、「ヤングテレフォン」と分けて広報していないため、集計は電話相談として一本化する。

※ 平成24年度より児童相談所の時間外の電話（自動転送による受付）相談も含む。

②相談内容別件数：旧子ども総合相談室

(単位 件)

年 度	育児問題	養護・虐待	健康問題	発育・発達	学校関係	その他	合計
21	187	15	117	73	284	585	1,261
22	298	114	142	96	438	911	1,999
23	224	117	135	91	343	760	1,670
24	340	1,009	138	297	686	1,411	3,881
25	386	1,299	444	322	1,017	1,525	4,993

(13) 要保護児童対策

〈目的・事業内容〉

要保護児童に対する適切な支援を行うため、平成18年6月児童福祉法に基づく「熊本市要保護児童対策地域協議会」を設置（平成26年度当初における構成機関：46機関）した。児童虐待をはじめとする要保護児童対策として、平成24年度に政令市移行に伴う組織改編により、各区毎に実務者会議を行うと共に、区連絡会議を新設するなど区役所を含めた運営体制の見直しを行った。

児童虐待相談員を各区役所保健子ども課に配置し、相談機能の充実、児童虐待対応機能の強化、育児不安を抱える家庭への支援強化に努めているほか、夜間や休日など各相談機関の閉庁時間に子どもに関するあらゆる電話相談へ対応する体制を整備するとともに親育ち支援事業の開催や児童虐待防止に関する広報・啓発を行う「オレンジリボンキャンペーン」等の取り組みを行っている。平成24年度からはオレンジリボンキャンペーンの一環として、「くまもと市オレンジリボンサポーター養成講習会」を開催した。（平成24年度51回1,843名、平成25年度16回625名）

また、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで一貫した体制を整えるため、平成22年4月に熊本市児童相談所を開設し、平成24年4月には児童相談所、教育相談室及び障がい者福祉相談所各機能を有する「熊本市こどもセンターあいばる くまもと」を開設した。

〈実 績〉

年 度	市相談窓口への 相談件数（件）	実務者会議 開催回数（回）	講演会研修会等 参加者数（人）	親育ち支援事業 開催回数（回）
21	225	10	191	40
22	219	9	236	40
23	209	9	162	42
24	195	7	237	42
25	188	10	88	42

(14) 児童相談所

設 置	平成22年4月1日
所 在 地	熊本市中央区大江5丁目1番50号 熊本市こどもセンター「あいぱる くまもと」3F
目 的	子どもたちの健やかな育ちを応援するために、相談内容によって児童福祉司や児童心理司、医師などの専門スタッフが問題の解決に向けて一緒に考え、必要な支援を行う。
事 業 内 容	・児童に関する専門的な知識及び技術を要する相談 ・児童等に対する調査、社会診断、心理診断及び医学診断並びに指導 ・児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・里親等への措置 ・里親の登録等 ・児童措置費負担金の認定 ・障害児施設給付費等の支給決定 ・児童の療育手帳に係る判定

児童相談対応件数

相談種別		平成22年度 対応件数	平成23年度 対応件数	平成24年度 対応件数	平成25年度 対応件数
養護相談	児童虐待相談	420 件	399 件	374 件	359 件
	その他の養護相談	170 件	353 件	292 件	382 件
障害等相談		697 件	586 件	626 件	628 件
	療育手帳判定件数	499 件	532 件	576 件	592 件
非行相談		128 件	92 件	93 件	87 件
育成相談	性格行動相談	88 件	72 件	125 件	117 件
	不登校相談	43 件	62 件	66 件	68 件
	適性相談	1 件	2 件	3 件	5 件
	育児・しつけ相談	9 件	10 件	15 件	10 件
その他の相談		138 件	96 件	49 件	28 件
計		1,694 件	1,672 件	1,643 件	1,684 件

（１５）ひとり親家庭支援事業

ア 母子自立支援員の設置

母子自立支援員を配置し、母子家庭の自立のための相談指導及び母子寡婦福祉資金貸付事業等に関する業務を行っている。

イ ひとり親家庭等医療費助成

対象者 市に住所を有する母子家庭の母と児童及び父子家庭の父と児童または父母のいない児童
所得制限 児童扶養手当の所得制限に準じる
実施状況 件数 60,894件
経費 262,619千円（平成25年度）

ウ 児童扶養手当

児童扶養手当受給世帯数

（平成26年3月末現在）

	離婚世帯	死別世帯	未婚世帯	障がい世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世帯	47,143	79	851	36	22	333	8,464

（注）児童1人 月額 41,430円（全部支給の場合） 第2子加算 5,000円
月額 41,420円～9,780円（一部支給の場合） 第3子以降加算 3,000円

エ 母子家庭自立支援給付金

母子家庭の母の知識及び技能の習得を容易にするため、給付事業（母子家庭等自立支援教育訓練給付・母子家庭等高等技能訓練促進費給付）を行っている。

（平成24年度実績） 母子家庭等自立支援教育訓練給付 0人
母子家庭等高等技能訓練促進費給付 82人

オ ひとり親家庭児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童に対して、親との死別、親の離婚等により精神的に不安定な状態にある児童の心の葛藤の緩和や児童の心の支えとなるように、気軽に相談することができる大学生等（児童訪問援助員）を派遣している。

〈実績〉

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録児童数	22	14	13	18	16
派遣件数	29	9	21	15	23
訪問員登録数	46	39	79	140	79

（１６）母子寡婦福祉資金貸付事業

母子寡婦福祉資金特別会計を設置し、母子家庭等の経済的自立を促進するため、各種資金の貸付事務を行っている。

（平成25年度実績） 351件 157,251千円

（１７）施 設

ア 助産施設（子ども支援課）

（平25. 4. 1現在）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定員 (床)
熊 本 市 民 病 院	熊 本 市	高 田 明	東区湖東1丁目1番60号	平18. 1	10
慈 恵 病 院	医 療 法 人	蓮 田 太 二	西区島崎6丁目1番27号	平18. 4	2
熊 本 赤 十 字 病 院	日本赤十字社	一 二 三 倫 郎	東区長嶺南2丁目1番1号	〃	1
福 田 病 院	医療法人社団	福 田 稠	中央区新町2丁目2番6号	〃	2

イ 母子生活支援施設（子ども支援課）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定員 (世帯)
はばたきホーム	社会福祉法人	嶋村 聖子	中央区壺川2丁目1番57号	昭23. 10	20
きらきら星レジデンス	〃	小山 敬子	東区尾ノ上4丁目11-60	平24. 4	25

ウ 乳児院（子ども支援課）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定員
熊 本 乳 児 院	社会福祉法人	甲 斐 国 英	中央区本荘2丁目3番8号	昭22. 12	30
慈愛園乳児ホーム	〃	鶴 川 弘 行	中央区神水1丁目14番1号	昭25. 4	15

エ 児童養護施設（子ども支援課）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定員
慈愛園子供ホーム	社会福祉法人	緒方 健一	中央区神水1丁目14番1号	昭27. 4	90
菊 水 学 園	〃	松本孝一郎	中央区渡鹿5丁目9番12号	昭25. 10	80
藤 崎 台 童 園	〃	尾 里 裕 子	中央区古京町3番5号	昭24. 3	70
龍 山 学 苑	〃	上 村 宏 洸	北区龍田6丁目3番60号	昭23. 10	50

オ 福祉型障害児入所施設（障がい保健福祉課）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定員
愛 育 学 園	社会福祉法人	福 山 千 熊	北区清水新地1丁目3番1号	昭38. 12	80
大 江 学 園	〃	塘 林 敬 規	東区渡鹿8丁目16番46号	昭40. 6	70
熊本ライトハウス	社会福祉法人	原 口 庄 塑	東区新生1丁目23番11号	昭28. 7	20（盲児・ろう あ児）

カ 障害児通所支援センター（障がい保健福祉課）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定員
熊 本 県 ひ ば り 園	社会福祉法人	丸 内 春 美	東区長嶺南2丁目3番2号	昭56. 4	30
済生会なでしこ園	〃	植 田 し げ 子	南区白藤3丁目2番71号	平16. 4	30
三 気 の 家	〃	田之上あかね	北区室園町20番40号	平 6. 4	24

キ 医療型障害児入所施設（障がい保健福祉課）

（平26. 4. 1現在）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定員
くまもと江津湖療育医療センター	社会福祉法人	興 梶 ひ で	東区画図町大字重富575番地	平6. 10	86

ク 児童自立支援施設（子ども支援課）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定員
清 水 が 丘 学 園	熊本県	川西 秀明	北区打越町38番1号	明42. 4	50

ケ 婦人相談所（保護管理援護課）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定員 (世帯)
熊本県女性相談センター	熊 本 県	山中 和彦	東区長嶺南2丁目3番3号	昭32. 8	—

コ 母子福祉施設（子ども支援課）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	開設年月	定員
熊本市母子福祉センター	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	竹原 美佐子	中央区水前寺4丁目47番50号	昭60. 6	—

(1 8) 公立保育所管理運営及び私立保育所運営支援事業

児童福祉法の改正（平成10年4月施行）により、保育所への入所が市町村の措置という「行政処分」から保護者が希望する保育所を選択し、市町村は入所が可能なときは、入所を承諾する「利用契約」へと移行し、これに伴い、従来行政だけで行っていた申込受付を各保育所においても行うこととした。

また、平成24年4月の政令指定都市への移行に伴い、保育所への入退所業務は、各区役所にて行うこととした。

ア 保育所入所状況（市外委託分除く）

（平26.4.1現在）

年度	公 立 別	定 員	入所児童数	入所率（％）	待機児童数
22	公 立	2,035	2,005	98.5	0
	私 立	12,425	13,211	106.3	1
	計	14,460	15,216	105.2	1
23	公 立	2,035	2,022	99.4	0
	私 立	12,950	13,747	106.2	1
	計	14,985	15,769	105.2	1
24	公 立	2,035	2,052	100.8	6
	私 立	13,210	14,134	107.0	112
	計	15,245	16,186	106.2	118
25	公 立	2,035	2,058	101.1	33
	私 立	13,530	14,461	106.9	146
	計	15,565	16,519	106.1	179
26	公 立	1,985	2,032	102.3	28
	私 立	14,030	15,010	107.0	291
	計	16,015	17,042	106.4	319

※入所率（％）＝入所児童数÷定員×100

イ 年齢別保育所入所状況

（平26.4.1現在）

区 分	保育所数	定 員	年 齢 別 入 所 児 童 数					
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
公 立	22	1,985	100	284	354	426	427	441
私 立	135	14,030	1,103	2,473	2,683	2,879	2,936	2,936
計	157	16,015	1,203	2,757	3,037	3,305	3,363	3,377

ウ 保育所

公 立

（平26.4.1現在）

施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地	施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地
		保育士	その他	計				保育士	その他	計	
1 本荘保育園	130	14	2	16	中央区本荘6丁目	13 健軍保育園	110	11	2	13	東区健軍2丁目
2 横手 "	100	11	2	13	中央区横手2丁目	14 黒髪乳児 "	60	6	2	8	中央区黒髪2丁目
3 白山 "	90	9	2	11	中央区白山2丁目	15 麻生田 "	100	12	2	14	北区麻生田4丁目
4 京塚 "	110	11	2	13	東区尾ノ上3丁目	16 梶尾 "	60	4	1	5	北区梶尾町
5 京町台 "	100	11	2	13	西区池田1丁目	17 西里 "	110	10	2	12	北区硯川町
6 城東 "	130	13	2	15	中央区九品寺1丁目	18 五丁 "	60	4	1	5	北区貫町
7 池上 "	90	9	2	11	西区池上町	19 山本 "	70	8	2	10	北区植木町清水
8 小島 "	60	6	2	8	西区小島7丁目	20 豊田 "	120	9	2	11	北区植木町豊田
9 春日 "	90	9	2	11	西区春日3丁目	21 田底 "	90	9	2	11	北区植木町正清
10 清水 "	90	9	2	11	北区清水本町	22 菱形 "	80	8	2	10	北区植木町上古閑
11 中島 "	45	8	2	10	西区沖新町	計 22カ所	1,985	199	42	241	
12 幸田 "	90	8	2	10	南区良町2丁目						

私 立

(平26. 4. 1現在)

施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地	施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地
		保育士	その他	計				保育士	その他	計	
1 白羊保育園	90	14	5	19	西区島崎3丁目	70 愛 〃	90	18	5	23	南区近見3丁目
2 黒髪幼愛園	200	31	5	36	中央区黒髪2丁目	71 熊本日の出 〃	120	19	7	26	東区桜木3丁目
3 愛光幼児園	90	20	6	26	中央区新大江2丁目	72 こじか 〃	90	15	5	20	南区南高江7丁目
4 城高保育園	90	17	4	21	西城区山大塘2丁目	73 清水ヶ丘 〃	90	15	5	20	北区兎谷 1 丁目
5 みのり 〃	60	16	6	22	中央区本荘3丁目	74 第二画図 〃	60	14	3	17	中央区出水4丁目
6 双葉 〃	90	19	4	23	中央区本荘2丁目	75 出仲間 〃	170	26	5	31	南区出仲間3丁目
7 誠櫻幼愛園	120	20	6	26	西区春日6丁目	76 なぎさ 〃	120	24	8	32	東区江津1丁目
8 友愛会保育園	90	18	4	22	中央区壺川2丁目	77 済生会しらふじ 〃	150	29	7	36	南区白藤3丁目
9 聖母幼愛園	90	18	4	22	東区南町	78 あゆみ 〃	90	21	4	25	北区武蔵ヶ丘1丁目
10 のぞみ保育園	100	16	5	21	東区若葉2丁目	79 カトレア 〃	90	17	5	22	東区若葉6丁目
11 ひかり幼児園	90	19	5	24	中央区大江2丁目	80 上ノ郷 〃	90	15	4	19	南区上ノ郷 1 丁目
12 ひばり保育園	120	23	6	29	東区山ノ内1丁目	81 木の葉 〃	160	24	7	31	東区石原2丁目
13 旭 〃	180	27	6	33	南区近見6丁目	82 たつだ 〃	140	30	5	35	北区龍田弓削2丁目
14 ひまわり 〃	60	15	4	19	中央区新大江1丁目	83 つばめ 〃	180	35	10	45	東区長嶺南7丁目
15 かっぱ 〃	180	28	9	37	中央区保田窪1丁目	84 日吉 〃	120	22	8	30	南区十禅寺2丁目
16 マリア幼愛園	90	16	4	20	中央区水前寺4丁目	85 にれのき 〃	70	13	3	16	北区榆木5丁目
17 報徳保育園	90	21	4	25	西区池田2丁目	86 力合さくら 〃	190	35	8	43	南区合志3丁目
18 おぜき 〃	90	13	6	19	東区下南部2丁目	87 リズム幼稚園	150	24	6	30	南区御幸笛田3丁目
19 瑩光 〃	60	11	5	16	西区花園6丁目	88 まんごく保育園	120	23	6	29	北区清水万石4丁目
20 若葉幼愛園	70	13	5	18	西区上代1丁目	89 月出 〃	90	15	4	19	東区月出6丁目
21 かおる保育園	90	16	6	22	西区中島町	90 熊本夜間 〃	45	11	5	16	中央区新市街
22 ふわわ 〃	120	19	7	26	東区桜木1丁目	91 ひでみ 〃	250	41	9	50	北区鶴羽田3丁目
23 藤崎台 〃	60	15	4	19	中央区古京町	92 北部中央 〃	120	20	5	25	北区西梶尾町
24 有明 〃	50	11	3	14	西区小島下町	93 やまばと 〃	100	20	5	25	東区御領2丁目
25 きらら 〃	150	27	7	34	北区清水新地2丁目	94 芳野 〃	80	18	9	27	西区河内町岳
26 仁愛幼稚園	240	42	9	51	南区薄場1丁目	95 たちばな 〃	75	12	4	16	西区河内町河内
27 ぎんなん保育園	90	15	6	21	東区京塚本町	96 河内からたち 〃	40	10	5	15	西区河内町河内
28 川尻 〃	90	16	9	25	南区川尻5丁目	97 畠口みのり 〃	50	11	3	14	南区畠口町
29 つばみ 〃	120	15	5	20	中央区国府本町	98 熊本藤富 〃	90	19	7	26	南区護藤町
30 シオン 〃	120	23	4	27	中央区新町4丁目	99 リリー 〃	45	6	4	10	南区並建町
31 仁愛乳児園	50	16	4	20	西区春日4丁目	100 飽田東 〃	90	20	3	23	南区砂原町
32 すぎのこ保育園	90	14	6	20	西区二本木4丁目	101 モロナイ 〃	120	19	12	31	南区八分字町
33 木の実 〃	90	12	4	16	東区西原2丁目	102 中緑 〃	50	11	3	14	南区美登里町
34 天使の園 〃	60	14	3	17	中央区渡鹿1丁目	103 銭塘 〃	80	15	3	18	南区銭塘町
35 きよめ 〃	90	26	7	33	中央区国府2丁目	104 奥古閑 〃	45	9	3	12	南区奥古閑町
36 くぼんじ 〃	150	31	13	44	中央区八王寺町	105 海路口 〃	60	10	3	13	南区海路口町
37 はけみや 〃	60	15	3	18	北区高平3丁目	106 川 口 〃	70	8	3	11	南区川口町
38 画図 〃	90	18	5	23	東区下江津2丁目	107 帯山のぎく 〃	90	15	4	19	中央区帯山4丁目
39 二岡 〃	150	17	4	21	東区戸島3丁目	108 こぐま 〃	170	29	6	35	北区四方寄町
40 広福 〃	120	18	7	25	東区長嶺東5丁目	109 寺原 〃	60	13	5	18	中央区坪井5丁目
41 供合 〃	150	24	6	30	東区上南部3丁目	110 わらべ 〃	160	31	2	33	東区新南2丁目
42 小山 〃	150	27	6	33	東区小山2丁目	111 さくらんぼ 〃	90	26	10	36	東区広木町
43 そよかぜ 〃	130	23	6	29	南区南高江1丁目	112 水前寺 〃	80	17	5	22	中央区水前寺公園
44 第二桜ヶ丘 〃	120	21	7	28	中央区世安町	113 出水南 〃	90	20	6	26	中央区出水6丁目
45 本妙寺 〃	130	17	5	22	西区花園4丁目	114 浄法たから 〃	130	22	6	28	南区富合町小岩瀬
46 くすの実 〃	120	18	5	23	北区楠4丁目	115 第一幼稚園	150	26	6	32	南区富合町新
47 帯山 〃	120	20	5	25	東区月出2丁目	116 雁回まこと保育園	100	18	4	22	南区富合町木原
48 大光 〃	110	22	8	30	東区画図町所島	117 田原児童園	80	13	6	19	北区植木町富応
49 千草 〃	120	20	5	25	中央区平成3丁目	118 蓮の実保育園	90	19	5	24	北区植木町滴水
50 こずえ 〃	130	27	7	34	西区新土河原1丁目	119 桜ヶ丘保育園	100	21	7	28	北区植木町滴水
51 光輪 〃	90	23	5	28	東区沼山津4丁目	120 山東 〃	90	22	5	27	北区植木町有泉
52 つくし 〃	70	17	3	20	西区花園5丁目	121 喜育 〃	90	14	3	17	北区植木町一木
53 エンゼル 〃	120	26	14	40	東区佐土原1丁目	122 大和 〃	60	9	3	12	北区植木町大和
54 城山 〃	180	27	6	33	西区上代6丁目	123 和幸 〃	60	16	3	19	北区植木町平野
55 やまびこ 〃	50	9	5	14	東区尾ノ上2丁目	124 城南慈光 〃	60	13	3	16	南区城南町坂野
56 こまどり 〃	120	16	5	21	東区八反田2丁目	125 城南ふたば 〃	70	18	6	24	南区城南町丹生宮
57 むつみ 〃	120	21	9	30	北区楠 1 丁目	126 和光 〃	150	20	5	25	南区城南町隈庄
58 第二森下 〃	90	15	4	19	南区近見7丁目	127 くすのき 〃	120	23	5	28	南区城南町六田
59 さくらぎ 〃	90	13	4	17	東区花立3丁目	128 小木 〃	120	22	5	27	南区城南町塚原
60 武蔵ヶ丘 〃	150	21	6	27	北区武蔵ヶ丘5丁目	129 城南こばと 〃	60	12	4	16	南区城南町鰐瀬
61 ひむき 〃	130	18	6	24	東区戸島7丁目	130 ピッコリー 〃	90	20	7	27	東区新南3丁目
62 御幸こばと 〃	120	20	5	25	南区御幸笛田7丁目	131 認定こども園 わくわく保育所	30	15	3	18	北区鹿子木町
63 田迎 〃	90	16	6	22	南区良町1丁目	132 大江保育園	90	19	7	26	中央区大江2丁目
64 さつきヶ丘 〃	100	19	4	23	北区龍田1丁目	133 ながみね保育園	90	19	5	24	東区長嶺東5丁目
65 第二エンゼル 〃	120	21	4	25	東区榎町	134 なかよし保育園	60	12	4	16	南区幸田2丁目
66 熊本すみれ 〃	90	16	3	19	西区池亀町	135 たつだの森保育園	80	18	5	23	北区龍田陳内3丁目
67 やまなみ 〃	240	39	4	43	東区戸島西2丁目	計135カ所	14,030	2,572	733	3,305	
68 せきれい 〃	90	14	11	25	東区健軍5丁目	公立立計157カ所	16,015	2,771	775	3,546	
69 松尾 〃	60	11	4	15	西区松尾町上松尾						

健
福

エ 助成

① 助成金支出状況（平成26年度予算）

私立保育所障害児保育事業費補助金	年額 11,500千円
熊本市保育園連盟助成金	年額 6,392千円
私立保育所一時預かり事業費補助金	年額 30,000千円
地域活動事業費補助金	年額 5,000千円
産休等代替職員費補助金	年額 9,900千円
私立保育所延長保育促進事業補助金	年額 664,000千円
保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金	年額 313,000千円

② 認可外保育施設助成

〈助成内容〉

- ・園児賠償責任保険料 ・職員研修費 ・児童の健康診断実施のための経費助成
- ・職員の健康診断実施のための経費助成 ・薬品・衛生材料等の購入経費助成
- ・調理・調乳担当職員の検便経費助成 ・防災設備の整備、安全確保及び衛生管理に必要な備品購入経費助成
- ・乳児保育及び障がい児保育に対する経費助成

〈助成状況〉

18,200千円（平成26年度予算）

オ 保育所徴収金基準額（抜粋）

（平26.4.1現在）

世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）	
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2	第1階層及び第4～8階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	4,000円 3,000円
第3-1		均等割の額のみ世帯	10,000円 7,500円
第3-2		所得割の額のある世帯	12,000円 9,500円
第4-1	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	10,000円未満	16,000円 12,000円
第4-2		10,000円以上 25,000円未満	22,500円 20,000円
第4-3		25,000円以上 40,000円未満	27,500円 24,500円
第5-1		40,000円以上 55,000円未満	33,000円 28,000円
第5-2		55,000円以上 78,000円未満	34,500円 28,500円
第5-3		78,000円以上 103,000円未満	38,000円 29,000円
第6-1		103,000円以上 150,000円未満	45,000円 29,500円
第6-2		150,000円以上 260,000円未満	47,000円 30,500円
第6-3		260,000円以上 413,000円未満	50,000円 31,000円
第7-1		413,000円以上 570,000円未満	53,000円 32,000円
第7-2		570,000円以上 734,000円未満	55,000円 32,500円
第8		734,000円以上	58,000円 33,000円

旧城南町徴収金基準額表

(平26. 4. 1現在)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)	
階層区分	定	義	3 歳未満児	3 歳以上児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。) 又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に 関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0 円	0 円
(B)	A 階層及び D1 階層から D12 階層までを除き前年度分の市町村民税非課税 世帯(母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯及びその他の世帯に限る。)		4,500 円	4,000 円
B	A 階層及び D1 階層から D12 階層までを除き前年度分の市町村民税非課税 世帯(B)以外の世帯に限る。)		9,000 円	8,000 円
C1	A 階層及び D1 階層から D12 階層までを除き前年度分 の市町村民税の課税世帯 であってその市町村民税 の額の区分が次の区分に 該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	12,000 円	10,000 円
C2		所得割の額が 5,000 円未満	14,000 円	11,000 円
C3		所得割の額が 5,000 円以上	15,000 円	12,000 円
D1	A 階層を除き前年分の所得 税課税世帯であってその 所得税の額の区分が次の 区分に該当する世帯	3,000 円未満	17,000 円	13,000 円
D2		3,000 円以上 10,000 円未満	19,000 円	16,000 円
D3		10,000 円以上 20,000 円未満	21,000 円	18,000 円
D4		20,000 円以上 30,000 円未満	23,000 円	20,000 円
D5		30,000 円以上 40,000 円未満	26,000 円	23,000 円
D6		40,000 円以上 60,000 円未満	29,000 円	25,000 円
D7		60,000 円以上 80,000 円未満	32,000 円	27,000 円
D8		80,000 円以上 103,000 円未満	33,000 円	27,000 円
D9		103,000 円以上 150,000 円未満	34,000 円	27,000 円
D10		150,000 円以上 250,000 円未満	35,000 円	28,000 円
D11		250,000 円以上 413,000 円未満	36,000 円	28,000 円
D12		413,000 円以上	37,000 円	28,000 円

※保育料については、適用される基準額表にかかわらず、平成23年度より、同一世帯の児童のうち第3子以降の3歳未満児の保育料を無料化している。

・旧城南町徴収金基準額表適用者は、合併前よりD12階層を除き無料

(1 9) 市立幼稚園管理運営及び私立幼稚園運営支援事業

ア 幼稚園

市 立

(平26. 5. 1現在)

施 設 名	定 員	所 在 地
市立 碩台	90	中央区南千反畑町
〃 一新	176	中央区新町 1 丁目
〃 向山	125	中央区本山 4 丁目
〃 古町	160	西区二本木 4 丁目
〃 川尻	160	西区川尻 4 丁目
〃 楠	125	北区楠 3 丁目
〃 熊本五福	125	中央区魚屋町 1 丁目
〃 隈庄	180	南区城南町宮地
計 8 ケ所	1, 141	
国立大学法人 熊本大学教育学部附属	160	中央区城東町

私 立

(平26. 5. 1現在)

施 設 名	定 員	所 在 地	施 設 名	定 員	所 在 地
九州学院みどり	80	中央区大江 5 丁目	熊本音楽	280	中央区出仲間 6 丁目
ルーテル学院	150	中央区黒髪 3 丁目	出水	220	中央区国府 2 丁目
信愛女学院	250	中央区上林町	白山	200	中央区菅原町
聖母愛児	140	西区島崎 6 丁目	花陵	180	西区田崎 3 丁目
ときわ	315	中央区本荘町	第二	240	北区清水東町
九州音楽	180	中央区水前寺公園	帯山	250	中央区帯山 4 丁目
坪井	80	中央区内坪井町	西部音楽	155	西区中原町
湖東	200	東区湖東 1 丁目	ルンビニー	150	南区近見 2 丁目
熊本学園大学付属敬愛	140	中央区大江 2 丁目	暁	120	西区島崎 5 丁目
九州音楽京塚	410	東区尾ノ上 1 丁目	さくら	350	東区長嶺南 1 丁目
湖東第二	200	東区健軍 3 丁目	東海大学付属かもめ	330	中央区帯山 7 丁目
城北	340	北区清水新地 2 丁目	ちぐさ	120	西区池上町
画図	300	中央区出水 8 丁目	武蔵ヶ丘	280	北区武蔵ヶ丘 5 丁目
西原	400	東区新南部 3 丁目	わかくさ	150	南区南高江 7 丁目
尚綱大学短期大学部附属	260	北区楡木 6 丁目	力合	160	南区白藤 1 丁目
第一	280	中央区坪井 4 丁目	亀の子	120	西区谷尾崎町
マリア	200	中央区水前寺 4 丁目	第 2 さくら体育	350	東区戸島西 7 丁目
聖母	200	東区南町	恵水	330	南区御幸笛田 3 丁目
東部	220	東区花立 5 丁目	くるみ	240	東区渡鹿 8 丁目
王栄	170	中央区九品寺 2 丁目	大窪	160	北区大窪 3 丁目
立田	240	北区龍田 6 丁目	城山	195	西区城山大塘 1 丁目
高平	240	北区高平 2 丁目	ゆたか	160	南区今町
神水	200	中央区神水 1 丁目	北部	210	北区鹿子木町
めぐみ	230	東区水源 2 丁目	植木中央	340	北区植木町舞尾
YMCA 水前寺	100	中央区出水 3 丁目	計 49 ケ所	10, 785	
			公私立計 58 ケ所	12, 086	

イ 幼稚園就園奨励費

市立幼稚園（８園）

（平成 25 年度）

減 免 条 件		区 分	減免限度額 (円)	対象人数 (人)	減免実施額 (円)	対象率 (%)
表 1	生活保護世帯・市民税が非課税の世帯・ 市民税の所得割が非課税の世帯	第 1 子	20,000	49	925,000	7.5
		第 2 子	50,000	8	375,000	1.2
		第 3 子以降	79,000	0	0	0.0
	上記区分以外の世帯	第 1 子	—	0	0	0.0
		第 2 子	—	0	0	0.0
		第 3 子以降	79,000	0	0	0.0
表 2	生活保護世帯・市民税が非課税の世帯・ 市民税の所得割が非課税の世帯	第②子	35,000	17	571,700	2.6
		第③子以降	79,000	1	75,600	0.2
合 計		園児数(全体)	655 人	75	1,947,300	11.45

私立幼稚園（４９園）

補 助 条 件			区分	補助限度額 (円)	対象人数 (人)	補助実施額 (円)	対象率 (%)
表 1	Ⅰ	生活保護世帯	第 1 子	229,200	13	2,804,800	0.1
			第 2 子	268,000	2	455,500	0.0
			第 3 子以降	308,000	1	253,200	0.0
	Ⅱ	市民税が非課税の世帯・市民税の所得割が非課税の世帯	第 1 子	199,200	551	104,478,900	6.2
			第 2 子	253,000	86	17,194,020	1.0
			第 3 子以降	308,000	1	216,000	0.0
	Ⅲ	市町村民税所得割額が 34,500 円に (1) (2) の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16 歳未満の扶養親族数×21,300 円 (2) 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数×11,100 円	第 1 子	115,200	813	90,679,500	9.2
			第 2 子	211,000	122	22,349,350	1.4
			第 3 子以降	308,000	5	1,030,500	0.1
	Ⅳ	市町村民税所得割額が 171,600 円に (1) (2) の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16 歳未満の扶養親族数×19,800 円 (2) 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数×7,200 円	第 1 子	62,200	2,788	162,906,600	31.4
			第 2 子	185,000	398	62,934,500	4.5
			第 3 子以降	308,000	4	978,600	0.0
	Ⅴ	上記区分以外の世帯	第 1 子	—	0	0	0.0
			第 2 子	—	0	0	0.0
			第 3 子以降	308,000	4	837,700	0.0
表 2	Ⅰ	生活保護世帯	第②子	249,000	6	1,359,700	0.1
			第③子以降	308,000	3	645,100	0.0
	Ⅱ	市民税が非課税の世帯・市民税の所得割が非課税の世帯	第②子	226,000	263	56,164,000	3.0
			第③子以降	308,000	55	12,051,500	0.6
	Ⅲ	市町村民税所得割額が 34,500 円に (1) (2) の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16 歳未満の扶養親族数×21,300 円 (2) 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数×11,100 円	第②子	163,000	403	64,137,600	4.5
			第③子以降	308,000	78	17,501,700	0.9
	Ⅳ	市町村民税所得割額が 171,600 円に (1) (2) の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16 歳未満の扶養親族数×19,800 円 (2) 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数×7,200 円	第②子	114,000	1,370	150,677,800	15.4
			第③子以降	308,000	176	38,233,120	2.0
合 計			園児数(全体)8,876 人		7,142	807,889,690	80.46

※小学校１～３年生に兄弟を有する場合の幼稚園児の最年長者を第②子、次年長者を第③子と表記。

※平成２０年度から小学校１～３年生に兄弟を有する場合は優遇措置あり。(表２)

ウ 私学助成

私立幼稚園を運営する学校法人に対し、教職員の研究・研修等に係る経費を助成する。

年 度	21	22	23	24	25
決算額（千円）	46,797	47,665	47,665	47,665	47,665

7 青少年育成（青少年育成課）

心豊かなたくましい青少年を育むため、社会参加活動への支援や青少年育成環境の整備を進める。特に児童育成クラブの充実など、放課後児童対策を強化するとともに、多様な青少年問題に対応するため、青少年センターの非行防止活動や広報啓発活動を充実させる。

（1）青少年健全育成推進事業

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援するとともに支援体制を整える。

ア 熊本市青少年問題協議会

熊本市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づく本市の附属機関として設置。青少年問題全般に関する総合的施策の確立のため、調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を行う。事務局は本市青少年育成課に置く。

委員構成 市長・市議会議員・教育委員会委員・学識経験者・関係行政庁職員
任期 在職期間（但し学識経験者は2年）
事業内容 ・協議会の開催
・善行青少年の表彰選考

イ 熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

構成 小学校区青少年健全育成協議会をもって構成している。
主な事業 ・年次総会、代表者会、理事会、評議員会
・子ども・若者育成支援強調月間
・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動
・熊本市青少年健全育成大会
・研修会
・家庭・地域の教育力の向上
・青少協活動の地域への浸透

ウ 校区青少年健全育成協議会

各小学校区の青少年健全育成に関する団体や機関が連携を緊密にし、相互の情報交換、事業の調整を図り、地域住民の協力を得て、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。現在、88小学校区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行っている。

エ 熊本市青少年指導員協議会

熊本市青少年指導員協議会は、市長から委嘱を受けた青少年指導員が平成元年5月自らの資質の向上と連携の強化を図るため、自主的に結成された任意団体。

オ 熊本市子ども会育成協議会

各小学校区の単位子ども会育成会相互の連携・強調のもと、子ども会発展のための育成を目的とした団体。
単位子ども会育成会は、校区町内をもとに組織され自分たちの住む地域を活動の場とした、年齢の異なる子どもたちの集まりであり、学校や家庭とは違った人間関係の中での幅広い経験を通して、子どもたちが社会性・自主性・協調性などを身につけるため季節の行事やスポーツ交流などの事業を行っている。

カ ボーイスカウト熊本市連絡協議会

日本ボーイスカウト熊本県連盟として、熊本市内に所属する3地区（中部地区、東部地区、西部地区）15個団のより円滑な協力・連携を保つことを目的とした団体。

キ ガールスカウト熊本県連盟熊本市連絡会

ガールスカウト日本連盟の一員として、ガールスカウト運動を普及し、女性が自らの可能性を最大限に伸ばし、発揮できる社会の形成を推進することを目的とする団体。

（２）児童育成クラブ

目 的	放課後児童（保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校１～３年の児童）とその保護者に対し、児童育成クラブを開設し、児童の健全育成及び仕事と子育ての両立を支援する。
開 設 日	４月１日～翌年３月３１日（日曜日・国民の祝日・年末年始を除く） 平日：児童の下校時間～午後６時
開 設 時 間	土曜日及び長期休業中：午前８時３０分～午後６時 ４９２名（平２６．３．３１現在）
指 導 員	４名（平２６．３．３１現在）
巡回指導員	（公営）７５箇所４，０３４名 （民営）１５箇所４５２名（平２６．３．３１現在）
開 設 状 況	※開設時間、指導員、巡回指導員については、各民営クラブにより異なる。

（３）青少年センター活動

ア 業務内容

街頭指導、関係機関及び団体との連携、青少年非行防止に関する啓発活動、青少年指導にかかる調査及び資料収集、青少年に有害な影響を与える環境の浄化、その他青少年非行防止のための必要な事項。

イ 青少年指導員

（平成26年度）

区 分	内 訳	人 員（人）
民 間	校区青少年健全育成協議会の推薦	229
学 校	小学校 中学校 高等学校 専修学校の推薦	291
計		520

ウ 指導状況

① 実施状況

年度	21	22	23	24	25
街頭指導実施状況					
年間街頭指導実施回数（回）	787	806	816	924	931
従事した青少年指導委員延人員（人）	4,049	4,273	4,003	4,659	4,629
指導した青少年の総数（人）	6,341	6,140	5,297	5,966	6,141

②学職別・行為別指導状況

(単位 人)

学 職 別	行為別 年度	喫 煙	怠 学	遊技施設内 声かけ指導	交通指導	帰宅指導	その他	計
	年度							
小 学 生	23	-	-	111(32)	14(3)	222(60)	92(9)	439(104)
	24	-	-	164(40)	15(2)	330(90)	132(45)	641(177)
	25	-	-	205(46)	0(0)	576(195)	247(73)	1,028(314)
中 学 生	23	5(2)	4(0)	843(273)	47(13)	172(25)	81(32)	1,152(345)
	24	11(3)	1(0)	902(188)	43(2)	184(50)	109(37)	1,250(280)
	25	0(0)	6(2)	850(175)	14(4)	242(91)	143(47)	1,255(319)
高 校 生	23	7(2)	50(30)	2,710(1,113)	246(129)	165(77)	143(91)	3,321(1,442)
	24	11(0)	30(22)	3,036(1,048)	194(69)	180(81)	245(166)	3,696(1,386)
	25	10(3)	24(17)	2,917(1,052)	101(39)	297(148)	147(105)	3,496(1,364)
そ の 他	23	19(5)	3(2)	221(108)	74(19)	34(10)	34(10)	385(154)
	24	23(10)	4(2)	168(54)	102(37)	50(15)	32(15)	379(133)
	25	21(5)	0(0)	236(70)	50(15)	44(16)	11(0)	362(106)
計	23	31(9)	57(32)	3,885(1,526)	381(164)	593(172)	350(142)	5,297(2,045)
	24	45(13)	35(24)	4,270(1,330)	354(110)	744(236)	518(263)	5,966(1,976)
	25	31(8)	30(19)	4,208(1,343)	165(58)	1,159(450)	548(225)	6,141(2,103)

注 () 内数字は女子……再掲

エ 小・中学校生徒指導協議会・中学校生徒指導委員会・高等学校生活指導連盟との連携

熊本市小学校、中学校、高等学校における児童・生徒の指導を目的とした調査、研究、連絡調整等を行う教職員組織との相互連携による生徒指導活動を展開する。

オ 家庭環境づくりの啓発事業（健全育成懇談会～地域で育てる青少年～）

“非行防止は家庭から” “家庭づくりは親子の対話から”と言われるように、家庭のあり方が青少年に与える影響は大きなものがある。家庭における子どもの問題を中心に考えながら青少年の健全な育成と明るい家庭づくりについての話し合いの機会をもつために講師、助言者を派遣する。

(4) 児童館

児童館は、自由な遊びの中の集団的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図っている。また、子育て家庭を支援するため、子育て情報や情報交換の場の提供を行っている。現在、西原公園、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部、城南児童館の11児童館と民間の桜ヶ丘児童館がある。

名 称	西原公園児童館
所 在 地	中央区九品寺4丁目24番4号
開設年月日	昭和53年8月1日
構 造	鉄筋3階建
敷 地 面 積	6,386㎡(西原公園面積)
建 物 面 積	320.86㎡(昭和56年度増築)
着 工	昭和53年1月4日
完 工	昭和53年7月11日
建 設 費	52,585千円

※ 東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部の各児童館の施設概要については、複合施設のため、まちづくり交流室の項に一括記載

(5) 勤労青少年ホーム

主として15歳から35歳までの勤労青少年を対象として、仕事の余暇を活用した文化、教養、スポーツ等の各種講座や利用者によるボランティア活動、各種イベントを通しての豊かな人間性の向上と健全な育成を図ることを目的とした施設である。

所在地	北区鶴羽田2丁目13番10号
構造	鉄筋コンクリート2階建
敷地面積	2,527.17㎡
建物面積	756.50㎡
着工	平成元年8月25日
完成	平成2年3月25日
開館	平成2年4月1日
建設費	262,028千円
利用状況	7,170人(平成25年度実績)

(6) 青少年教育

子どもたちが様々な野外体験活動などを通して、「生きる力」を育むことができるよう青少年活動(野外活動等)の指導者を養成し、安全で教育的効果の高い青少年活動を推進する。

ア 指導者養成

名称	内容	対象	開催期間	受講者数(人)	場所	備考
キャンプリーダー講習会	キャンプの企画・運営・実技等	市内在住又は通勤・通学する18歳以上の者	5月～6月(全3回)	9	熊本市総合体育館・青年会館 あそ教育キャンプ場ほか	(財)熊本市社会教育振興事業団共催
レクリエーションセミナー	青少年指導者に必要とされる知識やスキルについての講義	市内在住又は通勤・通学する18歳以上の者	11月16日・17日 23日・30日(全4回)	18	熊本市総合体育館・青年会館 金峰山少年自然の家 熊本市駐輪場8階	熊本市キャンプ協会主管

イ 青少年教育施設

恵まれた自然環境の中で、集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るために、小中学校の集団宿泊や青少年団体等を受け入れるとともに主催事業を行う。

① あそ教育キャンプ場

所在地	阿蘇市南宮原字村上
開設年月日	昭和42年7月21日
敷地面積	132,809㎡
収容人数	570人
管理棟	鉄骨丸太造り2階建630㎡ (1階308㎡/2階322㎡)
野外施設	①テントサイト(4サイト、テント57張) ②共同炊事場6ヶ所、トイレ5ヶ所(うち多目的トイレ1ヶ所) ③大営火場1ヶ所・小営火場4ヶ所 ④場内オリエンテーリングコース
年間利用者数	23,188人(平成25年度利用実績、述べ人数)
主催事業	①ファミリーキャンプ(日帰り、参加者数 延べ25人) (1泊2日、参加者数 延べ29人)

利用状況

年度 団体名		23			24			25		
		団体数	延人員 (人)	構成比 (%)	団体数	延人員 (人)	構成比 (%)	団体数	延人員 (人)	構成比 (%)
学校教育	幼稚園・保育園	2	225	0.9	0	0	0	1	0	0.6
	小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中学校	42	21,459	93.7	41	20,816	94.7	14	21,848	94.2
	高校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会教育（青少年団体等）		8	843	3.7	6	932	4.2	10	979	4.2
その他（家族等）		23	208	0.9	23	117	0.6	11	134	0.6
主催事業		3	174	0.8	3	116	0.5	3	93	0.4
合 計		76	22,909	100.0	76	21,981	100.0	60	23,133	100.0

（注）構成比（％）＝延人員の構成比

② 金峰山少年自然の家

所 在 地 西区池上町字西平山

開設年月日 昭和50年10月1日

敷地面積 約9,455㎡

建物延面積 約2,337㎡

定 員 200人

施設内容 宿泊棟 児童用23室（1室8人、2段ベッド）身障者用1室（ベッド2台）引率者用2室、
研修室98㎡、体育室292㎡、食堂（定員100人）、浴室棟86㎡、保健室、事務室、
つどいの広場、野外炊飯場、屋外多目的ハウス180㎡、テントサイト20張

利用状況

年度 団体名		23			24			25		
		団体数	延人員 (人)	構成比 (%)	団体数	延人員 (人)	構成比 (%)	団体数	延人員 (人)	構成比 (%)
小学校		94	24,676	82.8	95	23,534	79.8	96	23,519	76.4
中学校		1	93	0.3	3	279	0.9	4	303	1.0
少年団体		22	1,508	5.1	22	1,882	6.4	24	1,808	6.0
その他の団体		12	2,050	6.9	10	1,897	6.4	12	2,933	9.5
主 催		15	1,470	4.9	18	1,906	6.5	21	2,225	7.1
合 計		144	29,797	100	148	29,498	100	157	30,788	100.0
稼働率（％）		70.8			73.0			77.4		

（注）稼働率（％）＝（利用日数／開所日数）×100

（７）青少年の交流

国内外の友好姉妹都市及び九州内の都市との間で、青少年の交流活動を通して、親善を深めるとともに次代を担う青少年リーダーを育成する。

ア 国際交流（平成２５年度）

①本市・桂林市高校生交流事業（派遣）

期間 平成２５年８月１日～８月６日（５泊６日）

団員 ２０人（高校生団員１５、役職員５）

②本市・ハイデルベルク市青少年交流事業（受入）

期間 平成２５年７月２７日～８月５日

団員 ２８人（中学生高校生団員２２、役職員６）

イ 国内交流（平成２５年度）

①九州都市中学生交流事業「第１７回九州都市中学生交流大会」（派遣）

期間 平成２５年８月６日～８月８日（２泊３日）

団員 ６１人（中学生団員５３、役職員８）

②熊本市・福井市小学生交流事業（受入・派遣）

期間 （受入）平成２５年８月１日～４日（３泊４日）

（派遣）平成２６年１月１０日～１３日（３泊４日）

団員 ２５人（小学生団員２０、役職員５）

（８）成人式

二十歳を迎えた新成人たちを対象に区切りの式典を開催し、新成人としての責任や自覚を促す。

平成２６年成人式

開催日 平成２６年１月１３日

場所 熊本市総合体育館・青年会館

対象者 ７，５０８人

（９）子ども文化会館

設置主体 熊本市

管理運営 (一財)熊本市社会教育振興事業団（平成23年度より指定管理者）

所在地 中央区新町１丁目３番１１号

規模・構造 地下１階、地上５階、塔屋１層の鉄筋コンクリート造

延床面積 ５，７０８．１８㎡

供用開始 平成７年３月２６日

建設費 ２，７９３，８９８千円

施設の概要 地下１階 駐車場（４台）、駐輪場（９０台）、警備室等

地上１階 エントランスホール、情報提供コーナー、事務室、養護室

２階 やすらぎの部屋（４室）、会議室（２室）、相談コーナー（３室）等

３階 創作室、プレイルーム、パソコンルーム、談話コーナー、授乳室

４階 多目的ホール（２２８席）、わんぱく広場

５階 多目的ホール上層部

開館時間 午前９時～午後５時

（ただし、ホール・会議室は有料での利用は午後８時３０分まで）

主な特別事業実績

(平成25年度)

特別事業名	内 容	期 日	参加者数 (人)
ジャンボこいのぼりづくり	来館者の描いたうろこを巨大こいのぼりに貼り、エントランスに飾る	4/24～5/5	650
ジャンボ七夕づくり	来館者の作った七夕飾りや願いを書いた短冊を大きな笹に吊るし、エントランスに飾る	6/30～7/7	653
夏の舞台劇	プロの劇団による高質な舞台劇を上演	7/21	442
納涼祭～ こどぶんおばけ館（やかた）～	夏の風物詩であるお化け屋敷や怪談話を子どもボランティアの参加により実施	8/17～18	8,131
中学生の乳幼児ふれあい体験事業	命の大切さや子育ての大変さを感じるため、中学生が絵本の読み聞かせや遊びを通して乳幼児とふれあう	9/9 9/12、13	253
節分豆まき	子どもボランティアの劇や、みんなで豆まきを楽しむなど、異年齢の交流の場（機会）を提供	2/2	667
僕の夢、私の夢体験事業	3つの小学校の児童が、一年間をかけてそれぞれの「夢」の実現に向けて活動し、達成までの過程や成果を発表	2/9	383
こどぶん誕生祭	当館の設立日を記念して春休み期間中に実施するイベント（親子ふれあい活動、ふれあいコンサートなど）	3/22～23	2,378

利用状況（延べ利用者数）

(単位 人)

度 区分	21	22	23	24	25
子ども	153,398	163,065	170,523	184,604	197,083
大人	98,214	107,200	119,662	136,896	146,208
合計	251,612	270,265	290,185	321,500	343,291

8 生活衛生

食の安全・安心の確保、生活衛生の確保、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発、墓地・斎場の適正な管理及び健康危機への適切な対応など、身近な生活衛生の向上に努めている。

(1) 環境衛生関係（生活衛生課）

環境衛生については、理・美容所、クリーニング所、旅館等の生活衛生関連営業施設の衛生管理状況に関する監視指導を実施しており、特に、循環式浴槽水の普及によるレジオネラ症等の発生予防に取り組んでいる。

ア 営業施設の監視指導状況

(平成 25 年度)

	業 種	施 設 数	監 視 数	監視率 (%)
営業六法	理 容 所	717	188	26.2 %
	美 容 所	1,431	574	40.1 %
	クリーニング所	560	181	32.3 %
	旅 館	246	86	35.0 %
	興 行 場	36	10	27.8 %
	公 衆 浴 場	200	195	97.5 %
	計	3,190	1,234	38.7%
その他一般環境衛生	温 泉	176	4	2.3 %
	化 製 場 等	2	0	0 %
	墓 地	1,510	10	0.7 %
	納 骨 堂	262	2	0.8 %
	火 葬 場	2	-	-
	ビル管理法による 特定建築物	259	33	12.7 %
	ビル管理法による 登録営業	168	14	8.3 %
	遊 泳 場	33	32	97.0 %

イ 熊本市ホテル等建築審査会

平成元年4月1日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。この条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造を有するホテル等の建築を規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目 的 ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する。

委 員 構 成 10人以内
市議会議員・学識経験者・関係行政機関の職員

任 期 2年

ウ 熊本市食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、市民に安全で衛生的な食肉を供給するために、「と畜場法」「食品衛生法」に基づいて、獣畜（馬・牛・豚・めん羊・山羊）の疾病の検査（ＢＳＥ検査を含む）、食肉に含まれる動物用医薬品等の残留有害物質の検査、と畜場内の衛生指導及び食肉衛生に関する調査・研究等の業務を行っている。また、家畜生産サイドへ検査結果を還元し、健康な家畜の生産に寄与している。

① と畜検査頭数

年度 畜種	21	22	23	24	25
馬	3,597	3,373	2,792	2,839	3,363
牛	8,938	8,083	7,904	7,866	2,466
豚	35,850	34,826	35,946	32,967	31,417
めん羊・山羊	0	0	0	0	0
合 計	48,385	46,282	46,642	43,672	37,246

② 残留有害物質検査頭数

年度 畜種	21	22	23	24	25
馬	2	0	0	4	0
牛	28	42	6	24	8
豚	229	245	181	235	163
合 計	259	287	187	263	171

③ 衛生検査件数

年度 検体	21	22	23	24	25
施設設備・器具	273	256	138	162	144
枝肉拭き取り検査	7,718	7,028	6,030	6,215	7,134
保 菌 調 査	114	0	0	0	0
そ の 他	164	161	138	130	96
合 計	8,269	7,445	6,306	6,507	7,374

④ 牛海綿状脳症（ＢＳＥ）のスクリーニング検査頭数

（平成25年度）

畜 種	30か月齢以下	30か月齢超 ～48か月齢以下	48か月齢超	計
乳 用 種	261	159	896	1,316
肉 用 種	125	164	642	931
計	386	323	1,538	2,247

※検査結果はすべて陰性

(2) 生活衛生関係（生活衛生課）

健康で快適な生活環境の確保を目指し、ダニやハチ等の住まいの衛生相談に対応するとともに、住宅の高気密化や化学物質を放散する建材等を原因としたシックハウス症候群については、要望に応じて空気環境調査を実施している。

また、環境衛生事業所の廃止（平成24年3月31日）に伴い、道路、水路、公園等の公共の場所や施設における害虫等駆除や除草は、それぞれを所管する課が対応し、市民からの相談（衛生害虫の発生や空地の除草など）には区役所まちづくり推進課が生活衛生課と連携して対応している。

ア 住まいの衛生相談状況

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
相談件数(件)	154	156	196	200	309
(うち、住まいの健康快適度診断実施数)	11	16	15	16	10

イ 出前教室実施状況

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
出前教室実施件数(件)	3	25	5	3	13
延参加人数(人)	240	369	102	76	265

ウ 生活衛生推進員セミナー開催状況

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
生活衛生推進員の登録人数(人)	13	71	26	58	40
セミナー開催数(回)	3	5	5	5	6

エ 害虫等駆除状況

- ①公共施設・道路・公園等の相談(苦情)については、それぞれの担当課へ対応依頼している。
- ②民有地・民有家屋の所有者からの相談については、業者紹介(電話帳で本人が選択する)をしている。
- ③近隣の住民からの相談(苦情)で、民有地・民有家屋の所有者が不明の場合、現地確認し、登記簿等で所有者を探して駆除等を依頼している。
- ④地域団体(自治会・PTA 等)からの相談があった場合、地域団体での対応をお願いしている。

【実績】通学路にコガタズメバチの巣が危険で緊急性があると判断し駆除したのが、平成24年度2件、平成25年度は0件であった。また、市内でセアカゴケグモが発見され、健康被害を防止するために生息調査(駆除1匹含む。)や注意喚起を行った。

オ 除草指導

苦情処理状況

(平成25年度)

指導した雑草地(件数)	草刈り完了実績(件数)
250	191

(3) 動物愛護センター

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「熊本市動物の愛護及び管理に関する条例（平成24年6月1日施行）」に基づき、犬の登録・狂犬病予防注射の実施、犬の捕獲・収容・返還・処分、犬・猫に関する苦情相談対応、飼い犬・飼い猫の引取り、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養許可・監視指導等を行っている。動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するために、熊本市動物愛護推進協議会と協働して動物愛護週間行事・動物愛護啓発イベント等の開催、ノラ猫対策としての地域ねこ活動を展開している。平成21年度からは、動物愛護のさらなる普及啓発を図るために、学校・幼稚園・保育園を訪問して動物ふれあい訪問教室を開催し、子どもたちが動物をとおり「豊かな心」をはぐくめる支援を始めた。その他、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく有害鳥獣捕獲等捕獲許可、愛がん用鳥獣の飼養登録の事務を行い、野生鳥獣に関する相談窓口として人と野生鳥獣との共生を目指し、有害鳥獣による被害の未然防止と市民の不安解消に努めている。

ア 施設

名 称 熊本市動物愛護センター
 所 在 地 東区小山2丁目11-1
 敷地面積 10,726.71㎡
 建物面積 1,112.6㎡
 管理棟 246㎡
 収容施設棟 315.43㎡
 愛護棟 418.86㎡
 倉庫 41.63㎡
 収納庫 27㎡
 動物愛護園 63.68㎡
 休憩所
 建設費 20,925千円
 改築費 150,396千円（収容施設棟） 46,440千円（管理棟）
 184,527千円（愛護棟）
 建設年月 昭和45年5月
 改築年月 昭和58年1月（収容施設棟） 昭和61年10月（管理棟） 平成26年3月（愛護棟）
 焼却炉 1基

イ 犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分 年度	登録 総数	予防 接種	捕獲 保護	不要犬 引取り	計	返還	譲渡	処分	計	咬傷 事故
21	34,369	23,664	435	18	453	189	222	39	450	17
22	38,337	25,278	575	14	589	257	286	18	561	16
23	38,446	25,911	471	32	503	235	210	16	461	15
24	38,624	25,600	420	11	431	252	148	7	407	26
25	38,781	24,770	423	4	427	222	154	5	381	14

(4) 食品衛生関係

食品衛生については、「食」に関する総合的な取り組みを定めた「熊本市食の安全安心・食育推進計画」に基づき、毎年度「熊本市食品衛生監視指導計画」を策定し、食中毒予防対策や食品の安全確保に特に重点を置いた事業を展開している。

また、市民の食の安全性に関する不安や不信を払拭するため、出前講座や体験型講座を開催しリスクコミュニケーションの充実を図っている。

ア 食品衛生

① 営業施設等の監視指導状況（H18年度から監視ポイント制へ移行）

（平成25年度）

法 許可施設数		条例 許可施設		合 計			
施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	目標ポイント	監視ポイント	達成率（％）
13,540	12,144	1,643	2,070	15,183	22,050	20,910	94.8

② 衛生教育、研修会等の実施状況

（平成25年度）

区 分	衛 生 教 育						研修会・講演会		合 計
	営 業 者				その他	市民	調理師・ 栄養士 研修会	食中毒 予防 講演会	
	許可施設	給食施設 関 係 者	食品衛生 責任者養成 講 習 会	食品衛生 責任者実務 講 習 会					
件 数	65	20	5	2	4	749	4	1	850
参加人数	2, 986	1, 763	846	229	70	4, 309	423	198	10, 824

③ 健康増進法に基づく特定給食施設等の指導状況

年度	区分	立入り施設数	集 団 指 導	
			件 数	延べ人数
21		129	7	1,067
22		138	7	1,216
23		110	5	958
24		110	4	729
25		132	4	423

イ 熊本市田崎市場食品衛生監視所（食品保健課）

昭和47年10月、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品等の監視、指導を行うために設置している。鮮魚介類及び青果関係の監視を中心に定期的な早朝臨検を行い、食品の細菌や添加物、残留農薬の検査を実施している。

所 在 地 西区田崎町380番地 市場会館5階

検 査 状 況

年 度	施 設 数	食 品 の 検 査 数		
		国 産 品	輸 入 品	合 計
21	267	157 (1)	18 (0)	175 (1)
22	265	185 (0)	18 (0)	203 (1)
23	256	223 (1)	20 (0)	243 (1)
24	252	215 (2)	17 (0)	232 (2)
25	246	248 (0)	22 (0)	270 (0)

※（ ）は違反品数を再掲

（５）火葬場（健康福祉政策課）

火葬場については、熊本市斎場及び熊本市植木火葬場施設の改修工事や、熊本市斎場における指定管理者制度の導入など適正な管理運営を行っている。

ア 施 設

・熊本市斎場

所 在 地	東区戸島町７９６番地
敷地面積	１３，２０９．９２㎡
建物面積	斎場 建築面積 ３，９４６．７㎡、延床面積 ４，９７０．３㎡
建設年月	斎場建設工期 平成９年９月１９日～平成１１年８月３１日 (供用開始①火葬棟及び待合棟平成１１年４月１日②式場棟平成１１年９月１日)
構 造	斎場 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建て一部２階建て（庭園含む）
総事業費	約 ３，６６０，０００千円
型 式	台車式１５基
火葬棟の機能	①告別室（４室）②炉前ホール ③火葬炉１５基（３基増設スペースを確保）、汚物炉１基 ④収骨室（４室）⑤中央監視室 ⑥事務室

・熊本市植木火葬場

所 在 地	北区植木町滴水６２８番地１
敷地面積	１，２８４．３９㎡
建物面積	斎場 建築面積 ２２９．８㎡、延床面積 ２０５．１㎡
建設年月	昭和５６年３月
構 造	（火葬棟）鉄筋折板平屋造、（待合棟）木造平屋
火 葬 炉	２基

イ 利用状況

① 火 葬

(単位 件)

年度 区分		21	22	23	24	25
大 人	市内	5,009	5,556	5,822	5,904	5,968
	市外	376	373	415	356	390
小 人	市内	23	19	21	27	29
	市外	2	3	8	3	0
死 産 児	市内	170	168	170	157	161
	市外	61	42	60	47	40
改 葬 人 骨	市内	18	110	126	43	57
	市外	0	1	1	4	7
そ の 他	市内	486	459	633	655	473
	市外	81	65	81	94	80
小 計	市内	5,706	6,312	6,772	6,786	6,688
	市外	520	484	565	504	517
合 計		6,226	6,796	7,337	7,290	7,205

※21年度は、熊本市斎場のみの火葬件数

②熊本市斎場待合室及び式場

(単位 件)

区分 \ 年度		21	22	23	24	25
待 合 室	市内	524	658	720	732	804
	市外	10	21	55	49	20
夜 間	市内	40	56	18	8	6
	市外	2	0	1	1	2
昼 間	市内	19	27	12	39	22
	市外	2	0	0	1	2
昼 夜 間	市内	57	53	66	84	81
	市外	7	4	2	6	6
小 計	市内	640	794	816	863	913
	市外	21	25	58	57	30
合 計		661	819	874	920	943

ウ 火葬場使用料（待合室及び式場は、熊本市斎場に限り）

区分	種 別	単 位	使 用 料	
			市 内 (円)	市 外 (円)
火葬場	大 人 (12歳以上)	1体	6,000	36,000
	小 人 (12歳未満)	1体	4,000	24,000
	死 産 児	1体	2,000	12,000
	改 葬 に よ る 人 骨	1体	2,000	12,000
	その他（産汚物、4月未満の死産児又は人体の一部）	1個（10キログラムを限度とする。）	1,000	6,000
待 合 室		1回（2時間以内）	4,000	
式 場	夜 間	1回（午後4時から翌日の午前9時まで）	5,000	30,000
	昼 間	1回（午前9時から午後3時まで）	5,000	30,000
	昼 夜 間	1回（午後4時から翌日の午後3時まで）	10,000	60,000

（6）市営墓地及び霊堂（健康福祉政策課）

市営墓地については、墓地需要に応えるために、返還墓地の再整備貸付を行うとともに、桃尾墓園においては平成14年度からの墓域拡張整備を平成25年度に終え、現在継続募集を実施している。

また、霊堂（納骨堂）を含め周辺の環境整備を定期的に行い墓地景観の向上に努めている。

ア 墓地貸付状況

(貸付累計)

墓地名	総面積 (㎡)	平成23年度までの貸付状況		平成24年度までの貸付状況		平成25年度までの貸付状況	
		件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)
花 園 墓 地	28,057	1,897	12,655	1,894	12,610	1,893	12,604
小 峯 墓 地	28,617	1,915	11,672	1,905	11,591	1,904	11,587
立田山墓地	37,929	1,528	10,279	1,525	10,259	1,525	10,257
城 山 墓 園	54,747	1,149	7,165	1,146	7,150	1,149	7,158
清 水 墓 園	20,897	1,515	8,623	1,516	8,624	1,515	8,621
桃 尾 墓 園	268,765	8,334	41,098	8,477	41,714	8,646	42,522
浦 山 墓 園	26,407	1,245	7,994	1,241	7,945	1,236	7,918
計	465,419	17,583	99,486	17,704	99,893	17,868	100,667

イ 桃尾霊堂

所 在 地	東区戸島町 桃尾墓園内
敷 地 面 積	2, 0 0 0 m ²
建 設 概 要	本 体 鉄筋コンクリート平屋建 5 0 1 . 4 4 m ² 納骨堂 家族納骨壇 3 3 6 壇、短期納骨壇 1, 1 0 0 壇 管理棟 鉄筋コンクリート平屋建 3 9 . 6 m ² (事務所、休憩所、トイレ) 舍利塔 2 5 m ²
竣 工	本体工事 昭和5 6 年3 月
建 設 費	昭和5 5 年度 1 4 7, 1 8 0 千円 (設計委託料含む) 昭和5 6 年度以降 9, 3 0 0 千円 (管理棟、舍利塔)

ウ 使用料

(平14. 4. 1施行)

墓 地	種 別	使 用 料
桃 尾 墓 園	芝 生 墓 地	1 区 画 600, 000円
	一 般 墓 地	1平方メートルにつき 120, 000円
そ の 他 の 墓 地	一 般 墓 地	1平方メートルにつき 80, 000円

(昭56. 5. 1施行)

桃 尾 霊 堂	期 間	使 用 料
家 族 納 骨 壇	10年	200, 000円
短 期 納 骨 壇	1年	5, 000円

(7) 健康危機管理 (医療政策課)

平成1 3 年4 月1 日に熊本市健康危機管理要綱を策定し、保健所として健康危機事案発生時に迅速に対応できるための体制づくりを行っている。

実施内容

- ・連絡会議 庁内外の関係機関3 0 部署からの3 1 委員で構成され、年1 回の開催
- ・幹 事 会 庁内1 2 関係機関及び健康危機管理担当医師の幹事により構成され、必要に応じて開催
- ・訓 練 健康危機事案発生を想定し、庁内外の関係機関と連携し、訓練を年1 回実施
- ・研 修 関係機関の職員を対象に危機意識を認識し、かつ知識を取得するため、健康危機管理に関する専門家による研修を必要に応じて実施、また関係機関が実施する研修を案内
- ・そ の 他 関係会議参加等

環 境

1	環境保全活動の推進	219
2	緑の保全と緑化の推進	224
3	水 環 境 の 保 全	226
4	廃棄物の適正処理と リサイクルの推進	231
5	し尿処理及び浄化槽の 普 及 促 進	238
6	環 境 総 合 セ ン タ ー	240

1 環境保全活動の推進（環境政策課）

（１）環境保全

ア 概要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染等といった身近な生活環境の問題から、地球温暖化やそれが原因といわれる異常気象をはじめ、酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少、砂漠化などの地球規模の問題に至るまで、複雑多様化するとともに深刻化してきている。

このような環境問題は、今日の人々の経済的、社会的な活動が原因となって引き起こされていることを考えると、市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、環境保全を意識し、配慮した行動をとることが不可欠である。

本市では、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくため、市民、事業者、市が一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取り組みを推進するべく、平成7年9月に「環境保全都市宣言」を行い、その中で、市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することを謳っている。

イ 環境基本条例の制定

昭和63年に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水、緑、都市景観保全など個別に条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

ウ 環境総合計画の策定

環境基本条例に規定する「市民生活における良好な環境の確保を図る」ため、平成23年3月に本市の環境行政のマスタープランとして「第3次熊本市環境総合計画」を策定した。本計画は、今日の新たな環境課題に的確に対応するとともに、「未来につなぎ、世界に誇れる環境文化都市」を目指すべき都市像として、市民・市民活動団体・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを目的としたものである。また本計画は、計画期間を10年間として策定されているが、平成27年度に社会情勢の変化や政令指定都市における行政区ごとの地域特性に応じた環境保全施策等へ対応するため、見直しを行う予定である。

基本理念

- ①豊かな自然と文化の保全と活用
- ②環境の変化への対応と適応
- ③環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり
- ④環境と経済・社会の調和
- ⑤環境文化都市を推進するひとづくり・まちづくり

目指す都市像を実現するための環境目標

- ①豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる
- ②くまもとの風土を活かした都市をつくる
- ③環境負荷を抑えた循環型社会をつくる
- ④地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる
- ⑤市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

重点協働プロジェクト（環境目標達成のための共通取り組み事項）

- ・楽しみながら環境行動を実践するひとづくり（ひとづくりプロジェクト）
- ・環境と調和した活力あふれるまちづくり（まちづくりプロジェクト）

エ 環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

① 市民啓発事業

廃棄物や河川・地下水等の身近な環境問題や、地球温暖化など地球規模の環境問題をテーマとした「くまもと環境フェア」を開催し、市民に対する啓発活動を行っている。また、ふれあい出前講座や公民館講座での環境学習会、ごみ処理施設へのバスツアーや、親子環境探検隊などを実施している。また、レジ袋の削減に向けてスーパーや商店街等とレジ袋削減に関する協定を締結し、レジ袋の無料配布中止等を実施するとともに、環境にやさしい店「よかエコショップ」認定制度の普及拡大を図るなど、環境にやさしい消費者の育成にも取り組んでいる。

② 事業者の環境配慮促進

事業者に対して「熊本市事業所グリーン宣言」事業を実施するとともに、「ISO14001」や中小事業者が取り組みやすい「エコアクション21」の認証取得を呼びかけるなど、事業者の継続的な環境負荷低減に向けた取り組みを進めている。

③ 行政の率先活動

市自らが行う事務事業について率先して環境保全に取り組み、環境負荷の低減を図ることを目的として、平成14年10月に本庁等を対象範囲として、環境管理システム「ISO14001」の認証を取得し、その運用を行ってきたが、平成22年4月には、ISO14001規格に適合していることを自らの責任で決定し、宣言する「自己適合宣言方式」に移行し、環境管理の取り組みを推進してきた。

その後、平成23年度には、これまでの環境管理システム「ISO14001」を踏まえ、平成13年度に策定した「熊本市役所グリーン計画」を改定し、対象を指定管理者制度の施設を含め本市の全施設に拡大し、さらに改正省エネ法等にも一元的に対応できる「本市独自に構築した環境管理システム」に移行し、「第3次熊本市役所グリーン計画」として同年度より運用を開始している。

さらに、市が実施するすべての公共事業において、事業構想・計画の段階から設計・施工段階に至るまで、温暖化対策や資源の有効活用など環境負荷の低減、自然環境の保全及び歴史的環境・生活環境の保全に配慮する仕組みとして「熊本市公共事業環境配慮指針」を策定し、平成21年10月より施行している。

④ 地球環境問題への対応

地球環境問題の中でも、最も重要かつ喫緊の課題である地球温暖化の防止に向け、本市を低炭素都市へ転換し、地球温暖化の防止に地域から貢献することを目的として、平成22年3月に「熊本市低炭素都市づくり戦略計画」を策定している。また、平成22年7月には、その推進体制として、学識経験者や事業者、市民団体等からなる「熊本市低炭素都市づくり戦略計画推進協議会」を設置し、戦略計画に掲げた事業の進捗管理を行いながら、各主体との連携を図り、計画に掲げた4つの戦略に基づく取り組みを推進している。

平成25年度は、小学校等の公共施設8箇所への太陽光発電システムの設置や住宅用再生可能エネルギー等利用システム設置費の一部助成など、再生可能エネルギー等の導入促進に取り組むとともに、市民・事業者の省エネ・省資源に関する実践行動を促進するために、ライフステージ別環境教育カリキュラムの運用や「CO₂ダイエットクラブ」、「熊本市事業所グリーン宣言」事業などに取り組んでいる。

⑤ パートナーシップによる環境保全活動の推進

市民、市民活動団体、事業者、市の4つの主体が協働関係を築き、各々の環境行動の更なる実践や新たな環境保全に関する協働事業の実施などを行なっている。また、国・県等の他の行政機関をはじめ、大学や研究機関、国際機関等との連携協力を図っている。

オ 審議会

環境審議会（平成63年10月発足）

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 20人（任期2年）

開催回数 全体会3回（平成25年度）

カ 環境紛争の処理

環境紛争調整委員会（昭和63年10月発足）

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあっせん又は調停にあたる。

委 員 6人（任期2年）

開催回数 4回（平成25年度）

キ 公害苦情処理件数

平成25年度の苦情処理件数は下表のとおりであり、総数245件と前年度より増加した。種類別の割合を見ると、騒音が33%と最も多く、次いで悪臭と大気汚染が20%、水質汚濁が19%となっている。

苦情の内容は、水質汚濁関係では油流出事故、騒音関係では建築工事、大気汚染関係では廃棄物の野外焼却に関する苦情が多い。

公害苦情処理件数

（平成21年度～平成25年度）

種 別 \ 年 度	21	22	23	24	25
大 気 汚 染	28	31	28	42	48
水 質 汚 濁	47	29	55	33	47
土 壌 汚 染	0	0	1	1	1
騒 音	30	57	62	72	81
振 動	5	4	9	5	12
悪 臭	14	26	30	43	49
そ の 他	2	2	6	8	7
計	126	149	191	204	245

ク 公害防止事前指導

工場や店舗・飲食店等からの騒音や悪臭等の公害苦情を未然に防止するため、専用住宅以外の建築物については、建築確認申請の際、建築工事の内容や付帯設備等を記載させた書類と図面を提出させ、法令に基づく届出や騒音等公害発生の未然防止の事前指導を行っている。

平成25年度の事前指導件数 525件

(2) 大気保全

ア 概要

熊本市の大気環境の状況は全般的に改善傾向にあるものの、最近では、光化学オキシダントや、微小粒子状物質（PM_{2.5}）等による大気汚染が新たな課題となっている。このような中、本市では、7カ所の大気汚染測定局（一般環境5局、自動車排出ガス2局）で大気汚染の常時監視を行うとともに、ホームページ等での情報の提供に努めている。

イ 大気汚染の状況

① 環境基準の達成状況

過去5年間の大気環境基準の達成状況は、表のとおりである。平成25年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の4項目については全測定局で環境基準を達成している。

光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、環境基準未達成となっており、その原因については、国外からの影響が指摘されている。

光化学スモッグ注意報については、平成18年6月に熊本県下で初めて熊本市で発令されたが、平成25年度は、注意報の発令はなかった。

微小粒子状物質については、一日平均値が、新たに国が定めた暫定指針値を超える恐れがあるとの予測から、平成25年度は7日間（内、熊本市該当は6日間）、熊本県下において注意喚起が出された。

環境基準達成状況

（平成21年度～平成25年度）

測定項目	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
環境基準による大気汚染の評価	長期的評価 1日平均値の高い方から2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと。	長期的評価 年間の1日平均値の低い方から98%値が0.06ppm以下であること。	長期的評価 1日平均値の高い方から2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと。	短期的評価 1時間値が0.06ppm以下であること。	長期的評価 1日平均値の高い方から2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して10ppmを超えないこと。	短期及び長期的評価 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の低い方から98%値が35μg/m ³ 以下であること。
年度	21 22 23 24 25	21 22 23 24 25	21 22 23 24 25	21 22 23 24 25	21 22 23 24 25	21 22 23 24 25
一般局	京町局	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
錦ヶ丘局	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
古町局	— — — — —	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
天明局	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
楡木局	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
自排局	水道町局	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
神水本町局	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○

注1 ○は環境基準達成、×は環境基準未達成、○*は、機器故障による年間測定日数不足のため参考値、—は測定機の設置なし

注2 △は年度途中の機器設置のため環境基準の評価が出来ない測定局

注3 一般局：一般環境大気測定局、自排局：自動車排出ガス測定局

② 対策

本市大気汚染の原因であるばい煙発生施設への適正管理の指導や自動車排気ガスの低減を目的としたエコドライブや低公害車導入等の普及啓発に取り組む。また、光化学オキシダントについては、春先から光化学オキシダント濃度の推移を注視するとともに、市民や事業者等への迅速な広報連絡体制を整え、光化学スモッグ注意報等の発令に備えている。微小粒子状物質については、県と協力しながら、情報提供の適正化を図る。

ウ 工場、事業場の監視・指導状況

「大気汚染防止法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に規定するばい煙発生施設を設置している工場・事業場は延べ約800件有り、ばい煙発生施設の8割以上が冷暖房や給湯用のボイラーである（平成26年3月31日現在）。この内、平成25年度は延べ21件に対し立入調査を実施し、ばい煙発生施設の管理状況の確認及び適正管理の指導を行った。

エ 自動車交通公害対策

熊本市における自動車交通に起因する大気汚染や騒音対策と地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、自動車排気ガスの常時監視、自動車騒音測定による幹線道路等の面的評価、公用車への低公害車導入、エコドライブ促進等の取り組みを進めている。

① 現況

二酸化窒素については、例年、環境基準（0.06ppm以下）を達成している。

また、自動車交通騒音調査（面的評価）については、平成18年度から5カ年間で市内幹線道路の全評価対象区間（約120区間）を実施した。平成23年度から、富合地区・城南地区・植木地区を含む全評価対象区間（約160区間）を5カ年間で実施している。

② 対策

自動車排気ガスによる環境負荷の低減を図るため、アイドリング・ストップなどエコドライブの普及啓発、公共交通機関の利用促進等の取り組みを推進する。

オ 有害大気汚染物質監視

① ダイオキシン類の監視と啓発

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき平成25年度は市街地及び固定発生源周辺の9地点において、夏期と冬期の年2回、大気中のダイオキシン類の測定を行ったが、全測定地点とも環境基準を達成していた。また、発生源対策としては廃棄物焼却炉施設に対して、排出基準の順守など監視指導を行い、ダイオキシン類の発生防止・削減に努めている。

② 有害大気汚染物質の監視

市内2地点でベンゼン、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物、アセトアルデヒド等のアルデヒド類及び水銀等の重金属類など19種類、また、市内2地点で揮発性有機化合物の11種類の有害大気汚染物質について毎月1回測定を行い、モニタリングを実施している。平成25年度の結果は、4地点とも環境基準等達成していた。

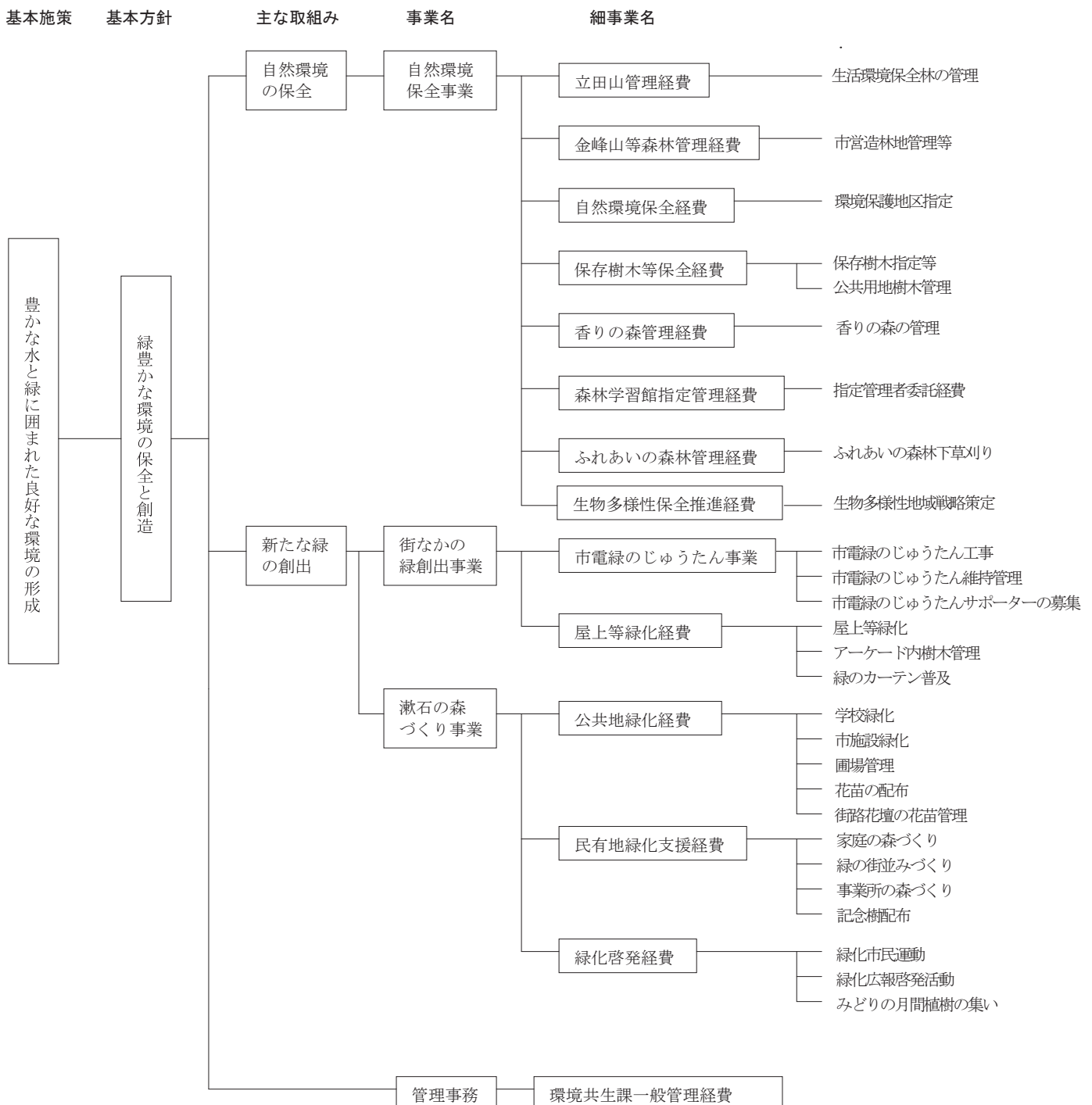
2 緑の保全と緑化の推進（緑保全課）

（１） 概要

本市における自然環境の保全や、緑の創出に対する取り組みは、市議会における「森の都都市宣言」（昭和４７年１０月２日）の議決以来、すでに４２年目を迎え、市民の関心と理解を得て、着々とその成果をあげているところである。

さらに平成元年３月２８日制定の「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」をはじめ、「熊本市緑の基本計画（平成１７年３月策定）」、「第６次総合計画（平成２１年３月策定）」、「第３次環境総合計画（平成２３年４月策定）」に基づき、自然と共生する環境に恵まれた都市となることを目指し、豊かな水と緑のもとで文化が息づく都市づくりを市民協働で進めている。

（２） 緑の保全と緑化の推進に関する事業体系図



(3) 事業実施状況

(平成25年度)

事業名		事業概要	備考	
自然環境保全事業	立田山憩の森管理	立田山憩の森の管理（清掃、下草刈り、施設整備等）	150ha	
	金峰山等森林管理	市営造林地管理、「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する経費負担		
	自然環境保全	環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の運用	環境保護地区数 開発行為協議数	14ヵ所 107件
	保存樹木等保全	保存樹木の指定及び管理、公共樹木の管理	保存樹木管理本数	624本
	香りの森管理	香りの森の管理（除草、清掃、樹木の維持管理）	4.1ha	
	森林学習館管理	森林学習館の管理（指定管理者）	森林学習館利用者数	1,830人
	ふれあいの森林管理	「ふれあいの森林」の施設管理、ファミリーディキャンプ開催	ファミリーディキャンプ参加者	38人
街なかの緑創出事業	市電緑のじゅうたん事業	市電軌道敷に芝を植栽し、新たな緑の空間を創出する。サポーター制度により寄附を募り、事業の維持管理を図る。	花畑町～熊本城・市役所前電停間 約65mの工事及び既緑化区間約870m 管理寄付金額 9,885,201円	
	屋上等緑化	屋上やベランダの緑化への補助、市電軌道敷プランター花植栽、下通アーケード内樹木の管理	市電軌道敷プランター	35基
漱石の森づくり事業	公共地緑化	新設・未整備の学校や市施設の植栽等、地域・市施設等に花苗の配布（松葉ボタン・パンジー）、花壇及びフラワーポットの設置、草花植栽管理、城山・花園園場の管理	学校緑化工事ヶ所 市施設緑化工事ヶ所 花苗配布（自治会等）	7ヵ所 1ヵ所 1,669団体
	民有地緑化	民有地の緑化推進のための補助	家庭の森づくり補助 緑の街並みづくり補助 事業所の森づくり補助 記念樹配布本数	39件 11件 19件 945本
	緑化啓発	「みどりの月間」を記念して植樹の集いを実施 市民運動による地域環境緑化活動の促進、緑の街づくりボランティアの育成、緑の募金運動の促進等	向山小学校 緑化市民運動	593名参加 14ヵ所

環境

3 水環境の保全（水保全課）

（１）概要

本市は、74万市民の水道水源すべてを地下水で賄う、全国でも稀な水資源に恵まれた都市である。この貴重な地下水を次世代に引き継いでいくために、「地下水保全都市宣言」が決議（昭和51年3月）され、さらに「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和52年9月）し、地下水保全に取り組んできたところである。しかしながら、近年、都市化の進展や農業情勢の変化により雨水等が地下に浸透しやすい水田、畑地などのかん養域が減少し、浸透しにくい非かん養域が拡大してきたため、地下水かん養量が減少してきた。そこで、地下水量を保全し、健全な状態で次の世代に引き継いでいくため、平成16年3月に「熊本市地下水量保全プラン」を作成、平成21年3月には、水量と水質の両面から地下水保全に取り組むため、従来のプランを「熊本市地下水保全プラン」とし、更に、平成26年3月には「第2次熊本市地下水保全プラン」に改訂した。また、これまで問題となっていたトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物による汚染は、浄化対策の実施等により水質が改善してきたが、硝酸性窒素による汚染が顕在化している。このため、平成22年3月には「第2次熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定し、関係機関等と連携して負荷量の削減に取り組んでいる。更に、「熊本市地下水保全条例」を全面改正し（平成20年7月施行）、関係者の責任と役割を明確にして、市民や事業者も参画する中で総合的な地下水保全対策を推進している。

一方、熊本地域においては、県及び本市を含む近隣11市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、さらに、平成24年度には（公財）くまもと地下水財団を設立し、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境に恵まれた都市であり、この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及び行政が一体となった取り組みを行っている。

平成20年6月には、このような地域の枠組を越えた長期にわたる水保全に対する取組みが評価され、第10回日本水大賞グランプリを受賞している。また、同年6月には、環境省が選定する平成の名水百選に「金峰山湧水群」と「水前寺江津湖湧水群」が選ばれた。

さらに、平成25年3月には、長期的かつ広域的な地下水保全の取り組みが国際的に高く評価され、国連“生命の水”最優秀賞を受賞した。

（２）水量の保全

ア 節水市民運動の推進

平成17年度から、市民総参加で節水に取り組む節水市民運動を企画・展開している。「わくわく節水倶楽部」を推進組織とし、会報誌やメールマガジンの配布等を通じて、広く節水を呼びかけている。特に、市民1人1日あたりの生活用水使用量218リットルを目標として、水使用量の増加する夏場を中心に、年間を通して節水市民運動を展開している。また、学校や地域等で節水教育を行いながら、地下水の大切さについて啓発を行っている。

イ 水量監視

① 地下水位の観測

地下水の状況や変化を的確に判断するため、昭和61年度から観測井を設置し、現在20カ所33本の井戸の水位を常時監視している。また、地下水の状況を広く市民に理解してもらうため、平成18年からは、ホームページ「くまもとウォーターライフ」上で日々の地下水位情報を発信している。

② 年間地下水採取量の集計

用途 \ 年度		20	21	22	23	24
上水道用	井戸本数(本)	103	124	132	132	128
	一日平均採取量(m ³)	221,632	221,961	223,207	220,664	220,908
	年間採取量(m ³)	80,895,747	81,015,452	81,470,208	80,762,910	80,631,519
農業・水産 ・養殖用	井戸本数(本)	1,039	1,427	1,381	1,363	1,336
	一日平均採取量(m ³)	27,200	45,846	43,192	39,569	40,377
	年間採取量(m ³)	9,927,660	16,733,862	15,765,070	14,482,140	14,737,667
工業・建築物 ・家庭用等	井戸本数(本)	1,026	1,287	1,255	1,233	1,212
	一日平均採取量(m ³)	45,558	52,645	51,602	50,345	46,647
	年間採取量(m ³)	16,628,445	19,215,515	18,834,620	18,426,347	17,026,068
合計	井戸本数(本)	2,168	2,838	2,768	2,728	2,676
	一日平均採取量(m ³)	294,390	320,452	318,001	310,578	307,932
	年間採取量(m ³)	107,451,852	116,964,829	116,069,898	113,671,397	112,395,254

※ 平成20年度からは旧富合町を、平成21年度からは旧城南町、旧植木町を含む。

ウ かん養域保全

水源かん養林整備

森林の持つ水源かん養機能（水資源貯留・水量調節・水質浄化・洪水緩和）を高度に発揮させるため、最下流に位置し、森林の恩恵を最大限に享受している本市の責務として、白川、緑川等の上流域である水源地域において地下水保全及び流域保全を目的とした森林づくりを昭和29年度から実施している。

本市では、今後の造林、管理についても水源かん養を目的とした森林整備が最優先課題であり、より効果が発揮できる地域において、持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、現在所有している森林及び今後の新たな森林整備について基本的な考えをまとめた「熊本市水源かん養林整備方針」を平成16年2月に策定した。この方針の中で、熊本市外に所在し地下水かん養区域に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林についてはすべて「水源かん養林」として位置付け、今後も水源かん養機能を高度に発揮させるため重点的に整備していくこととした。

平成25年度末の「水源かん養林」の管理面積は、約796haであり、菊池郡、阿蘇郡、上・下益城郡など5町2村で広域的に取り組んでいる。

水源かん養林所在地及び樹種別面積（平成26年3月31日現在）

所在地別

所在地	面積 (ha)	所有形態別内訳 (ha)		流域別内訳 (ha)		
		民分収林	国分収林	白川流域	緑川流域	菊池川流域
菊池郡 大津町	325.51	325.51	—	—	—	325.51
下益城郡美里町	19.04	—	19.04	—	19.04	—
上益城郡山都町	59.02	22.97	36.05	—	59.02	—
御船町	23.56	—	23.56	—	23.56	—
阿蘇郡 西原村	229.70	220.54	9.16	123.66	106.04	—
南阿蘇村	88.69	81.75	6.94	88.69	—	—
高森町	50.37	50.37	—	50.37	—	—
合 計	795.89	701.14	94.75	262.72	207.66	325.51
構成比〔所有形態・流域別〕(%)		88.10	11.90	33.01	26.09	40.90

樹種別

分類	樹 種	面積 (ha)	構成比 (%)
針 葉 樹	ヒノキ、スギ、クロマツ、イチヨウ	357.66	44.9
落葉広葉樹	ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ他	402.54	50.6
常緑広葉樹	イチイガシ、シラカシ、タブノキ	11.65	1.5
そ の 他	雑木、竹ほか無立木地（作業道等含）	24.04	3.0

エ 人工かん養促進

① 白川中流域の水田活用による人工かん養の促進

白川中流域の水田で平成8年度、10年度に県市共同で、冬期に水張り試験等の調査を実施し、高いかん養効果が判明した。そこで、平成11年度・12年度に、行政及び学識経験者等による水田利用検討委員会を開催し、地下水かん養のための水田の湛水による活用策について短期と長期の提言を受けた。

平成13年度から15年度までに維持管理上の課題を調査するため水田かん養モデル事業を実施し、営農と地下水かん養の両立が可能と判断したため、熊本県が設置した「白川中流域水田活用連絡協議会」において事業化の合意形成をすすめ、平成16年1月に大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結した。

平成25年度は、約491ha（1ヶ月換算）の転作田で湛水が実施され、約1,474万m³の地下水かん養効果があったと推計される。当年度は、梅雨入り後の降雨量が極端に少なく、水稲田の代掻きの際に水不足が生じたため、転作田への水を一時確保できなかったものの、過去5ヵ年の平均推定かん養量約1,447万m³と比較しても、同等の地下水かん養が行えた。

② 雨水浸透施設設置助成等

市の施設における雨水貯留施設整備によるトイレ用水等への雨水利用拡大と、雨水貯留施設やビニールハウス雨水浸透施設に対する補助制度を設け、雨水の有効活用と水循環の推進を図っている。

(3) 水質の保全

ア 水質監視

① 地下水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、地下水の環境基準適合状況を調査している。平成25年度は計247本の井戸を対象に調査を行った。この調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握する概況調査、過去に汚染のあった井戸やその周辺で継続的な監視をする継続監視調査で構成している。

地下水の環境基準値を超過した井戸の本数は次のとおりである。

(平成25年度)

有機塩素系化合物	ベンゼン	硝酸性窒素	砒素	ふっ素	ほう素
14本	0本	31本	23本	26本	1本

② 公共用水域水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、市域の公共用水域（河川；24地点、海域；6地点）の環境基準適合状況を熊本市、熊本県及び国土交通省で、それぞれ分担して調査している。環境基準には、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）がある。健康項目は、主要地点で年に数回調査を実施しているが、平成25年度は全ての地点で、環境基準を達成していた。生活環境項目は、水域ごとに、河川は6類型、海域は一般項目に関する基準3類型と全窒素、全燐に関する基準4類型が設定されており、環境基準点で環境基準適合状況を評価している。平成25年度は前年度に比べて改善傾向が見られる。

河川の環境基準点における生活環境項目の測定結果は次のとおりである。

(平成25年度)

河川名	測定地点名	BOD 生物化学的 酸素要求量	DO 溶存酸素	SS 浮遊物質
白川	吉原橋	1.2	9.8	8
堀川	坪井川合流前	5.0	8.8	10
坪井川	堀川合流前	0.8	9.6	4
	上代橋	2.7	7.8	5
	千金甲橋	1.7	7.3	26
井芹川	山王橋	0.8	10.0	4
	尾崎橋	1.1	9.9	7
天明新川	六双橋	1.5	7.9	13

(注) 単位はmg/L、BODは75%値、その他は平均値

③ 化学物質汚染調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域の水質・底質、地下水の水質及び土壌の環境基準適合状況を調査している。平成25年度は、公共用水域の水質（8検体）・底質（8検体）、地下水の水質（5検体）及び土壌（5検体）を調査した結果、環境基準を超過している検体はなかった。

イ 水質浄化対策

① 地下水浄化対策

有機塩素系化合物による汚染地区10地区のうち5地区で、「揚水ばっ気処理方式」「活性炭吸着処理方式」などによる浄化装置を用いた地下水浄化が実施されている。対策開始後、地下水濃度は急激に減少しているが、今なお環境基準を超過している。このほか、1地区でシアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、セレン及びその化合物、ベンゼンによる汚染対策として揚水浄化対策を行っている。

② 硝酸性窒素による地下水汚染対策

平成25年度は、平成21年度に策定した「第2次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づき、農業者、農業関係者等と協働で施肥対策、家畜排せつ物対策、窒素流通対策等を更に推進した。

とりわけ、地下水の重要なかん養域である市東部地域における発生源対策として、「熊本市家畜排せつ物処理施設整備基本計画」を策定し施設整備の推進を図っている。

③ 水質汚濁規制

水質汚濁防止法などの法令で規制されている事業場へ立入調査をし、排水検査を行っている。

排水基準を超過する場合は、速やかに改善命令等の対応を行っている。

(平成25年度)

法 令 名	届出事業場数	規制対象事業場数	H25立入調査実施事業場数
水 質 汚 濁 防 止 法	1019	112	58
熊 本 県 地 下 水 保 全 条 例	84	11	11
熊本県生活環境の保全等に関する条例	79	21	8

(4) 広域的な保全対策

地下水は熊本地域^(※)で共有する貴重な財産であることから、広域的かつ持続的な保全対策が必要である。

ライフスタイルの変化や都市化の進展などに伴い低下傾向にあった地下水位は、これまでの取り組みにより、横ばい若しくは上昇傾向にあるが、水収支でみると未だマイナス状態であり、また、水質悪化の一要因である硝酸性窒素濃度の上昇が見られる地域があるなど、依然として、地下水を取り巻く環境は量・質共に厳しい状況である。

この様な状況に、熊本地域で地下水保全対策を推進するため、事業者、経済団体、行政等の多くの方々との協議を経て、これまで地下水保全に取り組んでいた既存3組織を統合し、平成24年4月に(公財)くまもと地下水財団を設立した。

今後は、(公財)くまもと地下水財団と連携し、県と本市を含む熊本地域11市町村、事業者、住民と協働し熊本地域が一体となって広域的・持続的な事業を展開することとしている。

※熊本地域とは、地下水を共有する熊本市、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の11市町村

(5) 水ブランドの推進

本市にとって「水」は存立基盤として保全すべき資源であるとともに魅力づくりに生かすべき資源でもある。そこで、「水」を本市の魅力づくりのための戦略資源に位置付けて、総合的な情報発信や、熊本水遺産制度の推進を図っている。

熊本駅から熊本城を中心とする中心市街地に5箇所の親水施設を設置し、市民や観光客に対し、地下水都市・熊本の魅力を視覚的にPRしている。併せて、水に関わる自然、歴史、風習、人物、芸術など有形または無形の資源を「熊本水遺産」として登録することにより、本市の水の風土と文化を後世に伝えとともに、その魅力を内外に発信しており、現在92件の熊本水遺産が登録されている。

また、平成20年度から取り組んでいる「くまもと「水」検定」や「くまもと水守制度」により、水保全活動を担う人材育成を推進している。

4 廃棄物の適正処理とリサイクルの推進

(1) 概要

本市では、景気情勢や人口動態など、廃棄物を取り巻く諸情勢を考慮しながら、市民・事業者・行政の三者協働により循環型社会の構築を目指すこととしており、これまで、大型ごみの有料化(平成13年)、資源物の持ち去り禁止条例の制定(平成19年)、そして家庭ごみ有料化(平成21年)やプラスチック製容器包装の分別収集(平成22年)に取り組んできた。

また、平成22年度には、今後10年間を計画期間とする「熊本市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、本計画ではごみの発生抑制を優先的な取組みに位置づけるとともに、家庭ごみの更なる20%削減やリサイクル率30%などの成果指標の達成に向けて、各種施策を展開している。

さらに、平成26年10月からは、水銀を含むもの、爆発や火災の危険性があるものとして、家庭から排出された①蛍光管、②水銀体温計・水銀血圧計、③乾電池、④ガス缶・スプレー缶、⑤ライターの5品目を特定品目として分別収集に取り組んでいるところである。

(2) 収集及び処理量（廃棄物計画課）

ア 収集量

(単位：t)

区 分 \ 年 度		21	22	23	24	25
直 営	北部クリーンセンター	31,705	28,898	25,907	26,006	19,969
	西部クリーンセンター	38,345	34,055	29,475	29,595	22,715
	東部クリーンセンター	40,026	36,140	31,126	31,337	24,301
委 託 収 集		45,503	43,608	57,608	57,385	77,789
許 可 業 者		71,054	69,034	70,933	70,147	71,015
自 己 搬 入		24,340	23,327	22,434	19,199	16,241
計		250,973	235,062	237,483	233,669	232,030
1 日 平 均 排 出 量		688	644	649	640	635
1 人 1 日 当 たり 排 出 量 (g)		1,037	970	976	955	947

※ 平成22年度から拠点回収の量を自己搬入として計上している。

※ 平成24年度は九州北部豪雨（平成24年7月12日）による水害ごみを除いている。

イ 処理量

(単位：t)

区 分 \ 年 度		21		22		23		24		25	
		総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均
焼 却	西部環境工場	99,720	273	88,256	242	93,923	257	86,234	236	88,780	243
	東部環境工場	125,473	344	119,723	328	114,046	312	118,042	323	113,013	310
埋 立		6,818	19	6,321	17	6,172	17	5,681	16	5,613	15
再 資 源 化		18,982	52	20,781	57	23,361	64	23,671	65	24,557	67
計		250,993	688	235,081	644	237,483	649	233,628	640	231,963	636

(3) 家庭ごみ有料化（廃棄物計画課）

指定収集袋の種類と価格

	燃やすごみ用	埋立ごみ用
大袋（45ℓ 相当）	35 円	35 円
中袋（30ℓ 相当）	23 円	23 円
小袋（15ℓ 相当）	12 円	12 円
特小袋（5ℓ 相当）	4 円	—

※ いずれの価格も 1 枚当たり

※ 10 枚を 1 セット（冊）で販売

※ 家庭ごみ有料化に伴う経済的負担の観点から、支援策として生活保護世帯や、特に減量の余地のない紙おむつ等の使用者に対し、指定収集袋を一定数量無料で交付

(4) 廃棄物処理手数料（廃棄物計画課）

(平成26年4月1日現在)

種 別	取 扱 区 分	単 位	金 額
一 般 廃 棄 物	焼却施設又は最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持込み量10キログラムまでごとに	150円
	大型ごみを市の収集により処分するとき	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額
産業廃棄物(第15条第1項の規定により告示されたものに限る。以下この項において同じ。)又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のもの。	焼却施設へ持ち込み、処分するとき	1回の持込み量10キログラムまでごとに	155円
	最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持込み量10キログラムまでごとに	150円

(5) 保有車両（廃棄物計画課）

(平成26年4月1日現在)

事業所名	バッカー車	その他の車両	啓発推進車	予 備 車	事務連絡車
北部クリーンセンター	17	2 t パワーゲート1	5	5	1
西部クリーンセンター	17	2 t パワーゲート1	5	7	1
東部クリーンセンター	17	2 t パワーゲート1	5	6	1

(6) 家庭ごみの分別収集とリサイクル（廃棄物計画課）

目 的 市民の自主的な有価物回収運動を促進し、さらに資源物等の再資源化を積極的に推進することにより、ごみの減量、リサイクルの推進、埋立地の延命、市民のリサイクル意識の向上を図る。

収 集 回 数 「資源物」「ペットボトル」収集日、毎月2回 「紙」収集日、毎週水曜日
「プラスチック製容器包装」収集日、毎週1回

住民搬出方法 透明ごみ袋に入れ、収集日の午前8時30分までに、町内のごみステーションへ搬出

収 集 品 目 空びん、空缶、ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、なべ類、自転車、プラスチック製容器包装など

(単位：t)

年 度 区 分	21	22	23	24	25
収 集 量	21,938	24,079	27,266	26,850	27,102
再 資 源 化 量	18,137	19,873	22,198	22,499	23,332
委 託 料 (千円)	451,236	668,931	856,206	868,850	877,522
資源物売却収入 (千円)	78,544	150,479	194,179	195,614	178,601

(注) 1. 委託料は、回収経費と選別経費の合算額から売却代金を差し引いた額を基礎として算定した額

2. 収集量－再資源化量＝選別残渣

3. 平成20年度から売却代金を差し引かず別途歳入を計上

4. 平成22年度からプラスチック製容器包装の収集量・再資源化量・委託料を追加して計上

(7) リサイクルの推進（ごみ減量推進課）

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、資源の再使用・再利用を進め、新たな資源の投入をできるだけ抑えるようなリサイクル社会を形成することが必要である。

ア 再生資源集団回収助成事業

再生資源集団回収活動を活性化するため、自治会、子ども会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量及び活動実施回数に応じて助成を行っている。

助成対象品目 古紙類（新聞、雑紙、段ボール、牛乳パック）、ガラスびん類（一升びん、ビールびんなど）、缶類（アルミ缶、スチール缶）、布類（古着）

集団回収実績

年 度 区 分	21	22	23	24	25
登 録 団 体	713	784	787	792	808
実 施 団 体	613	682	675	648	668
総 回 収 量 (t)	7,366	7,755	7,595	7,241	7,296
助 成 総 額 (千 円)	46,125	50,875	50,061	48,152	48,764

注) 1. 回収量助成単価は、平成21年上半年期までは古紙類1kg当たり6円・古紙類以外1kg当たり4円、平成21年下半年期からは助成対象品目全て1kg当たり6円

2. 実施回数助成は、平成21年下半年期から適用し、(実施回数-2回)×2,000円を交付（上限24,000円）

イ 生ごみ堆肥化容器、電気式生ごみ処理機購入費助成

家庭から排出される生ごみ減量化とリサイクルを促進するため、購入者に対して、助成を行っている。

[生ごみ堆肥化容器]

- ・購入代金の3分の2（1基当たり5千円を上限、1世帯2基まで） ※平成24年度より

助成実績

年 度 区 分	21	22	23	24	25
助 成 基 数	817	258	128	137	148
助成総額（千円）	1,464	447	237	350	376

[電気式生ごみ処理機]

- ・購入代金の3分の2（1基当たり50千円を上限、1世帯1基まで） ※平成24年度より

助成実績

年 度 区 分	21	22	23	24	25
助 成 基 数	902	334	163	862	423
助成総額（千円）	26,154	9,727	4,717	40,642	19,520

ウ リサイクル啓発施設

リサイクルに関する情報やリサイクル活動の拠点を提供すること等によりリサイクルやごみ減量化を推進することを目的として、平成9年5月30日に熊本市リサイクル情報プラザを設置した。

熊本市リサイクル情報プラザ

所 在 地	東区戸島町2570番地（東部環境工場内）
建 築 面 積	545㎡
延 床 面 積	1,175㎡
構 造	RC造2F（旧東部環境工場管理棟を再利用）
内 容	・リサイクル展示（リサイクルの現状や熊本市のごみ問題などを紹介）
	・リサイクル品の展示、提供
	・リサイクル体験（紙すき、廃油石けん、ボカシ）
	・リサイクル講座の開催
	・図書・資料室
	・リサイクル情報掲示
	・フリーマーケットの開催

来館者の状況

年 度 区 分	21	22	23	24	25
来館者（人）	28,728	23,165	25,032	30,510	33,405

(8) 焼却施設（環境工場）

都市ごみがライフスタイルの変化等とともに多様化、増加しつつあるなか、昭和61年に竣工した西部環境工場（450 t／日）と平成6年3月に竣工した東部環境工場（600 t／日）の両工場（合計処理能力1,050 t／日）で可燃ごみの全量焼却体制を維持している。

また、東部、西部両環境工場は、ごみ焼却余熱を利用して発電を行う発電所であり、合計13,500kwの発電能力を持ち、場内及び市関連施設に電力を供給し、余剰電力は電力会社に売却している。

さらに、余熱の用途として、西部環境工場は周辺農業用ハウスに加温用温水を供給し、東部環境工場は健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給している。

施設の維持管理面では、東部環境工場は、法令の新たな規制に対する適合を図るため平成12・13年度で飛灰処理設備改修工事を実施し、老朽化対策として平成18年度から平成22年度までの計画で基幹的施設整備を進めた。老朽化が著しい西部環境工場は、代替施設の整備を進めており、平成23年度に事業用地の取得、代替施設の整備・運営を公設民営（DBO）方式で実施する民間事業者の選定を行い、平成24年度は建設工事に着手した。平成27年度に稼動予定。

ア 施設の状況

区分 \ 名称	東部環境工場	西部環境工場
所在地	東区戸島町2570番地	西區城山薬師2丁目12番1号
敷地面積	75,633㎡（工場敷地約18,000㎡）	30,843㎡
建設年月	平2.12～平6.3	昭58.3～昭61.3
建設費	22,505,489千円	9,203,272千円
延床面積	24,010㎡（管理スペースを含む）	16,140㎡（管理棟を含む）
焼却処理能力	600t／24時間（300t×2基）	450t／24時間（225t×2基）
破砕処理能力	30t／5時間	50t／5時間

イ 余熱利用

① 東部環境工場

目的 ごみ焼却の余熱を利用し、工場に隣接する健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。また、発電を行い、場内及び隣接施設の電力を賄うほか、電力会社へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。

発電設備 抽気復水蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力10,500kw
（健康増進施設）

名称 三山荘
所在地 東区戸島町2573番地
経営主体 熊本市（指定管理者制度を導入し、戸島地域環境保全協議会を指定）
開設年月日 平成2年10月16日
構造 鉄筋コンクリート＋鉄骨造、和風瓦葺平家建
敷地面積 6,769㎡
建物面積 992.63㎡（浴室、大広間、多目的ルーム、和室（茶室含む）、会議室、リラックスルーム）
建設費 391,200千円
定員 大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室（茶室含む）20人
使用料 大人（高校生以上）300円 ただし、地元自治会に所属している者は無料
小人（中学生以下）無料

名 称	東部交流センター
所 在 地	東区戸島町2588番地1
経 営 主 体	熊本市（指定管理者制度を導入し、㈱パブリックビジネスジャパンを指定）
開設年月日	平成19年10月10日
構 造	鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）、平家（一部高屋根）
敷地面積	15951.60㎡（足湯、健康広場、芝生広場、テニスコートなど）
建物面積	1088.77㎡（体育館、多目的室、和室、調理室、キッズコーナーなど）
建設費	445,000千円
定 員	体育館・集会などで300人（バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート2面：400㎡） 多目的室・集会などで200人（講演会、演奏会、ダンス練習などに分割使用可能：200㎡）
使 用 料	体育館（全面使用）：午前3,000円 午後・夜間各4,000円 体育館（バドミントン）：一般460円／面・時間 高校生以下230円／面・時間 体育館（卓球）：一般220円／面・時間 高校生以下110円／面・時間 多目的室（全面使用）：午前2,800円 午後・夜間各3,700円 多目的室（半面使用）：午前1,400円 午後・夜間各1,850円 調理室：午前1,200円 午後・夜間各1,600円 和室：午前500円 午後・夜間各700円 ただし、地元団体の公的行事については無料

② 西部環境工場

目 的	ごみ焼却の余熱を利用して発電を行い、工場内の電力を賄うほか、電力会社へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。また冬期にハウス園芸施設への温水を供給する。
発電設備	復水式蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力3,000kw （ハウス園芸施設への温水供給）
利 用 者	西部環境工場温水利用温室組合
施設面積	（農地面積） 約5,284㎡
加温方式	温水フィンチューブ方式（60℃～80℃）
栽培品目	トマト、花き類
温室内容	ガラス温室

（9）最終処分場

名 称	扇田環境センター
	扇田環境センターは、昭和59年に供用を開始した最終処分場の埋立残余量が少なくなったことから、平成11年から隣接地に新しい最終処分場の建設に着手し、一期工事分として埋立容量605,000㎡分を平成15年3月に完成させ、同6月から使用を開始した。
	新処分場は、十分な埋立容量を確保するためのコンクリート重力式貯留堰堤、汚水を地下に浸透させない2重の遮水設備、浸出水の高度処理を行う排水処理施設、十分な貯留量をもつ防災調整池等を備えている。埋立方法は、即日覆土によるサンドイッチ・セル方式による埋立工法とし、埋立地の安定化、周辺環境に配慮している。浸出水は排水処理施設で高度処理を行った後、市下水道に放流する。
	平成21年10月から第二期工事に着手し、埋立容量895,000㎡を新たに造成した。新処分場として予定していた総埋立容量1,500,000㎡分を確保し、平成25年3月に完成した。

ア 施設の状況

所在地	北区貢町1567番地
総敷地面積	235,700㎡
埋立面積	約80,200㎡
埋立容量	1,500,000㎥ 一期工事分 605,000㎥ 二期工事分 895,000㎥
供用開始	平成15年6月
工事期間	一期工事分 平成11年6月～平成15年3月 二期工事分 平成21年10月～平成25年3月

イ ふれあい広場

名称	戸島ふれあい広場 戸島塵芥埋立処分場跡地と扇田環境センター（旧埋立地）は埋立が終了し、平成25年4月に市民の健康増進と周辺地域の生活環境の向上に資するため、その跡地に、ふれあい広場を設置し、同年9月より指定管理により管理運営開始。
所在地	熊本市東区戸島町1489番地
経営主体	熊本市（指定管理者を導入し、（株）パブリックビジネスジャパンを指定）
開設年月日	平成25年4月1日（パークゴルフ場の使用許可の開始は、平成25年9月1日）
敷地面積	65,528㎡
建設費	436,134千円
共用時間	午前9時～午後5時 （※5月1日から8月31日までの期間は、午前9時～午後7時まで）
使用料	パークゴルフ場：1人1日につき 500円（大人）、200円（高校生以下） 自由広場：1時間につき 500円
施設概要	パークゴルフ場、自由広場、こもれびの森、芝生広場、いこいの広場、管理事務所等 駐車場 収容可能台数168台（無料）
名称	扇田ふれあい広場
所在地	熊本市北区釜尾町811番地
経営主体	熊本市（指定管理者を導入し、田上アクト共同企業体を指定）
開設年月日	平成25年9月1日
敷地面積	14,990㎡
建設費	265,467千円
共用時間	午前9時～午後5時 （※5月1日から8月31日までの期間は、午前9時～午後7時まで）
使用料	パークゴルフ場：1人1日につき 500円（大人）、200円（高校生以下）
施設概要	パークゴルフ場、管理事務所等、駐車場 収容可能台数123台（無料）

（10）ごみのないまちづくりの推進（ごみ減量推進課）

観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、平成19年7月1日に「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」を施行した。

特に路上禁煙区域及び美化重点推進区域に「上通、下通、新市街のアーケード内」を指定し、熊本市繁華街等安全安心パトロール指導員による巡回を行うことで、路上喫煙及びポイ捨ての防止に努めている。

5 し尿処理及び浄化槽の普及促進（浄化対策課）

（１）概要

浄化槽汚泥を含むし尿については、し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可を受けたし尿処理業者１０業者が地区ごとに処理規定に基づき収集している。収集したし尿は、市が指定するし尿処理施設において適正に処理している。

また、下水道の普及により影響を受けるし尿処理業者の適正な収集体制の整備に資するために、平成１０年度からし尿処理業者合理化事業に着手し、計画に基づいた事業の転換と縮小を行っている。

その他、公共用水域の水質保全を目的として、小型合併処理浄化槽の普及を図るため、公共下水道予定処理区域外において浄化槽設置者に対して補助金を交付している。

（２）処理対象人口と収集量

※３月３１日現在での推計

区分 \ 年度			21	22	23	24	25
処 理 対 象 人 口			723,714	724,773	725,005	731,815	732,877
内 訳	水 洗 化	公共下水道（人）	574,055	595,021	603,758	612,514	622,006
		浄 化 槽（人）	125,349	107,800	99,853	98,231	90,213
	く み 取 り（人）		24,243	21,892	21,334	21,010	20,598
	自 家 処 理（人）		67	60	60	60	60
収 集 量	くみ取りし尿収集量（k1）		18,786.9	18,390.8	17,158.4	17,017.4	15,647.8
	浄化槽汚泥収集量（k1）		69,432.7	66,209.8	64,082.6	62,667.8	60,623.0
	収 集 量 合 計（k1）		88,219.6	84,600.6	81,241.0	79,685.2	76,270.8

※21年度は、城南町・植木町との合併により増加している。

※23年度までの処理対象人口には外国人人口を含めてないが、24年度分は外国人人口を含めている。

（３）処理量（処理施設別）

（単位：k1）

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
秋 津 浄 化 セ ン タ ー	16,814.5	16,062.3	14,494.4	14,065.1	14,155.8
中 部 浄 化 セ ン タ ー	39,675.2	37,815.5	35,818.8	34,226.2	31,710.5
宇城広域連合浄化センター	12,198.5	11,503.9	11,438.2	11,464.6	10,835.7
山鹿衛生処理センター	19,531.4	19,218.9	19,489.6	19,929.3	19,568.8
計	88,219.6	84,600.6	81,241.0	79,685.2	76,270.8

※宇城広域連合浄化センター・山鹿衛生処理センターは、合併年度の合計数を計上

（４）許可業者（し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業）

- ・旧 市 域 ７ 業 者 ・ 富 合 地 区 ２ 業 者（うち１業者は城南地区業者）
- ・城南地区 １ 業 者 ・ 植 木 地 区 １ 業 者

※旧市域⇒富合・城南・植木地区を除く旧熊本市域

（５）処理施設

区分 \ 適用	処 理 区 域	処 理 能 力	処 理 内 容
秋 津 浄 化 セ ン タ ー	旧市域	圧送90 k1／12H（希釈前）	前処理後、東部浄化センターへ圧送
中 部 浄 化 セ ン タ ー	旧市域	210k1／日	前処理後に下水処理
宇城広域連合浄化センター	富合・城南地区	200k1／日	嫌気性消化、活性汚泥高度処理
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー	植木地区	92 k1／日	脱窒素活性汚泥法

※宇城広域連合浄化センターでの処理は平成26年3月31日まで。

(6) 浄化槽の設置状況

(単位: 基)

人 槽 型 式		5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201以上	計
単 独 処 理 槽	腐 敗 型	2,624	173	154	20	5	2	2,978
	全 ば っ 気 型	1,222	67	108	36	3	0	1,436
	分 離 ば っ 気 型	2,280	62	183	17	1	3	2,546
	接 触 ば っ 気 型	5,669	471	551	27	6	3	6,727
	計	11,795	773	996	100	15	8	13,687
合 併 処 理 槽		10,654	240	353	150	128	86	11,611
合 計		22,449	1,013	1,349	250	143	94	25,298

(7) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区 分 \ 年 度	21	22	23	24	25
補 助 対 象 基 数 (基)	188	277	249	274	254
補 助 対 象 人 槽 (人槽)	1,218	824	249	1,743	1,531
補 助 金 の 額 (千円)	89,812	62,192	118,667	134,314	122,364

(8) 美粧化公衆トイレの維持管理

周辺景観にマッチした明るくさわやかな公衆トイレづくりを目指して、昭和63年度から美粧化公衆トイレの整備を進めた。美粧化トイレの建設は各所管課が担当し、維持管理は16カ所を一元化して浄化対策課が行っている。

名 称	所 在 地	竣工年月	所 管
本 妙 寺 手 洗 所	西区花園4丁目14-1地先 (本妙寺駐車場横)	平元. 3	観光振興課
高 麗 門 手 洗 所	中央区新町4丁目9-1 (高麗門踏切横)	平元. 3	浄化対策課
上 江 津 湖 畔 ト イ レ	中央区神水本町16-11 (江津湖)	平元. 3	東部土木センター
一 夜 塘 手 洗 所	中央区子飼本町2-8 (一夜塘公園内)	平元. 3	北部土木センター
武 蔵 塚 手 洗 所	北区龍田弓削1丁目3-1 (武蔵塚公園内)	平元. 9	北部土木センター
花 畑 パ ー ク ト イ レ	中央区花畑町6 (花畑公園内)	平元. 10	西部土木センター
立 田 山 配 水 池 前 手 洗 所	中央区黒髪4丁目742 (水道局配水池前)	平2. 3	浄化対策課
林 霧 庵	中央区黒髪4丁目610 (立田自然公園・泰勝寺跡)	平2. 3	文化振興課
八 景 水 谷 パ ー ク ト イ レ	北区八景水谷1丁目7 (八景水谷公園内)	平3. 3	北部土木センター
白 川 パ ー ク ト イ レ	中央区草葉町5-1 (白川公園内)	平3. 3	北部土木センター
岩 戸 の 里 公 園 手 洗 所	西区松尾町平山415-28 (岩戸の里公園駐車場)	平3. 3	熊本県自然保護課
学 園 通 り ト イ レ	中央区大江2丁目1 (渡鹿交差点横)	平5. 3	浄化対策課
辛 島 パ ー ク ト イ レ	中央区辛島町1 (辛島公園内)	平5. 9	西部土木センター
古 城 堀 端 手 洗 所	中央区古城町 (古城堀端公園内)	平5. 9	熊本城総合事務所
金 峰 山 さ る す べ り 公 衆 ト イ レ	西区河内町岳	平6. 3	観光振興課
金 峰 山 頂 上 ト イ レ	西区河内町岳1881	平8. 10	熊本県自然保護課

6 環境総合センター

(1) 概要

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の高度・複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門を増設し、保健衛生研究所と名称を改め総合試験研究施設として発足した。平成7年4月1日、機構改革により地下水、企画情報部門を増設して組織名を環境総合研究所と改め、同年6月研究機能と学習機能が一体となった新しい形態の総合研究施設として建設された環境総合センターに移転した。平成24年4月1日、組織名を環境総合センターと改めた。

所在地	東区画図町大字所島404番地1
構造	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積	7,033㎡
建物面積	本体3,999㎡
竣工	平成7年5月29日
建設費	2,655,830千円
人員	21人
業務内容	環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌ウイルス等微生物学的検査及び調査研究並びに環境総合センターの管理

(2) 業務実績

年度 調査区分			21		22		23		24		25		備 考	
			検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
行政試験	大気汚染	有害大気汚染物質		144	624	126	510	144	720	144	720	115	3, 561	PM2.5 有害金属等
		大 気 汚 染 物 質		184	184	198	198	198	198	200	200	199	199	窒素酸化物等
		そ の 他		218	1, 498	222	1, 603	80	561	105	1, 088	98	605	酸性雨、アスベスト
		小 計		546	2, 306	546	2, 311	422	1, 479	449	2, 008	412	4, 365	
	水質汚濁	河川・ 海域	一般項目	216	1, 576	288	1, 890	286	1, 880	286	1, 963	287	1, 917	p H、BOD、S S 等
			健康項目	25	558	25	563	15	568	21	534	21	535	鉛、シアン、揮発性有機化合物
			環境ホルモン	22	154	24	168	24	168	16	112	8	56	ビスフェノールA、可塑剤等
		工場・事業所排水		79	546	77	497	85	592	72	598	65	535	BOD、水銀、鉛等
		そ の 他		32	242	74	2, 432	76	2, 692	84	2, 645	281	3, 510	自主的調査等
		小 計		374	3, 076	488	5, 550	486	5, 900	479	5, 852	662	6, 553	
		悪 臭 物 質		50	119	3	6	4	10	1	6	0	0	アンモニア、硫化物等
	廃 棄 物 関 係		38	676	41	725	39	823	36	720	35	727	廃棄物埋立地関係	
	精 度 管 理		6	72	6	41	2	4	3	63	4	65	環境省の精度管理、酸性雨等	
	そ の 他		1	1	3	3	1	1	55	71	30	30	放射能空間線量、火災原因調査	
	一般依頼検査			6	6	6	6	0	0	1	1	1	1	アスベスト含有試験(住宅建材)
合 計			1, 021	6, 256	1, 093	8, 642	954	8, 217	1, 024	8, 721	1, 144	11, 741		

地下水関係業務

調査区分		21		22		23		24		25	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	定 点 監 視 調 査	455	9,172	516	10,418	506	10,351	499	10,456	494	10,547
	汚 染 防 止 関 係 調 査	67	504	55	446	82	1,184	37	572	41	513
	浄 化 促 進 事 業	36	756	36	756	33	693	36	756	36	756
	地下水質モニタリング	425	6,003	323	4,665	255	4,455	314	7,418	296	7,247
	そ の 他	82	1,298	44	1,022	55	1,390	20	260	38	854
合 計		1,065	17,733	974	17,307	931	18,073	906	19,462	905	19,917

衛生科学関係業務

調査区分		21		22		23		24		25	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	検体数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	食 品 試 験	317	8,454	338	11,369	369	14,817	411	13,751	568	19,295
	飲料水、浴場水等の水質試験	440	2,088	438	2,010	425	1,937	412	1,880	444	2,233
	容器包装、おもちゃ等の試験	3	6	2	4	2	4	2	4	5	10
	家 庭 用 品 試 験	50	50	50	50	40	40	45	45	45	45
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		810	10,593	828	13,433	836	16,798	870	15,680	1,062	21,583

微生物関係業務

調査区分		21		22		23		24		25	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	食 品	264	754	288	796	301	1,356	270	753	358	941
	環境（浴槽水・プール水等）	423	675	451	698	446	679	454	681	433	652
	食中毒（便・吐物等）	207	3,530	459	7,560	201	2,855	199	3,418	153	1,053
	感染症（O157等、発生動向調査）	210	460	248	677	190	865	159	688	238	1,123
合 計		1,104	5,419	1,446	9,731	1,138	5,755	1,082	5,540	1,182	3,769

環境学習業務

（平成25年度）

事 業 名		内 容	時期（回数）	参加人数
環境総合センター主催事業	夏休み子ども環境教室	温暖化対策、水の恵みを知ろう、太陽からの贈りもの、天気の様子を知ろう、空気のパワーを感じよう	夏休み期間中15日間（30回）	307 人
	ジュニア環境科学セミナー	江津湖水環境調査、音の科学、染料の科学、大気圧の科学	8月24、25日（2回）	11 人
	親子環境探検隊	第1回：自然観察（金峰山） 第2回：野鳥観察（江津湖）	10月27日 3月16日（2回）	68 人
	江津湖水生生物ウォッチング	水生生物観察会（江津湖） ※5月12日は雨天中止	6月1日（1回）	34 人
	春休み子ども環境教室	色の不思議、光の工作、ごみリサイクルと紙すき 空気パワーで不思議な噴水作成	春休み期間中4日間（4回）	43 人
	科学体感フェア	センターを開放し、業務に関連する実験や工作などの体験	11月17日（1回）	785 人
	親子エコスクール	太陽パワーの実験、紙すき、牛乳パック工作、草花染め、マイ箸づくり、廃油キャンドルづくりなど	6、9、12、1、2月（8回）	106 人
	環境学習指導者研修会	小中学校で環境学習を担当している教職員を対象に研修会を開催する。	8月22、23日（2回）	12 人
	市民環境科学セミナー	ダンボールコンポスト作成、新聞エコバック作成などを利用した、リサイクル、ごみ問題、地球温暖化などの環境学習	毎月実施（55回）	612 人
カブトムシ・クワガタ飼育講座		外来生物について講習会において危険性を注意喚起し、生態系保全について正しい知識を普及啓発するもの。	夏休み	46 人
環境学習会等の支援事業		学校や諸団体等の依頼による、学習会実施の支援	随時（58回）	3,053 人

農 水 商 工

1	経 済 振 興	245
2	農 林 水 産 業	265
3	食 肉 セ ン タ ー	274
4	競 輪 事 業	275
5	農 業 委 員 会	276

1 経 済 振 興

(1) 概 況 (産業政策課)

本市は、九州の中央に位置し、国・県などの行政機関が集積する県庁所在地であるとともに、市内人口73万人、広域都市圏人口約110万人を擁する消費市場を有している。こうした背景のもと、市内総生産を産業別にみると、卸・小売・飲食店、サービス、運輸・通信などの第3次産業が約9割を占めており、本市は商業・サービス産業中心の都市であるといえる。一方、第1次産業においては、商品性の高い作物を中心に、全国でも高い生産性を誇る都市型農業が展開されており、それを基にした伝統的な食品製造業なども発展している。このほか第2次産業においては、市内外に誘致された半導体産業、輸送機器産業等の大規模製造業や、ハイテク産業、バイオ産業の集積もみられる。

このように、地方の中核的な都市として発展を遂げてきたが、今日の本市経済は、急速に進展するグローバル化、少子高齢化や地方分権時代の本格化に加え、平成23年3月の九州新幹線の全線開業に伴う都市間競争の激化、さらには、平成24年4月の政令指定都市移行など大きな変革の時期を迎え、都市としての魅力と存在感を高めるためのまちづくりを進めている。

このような中、本市は、資金や技術支援・人材育成・経営指導など地場企業に対する支援を更に充実させ、また、雇用創出効果の高い域外からの企業立地を促進するとともに、情報通信、健康福祉、環境、バイオテクノロジー、新製造技術など新産業分野の開拓や新規創業の支援に積極的に取り組んでいる。

一方、経済のグローバル化への対応として、地場企業の海外進出や貿易を促進し、販路拡大、競争力強化を図るとともに、熊本港のポートセールス活動を行っている。

また、全国トップクラスの農業力を活かした農産物のブランド化や販路開拓を推進する農商工が連携した事業、6次産業化等について支援している。

さらに、本市経済を支えている商業やサービス業振興のために、商店街の集客力向上の取り組みを支援しており、中でも、中心市街地については、熊本商工会議所や地元商店街と連携し、賑わい創出とさらなる魅力づくりに努めている。

このような、地場企業への支援策や地域経済の活性化策の実施を通して、「本市の豊かな自然環境や歴史的遺産、九州中央の地理的特性を生かした地域の活力をつくりだす産業・経済の振興」に取り組んでいる。

(2) 産 業 政 策

ア 農商工連携の推進 (農商工連携推進課)

熊本市の農林水産資源を活用し、農商工連携又は6次産業化による新商品の開発を促進するため、その開発に必要な経費の一部を助成する「熊本市農商工連携等新商品開発事業助成金制度」を設け、平成24年7月から運用を開始した。また、平成24年3月に「くまもと農商工連携サイト」を開設し、くまもとの魅力ある豊かな農林水産物に関する情報の発信を行なうとともに農商工業者の交流促進を行っている。

イ 創業支援 (産業政策課・商工振興課)

中小企業者や創業を志す市民の多岐にわたるニーズに対応するため、くまもと森都心プラザ内にビジネス支援センターを設置し、指定管理者制度による運営のもと、経営や資金調達にかかる相談窓口や、創業を志す者を対象にしたインキュベーション施設「創業支援室」を設け創業期の支援を実施している。

また、創業して概ね5年以内の経営者及び中小企業後継者を対象に、実践的な講義内容を取り入れた「肥後創成塾」を熊本学園大学と共催で開催する等企業のステージに応じた段階的支援を実施しており、平成26年3月には民間事業者と連携して実施する創業支援の取り組みについて国による創業支援事業計画の認定を受けたところ。

さらに、中小企業基盤整備機構が設置・運営するくまもと大学連携インキュベータ (大学連携型起業家育成施設) において、ライフサイエンス (生命科学) 分野等で起業・新事業展開を行う方に対し、熊本県は支援人材の派遣 (経営ノウハウ、販路開拓支援等)、熊本市はオフィス・研究室の賃料補助を実施するとともに、商店街内の空き店舗を活用し、新規又は2店舗目となる小売業等の店舗を出店する民間事業者や創業者に対して店舗改装費及び店舗賃借料を対象とした補助を実施している。

ウ 企業立地促進事業（産業政策課）

本市経済の活性化や雇用機会の拡大による市民所得の向上を図るため、平成１１年４月施行の「熊本市企業立地促進条例」等に基づく優遇制度を活用して本市への企業の立地促進を図っている。

中でも、平成２２年３月の城南町・植木町との合併により市域が広がったことから、城南工業団地や今藤工業団地への製造業・物流機能の誘致に積極的に取り組むとともに、九州新幹線鹿児島ルートの全線開業による交通利便性の向上や政令指定都市移行に伴う都市ブランド効果を背景に、コールセンターや事務センター等のオフィス系企業の中心市街地への立地を促進していく。

具体的な取り組みとしては、企業誘致を積極的に推進するために、平成２４年度より企業立地促進条例を改正して企業立地補助制度を大幅に拡充するとともに、企業立地を全庁的に支援していく庁内組織「熊本市企業立地推進本部」を設置した。

また、企業立地推進室及び企業立地推進東京出張所を中心に首都圏をはじめとした大都市圏において企業訪問等の誘致活動を行うとともに、民間の調査会社を活用した企業誘致情報収集の強化や企業立地専用ホームページの運営、企業立地関連見本市への出展等による情報発信を行っている。

さらには、誘致企業のフォローアップのため、立地企業懇話会を開催し企業ニーズの把握を行うとともに、オフィス系立地企業の人材確保のための就職講座の開催等、必要な支援策を展開していく。加えて、中心市街地へ集積が進んでいるオフィス系企業の更なる誘致に向け、新たなオフィスビル建設に対する支援策をモデル的に実施する。

エ フードパル熊本（商工振興課）

フードパル熊本は、本市が計画し、市と協同組合フードパル熊本が事業主体者、旧環境事業団が開発主体となり開発した食品工業団地であり、地域経済の活性化とリーディング産業である食品産業の振興を目的に建設したものである。特色としては、①生活者との交流、②地域経済をリードする意欲的な企業づくり、③質の高い就労環境、④地域農業との連携、⑤環境との調和の５つのコンセプトを基本に開発し、特に生活者との交流については、各企業において直売施設、見学工場、体験施設等の交流施設を設置するとともに、フードパル熊本の事業として、こだわり工房村（レンタル工房）、とれたて市（朝市）事業にも取り組んでいる。また、本市も食品交流会館、公園、駐車場などの公益的施設を整備し、産業と市民、来訪者の交流の場、地域経済の牽引役としてその発展に大きな期待を寄せている。

位置：貢町、和泉町地区 規模：２５．７ｈａ 企業用地：１２．０ｈａ 組合共同用地：２．７ｈａ
熊本市管理用地：１１．０ｈａ

熊本市食品交流会館（商工振興課）

熊本市食品交流会館は、食品産業の振興及び地域経済の活性化を促進するために建設したものであり、フードパル熊本の中核施設として、また地域産業、市民及び来訪者の交流施設として機能することを目指している。

所在地	北区貢町松の本５８１番地２								
敷地面積	１２，３５８．６２㎡								
駐車場面積	１８，０４１．６９㎡								
建物面積	２，２８０．８５㎡								
開設年月日	平成９年１１月１日								
建設費	９９９，０３８千円								
主な設備	多目的ホール、第１会議室、第２会議室、パーティールームＡ・Ｂ、イベント広場等								
管理運営	株式会社フードパル熊本へ委託（指定管理者）								

施設利用状況

	Ｈ２３			Ｈ２４			Ｈ２５		
	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用率 (%)
第１会議室	558	19,819	72.8	537	17,527	72.3	481	17,237	66.7
第２会議室	351	4,544	61.7	310	4,551	55.4	311	3,851	53.5
パーティールーム	466	16,309	53.2	538	17,777	57.3	464	16,395	52.5
イベント広場	51	14,589	15.3	41	14,537	12.5	46	16,261	13.9
多目的ホール	288	84,195	45.2	266	94,279	43.4	319	97,380	47.4

オ くまもと森都心プラザ（産業政策課・シティプロモーション課・市立図書館）

くまもと森都心プラザは、熊本駅周辺地域整備基本計画における「人と情報の交流ゾーン」「情報化社会を切り開くゾーン」に位置づけられ、施設の基本コンセプトを「ひと、情報、文化が交流し、豊かさと活力を生み出す『情報交流拠点』として平成23年10月1日に開館した。（１）観光・郷土情報センター、（２）プラザ図書館（３）ビジネス支援センター（４）プラザホール・会議室 等による複合交流施設として東A地区市街地再開発事業地区内に整備され、開館当初より、指定管理者（くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体）により管理運営されている。

所在地	西区春日1丁目14-1
設置主体	熊本市
敷地面積	7,304.72㎡
延床面積	16,799.82㎡（うちプラザ面積9,568.37㎡）
構造	地下RC造、地上S造 地下1階、地上6階（うちプラザ2階～6階）
建設費	6,140,000千円
開館	平成23年10月1日
主要施設	6階 A会議室～D会議室 5階 プラザホール（ホワイエ、ラウンジ、控室）、多目的室 4階 プラザ図書館、ビジネス支援センター、学習室、託児室 3階 プラザ図書館 2階 観光・郷土情報センター、管理事務室

施設利用状況（有料施設）

区分 年度	プラザホール	多目的室	A会議室	B会議室	C会議室	D会議室	託児室
25	723件 82,968人	434件 10,167人	673件 11,812人	619件 10,469人	677件 9,004人	772件 8,136人	— 1,278人

施設利用状況（有料施設以外）

区分 年度	観光・郷土情報センター	プラザ図書館	ビジネス支援センター
25	156,742人	758,068人	3,465人

カ 海外経済交流の推進（産業政策課・農商工連携推進課）

海外との経済交流を推進し、地場企業の販路拡大、グローバル化を図るため、急速な拡大を続ける東アジア市場をターゲットに、その主要都市において見本市への出展や現地商談会を開催するとともに、現地日系百貨店等において熊本フェアを開催するなど地場製品の知名度向上を図る取り組みを進めている。また、国内においても、海外ビジネスセミナーや、海外バイヤーを招聘しての商談会の開催、さらに東アジア輸出支援アドバイザーの配置など取り組んでいる。

このような取り組みを効果的に進めるため、県、JETRO熊本、熊本県貿易協会等関係機関と連携しながら、地場企業の販路拡大、グローバル化を推進している。

また、熊本港利用促進のため、定期航路を利用した荷主企業への助成金、船会社や荷主企業への訪問等によるポートセールス活動を展開している。

キ 販路拡大支援（農商工連携推進課）

本市の強みである農林水産業を活かし、6次産業化と農商工連携を促進（新商品・新サービスの開発促進）するとともに、食品の販路拡大を目的として、九州農政局、九州経済産業局、JETRO熊本、九州・沖縄各県、各県農水商工業団体及び関係機関等の協力を仰ぎ、平成24年度より「九州食の展示商談会」を開催し、県内をはじめ九州各地から出展者を募集し、他団体の共催事業も取り入れながら、九州最大級のスケールにより県内外のバイヤーを積極的に誘致し、広域的な販路拡大の機会の提供と農商工連携・6次産業化の促進を行っている。

（3）商工業の振興

ア 魅力ある商店街の形成（商工振興課）

中心商店街の活性化については、平成24年3月29日内閣総理大臣より認定を受けた2期中心市街地活性化基本計画に基づき、商業基盤の整備や交通アクセスの充実などを進めており、交流拠点としての都市的魅力を高めるとともに、熊本城、城彩苑からの回遊性を図るなど、中心市街地活性化協議会などとも連携し、賑わいのある中心商店街を創出する。

また、地域商店街については、地域の特性を活かした個性ある取り組みや地域と一体となって取り組む事業に対して積極的な支援を実施している。

イ 工業の生産性向上（商工振興課）

新規性・独自性のある高付加価値の製品の創出を促進するために、大学等における研究シーズと企業の事業化シーズのマッチング機会の提供や中小企業者が行う新製品・新技術研究開発を支援している。

また、販路拡大の支援として、中小製造業者等が行う見本市出展への助成などを行い、本市工業の活性化と中小製造業者の経営基盤安定を図っている。

さらに、地場企業の技術革新や産学連携などを促進するとともに、くまもと産業支援財団をはじめとする各支援機関と連携して先端産業の育成と産業の高度化に取り組んでいる。

ウ 人材の確保・育成（産業政策課）

職業安定機関や企業との連携のもと、求人活動への支援を図るとともに、勤労者資質の向上、勤労者福祉の充実など、中小企業における人材の確保や育成に努める。

また、中小企業の人材の育成を支援するため、指定管理者によって運営されるくまもと森都心プラザにおいて経営者から新入社員までを対象とした各階層別・分野別能力開発研修を体系的に開催するとともに、中小企業大学校等の研修に企業が従業員を派遣する場合、旅費・滞在費の2分の1相当額を補助する「中小企業研修派遣助成制度」を設けている。

研修事業実績

年 度 研修種別	21		22		23		24		25	
	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)
経営研修（セミナー等）	13	278	13	264	16	321	17	354	17	246
パソコン・ワープロ研修	19	183	17	164	—	—	—	—	—	—
合 計	32	461	30	428	16	321	17	354	17	246

エ 共同化への支援（商工振興課）

関係団体との緊密な連携のもと、中小企業の共同店舗等の整備や工業団地・商店街アーケード建設などの高度化事業など、事業の共同化への取り組みに対する支援を実施している。

オ 熊本流通業務団地（商工振興課）

流通機能の合理化と都市機能の維持増進を図り、都市環境の改善と消費生活の安定に資するため、市南部の近見・田迎・御幸地区に熊本流通団地を建設したものである。

この熊本流通団地は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、流通業務施設と関連公益施設等を計画的に整備したもので、約100社の卸・運輸・倉庫業者が入居している。

また、地域の情報化を推進するため設立された第3セクターの㈱熊本流通情報センターも流通情報会館に入居しており、高度情報化社会に対応するため、情報通信技術を駆使した流通業の経営効率化・情報力強化を図り、九州における流通拠点としての基盤の確立を目指している。

事業の名称	熊本流通業務団地造成事業						
事業主体	熊本市						
位置	近見・田迎・御幸地区 (昭和62年1月町界・町名を流通団地1丁目・2丁目に変更)						
規模	52.9ha						
	<table><tr><td>卸・運輸・倉庫施設</td><td>29.9ha</td></tr><tr><td>公益的施設</td><td>0.5ha</td></tr><tr><td>公共施設</td><td>22.5ha</td></tr></table>	卸・運輸・倉庫施設	29.9ha	公益的施設	0.5ha	公共施設	22.5ha
卸・運輸・倉庫施設	29.9ha						
公益的施設	0.5ha						
公共施設	22.5ha						

カ 熊本市流通情報会館（商工振興課）

熊本市流通情報会館は、「地域経済の活性化」を推進し、中小企業の経営活動を積極的に支援するため、(1)熊本地域の産業情報化の核、(2)中小企業の人材育成の場、(3)商品流通情報の交流の場、(4)熊本流通団地の機能を総合的に高めるための拠点施設及び公益施設、(5)企業経営の情報サロンとしての5つの機能を有した総合施設である。なお、当会館は平成17年4月より指定管理者（熊本流通団地協同組合）により管理運営されている。

所在地	南区流通団地1丁目24番地
設置主体	熊本市
敷地面積	5,000㎡
延床面積	6,943㎡
構造	事務棟 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上6階建 展示棟 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上1階建
建設費	1,871,900千円
工期	昭和63年3月～平成元年3月
開館	平成元年4月26日
主要施設	
(事務棟)	6階 パソコン研修室、第4～第6研修室、ラウンジ 5階 第1～3研修室 4階 ㈱熊本流通情報センター 3階 ㈱熊本流通情報センター 2階 熊本流通団地協同組合、多目的ルーム 1階 会館事務室、常設展示コーナー 1階 展示場（1,080㎡、高さ5.9m、床荷重1t/㎡） (展示棟) 地下 駐車場

会館利用状況

区分 年度	研修室								展示場
	第1研修室	第2研修室	第3研修室	第4研修室	第5研修室	第6研修室	パソコン 研修室	多目的 ルーム	
23	391 件	439 件	468 件	380 件	477 件	－	91 件	－	149 件
	32,704 人	18,889 人	8,113 人	4,465 人	8,917 人	－	1,435 人	－	74,879 人
24	403 件	411 件	431 件	425 件	476 件	－	150 件	－	186 件
	34,281 人	17,854 人	7,660 人	4,746 人	7,890 人	－	1,911 人	－	68,437 人
25	405 件	421 件	351 件	367 件	456 件	355 件	69 件	91 件	223 件
	30,106 人	17,996 人	6,467 人	4,168 人	7,193 人	6,160 人	1,220 人	4,460 人	83,784 人

※第6研修室及び多目的ルームについてはH25より稼働開始。

(4) 雇用対策（産業政策課）

ア 雇用の安定と確保

求職者の就業支援及び求人対策

- ・若年未就職者や一般求職者に対する合同就職面談会や中高年齢者を対象としたライフプランセミナーを開催し、求職者の就業を支援する。
- ・大学生に対する産学連携企業ガイダンスを開催し、若年者の地元定着と優秀な人材の確保、ひいては地元企業の成長を図る。
- ・東京・福岡にて就職面接会を開催し、U I J ターンによる就職促進を行う。
- ・高校生に対し、高校単位で職業講話や面接トレーニング等のセミナーを実施し、職業観の養成と就職活動に必要なスキル向上等の支援を図る。
- ・障がい者、母子家庭の母等を雇用した事業主に雇用奨励金を支給することにより、特に就職が困難な市民の雇用促進を図る。
- ・法定雇用率を超えて障がい者を雇用する事業主に雇用促進奨励金を支給することにより、障がい者の雇用拡大を図る。
- ・熊本雇用対策協議会、熊本市産業開発求人対策協議会を支援し、産業界の必要とする労働力の確保と安定を図る。

イ 職業能力の向上

教育訓練の充実

- ・熊本市職業訓練センターで職業訓練を実施し、市民の職業能力の向上を支援する。
- ・認定職業訓練校を支援することにより、若年労働者の技術養成、職業能力の向上を図る。

ウ 労働環境の向上

関係機関との連携強化及び福利厚生への向上支援

- ・熊本市勤労者福祉センター（サンライフ熊本）の運営を通じ、中小企業勤労者の健康保持、体力の増強及び教養、文化等、雇用の促進と福祉の向上を図る。
- ・熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンターの各種祝い金等の給付事業及びレジャー・レクリエーション等の福利厚生事業を支援することにより、従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興に寄与する。

エ 協議会及び施設一覧

熊本市産業開発求人対策協議会

設 立 昭和39年4月

目 的 市内中小企業者が団結し、若年技能労働力を確保するため求人活動を展開し、もって本市産業の発展を促進する。

組 織 専門技能業種7団体により組織

活動状況 県内各職業安定所及び高等学校を訪問し、会員企業の求人状況の説明や就職者の近況等の報告活動を実施している。また、会員企業へ就職した若年社員に対し「認定職業訓練校」及び「事業内高等職業訓練校」で職業訓練を実施し、技能のレベルアップを図る等、労働条件の向上、定着を組織的に推進している。

熊本雇用対策協議会

設 立 昭和44年3月

目 的 職業安定機関と緊密な連絡を保ち、産業界の必要とする労働力の確保と安定を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

組 織

普通会員 この会の趣旨に賛同して加入申し込みのあった熊本公共職業安定所管内に所在する事業所及び業種別団体

特別会員 熊本市並びに熊本商工会議所・熊本県中小企業団体中央会

活動状況 人材の確保・育成
勤労者の定着及び福祉の向上
職業安定機関との連絡の強化

熊本市雇用開発協議会

地域住民の雇用の安定と就労機会の拡充に努め、もって生活の安定と向上を図ることを目的として、平成5年に発足したが、平成13年3月をもって「地対財特法」の失効により、平成14年4月より協議会の目的を「就労の機会が阻害され、日常生活に支障をきたしている市民の雇用の安定と就労機会の拡充に努めること」に改め、行政関連事業の受託などの諸活動を行っている。

就労者数 嘱託員14人（平成26年4月現在）

主な事業 食肉センターと畜解体業務

熊本市事業内高等職業訓練校

管理運営 職業訓練法人 熊本市職業訓練協会（指定管理者）

所 在 地 中央区南熊本3丁目8番16号

敷地面積 2,362.32㎡

延床面積 1,773.38㎡

建物概要 第1校舎（鉄筋コンクリート造 3階建）
第2校舎（軽量鉄骨造 2階建）
機械作業室（軽量鉄骨造 平屋建）

訓練生数 43人（平成26年4月現在）

熊本市職業訓練センター

事業所の従業員研修、技能レベルの向上（普通訓練）、及び各種の労務相談など、広範囲な技能訓練、情報交換の場として雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）によって昭和54年に設置され、平成23年3月31日に本市に譲渡された施設である。

訓練の内容は、求職者や失業者の再就職のための職業訓練やOA機器化に対応したパソコン講座など、幅広い職業訓練を実施している。

管 理 運 営 職業訓練法人 熊本市職業訓練センター（指定管理者）

所 在 地 西区花園7丁目19番10号

構 造 本 館 鉄筋コンクリート2階建

実習棟 鉄骨造平家建

実習場 鉄骨造平家建

敷 地 面 積 11,362.26㎡

延 床 面 積 2,960㎡（本館1,093㎡、実習棟1,567㎡、実習場300㎡）

事 業 内 容 （25年度）

・職業訓練センター	職業能力開発訓練	52コース	7,479人
	IT関連訓練	43コース	2,040人
	受 託 訓 練	21コース	14,278人
	自 主 講 座	5コース	2,896人

熊本市勤労者福祉センター

勤労者並びに市民のみなさんの雇用の促進と福祉の向上を図るため、職業相談、就職情報の提供等を行うとともに、心身の健康保持、体力の増強及び教養、文化等のためのサービスを提供する。

名 称	熊本市勤労者福祉センター
設 置 主 体	熊本市
管 理 運 営	(一財)熊本市勤労者福祉センター(指定管理者)
所 在 地	中央区黒髪3丁目3番12号
敷 地 面 積	2, 4 3 6. 4 2㎡
延 床 面 積	1, 4 2 2. 3 7㎡
施 設 概 要	1階 体育室・ホール・講習室 職業相談室・更衣室・シャワー室 2階 和室(2部屋)・研修室・大会議室
利 用 状 況	7 4, 6 7 5人(平成25年度)

熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンター

個々の企業のみでは実施困難な従業員に対しての各種祝金等の給付事業、レジャー、物品購入資金等の貸付事業及び各種レクリエーション等の福利厚生事業を実施することにより、中小企業の従業員の福祉の向上を図るとともに中小企業の振興に寄与することを目的とする。

発 足	平成11年4月1日(昭和49年6月1日発足の熊本市中小企業勤労者福祉共済制度を移行)
管 理 運 営	(一財)熊本市勤労者福祉センター
共 済 掛 金	1人月額 350円
加 入 者 数	2, 1 1 5事業所、被共済者数27, 526人(平26. 3現在)
給 付 事 業	3, 7 7 8件 37, 875千円

(5) 中小企業経営の基盤強化(産業政策課)

ア 中小企業の経営力の強化

中小企業が抱える経営上の諸問題についての相談・診断を行うとともに、経営情報の提供など、中小企業の自主的な経営努力を支援し、経営力の強化を図る。

イ 資金調達の円滑化

中小企業が健全な経営活動を営めるよう、金融情報の提供や円滑な資金調達を制度融資により支援する。
融資状況

制度名 \ 年 度	23		24		25	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	千円	件	千円	件	千円
小 口 資 金 融 資	179	845,150	212	899,600	150	581,000
経 営 向 上 小 口 資 金 融 資	768	2,113,160	958	2,761,960	953	2,872,410
無 担 保 無 保 証 人 融 資	0	0	-	-	-	-
経 営 安 定 資 金 融 資	86	797,500	67	567,540	54	458,900
創 業 サ ポ ー ト 資 金 融 資	66	244,250	112	369,200	144	500,200
特 別 短 期 資 金 融 資	1	2,000	-	-	-	-
中 元 ・ 年 末 資 金 融 資	4	13,600	-	-	-	-
経 営 安 定 特 例 資 金 融 資	3	6,700	11	79,250	0	0
経 済 環 境 変 動 対 策 資 金 融 資	517	3,980,396	571	4,599,050	465	3,326,754
公 害 防 止 施 設 資 金 融 資	0	0	0	0	0	0
地 下 水 使 用 合 理 化 設 備 資 金 融 資	0	0	0	0	0	0
高 度 化 資 金 融 資	0	0	0	0	0	0
短 期 資 金 融 資	-	-	53	175,300	47	138,000
新エネルギー設備等資金融資	-	-	4	17,800	0	0
計	1,624	8,002,756	1,988	9,469,700	1,813	7,877,264

※無担保無保証人融資、特別短期資金融資、中元・年末資金融資は平成23年度をもって廃止

※短期資金融資、新エネルギー設備等資金融資は平成24年度から新設

ウ 熊本市中小企業活性化会議

平成24年第4回定例会において、議員提案により「熊本市中小企業振興基本条例」が制定され、平成25年4月1日から施行された。この条例は、中小企業振興に向けた基本理念や、市民・中小企業・市などの役割などを定めたもので、市長の附属機関として、熊本市中小企業活性化会議を置き、会議で条例の基本方針に基づく中小企業の振興に関する施策等を審議するものである。

目 的	中小企業振興に関する施策等について審議する。
委 員 構 成	15人以内 学識経験者、公募委員、中小企業団体・金融機関・消費者団体・関係行政機関の職員
任 期	2年
開 催 状 況	第1回：平成25年 8月13日（火）14時30分～ 第2回：平成25年10月30日（水）14時30分～

（6）中小企業への各種助成（商工振興課）

ア 中小企業振興助成

助 成 の 種 類	助 成 対 象	助 成 措 置
事 業 助 成 金	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき	1組合につき10万円（組織し、運営を開始した年度に限る）
	商店街等環境整備事業	事業費が1億円以下のとき、事業費の20パーセントに相当する額以内
		事業費が1億円を超えるとき、2千万円に1億円を超える額の10パーセントを加算した額以内とし、3千万円を限度とする
	集団化事業及び施設共同利用事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、2千万円を限度とする
	一般高度化事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、1千万円を限度とする
利 子 補 助 金	創業及び経営基盤の強化に必要な設備	政府系金融機関からの融資残額の100分の2以内3カ年間
融 資 の あ っ せ ん	創業及び経営基盤の強化に必要な設備、高度化施設等、福利厚生施設	融資のあっせん
便 宜 の 供 与	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき、設備、高度化施設等	用地のあっせん、労働力の確保、道路等の整備、情報・資料の提供、その他

助成状況

区 分 \ 年 度		21	22	23	24	25
設立運営費	件 数	0	0	0	0	0
	金 額（千円）	0	0	0	0	0
高度化施設	件 数	※	0	0	0	4
	金 額（千円）	63,320	0	0	0	18,571
利子補助金	件 数	0	0	0	0	0
	金 額（千円）	0	0	0	0	0

※事業実施年度は20年度だが、繰越のため21年度に助成した。

イ 商店街共同施設助成

商店街の共同施設（街路灯、アーケード、防犯カメラ等）の設置等の事業を助成する。

助成状況

年 度	21	22	23	24	25
件 数	6	4	2	0	4
金 額（千円）	9,396	6,572	7,556	0	3,990

ウ 商店街共同施設電気料補助

商店街が管理する街路灯電気料の20%を運営資金として補助する。

助成状況

年 度	21	22	23	24	25
件 数	64	63	61	61	57
金 額（千円）	5,718	4,967	4,996	4,999	4,991

エ 商店街活性化特別支援事業

商店街等が実施する集客や販売促進等の事業を助成する。

助成状況

年 度	21	22	23	24	25
件 数	38件（30団体）	35件（30団体）	36件（31団体）	39件（34団体）	36件（33団体）
金 額（千円）	33,314	25,808	29,063	28,071	24,994

オ 商店街空き店舗対策事業

商店街団体等が実施する空き店舗対策事業に助成する。

助成状況

年 度	24	25
件 数	12	13
金 額（千円）	7,878	7,339

(7) 中小企業金融対策（産業政策課）

中小企業金融制度一覧

制度名 (発足年月日)		小口資金融資 (昭 38. 8. 7)	経営向上小口資金融資 (平 19. 10. 1)
目 的		市内中小企業者の小口資金の円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与する	信用保証協会と金融機関との責任共有制度の導入に伴う金融環境変化の影響を受けやすい市内小規模零細事業者に対して、責任共有制度の対象除外となる全国統一の保証制度の対象とすることにより、小口資金の円滑な融資を図り、企業の体質の改善を図るとともに、安定的な資金調達を維持し、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・従業員20人以下であること	・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）であること ・この融資と既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で1,250万円の範囲内であること ※認定支援機関を活用し、事業改善に取り組む企業者は、保証料補給の特例あり
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		1,000万円以内	1,000万円以内
融資期間及び利率		30ヶ月：固定 年2.20%以内 45ヶ月：固定 年2.30%以内 60ヶ月：固定 年2.40%以内	3年以内：固定 年1.80%以内 4年以内：固定 年1.90%以内 5年以内：固定 年2.00%以内
据 置 期 間		6ヶ月以内	6ヶ月以内
保 証 料 率		年0.45%～1.25% 保証料補給：1/2	年0.50%～2.20% 保証料補給：1/2
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	一括又は分割返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	469,400（出捐金）	874,000
	協調倍率（倍）	25	3
	融資枠（千円）	11,735,000	2,622,000
	預 託 機 関	県信用保証協会	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		経営安定資金融資 (昭 43. 4. 1)	創業サポート資金融資 (平 12. 4. 1)
目 的		市内中小企業者の経営の合理化、体質の改善に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	創業を行うまたは創業を行った個人もしくは創業を行ったことにより設立された会社、または事業の転換又は多角化を行う者に対して、資金の円滑な融資を図ることにより起業支援を行い、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合	- 新規開業（開業後1年未満の者を含む） ① 市内に1年以上居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験があり、1月以内に新たに事業を開始する者（2月以内に新たに会社を設立する者） ② 市内に3ヵ月以上居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験がなく、1月以内に新たに事業を開始する者（2月以内に新たに会社を設立する者）（学生については、学校の推薦を受けた者） ※産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業により支援を受けた者は、6月以内 - 転業・多角化 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を3年以上継続して営んでいる者 - 転業・多角化前であること
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		事業者：3,000万円以内 組 合：4,000万円以内	新規開業①、転業・多角化：1,000万円以内 新規開業②：500万円以内
融資期間及び利率		3年以内：固定 年 2.30%以内 5年以内：固定 年 2.40%以内 7年以内：固定 年 2.50%以内	新規開業 7年以内：固定 年 2.00% 転業・多角化 7年以内：固定 年 2.20%
据 置 期 間		6ヶ月以内	1年以内
保 証 料 率		年 0.25%～1.70%	新規開業 : 年 0.70% 転業・多角化：年 0.25%～1.70% 保証料補給：1/2
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	501,000	157,000
	協調倍率（倍）	3	3
	融資枠（千円）	1,503,000	471,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		短期資金融資 (平 24. 4. 1)	経営安定特例資金融資 (昭 55. 4. 15)
目 的		市内中小企業者の短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	外的要因による経営環境の変化に伴い、健全な経営の安定に支障が生じた中小企業者へ円滑な融資を図ることにより、中小企業者の経営の安定を図り、もって、本市中小企業の振興に寄与する
対 象		市内に 6 ヶ月以上居住し、かつ同一事業を 6 ヶ月以上経営している中小企業者	市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 1 年以上（天災地変・火災の場合 6 ヶ月以上）経営している中小企業者 ①大規模小売店（床面積 1,000 ㎡以上）の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めたもの ②倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50 万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めたもの ③天災地変・火災により被害を受けた中小企業者 ④大規模小売店の撤退、譲渡、又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めたもの
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金 (①、④については設備資金のみ)
融 資 限 度 額		500 万円以内	1,500 万円以内
融 資 期 間 及 び 利 率		保証付 1 年以内：固定 年 2.15%以内 保証無 1 年以内：固定 年 2.30%以内	7 年以内：固定 年 2.20%以内
据 置 期 間		無	1 年以内
保 証 料 率		保証付の場合 年 0.25%～1.70%	年 0.25%～1.70%
連 帯 保 証 人		保証付の場合 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く 保証付でない場合 取扱金融機関の定めるところとする	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		一括又は分割返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 九州幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	40,000	44,000
	協調倍率（倍）	3	3
	融資枠（千円）	120,000	132,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		経済環境変動対策資金融資 (昭 62. 6. 1)
目 的		経済環境の変動により事業活動に支障をきたしている中小企業者に対し、経営の安定に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 1 年以上経営している中小企業者 ① 売上高が減少している中小企業者 ア 融資申込時点の直近 2 期（年）の売上高について、前期（年）の売上高が前々期（年）の売上高と比較し 3 パーセント以上減少している者 イ 融資申込以前 1 年以内のいずれか連続した 3 ヶ月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較し 3 パーセント以上減少している者 (平成 27 年 3 月 31 日融資実行分まで) ② 売上総利益又は営業利益が減少している中小企業者 ア 融資申込時点の直近 2 期（年）の売上総利益又は営業利益について、前期（年）の売上総利益又は営業利益が前々期（年）の売上総利益又は営業利益と比較し 3 パーセント以上減少している者 イ 融資申込以前 1 年以内のいずれか連続した 3 ヶ月間の平均売上総利益又は平均営業利益が、前年同期の平均売上総利益又は平均営業利益と比較し 3 パーセント以上減少している者 (平成 27 年 3 月 31 日融資実行分まで)
使 途		運転資金
融 資 限 度 額		1,500 万円以内
融資期間及び利率		7 年以内：固定 年 1.95%以内
据 置 期 間		6 ヶ月以内
保 証 料 率		年 0.25%～1.70%
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	1,634,000
	協調倍率（倍）	3
	融資枠（千円）	4,902,000
	預 託 機 関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		公害防止施設資金融資 (昭 46. 11. 1)	地下水使用合理化設備資金融資 (平 3. 4. 1)
目 的		市内中小企業者の工場又は事業所における公害防止に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって市民の健康の保護、生活環境の保全を図る	市内中小企業者の工場及び事業所における地下水の使用合理化に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・公害防止に関し、監督機関の改善指導を受け、市長が必要と認めた施設	・市内に1年以上居住しかつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・地下水の使用合理化を図るものとして市長が認めた施設、設備
使 途		設備資金	設備資金
融 資 限 度 額		800 万円以内	1,000 万円以内
融資期間及び利率		7 年以内：固定 年 2.40%以内 利子補給：全額	3 年以内：固定 年 2.20%以内 5 年以内：固定 年 2.30%以内 7 年以内：固定 年 2.40%以内 利子補給：全額
据 置 期 間		6 ヶ月以内	6 ヶ月以内
保 証 料 率		年 0.69% 保証料補給：全額	年 0.25%～1.70% 保証料補給：全額
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行	肥後銀行 熊本銀行
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	9,000	9,000
	協調倍率（倍）	2	3
	融資枠（千円）	18,000	27,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		新エネルギー設備等資金融資 (平 24. 4. 1)	高度化資金融資 (昭 44. 4. 1)
目 的		市内中小企業者の新エネルギー・省エネルギー等設備導入に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の高度化及び近代化に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 1 年以上経営している中小企業者 ・環境負荷低減を図るものとして市長が認めた設備等 ① 太陽光発電システム、ペレットボイラー、燃料電池などの新エネルギー設備 ② 高効率空調機、高効率給湯機、LED 照明などの省エネルギー設備 ③ 電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の 4 種類の自動車	・事業協同組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等、及びその組合員
使 途		設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		1,000 万円以内	1 組 合 : 8,000 万円以内 1 組 合 員 : 2,000 万円以内
融資期間及び利率		10 年以内 : 固定 年 1.90%以内	8 年以内 : 固定 年 2.60%以内
据 置 期 間		1 年以内	無
保 証 料 率		年 0.45%~1.90% 保証料補給 : 1/2	保証付の場合は 年 0.45%~1.90%
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	取扱金融機関の定めるところとする
返 済 方 法		元金均等月賦返済	取扱金融機関の定めるところとする
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 九州幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	商工組合中央金庫 肥後銀行 熊本銀行
市 預 託 条 件	融資原資 (千円)	55,000	20,000
	協調倍率 (倍)	3	4
	融資枠 (千円)	165,000	80,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

※ 伝統工芸営業者、倒産関連中小企業者、アスベスト飛散防止に取り組む中小企業者に対する利子補給制度有り
 ※ 起業化支援資金融資は、平成 23 年 4 月 1 日から創業サポート資金融資へ名称変更

(8) 経済統計

ア 産業別市内総生産（産業政策課）

(単位 百万円、%)

項 目			実 数			構 成 比			対前年度比	
			21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	22年度	23年度
産 業	第1次産業	農業	22,099	23,761	22,933	1.0	1.0	1.0	7.5	▲ 3.5
		林業	271	256	221	0.0	0.0	0.0	▲ 5.5	▲ 13.7
		水産業	1,756	2,006	2,435	0.1	0.1	0.1	14.2	21.4
		小計	24,126	26,023	25,589	1.1	1.1	1.1	7.9	▲ 1.7
	第2次産業	鉱工業	133,601	143,235	148,234	5.8	6.2	6.4	7.2	3.5
		建設業	91,776	106,858	94,907	4.0	4.6	4.1	16.4	▲ 11.2
		小計	225,377	250,093	243,141	9.8	10.8	10.5	11.0	▲ 2.8
	第3次産業	電気・ガス・水道業	36,201	34,593	26,033	1.6	1.5	1.1	▲ 4.4	▲ 24.7
		卸売・小売業	340,258	328,719	343,773	14.8	14.2	14.8	▲ 3.4	4.6
		金融・保険業	128,389	125,609	121,430	5.6	5.4	5.2	▲ 2.2	▲ 3.3
		不動産業	353,985	358,796	362,348	15.4	15.5	15.6	1.4	1.0
		運輸業	87,688	93,539	94,602	3.8	4.1	4.1	6.7	1.1
		情報通信業	117,036	115,677	113,651	5.1	5.0	4.9	▲ 1.2	▲ 1.8
		サービス業	578,433	575,535	579,661	25.2	24.9	25.0	▲ 0.5	0.7
		政府サービス生産者	324,957	317,889	323,637	14.2	13.8	13.9	▲ 2.2	1.8
		対家計民間非営利サービス生産者	66,759	68,950	72,206	2.9	3.0	3.1	3.3	4.7
		小計	2,033,706	2,019,307	2,037,341	88.6	87.5	87.7	▲ 0.7	0.9
合 計			2,283,209	2,295,423	2,306,071	99.5	99.4	99.3	0.5	0.5
輸入品に課される税・関税			21,329	23,188	27,119	0.9	1.0	1.2	8.7	17.0
(控除) 総資本形成に係る消費税			9,269	10,105	11,023	0.4	0.4	0.5	9.0	9.1
市内総生産（市場価格表示）			2,295,269	2,308,506	2,322,167	100.0	100.0	100.0	0.6	0.6

(注) 表中の計数は単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合がある。
数値に富合町、城南町、植木町を含む

(資料) 熊本市統計書（平成25年度版）

イ 産業（大分類）別事業所数及び従業者数の推移（全事業所）（産業政策課）

（平成21年経済センサス基礎調査及び平成24年経済センサス活動調査結果）

産 業 大 分 類	事業所数			従業者数		
	平成21 年実数	平成24年		平成21 年実数	平成24年	
		実数	構成比		実数	構成比
A～R 全 産 業（S 公 務 を 除 く）	30,663	30,156	100	312,249	308,480	100
A～B 農 林 漁 業	90	114	0.4%	1,284	1,342	0.4%
C 鉱 業，採石業，砂利採取業	6	3	0.0%	31	11	0.0%
D 建 設 業	2,644	2,656	8.8%	21,672	20,650	6.7%
E 製 造 業	1,088	1,184	3.9%	17,685	22,935	7.4%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	25	15	0.0%	1,452	884	0.3%
G 情 報 通 信 業	435	399	1.3%	7,302	7,267	2.4%
H 運 輸 業，郵便業	593	613	2.0%	13,542	13,204	4.3%
I 卸 売 業，小 売 業	8,817	8,516	28.2%	76,666	72,133	23.4%
J 金 融 業，保 険 業	686	656	2.2%	10,767	10,752	3.5%
K 不 動 産 業，物 品 賃 貸 業	2,362	2,198	7.3%	9,085	8,613	2.8%
L 学術研究，専門・技術サービス業	1,768	1,690	5.6%	10,930	10,351	3.4%
M 宿 泊 業，飲 食 サ ー ビ ス 業	3,911	3,836	12.7%	32,999	32,961	10.7%
N 生活関連サービス業，娯楽業	2,909	2,883	9.6%	14,865	14,938	4.8%
O 教 育，学 習 支 援 業	1,129	976	3.2%	20,421	14,115	4.6%
P 医 療，福 祉	1,975	2,158	7.2%	45,095	49,030	15.9%
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	182	188	0.6%	2,455	2,440	0.8%
R サ ー ビ ス 業 （他に分類されないもの）	2,043	2,071	6.9%	25,998	26,854	8.7%
S 公 務	111	-	-	16,816	-	-

ウ 商 業

業種別商店数・従業員数・年間販売額（商工振興課）

（平成19年商業統計調査結果、平成21年経済センサス-基礎調査及び平成24年経済センサス活動調査結果）

産 業 分 類	事業所数			従業者数			年間商品販売額		
	平成21 年実数 (店)	平成24年		平成21 年実数 (人)	平成24年		平成19年実数 (万円)	平成24年	
		実数 (店)	構成比 (%)		実数 (人)	構成比 (%)		実数 (万円)	構成比 (%)
合 計	8,691	8,308	－	75,138	69,101	－	227,432,273	182,458,600	－
卸 売 業 計	2,511	2,361	100	24,933	21,395	100	150,058,228	110,074,100	100
50 各 種 商 品 卸 売 業	2	15	0.2%	12	121	0.6%	1,320,799	X	－
511 織 維 品 卸 売 業	6	8	0.3%	22	46	0.2%	69,687	X	－
512 衣 服 卸 売 業	66	51	2.2%	448	367	1.7%	1,738,975	725,900	0.7%
513 身 の 回 り 品 卸 売 業	44	34	1.4%	304	243	1.1%		X	
521 農畜産物・水産物卸売業	287	287	12.2%	4,436	3,665	17.1%	34,996,539	21,165,300	19.2%
522 食 料 ・ 飲 料 卸 売 業	292	254	10.8%	3,716	2,922	13.7%	20,241,214	15,413,400	14.0%
531 建 築 材 料 卸 売 業	241	222	9.4%	2,107	1,857	8.7%	10,810,793	9,482,200	8.6%
532 化 学 製 品 卸 売 業	74	108	4.6%	614	741	3.5%	4,673,778	5,339,500	4.9%
533 石 油 ・ 鉱 物 卸 売 業	35	35	1.5%	440	286	1.3%	9,703,326	3,875,600	3.5%
534 鉄 鋼 製 品 卸 売 業	20	17	0.7%	123	104	0.5%		1,156,300	
535 非 鉄 金 属 卸 売 業	10	8	0.3%	46	42	0.2%		231,600	
536 再 生 資 源 卸 売 業	36	33	1.4%	840	733	3.4%	2,003,141	783,800	0.7%
541 産 業 機 械 器 具 卸 売 業	328	281	11.9%	2,371	1,733	8.1%	10,862,555	8,238,500	7.5%
542 自 動 車 卸 売 業	97	106	4.5%	1,198	927	4.3%	4,389,887	2,741,000	2.5%
543 電 気 機 械 器 具 卸 売 業	232	215	9.1%	1,665	1,578	7.4%	13,908,346	8,347,000	7.6%
549 そ の 他 機 械 器 具	153	122	5.2%	1,289	1,040	4.9%	6,669,596	5,459,000	5.0%
551 家具・建具・じゅう器等卸売業	96	78	3.3%	731	499	2.3%	2,148,365	1,450,000	1.3%
552 医薬品・化粧品等卸売業	201	191	8.1%	2,656	2,411	11.3%	15,634,496	13,802,900	12.5%
559 他に分類されない卸売業	291	296	12.5%	1,915	2,080	9.7%	10,886,731	X	－
小 売 業 計	6,180	5,947	100	50,205	47,706	100	77,374,045	64,650,600	100
56 各 種 商 品 小 売 業	24	13	0.2%	2,672	2,074	4.3%	12,483,720	9,422,000	14.6%
57 織物・衣服・身の回り品小売業	977	938	15.8%	4,412	4,063	8.5%	5,685,804	4,281,500	6.6%
58 飲 食 料 品 小 売 業	1,927	1,758	29.6%	19,859	18,920	39.7%	20,170,738	16,043,400	24.8%
591 自 動 車 小 売 業	550	539	9.1%	4,469	3,887	8.1%	10,292,913	8,007,400	12.4%
592 自 転 車 小 売 業	66	62	1.0%	164	153	0.3%		71,100	
593 機 械 器 具 小 売 業 （自動車、自転車を除く）	330	288	4.8%	2,013	1,927	4.0%	8,114,866	4,096,200	6.3%
60 そ の 他 の 小 売 業	2,306	2,139	36.0%	16,616	15,728	33.0%	20,626,004	22,729,000	35.2%

エ 工 業

産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者４人以上の事業所〕（商工振興課）

（平成24年工業統計調査結果）

産業中分類	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数 (箇所)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (万円)	構成比 (%)
総計	521	100.0	19,199	100.0	37,241,771	100.0
食料品	173	33.2	6,358	33.1	11,798,985	31.7
飲料	11	2.1	481	2.5	1,760,895	4.7
繊維工業	27	5.2	434	2.3	279,558	0.8
木材	11	2.1	198	1.0	292,291	0.8
家具・装備品	25	4.8	522	2.7	576,657	1.5
パルプ・紙	11	2.1	272	1.4	799,844	2.1
印刷	59	11.3	1,337	7.0	1,868,604	5.0
化学	6	1.2	2,105	11.0	4,605,278	12.4
石油・石炭	3	0.6	36	0.2	386,892	1.0
プラスチック	13	2.5	340	1.8	1,082,299	2.9
ゴム製品	1	0.2	5	0.0	X	X
皮革	1	0.2	11	0.1	X	X
窯業・土石	25	4.8	408	2.1	921,023	2.5
鉄鋼	5	1.0	245	1.3	892,828	2.4
非鉄金属	2	0.4	29	0.2	X	X
金属製品	50	9.6	1,271	6.6	2,135,194	5.7
はん用機械	5	1.0	175	0.9	197,524	0.5
生産用機械	30	5.8	1,650	8.6	2,503,998	6.7
業務用機械	7	1.3	127	0.7	101,266	0.3
電子部品	1	0.2	1,441	7.5	X	X
電気機器	12	2.3	434	2.3	396,985	1.1
情報通信機器	2	0.4	101	0.5	X	X
輸送用機器	9	1.7	900	4.7	2,713,884	7.3
その他	32	6.1	319	1.7	202,442	0.5

オ 産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者４人以上の事業所〕

（平成24年工業統計調査結果）

	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	平成 23 年実数 (箇所)	平成 24 年		平成 23 年実数 (人)	平成 24 年		平成 23 年実数 (万円)	平成 24 年	
		実 数 (箇所)	構成比 (%)		実 数 (人)	構成比 (%)		実 数 (万円)	構成比 (%)
総 数	533	521	100.0	18,030	19,199	100.0	37,317,809	37,241,771	100.0
４～９ 人	253	224	43.0	1,497	1,370	7.1	1,568,590	1,455,899	3.9
10～19 人	133	137	26.3	1,819	1,891	9.8	2,619,085	2,481,435	6.7
20～29 人	46	53	10.2	1,117	1,284	6.7	2,491,608	2,473,695	6.6
30～49 人	30	33	6.3	1,155	1,300	6.8	1,688,602	2,704,004	7.3
50～99 人	41	44	8.4	2,787	3,096	16.1	6,602,330	5,897,898	15.8
100～199 人	18	17	3.3	2,500	2,454	12.8	5,508,083	5,377,030	14.4
200～299 人	5	6	1.2	1,187	1,541	8.0	2,639,745	3,109,616	8.3
300 人以上	7	7	0.4	5,968	6,263	32.6	14,199,766	13,742,194	36.9

※ 統計表中の記号について

「－」：該当がないもの。

「X」：該当事業所が１ないし２事業所に関する数字であるため、統計の秘密保護の立場から特に内容を秘匿したもの。

また、３事業所以上に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合は「X」で表す。

2 農 林 水 産 業

(1) 概 況 (農業政策課)

本市農業の特徴は、米、ナス・すいか・メロン等の野菜、みかん・梨等の果樹、花き、畜産等の豊富な基幹作目を有した多種多様な経営である。また、水産業としては、有明海の広大な漁場におけるノリ養殖業、アサリ・ハマグリ等の採貝業、クルマエビ・ガザミ等の網漁業を中心とする海面漁業及び清らかな地下水を利用したウナギや観賞魚（錦鯉・金魚）の養殖等の内水面漁業が営まれている。

いずれの分野においても、近年、消費者の食の安全・安心や農水産業及び農水産業地域の有する環境保全・景観維持等の多面的機能への関心が高まる中、都市近郊という優位性を活かし、地域性豊かな特色ある農業経営が行われ、市民の食と環境を支えている。その一方で、本市においても、担い手の高齢化、後継者不足、価格の低迷、経営費の増大、自然環境の変化等の難しい問題を抱えているのが現状である。

このような中、2018年を目標とした「第6次熊本市総合計画」の個別計画として平成20年度に策定（平成24年度改訂）した「熊本市農水産業計画」に基づき、「農水産業の持続的発展」を基本目標に、安全・安心で良質な農水産物を生産し、消費者の理解を深めつつ、消費拡大を図るとともに、担い手の育成や生産性の向上、経営安定の支援、生産基盤の整備、環境保全に配慮した農水産業の実現を支援し、夢のある・稼げる・やりがいのある農水産業の実現を図っていく。

ア 販売農家の農家戸数と農業就業人口 (農業政策課)

年度	区分	農家戸数 (戸)	農業就業人口 (人)	専業農家戸数 (戸)	兼 業 農 家 戸 数 (戸)		
					第1種兼業農家	第2種兼業農家	計
21		6,662	13,758	2,557	1,586	2,519	4,105
22		5,951	12,872	2,638	1,132	2,181	3,313
23		5,727	12,306	2,620	1,056	2,051	3,107
24		5,504	11,740	2,600	982	1,922	2,904
25		5,277	11,174	2,581	906	1,790	2,696

(注) 農林業センサス結果に基づく推計（平成22年度については農林業センサス結果）

イ 経営耕地面積 (販売農家) (農業政策課)

(単位 ha)

年度	区分	総経営耕地面積	水 田	畑		
				普 通 畑	樹 園 地	計
21		9,659	6,670	1,237	1,752	2,989
22		9,324	6,295	1,293	1,736	3,029
23		9,118	6,134	1,273	1,713	2,986
24		8,914	5,973	1,252	1,689	2,941
25		8,710	5,811	1,232	1,667	2,899

(注) 農林業センサス結果に基づく推計（平成22年度については農林業センサス結果）

ウ 林野面積 (農商工連携推進課)

(単位 ha)

年度	区分	総 面 積	国 有 林	民 有 林					要造林地
				用材林	薪炭林	竹 林	特殊林	要造林地	
21		6,226	1,634	4,592	1,083	2,557	881	1	70
22		6,214	1,602	4,612	1,083	2,576	882	1	70
23		6,226	1,602	4,624	1,087	2,581	885	1	70
24		6,226	1,602	4,624	1,087	2,581	885	1	70
25		6,225	1,602	4,623	1,087	2,581	884	1	70

エ 民有林の樹種別面積と蓄積 (農商工連携推進課)

年度	区分	用 材 林		薪 炭 林		竹 林		特 殊 林		要造林地
		面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
21		1,083	438,359	2,557	384,382	881	924,076	1	—	70
22		1,083	445,968	2,576	390,034	882	924,012	1	—	70
23		1,087	454,356	2,581	392,006	885	926,504	1	—	70
24		1,087	460,955	2,581	393,353	885	926,504	1	—	70
25		1,087	467,042	2,581	394,475	884	926,204	1	—	70

才 農業産出額（農業政策課・農商工連携推進課）

区分 年度	水 稻		麦		大 豆		野 菜	
	作付面積	生 産 額	作付面積	生 産 額	作付面積	生 産 額	作付面積	生 産 額
	(ha)	(百万円)	(ha)	(百万円)	(ha)	(百万円)	(ha)	(百万円)
20	3,440	4,215	571	138	172	40	1,611	14,734
21	4,627	5,201	1,150	107	325	94	2,382	22,297
22	4,750	4,358	1,088	85	324	55	2,287	21,995
23	4,820	6,247	1,139	101	360	71	1,838	21,567
24	4,880	6,552	1,120	114	332	69	1,852	23,675

花 き		樹 芸		果 樹		工芸作物（たばこ）	
作付面積	生 産 額	作付面積	生 産 額	作付面積	生 産 額	作付面積	生 産 額
ha	(百万円)	(ha)	(百万円)	(ha)	(百万円)	(ha)	(百万円)
59	1,406	23	138	1,734	6,982	1	7
70	1,590	55	370	2,017	7,807	36	197
59	1,406	41	320	1,968	9,019	36	135
68	1,578	39	379	1,873	8,473	27	120
62	1,554	54	334	1875	8,402	25	110

酪 農		肉 用 牛		養 豚		馬	
飼 育 数	生 産 額	飼 育 数	生 産 額	飼 育 数	生 産 額	飼 育 数	生 産 額
(頭)	(百万円)	(頭)	(百万円)	(頭)	(百万円)	(頭)	(百万円)
2,301	1,821	1,248	400	5,353	453	433	415
2,847	2,423	3,685	1,119	34,562	1,781	550	581
2,582	2,174	3,549	761	38,118	2,072	806	758
2,935	2,037	3,433	677	46,719	2,595	703	734
2,498	1,833	2,921	600	39,326	2,467	667	546

養 鶏		養 蜂		生産額合計
飼 育 数	生 産 額	飼 育 数	生 産 額	
(羽)	(百万円)		(百万円)	(百万円)
62,410	174	—	155	31,078
265,150	676	—	242	44,484
424,590	1,085	—	155	44,378
390,060	1,363	—	189	46,131
371,507	854	—	204	47,314

力 漁船数（水産振興センター）

数量 年度	漁 船 数 (隻) (動力船)
20	1,363
21	1,335
22	1,337
23	1,347
24	1,204

(港勢調査より)

キ 漁業生産額（水産振興センター）

年	乾 ノ リ		貝 藻 類		海 水 魚		淡 水 魚	
	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額
	(千枚)	(百万円)	(t)	(百万円)	(t)	(百万円)	(t)	(百万円)
19	716,811	6,196	2,440	1,104	206	139	7	73
20	691,263	6,047	2,661	1,108	205	141	5	63
21	604,182	5,735	336	96	191	141	274	543
22	577,372	5,870	228	40	164	107	330	801
23	584,688	5,316	1,389	445	165	138	252	749

(熊本市水産振興センター調べ)

ク 農業協同組合（農業政策課）

(平成26.4.1現在)

名 称	正・准組合員数（人）	設立年月日
熊 本 市 農 業 協 同 組 合	21,743	平 4. 4. 1
熊本宇城農業協同組合(富合・城南地域)	3,332	平 8.10. 1
鹿本農業協同組合(植木地域)	3,183	平元. 4. 1

ケ 漁業協同組合（水産振興センター）

(平成24.4.1現在)

名 称	組合員数（人）	設立年月日
河 内 漁 業 協 同 組 合	206	昭24. 8. 5
松 尾 漁 業 協 同 組 合	65	昭24. 6.15
小 島 漁 業 協 同 組 合	279	昭24. 6.15
沖 新 漁 業 協 同 組 合	394	昭24. 7. 4
畠 口 漁 業 協 同 組 合	157	昭24. 9.27
海 路 口 漁 業 協 同 組 合	240	昭25. 5.17
川 口 漁 業 協 同 組 合	277	昭24. 4. 9
熊 本 市 漁 業 協 同 組 合	141	昭24. 4.22

(資料「熊本県の水産」より)

(2) 主 要 事 業

ア 農林関係

① 農業振興地域整備計画（農業政策課）

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、食料の安定供給や農業の担い手の確保等を図るため熊本、富合、城南及び植木農業振興地域整備計画を策定し、今後とも長期にわたって本市農業の振興を図るべき地域を明らかにし、農業振興に関する施策を計画的に推進する。

農業振興地域面積 25,546ha 農用地区域面積 9,830ha

② 活気あふれる元気な農村地域創造事業（農業政策課）

地域資源を活用して、農業者等のまちづくりとして地産地消の主体的な活動を支援すること等により、活気あふれる農村地域を目指す。

対象地域を指定し、具体的な実施計画づくりや実施される事業への支援等を行い、農村地域の維持・活性化を推進する。

③ 中山間地域等直接支払事業（農業政策課）

農業者の高齢化や後継者不足等による耕作放棄地の増加等により、農業の多面的機能（水源かん養機能、洪水防止機能等）の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するために、平成22年度から平成26年度まで5年間、毎年度直接支払いを実施する。

対 象 地 域 旧河内町地域（芳野地区・河内地区）、旧植木町地域（一部地区除く）

対象農用地

- ・ 対象地域内に存する農振農用地区域内農地
- ・ 1ha以上のまとまりのある農用地（一団の農用地）
- ・ 急傾斜の農用地（田1／20以上、樹園地等畑15度以上）

対 象 面 積 田 8.83ha、畑747.85ha （平成25年度実績）

対 象 者 集落協定に基づき、5年間以上継続して耕作や農用地等の管理を行う者

④ 認定農業者支援事業（農業政策課担い手推進室）

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成とこれらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に努めるため、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の掘り起こしの促進と認定農業者及び経理の一元化等法人化を目指す集落営農組織の支援・育成を図る。

事業内容

- ・ 基本構想実践活動事業（アクションプログラムを計画的に展開）
- ・ 経営改善支援活動事業（認定農業者の経営相談・指導の実施）

⑤ 強い農業づくり交付金（農商工連携推進課）

農産物の高品質化、低コスト化を図り収益性の高い経営形態を確立するため、生産・流通コスト低減に向けた取り組みに必要な共同利用施設等の整備を行う。

- ・ 瓜類、柑橘集出荷施設、カントリーエレベーター等の共同利用施設の整備
- ・ 低コスト耐候性ハウスの整備（植木、北部、松尾、飽田、天明地区）

⑥ くまもと稼げる園芸産地育成対策事業（農商工連携推進課）

園芸作物生産において高品質・省力化生産を図るため、施設、機械の導入を推進する。

- ・ 病虫害防除施設（防虫ネット等）、谷換気自動開閉装置、全天候型マルチ施設

⑦ 農作物鳥獣被害対策事業（農商工連携推進課）

近年、イノシシ・カラス・ヒヨドリ等の野生鳥獣による農作物被害が甚大であるため、関係農区や猟反会等と連携し、発生予防に基づき有害鳥獣捕獲を行うとともに、地域ぐるみによる自衛対策等を推進する。

⑧ 熊本市農業わくわく化事業（農商工連携推進課）

地域農業のより一層の振興と農業経営の安定・所得向上を図るため、区の特性を活かしたやる気のある農業者等の生産や流通など、多様な取り組みに対しきめこまやかな支援を行う。

⑨ 地産地消の促進（農商工連携推進課）

地元農産物の地域内流通モデル調査事業を行うことで、既存の流通ルートでは扱われなかった、こだわり野菜（規格外や小ロットなども）を対象に生産者と消費者・レストランを結ぶ新たな流通モデルの構築を図る。

⑩ 土壌病虫害検査室 分析・診断事業（農商工連携推進課）

農業生産指導の一環として、土壌・堆肥・作物体の各種肥料成分等の分析・病虫害診断を実施して、農業生産の向上に寄与する。

分析実績

（単位 件）

年度 項目	21	22	23	24	25
土 壌 養 分 分 析	1,185	858	831	1,272	467
農業用水・養液等分析	42	20	6	3	5
作物体・堆肥等分析	2	0	0	0	0
病 害 虫 診 断	79	64	2	0	0
そ の 他	0	6	12	14	5
計	1,308	948	851	1,289	477

⑪ 環境にやさしい農業推進事業（農商工連携推進課）

自然環境に与える負荷を軽減し持続的な農業を確立するため、環境にやさしい農業を推進し、新鮮かつ安全な農産物の生産振興を図る。

- ・適正施肥管理対策の推進

土壌分析結果に基づく適正施肥や有機物の投入による土づくりの推進

- ・エコファーマー認定及び更新の推進

- ・減農薬栽培の推進

農薬の適正使用と減農薬栽培技術の導入

- ・農業用廃プラスチック類の適正処理推進

- ・省エネルギー化の推進

省エネ効果の高い機械、施設の導入推進

- ・環境保全型農業直接支援対策事業（農商工連携推進課）

地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し支援を行うことで、農業が有する環境保全機能を一層発揮させる。

⑫ 新需給システム推進事業（農業政策課 担い手推進室）

平成23年産から、農業者が生産数量目標に即した米生産を行う経営所得安定対策が実施され、平成26年産においては、同制度と基本的に同じ枠組みの中で、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保及び麦・大豆等への作付転換を図る経営所得安定対策に取り組む。

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
実施農家数（戸）	7,926	7,307	7,168	7,827	7,222
水稻生産目標数量（トン）	26,730	23,473	26,150	25,908	25,579
水稻生産確定数量（トン）	23,570	22,861	22,991	24,705	23,335
水稻作付確定面積（ha）	4,375	4,293	4,180	4,483	4,244
主食用水稻作付面積（ha）	4,135	4,045	3,958	4,506	3,254
主食用水稻作付率（%）	94.5	94.2	94.7	100.5	76.7

※ 水稻生産実施計画書提出者のみの実績

H20から旧富合、H21から城南、植木町含む

⑬ 農漁業後継者の育成（担い手推進室・水産振興センター）

農漁業後継者育成対策として、各後継者クラブに対する組織育成やリーダー養成をはじめ、経営管理能力向上のための研修会等を実施する。

また、機械、施設等の設置に対する融資制度を実施する。

⑭ みかん実験農場（農業政策課、農商工連携推進課、西区役所農業振興課）

所在地 西区松尾町上松尾字筒井1093番地

面積 総面積 3.5ha（圃場2ha：原野他1.5ha）

植栽本数 早生温州 248本 中晩柑 191本

普通温州 83本 落葉果樹 62本

施設 管理棟 1棟 97.05㎡

（事務室14.9㎡、実験室29.15㎡、研修室53.0㎡）

ガラスハウス 1棟 44.71㎡

事業概要 普及奨励品種の栽培実証展示圃の設置

ブラッドオレンジ（優良中晩柑）の栽培実証試験

研修、講習、実習、講演会等の実施

学童、幼児を対象とした体験学習の受入れ

⑮ くまもと春の植木市（農商工連携推進課）

四百数十年の歴史をもつ、本市恒例の「くまもと春の植木市」は、熊本に春の訪れを告げる風物詩として、また緑の祭典として市民に親しまれている。

平成25年度実施状況

開催期間 平成26年2月1日（土）～3月10日（月） 38日間

場 所 戸島いこいの広場（東区戸島町）

面 積 約62,000㎡（会場）
うち駐車場約38,000㎡

展示小間数 約380小間（1小間当たり10㎡）
うち、ビニールハウス約160小間

出展品日 庭園樹（大物、小物）・盆栽・草花・庭石・造園・鉢類・石灯ろう・観賞魚等（約100万点）

出展業者 110業者

⑯ 熊本市ファミリー農園（農商工連携推進課）

熊本市ファミリー農園は、遊休農地を有効利用して自家用野菜や花をつくるなど、市民が農業との関わりを持てる場を提供し、農業に対する理解を深めてもらうとともに、利用者のレクリエーションの場や高齢者の生きがいづくりの場として、昭和58年度より開設している。平成23年6月より農園主が新規開設しやすいように、制度と名称を一部変更している。

・農園数 14農園

・区画数 865区画（平成26年4月1日現在）

名 称	所 在 地	区画数	名 称	所 在 地	区画数
国府本町ファミリー農園	中央区国府本町75	81	舞原ファミリー農園	南区城南町舞原375-1外	27
桜 木 //	東区桜木4丁目54	48	元三町 //	南区元三町5丁目963外	53
花 立 //	東区花立6丁目541-1	40	柿 原 //	西区花園7丁目1990	42
長嶺南 //	東区長嶺南8丁目1370-1	94	麻生田 //	北区麻生田4丁目1634-1	73
田 尻 //	南区富合町田尻73-1	82	高 平 //	北区高平1丁目324-1	56
近 見 //	南区近見4丁目228	63	鶴羽田 //	北区鶴羽田町1117-1	67
著町 //	南区城南町千町2876外	81	立田山 //	北区龍田陳内1丁目1619	58

イ 畜産関係（農商工連携推進課）

畜産総合対策事業

畜産物の高品質化や生産性の向上を図り畜産経営の安定に資するため、家畜伝染病防止のための予防注射や優良家畜導入の推進等を図る。

- 1) 優良家畜導入事業
- 2) 性判別精液利用促進事業
- 3) 高品質家畜生産奨励事業
- 4) 家畜防疫確立対策事業

ウ 水産関係（水産振興センター）

生産基盤の整備（漁港・漁場の整備）

安全で使い易い漁港施設の整備拡充と施設の長寿命化を図るため、漁港の基本機能施設の整備や水産基盤整備事業の長期計画に基づく機能保全計画を策定する。また、アサリ漁場整備により漁場の維持保全と水産資源の持続的生産を図る。

- ① 漁港施設の整備（漁港単独改良、水産基盤ストックマネジメント事業等）
- ② 漁港浚渫土砂の仮置場整備
- ③ アサリ漁場整備（覆砂事業）

漁港施設

(平成24年度現在)

名称	区分	所在地	種別	現 有 施 設 延 長		登録漁船数 (隻)	利用漁船数 (隻)
				外かく施設 (m)	係留施設 (m)		
四 番 漁 港		沖新町・畠口町	第1種	1,214.80	814.20	252	405
海 路 口 漁 港		海路口町	〃	1,742.29	511.50	109	136
天 明 漁 港		川口町	〃	134.00	841.20	250	275
計				3,091.09	2,166.90	611	816

水産業経営安定強化

① 水産物の生産振興

水産資源の維持増殖のため、クルマエビ・ガザミなどの種苗放流やアサリ資源保護施設の設置補助及びノリ養殖技術の指導普及により漁業生産の向上と経営の安定に努める。

② 経営安定に向けた支援と担い手の育成

漁家経営の近代化と安定化を図るため、市振興資金の貸し付けにより、優良種苗の導入、漁船の建造、養殖設備の近代化等を促進している。また、次世代経営者（後継者等）に漁業技術の研修や漁家経営安定のための情報提供を実施し、意欲と能力のある担い手の育成を図る。

エ 耕地関係（農業政策課）

土地改良事業

豊かでゆとりのある農村地域の発展を目指し、ほ場整備事業、農道整備事業、かんがい排水事業に組み生産基盤の充実に努める。特にほ場整備事業を推進することにより農作業の効率化を図り、収益性の高い農業を実現する。

また、災害のない安全な農村地域の実現を目指し、農地保全事業、海岸保全事業に取り組む。これにより降雨時の土砂流出、法面崩壊または海面上昇による高潮被害等の自然災害から農村地域を守る。

近年では、農村地域の湛水防除あるいは田畑輪換を目的とした排水施設の老朽化も深刻な課題となっているため、既存土地改良施設の更新を図る。

これら土地改良事業の実施にあたっては、農村の持つ豊かな自然環境と生態系の保全に配慮し、豊かで活力のある農村環境の創出に努める。

かんがい排水事業（県営）

地区名 区分	画図南部地区 外1地区
総事業費	2,010 百万円
事業量	排水路 L=1,600m 排水機 21t
事業年度	平成18 ～ 29年
受益面積	296ha

農地整備事業（経営体育成基盤・畑地帯）（県営）

地区名 区分	南尾迫地区 外4地区
総事業費	10,338 百万円
事業量	区画整理 A=337ha 農道 L=6652m 用水路 18.2ha 排水路 L=1174m
事業年度	平成20 ～ 30年
受益面積	531ha

農地防災事業（県営）

地区名 区分	小島地区 外6地区
総事業費	3,816 百万円
事業量	排水路 L=1,473m 排水機 33t 提体工 L=282m 頭首工改修
事業年度	平成21 ～ 29年
受益面積	441ha

農道整備事業（県営）

地区名 区分	谷尾崎2期地区 外1地区
総事業費	1,136 百万円
事業量	農道 L=3,300m
事業年度	平成20 ～ 26年
受益面積	222ha

海岸保全事業（県営）

地区名 区分	沖新地区 外 1 地区
総事業費	329 百万円
事業量	消波工 L=6,481m 堤防工 L=6,481m
事業年度	和33 ～ 平成25年

土地改良施設維持管理適正化事業（団体営）

地区名 区分	近津地区 外 1 7 地区
総事業費	320 百万円
事業量	ポンプオーバーホール他
事業年度	平成22 ～ 30年

農地保全事業（県営）

地区名 区分	東大谷地区 外 2 地区
総事業費	1,604 百万円
事業量	排水路 L=8,225m 農道 L=775m 水兼農道 L=2,615m
事業年度	平成21 ～ 29年
受益面積	85ha

農地・水保全管理支払交付金（団体営）

地区名 区分	秋津地区 外 4 6 地区
総事業費	2,089 百万円
事業量	活動地域農用地 A=6,693ha
事業年度	平成24 ～ 28年

（３）農林漁業振興資金貸付（農業政策課担い手推進室・水産振興センター）

ア 農林漁業振興資金貸付一覧

貸付金の種類	貸し付けをする組合等	貸し付けの対象となる事項	貸付金の限度	償還期間	転貸利率	償還方法
農業及び漁業後継者育成資金	農業協同組合 漁業協同組合 銀行	農業及び漁業後継者が新しく実施する家畜、種苗養殖用稚魚、資材、機械等の購入及び施設の設置等	1人につき300万円以内	3年以内 (100万円を超える額の貸付については5年以内)	無利子	元金均等年賦払
畜産資金	農業協同組合 銀行	種畜導入資金	乳牛（牝） 1頭につき35万円以内	4年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
			繁殖肉牛 1頭につき35万円以内			
			馬 1頭につき35万円以内			
			豚 1頭につき10万円以内	3年以内		
		家畜導入資金	肉用牛 1頭につき35万円以内	3年以内		
			肉用雄子牛 1頭につき10万円以内			
			肉用馬 1頭につき35万円以内			
			豚 1頭につき2万円以内			
水産資金	農業協同組合 漁業協同組合 銀行	資材種苗（海面）	1件につき100万円以内	2年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
		機械器具（ 〃 ）	1件につき200万円以内	5年以内		
		養殖施設（内水面）	1件につき100万円以内	3年以内		
		種 魚（ 〃 ）	1件につき100万円以内	2年以内		
		稚 魚（ 〃 ）	1件につき100万円以内	2年以内		
		漁船建造	1件につき500万円以内	5年以内		

イ 貸付状況

資金名	23 年 度		24 年 度		25 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	千円	件	千円	件	千円
農 林 施 設 資 金	0	0	0	0	0	0
果 樹 経 営 安 定 資 金	0	0	0	0	0	0
農 業 機 械 資 金	0	0	0	0	0	0
農 林 種 苗 資 材 資 金	0	0	0	0	0	0
農作物生産基礎条件整備資金	0	0	0	0	0	0
農業及び漁業後継者育成資金	18	36,750	15	35,000	17	41,820
種 畜 導 入 資 金	0	0	1	1,050	1	700
家 畜 導 入 資 金	0	0	0	0	0	0
畜 産 施 設 資 金	0	0	0	0	0	0
畜産ふん尿処理施設資金	0	0	0	0	0	0
畜 舎 移 転 資 金	0	0	0	0	0	0
資 材 種 苗 資 金	57	53,900	42	40,800	39	37,300
機 械 器 具 資 金	21	34,000	16	29,000	17	27,700
養 殖 施 設 資 金	0	0	0	0	0	0
種 魚 ・ 稚 魚 資 金	0	0	0	0	0	0
漁 船 建 造 資 金	9	38,000	14	37,500	13	43,100
農漁業生活環境整備資金	0	0	0	0	0	0
災 害 対 策 資 金	0	0	0	0	0	0
合 計	105	162,650	88	143,350	87	150,620

3 食肉センター（食肉センター）

（１）概 況

食肉センター（卸売市場）は、昭和１３年に熊本市営と畜場として設置し、昭和４０年に名称を「熊本市食肉センター」に変更するとともに、食肉卸売市場を開設した。現在、本県内外の衛生的かつ安全な食肉の供給とともに、食肉流通拠点としての機能・役割を担っている。

しかし、築４９年が経過して施設の老朽化が進んでいることから、食肉センター廃止に向けてと畜機能の移転を図っている。平成２６年４月１日現在において、牛及び豚のと畜機能はすでに移転しており、馬のと畜についても関係者と協議を進めている。

（２）施 設

所 在 地 中央区南熊本２丁目３番１号

昭和１３年 ９月 熊本市営と畜場を設置する

昭和４０年 ４月 熊本市食肉センターと名称変更する

昭和４０年１０月 熊本市食肉卸売市場を開設する

昭和４８年 １月 指定市場「熊本市食肉地方卸売市場」となる

建 築 面 積 鉄筋一部木造 ２，９０９．６２㎡

敷 地 面 積 １０，４５４．７８㎡

施 設 名 称	構 造	面 積	能 力	備 考
食肉センター事務所	木造瓦葺2階建	268.9㎡		1階139.9㎡ 2階129㎡
懸 肉 室	鉄筋コンクリート、一部	475.9㎡		
食 肉 卸 売 場	屋根鉄骨コンクリート	293.6㎡		昭和48. 7 冷房設備
冷 蔵 庫	〃	481㎡	豚換算 775頭	昭和39.12 192㎡設置 昭和42.11 240㎡増設 昭和55. 3 34㎡増設 平成 6. 3 15㎡増設
と 室	〃	838.1㎡		昭和40. 4 解体室666.1㎡ 内臓処理室177㎡
け い 留 所	〃	478.9㎡		昭和55. 7 小動物けい留所411.8㎡ 大動物けい留所 67.1㎡
浄 化 槽	活性汚泥方式	720㎡	日間処理 能力 750t	昭和40. 3 250t 設置 昭和42. 6 250t 増設 昭和48.10 250t 増設
簡 易 焼 却 炉		40.2㎡	1基	平成 8. 3 150K／時
控 室	木造瓦葺	48㎡		平成 8. 3 改造

（３）と 畜 頭 数

年 度 区 分	21	22	23	24	25
牛	8,938	8,083	7,904	7,866	2,466
馬	3,597	3,373	2,792	2,839	3,363
豚	35,850	34,826	35,946	32,967	31,417
緬 山 羊	0	0	0	0	0
計	48,385	46,282	46,642	43,672	37,246

（４）使用料及び手数料

（単位 円）

区 分 使 用 料 手 数 料	牛	馬	豚				牛 60kg 以下	こ馬	緬山羊		改正年月日
			一般		大貫				20kg 以上	20kg 以下	
			湯はぎ	皮はぎ	湯はぎ	皮はぎ					
と畜解体等手数料	3,100	3,100	1,064	1,146	1,476	1,630	1,250	1,450	650	550	平成 8. 4. 1
内臓洗い手数料	2,000	1,500	洗い140		ボイル80		1,000	750	140	140	平成 8. 4. 1
と畜場使用料	1,100	1,100	600				250	450	150	50	昭和58. 4. 1
検 査 手 数 料	400	400	200				400	400	200	200	平成12. 4. 1
冷蔵庫使用料	180	180	90				90	90	90	90	昭和58. 4. 1
市 場 使 用 料	売上金の 1,000分の2									昭和48. 4. 1	

4 競 輪 事 業（競輪事務所）

（１）概 要

本市競輪事業は昭和２５年７月、財政再建と戦災復興事業に寄与することを目的として発足し、その後、昭和３７年４月自転車競技法の恒久立法化、同年１０月競技実施団体としての自転車競技会が発足するなど事業の運営面で確固たる基盤が築かれた。

全国の公営競技の売上は、競輪に限らず減少傾向にある。そのような中で、本市競輪事業は、記念競輪開催時の場間場外発売のみではなく、普通競輪開催時にも場間場外発売を展開させるなど売上の増加を図っている。

その一方で、新規ファンの掘り起こしのための専用場外車券売場の新設やファンサービスの充実、魅力あるレースの提供、特別競輪の誘致など、ファンのニーズに応じた事業展開を行っている。

事業発足より現在までにおける売上額は、総額９，４０８億円余、熊本市財政への繰出金総額は６５８億円余の巨額に上り土木、教育、住宅等の公共施設の建設、福祉の充実等の貴重な自主財源として本市の財政に多大な貢献をしている。

現在の競輪事業を取り巻く状況は売上の減少や、顧客の高齢化など非常に厳しいが、本市発展の一助として収益を確保するよう運営を行っている。

（２）施 設

所 在 地 中央区水前寺５丁目２３番１号

開 設 年 月 昭和２５年７月

敷 地 面 積 ４３，１８１．６３㎡ 競争路１周５００ｍ

駐 車 場 ７８９台収容

投 票 所 ８ヵ所 窓口 １０９

支 払 所 ８ヵ所 窓口 ６２

観 覧 席 定 員 １２，０００人	一 般	３，３００人
	立 見	７，７０５人
	特別観覧席	９９５人

（３）競輪事業の実績

区 分 \ 年 度	21	22	23	24	25
開 催 回 数	12	12	12	12	12
開 催 日 数	58	52	58	58	55
入 場 者 数	126,841	104,160	120,803	99,363	90,951
収 入	千円	千円	千円	千円	千円
入 場 料（普通席）	6,342	5,208	5,830	4,968	4,458
〃（特別席）	11,227	8,102	9,548	6,975	6,7395
車 券 発 売 金	13,393,119	11,445,024	20,065,889	11,147,045	11,555,753
そ の 他 の 収 入	936,318	797,976	751,027	650,622	577,970
前 年 度 繰 越 金	1,090,845	747,932	275,515	312,313	478,786
支 出					
経 常 経 費	190,660	158,599	152,860	139,537	130,282
開 催 経 費	13,152,804	11,261,563	19,522,453	11,009,462	11,399,448
交 付 金	400,172	643,805	667,453	242,761	286,624
施 設 関 係	46,284	364,785	252,732	51,379	102,453
一 般 会 計 繰 出 金	900,000	300,000	200,000	200,000	200,000
基 金	—	—	—	—	200,000

（４）競輪事業収益金の使途

区分 年度	土木・住宅 関 係		民 生 関 係		教 育 関 係		衛 生 関 係		災害復旧 工事関係		そ の 他		合 計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
21	111,960	12.4	617,940	68.7	90,270	10.0	18,720	2.1	90	0	61,020	6.8	900,000	100.0
22	29,700	9.9	226,440	75.5	24,780	8.3	5,940	2.0	0	0	13,140	4.3	300,000	100.0
23	14,660	7.3	155,420	77.7	15,940	8.0	3,740	1.9	640	0.3	9,600	4.8	200,000	100.0
24	9,800	4.9	158,000	79.0	14,960	7.5	4,220	2.1	1,160	0.6	11,860	5.9	200,000	100.0
25	6,580	3.3	157,240	78.6	17,380	8.7	4,160	2.1	30	0	2,770	1.4	200,000	100.0

５ 農 業 委 員 会 （農業委員会事務局）

農地等利用関係の調整

農地に関する許認可事務

農地法に基づく各種権利の設定、移転及び転用についての許認可並びに証明事務を行っている。

農地法関係申請処理状況 （平成25年度）

（単位 m²）

農 区	項目 農区名	農地法第3条				農地法第4・5条										農地法第18条		非農地証明		その他	合 計	
		(所有権移転)		(使用貸借権・賃借権の認定・移転)		第4・5条、許可不要の合計		第4条		第5条		許可不要		件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	件数	面 積
		件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積									
		件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積									
熊本市	1 上熊本	3	1,034	-	-	51	24,823	9	8,651	31	13,078	11	3,094	-	-	-	-	-	-	-	54	25,857
	2 白 坪	-	-	-	-	16	8,157	3	2,050	13	6,107	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	8,157
	3 本 山	1	3,475	-	-	9	5,174	3	944	6	4,230	-	-	1	1,149	-	-	-	-	-	11	9,798
	4 画 図	6	12,798	2	5,137	44	20,341	5	2,286	39	18,055	-	-	2	7,840	-	-	-	-	-	54	46,116
	5 健 軍	2	2,006	-	-	40	28,673	11	4,005	29	24,668	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42	30,679
	6 清 水	-	-	-	-	71	38,364	27	16,337	44	22,027	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71	38,364
	7 力 合	4	3,140	1	991	93	43,173	22	8,003	60	28,340	11	6,830	-	-	-	-	-	-	-	98	47,304
	8 日 吉	6	4,153	-	-	46	32,916	6	2,114	38	29,787	2	1,015	1	2,324	-	-	-	-	-	53	39,393
	9 出 水	-	-	1	6,293	37	16,262	15	7,192	22	9,070	-	-	3	1,632	-	-	-	-	-	41	24,187
	10 川 尻	3	2,980	-	-	8	4,065	2	1,006	6	3,059	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	7,045
	11 田 迎	3	3,738	1	11,727	44	19,713	14	5,767	22	10,018	8	3,928	-	-	-	-	-	-	-	48	35,178
	12 御 幸	7	9,303	3	10,989	26	15,953	6	3,303	19	12,623	1	27	4	15,170	-	-	-	-	-	40	51,415
	13 池 上	4	1,552	-	-	15	3,310	1	216	14	3,094	-	-	1	1,481	-	-	-	-	-	20	6,343
	14 城 山	11	7,746	4	6,401	40	19,243	8	5673	31	13,489	1	81	3	4,661	-	-	-	-	-	58	38,051
	15 秋 津	3	4,012	1	282	35	27,555	10	8,462	25	19,093	-	-	86	333,166	-	-	-	-	-	125	365,015
	16 松 尾	19	16,816	6	20,829	5	12,596	1	67	3	12,439	1	90	3	1,993	-	-	-	-	-	33	52,234
	17 小 島	6	10,914	3	17,879	16	8,783	3	504	13	8,279	-	-	3	5,896	-	-	-	-	-	28	43,472
	18 龍 田	1	2,913	4	3,586	52	50,953	15	19,619	37	31,334	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57	57,452
	19 中 島	18	39,643	8	17,196	22	10,686	4	2658	18	8,028	-	-	5	20,824	-	-	-	-	-	53	88,349
	20 供 合	11	14,366	8	19,294	17	11,815	5	2945	10	4,093	2	4,777	4	10,426	-	-	-	-	-	40	55,901
	21 広 畑	1	280	-	-	39	39,536	16	12,941	23	26,595	-	-	2	2,805	-	-	-	-	-	42	42,621
	22 小山戸島	18	45,856	8	21,864	65	60,350	11	7768	53	51,753	1	829	5	14,808	-	-	-	-	-	96	142,878
	23 西 里	65	27,873	4	5,791	19	10,955	2	2772	7	5,721	10	2,462	4	9,944	-	-	-	-	-	92	54,563
	24 川 上	12	27,247	4	16,154	52	40,476	12	11,023	40	29,453	-	-	3	17,824	-	-	-	-	-	71	101,701
	25 河 内	17	41,247	12	50,725	5	1,482	0	0	3	1,100	2	382	5	20,387	-	-	-	-	-	39	113,841
	26 芳 野	13	55,302	10	40,842	5	1,192	0	0	3	1,108	2	84	2	8,387	-	-	-	-	-	30	105,723
	27 八分字	9	16,005	2	11,182	28	16,570	7	3,413	20	12,182	1	975	1	1,982	-	-	-	-	-	40	45,739
	28 藤 富	3	2,918	2	6,888	13	8,949	0	0	12	8,794	1	155	-	-	-	-	-	-	-	18	18,755
	29 並 建	4	4,550	-	-	10	2,558	4	977	5	1,446	1	135	2	1,172	-	-	-	-	-	16	8,280
	30 中 緑	1	3,527	-	-	10	2,910	2	114	8	2,796	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	6,437
	31 銭 塘	4	2,283	-	-	7	3,322	0	0	6	3,124	1	198	1	3,279	1	367	-	-	-	13	9,251
	32 奥古閑	8	4,106	-	-	1	324	0	0	1	324	-	-	1	657	-	-	-	-	-	10	5,087
	33 海路口	2	3,009	-	-	4	1,579	4	1579	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	4,588
	34 川 口	4	7,459	-	-	2	1,682	0	0	2	1,682	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	9,141
旧 富合町	35 杉 合	6	13,831	1	16,940	28	32,261	2	1938	26	30,323	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	63,032
	36 守 富	8	15,189	6	55,672	17	19,730	0	0	17	19,730	-	-	3	17,056	-	-	-	-	-	34	107,647
旧 城南町	37 杉 上	6	8,035	1	1,980	11	5,546	1	61	10	5,485	-	-	9	31,776	-	-	-	-	-	27	47,337
	38 隈 庄	7	17,289	8	61,242	43	23,668	1	212	42	23,456	-	-	7	20,175	-	-	-	-	-	65	122,374
	39 豊 田	11	17,867	5	24,515	17	42,251	0	0	17	42,251	-	-	2	5,294	-	-	-	-	-	35	89,927
旧 植木町	40 山 本	12	69,264	16	94,729	12	15,382	3	2565	9	12,817	-	-	1	2,594	-	-	-	-	-	41	181,969
	41 田 原	7	34,829	1	4,269	10	19,701	1	1762	9	17,939	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	58,799
	42 菱 形	7	30,496	5	22,628	4	5,830	1	886	3	4,944	-	-	1	2,468	-	-	-	-	-	17	61,422
	43 桜 井	5	7,561	3	27,860	12	12,089	1	572	11	11,517	-	-	1	1,000	-	-	-	-	-	21	48,510
	44 植 木	1	7,399	-	-	1	842	1	842	-	-	-	-	-	-	1	307	-	-	-	3	8,548
	45 山 東	7	10,055	5	19,235	14	15,736	4	2,714	10	13,022	-	-	2	3,087	-	-	-	-	-	28	48,113
	46 吉 松	5	6,282	6	34,503	9	11,220	2	3269	7	7,951	-	-	1	5,385	-	-	-	-	-	21	57,390
	47 田 底	5	5,604	3	17,261	12	11,053	5	5275	7	5,778	-	-	1	3,290	-	-	-	-	-	21	37,208
合 計		356	625,952	144	654,884	1,137	809,750	250	162,485	831	622,203	56	25,062	170	579,932	2	674	-	-	-	1,809	2,671,192

		合 計				比 率 (%)
		件 数	面 積 (㎡)			
			田	畑	計	
住宅用地	農 家 住 宅	21	3,796	6,498	10,294	1.27
	一 般 個 人 住 宅	415	41,869	110,492	152,361	18.82
	集 団 住 宅、その他	310	90,768	163,527	254,295	31.40
	小 計	746	136,433	280,517	416,949	51.49
農 鉱 工業用地	農 林 漁 業 用 施 設	54	26,518	16,589	43,107	5.32
	鉱 業	0	0	0	0	0.00
	建 設 業	5	4,248	877	5,125	0.63
	金 属 機 械 工 業	1	0	731	731	0.09
	化学・紙パルプ工業	0	0	0	0	0.00
	繊維・食料品工業	0	0	0	0	0.00
	電気・ガス・水道事業	2	0	1,750	1,750	0.22
	そ の 他	35	23,258	7,342	30,600	3.78
	小 計	97	54,024	27,289	81,313	10.04
公共施設用地	官公署・病院等公共用地	6	412	6,641	7,053	0.87
	学 校 用 地	3	1,956	4,434	6,390	0.79
	公 園 ・ 運 動 場 用 地	2	598	2,988	3,586	0.44
	道・水路、鉄道用地	26	612	1,390	2,002	0.25
	小 計	37	3,578	15,453	19,031	2.35
その他の施設用地	運輸通信業建物施設	26	5,566	3,852	9,418	1.16
	商 業 ・ サ ー ビ ス 業	36	19,319	11,293	30,612	3.78
	ゴルフ場その他レジャー施設	0	0	0	0	0.00
	そ の 他	189	67,556	173,923	241,479	29.82
	小 計	251	92,441	189,068	281,509	34.76
植 林		6	0	10,947	10,947	1.35
合 計		1,137	286,476	523,274	809,750	100.00

(1) 農地調整事務処理事業

農地の利用関係の紛争に係る和解の仲介処理を行うこととしている。

(2) 国有農地管理处分事務

国有農地の買収、売却、貸付等管理处分とその対価徴収事務を行っている。

(3) 農地流動化地域総合推進事業

農地流動化目標を達成するため各関係機関と連携を図り、農地の出し手・受け手の意向等の把握と農地流動化調査分析によって事業を推進している。

(4) 農用地利用調整特別事業

担い手への農地の利用集積を促進するため、農地の出し手・受け手の計画的、効率的な結び付け活動を行っている。

農地利用集積実践実績（平成 25 年度）

（単位 m²）

種 別	件 数	期 間	田	畑	合 計
利 用 権 新 規 設 定	324	6 年 未 満	452,068	134,145	586,213
		6 年 以 上 10 年 未 満	26,189	3,671	29,860
		10 年 以 上	736,633	590,592	1,327,225
		小 計	1,214,890	728,408	1,943,298
利 用 権 再 設 定	409	6 年 未 満	825,811	186,703	1,012,514
		6 年 以 上 10 年 未 満	45,648	21,643	67,291
		10 年 以 上	294,516	87,192	381,708
		小 計	1,165,975	295,538	1,461,513
所 有 権 移 転	70		150,067	65,652	215,719
利 用 権 移 転	28		58,533	4,333	62,866
円滑化(代理事業)	162		576,341	96,166	672,507
合 計	993		3,165,806	1,190,097	4,355,903

(5) 農業者年金業務

農業者の老後生活の安定、経営移譲による農業後継者の育成及び確保、並びに経営規模の拡大を目的とする業務を行っている。

（旧制度）

（平 26.3.31 現在）

種 別	待 期 者 (人)	合 計 (人)	受 給 者 (人)		
			経営移譲年金	農業者老齢年金	特例老齢年金
人 数	323	2,763	1,965	668	130

（新制度）

（平成 26.3.31 現在）

種別	加入者(人) (脱退者及び資格喪失者を除く)			待期者(人)	受給者(人)		
	合計(人)	通常加入者	政策支援加入者		合計(人)	特例付加年金	農業者老齢年金
人数	327	221	106	119	69	16	53

(6) 農業委員会活動強化事業

熊本市に隣接する農業委員会と、地域に密着した主体的な広域連携活動を強化するとともに、農地無断転用及び遊休農地の現場での監視活動の強化等、具体的な取組みを行っている。

観光文化交流

1	シティブランド戦略	281
2	東アジア戦略	284
3	国際交流・国内交流	285
4	観光政策	293
5	熊本城	299
6	動植物園	304
7	文化振興	306
8	文化財	309
9	社会体育	314
10	市民会館・ 健康軍文化ホール	323

1 シティブランド戦略（シティプロモーション課）

（１）概要

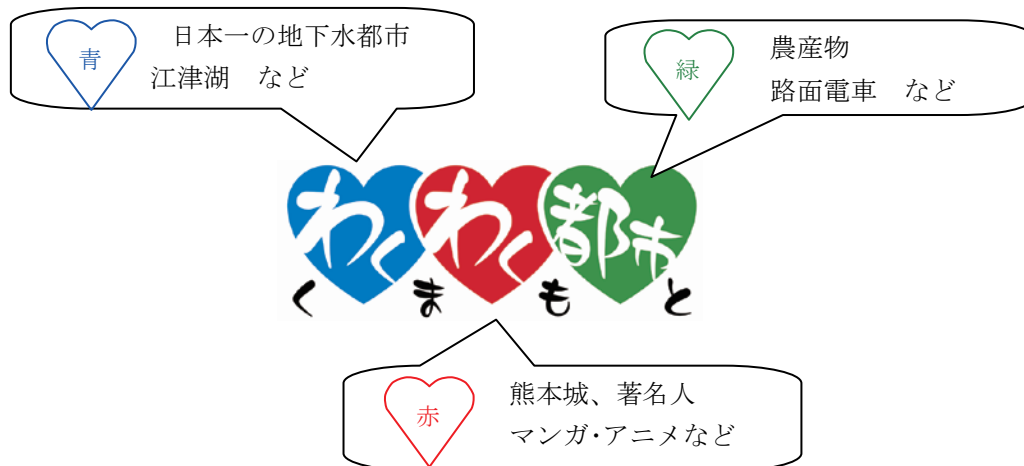
今日、人々のニーズが多様化する中で、人やモノの交流を盛んにするためには、名所旧跡などの観光地だけではなく、日常の暮らしに息づく伝統・文化や温かなおもてなしなどを含めた都市としての総合力が必要である。そして、これを象徴する「都市ブランド」を確立することは、他の都市との差別化を図り、多くの人から選択される都市となるために大変重要な戦略である。

本市は、第6次総合計画の中で、めざすべき将来の方向について、「九州中央の交流拠点都市」を掲げている。これを実現するためには、交流拠点としての都市機能の充実を図ることはもとより、全ての市民が本市のブランドイメージを共有するとともに、これを広く内外に発信することで、「九州中央の一大交流拠点」としての位置づけを確立していく必要がある。

（２）熊本シティブランド戦略プラン

平成21年3月 「熊本シティブランド戦略プラン」を策定し、10月に「わくわく都市くまもと」宣言を行い、ロゴマークを発表。

「青」・「緑」・「赤」は、水と緑と人々の情熱を表しており、熊本シティブランドの重要な構成要素として戦略を展開する。



（３）ブランディングの基本的考え方

ブランドづくりには、継続作業が必要不可欠であり、この行為を続けていくことがブランディングである。以下の4つの基本的な考え方に基づきブランディングを進めていく。

- ① 目的とターゲットを明確にし、ブランディングを行う。
- ② 確立すべきブランドイメージ「湧々都市くまもと ～九州の真ん中！ 人ほほえみ暮らしうるおう 集いのまち～」を基本に実施する。
- ③ 総合計画に位置付けられた「わくわく」の素材を活用し、本市の都市のイメージを効果的かつ効率的に発信し都市ブランドを確立することで、九州中央の交流拠点都市の実現を目指す。
- ④ 熊本シティブランドのアイデンティティである「青＝水」「緑＝農産物・森の都」「赤＝情熱」をストーリー化し、連続的な商品・サービス開発を行いながら、繰り返し訴求することにより、ブランドづくりを推進していく。

(4) ブランディング実績

ア 平成23年度

- これまでに効果的であったブランド戦略の継続
熊本城でのおしぼり・カイロ配布、「一口城主」確保に向けた PR わくわく親善大使の活用、WEB の活用、水のペットボトル活用やステッカー、卓上広告による日本一の地下水都市の PR、とれたてマルシェのブランド化による農業都市の PR
- 新たなブランドストーリー展開
本市ゆかりの漫画家の作品「ケロロ軍曹」を活用し、原画展や宝探しの開催、更にラッピング電車を運行。
東アジアへの PR として上海のジュニアゴルフ大会を誘致し、ゴルフを生かした観光 PR を実施。
フェイスブックの試行や、WEB での新町・古町、市電等の魅力の発信。
- 指定都市プロモーション
移行時期にあわせ、各種情報誌への広告掲載や、大阪・名古屋地域の電車内広告掲載を実施。
- 「住みなっせキャンペーン」の実施
新幹線開通により通勤圏となった福岡市において、本市の良好な住環境をアピールし、定住人口の増加を図るため、モニターツアーを開催や、パンフレットを制作し県外広報を実施。
- くまもとフィルムコミッションとの連携
映画、テレビドラマの撮影を誘致し、くまもとの魅力を広く PR する。

イ 平成24年度

- 県外広報の強化
東京・大阪・名古屋・福岡地域における県外広報の強化、劇場 CM の放映。
フェイスブックの本格稼働開始。
県外広報誌の制作。
- 新わくわく企画
マンガ「ケロロ軍曹」の等身大フィギュアの制作や特別住民登録。
若手女優を生かした日本一の地下水都市とケーキの購入額日本一の PR パンフレットの制作。
タニタ食堂でのプロモーションなど、首都圏における農水産物 PR の実施。
親善大使の拡大、活用事業の実施。
- ブランド戦略の検証
認知度調査の実施。
- フィルムコミッションの強化
「くまもとシティ・フィルムオフィス」の活動開始。

ウ 平成25年度

- 国連“生命の水”最優秀賞受賞に伴うプロモーション
情報発信の実施



市電吊り革広告掲出



チラシ、卓上のぼり等

- ・ 新わくわく企画

超低床電車のデザイン作成

「ケロロ軍曹」フィギュアを活用してのプロモーション（中野ブロードウェイ、フランスジャパンエキスポ）



フランスジャパンエキスポでの PR

- ・ 熊本城の PR 強化

熊本城おもてなし武将隊による県外プロモーションの実施

- ・ 県市連携プロモーションの強化

中野ブロードウェイでの PR 活動

- ・ 熊本県大阪事務所へ職員を派遣し、熊本県と連携を図り関西圏におけるプロモーションを強化

エ 平成 26 年度

- ・ 新わくわく企画

水戸岡鋭治氏デザインによる超低床電車（COCORO）を活用してのプロモーション



水戸岡鋭治氏デザイン 新型路面電車

平成 26 年 10 月 3 日運行開始

- ・ わくわく親善大使

コロッケ博多公演に伴う本市プロモーション

- ・ 食の魅力発信事業

食の魅力プロモーションパンフ作成

- ・ 県市連携プロモーション

首都圏における熊本の路面電車と観光列車プロモーション

- ・ 県大阪事務所連携プロモーション

関西圏におけるイベントでの本市プロモーション活動

2 東アジア戦略（シティプロモーション課）

本市は、九州新幹線の全線開業、政令指定都市移行を経て、都市としての魅力と存在感を高める新たな飛躍の時期を迎えている。

このような中、本市と地理的に近く、歴史的にもつながりが強い中国・韓国などの東アジア諸国は、近年、高い経済成長を遂げ、市場としての魅力が高まっている。

本市と東アジア諸国との交流は、観光・食品産業などを中心に取り組まれている状況にあるが、今後、さらに経済活動の様々な分野で相互依存関係を深め、東アジアとともに成長する熊本市を目指していく必要がある。

また、経済以外の分野においても、本市の強みである学術研究・高等教育機関の集積や地球環境問題など東アジア共通の新たな課題を踏まえ、本市と東アジア地域との更なる連携・協力を深めていくことが考えられる。

そこで、東アジア地域との交流、連携、情報発信などを戦略的に進め、東アジアから選ばれる都市となることを目的に、平成22年3月「熊本市東アジア戦略」を策定した。特に、成長著しい中国においては、平成24年1月11日に熊本上海事務所を設置した。

なお、この戦略は第6次総合計画に基づく部門計画と位置づけ、特に第6次総合計画の「重点的取り組み」（出会いわくわくプロジェクト）や、シティブランド戦略プラン、国際化指針、観光振興計画、新幹線開業プロジェクトなどの関連計画と連動させ、全庁的な取り組みとする。

計画期間は、第6次総合計画と合わせ、平成30年度までとする。

（1）ターゲット都市

本計画では、上海市、香港、桂林市、台北市、釜山市、ソウル市、蔚山市等、本市と距離的に近く、かつ、人口規模が大きく、市場の獲得や観光客等の誘致、あるいは、学術や環境面での交流・連携が見込める都市を当面のターゲットとする。

また、これら以外の都市であっても、本市の東アジア戦略の展開に重要となる都市との交流・連携にも取り組んでいく。

※本計画における東アジアの定義：韓国、中国、香港、台湾、アセアン諸国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポール、タイ、ブルネイ、ラオス、ミャンマー、カンボジア）

（2）戦略の目標と視点

「熊本市の存在感を示し、東アジアから選ばれる都市になる！」

この目標を実現するため、次の4つにチャレンジする。

☆チャレンジ1 東アジアに熊本市の存在感を示す都市ブランドの確立と観光振興・コンベンション誘致

- 【チャレンジ方針】
- ①東アジアに向けた都市ブランドの確立と情報発信
 - ②官民が一体となったおもてなしの向上や観光客・コンベンション等の誘致
 - ③本市と東アジア諸都市間の異文化相互理解の推進

☆チャレンジ2 東アジアと連携した学術都市づくり

- 【チャレンジ方針】
- ①東アジアから留学生等が集まるための情報発信と受け皿づくり
 - ②研究の核となる機関や人材の集積の促進

☆チャレンジ3 東アジアとのビジネス促進

- 【チャレンジ方針】
- ①本市産出の製品、農水産物等の東アジアにおける市場の獲得
 - ②東アジアとのビジネスを拡大する人材の確保と育成

☆チャレンジ4 東アジアの中の環境先進都市の実現

- 【チャレンジ方針】
- ①世界に誇れる東アジアの中の環境先進都市づくりと情報発信
 - ②共に環境保全に貢献するための国際協力の推進
 - ③地場環境ビジネスの東アジアへの展開

3 国際交流 ・ 国内交流 （シティプロモーション課国際室）

本市は中華人民共和国・桂林市、アメリカ合衆国・サンアントニオ市、ドイツ連邦共和国・ハイデルベルク市、福井市と友好姉妹都市の盟約を結んで以来、それぞれの都市と特色ある事業を活発に展開している。また、平成22年3月には、旧植木町との合併により、同町の姉妹都市であったアメリカ合衆国・ローム市との関係を熊本市で引き継いだ。

このような中、平成22年4月には、歴史的な縁から民間を中心とした交流が行われてきた韓国・蔚山広域市との間で、友好協力都市協定を締結するなど、世界中の各都市と文化、教育、芸術、スポーツなどさまざまな分野で活発な交流を進め、平成25年2月にフランス・エクサンプロヴァンス市、5月に中国・蘇州国家高新区と交流都市協定に調印し、9月には熊本県と共同で台湾・高雄市と『MOU（Memorandum of Understanding: 国際交流促進覚書）』を締結した。

また、平成21年度には、熊本市が国際化に対応していくための指針として、新たに「熊本市国際化指針」を策定し、「世界に開かれた活力ある都市の実現」をめざして、市民参加のもと、諸外国との多様な交流をさらに推進するための取り組みを行っている。

（1）桂林市（中華人民共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和54年7月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務協議のため先遣団を派遣。同年10月1日、梁成業桂林市革命委員会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行20名を熊本市に迎え、市制90周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を執り行った。

以来、両市は長期的な視野に立って教育・文化・観光等幅広い分野で様々な交流事業を展開してきた。特に、高校生交流事業は、友好都市締結当初から継続して実施しており、青少年の人材育成に寄与している。

平成11年には、両市は友好都市締結20周年を迎え、桂林市において両市長の間で21世紀に向けた両市の友好協力関係発展のための共同声明書に調印を行った。また、友好都市締結25周年を迎えた平成16年、桂林市で行われた両市長会議において、新たに、観光分野での協力と民間交流の支援について合意がなされた。また、平成21年には友好都市締結30周年を迎え、市民友好の翼の相互派遣や、文化芸能団が桂林山水文化旅行まつりに参加するなど、様々な記念事業を実施した。今後もこのような実績を踏まえ、両市の友好関係の更なる発展を目指す。

最近の主な交流

平成24年	2月	第1回熊本城マラソンの開催に合わせマラソン代表団12名が来熊
平成24年	7月	桂林市高校生友好訪問団20名を受入
平成25年	8月	熊本市高校生友好訪問団（19名）の派遣
平成25年	9月	第4回桂林市国際旅行博覧会に出展

桂林市の概要

桂林市は1998年9月8日、市・地区合併により市域が大幅に拡大され、2010年現在、人口約498万人、面積約27,809㎢となっている。そこに住む人々の大多数は漢民族であるが、壮（チワン）族をはじめ回・苗・瑶・侗族など多くの少数民族が生活している。

中国南西部、広西壮（チワン）族自治区の東北部に位置する長い歴史を持った風光明媚な国際観光都市・桂林は、市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、水墨の山水画にみられるような奇峰、奇岩（象鼻山・独秀峰、疊彩山・蘆笛岩などと名付けられている）がそそり立ち、「桂林山水天下に甲たり」と古くから称されるすばらしい景観を呈している。最近では、市中心部の4つの湖と2つの川を運河でつないだ「両江四湖^{りょうこうしこ}」の遊覧が観光の目玉となっている。

また、桂林の「桂」はモクセイの意で、街の至る所に主にキンモクセイの樹が植えられていて、花の咲く秋の季節には街中がその香りに包まれる。

（２）サンアントニオ市（アメリカ合衆国テキサス州）

提携までの経緯とその後の経過

国際化が進展する中、市制施行１００周年を控えた昭和６２年、２１世紀を目指した街づくりに取り組んでいた本市は、更に本市の国際交流を推進するため、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら、諸準備を開始した。

同年７月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州南西部に位置しアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーウォークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともしっかりと共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、両市代表団が相互に訪問し具体的協議を重ねた後、同年１２月２８日、サンアントニオ市長を本市に迎え、姉妹都市締結の調印式を執り行った。以来、教育、文化、経済、医療など幅広い分野において活発な交流が行われ、熊本市医師会をはじめ、民間による国際交流へと活動のすそ野を広げている。また、平成２４年には、姉妹都市締結２５周年を迎えた。

最近の主な交流

- | | |
|----------|--|
| 平成２５年　６月 | サンアントニオ市留学生（高校生）４名の受入 |
| 平成２５年　７月 | 姉妹都市締結２５周年記念熊本市友好代表団（４名）、熊本市議会友好訪問団（９名）の派遣 |
| 平成２５年　８月 | 熊本市留学生（高校生）４名の派遣 |
| 平成２５年１０月 | アジア太平洋都市サミットへサンアントニオ市長を基調講演者として招聘 |
| 平成２６年　２月 | 第３回熊本城マラソンへランナー１名の招聘 |

サンアントニオ市の概要

１７１８年に誕生し、人口１４０万人（２０１３年推計）を擁する全米第７位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南西部、ベア郡内に位置している。テキサス州内においては、ヒューストンに次ぐ第２位の大都市であり、人口の６割をラテン系（ヒスパニック系）民族が占めている。

サンアントニオ市は、毎年約２、６００万人の観光客が訪れる全米有数の国際観光・コンベンション都市であり、特に有名なのは、テキサス共和国独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。また、市内中心部には、湧き出た地下水からなるサンアントニオ川が流れ、水辺の散歩道「リバーウォーク」は、緑の景観と治水を見事に調和させた都市計画の一例として、世界の都市づくりの模範例となっている。同市は、２０１４年６月、５度目の優勝を果たしたＮＢＡ全米プロバスケットボールチーム「サンアントニオ・スパーズ」の本拠地でもある。

また、同市植物園内には、１９８９年、両市友好のシンボルとして建設された日本庭園「熊本園」がある。

（３）ハイデルベルク市（ドイツ連邦共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和３９年、当時の石坂繁熊本市長が訪独の際、ハイデルベルク市を訪問したことを契機として、大学と城、市内を流れるネッカー河といった本市との共通点を有するハイデルベルク市との友好の歴史が始まった。以後様々な分野にわたり民間団体による交流の努力が重ねられたことから両市の友好は着実に深まり、平成元年の熊本市の市制１００周年記念式典には同市より市長をはじめ芸能グループが来熊、平成２年には地下水保全をテーマに開催された水資源国際会議に多数のハイデルベルク市議会議員が来熊するなど積極的な交流が行われた。

平成４年５月１９日、３０年近くにわたり育まれた友情が実り、「平和と環境に対する共通の責任」を理念とする友好都市協定を締結。その後、熊本市民友好の翼など市民レベルでの交流をはじめ、ホームステイやスポーツを通じた両市青少年の交流、医療従事者の相互派遣による研修など、さらに幅広い分野での活発な交流事業を続けている。

最近の主な交流

平成25年	5月	熊本市民病院医師2名、看護師2名をハイデルベルク大学病院へ派遣
平成25年	5月	国際ドイツ体育大会へのビーチバレーボールチームの派遣
平成25年	7月	第18回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへの大学生3名派遣
平成25年	7月	ハイデルベルク市青少年交流訪問団29名の受入
平成25年	10月	アジア太平洋都市サミットへハイデルベルク市長を招聘・友好都市20周年を記念し、 ハイデルベルク市議会訪問団も来熊
平成26年	2月	第3回熊本城マラソンへランナー3名を招聘
平成26年	3月	ハイデルベルク市で開催された『IBA 国際建築博覧会』への都市政策研究所長派遣
平成26年	3月	ハイデルベルク大学病院関係者5名を熊本市民病院にて受入

ハイデルベルク市の概要

ハイデルベルク市は、人口約15万人（2012年推計）を擁し、標高116m、ネッカー河がオーデンの森からライン平野へ流れ出る地点に位置し、温和な気候に恵まれている。500年に亘りプファルツ選帝侯の宮殿であった古城のふもとに旧市街が広がり、ドイツで最も美しい町のひとつとされる。町には知的な雰囲気がたどよい、浪漫派の芸術家を魅了した古い町と川と森と古城のおりなす美しい調和は、今なお少しのかわりもない。市内の名所ハイデルベルク城は、旧市街アルトシュタットの狭い路地、美しい屋根の波の上に堂々とそびえ、人々は、歩くたびに多様な城の歴史を見ることができる。また、ドイツ最古の大学であるハイデルベルク大学の歴史は過去600年の政治・人文科学の変遷をうつす鏡である。ハイテク産業、バイオ研究が盛んであるが、年間62万人（2013年現在）の観光客が訪れる観光都市としての側面も持ち、ハイデルベルク城や大学のほか、アルテブリュッケ（古い橋）、聖霊教会など多くの観光名所を有する。

（４）福井市

提携までの経緯とその後の経過

福井市と熊本市とは、ともに城下町として栄え、第10代肥後熊本藩主細川斉護公の娘勇姫が第16代越前福井藩主松平慶永（春嶽）公に輿入れしたり、郷土の先哲横井小楠が福井藩の藩政改革にあたるなど、深い歴史的縁がある。また、福井市は織物王国といわれるほど繊維産業が集積しており、ファッションタウンの形成を目指しているとともに、テクノポリスや国際会議観光都市の指定を受けているなど、産業振興の面からも共通点を有している。

このような理由により、平成6年11月16日、熊本市において姉妹都市盟約書調印式を行った。

その後、平成7年2月17日には、福井市において盟約書の精神に基づく幅広い交流の促進を再確認する姉妹都市に関する覚書調印式を行った。

この姉妹都市提携を機に、両市の中央郵便局、ケーブルテレビ、NTT、商工会議所がそれぞれ姉妹提携を結んだほか、青少年交流、文化交流、各種団体交流など、市民レベルでの活発な交流が行われている。

最近の主な交流

平成25年	8月	小学生交流訪問団（福井市小学生20名）の受入
平成25年	8月	「火の国まつり」への福井市訪問団（4名）の受入
平成25年	10月	アジア太平洋都市サミットへの副市長訪問団（3名）の受入
平成26年	1月	小学生交流訪問団（熊本市小学生20名）の派遣
平成26年	2月	第3回熊本城マラソンへのランナー3名の受入

福井市の概要

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地である福井平野に発達した、人口約26万7千人（2014年6月1日現在）、面積536.19km²の地方中枢都市である。

古くは北陸道の要衝として、中世以降は城下町として栄え、天正元年に消失した朝倉氏の居城は国の特別史跡に指定されている。幕末当時の藩主は、名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、橋本左内、由利公正などの多くの人材を輩出した。また、慶永公は産業振興事業として織物を採り入れ、織物王国福井の礎を築いた。

明治22年に市制がしかれた際に福井市となり、熊本市と同じく平成11年に市制110周年を迎えた。

昭和23年に福井大地震に見舞われ、市街地は廃墟と化したのが、その後奇跡的な復興を遂げ、不死鳥のまち福井と称されている。

近年では、テクノポリスの指定を受け、テクノパーク福井などの整備により、繊維産業のみならず、電気、機械等の集積も高まっている。また、国定公園越前海岸や史跡、文化財などの多くの観光資源を生かしたコンベンションの推進にも力を入れており、国際会議観光都市の指定を受けている。

区画整理や都市計画道路など、都市基盤の整備も着々と進んでおり、歴史と近代的なまちづくりが見事に調和した北陸の雄都である。

（５）ローム市（アメリカ合衆国ジョージア州）

提携までの経緯とその後の経過

近代日本の夜明けを象徴する「西南の役」の激戦地「田原坂」を有する旧植木町とアメリカ合衆国における「南北戦争」の激戦地であるローム市が同じ歴史を共有することから「植木町世界の夜明け調査団」として、平成4年から青少年派遣などを通じて交流を重ねてきた。

平成7年5月29日植木町合併40周年記念式典に際し、双方の社会、行政、文化の実情に配慮しつつ、相互理解と友情を深めるため、さらに親しく交流を図ることとし、友好関係を盟約するに至った。

平成22年3月23日、熊本市と植木町との合併に伴い、姉妹都市の関係を引き継いだ。

最近の主な交流

平成25年3月 第16回「植木町世界の夜明け調査団」（中学生10名）をローム市へ派遣

平成25年10月 アジア太平洋都市サミットにローム市代表者2名を招聘

平成26年3月 第17回「植木町世界の夜明け調査団」（中学生10名）をローム市へ派遣

ローム市の概要

ジョージア州フロイド郡の中で最も大きな都市で、郡の行政の中心地である。人口は、約3万6千人（2012年現在）、面積は約77.3km²。南北戦争の激戦地であったため、関連する史跡が数多く存在している。また、先住民の居住地跡などもあり、アメリカの歴史が強く感じられる地域。

（６）蔚山広域市（大韓民国）

提携までの経緯とその後の経過

蔚山広域市とは、かつて加藤清正公が監督し築いたといわれる倭城が蔚山広域市にあることや、本市にも蔚山町という旧町名が残ることから、文化やスポーツ等、様々な分野で民間を中心とした交流が活発に行われてきた。平成19年10月に熊本市長が蔚山広域市を訪問し、同年、熊本城築城400年祭「日韓友情コンサート」に併せ、蔚山広域市市長が熊本を訪れるなど両市間の交流を深め、また平成21年5月に熊本市議会議員訪問団が蔚山広域市を訪問し両市議会においても交流を進めてきた。

今後更に両市の繁栄と発展を促進するため、これまでの交流分野等を含め、具体的な交流の成果が期待される分野である「文化、観光、スポーツ、環境」を中心とした交流をしていくことで合意し、平成22年4月に蔚山広域市で友好協力都市協定を締結した。

最近の主な交流

- 平成25年 4月 青少年文化訪問団（21名）の受入（くまもと城下まつり2013でK-POPダンス披露）
- 平成25年10月 第11回アジア太平洋都市サミットへの招聘（経済副市長ほか、計3名）
- 平成26年 2月 第3回熊本城マラソンにおける選手団（5名）の受入
- 平成26年 4月 第11回蔚山太和江国際マラソンへ市議会議員3名、職員3名が参加
- 平成26年 6月 青少年文化訪問団（20名）の派遣（蔚山・熊本友情コンサートでダンスの披露）

蔚山広域市の概要

蔚山は新石器時代の各種石器、櫛目文土器と青銅器時代前の遺跡である盤亀台岩刻画が発見された悠久な歴史を有するまちであり、朝鮮時代に蔚山という名前が誕生した。1962年に市に昇格、発展を重ね、1997年7月15日に蔚山広域市に昇格した。人口117万人（2013年現在）、面積は1,058㎢で韓国の広域市の中で一番面積が広く（ソウルの1.7倍）、日本海に面し、釜山広域市から北へ70kmに位置する。

また、生産高で大韓民国一位を誇る世界規模の自動車メーカー「現代（ヒュンダイ）自動車」の主力工場や、韓国最大の石油コンビナート「SKエナジー」などといった巨大企業を擁する一大産業都市として広く知られている。区域の郊外に位置する蔚州郡（ウルチュグン）は山岳地帯で、1000m以上の高い山があったり、一方では、豊かな農業地帯や美しい海岸が続き、海水浴場も点在する。このように、区の部分は産業都市、郡の部分は農業地帯が大部分を占める、典型的な都市・農村の複合都市になっている。

（7）エクサンプロヴァンス市（フランス共和国）

提携までの経緯とその後の経過

本市では、1980年代から民間団体により、エクサンプロヴァンス市との交流が開始され、特に、1992年、熊本市在住能楽師狩野琇鵬（かの しゅうほう）氏がエクサンプロヴァンス市に総檜の能舞台を寄贈したことを契機として、民間・行政双方のレベルで、交流が20年以上にわたって行われてきた。

このような中、平成24年9月に、熊本市長・熊本市議会議長から成る熊本市友好代表団の欧州派遣に伴い、初めてエクサンプロヴァンス市を訪問し、交流都市締結に向けた「意向書」を取り交わした。

これを受け、平成25年2月、エクサンプロヴァンス市からマルティン・フネストラス副市長を団長とする代表団3名が来熊し、熊本市内において、2月16日「交流都市」協定の調印を行った。

今後は、文化・芸術交流の他、観光、経済、教育、調査研究、都市活性化、都市行政など具体的な成果が期待される各分野での様々な交流を深めていく予定である。

最近の主な交流

- 平成25年 7月 エクサンプロヴァンス市への交流訪問団派遣
- 平成25年10月 エクサンプロヴァンス友好姉妹都市経済会議への代表団派遣
- 平成25年10月 アジア太平洋都市サミットへエクサンプロヴァンス市代表団の招聘
- 平成26年 2月 第3回熊本城マラソンへランナー1名の招聘

エクサンプロヴァンス市の概要

フランス南部（プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州ブーシュ＝デュ＝ローヌ県）に位置し、パリの南750km、リヨンの南280km、地中海に面したマルセイユの北25kmのところにあるエクサンプロヴァンス市は、マルセイユ・プロヴァンス空港から15km、エクサンプロヴァンスTGV駅から8kmのところにある。位置している。

15世紀にプロヴァンス伯爵領の首都として古くから繁栄した古都で、17～18世紀の歴史的な建造物をそのまま生かした美しい街である。人口約14万人（2011年現在）、そのうち約4万人が学生という学園都市でもある。ローマ時代から「水の都」と呼ばれ、街中の至るところに大小の噴水が点在している。画家ポール・セザンヌを輩出し、セザンヌゆかりの地を巡る観光ルートが有名である。毎年夏に世界屈指の3大オペラ祭といわれるエクサンプロヴァンス国際音楽祭が開かれ、約1ヶ月にわたり世界中から多くの観光客が訪れる世界でも有数の観光都市となっている。

（８）中国・蘇州国家高新区との交流都市協定締結

協定締結までの経緯

熊本市では、中国をはじめとする東アジア地域での知名度アップのため、平成２４年、県・市・熊本大学の三者共同で上海事務所を開設し、積極的にプロモーションを展開。平成２４年１月、このような取り組みが実を結び、高新区政府から、本市と交流を行いたいとの提案を受けた。この後、行政レベルで相互に訪問が続くなど、友好の機運が高まり、平成２５年５月２２日、蘇州国家高新区において交流都市協定の締結に至った。

本市では、高新区に立地する多くの企業から、本市へのインセンティブツアー（社員の報奨旅行や研修旅行）の本市への誘致や学校交流など、観光及び教育の分野を中心に、活発な交流を進める。

主な交流の経緯

平成２５年　５月　蘇州国家高新区にて交流都市（パートナーシティ）協定締結

平成２６年　２月　第３回熊本城マラソンへランナー７名を招聘

蘇州国家高新区の概要

同区は、中国政府直轄の開発区「国家高新技術産業開発区」の一つであり、２千社に上る外資系企業や、８千社近くの国内企業が進出し、工業総生産額は中国国内でもトップランクで、自然、文化とハイテク産業を融合した街づくりを目指す開発区。

名　称：蘇州国家高新技術産業開発区（蘇州国家高新区）

面　積：２５８㎢（熊本市３８９．５３㎢のおよそ３／５）

人　口：７５万人（日本人は６，０００人強）

位　置：上海の西およそ１００㎢、中国江蘇省東南部に位置。

（上海から新幹線で約３０分）

特　徴　・中国国内に８０ほどある中国政府直轄の開発区「国家高新技術産業開発区」の１つ。

・自然、文化とハイテク産業を融合した街づくりを目指す開発区。

・ハイテク関連企業を中心に外資系企業２，０００社（うち日本企業は５００社）国内企業７，３００社。

（９）台湾・高雄市との MOU（国際交流促進覚書）締結

協定締結までの経緯

台湾交流は、本市の東アジア戦略におけるターゲット都市が多く存在し、本市が経済や教育分野における交流促進を行う上で、重要な地域であることから、平成２４年４月の高雄市副市長の熊本市訪問以来、行政交流を開始し、経済、教育における交流促進の可能性について様々な協議を行ってきた。また、熊本県においても、「阿蘇くまもと空港」と「高雄国際空港」間の定期便就航を目指し、観光客の誘致や熊本の農産物の PR など、県市協力して交流促進を行うことが重要であるとの認識の下、平成２５年９月９日、高雄市において、熊本県、熊本市、高雄市の３者による MOU(Memorandum of Understanding: 国際交流促進覚書)に締結した。この覚書により、観光、教育等の分野における相互交流促進、貿易及び投資等の促進、チャーター便造成や定期便就航へ向けた協力を行うことに合意した。

主な交流の経緯

平成２４年　４月　高雄市副市長訪問団（２６名）が熊本市を訪問

平成２４年１０月　熊本市協議団を高雄市へ派遣

平成２４年１１月　高雄市長・市議会議員訪問団が熊本市を訪問

平成２５年　１月　熊本市経済交流協議団の派遣

平成２５年　３月　高雄市議会訪問団が熊本市を訪問し、熊本市議会との間で市議会交流覚書を締結

平成２５年　４月　高雄市経済訪問団が熊本市を訪問

平成２５年　９月　熊本市長、熊本市議会訪問団が高雄市を訪問し、MOU（国際交流促進覚書）に締結

平成２６年　２月　第３回熊本城マラソンへランナー５名を招聘

台湾・高雄市の概要

台湾の南部に位置する高雄市は、亜熱帯性気候に恵まれる台湾第2の大都市であり、台湾最大の港である高雄港は、国際貿易のハブとして利用されている。西に台湾海峡、南に巴士海峡に面した近代的な大都市は、豊かな文化と美しい都会の景観も擁する一方、市周辺には重工業地帯が広がっている。市内にある壽山（山）と愛河（川）は市民の憩いの場となっており、郊外には優美な澄清湖、夕景の名勝・西仔湾、コンテナ船が群がる高雄港は、有名な観光地である。

名 称：高雄市（台湾語読み ガオション、英語 Kaohsiung）38区

人 口：277万人（新北市に次ぐ第2位）熊本市73万人の3.8倍

面 積：2,946 km²（熊本市389 km²）熊本市の7.6倍

経 済：シンガポール港、上海港に次ぐアジア第3位のコンテナ港「高雄港」を有し、2011年のGDPは国内3位、602億ドル（約5兆円、熊本市2兆2,355億円の2.2倍）

日本の友好都市 八王子市

主な友好姉妹都市 米国サンアントニオ市、シアトル市、ホノルル市、マイアミ市、韓国釜山市、オーストラリア・ブリスベン市他

(10) 熊本市国際交流会館

本市は世界に開かれた国際都市“くまもと”の実現をめざし、市民と外国人がふれあう国際交流の場として、また国際情報提供の拠点として平成6年9月、熊本市国際交流会館を開館した。平成18年度から指定管理者制度に移行し、指定管理者である一般財団法人熊本市国際交流振興事業団を中心に市民の国際化を更に促進するとともに外国人へのサービスの充実に努めている。

同会館では、1・2階の国際交流サポートセンター（エントランスロビー・交流ラウンジ）において、国内外の新聞、雑誌、図書、DVD、インターネットによる情報サービスのほか、民間交流・協力活動の紹介や外国語による相談などを行っている。また、異文化理解講座や多言語による情報提供、市民と在熊外国人の交流会など多文化共生に向けた様々な事業が積極的に展開されている。

また、最大230名収容可能のホールや各種研修室・会議室は、コンサートや講演会、また英会話サークルなど、多くの市民に利用されている。

設置主体	熊本市
管理運営	熊本市国際交流会館共同企業体（指定管理者 期間：平成26年度～平成30年度）
所在地	中央区花畑町4番18号
構造	鉄筋鉄骨コンクリート地上7階、地下2階建
面積	敷地面積 1,656 m ² 延床面積 8,439 m ²
開館	平成6年9月1日
総工費	40億9000万円

主要施設

階 層	内 容
6.7階	ロビー、通訳ブース、ホール（230人）
5階	大広間A、B、談話室、中会議室、茶道室、和室、小会議室（洋）（和）
4階	第1会議室、第2会議室、第3会議室
3階	国際会議室、研修室1～3
2階	国際交流サポートセンター、ワールドスタディールーム、NGO活動スペース、多文化共生オフィス
1階	国際交流サポートセンター、エントランスロビー、会館事務室、駐車場
地下1階	駐輪場、防災センター
地下2階	多目的ルーム

会館利用状況

（平成25年度）

	ホール	会議室（15室）	サポートセンター	合 計
利用人数 （人）	63,210	109,605	108,336	281,151

4 観光政策（観光振興課・にぎわい推進室・熊本城総合事務所・MICE推進室）

（１）概況

「森と水の都」と称される熊本市は、豊かな緑、清冽な地下水などの恵まれた自然と城下町としての永い歴史と伝統ある地域文化に恵まれ、日本三名城の一つ熊本城に象徴される歴史都市として、また、多彩な文化を有する近代都市として毎年多くの観光客が訪れる観光都市である。

平成6年には「国際会議観光都市」の指定を受け国際観光都市づくりを推進するとともに、国内外の大会・会議の誘致に取り組み、国際コンベンションシティとしての展開とともに、平成15年9月には熊本市議会において「観光立市くまもと」都市宣言が決議された。また、「行ってみたい“まち”としての都市イメージの定着を図るため、熊本の観光資源を国内外へ積極的にPRするとともに、来訪した観光客が「また訪れたい」と思っただけのような観光素材の魅力向上とおもてなしの向上を図り、観光地として「選ばれる都市」を目指している。

また、九州新幹線の全線開業や政令指定都市への移行、さらには、経済成長の著しい東アジアとの交流拡大など、観光分野を含め、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、これらの状況に対応するため、平成22年3月に「熊本市観光振興計画」を策定し、施策を展開しているところである。

（２）観光客の動向

年	項目	観光客数 (千人)	対前年比 (%)	宿泊客数 (千人)	滞留率 (%)
20		5,718	122.4	2,075	36.3
21		5,482	95.9	1,907	34.8
22		5,327	97.2	2,096	39.3
23		5,468	102.7	2,228	40.8
24		5,229	95.6	2,346	44.9

（３）観光・MICEの誘致

ア 観光客誘致対策事業

国内宣伝

- ・国内における各種広報媒体を活用した広報宣伝を行う。
- ・保有する観光資源の磨き上げ、活性化を図る。
- ・観光ホームページ「満遊！くまもと」による情報発信を行う。
- ・新幹線沿線の主要都市において本市の観光地やイベント情報等の観光宣伝を行い、国内観光客誘致に取り組む。
- ・修学旅行及び宿泊観光客誘致を行う熊本市観光誘致推進協議会への支援を行う。

広域観光ネットワーク推進

- ・九州内主要都市及び阿蘇・天草地域等と連携した広域観光PRを行い更なる観光客誘致に取り組む。
- ・九州縦断観光ルート協議会（4市：熊本・福岡・鹿児島・北九州）
- ・東・中九州観光ルート協議会（3市：熊本・北九州・別府）
- ・九州観光都市連盟（31市）
- ・阿蘇・熊本・天草観光推進協議会（3市：熊本・阿蘇・天草、4団体）
- ・熊本県観光連盟（熊本県、45市町村、218団体）

イ 海外観光客誘致対策事業

国際観光客誘致

- ・韓国・中国・台湾など東アジアにおける海外観光展等への出展及び観光プロモーション事業
- ・海外向け観光パンフレットの制作及び広告掲出
- ・韓国旅行エージェンツ向けメール配信

ウ コンベンション誘致対策事業

コンベンション協会への支援

一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会が実施するコンベンション・観光客誘致事業等を支援し、本市の観光の振興を図る。

(4) 観光・MICE受入機能の拡充

ア 観光客受入対策事業

観光案内所の運営

桜の馬場 城彩苑・熊本駅【白川口（東口）・新幹線口（西口）】

観光流動調査の実施

観光案内標識整備

観光地を紹介するための各種案内板や目的地への円滑な誘導を図るための案内標識の整備を行う。

桜の馬場 城彩苑～県当御門間シャトルバスの運行

桜の馬場 城彩苑から熊本城県当御門前までのシャトルバスを運行し、観光客の利便性向上を図る。

イ 観光イベント関連事業

祭り・伝統芸能の継承

・火の国まつり

郷土色豊かな市民総参加のまつりとして親しまれてきた「火の国まつり」も本年で第37回目を迎える。多くの市民が参加しやすく親しめる市民のまつりとして盛大に開催する。

名 称	「第37回 火の国まつり」
期 間	平成26年8月1日（金）、2日（土）の2日間
主 催	火の国まつり運営委員会・熊本市
会 場	熊本市中心部一帯

月日	8月1日（金）	8月2日（土）
主 要 行 事	・オープニングイベント・希望の火彩火式 火の国おもてなしガーデンin桜町（シンボルロード） ・火の国おもてなしガーデンinアーケード （上通・下通・新市街アーケード） ・夏あかり（灯りのイベント） 7月25日、26日、8月1日開催 （城彩苑・行幸坂際清正公像前・熊本城長堀前・ 辛島公園・白川公園） ・火の国まつりこどもおぼけ屋敷 7月26日～8月3日開催（7月29日を除く） （現代美術館）	・火の国ダンススプラッシュ2014 （交通センターセンターコート・びふれす広場） ・まつり交流都市観光コーナー （下通アーケード） ・火の国おもてなしガーデンinアーケード、桜町 （上通・下通・新市街アーケード、シンボルロード） ・火の国まつりこどもおぼけ屋敷 （現代美術館） ・おてもやん総おどり （水道町交差点～銀座通交差点）

・くまもとお城まつり

熊本城を中心に催しを継続的に開催し、魅力の発信とにぎわいづくりによる元氣なくまもとの創出を図っていく。

期間・内容

○秋のくまもとお城まつり（平成26年9月1日～平成26年10月31日）

・武道の祭典、熊本城薪能、重要文化財櫓特別開放 等（場所：熊本城域）

○春のくまもとお城まつり（平成27年2月1日～4月5日）

・火の国YOSAKOIまつり 等（場所：熊本城域）

○本丸御殿催事

・春の宴（平成26年4月～5月の毎週土曜日、場所：熊本城本丸御殿）

・秋夜の宴（平成26年9月～10月25日までの毎週土曜日※10月11日を除く、場所：熊本城本丸御殿）

主催 お城まつり運営委員会・熊本市

（5）観光資源の魅力向上

観光施設整備事業

峠の茶屋公園、岩戸の里公園、野出の峠の茶屋公園、九州自然歩道利用拠点施設、九州自然歩道等の維持管理を行う。

（6）MICEの誘致推進（シティプロモーション課MICE推進室）

ア 概要

本市では、これまで、コンベンション誘致に向け、一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会が中心となり、開催助成や準備資金貸付などの支援策を強化するとともに、地元関係者との連携を図りながら、積極的に取り組んできたところである。

そのような中、国において企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際会議や全国規模の大会、学会等（Convention）、展示会・見本市、様々なイベント（Event/Exhibition）などを包括した新しい集客施策の枠組みである「MICE」の推進が提唱され、各政令指定都市においても取り組みが開始されている。

MICEの推進は、宿泊や飲食・運輸も含めた広義の観光資源の更なる充実を促す効果的な対策であり、経済情勢の変化にも影響を受け難く、開催時期に偏りが少ないことから通年での集客が見込めるなど、観光と両輪をなす重要な施策である。

このようなことから、本市は「国内外から選ばれるMICE開催都市」の実現に向けて、コンベンション協会をはじめ、県や大学、経済界、市民等との連携を図りながら、大学教授や医療関係者等の学会開催のできるキーパーソンが多いことや熊本城や地下水等歴史自然遺産に恵まれていること、宿泊施設や飲食・ショッピングなどの商業施設が集積していること、交通機関の利便性が高いこと等、本市の特性を生かしたMICE開催を戦略的に推進することとする。

イ MICE開催の促進

①くまもとMICE誘致推進機構

熊本へのMICEの誘致・開催を促進し、熊本の地域活性化及び知名度向上に資することを目的に、平成24年10月、大学・高等教育機関、医療・福祉団体、スポーツ・文化団体、経済団体、新聞・放送関係、中心商店街、コンベンション施設、宿泊施設、旅行代理店、交通運輸事業者、行政・コンベンション推進団体の68団体で構成する「くまもとMICE誘致推進機構」を設立した。

熊本へのMICE誘致推進のため、同機構は次の活動に取り組む。

- ・ MICEの誘致活動を行う際に、熊本の魅力をアピールできるよう支援・受入体制の充実を図る。
- ・ 誘致・開催情報の集約、支援情報の周知を図るためのネットワークを構築する。

②一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会

- ・ 地元キーパーソンとのネットワーク構築によるコンベンション誘致推進
- ・ MICE誘致開催への助成・支援事業

ウ MICE施設の整備

熊本大学、熊本県、本市の三者で構成する「くまもと都市戦略会議」において、平成22年12月、本市が中心となって「我が国を代表するコンベンション都市づくり」の実現に取り組むことを表明するとともに、本市から桜町再開発準備会社に対して、桜町地区でコンベンション施設を整備したい旨を打診し、実現に向けて最大限の取り組みを行う旨の回答を得たところである。その後、平成23年6月に、くまもと都市戦略会議においてコンベンション都市づくりの方向性や課題について検討報告書がまとめられた。それを受け、本市では、コンベンションシティの実現に向けて、ソフト・ハード両面での基本方針をまとめた熊本市コンベンションシティ基本構想を平成24年3月に策定した。

その基本構想を基に、MICE施設の基本コンセプト、施設の構成と機能、想定催事件数、概算事業費、経済波及効果等を盛り込んだ熊本市MICE施設整備基本計画を平成26年3月に策定した。

熊本桜町再開発株式会社から示されている再開発スケジュールでは、平成27年度の解体・着工、平成30年の完成が見込まれている。

(7) 熊本国際観光コンベンション協会

名 称	一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会
設 立 年 月 日	平成3年11月1日
目 的	熊本市及びその周辺地域の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、MICE及び観光の振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。
事 業	コンベンションの誘致及び支援、観光客の誘致及び受入、 MICE及び観光に関する国外及び国内への広報及び宣伝、MICE及び観光の企画及び調査 MICE及び観光に関する情報の収集及び提供、MICE及び観光に関する人材の育成及び啓発 観光施設内売店及び無料休憩所の管理運営
事務所の所在地	中央区辛島町8番23号 桜ビル辛島町3階
基 本 財 産	平成25年度末 1,016,200,000円（民間 316,200,000円）

コンベンション開催状況

年 度	21	22	23	24	25
件 数 （ 件 ）	308	270	300	274	308
人 員 （ 人 ）	140,839	101,934	124,459	134,485	153,118

（８）桜の馬場観光交流施設及び桜の馬場観光交流施設駐車場

熊本城のエントランスにあたる桜の馬場地区に観光交流施設を整備することで、観光客等の滞在時間を拡大するとともに、周辺地域への回遊性を促進し、中心市街地の活性化並びに城下町である本市の魅力向上に寄与することを目的とし、PFI方式により整備したものである。

所在地	中央区二の丸1番1
述床面積	3,301.36㎡
建築面積	2,925.30㎡
開設年月日	平成23年3月5日
事業契約額	4,650,407千円
構造	鉄骨造 地上2階建
施設概要	総合観光案内所、歴史文化体験施設、多目的交流施設、駐車場

（９）名所旧跡及び観光施設

ア 水前寺成趣園

清らかな水と日本式庭園の美しさで知られる水前寺成趣園は、細川家3代忠利が「国府のお茶屋」としてつくったものを、細川家5代綱利が現在のような大規模庭園に改修し成趣園（約73,000㎡）と名づけた。この庭園は、桃山式回遊庭園の代表的なもので、清らかな湧水は年中絶えることなく、至る所から湧き出て、観光客、市民の憩いの場所となっている。文豪夏目漱石もこの清冽な水をたたえて「湧くからに 流るるからに 春の水」と詠んでいる。

イ 北岡自然公園

細川家歴代の菩提寺である妙解寺が設けられていた所で、明治4年に廃寺とされ細川家の別邸となり、現在は、自然公園として公開されている。園の奥にある3代忠利及び4代光尚の廟側には、殉死者の墓や森鷗外の小説「阿部一族」で有名な阿部弥市右衛門の墓があり、数々の歴史を物語っている。

ウ 立田自然公園

立田山の麓にある立田自然公園は、細川家の菩提寺泰勝寺跡である。ここには、初代藤孝及びその夫人、2代目忠興とガラシャの名で広く世に知られるその夫人をはじめ歴代藩主の墓がある。ガラシャ夫人は明智光秀の娘で、キリスト教に帰依し貞節をもって一生をつらぬいた。今なお、夫人の墓を訪れる内外の客は後を絶たない。また木立の中には風流を極めた茶室「仰松軒」がある。

エ 本妙寺

九州における日蓮宗の名刹として知られる加藤家の菩提寺本妙寺は、熊本城の北西約2km、城をのぞむ中尾山の中腹にある。境内には、清正公を祀った浄池廟、清正公の肖像画や遺品を納めた宝物館、清正に殉死した大木土佐守や金宦の墓などがある。7月23日に行われる頓写会には、夜を徹して参拝の人波が続く。

オ 峠の茶屋公園

明治30（1897）年、文豪夏目漱石は、友人とともに熊本から現在の天水町へ旅をした。その時に通ったのが、鳥越峠と野出峠で、当時この2つの峠には茶屋があり、有名な「草枕」の一節「おい、と声をかけたが返事がない」はこのどちらかの茶屋が舞台といわれている。現在、当時の茶屋は存在しないが、野出峠は有明海や島原半島を望む展望公園として整備されている。一方、鳥越峠は峠の茶屋公園として資料館が整備され、漱石に関わる資料が展示されている。

力 武蔵塚

剣聖宮本武蔵は、細川忠利に招かれて、晩年を肥後で送り、その生涯を千葉城跡（現在のNHK）で閉じた。その墓は、江戸参勤交代の威儀を拝したいという武蔵生前の希望により、大津街道沿いに選ばれたと伝えられている。なお、武蔵塚がある武蔵塚公園は大規模な改良整備のもと、日本庭園や茶室・東屋の他、公園のシンボルとして武蔵のブロンズ像が建立されている。

キ 霊巖洞岩戸観音・五百羅漢

金峰山の西麓にあり、剣聖宮本武蔵が「兵法五輪書」を記した洞窟で観音が祀られている。この横には、熊本の商人淵田屋儀平が石工了善に24年の歳月を費やし彫らせたと伝えられている五百羅漢もある。

ク 田原坂公園

西南戦争では17昼夜にわたる戦闘が繰り広げられた激戦地である。園内には、激戦の跡が生々しい土蔵造りの弾痕の家（復元）や慰霊塔資料館が建ち、往時の戦いを知ることができる。官軍が田原坂の戦闘で消耗した小銃の弾薬は、一日平均32万発、死者は官軍だけで1日平均100名にものぼったといわれている。いまではツツジや桜の名所として知られる美しい公園として親しまれている。

ケ 塚原古墳公園

国内最大級の国指定史跡「塚原古墳群」が広がり、桜やアジサイ、コスモスなど季節の花が咲くきれいな古墳公園に整備されている。公園内には、熊本市塚原歴史民俗資料館や火の君遊園地、熊本県民天文台などもあり、家族連れで一日中楽しめる。

5 熊本城

(1) 熊本城のあゆみ（熊本城総合事務所）

加藤清正が、関ヶ原の戦いのあと、慶長6年（1601年）より7カ年の歳月をかけ完成させた熊本城は、豪壮な天守閣や独得の曲線を持つ石垣などで名城の誉れ高い。加藤家の治世は2代45年で終わり、その後入封した細川家の居城として、240年を経て明治に至る。

築城に当たり清正は数々の実戦の経験を生かし、城の各所にいろいろな苦心を払った。

まず、位置を肥後平野をのぞむ茶臼山に選定し、平野にひろがる城下町をも城郭とする平山城の形式とした。

また、防備の面では、清正石垣と呼ばれる堅固で特異の勾配を持った石垣をめぐらし、籠城を考慮しての城内120カ所余の井戸、成長の早い榎や棕の植樹、畳の芯に食糧となる芋の茎を使うなど数々の配慮がみられる。

このようにして築かれた熊本城は、周囲5.3kmに及び、櫓49、櫓門18、城門29を数えたと言われるが、惜しくも明治10年の西南戦争で天守閣や本丸御殿などの主要な建造物を焼失した。

その後、昭和35年8月清正公350年祭と市制70年を記念して総工費1億8,000万円をもって天守閣が再建された。昭和56年1月には西南戦争100周年記念事業として西大手櫓門が復元されており、平成元年には市制施行100周年を記念して60年ぶりの宇土櫓の大規模修復及び数寄屋丸二階御広間の復元工事が完了した。

そして、平成9年度に策定した熊本城復元整備計画に基づき、平成10年から本格的な歴史的建造物の復元に着手、南大手門をはじめとする西出丸一帯の建造物及び飯田丸五階櫓の復元を行い、平成20年3月熊本城築城400年を記念して総工費54億円をもって本丸御殿大広間が完成した。

(2) 整備振興（熊本城総合事務所）

城下町として栄えた熊本市には、多くの歴史遺産、伝統文化等が継承されてきたが、その中核となる熊本城は、貴重な歴史文化遺産としてはもとより、本市最大の観光資源であり、更には「森の都」を印象づける緑の拠点として、今日まで市民や訪れる多くの人々に愛され続けてきたところである。

今後は、市民に地域の誇りと心のゆとりを提供する場としての価値をさらに高めるため、歴史的建造物の復元をはじめ総合的な整備・振興を図る。

復元整備

①整備方針

- ・歴史的建造物の保存と復元

史料に基づき、歴史的建造物の保存・復元を行い、歴史遺産としての価値をさらに高める。

- ・都市の潤い空間としての環境整備

熊本城の原風景を守りながら、豊かな緑を育成し、都市の潤い空間としての価値を高める。

- ・サービス空間の創出

史跡に配慮しながら、便益施設を充実させるとともに、歴史を学び、体験する機能を導入し、観光資源としての価値を高める。

②整備手法

- ・城域のゾーニング

城域を、本丸（保存・復元ゾーン）、二の丸（緑の遊園ゾーン）、三の丸（歴史・学習体験ゾーン）、古城（エントランスゾーン）、千葉城（文化交流ゾーン）の5つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに見合った整備を効率的に進める。

- ・整備期間

整備区域が広範囲かつ多岐にわたるため、計画を短期・中期・長期に分けて整備を進める。短期（第Ⅰ期）は平成10年度から19年度に実施し、平成20年度から第Ⅱ期の復元整備を実施している。

③熊本城復元整備基金

市民総参加のもと、復元整備を進めるために、平成１０年４月創設。広く国内外の個人、法人、団体からの寄附を募り、熊本城復元整備の財源とする。

【短期（第Ⅰ期）復元整備計画に伴う一口城主】

実施期間 平成１０年４月１日～平成１９年３月３１日

城主数 ２７，１５４人 募金額 １，２０６，５６５，９９６円

【第Ⅱ期復元整備計画に伴う新一口城主】

実施期間 平成２１年１月１日～（平成２６年３月３１日現在）

城主数 ４５，３１７人 募金額 ５５６，６９２，２５１円

④復元整備

【短期（第Ⅰ期）復元整備計画】

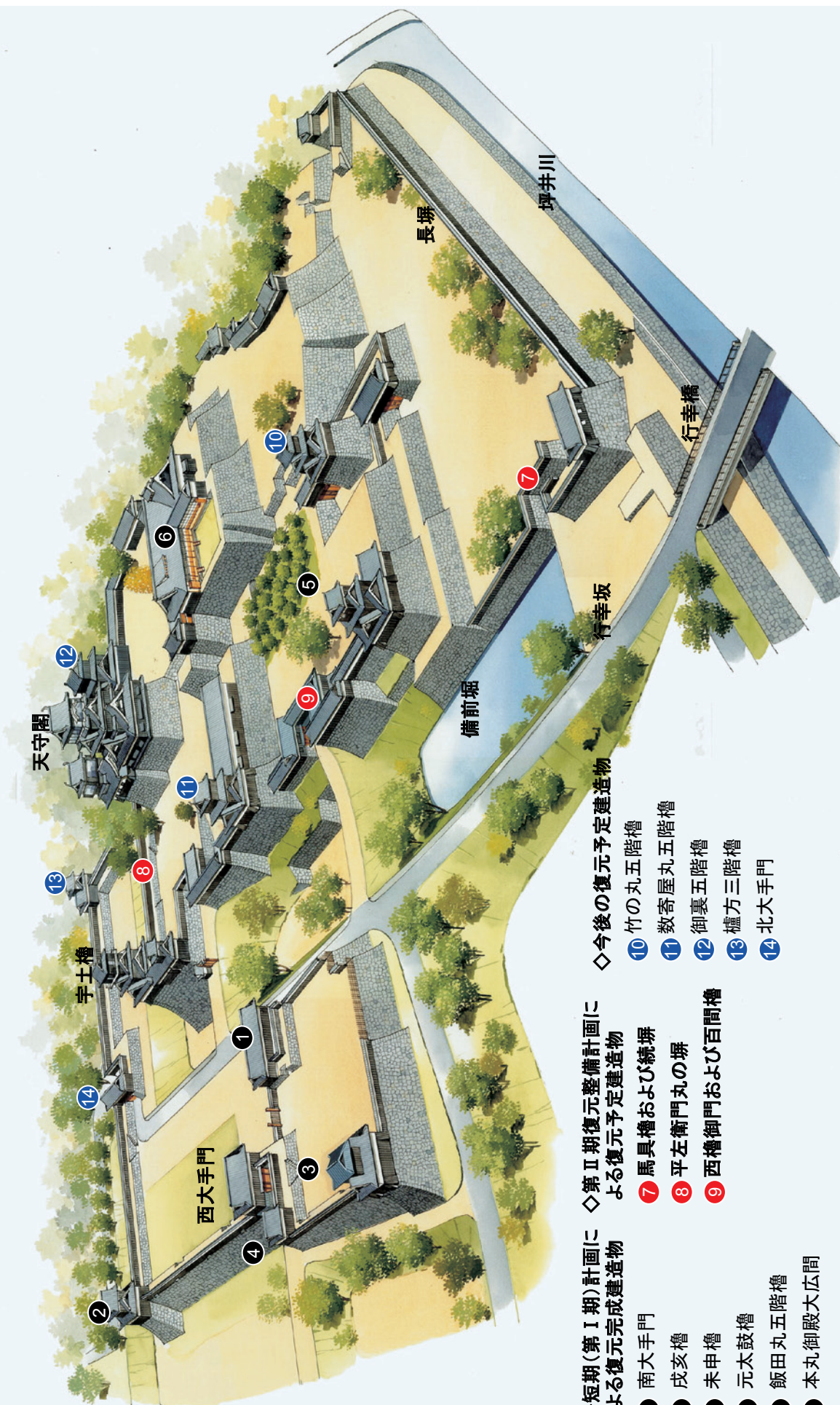
３つの整備方針のうち、先ず歴史的建造物の復元に力を入れることとし、築城４００年にあたる平成１９年を目標に、６つの建造物（南大手門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓、飯田丸五階櫓、本丸御殿大広間）を復元した。なお、平成１１年の台風１８号で倒壊した西大手門も再建した。

箇所	復元建造物	事業期間 事業費
西出丸一帯	南大手門、戌亥櫓 未申櫓、元太鼓櫓	・平成１０～１５年度 事業費 約１９億円
	西大手門	・平成１２～１５年度 事業費 約５億円
飯田丸一帯	飯田丸五階櫓	・平成１０～１６年度 事業費 約１１億円
本丸一帯	本丸御殿大広間	・平成１１～１９年度 事業費 約５４億円

【第Ⅱ期復元整備計画】

平成２０年度から、行幸坂から見た往時の熊本城の復元整備を図るため、「馬具櫓一帯」「平左衛門丸の堀」「西櫓御門及び百間櫓一帯」の区域の復元整備を進める。

熊本城復元予想図



◇短期(第Ⅰ期)計画による復元完成建造物

- ① 南大手門
- ② 戌亥櫓
- ③ 未申櫓
- ④ 元太鼓櫓
- ⑤ 飯田丸五階櫓
- ⑥ 本丸御殿大広間

◇第Ⅱ期復元整備計画による復元予定建造物

- ⑦ 馬具櫓および続堀
- ⑧ 平左衛門丸の堀
- ⑨ 西櫓御門および百間櫓

◇今後の復元予定建造物

- ⑩ 竹の丸五階櫓
- ⑪ 数寄屋丸五階櫓
- ⑫ 御裏五階櫓
- ⑬ 櫓方三階櫓
- ⑭ 北大手門

(3) 施設管理（熊本城総合事務所）

ア 重要文化財

名 称	面 積 (㎡)	高 さ (m)	長 さ (m)	摘 要
宇 土 櫓	914.65	19.5		三層櫓（内部五階、地下一階）
長 塀		2.0	242.44	
田 子 櫓	49.96	6.23		単層櫓
七 間 櫓	66.99	5.06		〃
十 四 間 櫓	162.11	5.72		〃
四 間 櫓	46.49	5.96		〃
源之進櫓	108.4	北 5.602 南 6.122		単層矩折櫓
東十八間櫓	234.70			単層櫓
北十八間櫓	144.37			単層矩折櫓
五 間 櫓	35.37			単層櫓
平 櫓	111.17			〃
監 物 櫓	140.33			〃
不 開 門	39.01	5.72		脇戸付櫓門

入 園 料 高校生以上 500円

小中学生 200円

（団体割引 30人以上2割引）

※ ただし、幼児および市内の小・中学生・65才以上の市民については無料

旧細川刑部邸との共通入園券 大人 640円 小中学生 240円

城彩苑湧々座（歴史文化体験施設）との共通入園券 大人 600円 小中学生 200円

熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券 1,000円（高校生以上）

開園時間 午前8時30分～午後6時（4月～10月） 午前8時30分～午後5時（11月～3月）

※ ただし、入園は30分前締切

休 園 日 年末（12月29日～12月31日）

駐 車 場 二の丸駐車場 バス60台、普通車160台

三の丸第一駐車場 バス18台、マイクロ5台、普通車100台

三の丸第二駐車場 普通車231台

宮 内 駐 車 場 普通車41台

利用状況

区分 年度	入 園 者 数 (人)	入 園 料 (円)
21	1,710,201	667,972,280
22	1,440,355	573,093,800
23	1,589,925	595,390,700
24	1,579,714	578,555,520
25	1,598,190	590,197,700

イ 旧細川刑部邸

概要

旧細川刑部邸は、正保3年（1646年）肥後細川初代藩主忠利公の弟・刑部少輔興孝を初代として興った武家の屋敷で、東子飼町にあった建物を平成2年度からの「ふるさとづくり特別対策事業」により約40年かけて城内へ移築復元したものである。この貴重な文化的遺産を保存するとともに、歴史資料を収集し、これらを広く市民の観覧に供することを目的として平成6年1月15日から一般公開されている。昭和60年に熊本県重要文化財の指定を受けている。

施設内容

所在地 中央区古京町3番1号

開設年月日 平成6年1月15日

敷地面積 20,000 m²

建物面積 1,058.86 m²

建物延面積 1,343.20 m²

構造 木造平家建（一部2階建）

主要施設 主屋、茶室、台所、長屋門、土蔵他、管理棟、ポンプ室、電気室

開館時間 午前8時30分～午後6時（4月～10月） 午前8時30分～午後5時（11月～3月）

※ ただし、入館は30分前締切

休館日 年末（12月29日～12月31日）

入館料並びに 高校生以上 300円

施設使用料 小中学生 100円

（団体割引30人以上2割引）

※ ただし、幼児および市内の小・中学生・65才以上の市民については無料

熊本城との共通券 大人640円 小中学生240円

熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券 1,000円

喜遊亭（茶室）（午前）2,700円（午後）3,800円

庭園 1 m² 1日につき36円

利用状況

年 度	21	22	23	24	25
来館者数（人）	53,508	47,205	60,334	54,225	52,353
茶室使用件数（件）	0	0	0	0	0
入館料・施設使用料（円）	7,952,940	5,965,780	7,979,600	6,877,880	6,142,000

ウ 肥後名花園

熊本城内竹の丸一帯の肥後名花園は、伝統ある肥後六花の純粋品種をより多く後世に残すため、昭和48年に造成し、その保存・栽培を行い、観光客や一般市民に親しまれている。

肥後菊 正式5間花壇に50品種を栽培 観賞 11月中旬

肥後花菖蒲 7間花壇5段に97品種700株を植え付け 観賞 6月上旬

肥後朝顔 19品種を500鉢に栽培 8月に展示会

肥後芍薬 7間花壇4段に25品種70株を植え付け 観賞 5月上旬

肥後椿 約900 m²の面積に51品種190本を植え付け 観賞 3月

肥後山茶花 約360 m²の面積に14品種73本植え付け 観賞 11月中旬

6 動植物園（動植物園）

（１）概要

熊本市動物園は、昭和４年、水前寺公園の東側に開園し、市民の憩いの場として親しまれていたが、周辺地域が都市化したことで敷地の拡張が困難となったため昭和４４年現在地に移転した。平成３年には、隣接地に整備を進めていた都市緑化植物園と一体となり熊本市動植物園が誕生し、現在も多くの人々に愛され親しまれている。

自然環境の荒廃が深刻化している今日、希少動植物の種の保存や生涯教育、環境教育の場としての動植物園の果たす社会的役割はますます重要なものとなっている。動物ふれあい広場「タッチ愛ランド」での、動物たちの命の鼓動を直接感じることができる体験プログラム等や、園内日本庭園における「ホテルの里づくり」などの取り組みをとおして、自然や命に関わるような事業を展開している。

このような中、平成１９年から５期１０年に渡り、老朽化した施設を、動物の習性及び行動に配慮した魅力的な展示施設とする再編整備計画を進めている。第１期工事（平成１９年度～２０年度）では、「サルたちの森」と「モンキーアイランド」、第２期工事（平成２１年度～２２年度）では、「チンパンジー愛ランド」、第３期工事（平成２３年度～２４年度）では、「ペンギン・カピバラ・サル山エリア」が完成した。第４期工事では、カバ舎を中心としたアフリカサバンナ水辺ゾーンの整備を予定している。

（２）施設概要

所 在 地	東区健軍5丁目14番2号				
敷地面積	244,992,901㎡				
開園年月日	昭和4年7月26日（昭和44年7月1日移転開園、平成3年4月1日に動植物園新設）				
飼 育 動 物	ほ乳類	44種	261点	鳥 類	58種 435点
	爬虫類	16種	109点	両生類	1種 5点
	計 119種 810点（平成26年4月1日現在）				
植 物 園	花 壇	3,137㎡	芝 生	29,748㎡	パ ラ 200㎡
	高 木	8,704本	低 木	37,865本	生 垣 670m
	花の休憩所	362種	4,176点（平成26年4月1日現在）		
動物資料館	竣 工	平成元年7月31日			
	建 築 面 積	1,634.55㎡			
	床 面 積	1,288.318㎡			
	構 造	鉄筋コンクリート造平屋建			
	主 要 施 設	常設展示室 特別展示室 レクチャールーム 研究室 ロビー（江津湖に住む魚類の水槽）			
	総 工 費	500,000千円			
花の休憩所	竣 工	平成3年3月25日			
	建 築 面 積	2,706.538㎡			
	床 面 積	2,388.773㎡			
	構 造	鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨造			
	主要施設温室	大温室 展示室 ガイダンスホール			
	総 工 費	1,280,000千円			

飼育管理センター	竣工	平成8年5月15日
	建築面積	446.42㎡
	床面積	672.38㎡
	野外放飼場	105.40㎡
	構造	鉄筋コンクリート造2階建
	主要施設	診察室 手術室 検疫室 解剖室 研修室 検査室等
	総工費	290,000千円

緑の相談所	竣工	昭和60年10月7日
	建築面積	1,078.162㎡
	床面積	1,079.199㎡
	構造	1F 鉄筋コンクリート造 2F 鉄骨造
	主要施設	相談室 研修室 展示室
	総工費	300,285千円

遊戯施設 ディスク・オー、ドルフィンパラダイス、観覧車、モノレール、新幹線さくら、子ども列車、スーパーバイキング、メロディーペット、チェーンタワー、メリーゴーラウンドなど

駐車場 平日無料（普通車 1,225台、バス 58台）
土・日・祝日有料（普通車・中型車1台 200円 大型車1台 1,000円）

入園料（平成9年10月改訂）

	〔個人〕	〔団体〕
大人・高校生	300円	240円
小・中学生	100円	80円
（ただし、市内の小・中学生は名札又は生徒手帳持参の場合、無料）		
幼児	無料	

利用状況

区分 年度	入園者数(人)	入園料(円)	施設利用料(円)
21	686,243	100,521,620	177,454,440
22	655,152	93,833,680	153,985,020
23	652,749	92,638,680	169,178,252
24	706,678	92,105,840	167,721,421
25	727,263	93,640,840	164,434,240

7 文化振興（文化振興課）

概要

文化は、人々が心豊かで質の高い生活を送り、活力ある社会を形成していく上で極めて重要な意義をもっている。そこで、本市では「文化芸術振興指針」を策定し、市民一人ひとりが豊かな文化を享受し、文化の創造に参画するとともに、文化力で活力あるまちづくりを進め、人とまちが元気になる文化創造都市の実現を目指している。

本年も、くまもと全国邦楽コンクール、「草枕」国際俳句大会などの事業を引き続き開催する。また、人づくり基金研修生や市内外で活動するアーティストを小・中学校及び地域等に派遣し、音楽・舞踊・演劇などの芸術・文化に親しむ機会を提供する「芸術文化出張講座」や、舞台芸術活動を行う方に事業費用の一部を助成する「舞台芸術助成事業」を実施するなど、熊本の個性ある文化の創造に取り組んでいる。

（１）市民の文化の振興

平成２５年度主な文化事業

第１９回「くまもと全国邦楽コンクール」 平成２５年５月１２日

熊本が生んだ地唄三絃界の名手、「長谷幸輝大検校」の生誕１５０年を記念して、平成５年に創設。全国の才能ある邦楽演奏家を発掘し、育成の契機をつくることで新しい時代の邦楽の進展に寄与するとともに、熊本の魅力を全国に向けて発信した。

第１８回「草枕」国際俳句大会 平成２５年１１月２３日

夏目漱石来熊１００年を記念して平成８年に創設。俳人漱石を顕彰するとともに、日本文化を代表する俳句を通して「熊本の都市の魅力と俳句」を国内外へ向けて発信し、国際色豊かな大会として開催した。

芸術文化出張講座

市民が優れた文化芸術に触れる機会を拡充させるとともに、文化活動への参画を促すために、熊本市文化事業協会と共催で、音楽・演劇・舞踊などの舞台芸術を小・中学校や地域へ直接出向き提供した。

舞台芸術助成事業

音楽・演劇・舞踊及び伝統芸能などの舞台芸術活動を行う団体又は個人に対し、「会場使用料相当額」を助成することにより、発表機会の充実・育成を図り、多くの市民に鑑賞する機会を提供するとともに、本市文化施設の利用促進を図った。

（２）人づくり基金（平成３年度から実施）

目 的 多くの市民の方々から寄せられた浄財を基金として活用し、文化をはじめ様々な分野において指導的役割を果たす、国際感覚を備えた創造性豊かな人材を育成する。

基金額 ５９９，７６２，１７４ 円

年 度	平3～20	21	22	23	24	25	累計
援助件数（件）	166	6	5	4	5	10	196
援助金額（千円）	164,055	2,070	806	1,499	3,189	7,549	179,168

(3) 熊本市現代美術館

熊本市現代美術館は、洋画家井手宣通氏の作品寄贈が建設の発端となり、平成14年3月に竣工した上通A地区第一種市街地再開発事業により建設された複合ビル「びふれす熊日会館」の一部として、同年10月に開館した。

館内は、企画展を行うギャラリーⅠ・Ⅱのほか、美術図書室のホームギャラリー、コンピューターと美術が融合した作品を展示するメディアギャラリー、多目的に活用できるアートルフトなど多様な施設を備え、市民に親しまれる文化活動の拠点施設として、展覧会事業やワークショップの開催等様々な催しを行っている。

施設概要

設置主体 熊本市

管理運営 (公財)熊本市美術文化振興財団(指定管理者 期間:平成26年度～平成30年度)

所在地 中央区上通町2番3号

面積 7,837.34㎡

うち展示及び教育普及関係部分

ギャラリーⅠ…882㎡ ギャラリーⅡ…573㎡ ギャラリーⅢ…130㎡

井手宣通記念ギャラリー…133㎡ ホームギャラリー…252㎡

アーツスカイギャラリー…42㎡ アートルフト…145㎡

キッズファクトリー…108㎡ 会議研修室…57㎡

開館 平成14年10月12日

建設費 5,415,353千円

展覧会事業

ギャラリーⅠ・Ⅱにおいては、現代美術を中心とした企画展(有料)を順次開催し、国内外を問わず優れた作品を市民に紹介する。また、ギャラリーⅠ・Ⅱ以外の部分は、常設展示場として収蔵作品や地元で活躍する作家の作品を展示している。平成25年度は次の展覧会を開催した。

ギャラリーⅠ・Ⅱ

展覧会名	会期	入場者数(人)
奈良美智 君や僕にちょっと似ている	H25. 4. 1 ～ H25. 4. 14	5,177
熊本の華人展	H25. 4. 27 ～ H25. 4. 29 H25. 5. 3 ～ H25. 5. 5	9,418
コレクション展	H25. 5. 29 ～ H25. 6. 23	3,479
魔法の美術館展	H25. 7. 6 ～ H25. 9. 8	72,049
東南アジアの現代美術展	H25.10. 5 ～ H25.11. 24	3,992
アール・ブリュット展	H25.12. 7 ～ H25. 2. 23	8,039
アート・パレード	H25. 3. 8 ～ H25. 3. 16	4,734

ギャラリーⅢ

展 覧 会 名	会 期
三浦洋一展	H25. 4. 1 ～ H25. 5. 6
神野大光展	H25. 5. 11 ～ H25. 7. 6
コーダ・ヨーコ展	H25. 7. 10 ～ H25. 9. 8
相撲生人形と熊本の祭り展	H25. 9. 11 ～ H25. 10. 6
z u b e 展	H25. 10. 9 ～ H25. 12. 8
コレクション展	H25. 12. 14 ～ H26. 2. 2
熊本市造形展 中学校の部	H26. 2. 8 ～ H26. 2. 23
秀島 由紀男展	H26. 2. 27 ～ H26. 3. 31

井手宣通記念ギャラリー

熊本市現代美術館建設の端緒ともなった井手宣通氏を顕彰するため、熊本市に寄贈された11点の作品を年間を通じて展示、公開した。

8 文化財（文化振興課）

ア 国指定文化財

平成26年4月1日現在

区分	名 称	摘 要	所有者（管理団体）	指定年
重要文化財	木造僧形八幡神坐像並びに木造女神坐像	室町中期	藤崎八幡宮	明 39 年
	木造東陵永興禪師倚像	南北朝期	雲巖禪寺	大 4 年
	木造十一面観音立像	鎌倉時代	報恩寺	平 6 年
	短刀銘光世	鎌倉中期	本妙寺	大 5 年
	紙本墨書寒巖義尹文書	〃	大慈寺	昭 27 年
	紙本墨書日本記竟宴和歌（上・下）	鎌倉時代	本妙寺	昭 34 年
	六殿神社楼門	室町時代	六殿神社	明 40 年
	熊本城（宇土櫓など 13 棟）	宇土櫓外	国（熊本市）	昭 8 年
	細川家舟屋形附旧足隠板八枚	江戸後期	永青文庫（熊本市）	昭 29 年
	旧五高等学校本館並びに化学実験場及び表門	明治時代	国（熊本大学）	昭 44 年
	熊本大学工学部（旧熊本高等工業学校）旧機械実験工場	〃	国（熊本大学）	平 6 年
	巴螺細鞍	平安後期	個人	昭 55 年
	梵鐘	鎌倉後期	大慈寺	昭 56 年
	肥後阿蘇氏浜御所跡出土品	中国明時代陶磁器等	熊本県	昭 61 年
	阿蘇家文書（304 通）	平安から江戸時代	国（熊本大学）	昭 62 年
	細川家文書（二百六十六通）附文書箱	室町時代・安土桃山時代	永青文庫	平 25 年
	台付舟形土器	弥生時代	熊本市	昭 42 年
特別史跡	熊本城跡	本丸、二の丸外	国など（熊本市）	昭 30 年
史跡	熊本藩主細川家墓所	泰勝寺跡、妙解寺	細川護貞ほか（熊本市）	平 7 年
	千金甲古墳（甲号）	古墳時代	熊本市	大 10 年
	千金甲古墳（乙号）	古墳時代	〃	大 10 年
	釜尾古墳	古墳時代	赤水白水神社	大 10 年
	池辺寺跡	平安時代	個人（熊本市）	平 9 年
	御領貝塚	縄文時代後期	〃	昭 45 年
	塚原古墳群	古墳時代	熊本市ほか（熊本市）	昭 51 年
	阿高・黒橋貝塚	縄文時代中期	熊本市	昭 55 年
	熊本藩川尻米蔵跡	江戸時代	国・熊本市	平 22 年
	西南戦争遺跡	明治時代	熊本県・熊本市	平 25 年
名勝及び史跡	水前寺成趣園	江戸初期 庭園	出水神社（熊本市）	昭 4 年
天然記念物	藤崎台のクスノキ群	7 本の巨木	国（熊本県）	大 13 年
	立田山ヤエクチナシ自生地		国（熊本市）	昭 4 年
	スイゼンジノリ発生地		〃	大 13 年
	矮鶏（ちゃぼ）		市内各飼育者	昭 16 年
	下田のイチョウ		熊本市	昭 12 年
特別天然記念物	タンチョウ		京都動物園	昭 27 年

観光

イ 県指定文化財

平成26年4月1日現在

指定の種別	件数	摘 要
重要文化財	(工芸品)	(27) 切支丹銅鐘 刀剣 9 鐺 10 勝色絨具足 腹巻大袖添 紅糸威腹巻附鎧櫃 五鈺鈴 独鈺杵 活人形谷汲観音像 尚書正義版木
		(4) 木造釈迦如来坐像及び両脇侍立像 木造馬頭観音立像 木造及び銅造懸仏 木造獅子頭
	(彫 刻)	(4) 木造釈迦如来坐像及び両脇侍立像 木造馬頭観音立像 木造及び銅造懸仏 木造獅子頭
	(古文書)	(1) 肥後国検地諸帳
	(書 跡)	(20) 永青文庫文書 18 菊池万句 獨行道
	(建造物)	(11) 古今伝授の間 大慈寺塔 4 洋学校教師館 本光寺の笠塔婆の塔身 旧細川刑部邸 不動院跡の六地藏塔 船底五輪塔附板碑 円台寺の石造笠塔婆
		(6) 大慈寺蔵絵画 2 往生院蔵絵画 2 紙本着色武蔵像 竹林七賢図屏風
	(考古資料)	(2) 磁州窯系鉄絵壺 曾畑遺跡出土植物質資料
	(歴史資料)	(1) 領内名勝図巻
重要無形文化財	2	武田流（細川流）騎射流鏑馬 小堀流踏水術
史跡	10	大慈寺境内 浦山横穴群 大江義塾跡 稻荷山古墳 明徳官軍墓 つつじヶ丘横穴群 雲巖禪寺境内 円台寺磨崖仏群 慈恩寺経塚古墳 七本官軍墓地
史跡及び名勝	0	
天然記念物	2	寂心さんの樟 滴水のイチョウ
重要無形民俗文化財	1	肥後神楽
重要有形民俗文化財	1	西福寺の庚申塔

ウ 市指定文化財

平成26年4月1日現在

分 類	名 称	所有者（管理団体）	所在地	指定年月日
有形文化財	明治天皇小島行在所	熊本市	小島下町599番地	昭43. 8. 13
	四時軒	〃	沼山津1丁目25番91号	〃
	徳富旧邸	〃	大江4丁目10番33号	〃
	小泉八雲熊本旧居	〃	安政町2番6号	〃
	金子塔	国（熊本市）	池上町平 国有林内	43. 12. 4
	正平塔（石燈籠）	小山諏訪神社	小山町3371番地	45. 11. 16
	安元元年笠塔婆（屋蓋部分）	法人	市内	〃
	如意輪観世音菩薩坐像	岫雲院	春日3丁目2番4号	47. 4. 13
	紙本墨書成道寺記一卷	法人	花園7丁目2476番地	49. 5. 15
	紙本着色沢村大寺画像一幅	〃	二の丸 県立美術館	〃
	成道寺六地藏塔二基	成道寺	花園7丁目2476番地	〃
	成道寺五輪塔一基	〃	〃	〃
	成道寺板碑群四基	〃	〃	〃
	木造釈迦如来坐像	安国寺	横手3丁目26番8号	50. 11. 27
	木部六地藏塔	国	御幸木部町3123番地	51. 10. 28
	林田左京亮逆修板碑	〃	〃	〃
	木造三十三観音厨子入り	法人	市内	〃
	池辺寺古文書	池辺寺跡財宝管理委員会	二の丸 県立美術館内	53. 8. 22
	池辺寺縁起絵巻	〃	〃	〃
	池辺寺関係石造物	〃	池上町池上1373番地	〃
	池辺寺仏像	〃	二の丸 県立美術館内	〃
	池辺寺伝来宝物	〃	〃	〃
	松尾焼	〃	〃	〃
	木造虚空蔵菩薩坐像	宝積寺保存会	龍田2丁目15番22号	58. 3. 23
	日向六地藏塔	九州財務局	戸島町4345番地	63. 7. 28
	奥古閑六地藏付庚申塔	奥古閑町上掛地区	奥古閑町1893番地2	平4. 3. 26
	四方寄六地藏付庚申塔	熊本市	四方寄町1274番地	〃
	平井宮庚申塔	楠野町楠原地区	楠野町759番地 楠原神社内	〃
	御馬下の角小屋	熊本市	四方寄町1274番地～1276番地	〃
	1. 尾跡地藏講帳 2. 恵美須祭礼帳	河内町尾跡地区	河内町船津1225番地尾跡公民館	〃
	3. 西之宮講帳（3冊）	〃	〃	〃
	河内町役場文書	熊本市	河内町船津2069番地5	〃
	津波供養塔	〃	河内町船津2941番地	〃
	津波供養碑	〃	〃	〃
	津波供養碑（蓮光寺）	蓮光寺	河内町船津2107番地1	〃
	津波供養碑	個人	市内	〃
	面木木造十一面観音坐像	河内町面木地区	河内町面木堂の崎観音堂内	〃
	嶽麓寺銅造誕生仏	個人	市内	〃
	江月院銅造誕生仏	個人	市内	〃
	増福寺銅造誕生仏	自治会	市内	〃
	近代建築物（衛兵所）	熊本市	解体保存中	4. 12. 24
	加藤清正公肖像画	〃	古京町3-2（熊本博物館）	7. 8. 2
	清正公下賜の扇子	〃	〃	〃
	熊本城出入鑑札附延享二年覚書	〃	〃	〃
	本覚院殿（加藤清正側室）墓出土品	本覚寺	横手1丁目14番20号	18. 1. 25
	清田家住宅附細川忠興知行宛行状他 9点	個人	市内	21. 6. 15
	中村家文書	個人	市内	22. 8. 27
	高の石造六地藏塔	城南町高地区	城南町高	23. 4. 28
	高の石造宝塔	個人	城南町高	23. 8. 25
	七所宮の石造宝塔	個人	城南町宮地	〃
	鞍掛字阿弥陀堂の板碑	個人	植木町鞍掛	23. 3. 28
	豊岡の眼鏡橋	熊本市	植木町	23. 4. 28
	服部の五輪塔	個人	植木町豊田	24. 1. 27
	砥石の宝篋印塔	内空閑神社	植木町清水	24. 5. 1
	田原の五輪塔附板碑	宿中久保本村地区	植木町豊岡	24. 7. 31
	舞尾の六地藏板碑	舞尾地区	植木町舞尾	24. 7. 31
	越州窯青磁水注及び共伴須恵器（塔ノ本遺跡土壇墓出土品）	熊本市	植木町岩野238番地1	25. 3. 27
史 跡	天福寺裏山古墳群	熊本市、（社）照敬会	花園7丁目2442番地	昭43. 12. 4
	付学承院跡宝篋院塔	〃	尾ノ上4丁目11番70号	〃
	富ノ尾古墳	熊本市	池田3丁目44番	43. 8. 13
	水前寺廃寺跡	個人	市内	〃
	健軍神社杉馬場	健軍神社	健軍2丁目 神水1丁目	〃
	檜崎山古墳群（五基）	個人	市内	43. 12. 4
	千金甲丙号古墳群（二基）	熊本市	小島下町高城山	45. 6. 2
	城山古墳群（一の塚・二の塚・三の塚）	〃	城山上代町城山	46. 8. 11
	細川忠利公火葬地	岫雲院	春日3丁目2番4号	47. 4. 13
	健軍神社境内	健軍神社	健軍本町13番	47. 12. 13
	肥後出水国分寺跡塔心礎並びに礎石	熊野神社	出水1丁目2 熊野神社	〃
	明治天皇御幸御野立所	熊本市	御幸西4丁目1311	48. 5. 8
	明治天皇小島行在所跡	〃	小島下町599・600番地	43. 8. 13
	四時軒跡	〃	沼山津1丁目25番91号	〃
	渡鹿菅原神社境内	菅原神社	渡鹿6丁目11番89号	49. 9. 5

分 類	名 称	所 有 者（管理団体）	所 在 地	指定年月日
史 跡	木部地藏堂敷地(道伝寺跡)	国	御幸木部町3123番地	51. 10. 28
	百梅園跡	熊本市	島崎4丁目10番39号	53. 4. 25
	夏目漱石内坪井旧居跡	〃	内坪井町4番22号	〃
	山伏塚	国(熊本市)	池田2丁目5番27号	54. 4. 24
	花岡山陸軍埋葬地	熊本市	横手2丁目13	55. 11. 27
	釣耕園	個人	島崎5丁目7-48	昭60. 8. 22
	叢桂園	熊本市	島崎5丁目7番2号	〃
	井上横穴群	個人	改寄町100番地13・14号	平4. 3. 26
	塩屋北ノ崎古墳	個人	河内町河内465番地12	〃
	差茂塚古墳	個人	河内町白浜1653番地	〃
	砂鉄水路跡（2ヶ所）	個人	河内町河内165番地1	〃
	加藤家墓地	個人	河内町白浜215・216番地2	〃
	道家之山の墓	個人	河内町岳264番地	〃
	嶽麓寺跡の中世石造物群	個人	河内町岳520番地	〃
	畳ケ石	個人	河内町野出33番地8	〃
	瑞巖寺跡	熊本市	貢町1421番地～1423番地	〃
	平島支石墓	植木町田底山城区	植木町田底	23. 3. 28
	高熊古墳	個人	植木町古閑	23. 3. 28
	陳内麿寺跡	熊本市	城南町陳内	23. 4. 28
	陳内瓦窯跡	個人	城南町陳内	23. 4. 28
天 然 記 念 物 史 跡	天社宮の大クスノキ	高橋西神社	上高橋町224番地高橋東神社境内	昭43. 8. 13
	旧代継宮跡大クスノキ	国（熊本市）	花畑町6番2号 花畑公園内	〃
	釜尾天神のイチイガシ	釜尾地区	釜尾町425番地	平4. 3. 26
	河内晩柑原木	個人	市内	〃
	徳王の桜	個人	市内	7. 4. 28
無 形 民 俗 文 化 財	宮原菅原神社のイチイガシ	個人	植木町宮原	23. 3. 28
	肥後ちよんかけ	肥後ちよんかけごま保存会	市内	昭50. 2. 26
	肥後神楽（上南部）	上南部町神楽保存会	上南部町	〃
	〃（平 山）	平山神社神楽保存会	松尾町平山 平山神社	〃
	銭太鼓踊り	下沖地区銭太鼓踊り保存会	市内	平4. 3. 26
	柚木神楽	柚木菅原神社神楽保存会	硯川町 柚木菅原神社	〃
	立福寺神楽	立福寺神楽保存会	立福寺町 立福寺菅原神社	〃
	明德神楽	明德神楽保存会	明德町 熊野神社	〃
	白浜岩戸神楽	白浜神社岩戸神楽保存会	市内 白浜神社	〃
	野出春日神社大神楽	野出春日神社大神楽保存会	河内町 野出春日神社	〃
	大多尾大神楽	大多尾大神楽保存会	河内町 大多尾日吉神社	〃
	新町獅子舞	熊本新町獅子保存会	新町	20. 8. 1
	清水菅原神社神楽	清水甲神楽保存会	植木町清水	24. 3. 27

エ 登録有形文化財

平成26年4月1日現在

名 称	所 有 者	所 在 地	登録年月日
早野ビル	早野建物合名会社	練兵町45番地	平8. 12. 20
九州学院高等学校講堂兼礼拝堂	学校法人九州学院	大江5丁目2番1号	〃
九州女学院高等学校本館	学校法人九州ルーテル学院	黒髪3丁目12番16号	9. 5. 7
熊本市水道記念館（旧八景水谷貯水池ポンプ場）	熊本市	八景水谷1丁目7番3号	〃
長崎次郎書店	長崎次郎株式会社	新町4丁目1番19号	10. 1. 16
今村家住宅	個人	市内	〃
熊本大学本部（旧熊本高等工業学校本館）	国（文部科学省）	黒髪2丁目39番1号	10. 9. 2
熊本大学医学部山崎記念館（旧熊本医科大学図書館）	国（文部科学省）	本荘1丁目1番1号	〃
ビーエス熊本センター（旧第一銀行熊本支店）	ビーエス株式会社	中唐人町1番地	〃
熊本学園大学産業資料館(旧熊本紡績電気室)	学校法人熊本学園	大江2丁目1903-2	16. 8. 17
マミフラワーデザイン熊本教室花峰館(旧瀧淵紡績熊本工場診療所)	個人	市内	〃
熊本ルーテル学園神水幼稚園園舎	学校法人熊本ルーテル学園	神水1丁目633番2号	17. 12. 26
富重写真所	富重写真館	新町2丁目8番5号	18. 4. 12
慈愛園モード・パウラス記念資料館（旧宣教師館）	社会福祉法人慈愛園	神水1丁目633-1	19. 5. 29
浜田醤油店舗	個人	小島6丁目9-1	19. 10. 22
浜田醤油主屋	個人	〃	〃
浜田醤油洋館	個人	〃	〃
浜田醤油三番蔵	浜田醤油株式会社	〃	〃
浜田醤油旧圧搾機室	〃	〃	〃
浜田醤油旧原料倉庫	〃	〃	〃
浜田醤油旧石室	〃	〃	〃
浜田醤油給水塔	〃	〃	〃
浜田醤油煙突	〃	〃	〃
リデル、ライト両女史記念館（旧熊本回春病院らい菌研究所）	熊本市	黒髪5-1	20. 3. 7
本妙寺仁王門	本妙寺	花園4-128	23. 7. 25

オ 文化財保護対策

文化財保護法、熊本市文化財保護条例および熊本市文化財保護委員会条例に基づき、熊本市内の指定文化財の保護に万全を期するとともに、地域開発と埋蔵文化財との調整並びに、祖先の遺産の維持保存をはかり、文化財の尊重と愛護の気風を高めることに努めている。

熊本市文化財保護委員 12 名は教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議している。

活動状況（平成25年度実績）

- ・文化財保護委員会開催回数 11回
- ・現状変更等諮問件数 35件
- ・埋蔵文化財の届に対する処理件数 1,092件
- ・文化財現地調査 4回

カ 記念館

名 称	概 要	開館年月日
夏目漱石内坪井旧居 (中央区内坪井町4番22号)	明治の文豪、夏目漱石が旧制第五高等学校の英文科教授として熊本に着任して5番目に住んだところで、邸内が広く、漱石が一番気に入った家であり、漱石ゆかりの資料が展示してある。	昭53. 6. 5
徳富記念園 (中央区大江4丁目10番33号)	徳富蘇峰・蘆花兄弟の顕彰のための記念園で旧邸、大江義塾跡と記念館とからなる。記念館では徳富兄弟ゆかりの資料を多数展示している。	昭45. 9. 9
横井小楠記念館 (東区沼山津1丁目25番91号)	幕末の偉大な思想家横井小楠の顕彰のための記念館で小楠ゆかりの資料が展示してある。小楠が13年間過ごした「四時軒」が当時をしのばせる。	昭57. 7. 15
熊本洋学校教師ジェーンズ邸 (中央区水前寺公園22番16号)	明治4年(1871年)、熊本藩が洋学校を開設したとき外国人教師ジェーンズのために、長崎から大工を呼んで建てさせた熊本最古の洋館で、県の重要文化財に指定されている。この洋館には、洋学校ゆかりの資料が展示されている。	昭49. 3. 1
小泉八雲熊本旧居 (中央区安政町2番6号)	小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）が旧制第五高等学校教師として熊本に着任して最初に住んだ家。旧居には、八雲が家主に特に注文して造らせた神棚が残っている。	昭36. 4. 1
御馬下の角小屋 (北区四方寄町1274番地)	参勤交代で豊前街道を往来した島津、細川などの大名が休憩所として使用したお茶屋跡。この建物は、堀内（旧赤木）家の住居だったもので庄屋を務めるかたわら質屋、酒屋を営んだ。当時の多数の文書や道具類が残されている。	昭62. 12. 1
リデル、ライト両女史記念館 (中央区黒髪5丁目23番1号)	我が国のハンセン病救済に生涯を捧げた英国人女性、ハンナ・リデルとエダ・ハンナ・ライトの功績を称える記念館。両女史ゆかりの資料が展示してある。	平 6. 2. 3
後藤是山記念館 (中央区水前寺2丁目6番10号)	ジャーナリストにして、郷土史の研究、文化活動に多大な功績を残した後藤是山（名誉市民）を顕彰する記念館で、旧居、庭園及び資料館からなる。	平 8. 5. 20

キ くまもと工芸会館

くまもと工芸会館は、本市の「工芸産業の振興及び発展」を図り、地域社会の活性化に資するための拠点施設として建設したものである。各種工芸教室の開催や、工芸品の紹介等を行っている。なお、平成17年4月から民間事業者のノウハウを生かした管理運営を行うため、指定管理者制度を導入している。

施設概要

設置主体	熊本市
管理運営	くまもと工芸協会共同企業体（指定管理者 期間：平成22年度～平成26年度）
所在地	南区川尻1丁目3番58号
敷地面積	898.18㎡
駐車場面積	1,963㎡
建物面積	1,646㎡
開設年月日	平成3年7月30日
建設費	530,072千円
増築年月日	平成13年4月3日
建設費	127,467千円
主な設備	実演工房、創作工房、料理工房、企画展示室、ラウンジ、展示販売コーナー
主な事業	伝統工芸品から現代工芸品まで、一般社団法人くまもと工芸協会会員の作品を常設展示しているほか、自主イベント等を開催 夏休み体験教室、工芸教室（陶芸教室他）等、各種クラフト教室を実施。

9 社会体育（スポーツ振興課）

本市では、全ての市民がスポーツを通して、健康でいきいきと生活できる都市を目指して、スポーツ都市宣言を行っている。

また、スポーツ活動に対する多様で複雑な市民ニーズに対応し、市民が生涯にわたって活発にスポーツ活動を行うことができるように、「第2次熊本市生涯スポーツマスタープラン」を策定し、総合的な社会体育の振興施策の推進に努めている。

（1）生涯スポーツ活動の推進（スポーツ機会の充実）

ア 地域スポーツクラブの育成

総合型地域スポーツクラブの育成・支援

スポーツリーダーバンクの活用

イ 生涯スポーツ活動の支援

熊本城マラソンの開催

市民総参加型スポーツイベントの開催

スポーツ振興基金の活用

スポーツ関係団体の育成・支援

スポーツ情報システムの構築

ウ スポーツ施設の整備充実

健康・文化施設の整備拡充と調査

既存体育施設の環境整備と管理体制の充実

エ 施設利用の利便性向上

体育施設案内・予約システムの円滑な運営

オ 青少年スポーツ国際交流事業の推進

ハイデルベルク市柔道交流訪問団受入（中学生）

期間 平成25年7月27日～8月5日

団員 選手7人、トレーナー2人

カ スポーツ関係団体・企業との連携

ロアッソ熊本の指導者や選手によるスポーツ教室の開催

キ 体育行事

（平成25年度）

行 事 名	実施月	参加数
熊本市民早起き野球大会	5～8月	172チーム
親子スポーツ大会	2～11月	1,717人
市杯スポーツ大会	4月～3月	2,332人
市民スポーツフェスタ	年4回	6,606人
小中学生軟式野球大会	9～10月	129チーム

(2) 体育施設

施設名 開設年月	敷地面積 (㎡)	施設概要
清水新地野球場 昭和47年6月	15,929	軟式野球場1面（ソフトボール2面）
熊本城公園テニスコート 平成元年4月	4,523	テニスコート4面：クレーコート・2,805㎡ 建設費：40,220千円
新屋敷公園テニスコート 昭和35年9月	3,596	テニスコート4面：クレーコート・2,795㎡ 建設費：2,400千円
北岡自然公園弓道場 昭和35年10月	1,650	近的競技：8人立 遠的競技：3人立 射場：153㎡ 的場：50.29㎡ 収容人員：300人 建設費：3,000千円
城山運動施設 昭和60年4月	9,361	体育館：414㎡（バレーボールコート1面、バドミントンコート2面） テニスコート4面：クレーコート・2,304㎡ 建設費：12,340千円
清水新地コート 昭和60年5月	9,060	テニスコート4面：クレーコート・2,275㎡ ゲートボールコート6面：2,677㎡ 駐車場：1,563㎡（50台） 建設費：82,928千円
龍田体育館 昭和58年4月	1,944	体育室 750㎡（30m×25m）バレーボールコート2面 バスケットボールコート1面 バドミントンコート3面 小体育室 252㎡（30m×8.4m）（管理棟2階部分）卓球8台
武蔵塚武道場 平成2年5月	500	構造 鉄筋コンクリート 2階建 1階 駐車場 315㎡（15台） 2階 道場（1面）228㎡（剣道、柔道他）
城山公園運動施設 平成26年4月	50,000	軟式野球場1面（ソフトボール場1面） テニスコート6面（フットサルコート1面） 多目的広場、ウォーキングコース、遊戯広場
清水スポーツセンター 平成6年3月	8,712	体育館、バドミントンコート3面 バレーボールコート1面 ゲートボールコート3面
北部公園野球場 昭和50年4月	1,159	軟式野球場1面（ソフトボール場2面） テニスコート1面：クレーコート
今熊公園野球場 昭和63年4月	16,875	軟式野球場1面（ソフトボール場2面）
北部武道館 平成21年5月	3,281	武道場2面（剣道・柔道他）
明德体育館 平成3年4月	4,858	1階 体育室（549,336㎡）バドミントンコート3面 バレーボールコート1面
鮑田公園野球場 昭和49年4月	21,287	軟式野球場1面（ソフトボール場2面、サッカー場1面）

天 明 運 動 施 設 昭和 49 年 12 月	19,893	軟式野球場 1 面（ソフトボール場 2 面、サッカー場 1 面） 体育館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建 1 階 1,389 m ² 体育室（バレーボールコート 2 面、バトミントンコート 6 面） 2 階 369 m ² ギャラリー
川 尻 武 道 館 平成 7 年 7 月	909	1 階 鉄筋コンクリート造 459 m ² （駐車場 14 台、駐輪場 21 台） 2 階 鉄骨造 538 m ² 武道場 1 面（244 m ² ・畳 98 帖敷） 小道場 1 面（110 m ² ）
北 部 体 育 館 昭和 61 年 3 月	3,581.16	体育室、バレーボールコート 2 面、バトミントンコート 6 面
河 内 グ ラ ウ ン ド 平成 17 年 5 月	20,240	運動広場 ソフトボール場 2 面、サッカー場 1 面 軽スポーツ広場
城南 B & G 海洋センター 昭和 60 年 4 月	11,527	中体育室、バスケットボールコート 1 面、バレーボールコート 2 面、バ トミントンコート 3 面、卓球台 8 台 小体育室、剣道 1 面、空手 1 面 プール、25m 小プール
城南総合スポーツセンター	46,064	現在工事中 平成 27 年 4 月供用開始予定
塚 原 グ ラ ウ ン ド 昭和 61 年 4 月	18,119	軟式野球場 1 面（ソフトボール場 1 面）
植木総合スポーツセンター 昭和 60 年 3 月	35,087	体育館・ミーティング室 バスケットボールコート 2 面、バレーボール コート 3 面、バドミントンコート 6 面、卓球台 6 台 武道館 柔道場 1 面、剣道場 1 面、武道場 1 面 グラウンド 野球場 1 面、ソフトボール 2 面、サッカー場 1 面 テニスコート 2 面：クレーコート
植 木 弓 道 場 平成 9 年 1 月	40,000	近的競技：10 人立 870.04 m ² 多目的広場
吉 松 ス ポ ー ツ 公 園 平成 2 年 3 月	17,552	野球場 1 面
田 原 ス ポ ー ツ 公 園 平成 5 年 4 月	17,231	野球場 1 面
富 合 雁 回 館 平成 3 年 4 月	2978.77	アリーナ、ステージ、トレーニングルーム バスケットボールコート 2 面、バレーボールコート 3 面、バドミントン コート 6 面、卓球台 6 台
雁 回 公 園 昭和 61 年 4 月	24,500	軟式野球場 2 面（ソフトボール場 4 面）
富 合 屋 外 運 動 場 平成 12 年 4 月	4,031	グラウンドゴルフ、キッズサッカー場

公設体育施設の利用状況

清水新地野球場		新屋敷公園 テニスコート		熊本城公園 テニスコート		北岡自然公園 弓道場		城山運動施設				川尻武道館	
								体育館		テニス			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
285	15,428	304	20,485	294	11,650	359	15,323	357	17,698	285	17,780	358	8,120

清水新地コート				清水スポーツセンター				河内グラウンド				北部公園 野球場	
テニス		ゲートボール		体育館		ゲートボール		グラウンド		軽スポーツ場			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
267	5,158	288	8,272	358	30,456	153	2,112	69	3,661	8	144	267	15,959

今熊公園野球場		北部公園 テニスコート		明德体育館		北部武道館		北部体育館		鮑田公園野球場		龍田体育館	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
182	8,559	142	1,127	356	13,526	355	8,791	358	43,545	266	17,089	362	58,074

天明運動施設				城南B & G海洋センター				舞原運動施設					
体育館		グラウンド		体育館		プール		グラウンド		テニスコート		弓道場	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
352	30,503	275	20,955	341	34,167	152	8,211	155	8,752	335	27,626	127	550

塚原グラウンド		武蔵塚武道場		植木スポーツセンター								吉松スポーツ公園	
				体育館		武道場		グラウンド		テニスコート			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
120	5,328	359	8,633	355	42,520	347	7,630	242	13,671	256	1,496	260	8,419

田原スポーツ公園		植木弓道場		富合雁回館		富合屋外運動場		雁回公園		城山公園			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	(旧西部スポーツセンター)			
299	10,502	358	11,324	170	19,219	104	5,857	67	6,256	平成23年度～平成25年度 工事のため休館			

学校体育施設の利用状況

小 学 校						中 学 校											
運 動 場			体 育 館			運 動 場			体 育 館			武 道 場			テニスコート		
開 放 校 数	日 数	人 員	開 放 校 数	日 数	人 員	開 放 校 数	日 数	人 員	開 放 校 数	日 数	人 員	開 放 校 数	日 数	人 員	開 放 校 数	日 数	人 員
29	4,225	68,118	92	20,480	389,910	28	4,530	75,229	42	12,191	197,943	26	3,560	36,361	3	742	4,594

総合体育館・青年会館

所 在 地	中央区出水2丁目7番1号		
建 築 面 積	11,245.84㎡		
延 床 面 積	18,639.73㎡		
構 造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造・地上3階建		
着 工	昭和59年10月5日		
竣 工	昭和61年3月31日		
開設年月日	昭和61年7月9日		
総事業費	4,762,000千円		
財 源 内 訳	国庫補助金	302,397千円	
	起 債	3,780,300千円	
	一 般 財 源	679,303千円	

施設内容

	総 合 体 育 館	青 年 会 館	共 用 部
1 階	大体育室 アリーナ 1,900 ㎡ (38m×50m) ・ハンドボール (2 面)・バスケットボール (2 面) ・バレーボール (3 面)・テニス (3 面) ・バドミントン・ミニバレー (10 面)・卓球 (16 面) ミーティング室 (2)、放送室、審判員室、役員室、救護室 ロールバックスタンド (1,344 席)、更衣室他 中体育室 アリーナ 1,116 ㎡ (31m×36m) ・バスケットボール (2 面)・バレーボール (2 面) ・バドミントン・ミニバレー (6 面)・卓球 (10 面) 放送室、審判員室、幼児体育室、更衣室他 武道場 (柔道・剣道練習場) トレーニング室 スポーツサウナ	談話ホール 449 ㎡ 天井「鳴龍下絵」設置 喫茶コーナー 第1会議室 48 名 団体連絡室 印刷室 音楽室 相談室	事務室 館長室 警備員室 機械室 ビロティ (駐車場) トイレ
2 階	室内プール 競泳プール (25m×15m) 6 コース 子供プール (6m×15m) 事務室、コーチ控室、採暖室、更衣室他 小体育館 466 ㎡ (21.60m×21.6m) ・卓球 (10 面)・体操 大体育室観覧席 (固定席 1,058 席) 中体育室 " (" 312 席)	料理室 調理実習台 7 台 40 名 第1和室 35 名 第2和室 60 名 第2会議室 (円卓) 32 名 研修室 80 名 視聴覚室 20 名 茶室 20 名 青年会館ホール ステージ 移動いす 約 400 名収容 図書室 蔵書 約 5,000 冊	ロビー トイレほか
3 階	弓道場 和弓近的7人立 控室、審判席、観覧席、師範室 プール観覧席 (固定席 100 席) プール監視室 ソーラーシステム (屋上) パネル 234 枚 集熱面積 423 ㎡	青年会館ホール 映写室 調光室	機械室 電気室 コントロール室 ほか

利用状況

(平成25年度)

大体育室	中体育室	小体育室	武道場	弓道場	室内プール	トレーニング室	スポーツサウナ	青年会館	合 計
141,987	99,057	54,658	22,903	12,984	78,230	23,495	2,158	57,272	492,744

田迎公園運動施設（浜線健康パーク）

所 在 地	南区良町4丁目8番1号
延 床 面 積	3, 5 3 9. 8 0 m ²
公園総面積	5. 4 h a
構 造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造地上2階建
着 工	昭和59年
竣 工	平成2年
開設年月日	平成2年7月1日（平成元年3月19日一部開設）
総 事 業 費	3, 1 0 0, 0 0 0 千円

施設内容

施 設 名	内 容	施 設 名	内 容
体 育 館	中体育室（33m×33m） 小体育室（10. 5m×23. 5m） バレーボール（2面） バスケットボール（2面） バドミントン（6面） 武道、卓球、その他	ゲートボール場	4面1コート（22m×17m） 良質工舗装
室内温水プール	25m×6コース キャノピー式（可動天井） 水深1. 3m	テニスコート	4面 人工芝コート フェンス高さ3. 0m
運 動 広 場	軟式野球場1面、200mトラック、 ソフトボール場2面が兼用	芝 生 広 場	体育館周囲2, 035 m ² プール周囲2, 000 m ²
徒 渉 池	190 m ² 水深0. 3m 流水池	駐 輪 場	90 m ² 屋根下50台駐輪可
駐 車 場	1, 400 m ² 170台駐車可	武 道 場	355. 25 m ² 武道場（柔道または剣道1面）、 管理棟

利用状況（平成25年度）

中体育室	小体育室	運動広場	武道場	テニスコート	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	合 計
54, 240	23, 112	24, 336	13, 224	19, 763	444	46, 000	45, 852	226, 971

南部総合スポーツセンター

所 在 地	南区白藤5丁目2番1号
延 床 面 積	4, 6 1 6. 3 2 m ²
総 面 積	4. 7 h a
構 造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造地上2階建
着 工	昭和60年
開設年月日	平成3年6月1日 一部開設
総 事 業 費	2, 9 6 7, 0 9 5 千円

施設内容

施 設 名	内 容	施 設 名	内 容
体 育 館	体育室（32m×27m） バレーボール（2面） バスケットボール（2面） バドミントン（6面）その他	テニスコート	正式コート4面 クレイ舗装
		ゲートボール場	正式コート4面 クレイ舗装
		弓道場 アーチェリー場	和弓近的10人立 和弓遠的（6人立）兼 アーチェリー場（30m～70m）
武 道 場	416 m ² 柔道・剣道各1面	ク ラ ブ ハ ウ ス	受付 事務室 休憩室 公衆電話
室 内 プ ー ル	温水25m×5コース水深1. 1～1. 3m 幼児プール	駐 車 ・ 駐 輪 場	自動車189台 自転車・バイク150台
運 動 広 場	10, 800 m ² 軟式野球1面 （ソフトボール2面）		

利用状況（平成25年度）

体育室	武道場	運動広場	テニスコート	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	弓道場・アーチェリー場	合 計
51, 763	10, 128	14, 730	9, 606	4, 075	46, 036	14, 817	10, 681	161, 836

熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）

所 在 地	南区荒尾2丁目1番1号
延床面積	26,566.28㎡
総面積	11.1ha
構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建
着 工	平成6年7月
竣 工	平成10年3月
開設年月日	平成10年7月1日
総事業費	26,071,880千円

施設内容

施 設 名	内 容
メ イ ン プ ール	5月～8月：公認競技プール（50m×25.5m）10コース 公認飛込プール（25m×23m） 10月～11月：多目的フロア（80m×40m） 12月～3月：アイススケートリンク メイン（60m×30m）・サブリンク（30m×17m） 観客席 3,000席
サ ブ プ ール	公認競泳プール（25m×18m）7コース リラックスプール 観客席 200席
そ の 他 施 設	合宿所、トレーニング室、情報展示コーナー、駐車場（常時400台）

利用状況

（平成25年度）

プ ール	アイススケート	多目的フロア	トレーニング室	そ の 他	合 計
112,982	39,142	51,480	41,705	82,603	327,912

託麻スポーツセンター

所 在 地	東区上南部3丁目22番30号
延床面積	1,498.01㎡
総面積	2.3ha
構 造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造地上2階建
着 工	平成14年
竣 工	平成15年
開設年月日	平成15年4月1日（一般供用開始）
総事業費	437,000千円

施設内容

施 設 名	内 容
体 育 館	中体育室（36m×30m） バレーボール（2面） バasketボール（2面） バドミントン（6面） 武道、卓球、その他
多 目 的 広 場	グラウンドゴルフなど
ゲートボール場	4面1コート
テ ニ ス コ ー ト	2面 人工芝コート
そ の 他 施 設	駐車場（約90台駐車可）

利用状況

（平成25年度）

体育室	多目的広場	テニスコート	ゲートボール場	合 計
54,826	11,001	9,418	1,303	76,548

水前寺野球場

所 在 地	中央区水前寺5丁目23番2号
延床面積	2,655.94㎡
敷地面積	14,236㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 地上3階建
開設年月日	昭和13年4月（一般供用開始）

施設内容

施 設 名	内 容
軟式野球場（1面）	両翼90m、中堅110m（小学生専用として両翼70m中堅80mに着脱式のホームランゾーンを設置可） 内野スタンド：地上3階建（2,538.66㎡）2,000人収容 芝生スタンド：1,000人収容 フェンス：ラバークッション付フェンス ダッグアウト（1、3塁）
その他の設備	事務室、会議室、TV中継室、本部役員室、放送室、記録室、審判員室、医務室、 展示コーナー（川上哲治氏野球顕彰記念室）、来賓室ほか 駐車場：80台収容

利用状況（平成25年度）

野球場	その他	合 計
25,035	3,474	28,509

水前寺競技場

所 在 地	中央区水前寺5丁目23番3号
延床面積	8,944.50㎡
敷地面積	39,000㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 地上3階建 スタンド上屋鉄骨造
開設年月日	昭和26年8月（一般供用開始）

施設内容

施 設 名	内 容
競技場第1種公認	トラック：全天候型、ウレタン舗装 1周400m・8コース・幅10m サブトラック：トラック外周2コース（500m） 雨天練習場：3コース（75m） フィールド：天然芝張り、跳・投各2カ所（7,650㎡）ラグビー・サッカー場兼用 収容人員：15,000人
その他の設備	管理事務所、放送室、会議室、医務室、記録室、監視室、写真電送室、 写真判定室、貴賓室、選手控室、ロイヤルボックス室、操作室、ほか 駐車場：120台収容

利用状況（平成25年度）

競技場（個人）	競技場（専用）	会議室	合 計
24,630	40,445	9,040	74,115

(3) 社会教育振興事業団

名 称	一般財団法人 熊本市社会教育振興事業団
事務所の所在地	中央区出水 2 丁目 7 番 1 号
設 立 年 月 日	昭和 6 0 年 1 2 月 2 4 日
目 的	熊本市から社会体育施設及び社会教育施設の委託を受け、その施設の設置目的を効果的に達成するための諸事業を実施し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

運営管理（指定管理者および運営委託）する施設と事業

指定管理施設（協定期間：平成 2 1 年度～平成 2 5 年度）

施 設 名	所 在 地
熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水 2 丁目 7 番 1 号
熊本市田迎公園運動施設（浜線健康パーク）	南区良町 4 丁目 8 番 1 号
南部総合スポーツセンター	南区白藤 5 丁目 2 番 1 号
熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）	南区荒尾 2 丁目 1 番 1 号
託麻スポーツセンター	東区上南部 3 丁目 22 番 30 号
水前寺野球場	中央区水前寺 5 丁目 23 番 2 号
水前寺競技場	中央区水前寺 5 丁目 23 番 3 号

事業

体育・スポーツの振興、指導及び助言
 青年の活動に関する相談、指導及び助言
 熊本市から委託を受けた施設の管理運営
 その他、目的を達成するために必要な事業

基本財産 4 2, 0 0 0 千円

(4) 熊本市社会体育施設案内・予約システム

平成 1 2 年 4 月システム運用開始

平成 1 7 年 1 月システム改良

平成 2 2 年 6 月熊本県・市町村公共施設予約システム運用開始

登録者の推移

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
個 人	3, 140	18, 422	24, 923	31, 130	37, 464
グ ル ー プ	6, 439	4, 928	6, 095	7, 367	8, 230
団体（総合型スポーツクラブ）	18	19	19	19	19
利用全体に占めるシステム登録者の割合（%）	95. 0	95. 4	90. 1	85. 5	81. 6

10 市民会館・健軍文化ホール

市民会館

熊本市市民会館は、市民生活の文化的質を高め、活発な芸術文化活動を支援するため創造、鑑賞、交流等の場と機会を提供する目的で、昭和43年（1968年）1月6日に開館した。

以来、市民文化活動の拠点施設として、市民に愛用され、大ホール利用率が約90%と全国的にみても高い水準で推移している。一方、会議室についても書道、生け花、俳句、短歌など地元文化サークルの定期的利用をはじめ、市内外からの会議など多様に活用され90%程度の高い利用率を示している。

また、平成18年7月から平成19年7月にかけて、鑑賞空間の充実やバリアフリー化、耐震補強等の大規模改修工事を行った。

学校法人君が淵学園との間で命名権を締結。平成20年7月から平成24年3月末まで、愛称を「崇城大学市民ホール」としてきたが、平成24年4月から「市民会館崇城大学ホール」としている。

この愛称命名権（ネーミングライツ）料を活用し、次代を担う子ども達の感性を育む事業や国内外の優れた芸術作品の鑑賞機会の拡大を図る事業、地域文化創造のための事業等を企画実施している。

ア 施設

所 在 地	中央区桜町1番3号
敷 地 面 積	6,649.58㎡
建 築 面 積	4,417.06㎡
延 床 面 積	9,197.07㎡
開 館	昭和43年1月6日
建 設 費	628,500千円
構 造	ホール棟：鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階 会議棟：鉄筋コンクリート造、地下1階、地上2階、一部3階

各階面積及び主要施設

区分	階別	面積（㎡）	主 要 施 設
ホ ー ル 棟	地階	658.60	オーケストラピット、エアードクト、奈落
	1階	2,433.22	舞台、客席、音楽室、映写調光室、ホワイエ、サンクンホワイエ、エレベーター、自販機コーナー
	中2階	106.46	中継室
	2階	1,060.30	客席、ホワイエ
	3階	736.90	客席、倉庫
	4階	179.71	客席、センタースポット室
会 議 棟	地階	858.58	空調調和機械室、バッテリー室、電気室、保守管理室、発電機室
	1階	1,419.20	展示ロビー、楽屋1～4、第10会議室（和室）、館長室、事務室、レストラン、カフェテリア、警備員室、湯沸室、エレベーター、リフト、シャワー室
	2階	1,588.93	大会議室、第1会議室～第9会議室、ロビー、倉庫、湯沸室
	一部3階	185.17	調光室、倉庫

イ 定員

区 分	大ホール（席）	大会議室（席）	会 議 室 （人）		
			第1～第5、第8 （小会議室）	第6～第7、第9 （中会議室）	第10 （和室）
定 員	固定席 1,579 車椅子席 12	移動席 300	20	40	40

ウ 会館利用分野状況

区分 年度	大 会 議 室						大 会 議 室						中小会議室（二〇室）	展示・ロビー
	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計		
21	131	95	38	32	46	342	245	11	18	12	116	402	5,080	96
22	140	93	59	37	12	341	253	19	43	17	78	410	4,935	99
23	132	77	53	45	19	326	226	8	24	20	84	362	4,681	84
24	117	76	76	34	10	313	199	15	33	12	90	349	4,634	89
25	105	55	33	42	13	248	171	10	26	17	66	290	4,650	97

エ 熊本市文化事業協会との共催事業

市民が優れた文化芸術に触れる機会を拡充させるとともに、文化活動への参画を促すために熊本市文化事業協会と共催で芸術文化事業を企画実施する。

前述のネーミングライツによる事業を始め、演劇・映画等の鑑賞事業などを実施する。

健軍文化ホール

健軍文化ホールは市民の文化活動の振興を図るとともに、本市東部の拠点である健軍地区の文化・交流機能の強化によって地域経済の活性化を推進することを目的に建設したものである。

293席の固定席を持つ東部地域で初めての本格的ホール、料理実習、小会議、会食などが楽しめるパーティールーム、3つの会議室、2つの音楽練習室を備えた「生活文化拠点」の施設である。

設置主体	熊本市	
管理運営	健軍文化ホール事業推進共同企業体（平成24年度より指定管理者）	
所在地	東区若葉3丁目5番11号	
開設年月日	平成7年4月8日	
構造	鉄筋コンクリート造3階建	
敷地面積	2,171.77㎡	
建物延面積	1,841.94㎡	
	うち ホール…429.80㎡	パーティールーム…109.80㎡
	会議室A…92.25㎡	会議室B…30.24㎡
	会議室C…29.27㎡	音楽練習室A…23.63㎡
	音楽練習室B…22.50㎡	その他…1,104.00㎡
建設費	1,010,076千円	

施設利用状況

（単位 上段 件、下段 人）

区分 年度	ホール (293名)	会議室A (60名)	会議室B (16名)	会議室C (15名)	パーティールーム (30名)	音楽練習室A (6名)	音楽練習室B (6名)	合計
平成25年度	185	263	179	235	198	82	117	1,259
	40,150	8,251	2,743	2,761	7,304	404	580	62,193

※（ ）は各室定員

都 市 建 設

1	都 市 計 画	327
2	交 通 計 画	339
3	建 築 指 導	340
4	公 園 緑 地	343
5	都 市 整 備	344
6	熊本駅周辺地域整備	351
7	河 川	357
8	公共用地取得事業	360
9	住 宅 ・ 建 築 物 等	361
10	住 宅 政 策 ・ 耐 震	365
11	道 路	367
12	地 籍 調 査	369
13	安全安心まちづくり・ 自 転 車 対 策	371
14	土 木 セ ン タ ー	372

1 都 市 計 画（都市政策課・開発景観課）

都市計画区域

大正8年4月、都市計画法が公布され、翌9年1月より施行された同施行令の規定に基づき、大正12年7月当時の市域 3,071haの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和33年には、14,524haが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和43年6月新都市計画法が施行されたことにより、昭和46年5月18日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する1市9町の熊本都市計画区域が指定された。

熊本都市計画区域は、その後の市町合併や政令指定都市移行に伴う区域再編等により、現在、熊本市（旧城南町の一部、旧河内町を除く）、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町の行政区域で構成され、熊本市は熊本都市計画区域の中核をなしている。

戦前の都市計画

本市においては、大正12年7月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和 3年	都市計画道路の決定	30路線	延長64,000m	
昭和 4年	用途地域決定	2,800.5ha		
	うち住居地域	1,730.2ha	工業地域	566.2ha
	商業地域	395.7ha	未指定	108.4ha
昭和 5年	風致地区の決定	1,070.59ha		
	本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の7カ所			

さらに、昭和6年、組合による区画整理が施行され、今日の土地区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、当初産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和21年、用途地域、都市計画道路を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後、防火・準防火地域や下水道、ごみ焼却場、汚水処理場等の衛生・清掃施設が決定された。また、経済が向上し、道路事情が良くなるに伴い、住宅建設の気運が高まり郊外へ向け市街地の拡大現象が現れてきた。そのため、都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和46年には、無秩序な市街地の拡大を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

近年の都市計画

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ、昭和５６年４月２日に市街化区域及び市街化調整区域の第１回の見直しが行われるとともに、昭和５８年４月３０日には、流通業務団地予定地（約５３ｈａ）が市街化区域に編入され、平成３年２月１日の飽託四町との合併等を経て、平成１１年３月３１日に第３回の市街化区域、市街化調整区域のさらなる見直しが行われた。平成１５年４月９日には、熊本港地区（約５３ｈａ）が市街化区域に編入された。その後、平成２１年５月２９日の第４回の見直しや、平成２４年４月１日の政令指定都市移行に伴う区域再編を経て、現在、熊本都市計画区域面積は５２，７２５ｈａで、うち市街化区域１２，４１２ｈａ、市街化調整区域４０，３１３ｈａである。熊本市はこの区域全体の６７．２％（３５，４３３ｈａ）、市街化区域の８６．５％（１０，７３４ｈａ）、市街化調整区域の６１．３％（２４，６９９ｈａ）を占めている。

市街化区域については、平成４年の都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴い、住環境の保護、市街地形態の多様化に対応するため、平成８年６月に用途地域の変更を実施している。

土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和６１年３月に熊本駅前北地区、平成８年８月に手取本町地区、平成１０年９月に上通Ａ地区、平成１７年１０月に熊本駅前東Ａ地区に高度利用地区を決定し、地区の特性にふさわしいまちづくりのために、これまで１５地区で地区計画を決定している。

市街化調整区域については、農林漁業との健全な調和を図り合理的な土地利用を図っている。

（１）用途地域（都市政策課）

熊本都市計画用途地域（別添折込図）

用途地域の規模

（平26.5.1現在）

区 分	熊本都計区域		市 域			容積率 %	建ぺい率 %	後退距離 m	高さの 限度 m
	面積 ha	構成比 %	面積 ha	構成比 %	全 市 域 面積対比 %				
第一種低層 住居専用地域	1,441	11.6	1,065	9.9	2.7	60	30	1.0	10
						80	40	1.0	10
						100	50	1.0	10
第二種低層 住居専用地域	134	1.1	106	1.0	0.3	80	40	1.0	10
						80	40	—	10
						100	50	1.0	10
第一種中高層 住居専用地域	3,149	25.4	2,561	23.9	6.6	100	40	—	—
						150	60	—	—
						200	60	—	—
第二種中高層 住居専用地域	2,679	21.6	2,500	23.3	6.4	100	50	—	—
						150	60	—	—
						200	60	—	—
第一種住居地域	1,392	11.2	1,174	10.9	3.0	200	60	—	—
第二種住居地域	688	5.5	639	6.0	1.6	200	60	—	—
準住居地域	274	2.2	224	2.1	0.6	200	60	—	—
近隣商業地域	576	4.6	536	5.0	1.4	200	80	—	—
						300	80	—	—
商業地域	384	3.1	384	3.6	1.0	400	80	—	—
						500	80	—	—
						600	80	—	—
準工業地域	1,196	9.6	1,179	11.0	3.0	200	60	—	—
工業地域	495	4.0	366	3.4	0.9	200	60	—	—
合 計	12,412	100.0	11,734	100.0	27.6				

(2) 高度利用地区（都市政策課）

(平26.5.1現在)

種 類	面 積 (ha)	建築物の容積率の最高限度 及 び 最 低 限 度		建 築 物 の 建 ぺ い 率 の 最 高 限 度	建築物の建築面積の最低限度 (㎡)
		最高限度	最低限度		
熊本駅前北地区	約0.5	60/10	20/10	8/10	200
手取本町地区	約1.0	70/10	30/10	7/10	200
上通A地区	約1.1	70/10 50/10	30/10 20/10	7/10	200
熊本駅前東A地区	約1.4	60/10	20/10	8/10	200
桜町地区	約3.7	60/10	20/10	8/10	200
合 計	約7.7	—	—	—	—

(3) 風致地区（都市政策課）

(平26.5.1現在)

名 称	面 積 (ha)	位 置
花岡山・万日山	約 77	横手1・2・3丁目、春日4・5・6丁目、池上町、戸坂町
八 景 水 谷	約 10	八景水谷1丁目
立 田 山	約 345	清水町大字兎谷、兎谷2・3丁目、龍田3丁目、龍田陣内1・2丁目、 清水万石1・2・4・5丁目、室園町、黒髪4・5・6・7・8丁目 他
水 前 寺	約 10	水前寺公園
江 津 湖	約 238	出水1・2丁目、江津1丁目、健軍4・5丁目、湖東2・3丁目、 神水本町、広木町、水源1丁目、江津3丁目、下江津1・5・6丁目 他
本 妙 寺 山	約 551	島崎5・6・7丁目、花園4・6・7丁目、谷尾崎町 他
千 金 甲	約 367	谷尾崎町、池上町、松尾町上松尾、上高橋町、小島下町
計	約1,598	

(4) 駐車場整備地区（都市政策課）

(平26.5.1現在)

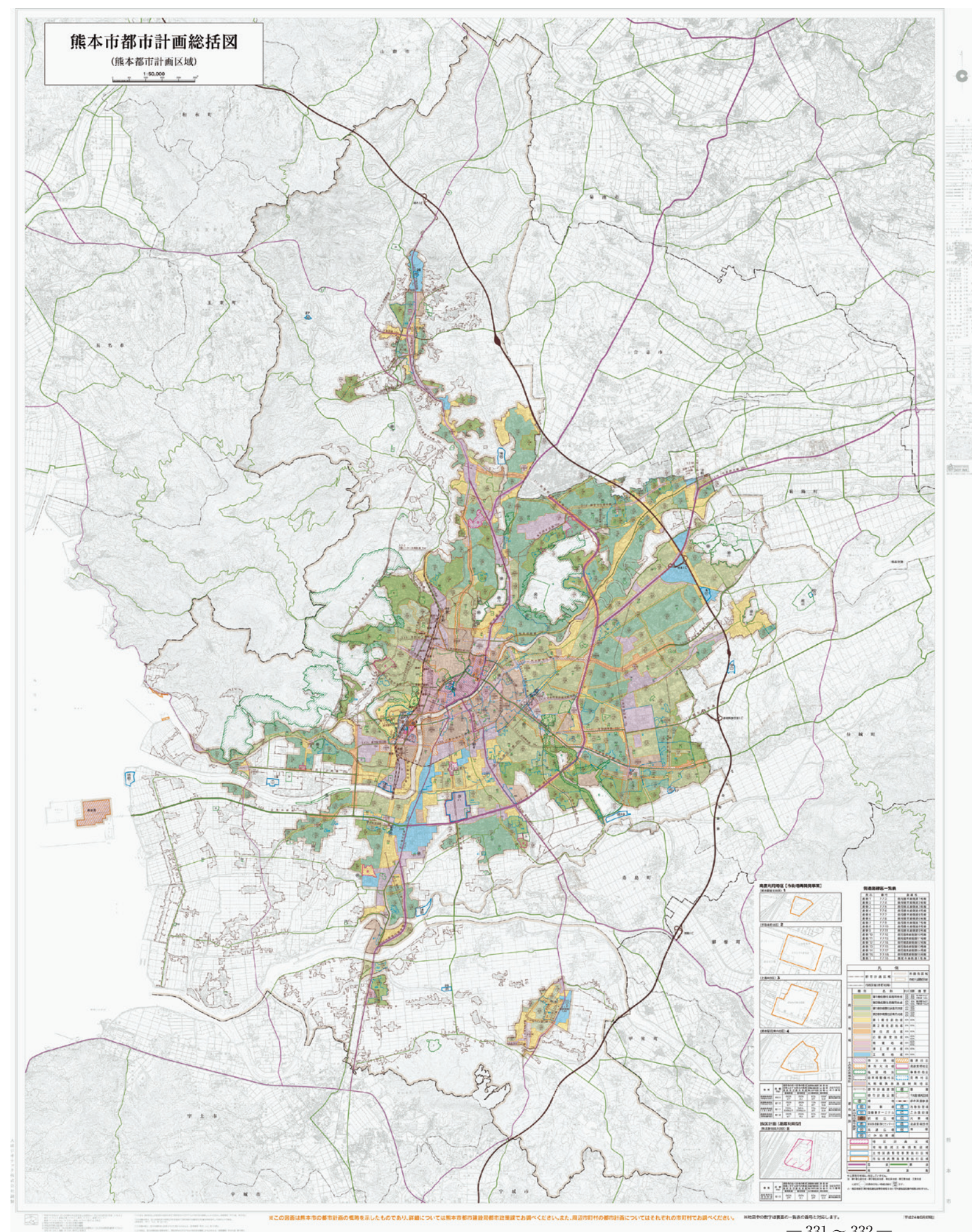
位 置	面 積 (ha)	指 定 年 月 日
市 中 心 街	約143.9	昭和45年4月10日

(5) 防火地域及び準防火地域（都市政策課）

(平26.5.1現在)

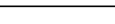
地 域 名	面 積 (ha)
防 火 地 域	約 118.0
準 防 火 地 域	約1,490.0

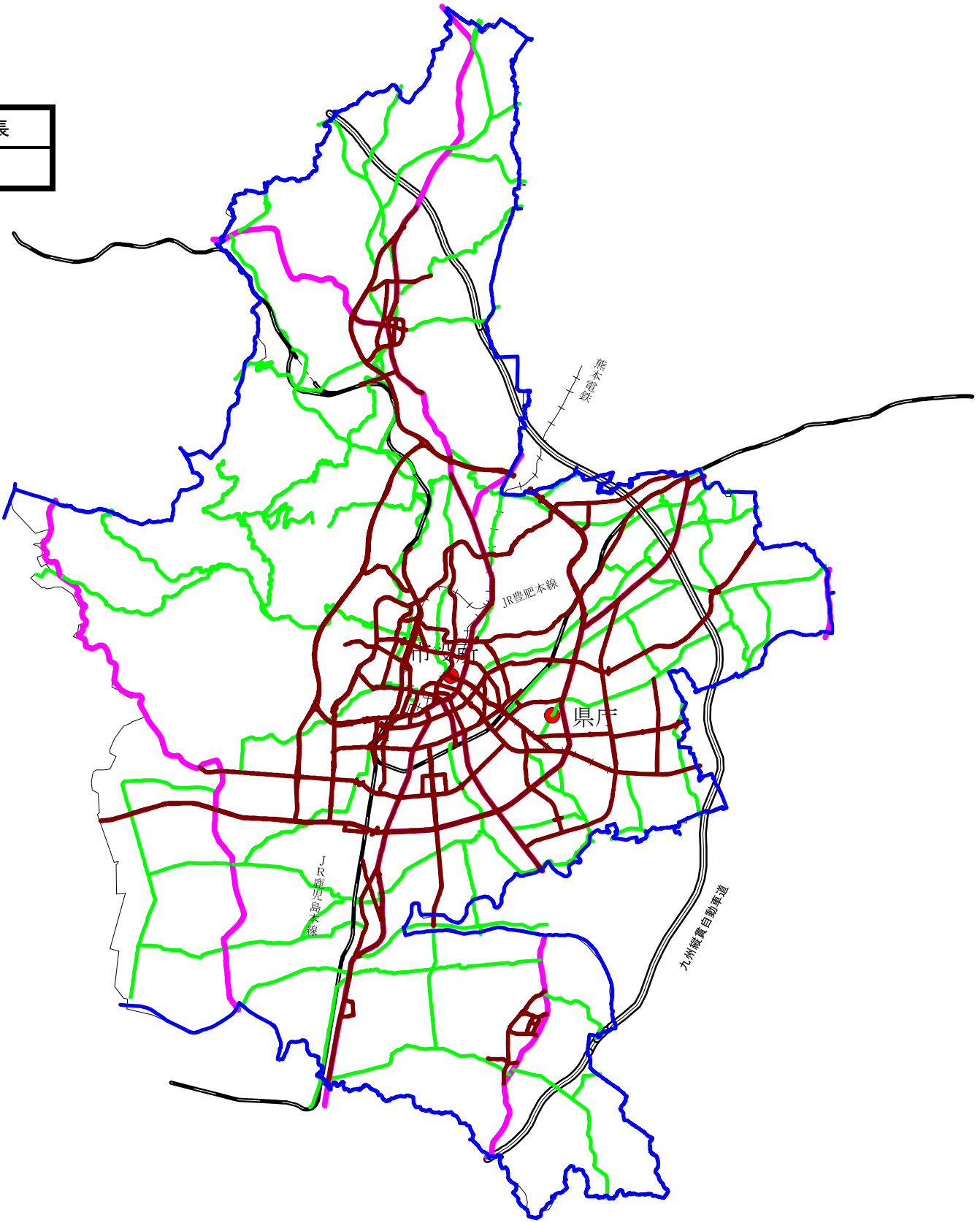
熊本都市計画区域面積	3 5, 4 3 3 h a	(市域分)
うち市街化区域	1 0, 7 3 4 h a	
市街化調整区域	2 4, 6 9 9 h a	



(6) 都市計画道路（都市政策課）
ア 道路網図（平 26.3.31現在）

区分	路線数	熊本市域延長
熊本都市計画区域	95	253,700m

市域	
都市計画道路	
国道	
県道	



イ 都市計画道路一覧（市域内）

熊本都市計画区域

（平26.3.31現在）

区分	規模	一連 番号	都 市 計 画 道 路 名	主なる幅員 (m)	主なる 車線の数	計画決定延長 (m)	整備済延長 (m)
1	4	1	熊本西環状線	21	4	12,420	0
1	4	2	池上インター線	37	4	990	0
1	5	3	花園インター（自専道）線	15	2	770	0
3	1	1	新南部四方寄線	40	4	6,690	5,010
3	2	2	新市街水前寺線	36	6	4,420	4,420
3	2	3	弓削近見線	36		15,480	15,270
3	2	4	近見沖新線	36	6	8,530	8,530
3	2	5	熊本駅北部線	30	4	9,230	8,980
3	2	6	南熊本駅新町線	30	4	2,010	1,710
3	3	7	熊本駅帯山線	22	4	7,310	7,020
3	3	8	二本木新大江線	22	4	4,540	4,120
3	3	9	池田町花園線	25	4	1,500	0
3	3	10	子飼新大江線	22	4	1,870	1,380
3	3	11	船場神水線	25	4	4,670	1,800
3	3	12	本荘犬淵線	25		5,050	5,050
3	3	13	水前寺秋津線	22		4,950	4,950
3	3	14	野口清水線	25	4	11,790	5,620
3	5	16	水前寺駅西水前寺線	15	2	180	180
3	3	17	東町空港線	22		2,210	2,210
3	3	18	南高江富合線	25	4	7,070	7,070
3	1	19	弓削原水線	40		490	490
3	4	20	上熊本藤崎宮線	20		1,930	1,930
3	4	21	上熊本細工町線	19	2	3,030	2,450
3	3	22	砂取健軍線	22		2,190	2,190
3	4	23	新土河原小島線	20	4	3,910	3,250
3	4	25	熊本駅城山線	16	2	1,980	1,370
3	4	26	新町戸坂線	16	2	1,720	690
3	4	27	段山島崎線	16	2	2,220	950
3	4	28	戸坂花園線	16	2	1,460	0
3	4	29	上熊本法成寺線	16-30	2	2,280	750
3	4	30	手取本町清水線	16		3,830	610
3	4	31	麻生田三里木線	16		3,440	3,440
3	4	32	高平麻生田線	16	2	3,910	1,920
3	4	33	楡木麻生田線	16	2	980	0
3	4	34	下南部画図線	16		8,930	3,820
3	4	35	新外秋津線	16	2	2,810	1,350
3	4	36	出水町国府東水前寺線	15	2	2,280	790
3	4	37	水前寺画図線	16	2	3,600	3,100
3	3	38	新市街御船インター線	25	4	6,140	6,140
3	4	39	長六橋川尻線	17.5		7,600	7,600
3	3	40	新土河原出水線	25	4	5,740	4,880
3	4	41	二本木蓮台寺線	16	2	1,350	1,350
3	4	42	大窪山下線	16		100	100
3	5	44	南千反畑大江線	15		1,850	1,850
3	5	45	上熊本弓削線	12		10,570	0
3	5	46	船場本山線	12		920	600
3	4	47	平田田迎線	16	2	1,760	1,760
3	5	54	刈草薄場線	12		820	720
3	3	55	保田窪菊陽線	25		6,190	6,190

区分	規模	一連 番号	都 市 計 画 道 路 名	主なる幅員 (m)	主なる 車線の数	計画決定延長 (m)	整備済延長 (m)
3	3	61	四方寄鹿子木線	25	4	2,480	0
3	2	62	春日池上線	30	4	1,870	1,870
3	4	63	田崎春日線	18	2	910	910
3	4	64	熊本駅南線	18	2	290	120
3	4	65	熊本駅西口線	18	2	90	90
3	3	66	花園インター(一般道)線	21-25	4	1,320	0
3	4	67	花園池亀線	16	2	1,160	0
3	4	68	上熊本駅西口線	16	2	450	0
3	4	69	平尾向坂線	16	2	5,500	0
3	5	70	南環状線	14	2	1,060	0
3	4	71	岩野小山線	16	2	1,030	1030
3	4	72	東西線	16	2	1,680	270
3	4	73	植木停車場投刀塚線	18	2	1,140	395
3	5	74	一木鑑田線	14	2	2,000	0
3	4	75	北環状線	17	2	820	58
3	3	76	平尾鑑田線	28	4	6,780	0
3	4	77	中央線	17	2	740	242
3	5	78	小町通り線	12	2	120	0
3	4	79	一木鞍掛線	16	2	880	260
3	4	80	滴水平野線	16	2	550	0
3	5	82	清藤志々水線	14	2	1,010	560
3	4	83	フラワー通り線	16		780	780
3	4	84	上宮地線	16		560	560
3	5	85	東阿高今線	14		3,160	0
3	5	86	松ノ平線	14		530	530
3	5	87	新御堂線	14		180	180
3	5	88	パイン通り線	12		850	600
3	6	89	浜戸川線	11		920	0
7	7	3	鹿児島本線側道1号線	6	—	430	430
7	7	4	鹿児島本線側道2号線	6	—	900	460
7	7	5	鹿児島本線側道3号線	6	—	290	290
7	7	6	鹿児島本線側道4号線	6	—	260	0
7	7	7	鹿児島本線側道5号線	6	—	200	0
7	7	8	鹿児島本線側道6号線	6	—	90	90
7	7	9	鹿児島本線側道7号線	6	—	590	290
7	7	10	鹿児島本線側道8号線	6	—	320	0
7	7	11	鹿児島本線側道9号線	6	—	530	420
7	7	12	鹿児島本線側道10号線	6	—	350	0
7	7	13	鹿児島本線側道11号線	6	—	200	0
7	7	14	鹿児島本線側道12号線	6	—	360	0
7	7	15	鹿児島本線側道13号線	6	—	350	200
7	7	16	豊肥本線側道1号線	6	—	250	0
7	7	17	鹿児島本線側道14号線	6	—	400	0
7	7	18	鹿児島本線側道15号線	6	—	180	0
8	7	1	新屋敷長溝線	4		1,550	1,280
8	7	2	南高江元三線	7		1,880	1,880
合 計			95 路 線			253,700	157,405

ウ 都市計画及び道路整備の規模別分類

(平26. 3. 31現在)

熊本都市計画区域	区 分 規模別	都市計画決定延長 (m)				道路整備済延長 (m)					
		市 街 化 区 域 (用途指定区域)	市 街 化 調 整 区 域 (用途無指定区域)	計 画 決 定 延 長	比 率 (%)	市 街 化 区 域 (用途指定区域)	進 捗 率 (%)	市 街 化 調 整 区 域 (用途無指定区域)	進 捗 率 (%)	整 備 済 延 長	進 捗 率 (%)
	3・1	6,310	870	7,180	2.8	4,770	75.6	730	83.9	5,500	76.6
	3・2	31,670	9,870	41,540	16.4	30,910	97.6	9,870	100.0	40,780	98.2
	3・3	57,570	24,230	81,800	32.2	44,820	77.9	13,800	57.0	58,620	71.7
	1・4 3・4	66,180	22,930	89,110	35.1	36,700	55.5	5,245	22.9	41,945	47.1
	1・5 3・5	22,670	1,350	24,020	9.5	5,000	22.1	220	16.3	5,220	21.7
	3・6	920	0	920	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	7・7	5,700	0	5,700	2.2	2,180	38.2	0	0.0	2,180	38.2
	8・7	3,430	0	3,430	1.4	3,160	92.1	0	0.0	3,160	92.1
	合計	194,450	59,250	253,700	100.0	127,540	65.6	29,865	50.4	157,405	62.0

※整備済延長：計画幅員により供用開始されている区間延長

(7) 駅前広場（都市政策課）

(平26. 3. 31現在)

広 場 名	面 積 (㎡)	摘 要
熊 本 駅 前 広 場 (東 口)	14,200	都市計画道路3・3・7号 熊本駅帯山線
南 熊 本 駅 前 広 場	3,850	〃 3・2・6〃 南熊本駅新町線
水 前 寺 〃	2,100	〃 3・3・16〃 水前寺駅西水前寺線
上 熊 本 (東 口) 〃	2,700	〃 3・4・21〃 上熊本細工町線
上 熊 本 (西 口) 〃	2,400	〃 3・3・68〃 上熊本駅西口線
近 見 (仮) 〃	4,600	〃 3・5・54〃 刈草薄場線
弓 削 (仮) 〃	2,200	〃 3・5・58〃 武蔵ヶ丘東中央線
熊 本 駅 前 広 場 (西 口)	5,700	〃 3・4・65〃 熊本駅西口線
(熊 本 駅) 交 通 広 場	3,800	〃 3・2・7〃 熊本駅帯山線
(水 前 寺 北) 交 通 広 場	1,100	〃 3・5・16〃 水前寺駅西水前寺線

都
建

(8) 景観整備（開発景観課）

ア 都市景観

地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進し、文化と歴史にはぐくまれた快適な市民生活の確保に寄与するために本市では平成21年10月に熊本市景観計画を策定し、平成22年1月に、景観法に基づく届出に移行した。

この制度は熊本城や水前寺・江津湖の周辺地域等においては、これらを活かし熊本らしさを際立たせるような、また、その他の地域においてはそれぞれの地域の特色を活かした良好な景観の形成を目指している。

大規模行為届出件数 (平成25年度)

種 類	建築物	工作物	さく・堀	開発行為	土 石	計
件 数	155	113	2	62	0	332

特定施設届出件数 16件

イ 屋外広告物

平成 8 年 4 月の中核市移行に伴い屋外広告物法に関する事務を県から引き継いだ。

この事務は景観の大きな要素である屋外広告物を規制・誘導し、歴史と自然を活かした良好な景観形成と快適な環境の維持を目的としている。

事務内容としては、屋外広告物の許可、違法なはり紙・はり札・立看板等の除却、違法ポスターの減少を目的としたコミュニティボード設置事業を行っている。

屋外広告物許可件数 (平成25年度)

種 類	許可	更新許可	電柱等	計
件 数	284	1,093	12	1,389

除却件数 (平成25年度)

種 類	はり紙	はり札	立看板	その他	計
件 数	12,442	834	168	45	13,489

(9) 開発指導（開発景観課）

都市の秩序ある発展を図るために、開発行為の指導を行っている。

開発許可件数

年 度 区 分		21	22	23	24	25
市 区 街 化 域	件 数	41 ※	66 ※	65 ※	80	79
	面積 (㎡)	120,231 ※	150,217 ※	229,798 ※	211,859	219,702
市 調 街 整 区 化 域	件 数	50	104	134	159	199
	面積 (㎡)	149,721	176,377	294,064	222,082	222,326
計	件 数	91	170	199	239	278
	面積 (㎡)	269,952	326,594	523,862	433,941	442,028

※非線引区域を含む。

市民の安全な生活環境の整備を図るために、宅地造成等規制区域においては、宅地造成の指導を行っている。

宅地造成等規制法による許可件数

年 度 区 分	21	22	23	24	25
許可件数	8	9	9	5	5

2 交 通 計 画（交通政策総室）

（１）現 状

本市における乗用車等の自家用自動車保有台数は、この１０年間（平成１５年度から平成２４年度）で約３４万２千台から約４１万９千台へと増加し、このモータリゼーションの進展を主な要因として、バスや電車などの公共交通機関の年間利用者数は、この１０年間（平成１６年度から平成２５年度）で、公共交通機関の種別による増減はあるものの、全体としては約５，６７８万人から約５，６７２万人へと約６万人減少しており、特にバスについては依然として減少傾向が続いている状況。

公共交通機関利用者数の年次推移

（単位：千人）

種別 \ 年度	21	22	23	24	25
バス	33,563	31,981	32,106	31,781	31,468
市電	9,241	9,537	10,194	10,287	10,896
J R・私鉄	11,175	11,652	13,078	13,474	14,360
合計	53,979	53,170	55,378	55,542	56,724

注）バスは主に都市圏外を運行する産交バスを除く５社局の利用者数計

（２）総合交通体系整備の考え方

①熊本市第６次総合計画

【まちづくりの重点的取り組み】３「おでかけわくわく」プロジェクト

夢わく６：バス・電車、自転車などで気軽におでかけできるまちをつくる

【分野別施策】８章第３節：利便性の高い公共交通体系の確立

・公共交通ネットワークの充実 ・公共交通機関の利用促進 ・広域交通拠点の整備促進

②熊本市公共交通グランドデザイン（平成２３年度）

・基幹公共交通の強化 ・バス路線網の再編 ・公共交通空白・不便地域の解消

③熊本市公共交通基本条例制定（平成２５年４月１日施行）

市民及び事業者の参画と協働のもと、公共交通維持及び充実のための施策を総合的かつ計画的に推進する条例制定

④第２次熊本市自転車利用環境整備計画、同実施計画

都
建

（３）本市における交通施策の展開

①パークアンドライドの実施（平成１２年度～）

・熊本バス中の瀬車庫、九州産交バス西部車庫、熊本電気鉄道北熊本駅で実施。（都市圏全体では１０箇所実施）

②超低床電車の導入（平成９年度～）＜交通局電車課＞ ※７編成１４両導入（平成２４年度末）

③オムニバスタウン計画事業（平成１２～１６年度）

・バスロケーションシステムの導入（７箇所）等

④天水・河内を運行する事前予約制みかんタクシーの導入（平成１８年度）

⑤バス路線網再編に向けた取り組み

「熊本市地域公共交通総合連携計画」の策定（平成２０年度）

東バイパスライナーの実証運行（平成２１年度）

バス路線網再編プロジェクトを設立、バス路線網再編実施プログラム策定（平成２４年度）

- ⑥ 健軍町電停バリアフリー化事業（平成２１年度）
- ⑦ 路面電車優先システム整備事業（平成２２年度）
- ⑧ 野出・太郎迫を運行する事前予約制オレンジタクシーの導入（平成２２年度）
- ⑨ 新水前寺駅地区交通結節点改善事業（平成２３年度）
- ⑩ ゆうゆうバスの導入（平成２４年度）
- ⑪ 有料レンタサイクル社会実験（平成２４年度）
- ⑫ デマンド型乗合タクシー等のコミュニティ交通導入（平成２５年度）
- ⑬ 基幹公共交通機能軸強化に係る城南方面における急行バス等の社会実験（平成２５年度）
- ⑭ 熊本市電における交通系ＩＣカードの導入（平成２５年度）

３ 建 築 指 導（建築指導課）

（１）建築確認・検査等の申請状況

種 別 \ 年 度		21	22	23	24	25
申 請 件 数	建築確認申請	543	527	424	347	401
	（内計画変更）	(50)	(38)	(29)	(28)	(34)
	指定確認機関申請	2,237	2,413	2,909	2,931	3,331
	（内計画変更）	(78)	(76)	(83)	(110)	(130)
	道路指定申請	34	52	75	46	37
	許可申請	111	122	110	93	117
	やさまち条例事前協議受付	195	247	271	265	239
	省エネ届出	38	250	309	252	297
	長期優良住宅認定	284	524	518	519	662
	C A S B E E 届出	—	9	35	42	54
	低炭素建築物認定	—	—	—	0	6
現 場 検 査	中間検査	7	12	8	1	8
	建築物竣工検査	460	544	458	347	383
	昇降機竣工検査	18	45	57	27	45
特 殊 申 請	計画通知	70	71	64	55	94
	工作物等確認申請	40	4	51	31	48
	昇降機等確認申請	21	8	52	20	27

（２）建築指導パトロール等

ア 建築パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に実施している。

イ 建築物防災査察

雑居ビルや大型店舗等の査察を防災週間中及び年末に消防局等と合同で実施している。

ウ 一斉公開パトロール

違反建築防止週間（１０月中旬）の１日間を公開による一斉パトロールの日と定めて、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

２５年度においては、共同住宅等３３件を立入調査し工事施工の適正指導を行った。

(3) 違反建築物取扱件数

(平成25年度)

違反事項	違反該当法令	違反件数
確認申請手続	法第6条	36
中間検査申請手続	法第7条の3	4
法22条区域内の屋根及び外壁	法第22条又は第23条	3
避難施設等内装制限	法第35条	7
内装制限	法第35条の2	1
耐火構造等	法第27条又は第36条	8
構造耐力	法第20条又は第36条	13
敷地と道路の関係	法第43条	0
道路内建築制限	法第44条	0
私道の廃止又は変更の制限	法第45条	0
用途地域内の建築制限	法第48条	0
容積率制限	法第52条	0
建ぺい率制限	法第53条	2
一種低層住専および二種低層住専における外壁の後退距離	法第54条	2
一種低層住専および二種低層住専における絶対高さ制限	法第55条	0
道路斜線制限	法第56条第1項第1号	0
隣地斜線制限	法第56条第1項第2号	0
北側斜線制限	法第56条第1項第3号	0
日影による高さ制限	法第56条の2	0
高度利用地区の高さ制限	法第59条	0
防火・準防火地域内の構造	法第61条又は第62条	2
その他	法第87条第3項・法第88条第1項	2
計		80

(4) ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱

この要綱は、ぱちんこ店等の建築に関する必要な事項を定めることにより、建築紛争の予防と調整を図り、もって近隣住民等の生活環境の保全に資することを目的として制定したもので、昭和63年4月20日より施行している。

平成25年度届出件数：なし

(5) 中高層建築物の建築に関する指導要綱

この要綱は、中高層建築物の建築に伴う紛争防止のため、建築主に対し、近隣住民への建築計画の周知の手続き等を定めることにより、建築主と近隣住民との「相互理解」を目的として制定したもので、昭和63年10月15日より施行している。

平成25年度届出件数：133件

(6) 熊本市やさしいまちづくり建築物整備促進事業補助金交付要綱

この要綱は、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を促進するため、平成7年10月1日より施行している。平成25年度までの累計補助件数は36件となっている。

平成25年度補助件数：なし

(7) 建築協定

本市では、住宅地としての良好な住環境を高度に維持増進するため、建築基準法に基づく建築協定の推進に努めている。現在、本市における協定の延べ件数は28件となっている。

(8) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく届出

300m²以上の建築物を新築・増改築する場合、又は、2,000m²以上の建築物の大規模修繕を行う場合に、その建築物の建築主は、工事着手の21日前までに省エネ措置の届出を所管行政庁に提出しなければならない。

平成25年度届出件数：297件

(9) 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定

住宅を長期にわたり良好な状態で使用するための性能等を持ち、維持保全に関する計画が作成されたものを認定する制度で、平成21年6月4日より施行している。

平成25年度認定件数：662件

(10) 「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づくCASBEE届出

環境性能の高い建築物の整備・普及を図るため、その建築物の建築主・所有者が計画書等を所管行政庁に提出する条例（平成22年10月施行）である。

平成25年度届出件数：54件

(11) 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物の認定

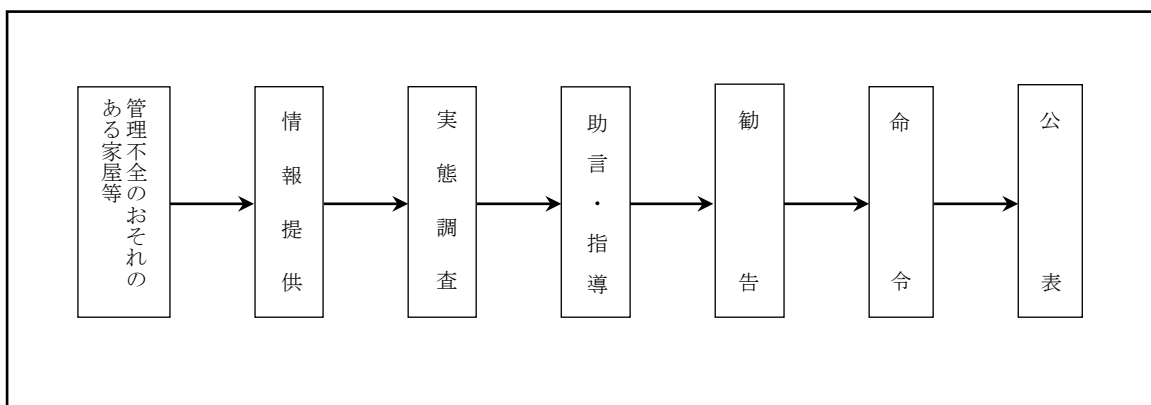
二酸化炭素の排出量を削減していくため、低炭素化が図られた建築物の計画の認定を行う制度で、平成24年12月4日より施行している。

平成25年度認定件数：6件

(12) 「熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例」の制定

家屋等が放置され管理されなくなることを未然に防止するとともに、長期間放置された老朽家屋等に対して適正な管理の実施を求めることにより、市民の良好な生活環境の確保と、安全で安心なまちづくりの推進に寄与するため、平成26年4月1日より条例を施行した。

条例運用の流れ



4 公 園 緑 地（公園課）

清れつな地下水や豊かな緑など本市の恵まれた自然環境は、都市に潤いを与えるとともに、市民生活の良好な環境の形成に大きな役割を果たしている。この豊かな自然を、後世に偉大な資産として継承することは、私たちの“つとめ”であり、本市では熊本城、立田山などの拠点緑地や、水前寺江津湖、白川、坪井川などの親水空間を都市づくりの中核として良好な都市景観の維持・形成に配慮しつつ、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間とするために公園としての整備を進め、また、都市部などの市街地では、まちの活性化の拠点として、周辺市街地では日常的な余暇活動の拠点として公園の整備を推進している。

平成25年度末での本市の都市公園等の整備状況は、946カ所679.83haである。このほか、民有地等を借地した76カ所、6.59haの「まちの広場等」を供用している。

今後の公園施策については、適正な維持管理に力を入れることで、整備された公園の有効活用を促進し、新規整備においては市民一人当たりの公園面積の公平性を図るなど、今までの量的な取り組みを緩やかに継続させながら質の向上を図り、利用される地域住民とともに公園を豊かに育んでいくことが重要と考え、施策方針として次の3つを掲げた。

1 適正な維持・管理の推進

公園を地域の共有財産と位置づけ、公園愛護会等のボランティア団体や地域住民、学校、企業等と行政との協働により大切に維持・管理する。

2 時代のニーズに対応した利用したい公園への再生

高齢者や障がいのある人への対応、健康増進、子育て支援や多世代交流、子どもたちの成長支援の機能等を付加することで、時代のニーズに対応した誰もが使いやすく利用したい公園への再生に取り組む。

3 重点的な公園づくり

住区基幹公園(住民にもっとも身近な街区公園・近隣公園・地区公園)の一人当たり面積が著しく低い校区については、財政計画と整合を図りながら、市民参画による新たな公園づくりを重点的に進める。

都市公園等の整備状況

(平26.4.1現在)

種別	都市計画決定					②都市計画決定して いないが供用してい るもの		供用しているもの (①+②)			備考
	計画決定		①供用					箇所数	面積 (㎡)	箇所数	
	箇所数	面積 (h a)	箇所数	面積 (㎡)	供用率 (%)						
街 区 公 園	175	41.57	175	423,796	102	650	510,359	825	934,155	1.27	
近 隣 公 園	29	49.10	27	394,425	80	2	31,860	29	426,285	0.58	
地 区 公 園	8	39.50	6	270,289	68	—	—	6	270,289	0.37	
総 合 公 園	3	82.20	3	795,222	97	2	229,664	5	1,024,886	1.39	
運 動 公 園	3	123.50	2	1,120,219	91	1	33,008	3	1,153,227	1.56	※1
特殊公園(風致)	3	15.50	3	171,612	111	3	81,845	6	253,457	0.34	※2
特殊公園(歴史)	6	9.00	6	75,826	84	10	227,680	16	303,506	0.41	
広 域 公 園	1	126.90	1	1,254,368	99	—	—	1	1,254,368	1.70	※3
緑 地	14	214.84	14	563,537	26	38	262,708	52	826,245	1.12	
墓 園	3	36.30	3	351,906	49	—	—	3	351,906	0.48	
都市公園合計	245	738.41	240	5,421,200	71	706	1,377,124	946	6,798,324	9.21	
ま ち の 広 場	—	—	—	—	—	76	65,994	76	65,994	0.09	
そ の 他	—	—	—	—	—	6	13,579	6	13,579	0.02	
合 計	245	738.41	240	5,421,200	71	788	1,456,697	1,028	6,877,897	9.31	

(※1) 熊本県立総合運動公園含む

(※2) 本妙寺山緑地含む

(※3) 総合体育館湖面含む

(注1) 人口(推計人口)は、平成26年4月1日現在の人口738,371人。

(注2) 都市計画決定された供用面積には、都市計画決定されていない供用面積を一部含む。

市民一人当たり都市公園等面積の推移

年度 区分 種別	21			22			23			24			25		
	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)
利用中の 街区公園	762	90.61	1.24	773	91.42	1.25	788	92.07	1.25	810	92.38	1.25	825	93.41	1.27
利用中の 全公園	883	642.84	8.83	893	646.36	8.82	908	654.66	8.91	931	661.24	8.97	946	679.83	9.21

5 都 市 整 備（都心活性推進課・植木中央土地区画整理事業所）

（１）中心市街地の活性化

本市の顔である中心市街地のにぎわいづくりのため、旧熊本市において、平成１９年３月に「熊本市中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年５月に内閣総理大臣の認定を受けた。また、平成２２年３月の市町村合併で「新熊本市」となった旧植木町においても、平成２１年９月に「植木町中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年１２月に内閣総理大臣の認定を受けており、この合併を契機として、２つの計画区域を「熊本地区」、「植木地区」として認定基本計画の変更を行った。

熊本地区の計画では、熊本城、通町筋・桜町周辺から、新町・古町、熊本駅周辺までの約４１５haの区域を中心市街地と位置づけ、平成２３年度までに５２の事業を推進した。平成２４年度からは新たに策定した２期計画（計画期間は平成２８年度までの５年）に基づき、１期計画からの継続事業や民間事業を含めた、実効性のある６５の事業を推進することとしている。（※別紙参照）

植木地区の計画では、植木中央土地区画整理事業施行中の国道３号沿いに形成された中心商業地と公共公益施設等が集積している区域の５８．１haを中心市街地と位置づけ、平成２６年度までに民間事業を含めた実効性のある２０あまりの事業を推進することとしている。

これらの計画をもとに、本市の歴史・文化、既存の都市機能を最大限に活かしながら、官民一体となって新たな魅力と活力の創造に取り組んでいく。

（２）市街地再開発

本市の既成市街地においては、これまでの都市化の進行の一方で、交通問題・用途混在・建築物の老朽化などの都市的環境悪化や機能更新の必要性などが顕在化してきている。

市街地再開発事業等では、道路・公園等の都市基盤と建築物との総合的な整備により、都市問題の改善を目指す。

ア 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理化かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業である。

本市においては、組合施行により、平成４年度に熊本駅北地区、平成１３年度に手取本町地区、上通Ａ地区を施行しており、市施行の事業では、熊本駅前東Ａ地区が施行され、平成２４年度に完成した。

市街地再開発事業の実施地区（４地区）※事業完了地区のみ

地 区	熊本駅北地区 (事業完了)	手取本町地区 (事業完了)	上通A地区 (事業完了)	熊本駅東A地区 (事業完了)
施行者	組 合	組 合	組 合	市
事業年度	昭 61～平 4	平 8～13	平 9～13	平 17～24
地区面積 (ha)	約 0.5	約 1.0	約 1.1	約 1.4
敷地面積 (㎡)	約 2,400	約 5,700	約 9,000	約 7,300
建築面積 (㎡)	約 1,900	約 4,400	約 6,800	約 5,010
延床面積 (㎡)	約 15,800	約 48,100	約 57,100	約 52,400
建物の 規模構造	SRC+RC 造 地上 11 階 地下 2 階	SRC+RC+S 造 地上 10 階 地下 3 階	SRC+RC+S 造 地上 14 階 地下 2 階	RC+S 造 地上 35 階 地下 1 階
用 途	ホテル	商業・公益・医療・ 業務施設等	商業・ホテル・業務・ 美術館・財団施設・ カルチャー等	商業・業務・住宅・公益
事業の経過	昭 61.4 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 昭 61.9 組合設立（施行認可）公告 平 2.9 施設建築物工事起工式 平 3.3 権利変換計画認可 平 4.8 施設建築物工事竣工 平 5.3 組合解散認可	平 8.8 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 平 9.3 組合設立（施行認可）公告 平 11.8 権利変換計画認可 平 11.12 施設建築物工事起工式 平 14.3 施設建築物工事竣工 平 14.12 組合解散認可	平 10.9 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 平 11.1 組合設立（施行認可）公告 平 11.9 権利変換計画認可 平 12.1 施設建築物工事起工式 平 14.3 施設建築物工事竣工 平 14.11 組合解散認可	平 17.10 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 平 18.2 事業認可公告 平 20.5 都市計画決定変更 平 20.9 管理処分計画認可 平 21.4 施設建築物工事着工 平 24.2 工事の完了の公告 平 24.3 再開発事業の清算

イ 優良建築物等整備事業

優良建築物等整備事業は、市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給等図るため、優良な建築物及び建築敷地の整備を行う事業である。

タイプ別に市街地の再開発を目的とする「優良再開発型」、市街地住宅の供給を目的とする「市街地住宅供給型」、既存建築物ストックを、現在の居住ニーズにあわせ再生することを目的とする「既存ストック再生型」がある。さらに、「優良再開発型」は、共同化タイプ、市街地環境形成タイプおよびマンション建替タイプの３つのタイプに分けられる。

優良建築物等整備事業の実施地区 ※事業完了地区のみ

地 区	施行者	事業年度	地区面積 (ha)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	用 途	タイプ
下通地区 (事業完了)	民 間	平4～5	0.12	902	630	5,467	商業施設・銀行	優良再開発型
新町地区 (事業完了)	〃	平10～11	0.06	579	333	2,337	共同住宅（25戸）	優良再開発型
植木一丁目 (事業完了)	〃	平24～25	0.05	465	226	1,076	共同住宅（15戸）	市街地 住宅供給型

(3) 土地区画整理事業

ア 現状

本市の土地区画整理事業は、戦前では昭和6年に組合施行による国府第一土地区画整理事業、翌7年に水前寺土地区画整理事業、大江東部土地区画整理事業を施行し、戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理事業の着工を見た。また、市施行の事業では、東部地区の東部第一土地区画整理事業、西部地区の西部第一土地区画整理事業が完成した。そのほか市内各所で、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ55地区（1,660.1ha）において、計画的な市街地が造成されている。

現在市内で施行中の土地区画整理事業

(平26.4.1現在)

地区名	施行者	法分類 (条項)	施行面積 (ha)	認可年月日	減歩率 (%)	公共減歩率 (%)	施行年度	総事業費 (千円)
田井島南	組合	3～2	18.9	21.8.4	46.9	24.3	21～28	2,543,200
熊本駅西	市	3～4	18.1	13.12.10	36.1 (19.8)	36.1 (19.8)	13～28	24,810,000
城南町中央	組合	3～2	29.7	10.10.8	34.6	24.0	10～26	4,788,326
植木中央	市	3～4	17.5	12.2.21	19.6 (13.0)	19.6 (13.0)	11～30	14,747,000

完了地区名（51地区）

国府第一、水前寺（組合）、大江東部、花岡山、戦災復興、健軍第二、秋津第一、国府第二、城東、東部第一、江津第一、秋津第二、清水、江津湖団地、長溝団地、万石団地、榎団地、託麻団地、楠団地、富ヶ丘、国府第三、津ノ浦団地、武蔵ヶ丘団地、烏ヶ江、戸島南台、出水第二、出水第一、杉島鳥場、佐土原第一、城山上代、八王寺、田井島、水前寺、八分字、南部第一、戸坂、八幡、御幸笛田、清水亀井、城山大塘、前川原、大石崎、田迎東、八分字中道、西部第一、山ノ神二丁目、出仲間、出仲間九丁目、画図、陳内

※熊本駅西、植木の減歩率、公共減歩率の二段書きは、上段：減価買取前、下段：減価買取後

イ 今後の予定施行地区

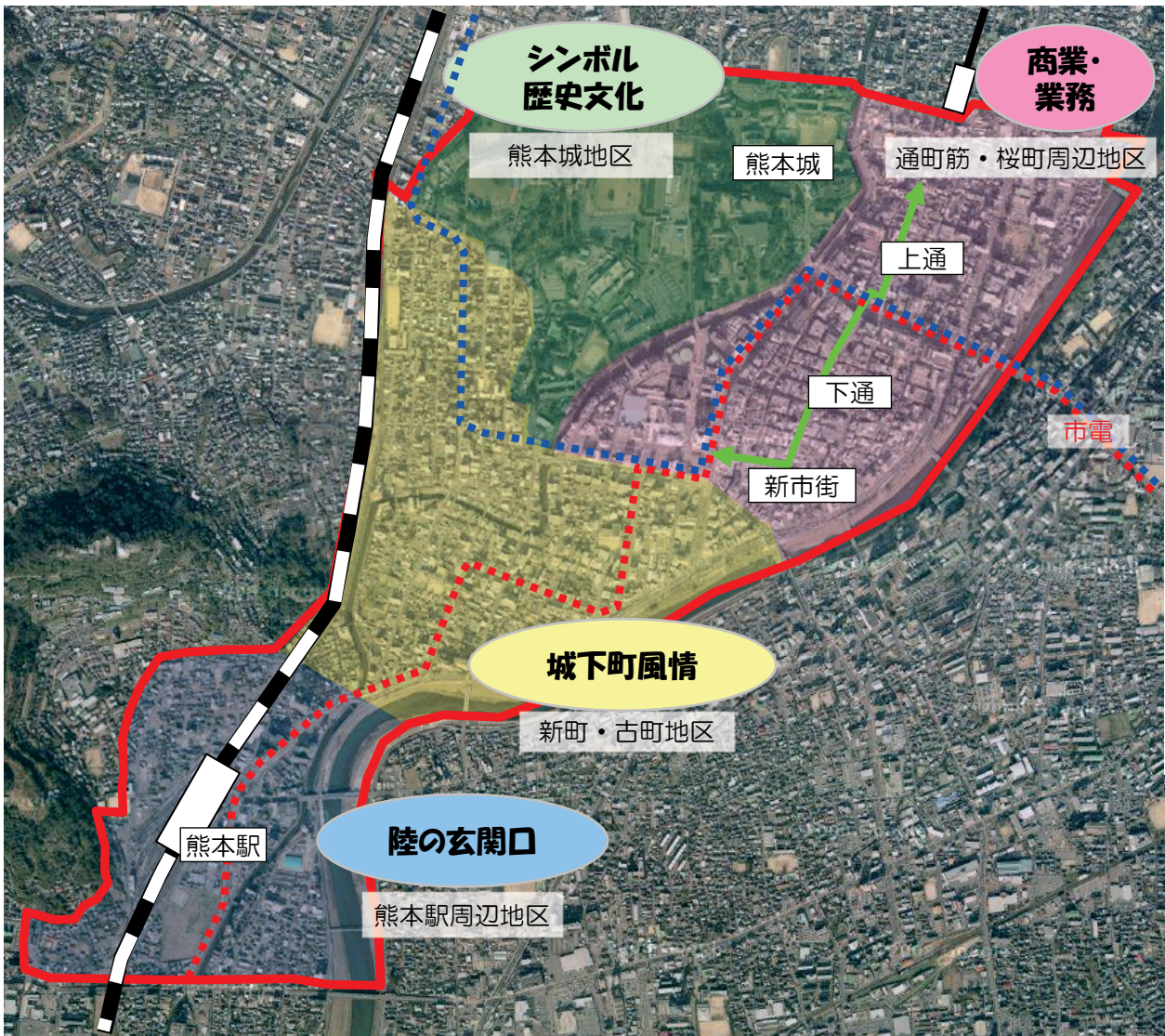
良好な住宅環境を形成するため、施行中、施行予定の土地区画整理事業を適正に誘導・促進する。

なお、現在市域内では、4地区（84.2ha）で土地区画整理事業が実施されており、その他1地区では、事業実施に向け構想がなされている。

2期熊本市中心市街地活性化基本計画(熊本地区)の計画区域と掲載事業

1 計画区域

1期計画と同じ。区域面積は約415ヘクタール。



2 掲載事業

- 計65事業
うち事業主体

市32事業、県3事業、国2事業の37事業
民間12事業
行政及び民間16事業
- 2期から掲載の事業は39事業（右表備考欄の○印+◎印）
うち2期計画期間から新たに取り組む事業は20事業（右表備考欄の◎印）

番号	事業名	備考	番号	事業名	備考
1-1	熊本駅周辺まちづくり推進経費		32	ブランド化推進協力店事業	◎
1-2	熊本駅周辺まちづくり推進事業		33	九州食品見本市(仮称)	◎
2-1	熊本駅西土地区画整理事業		34	農産物フェア開催事業	◎
2-2	熊本駅西土地区画整理事業(道路整備)		35	「夢未来みかん」祭り	○
2-3	地域創造支援事業(コミュニティセンター整備)		36	安全安心まちづくり推進事業	
3-1	花畑地区広場整備事業	◎	37	産業支援サービス業等立地促進事業	
3-2	暮らし・にぎわい再生事業(花畑地区)		38	企業立地促進事業	
4-1	市街地再開発等事業(桜町地区)		39	自転車駐車場整備等補助事業	○
4-2	市街地再開発等事業(桜町地区)(商業等基盤整備)		40	市内中心部放置自転車対策事業	○
5	桜町・花畑周辺地区まちづくり推進事業	○	41	違法駐車防止等啓発事業	○
6	JR鹿児島本線外1線連続立体交差事業		42	街なか花絵巻賑わい事業	◎
7	熊本駅周辺 街路事業		43	地下水都市熊本空間創出事業	
8	(仮称)銀座通り歩行空間整備事業		44	屋上等緑化助成事業	
9	白川緊急対策特定区間整備事業		45	市電軌道敷緑化事業	
10	新熊本合同庁舎の整備		46	城下町の風情を感じられる町並みづくり事業	○
11	熊本駅周辺都市機能誘導等推進事業		47	景観条例関連経費(景観重要・形成建造物)	
12	暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅周辺地区)		48	熊本城第Ⅱ期復元整備事業	○
13	暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅前東A地区)		49	熊本城石垣保存修理事業	
14	地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	◎	50	超低床電車導入事業	○
15	MICE(マイス)施設整備事業	◎	51	電停改良事業	○
16	博物館展示整備事業	○	52	熊本市自転車利用環境整備事業	◎
17	ジェーンズ邸の移築復元事業	○	53	くまもと安心移動ナビプロジェクト推進事業	
18	記念館改善計画事業	○	54	市電乗車券等の利便性・付加価値向上対策事業	
19	(仮称)新町地区総合福祉施設整備事業		55	市電ロケーションシステム導入事業	◎
20	熊本市民健康フェスティバル	○	56	市電車両リフレッシュ事業	◎
21	あんしん住み替え相談窓口事業	○	57	合同庁舎跡地利用事業	◎
22	マンション管理適正化事業	○	58	アジアンホリデー	○
23	住宅・建築物耐震改修事業	○	59	蕨山広域市との交流推進事業	
24	安全・安心で美しい熊本づくり事業		60	「わくわく企画」マンガ・アニメを生かしたまちづくり	○
25	中心市街地活性化ソフト事業		61	熊本城マラソン事業	○
26	(仮称)上通3・4・5丁目アーケードECO改修事業	◎	62	近代(明治)くまもと講座・現地見学・出版事業	◎
27	(仮称)下通新天街アーケード照明LED化及び路面改修事業	◎	63	花畑公園再整備事業	◎
28	(仮称)新市街路面改修事業	◎	64	優良建築物等整備事業(下通A地区)	◎
29	中心市街地空き店舗等総合活用事業	◎	65	銀杏通り路面改修事業	◎
30	中心市街地活性化推進事業(中心商店街等が連携したイベント等)				
31	(仮称)中心市街地公衆無線LAN整備事業	◎			

6 熊本駅周辺地域整備（熊本駅周辺整備事務所）

県市は、平成17年に「熊本駅周辺地域整備基本計画」を策定するとともに、計画の具体化と着実な推進に向け「JR鹿児島本線等鉄道高架化及び熊本駅周辺地域等の整備に関する協定」を締結した。

この協定では、「平成23年春の新幹線開業時までに完成を目指す事業」と「鉄道高架化事業完了及び東口駅前広場完了時までに完成を目指す事業」を区分し、事業を進めてきた。

さらに、「熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会」を開催し、地元や経済界、公募市民等の意見を伺いながら事業を進めている。また、平成19年には、より魅力的な都市空間（街並み）の形成に向けて、県と市で「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」を策定し、その中で、調和の取れたデザインの観点とユニバーサルデザインの視点による都市空間デザインの望ましい将来像を示し、熊本の陸の玄関口にふさわしい街並みの形成に取り組んでいる。

熊本駅周辺地域では、新幹線開業により広域交通拠点としての拠点性の向上が図られたが、引き続きこの拠点性を生かし、連続立体交差事業や区画整理事業、道路網の整備など、都市基盤の整備を進めており、行政・商業・業務施設の集積する情報・文化の交流拠点の形成を目指している。

（1）熊本駅周辺の都市計画道路網整備

整備路線：7路線

熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線（旧熊本駅新外線）、春日池上線、田崎春日線、熊本駅西口線、熊本駅南線

（2）まちなみの形成

熊本駅周辺地域都市空間デザインガイドによる公共整備と民間誘導を行うとともに、特に、熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線の都市計画道路周辺を「まちなみ形成ゾーン」、また、駅直近の22ha（北、東A、東B、南A、二本木Aの各地区）を「市街地整備ゾーン」と位置付け、地元の合意形成を図りつつ市街地整備方針を策定し、都市計画的手法等により良好なまちなみの形成を誘導する。

（3）東西駅前広場の整備

ア 駅前広場面積

東口 18,000㎡（駅前広場 14,200㎡、交通広場 3,800㎡）

西口 5,700㎡

イ 東西駅前広場の機能分担

東口：中心部及び市域対応を中心とした交通機能の集約強化

誰もがわかりやすい、乗換え利便性の高い交通結節点の形成

西口：西側開発、アクセス需要増に応じた交通機能等

団体バス等、不定期バスの発着機能

（4）九州新幹線建設事業（鉄道・運輸機構事業）

九州新幹線鹿児島ルートは、平成13年4月博多～新八代間のフル規格による工事実施計画が追加認可され、平成23年3月12日に全線開業した。

- ・総事業費：約8,920億円（博多～新八代）
- ・事業期間：平成10年～平成23年
- ・熊本市域区間：約23km

(5) 鹿児島本線等連続立体交差事業（熊本県事業、平成13年3月都市計画決定）

鹿児島本線等の連続立体交差事業については、鹿児島本線の白川操作場付近から北島踏切までの約6km区間と豊肥本線熊本駅から坪井川右岸の約1km区間が事業認可され、平成30年度の工事完成を目指して事業が進められている。

- ・事業区間 : JR鹿児島本線 約6km、豊肥本線 約1km
- ・総事業費 : 約606億円
- ・事業期間 : 平成13年度～平成30年度
- ・事業実施状況 : 全区間において高架橋建設工事の進捗を図るとともに、熊本駅及び上熊本駅舎の建築工事に着手。

(6) 熊本駅西土地区画整理事業（熊本市事業、平成13年3月都市計画決定）

熊本駅西地区の安全で快適な街なみの形成を図るため、平成13年度から区画整理事業に着手している。現在、ブロック毎に建物移転、道路築造、宅地造成等を行い、事業の早期完了を目指している。新幹線口となる西口駅前広場やアクセス道路については、新幹線開業時に整備を完了し供用している。

- ・地区面積 : 18.1ha
- ・総事業費 : 約280億円（関連事業費を含む）
- ・事業期間 : 平成13年度～平成32年度
- ・事業実施状況及び予定
 - 平成13年度～平成15年度 公共用地先行取得
 - 平成15年度～平成16年度 換地設計
 - 平成17年度～平成32年度 地区内をブロック毎に分割し、建物等移転・道路築造（西口駅前広場等を含む）・宅地造成等を順次実施

(7) 熊本駅前東A地区市街地再開発事業（熊本市事業、平成24年度事業完了）

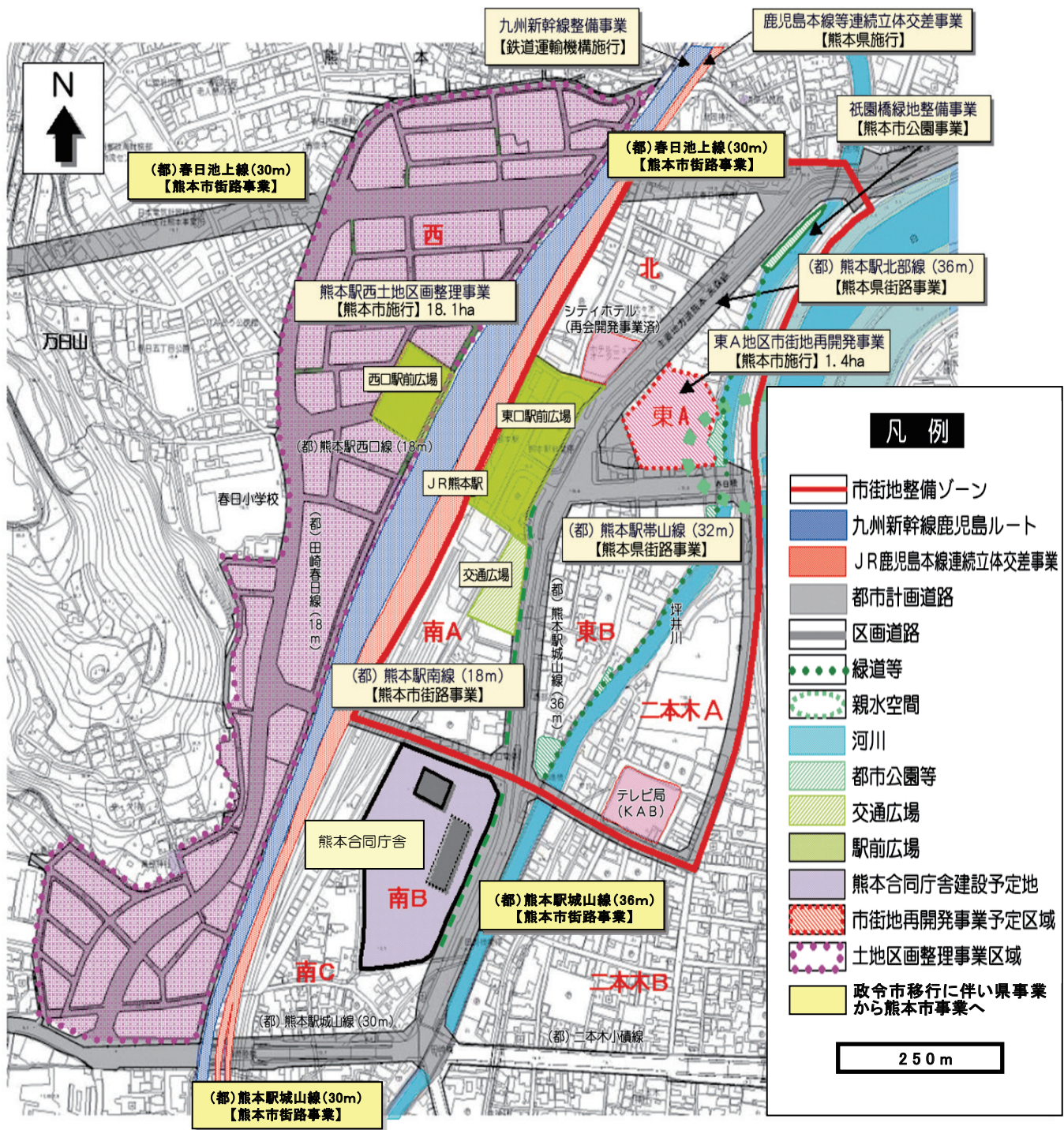
東A地区は、熊本駅東口正面に位置するという立地性から、熊本の陸の玄関にふさわしい都市景観の形成及び都市機能の充実を図るため、市施行により市街地再開発事業を実施した。この事業により、九州・熊本の情報発信拠点となる公共施設（情報交流施設）を整備するとともに、民間事業者の参画により賑わいの創出が図られた。

- ・地区面積 : 約1.4ha
- ・事業期間 : 平成17年度～平成24年度
- ・施設規模 : 延床面積 約51,900㎡
- ・総事業費 : 約211億円
- ・事業実施状況及び予定
 - 平成17年度 都市計画決定、事業認可
 - 平成18年度 用地取得（平成21年度まで）、事業提案競技による建設業務代行者の選定
 - 平成19年度 建築設計
 - 平成20年度 建築工事着工
 - 平成23年度 再開発ビルの完成
 - 平成24年度 清算

(8) 新熊本合同庁舎の整備（国土交通省九州地方整備局事業）

- ・施設規模 : A棟 約26,500㎡ B棟 約24,000㎡（PFI導入）
- ・事業実施状況及び予定
 - 平成19年度 A棟 工事着工
 - 平成22年度 A棟 工事竣工
 - 平成20年度 B棟 事業契約
 - 平成26年度 B棟 工事竣工

熊本駅周辺地域整備基本計画の概要図



整備スケジュール

項目	項目区分	実施主体	実施内容等	実施スケジュール																
				16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
九州新幹線		鉄道・運輸機構	・博多～新八代 122km 熊本市域 約23km																	
都市基盤	鉄道高架化	熊本県	・JR鹿児島本線 約6km ・豊肥本線約1km																	
	東口駅前広場	熊本県 ※熊本市	・現在の面積9,600㎡を14,200㎡に拡張 ・南A交通広場(3,800㎡)																	
	春日池上線	熊本県 ※熊本市	・区画整理区域外区間 ・幅員 30m																	
	熊本駅帯山線	熊本県	・幅員32m																	
	熊本駅城山線	熊本県 ※熊本市	・駅～田崎橋 幅員36m ・市電のサイドリザーベーション化 ・田崎橋交差点～田崎春日線交差点 幅員30m																	
	熊本駅南線	熊本市	・幅員18m																	
東A地区	東A地区市街地再開発	熊本市	・地区面積:1.4ha ・延床面積:約51,900㎡																	
	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
東B地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
南A地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
南B地区	合同庁舎移転	国	・敷地面積:約2.5ha ・総床面積:50,500㎡(A、Bの2棟計画) ・計14官署入居予定 ・人や環境にやさしい施設、魅力的な公共空間を創出																	
二本木A地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
	新しい街路整備	熊本市	・街区道路の整備																	
北地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
駅西地区	土地区画整理	熊本市	・事業地区面積約18.1ha ・コミュニティ住宅、コミュニティセンター整備																	
	西口駅前広場	熊本市	・面積5,700㎡																	
	春日池上線	熊本市	・幅員30m																	

※ 政令市移行に伴い実施主体が熊本県から熊本市へ

7 河 川（河川課 河川計画班）

本市では、中心市街地を流れる白川・坪井川をはじめ、緑川・加勢川など国や県が管理し整備が進められている大きな河川があります。市は降雨時の増水による氾濫を防ぐため、それらの川に流れ込む中小の河川や排水路の整備を進めている。

（１）広域河川改修事業

市街地の拡大とともに浸水被害が多発していた健軍川・藻器堀川・万石川・兎谷川・麴川・鶯川など被災頻度の高い流域を持つ県管理河川を昭和47年より「都市基盤河川改修事業」として本市で改修事業を進めてきたが、平成24年度の権限移譲に伴って「広域河川改修事業」として整備を進めている。そのなかで、万石川・兎谷川については、既に事業を完了している状況である。また、この6河川と「保田窪放水路」「加勢川の一部（江津湖を含む）」については平成24年度、県より権限移譲により引継ぎを行っている。

（２）流域貯留浸透事業

都市化による雨水流出量の増加・近年の集中豪雨に対処すべく、本市が管理する河川において、学校・公園などの公共施設等に雨水貯留・浸透施設を設け、河道への負担を軽減し、流域の治水安全度向上を図るものであり、平成22年度から健軍川流域で事業を実施している。

（３）準用河川改修事業

市が管理する準用河川の天明新川・谷尾崎川は、「準用河川改修事業」により、河道改修や排水機場建設などの事業を実施した。現在、旧天明新川について、平成24年度から事業に着手している。

（４）浸水解消対策事業

河川の水位上昇等により自然排水ができない地域や浸水被害が発生している地域については、「浸水解消対策事業」として、排水機場や排水路等の整備を行い、浸水被害の軽減を図っている。

（５）雨水流出抑制対策

市街地及びその周辺部では、急速な都市化に伴い、雨水流出量が増加する「都市型水害」が局地的に発生している状況である。

このため、雨水貯留施設や調整池などの施設整備と適切な維持管理を行うとともに、道路側溝や河川への急激な雨水流入の軽減と地下水のかん養に有効な雨水浸透柵の設置について費用を助成する「雨水浸透柵設置助成制度」を設け、同制度を活用した設置普及を促進している。

また、宅地等の開発においても、区域内の雨水流出を抑制する調整池の設置や浸透マンホール・透水性舗装などの施設について設置指導を行っている。

このように本市の治水対策は、国・県と連携を図りながら、河川氾濫防止と自然環境や地域づくり等に配慮した河川改修事業と合わせ、内水対策や雨水流出抑制等の施策を実施し、総合的な治水対策を進めている。

雨水浸透柵設置状況

（平26.3.31現在）

21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	個 数	件 数	個 数	件 数	個 数
298	658	275	630	340	743	225	483	181	373

市域の主要河川状況

水 系	河川名	級 別	流域面積 (k m ²)	計画高水 流量(m ³ /s)	河川延長 (km)	改 修 着手年	摘 要
白 川	白 川	1 級	480	3,000	63.2	昭31	国土交通省管理（直轄区間17.3km）
緑 川	緑 川	1 級	1,100	4,200	71.3	〃 37	国土交通省管理（直轄区間30.8km）
	加 勢 川	1 級	253.8	1,100	13.3	〃 37	国土交通省管理（直轄区間13.1km）
					7.6	〃	市管理
	無 田 川	1 級	1.0	19	2.3	—	県管理
	木 部 川	1 級	20.4	48.2	4.9	平4	〃
	天明新川	1 級	6.5	120	11.6	昭54	〃
		準用	3.1	40	1.3	平元	市管理
	高 良 川	1 級	1.9	—	1.5	—	県管理
	内 田 川	1 級	6.5	50	4.2	昭50	〃
	矢 形 川	1 級	37.9	340	13.7	〃 48	〃
	木 山 川	1 級	100	660	16.5	〃 62	〃
	秋 津 川	1 級	32.2	240	6.2	〃 44	〃
	鶯 川	1 級	2.8	32	1.3	平8	市管理（広域河川改修事業）
	健 軍 川	1 級	14.6	190	6.8	昭47	〃 〃
	藻器堀川 （本川）	1 級	2.8	55	3.8	〃 63	〃 〃
	保 田 窪 放 水 路	1 級	5.3	95	6.0	〃 47	〃 〃
	浜 戸 川	1 級	93.1	520	27.3	〃 35	国土交通省管理（直轄区間 5.3km）
	潤 川	1 級	18.4	140	5.7	〃 60	県管理
	安 永 川	1 級	—	—	1.1	—	〃
		準用	—	—	1.0	—	市管理
	五 双 川	準用	—	—	0.8	—	〃
	仁 子 川	1 級	—	—	1.9	—	県管理
		準用	—	—	4.6	—	市管理
	谷 郷 川	1 級	—	—	2.0	—	県管理
	錦 郷 川	1 級	—	—	5.8	—	〃
	滑 川	1 級	—	—	2.2	—	〃
		準用	—	—	3.8	—	市管理
	旧天明 新 川	準用	10.09	20	7.5	平 24	〃 （準用河川改修事業）
	西 迫 川	準用	—	—	0.8	—	〃
	赤 迫 川	準用	—	—	0.6	—	〃
	柿 田 川	準用	—	—	1.2	—	〃
	東 迫 川	準用	—	—	0.8	—	〃
	逆 瀬 川	準用	—	—	1.2	—	〃
	御 領 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	島 田 川	準用	—	—	3.5	—	〃

水 系	河川名	級 別	流域面積 (k m ²)	計画高水 流量(m ³ /s)	河川延 長(km)	改 修 着手年	摘 要
菊池川	合 志 川	1 級	123	675	22.0	昭28	国土交通省管理（直轄区間10.1km）
	木 葉 川	1 級	50	200	12.1	〃 21	県管理
	神の木川	1 級	23	32.6	2.0	〃 52	〃
	千 田 川	1 級	4	50.4	7.4	〃 49	〃
		準用	—	—	1.3	—	市管理
	宮 原 川	1 級	3.2	40	5.2	昭47	県管理
	豊 田 川	1 級	14.4	9.4	7.1	〃 37	〃
	夏 目 川	1 級	4.5	62.8	2.0	〃 60	〃
	小 野 川	1 級	4	48	3.2	〃 48	〃
		準用	—	—	1.5	—	市管理
	中 谷 川	1 級	—	—	2.2	—	県管理
		準用	—	—	1.1	—	市管理
	上 生 川	1 級	20	80	4.5	昭37	県管理
	菖 蒲 川	準用	—	—	0.7	—	市管理
	小 畑 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	大 平 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	馬 瀬 川	準用	—	—	0.6	—	〃
	下岩野	準用	—	—	1.8	—	〃
	大 井 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	白 水 川	準用	—	—	1.5	—	〃
	服 部 川	準用	—	—	0.5	—	〃
	野 間 川	準用	—	—	0.3	—	〃
	長 谷 川	準用	—	—	0.3	—	〃
	小 園 川	準用	—	—	1.2	—	〃
	北 井 川	準用	—	—	1.5	—	〃
坪井川	坪 井 川	2 級	84.6	560	23.2	〃 33	県管理
	井 芹 川	2 級	57.1	360	14.6	〃 39	〃
	堀 川	2 級	42.7	120	10.8	〃 53	〃
	西 浦 川	2 級	5.0	—	2.1	—	〃
	西 谷 川	2 級	13.2	—	3.6	—	〃
	立福寺	2 級	5.3	—	1.7	—	〃
	万 石 川	2 級	3.6	75	1.2	昭 48	市管理
	兎 谷 川	2 級	1.7	35	0.8	〃 48	〃
	麴 川	2 級	3.1	59	1.7	〃 51	〃（広域河川改修事業）
	谷尾崎	準用	2.3	40	1.3	〃 53	〃
	前 川	準用	—	—	0.8	—	〃
	鑑 田 川	準用	—	—	1.8	—	〃
唐人川	唐 人 川	2 級	—	—	3.0	—	県管理
単 独	河 内 川	2 級	20	—	6.6	—	〃
	千間江	2 級	2.2	15	4.7	昭 40	〃
	除 川	2 級	6.0	40	3.3	〃 42	〃

※ 記載数値は、河川整備計画(工事実施計画)を記載。未策定河川は、河川(準用)現況調書延長を適用。

8 公共用地取得事業

(1) 用地取得

熊本市は、住民の福祉の増進や住みよいまちづくりの推進のために様々な公共事業を行っており、そのために必要な用地の取得を行っている。

公共用地の取得にあたっては、土地（用地）だけでなく、建物等の物件の移転等も必要となる。市民の財産を公共の用に供するためには、憲法29条3項で定められた「正当な補償」が義務付けられており、適正な補償により用地を取得しなければならない。

よって、熊本市は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）に基づき、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」を定め、公平かつ適正な補償を行っている。加えて、適正な用地事務の執行を図るため、熊本市用地事務取扱要綱等用地取得マニュアルも定めており、公共用地取得の公正、透明性をより一層高めることに努めている。

また、土地収用法の適用に関する方針を定め、都市基盤施設整備の前提となる公共用地の取得を円滑に推進するため、土地収用制度を適切に活用し、公共事業の事業推進を図っている。

(2) 補償金算定

補償金の算定については、次のとおり行っている。

- ・土地の補償・・・土地価格の算定にあたっては、不動産鑑定士による不動産鑑定評価価格を周辺の土地の取引事例からの比準価格、地価公示地からの比準価格により検証し、適正な価格で補償している。
- ・建物の補償・・・土地と建物の位置関係、事業の計画線と建物の位置関係により、移転工法を認定し適正な補償額を算定して補償している。

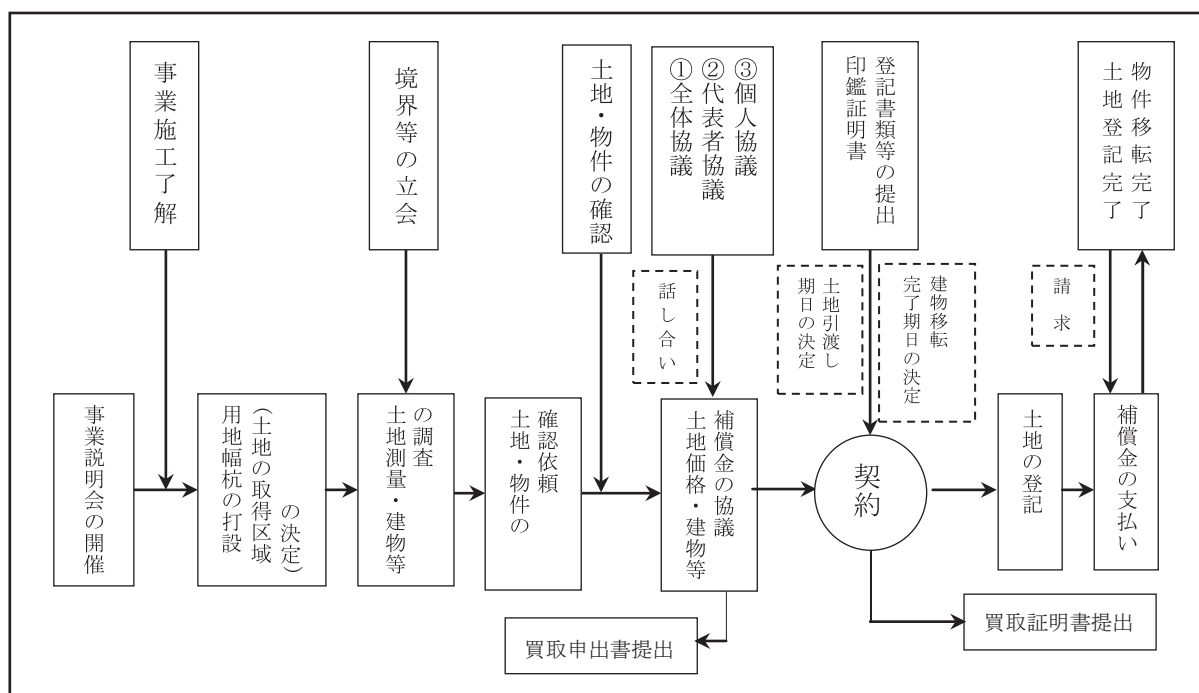
(3) 契 約

本市の用地取得は任意取得を基本として行っており、各権利者への十分な説明と協議により契約している。

なお、公共事業にご協力いただいた場合、租税特別措置法に基づき税法上の優遇措置を受けることができる。

（一部適用されない場合もある。）

(4) 用地補償の流れ



9 住 宅 ・ 建 築 物 等

市 営 住 宅（住宅課）

本市では、今後の住宅政策の基本的な方向を示した「第2次住宅マスタープラン（計画期間：平成18年度～27年度）」を策定し、市営住宅政策においては、これまでの建設中心から、ストック重視・管理重視の政策への転換を図るために、これまでに供給されてきた膨大な既存住宅ストックを有効に活用し、適正な維持管理と計画的な建替、改善等に取り組むとともに、入居管理の適正化を進める等して、住宅に困窮する世帯への的確な対応を図る方針としている。

（１）住宅供給実績

（単位 戸）

区 分 年 度	公 営 住 宅		特定優良賃貸住宅	合 計
	新 規	建 替	借上げ	
平成4～20	1,884	2,098	475	4,457
21		48		48
22		66		66
23		108		108
24		86		86
25		80	▲50	30
合計（4～25）	1,884	2,486	425	4,795

（注）公営住宅は着手ベース、特定優良賃貸住宅は認定ベース

（２）住宅管理状況

ア 目的別内訳

（単位 戸）

種別 年度	一 般	身 障	低家賃	老 人	母 子	高 齢 ・ 障害者等 優 先	改 良	引 揚	特公賃 ・ 特優賃	その他	合 計
昭21～平21	8,901	212	181	538	125	2,062	613		478	163	13,258
22	227					▲12	72				287
23	▲42					▲12					▲54
24	▲35					▲11			▲3		▲49
25	▲34					▲2					▲36
26	236					33			▲50	▲163	56
合 計	9,253	212	171	538	120	2,058	685		425		13,462

（注）管理状況は各年度4月1日現在

イ 構造別内訳

（単位 戸）

木 造	中層耐火	高層耐火	簡耐	準耐	耐火二階	合 計
132	10,612	2,065	335	30	288	13,462

(3) 団地別管理戸数状況

(平26. 4. 1現在)

No	団 地 名	所 在 地	管理開始 年 度	一般	障害	低家賃	老人	高齢・ 障害者 優先	母子	改良	特公賃・ 特優賃	その他	合計	入居者負担額
1	大江	中央区大江4丁目15	S59	14				6					20	21,600～33,500
2	渡鹿	中央区渡鹿4丁目17・7丁目3	H5	43				21					64	22,900～68,000
3	宮内	中央区段山本町3	S31	1									1	1,700～3,300
4	菅原	中央区菅原町2・8	S33～36	66				24					90	14,000～41,300
5	本荘	中央区本荘5丁目15	H22	41				7					48	19,600～62,100
6	川鶴	中央区大江1丁目35	S48							80			80	4,000
7	新町	中央区新町4丁目9	S43			24							24	7,600～14,700
8	本山	中央区本山1丁目1	S51							30			30	5,000～8,000
9	南熊本	中央区南熊本1丁目9	S53	21									21	17,900～35,300
10	本荘東	中央区本荘2丁目6	S53	61									61	18,300～30,900
11	琴平	中央区琴平本町4	S54	66	6	20	5	19	5				121	18,100～27,400
12	九品寺第一	中央区九品寺5丁目10	S55	50									50	19,100～27,200
13	九品寺第二	中央区九品寺5丁目14	S55・S60	90									90	19,100～35,900
14	琴平第二	中央区琴平2丁目3	H1	48				16					64	21,700～34,200
15	古川町シティハウス	中央区古川町25	H6	18									18	24,200～63,300
16	江原	中央区春竹町春竹506	H7	31									31	27,100～53,300
17	橋出	中央区本荘町769	H7	24			5	3					32	25,700～50,500
18	サンライズ国府	中央区国府3丁目27	H9								24		24	63,300
19	世安	中央区世安町52	H10	99	2			8					109	23,600～65,700
20	ベルス出水	中央区出水6丁目28	H11								57		57	64,400
21	塩屋一番館	中央区新町2丁目11	H12								25		25	63,900～69,100
22	エスポワールしらかわ	中央区呉服町2丁目5	H12								27		27	66,900
23	エコウイング21	中央区紺屋町1丁目17	H13								24		24	61,000～63,000
24	黒髪	中央区黒髪4丁目6・14	H12	35	1								36	21,400～54,500
25	字留毛	中央区黒髪6丁目17	S45～46							80			80	2,200
26	帯山	中央区帯山1丁目37	S60	44				12					56	20,300～34,900
27	出水	中央区水前寺公園16	H7～8	87			70	6					163	22,900～62,300
28	萩原	中央区萩原町9	S56～57	50									50	19,300～35,500
29	サンビレッジ平成	中央区平成2丁目16・18・19	H7								50		50	62,300～64,200
30	万石	北区清水万石4丁目7	H8	44	2		4	10					60	26,800～55,400
31	亀井	北区清水亀井町33・37	H9	36	1			17					54	23,600～58,500
32	堂の前	北区龍田6丁目4	H19	36				18					54	18,100～60,400
33	高平	北区高平2丁目8	S39～41	150				24					174	8,600～14,000
34	新地	北区清水新地 5丁目・7丁目	S47～H5	824	37	24	70	169	4				1,128	10,600～62,800
35	楠	北区楠1～5 丁目	S45～H25	921	25	22	148	225	19				1,360	9,100～65,000
36	武蔵ヶ丘	北区武蔵ヶ丘3丁目17	S49～50	64				16					80	12,800～20,600
37	大窪	北区大窪5丁目5	S56	120				30					150	18,600～34,700
38	上ノ窪	北区武蔵ヶ丘7丁目2・5	S58	81	10		6	13	9				119	20,100～39,600
39	楠第二	北区楠7丁目1	S63～H1	120				30					150	21,400～36,700
40	四方寄	北区四方寄1056	S45～47	51									51	5,000～8,300
41	鹿子木	北区鹿子木町132	H8	94			8	30					132	22,500～59,100
42	ヴェルドミール清水	北区清水新地4丁目3	H10								34		34	58,100～59,100
43	弓削第二	北区龍田町弓削715	H10	45	2			6					53	24,100～63,800
44	下硯川	北区下硯川1671	H10	45	2			6					53	24,000～63,600
45	万石南	北区清水万石1丁目1・4	H10	46	1		3	19					69	23,400～60,600

No	団 地 名	所 在 地	管理開始 年度	一般	障害	低家賃	老人	高齢・ 障害者 優先	母子	改良	特公賃・ 特優賃	その他	合計	入居者負担額
46	コーボムサシ	北区龍田町弓削720	H14								30		30	50,000
47	田底	北区植木町田底480番地	S29	3									3	800～1,700
48	豊田	北区植木町豊田・今藤	H16～H25	70									70	4,400～48,900
49	山本	北区植木町清水1057・1066番地	S49・51	18									18	5,200～12,700
50	菱形	北区植木町上古閑48番地1	S50	8									8	6,100～12,300
51	西宮原	北区植木町宮原	S57～H9	38									38	12,800～42,400
52	荻迫	北区植木町荻迫50番地3	H元	6									6	14,800～33,400
53	鑑田	北区植木町鑑田・滴水	S36～H7	54									54	2,400～42,700
54	舞尾	北区植木町舞尾732番地1	H8	8									8	22,100～47,300
55	田原	北区植木町平原521番地	H9・10	12									12	24,100～52,200
56	広住	北区植木町広住56番地1	H12	10									10	16,900～46,400
57	豊田南	北区植木町豊田454番地	H13	12									12	16,600～45,600
58	迫の下	北区植木町宮原598・600番地	S51							14			14	2,000
59	藤坂	北区植木町宮原771番地	S53							20			20	2,000
60	北上	東区上南部3丁目31	H12	46	2		9	12					69	24,400～61,600
61	若葉	東区若葉2丁目11	S38～41							159			159	8,000～13,200
62	栄第一	東区栄町2	S39～41							96			96	8,000～13,200
63	栄第二	東区若葉3丁目5	S42							66			66	8,000
64	託麻	東区西原2丁目7・3丁目2	H4～H24	319	5		21	74					419	18,400～64,800
65	東町	東区東町2丁目2	S49	168				42					210	11,700～19,500
66	東本町	東区東本町8	S50～53	100				28					128	14,100～26,400
67	長嶺	東区長嶺南3丁目10	S51～52	216	6	14	5	54	5				300	14,200～25,200
68	長嶺西	東区長嶺西1丁目6	S54	48				12					60	18,300～21,700
69	尾ノ上	東区尾ノ上1丁目19・22・29・34	S44～57	85		20		25		60			190	4,200～34,100
70	新南部	東区新南部2丁目1	S58	29	6		6	3	6				50	20,500～37,800
71	戸島	東区戸島西1丁目34・5丁目2	S58	108				27					135	20,700～36,700
72	東尾ノ上	東区尾ノ上2丁目24	S59	29				9					38	20,600～39,400
73	下南部	東区下南部2丁目5	S59～60	221	7		6	49	5				288	21,300～33,800
74	佐土原	東区榎町1	S60	32	6		6	5	6				55	20,600～38,800
75	東町桜	東区東町4丁目9	S60～61	158	3		5	32	2				200	20,700～41,200
76	月出	東区月出6丁目4	S61～62	150	3		5	35	2				195	22,100～44,100
77	桜北	東区東町4丁目4	S62	40				10					50	22,500～36,600
78	灰塚	東区尾ノ上3丁目13・14	S62	52				13					65	21,200～35,600
79	秋津	東区秋津町秋田3298	S63～H元	208	6		6	76	6				302	17,300～42,900
80	長嶺東	東区長嶺南7丁目1	H7	40			8	2					50	26,900～55,300
81	新南部第二	東区新南部5丁目3	H8	38	2		6	4					50	27,800～56,600
82	タウンハウス御領	東区御領3丁目15	H8								34		34	57,600～59,900
83	月出西	東区月出6丁目2	H8	36				18					54	29,200～58,800
84	コンコース長嶺	東区長嶺東6丁目27	H10								22		22	57,000
85	小山	東区小山町625	H10	48				16					64	32,000～62,900
86	レスポワールMIWA	東区健軍3丁目50	H10								18		18	65,000
87	オーシャングレイズ新南部	東区新南部2丁目7	H12								30		30	66,600
88	タウンハウス東	東区上南部3丁目4	H12								25		25	57,000
89	サンフラワーコーポ尾ノ上	東区尾ノ上2丁目14	H13								25		25	62,000
90	画図重富	東区画図町重富888	H18～20	234	5			71					310	17,100～58,600

No	団 地 名	所 在 地	管理開始 年 度	一般	障害	低家賃	老人	障害・ 高齢者 優先	母子	改良	特公賃・ 特優賃	その他	合計	入居者負担額
91	野越	南区南高江4丁目1	S50～53	352	18	38	17	86	9				520	11,600～27,500
92	八幡	南区八幡9丁目3・6	S52～53	102				28					130	15,700～27,600
93	笛田	南区良町2丁目5	S54～55	48				12					60	16,800～32,500
94	横林	南区日吉1丁目4	S55	44				11					55	17,500～32,200
95	栗の内	南区日吉1丁目6	S55	136	6	9	6	34	9				200	17,700～28,100
96	野田	南区野田3丁目11	S57	118	7		2	21	2				150	18,600～35,800
97	田迎	南区出仲間7丁目6	S56	60				18					78	18,700～38,900
98	上ノ郷	南区上ノ郷町2丁目10・11	S58	59				17					76	20,300～35,600
99	城南	南区南高江7丁目9	S58	28				11					39	20,600～28,300
100	日吉	南区南高江1丁目6	S60	72				18					90	21,600～38,000
101	薄場	南区薄場2丁目7・9～11	S61～62	84	4		6	22					116	17,900～52,300
102	銭搦	南区銭搦町957-1	H22	14									14	18,800～59,500
103	土河原	南区土河原町172	H5	24				12					36	26,400～51,800
104	合志	南区合志1丁目4	H7	72	2		9	6					89	20,100～58,100
105	南部中央	南区八幡6丁目9	H12	20	2		18	10					50	24,500～62,000
106	白藤	南区自藤3丁目4	H12～16	292	10		46	53	8				409	22,800～62,500
107	鉾町	南区近見8丁目12	H13～15	185	6			15	4				210	24,600～63,600
108	廻江	南区富合町廻江761	H25	20				10					30	18,900～61,400
109	国町	南区富合町588菰江588	S53～54	17									17	10,400～22,700
110	本町	南城南町隈庄287番地1	S58	2									2	13,000～25,500
111	塚原	南城南町塚原1727番地5	S55	16									16	11,300～22,200
112	萱木	南城南町下宮地947番1	S55	6									6	10,300～20,300
113	塚原Ⅱ	南城南町塚原161の2	S45	1									1	3,500～6,900
114	下宮地	南城南町下宮地198の2	H7	1									1	10,900～21,500
115	萱木小集落	南城南町下宮地1114～1118	S54～60							38			38	5,000
116	二本木	西区二本木4丁目1・2	S54							42			42	14,000
117	池田上の原	西区池田2丁目52・53	H16	34				9					43	17,000～57,500
118	上岩迫	西区池田2丁目55～57	H18	36				17					53	17,900～58,700
119	山下	西区池田2丁目33・38	H16	44				16					60	18,100～60,400
120	花園上の原	西区花園5丁目46	H8	38			4	18					60	23,900～61,600
121	花園	西区花園6丁目18・19・22～24・33	H9～11	144				66					210	20,400～65,400
122	石神	西区島崎3丁目21	H17	14				6					20	19,500～61,000
123	高橋	西区高橋2丁目6	H17	12				6					18	18,400～60,400
124	荒尾	西区島崎7丁目8・12・14	H15	44				11					55	18,900～60,800
125	半田	西區城山半田2丁目2	H14	55				29	3				87	18,100～60,500
126	団子原	西区島崎5丁目25	S54～55	44				22					66	16,500～34,300
127	小島	西区小島7丁目4	S58	48				12					60	19,900～41,000
128	池上	西区池上町524	S63	124	3		7	32	4				170	18,700～41,800
129	上代	西区上代8丁目1・2	H元	114	5		5	20	6				150	21,700～39,100
130	井芹	西区花園2丁目14・5丁目1	H2	90	5		5	14	6				120	22,800～45,100
131	温泉	西区河内町船津3193	H2	22				9					31	26,300～65,800
132	上高橋	西区上高橋町1丁目9	H4～6	209	4		6	15					234	26,300～64,100
133	大塘	西区城山大塘1丁目15	H5	48			5	7					60	25,600～50,400
134	春日	西区春日4丁目19	H14～15	56				13					69	23,500～56,000
135	春日第二	西区春日6丁目4	H20	94									94	22,100～56,400
合 計				9,253	212	171	538	2,058	120	685	425		13,462	

(注) 家賃は入居基準内の本来入居者家賃額、特定優良賃貸住宅については基本家賃

(4) 住宅使用料

ア 入居者の収入基準及び収入超過者の家賃

(単位 円)

区 分	収 入 基 準						
一 般	158,000 円以下						
裁 量	214,000 円以下						
収入超過者の家賃	(本来家賃) + [(近傍同種の住宅の家賃) - (本来家賃)] × (収入に応じて設定される率)						
収入分位	政 令 月 収		率				
	下 限 値	上 限 値	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目～
5 (25.0～32.5%)	158,001	186,000	1/5	2/5	3/5	4/5	1
6 (32.5～40.0%)	186,001	214,000	1/4	2/4	3/4	1	1
7 (40.0～50.0%)	214,001	259,000	1/2	1	1	1	1
8 (50.0%)	259,001		1	1	1	1	1

(注) 改良住宅及び特定優良賃貸住宅を除く

イ 収納状況

(平成25年度)

種別 \ 区分	調定額 (円)	収入済額 (円)	未収額 (円)	収納率 (%)
一 般 住 宅	3,049,193,796	2,952,532,596	96,991,200	96.83
改 良 住 宅	56,535,400	54,738,400	1,797,000	96.82
特定優良賃貸住宅	270,772,450	267,523,950	3,248,500	98.80
小集落改良住宅	2,969,000	2,952,000	17,000	99.43
現 年 度 計	3,379,470,646	3,277,746,946	101,723,700	96.99
過 年 度	579,188,028	128,939,044	450,248,984	22.26
合 計	3,958,658,674	3,406,685,990	551,972,684	86.06

家賃の収納率向上のため、滞納者に対しては、建物明渡しや家賃支払いを求める法的措置（訴訟・和解・強制執行）を実施している。

都
建

10 住宅政策・耐震（建築計画課）

(1) 住宅マスタープラン

本市の住宅政策は、住宅数の不足に対し、市営住宅を中心とした住宅セーフティネットの確保に努めてきた。その後、住宅のストックが充足したことで、住宅の量の供給から質の向上へと政策を転換すると共に、平成18年度に策定した熊本市第2次住宅マスタープランのもと、安全安心な住まいづくりや少子高齢社会に対する住まいづくり、更に、地域性を活かした住まいづくりに取り組んできた。

今後の住宅政策として、少子高齢社会の更なる進展や人口減少、低炭素社会への転換、更には、都市間競争の激化に対応した定住促進など、幅広い課題に対する対策が求められている。

このような住宅を取り巻く変化に対応するため、高齢者や障がいのある方をはじめ、誰もが支え合い安心して地域で暮らすための支援や住宅ストックを効果的に活用するなど、長く住宅を利用する施策、また、地域性を生かし、人が集う住みやすいまちに向けた施策の実施による暮らしやすい熊本の住まい・まちづくりを目指し、熊本市第2次住宅マスタープランに代わる本市の新たな住宅政策の基本方針等を示す住生活基本計画の平成26年度策定に向けて取り組んでいる。

（２）高齢者居住安定確保計画

「熊本市第２次住宅マスタープラン」及び「熊本市わくわくシルバーライフプラン」を踏まえ、今後の高齢化の進展に対応し、高齢者が安心して住み続けられる環境づくりを目指し、住宅と福祉の連携のもと一体的な施策展開を図ることにより、高齢者の居住の安定確保を図ることを目的として、平成２４年３月に高齢者居住安定確保計画を策定した。「高齢者が自分らしく安心して暮らせる住環境の実現」を基本理念とし、市民・地域組織、民間事業者等、熊本市居住支援協議会、熊本市及び国・県の各主体間が相互に連携し、協働で計画の推進に向けて取り組んでいる。

（３）住まいづくりフェア

市民に住宅、住環境、住まい方等について考える機会を広く提供し、市民の住意識の向上を図り、豊かな住生活の実現に資するため、住生活月間にあわせ、民間の関係団体との協働によるパネル展示や専門家による相談会などの内容で、住まいづくりフェアを開催している。

（４）マンション管理の適正化に対する取り組み

マンション管理に必要な知識・情報などを提供し、管理組合の自立的運営や適切な管理を支援するため、相談会、セミナー、マンション管理士派遣事業を実施している。

ア マンション管理相談会

平成２０年度から、熊本県マンション管理士会との協働により市庁舎での相談会を実施。平成２５年度は１４回実施し、相談件数は５８件である。

イ マンション基礎セミナー

平成２１年度から、ＮＰＯ法人熊本県マンション管理組合連合会及び熊本県マンション管理士会との協働により実施しており、平成２５年度は９４人が参加した。

ウ マンション管理士派遣事業

平成２１年度から、熊本県マンション管理士会との協働により、管理組合等を対象にマンション管理士を派遣し、相談や講座を実施しており、平成２５年度は８件の派遣を行った。

（５）熊本市あんしん住み替え相談窓口事業

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する方々が民間賃貸住宅等へ円滑に入居できる環境を整備するため、居住支援協議会等が実施する熊本市あんしん住み替え相談窓口事業に対して、補助金を交付している。平成２５年度の交付金額は５００千円。

（６）住宅・建築物耐震改修等事業

平成２５年度の戸建木造住宅に関する耐震改修助成制度の利用件数は３１件であった。また、戸建木造住宅及び緊急輸送道路沿道の建築物に関する耐震診断助成制度の利用件数は、それぞれ１５２件（一般診断１３８件、精密診断１４件）、１件であった。平成２５年度から開始した耐震診断士派遣事業は募集戸数を超えて申込があり、引き続き耐震化の促進に向けて取り組んでいく。

1 1 道 路 （土木管理課）

（１）市域内道路

（平26.4.1現在）

種 別	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率	
	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(%)	面積(%)
国 道	101,866		0		101,866		100.00	
国の管理	65,150		0		65,150		100.00	
市の管理	36,716		0		36,716		100.00	
県 道	337,691		415		338,106		99.88	
主要地方道	106,960		0		106,960		100.00	
一般県道	230,731		415		231,146		99.82	
市 道	3,062,959	13,291,248	290,610	586,481	3,353,569	13,877,729	91.33	95.77
道 路	3,040,132	13,161,457	290,469	585,889	3,330,601	13,747,346	91.28	95.74
橋 梁	22,827	129,791	141	592	22,968	130,383	99.39	99.55

（注）平成25年度末現在における認定供用開始分、面積は車道面積
 国道（国の管理）については平25.4.1現在の数値

（２）市 道

ア 概 要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の要衝であり、市域内の道路は、国道３号を縦軸に、国道５７号を横軸として３８７号、２６６号、５０１号並びに県道３７路線が主要幹線道路として放射線状に走っている。

これらを補完して路線数１１、６５８本、実延長３、３５３、５６９ｍの市道が市内を網羅している。

市域内道路の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、ほぼ１００％舗装されている。また、市道についても延長率で９１．３３％、面積率で９５．７７％と舗装も進んできている。

なお、道路幅員４ｍ以上の舗装については、ほぼ１００％完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む４ｍ未満の道路についても積極的に整備を図っていく。

イ 推 移

種別 年度	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率		側溝延長
	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(%)	面積(%)	累計(m)
21	2,791,197	12,848,894	317,507	647,405	3,308,704	13,496,299	90.40	95.20	2,662,851
22	3,014,530	12,981,737	309,647	633,892	3,324,177	13,615,629	90.69	95.34	2,687,251
23	3,030,934	13,085,422	299,935	604,154	3,330,869	13,689,576	91.00	95.59	2,706,335
24	3,044,597	13,164,097	296,136	596,678	3,340,733	13,760,775	91.14	95.66	2,724,304
25	3,062,959	13,291,248	290,610	586,481	3,353,569	13,877,729	91.33	95.77	2,756,352

（注）面積は車道面積

ウ 幅 員 別

種 別 \ 幅 員	8.5m以上	8.5～6.5	6.5～4.5	4.5～2.5	2.5～1.5	1.5未満	計
延 長 (m)	288,805	313,301	1,273,659	1,222,860	168,961	63,015	3,330,601
面 積 (m ²)	3,770,048	2,314,629	6,816,928	4,546,096	339,535	63,461	17,850,697

（注）面積は道路部面積、橋梁は除く

エ 市道の認定と廃止

年度 区分	21			22			23			24			25		
	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)
認定	70	14,116.0	94,848.1	85	17,415.9	103,591.6	73	18,702.3	124,167.7	138	36,865.5	280,377.2	154	21,957.9	159,449.5
廃止	10	3,662.2	13,193.6	24	13,593.5	45,564.4	11	8,764.8	60,150.0	55	25,984.8	141,342.2	16	6,976.6	35,178.2

オ 市道認定基準

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路（以下「認定対象道路」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

- ア) 認定対象道路は、その起点又は終点の一方は常に道路法第3条に定める道路に接し、もう一方は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第2号から第5号に該当する場合を除き、道路法第3条に定める道路または里道に接し、かつ認定対象道路が接することとなる一方の道路は、2.7m以上の幅員を有すること。
- イ) 認定対象道路の幅員は、4m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、3.6m以上であれば足りるものとする。
- ウ) 認定対象道路の縦断勾配は、9%以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを12%以下とすることができる。

認定対象道路が階段道路である場合においては、有効幅員2.0m以上で、その形状が緊急の際の避難用通路又は歩行者のための連絡用通路として、通行上の安全に支障がないと認められるものであること。

認定対象道路が袋路道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること。

- ・公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの。
- ・道路の延長が、35m以上あるもので、自動車の回転広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用する5戸以上の家屋が存在すること。

カ 道路管理状況

年度 業務の内容		21	22	23	24	25
一般管理	道路境界立会	567	550	608	846	870
	道路境界承認	100	86	75	76	91
	市道の証明	42	40	56	72	98
	道路工事承認（24条）	193	241	241	443	478
	開発行為の同意	88	164	178	221	213
	市道の認定廃止	80	109	84	193	170
	計	1,070	1,090	1,242	1,851	1,920
占用関係	占用許可申請 （内占用料金が伴う申請）	3,519 (1,905)	3,581 (1,772)	3,775 (1,971)	5,929 (2,460)	6,656 (2,883)
	占用料金の徴収	2,613 (280,967,741円)	2,518 (288,071,002円)	2,829 (303,197,782円)	3,388 (467,898,267円)	3,342 (473,682,445円)
	道路掘削許可	3,088	2,962	2,964	4,680	2,918
	道路交通制限	3,151	2,982	3,014	5,123	3,230
	計	12,371	12,043	12,582	19,120	16,146

1 2 地籍調査（土木管理課 地籍調査班）

（１）地籍調査事業

国土調査法に基づく地籍調査事業は、市民及び公共財産の保全はもとより土地利用の高度化、まちづくり等の施策、公共事業の基礎資料として多目的に利活用することを目的として、現地復元能力を有する地籍図及び地籍簿を作成している。

地籍調査は、土地行政の基本的な情報を整備する重要な施策であることに鑑み、平成２２年度を初年度とする第６次国土調査事業十箇年計画を策定し、機能的で効率的な都市基盤整備を行うため、引き続き調査を進めていくものである。

実施状況（土木管理課）

ア 旧熊本市管内（実施中）

年度 (平成)	実施面積 (km ²)	町 名 (実施当時)
2	0.90	健軍町の一部
3	0.87	帯山三丁目 帯山五丁目 健軍町の一部 京塚本町の一部 保田窪本町の一部
4	1.57	帯山四丁目 保田窪四丁目 保田窪五丁目 渡鹿九丁目 西原一丁目 保田窪本町の一部 新南部町の一部
5	2.84	新南部二丁目～新南部六丁目 下南部町 下南部一丁目～下南部三丁目 西原二丁目 西原三丁目 御領町 御領一丁目
6	3.28	長嶺町の一部 八反田一丁目 八反田二丁目 上南部町
7	2.72	長嶺町の一部 保田窪本町 帯山六丁目 新外二丁目～新外四丁目 月出一丁目～月出七丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目
8	2.55	御領六丁目 御領七丁目 長嶺町の一部 長嶺東五丁目～長嶺東八丁目 長嶺南八丁目 榎町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 佐土原一丁目
9	2.11	石原町 中江町 吉原町 花立五丁目 花立六丁目 桜木五丁目 桜木六丁目 佐土原二丁目 佐土原三丁目
10	1.65	長嶺町の一部 小山町の一部 秋津新町 昭和町 花立一丁目～花立四丁目
11	2.00	桜木一丁目～桜木四丁目 沼山津三丁目 沼山津四丁目 沼山津二丁目の一部 秋津町沼山津の一部 小山町の一部 長嶺町の一部
12	2.00	秋津二丁目 秋津三丁目 沼山津一丁目 東野一丁目～東野四丁目 秋津町秋田の一部 秋津町沼山津の一部 沼山津二丁目の一部 小山町の一部
13	1.76	尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 上京塚町 京塚本町の一部 上水前寺二丁目の一部 神水二丁目の一部 小山町の一部
14	1.40	健軍一丁目 健軍二丁目 健軍本町 神水二丁目の一部 小山町の一部
15	1.34	健軍三丁目 東本町の一部
16	1.89	鹿埴瀬町 平山町の一部 神園一丁目の一部 弓削町の一部 石原二丁目の一部
17	1.56	弓削町の一部 戸島西一丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
18	1.00	戸島西一丁目の一部 戸島西二丁目 戸島西三丁目の一部 戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
19	1.03	戸島町の一部 戸島六丁目の一部 戸島七丁目の一部 戸島西五丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
20	0.63	戸島町の一部 戸島一丁目の一部 戸島七丁目の一部 戸島西五丁目の一部
21	0.23	戸島一丁目の一部 戸島七丁目の一部
22	0.34	戸島一丁目の一部 戸島二丁目の一部 戸島三丁目の一部 戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部
23	0.45	戸島二丁目の一部 戸島三丁目の一部 戸島四丁目の全部 戸島五丁目の一部 戸島西三丁目の一部 戸島西四丁目の一部
24	0.17	東区戸島本町の一部 東区戸島二丁目の一部 東区戸島三丁目の一部 東区戸島五丁目の一部
25	0.48	東区戸島五丁目の一部 東区戸島六丁目の一部 東区戸島町の一部

イ 旧植木町管内（実施中）

年度 (平成)	実施面積 (km ²)	町 名 (実施当時)
1～3	1.21	植木町広住
2～5	1.39	植木町植木・舞尾の一部
2～6	1.73	植木町滴水の一部
3～4	0.16	植木町清水の一部
4～6	0.60	植木町平野
4～7	0.77	植木町萩迫の全部・滴水の一部

年度 (平成)	実施面積 (K m ²)	町 名 (実施当時)
6～8	0.43	植木町投刀塚
6～8	0.83	植木町一木
6～9	0.95	植木町鑑田の一部
8～10	0.89	植木町鑑田の一部
8～10	0.98	植木町岩野の一部
10～12	1.48	植木町岩野・味取の一部
11～13	1.00	植木町後古閑の全部・鞍掛の一部
11～13	1.26	植木町味取・内・山本の一部
12～14	1.24	植木町鞍掛・富応の一部
13～15	1.17	植木町大井の全部・亀甲の一部
13～15	1.09	植木町富応の一部
14～16	1.12	植木町今藤の全部・亀甲の一部
15～17	0.75	植木町豊田の一部
15～17	1.32	植木町豊岡の一部
16～18	0.70	植木町豊田の一部
17～19	1.45	植木町舟島・伊知坊
17～19	0.83	植木町平原の一部
18～20	1.38	植木町色出・米塚の一部
18～20	1.08	植木町鈴麦
19～21	1.02	植木町正清・米塚の一部
19～21	1.00	植木町豊岡の一部
20～22	1.03	植木町正清の一部・宮原の全部
20～22	1.22	植木町轟の一部
21～23	1.22	植木町田底
21～23	1.31	植木町轟の一部
22～24	0.94	北区植木町正清の一部

ウ 旧富合町管内（完了）

年度	実施面積 (K m ²)	町 名
昭和 46	2.38	富合町木原・平原の一部
47	3.45	富合町杉島・釈迦堂・大町・廻江・小岩瀬の一部
51	0.95	富合町国町・菰江・碓江・田尻・志々水・古閑・清藤の一部
55	1.20	富合町三拾町・榎津・平原・南田尻・田尻・古閑・志々水・清藤・廻江・新の一部
63	1.65	富合町小岩瀬・上杉・大町・菰江・莎崎・国町の一部
平成元	0.75	富合町榎津・木原・大町の一部

エ 旧城南町管内（完了）

年度 (昭和)	実施面積 (K m ²)	町 名
42	2.70	城南町赤見・高
43	5.84	城南町丹生宮・永・千町・坂野
44	3.77	城南町碓・今吉野・六田・島田
45	4.78	城南町出水・築地・舞原・宮地
46	4.41	城南町隈庄・下宮地・沈目・陳内・阿高の一部・東阿高の一部
47	2.80	城南町阿高の一部・東阿高の一部
50	4.69	城南町藤山・東阿高の一部
51	1.73	城南町鰐瀬の一部
59	1.79	城南町鰐瀬の一部
60	1.16	城南町塚原・東阿高の一部

（２）都市再生地籍調査事業（土木管理課）

都市再生地籍調査事業は、地籍調査の進捗が他の地域と比べ遅れている都市部において、後続の地籍調査に先行して官民境界を調査し、都市部における地籍調査の重点的な地籍整備を促進し、街区調査図及び街区整理簿を作成している。

官民境界等先行調査は、通常的地籍調査よりも広範囲での調査が可能であり、境界が明らかになっている地域では、大規模災害時に官民境界が速やかに復元されるため、道路やライフライン等の復旧や都市再生事業等が迅速に行うことができ、防災マップの作成など市民生活に密接に関係することにも大きく役立てることができるものである。

実施状況

旧熊本市管内（実施中）

年度 (平成)	実施面積 (km ²)	町 名
24	0.30	中央区水前寺六丁目
25	4.01	中央区九品寺二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、大江本町、本荘二丁目、白山一丁目、二丁目、岡田町、菅原町、国府一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、国府本町、出水二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、南区田井島一丁目、田迎六丁目、出仲間九丁目の全部、中央区出水一丁目、七丁目、八王寺町の一部

13 安全安心まちづくり ・ 自転車対策 （土木管理課 自転車対策室）

概 要

自転車の路上等への放置を解消するため、駐輪場の整備を図るとともに、指導員による駐輪マナーの指導・啓発及び放置自転車の撤去等を行う。

駐輪対策事業

ア 自転車駐車場の整備

放置自転車は、歩行者等の通行障害、自転車盗の誘発、都市景観の悪化などを引き起こす一因として、全国的な社会問題となっている。このような中、本市では、放置自転車の解消と環境にやさしい乗り物である自転車の利用促進のため、その受け皿となる駐輪場の整備を進めている。

市域における駐輪場の整備状況、収容台数の推移

区分 年度	市 営		民 営		合 計	
	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数
21	29	7,824	3	550	32	8,374
22	32	8,324	3	550	35	8,874
23	34	9,214	3	550	37	9,764
24	23	7,560	13	3,453	36	11,013
25	24	7,693	13	3,397	37	11,090

イ 放置自転車対策

自転車利用のマナー指導・啓発を行うとともに、「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策に関する条例」に基づき、放置禁止区域内の放置自転車は、警告札を貼付けた後、原則として即撤去、また、区域外は注意札を貼付け、一週間後に撤去している。

放置自転車の移動・保管・返還

区分 年度	移動・保管実施回数	移動・保管台数	返還台数
21	44	3,795	693
22	43	3,989	799
23	40	3,602	585
24	166	6,549	2,691
25	180	5,434	2,007

14 土木センター

地域に密着した土木行政を実現するため、東部土木センター、西部土木センター（富合・城南地域整備室、河内分室含む）、北部土木センター（植木地域整備室含む）を設置し、道路・河川・水路（市街化区域内）・公園の財産管理、新設改良及び維持管理を行っている。また道路パトロールや橋梁の一斉点検を実施するなど、効率的で適切な維持管理に取り組んでいる。

その他、私道については昭和52年度から私道整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。（熊本市私道整備補助金交付規則）

（1）業務内容

- ・道路・河川・水路・公園の財産管理
- ・道路・河川・水路・公園の新設改良及び維持管理
- ・道路の交通安全施設工事
- ・私道の整備補助
- ・災害復旧事業
- ・事業に必要な用地の買収及び補償
- ・道路台帳及び地籍調査の成果の写しの交付
- ・公園の除草・清掃業務

（2）私道の整備補助状況

年度	件数	側溝延長（m）	舗装面積（㎡）	防護柵（m）	補助額（千円）
21	17	343.0	2,935.0	0.0	14,211
22	9	396.0	1,831.0	0.0	13,067
23	18	325.8	2,684.5	0.0	11,278
24	13	205.0	2,349.0	0.0	11,972
25	11	165.0	2,252.0	0.0	11,529

消 防

1	概 況	375
2	火 災 統 計	379
3	救 急 ・ 救 助 統 計	380
4	消 防 広 報	381
5	予 防	381
6	緊 急 通 信 状 況	384
7	消 防 水 利 状 況	384
8	消 防 団	384

1 概 況

本市の自治体消防は、昭和23年3月の消防組織法施行に伴い、同年4月に「熊本市消防本部」を市庁舎内に設置して消防事務を開始したのがその始まりであり、以来、幾多の制度や機構の改編を経て、現在では、市民に最も身近な消防機関として、消防業務を実施している。

近年では大地震をはじめとする大規模災害に対応するため、ハード・ソフト両面にわたる各種施策を展開している。

その主なものとして、政令指定都市への移行を踏まえ、単なる防災拠点としてではなく、「安全安心なまちづくり」の拠点となる消防署をすべての区へ段階的に整備するとともに、災害の変容に迅速に対応するため、各種消防装備資機材の整備などハード面の充実を図っている。また、社会構造の変化や科学技術の進歩等に伴い、多様化する市民のニーズに対応するための接遇をはじめとする行政スキルの向上を図るとともに、予想を超える災害にも的確に対応できるよう、より高度な知識と技術を有する精強な消防職員の育成を推進しているところである。

あわせて、「自分の身は、自分で守る」という防災の基本コンセプトをスローガンに自主防災クラブや事業所の自衛消防組織等の活動支援や救急ボランティアの育成など、市民・企業・行政が三位一体となった「災害に強いまちづくり」を積極的に推進している。

なお、旧鹿本郡植木町の消防水利を除く常備消防事務については、合併前と同様に山鹿植木広域行政事務組合消防本部が管轄している。

また、平成26年4月1日からは益城町及び西原村の常備消防事務を受託し、本市だけではなく近隣町村の住民への更なる消防サービスの充実強化を図っていく。

一方、明治以来、歴史ある消防団は、地域における消防防災の要であり、常備消防との連携のもと、活動拠点施設及び車両・装備の整備を図りながら、訓練や研修を行い地域の防災リーダーとしてその充実強化に努めている。その一環として、平成26年4月1日から新たに機能別団員制度を創設し、主に大学生で構成する「防災サポーター」の運用を開始したところである。

(1) 平成26年度 熊本市消防局主要事業

ア 災害対応力の強化

(ア) 火災予防対策の推進

- a 人為的ミスによる火災を防ぐための啓発活動及び住宅火災による犠牲者の低減を目的とした住宅防火対策を推進する。

- ・住宅用火災警報器の設置促進

- b 火災危険性の高い防火対象物等を的確に把握し、その安全対策の不備等を早期に是正させる。

- ・積極的な違反処理の推進

- ・防火基準適合表示（適マーク）制度の導入

- ・警防活動困難区域等の把握

(イ) 地域における防災体制の充実

- a 幼・少年消防クラブ、自主防災クラブ、事業所の自衛消防組織等の活動を支援する。

- ・自主的な防災体制の充実強化

- b 消防団への入団促進、施設の整備等の消防団の充実強化・活性化対策を推進する。

- ・機能別団員制度の導入

- ・消防団組織の改編

- ・消防団協力事業所表示制度導入の準備

(ウ) 消防機能の充実

- a 人材育成の充実強化と時代の変革に即応できる組織力の強化を推進する。
 - ・消防局から消防署への事務移管の推進
 - ・警防隊の訓練研修体制の充実強化
 - ・実戦型訓練のあり方に関する研究・検討
 - ・予防技術資格者をはじめとする専門的な知識・技術を有する職員の育成
- b 管轄区域の拡大や消防の広域化等に向けて、消防体制の整備を進める。
 - ・（仮称）北消防署等の整備
 - ・東消防署の梯子車等の配備
 - ・植木地域の常備消防事務の移管準備
 - ・益城町及び西原村の常備消防事務の受託
 - ・指定都市消防本部施設の機能強化に向けた研究・検討
- c 消防通信に係る基盤整備を進める。
 - ・消防救急デジタル無線の整備
 - ・次期消防司令管制システム導入の研究・検討

イ 救急救助体制の強化

(ア) 救急救助業務の高度化

- a 医療機関との連携強化による救急隊員の教育体制を整備する。
 - ・救急ワークステーションの充実強化
 - ・救急救命士の養成及び再教育体制の整備
- b 救助技術の高度化・専門化を推進する。
 - ・大規模特殊災害対応体制の強化
 - ・緊急消防援助隊の応援及び受援体制の充実強化
 - ・総合的な救助体制の高度化に向けた研究・検討

(イ) 市民の救護能力の向上

応急手当等の普及啓発を推進する。

- ・AEDを含めた応急手当講習会の積極的な開催及び救急ボランティアの育成

(2) 消防職員・消防車両等配置状況

(平成26年4月1日現在)

区 分 局 署 別	人 員										車 両																				消 防 艇						
	消 防 局 監	消 防 正 監	消 防 司 監	消 防 司 長	消 防 司 令	消 防 補 長	消 防 長 士	消 防 副 長 士	そ の 他 の 職 員	計	ボ ン ブ	タ ン ク	梯 子	屈 折 式	救 助 工 作	特 別 高 度 工 作	特 殊 災 害 対 応	大 型 除 染 シ ス テ ム 搭 載	化 学 槽	水 槽	支 援	災 害 対 応 多 目 的	緊 急 資 機 材 搬 送	火 災 調 査	司 令 車	指 揮 車	軽 防 援	後 方 支 援	高 規 格 救 急	広 報 査 察		起 震 震 動	緊 急 消 防 自 動 二 輪 車	連 絡 他	そ の 計		
	1	4	11	20	85 (4)	160 (8)	243 (7)	81 (4)	124 (8)	729 (31)	14	11	4	1	5	1	1	1	1	1	1	1	2	2	5	7	23	1	27	11		1	5	7	4	137	
総 計	1	4	11	20	85 (4)	160 (8)	243 (7)	81 (4)	124 (8)	729 (31)	14	11	4	1	5	1	1	1	1	1	1	2	2	5	7	23	1	27	11	1	5	7	4	137	1		
局 長 等	1	2	2							5																											
消 防 局	総務課			1	1	5 (1)	8	3 (1)	2 (1)	6	26 (3)																						2		2		
	管理課			1	1	2	5 (1)	1			10 (1)		1										1				1						2	1	6		
	予防課			1	2	6 (1)	7 (1)	5	1		22 (4)												1							2	1		1	5			
	消防課			1	2	6	6	1			16										1	1			1									3			
	情報司令課			1	1	5	12 (1)	7 (1)			26 (2)																				1			1			
	救急課			1		3	2 (1)	3			9 (1)																				1			1			
	計			6	7	27 (2)	40 (4)	20 (2)	3 (1)	6	109 (9)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	1	0	1	0	0	4	1	0	4	2	18	0
中 央 消 防 署	本 署		1		3	9 (1)	15 (1)	33 (3)	8	9 (1)	78 (6)	1	1	1		1	1							1		1	2	1		2	3				15		
	南熊本庁舎						②	⑥	②		⑩																	1		1					2		
	出水出張所					1	4	6	3	5	19	1																1		1					3		
	清水 "					1	4	6	2	6	19	1																1		1					3		
	楠 "					1	4	9	3	8 (1)	25 (1)		1		1													1		1					4		
	北部 "					1	4	7	2	5	19		1															1		1			2		5		
	計		1		3	13 (1)	31 (1)	61 (3)	18	33 (2)	160 (7)	3	3	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	6	0	7	3	0	2	0	0	32	0
東 消 防 署	本 署			1	3	9	12 (1)	27 (1)	6	11 (3)	69 (5)	1	1	1		1	1								1	1	2		2	1			1		14		
	託麻出張所					1	4	6	3	5	19		1															1		1					3		
	小山 "					1	4	7	3	4	19		1															1		1			1		4		
	計		1	3	11	20 (1)	40 (1)	12	20 (3)	107 (5)	1	3	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	0	4	1	0	1	1	0	21	0
西 消 防 署	本 署			1	3	9 (1)	13	27	12 (1)	12 (3)	77 (5)	1		1		1			1					1		1	1	2		2	1			1		13	
	池田庁舎						③	④	①	①	⑨																	1		1					2		
	田崎出張所					1	4	7	3	4	19	1							1									1		1					4		
	小島 "					1	4	6	2	3	19	1																1		1					3		
	島崎 "					1	4	7	3	4	19	1																1		1					3		
	河内 "					1	4	7	1	6	19	1																1		1			2		5		
	計		1	3	13 (1)	29	54	21 (1)	32 (3)	153 (5)	6	2	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	10	1	10	2	0	2	1	0	41	
南 消 防 署	本 署		1		3	9	12 (2)	23 (1)	8 (2)	8	64 (5)	1	1	1		1										1	2	1		2	2				12		
	川尻出張所					1	4	7	2	5	19	1																	1		1				3		
	飽田天明 "					1	6	10	2	6	25		1															1	1	1					4	1	
	富合 "					1	4	6	3	5	19		1															1		1					3		
	城南 "					1	4	5	3	6	19	1																1		1					3		
	計		1		3	13	30 (2)	51 (1)	18 (2)	30	146 (5)	3	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	5	1	6	2	0	0	0	25	1	
益 城 西 原 消 防 署	本 署			1	1	7	8	13	6	2	38	1	1			1										1				2			1	1	8		
	西原出張所					1	1	4	3	1	11	1																	1				1	3			
	計			1	1	8	9	17	9	3	49	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	1	2	11	0

(注) 定員745人 実員729人(うち12人は関係部局等へ出向)

() は女性消防吏員を再掲しているもの

○印 は、南熊本及び池田庁舎の職員が本署に配置されている職員であるため、本署の職員数から再掲しているもの

(3) 各種協定の状況

協定等の名称	協定先の市町村等	業務の種類	締結年月日
熊本県市町村消防相互応援協定	熊本県下全市町村	火災・その他の災害(救急を除く)	昭和46年4月1日
九州自動車道における消防相互応援協定	熊本県内の九州自動車道沿線市町・消防組合	火災・救急	昭和46年6月30日
救急業務を行うにあたり管轄区域外における業務継続について覚書	熊本県下全市町村	救急	昭和54年10月1日
熊本県地域救急医療情報センターの管理運営に関する協定	熊本県	情報センターの管理及び運営	昭和54年12月10日
都市ガス災害対策に関する申し合わせ	西部ガス株式会社熊本支店	び漏えい事故の防止及び鎮圧	昭和58年10月21日
救急救助活動に関する消防相互応援協定	熊本県下全市町村	救急救助活動	昭和61年12月5日
大規模特殊災害時における広域航空消防応援	各都道府県の市町村	調査・火災・救助・救急救援出場 (消防ヘリの要請)	昭和62年8月22日
高規格救急自動車の運用に係る協力に関する覚書	熊本市立市民病院	救急	平成3年1月16日
	熊本市医師会・熊本地域医療センター		平成6年10月20日
海上における船舶火災の消火活動に関する業務協定	三角海上保安部	火災・海難・災害救助等	平成4年5月1日
武蔵ヶ丘地区の消防相互応援に関する覚書	菊池広域連合	火災	平成6年4月1日
救急救命処置に関する覚書	熊本赤十字病院	救急	平成8年4月1日
	熊本医療センター		平成10年2月12日
	済生会熊本病院		平成11年3月30日
	熊本大学医学部付属病院		平成13年3月30日
震度情報ネットワークシステムにおける熊本県と熊本市の設置及び管理・運用に係る協定	熊本県	地震情報ネットワークシステム	平成8年10月21日
熊本県消防防災ヘリコプター応援協定	熊本県	災害	平成13年3月28日
多数傷病者災害における熊本市と日本赤十字社熊本県支部の相互協力に関する協定	日本赤十字社熊本県支部	災害救助	平成16年3月24日
火災救急等災害の緊急通報転送に関する協定書	菊池広域連合	災害通報の転送	平成17年11月30日
	高遊原南消防組合		
	宇城広域連合		
	上益城消防組合		
熊本市と植木町の合併に伴う消防事務に関する申し合わせ事項	山鹿植木広域行政事務組合消防本部	消防事務	平成22年3月23日
熊本市植木地域に係る消防通信施設の整備に関する協定書	山鹿植木広域行政事務組合	消防通信施設整備	平成25年3月27日
救急ワークステーションの設置に関する協定書	熊本赤十字病院	救急ワークステーション	平成25年3月27日
	熊本医療センター		
	済生会熊本病院		
俵山トンネルの非常用通報装置設備に関する覚書	熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局	非常用通報装置設備	平成26年2月18日
俵山トンネルにおける消防相互応援に関する覚書	阿蘇広域行政事務組合消防本部	災害	平成26年3月24日
空港保安防災通信装置の設置等に関する覚書	熊本空港	通信装置の設置、維持管理	平成26年3月31日
緊急消防援助隊指揮支援隊の活動に関する協定書	熊本県	緊急消防援助隊	平成26年4月1日
熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	熊本空港	災害	平成26年4月1日

(1) 火災発生状況

区分 年・月		火災 件数	火 災 種 別						焼 損 棟 数	り災状況		死 者	負 傷 者	焼 損 面 積		損 害 額 (千円)
			建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他		世 帯	人 員			建 物 床面積	林 野	
(㎡)	(a)															
25	1	13	9		2			2	13	42	63	1	12	392		9,055
	2	15	10		3			2	12	7	14		3	131		2,128
	3	18	10	1	3			4	13	6	10		3	361	3	9,248
	4	20	14		3			3	16	7	20		4	209		16,881
	5	17	11		3			3	12	9	29	2	3	105		6,310
	6	7	4		2			1	14	10	23	1	1	195		7,389
	7	16	8					8	9	4	11	1	3	271		874
	8	10	8					2	8	4	11		1	28		2,105
	9	20	12		3			5	12	9	20		3	1		272
	10	13	5		2			6	5	4	9		1	187		6,298
	11	13	8					5	15	12	43		4	424		29,386
	12	13	10		1			2	31	18	44	1	14	1,348		81,209
計		175	109	1	22	0	0	43	160	132	300	6	53	3,652	3	171,155
24 計		132	89	1	16	0	0	26	118	114	292	5	29	2,296	4	181,315
23 計		174	115	2	23	1	0	33	158	130	309	7	19	5,082	2	178,624
22 計		175	134	3	21	1	0	16	177	130	315	8	28	5,403	3	356,180
21 計		196	126	4	17	0	0	49	156	137	343	6	46	2,976	17	125,607

年 原 因		21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
たばこ		31	22	17	15	13
たき火		14	7	14	8	9
火遊び		12	8	8	5	0
こんろ	こんろ	11	19	11	6	13
	天ぷら	18	14	20	14	9
放火（疑舎）		44	28	15	21	42
風呂かまど		1	3	0	1	1
ストーブ		4	12	6	7	8
マッチ・ライター		2	2	2	6	5
煙 突・煙 道		0	0	0	0	0
電灯・電話配線		9	10	17	2	2
電気機器		3	4	4	3	4
不明		7	9	14	9	14
その他		36	41	44	26	55
合計		196	175	174	123	175

— 379 —

(3) 火災・警戒などの出場状況

(平成25年)

種 別			署 別		計		中央署		東署		西署	
火 災			件 数		175		63		46		66	
			出場車両	出場人員	1, 116	3, 720	440	1, 529	277	869	399	1, 322
警 戒	焼却火の不始末等		件 数		36		10		9		17	
			出場車両	出場人員	144	464	36	120	30	99	78	245
	漏洩事故等		件 数		41		18		7		16	
			出場車両	出場人員	164	581	73	258	30	104	61	219
	自火報等のベル作動		件 数		169		102		24		43	
			出場車両	出場人員	725	2, 657	430	1, 619	108	366	187	672
	誤認虚報		件 数		47		34		5		8	
			出場車両	出場人員	301	1, 036	201	695	42	140	58	201
	その他		件 数		80		48		15		17	
			出場車両	出場人員	406	1, 335	222	748	88	262	96	325
小 計		件 数		373		212		60		101		
		出場車両	出場人員	1, 740	6, 073	962	3, 440	298	971	480	1, 662	
合 計			件 数		548		275		106		167	
			出場車両	出場人員	2, 856	9, 793	1, 402	4, 969	575	1, 840	879	2, 984

3 救急・救助統計

(1) 救助活動の状況

(平成25年)

区分 年・月		出 場 件 数	事 故 種 別										
			火 災	自然 災害	水難 事故	交通 事故	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他
25	1	2,882	18	0	0	221	17	13	395	15	44	1,890	269
	2	2,389	12	0	0	226	6	17	291	15	32	1,515	275
	3	2,587	15	0	0	241	14	19	357	8	53	1,590	290
	4	2,539	12	0	0	280	4	25	305	11	46	1,562	294
	5	2,555	16	0	0	235	15	51	355	12	47	1,538	286
	6	2,455	7	0	2	258	17	25	342	13	41	1,475	275
	7	2,846	7	0	0	279	24	34	446	16	33	1,700	307
	8	2,752	8	0	5	265	32	52	420	6	41	1,652	271
	9	2,536	16	0	0	260	16	25	344	12	61	1,563	239
	10	2,470	9	0	0	248	10	21	337	11	31	1,546	257
	11	2,449	14	0	0	271	17	31	360	10	28	1,449	269
	12	2,917	22	0	2	287	21	10	440	16	26	1,790	303
計		31,377	156	0	9	3,071	193	323	4,392	145	483	19,270	3,335
24 計		30,650	125	4	25	3,075	218	314	4,048	190	506	18,933	3,212
23 計		30,444	151	0	12	3,202	208	336	3,980	177	568	18,503	3,307
22 計		28,691	162	1	19	3,167	196	260	3,709	164	583	17,231	3,199
21 計		27,032	171	0	28	3,122	157	238	3366	154	587	16,348	2,861

(2) 救助活動の状況

(平成25年)

事故種別 件数及び人員	火 災	交 通 事 故	水 難 事 故	自 然 災 害	機 械 に よ る 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他	合 計
救助出場件数 (件)	4	64	4	0	11	56	1	0	36	176
救助活動件数 (件)	4	31	3	0	7	34	1	0	21	101
救 助 人 員 (人)	21	38	3	0	11	32	1	0	18	124

4 消 防 広 報

(1) 報道関係機関等を通じた広報の実績

(平成25年度)

媒 体	テレビ	ラジオ	新 聞	機関誌	合 計
回 数	19	28	52	5	104

(2) 幼少年消防クラブの活動状況回数

(平成25年度)

	クラブ数	クラブ員数	行事实施回数
幼 年	201	6,162	469
少 年	84	775	77

(3) 広域防災センター入館状況

(平成25年度)

団 体	一 般	合 計
338団体 13,996人	456人	14,452人

(4) 消防音楽隊活動状況

(平成25年度)

消防関係	市 関 係	国県関係	そ の 他	合 計
4	5	1	6	16

5 予 防

(1) 危険物製造所等

(平成26年3月31日現在)

製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所				合 計
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小 計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	小 計	
3	123	34	27	293	2	104	13	596	243	7	104	354	953

(2) 同意建物工事別件数（消防法第7条）

(平成25年度)

種別 年度	新 築	増 築	改 築	移 転	修 繕	模様替え	用途変更	合 計
21	843	64	4	2	1	1	15	930
22	923	82	0	1	4	1	29	1,040
23	896	76	0	1	0	3	25	1,001
24	968	67	0	0	0	1	32	1,068
25	1,034	76	0	2	5	1	43	1,161

(3) 防火対象物概況

(平成26年3月31日現在)

署 別			計	中央署	東 署	西 署
項 別						
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	9	5	2	2
	ロ	公会堂、集会場	27	12	6	9
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	0	0	0	0
	ロ	遊技場、ダンスホール	61	24	19	18
	ハ	性風俗店舗等	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	19	8	4	7
3	イ	待合、料理店等	10	2	1	7
	ロ	飲食店	588	298	155	135
4		百貨店、マーケット、店舗、展示場	915	350	289	276
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等	146	78	25	43
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	10,068	4,385	2,887	2,796
6	イ	病院、診療所、助産所	594	237	152	205
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等	128	41	37	50
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等	422	138	129	155
	ニ	幼稚園、特別支援学校	59	30	11	18
7		学 校 等	221	99	39	83
8		図書館、博物館、美術館等	11	8	0	3
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	57	48	5	4
	ロ	イ以外の公衆浴場	7	1	2	4
10		停車場、船舶等の発着場	5	3	0	2
11		神社、寺院、教会等	148	68	16	64
12	イ	工場、作業場	758	187	234	337
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	0	0	0	0
13	イ	自動車車庫、駐車場	97	46	20	31
	ロ	飛行機の格納庫	0	0	0	0
14		倉 庫	880	176	304	400
15		前各項に該当しない事業所	1,688	785	390	513
16	イ	特定防火対象物を有する複合用途	1,958	1,142	392	424
	ロ	イ以外の複合用途	1,328	720	275	333
16の2		地 下 街	0	0	0	0
16の3		地 階 地 下 道	0	0	0	0
17		重 要 文 化 財	9	7	1	1
18		ア ー ケ ー ド	6	5	1	0
計			20,219	8,903	5,396	5,920

(4) 高層建築物の現状

(平成26年3月31日現在)

階数 項別・防火対象物の別			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	18	20	25	27	36	計	うち 地階を 有する もの
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場							1														1	1
	ロ	公会堂、集会場																					0	
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等																					0	
	ロ	遊技場、ダンスホール																					0	
	ハ	性風俗店舗等																					0	
	ニ	カラオケボックス等																					0	
3	イ	待合、料理店等																					0	
	ロ	飲食店									1	1											2	2
4		百貨店、マーケット、店舗、展示場																					0	
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等							1		1	6	7	4	2	1				1	1		24	9
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅									2	14	49	40	42	53	24	1	1	1		1	228	15
6	イ	病院、診療所、助産所							1	2	1		1	1	1								7	6
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等																					0	
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等										1											1	
	ニ	幼稚園、特別支援学校																					0	
7		学校等								4	3	3	1	2	1								14	4
8		図書館、博物館、美術館等																					0	
9	イ	蒸気、熱気浴場等																					0	
	ロ	イ以外の公衆浴場																					0	
10		停車場、船舶等の発着場																					0	
11		神社、寺院、教会等																					0	
12	イ	工場、作業場							1														1	1
	ロ	映画、テレビスタジオ																					0	
13	イ	自動車車庫、駐車場	19	10								1											30	1
	ロ	飛行機等の格納庫																					0	
14		倉庫																					0	
15		前各項に該当しない事業所					2			7	11	5	3	2	1	1	1						33	16
16	イ	特定防火対象物を有する複合用途			1	1	1	1	1	6	7	5	4	1		1							29	15
	ロ	イ以外の複合用途						1		1	3	4	2	2	3	4							20	8
17		重要文化財等																					0	
合計			19	10	1	1	3	2	5	20	29	40	67	52	50	60	25	1	1	2	1	1	390	78

※1 高層建築物:高さ31メートルを超える建築物

※2 階数は地階を除いた数

6 緊急通信状況

(平成25年)

種別 着信	119	110	加入電話	駆けつけ	事後聞知	その他	合計
火 災	386	24	3	2	35	9	459
救 急	30,419	349	88	166	0	411	31,433
救 助	110	34	2	1	0	11	158
警 戒	207	23	31	2	0	16	279
非常災害	0	0	0	0	0	0	0
通報訓練	2,080	0	0	0	0	0	2,080
病院紹介	709	0	0	0	0	0	709
回線試験	407	0	0	0	0	0	407
いたずら	117	0	0	0	0	0	117
まちがい	2,363	0	0	0	0	0	2,363
その他	5,648	11	61	3	1	17	5,741
合 計	42,446	441	185	174	36	464	43,746

7 消防水利状況

(平成26年4月1日現在)

区分	消火栓		防火水槽		プール
	公設	私設	公設	私設	
箇所数	17,083	159	644	972	160

8 消 防 団

概 要

消防団は、火災現場等での活動はもとより、災害予防の面でも常備消防と常に連携した活動を実施し、地域防災のリーダーとして活躍している。

熊本市消防団は、昭和45年11月1日、託麻村の熊本市編入を機会に熊本市北・南・川尻の消防団を1団に統合、熊本市消防団として熊本市を6ブロックに編成し活動を開始、その後、平成3年2月の旧飽託郡四町との大合併に伴いさらに4ブロックを増設し10ブロックとなり、消防行政に欠かすことのできない組織となった。

平成11年10月1日「ブロック」を「方面隊」と名称変更するとともに、第3方面隊を二分割し、市内を第11方面隊とすることで、組織の活性化を図り、各方面隊の指揮命令及び意思疎通を一層きめ細やかなものにするための機構改革を行った。さらに、平成14年4月には熊本市消防団として初めて女性消防団員31人を採用、平成26年4月1日には新設された機能別団員を含め166人となり、応急手当の普及や予防広報に大きく貢献している。また、平成20年10月6日の旧富合町との合併により第12方面隊を新設、さらに平成22年3月23日の旧植木町と旧城南町との合併に伴い、15方面隊87分団1トランペット隊の組織となった。

平成24年4月1日、本市は政令指定都市へ移行し、常備消防においては防災、減災等さらなる消防体制の拡充を図るため5署体制に順次移行する中、消防団においても組織改編に向け精査し、平成26年4月1日から区制に合わせ、16方面隊87分団1トランペット隊として運用を開始し、より市民のニーズに対応した愛される消防団を目指している。

(1) 組 織

(平成26年4月1日現在)

1 団 16 方面隊 87 分団 1 トランペット隊 207 部 定数：5,338人 実数：4,922人

消防団本部 (団長 1 名含む)		17	方面隊名・実員数		分団名 (下段：実員数)	
			団本部	161	機能別 団員	トランペ ット隊
					140	4
			第 1 方面隊	146	7 帯 山	8 砂 取
					22	19
			第 2 方面隊	221	10 出 水	11 白 山
					20	22
			第 3 方面隊	236	31 春 竹	32 本 荘
					19	3
			第 4 方面隊	249	33 向 山	61 出水南
					22	22
			第 5 方面隊	154	12 白 川	13 大 江
					20	22
			第 6 方面隊	462	14 託麻原	15 慶 徳
					20	17
			第 7 方面隊	317	16 城 東	17 碩 台
					32	17
			第 8 方面隊	281	18 壺 川	22 黒 髪
					32	30
			第 9 方面隊	197	37 五 福	38 一 新
					11	20
			第 10 方面隊	282	1 秋 津	2 若 葉
					33	20
			第 11 方面隊	244	3 泉ヶ丘	4 健 軍
					20	21
			第 12 方面隊	410	5 尾ノ上	9 画 図
					20	68
			第 13 方面隊	252	52 東 町	53 桜 木
					20	34
			第 14 方面隊	421	6 西 原	26 託麻北
					23	71
			第 15 方面隊	403	27 託麻西	28 託麻東
					30	70
			第 16 方面隊	486	55 月 出	59 託麻南
					31	24
			第 17 方面隊	154	19 花 園	20 池 田
					35	34
			第 18 方面隊	462	34 白 坪	35 古 町
					31	22
			第 19 方面隊	317	36 春 日	39 城 西
					20	12
			第 20 方面隊	281	40 池 上	41 高 橋
					43	21
			第 21 方面隊	197	42 城 山	43 松尾東
					66	31
			第 22 方面隊	282	44 松尾西	45 松尾北
					67	27
			第 23 方面隊	244	46 小 島	47 中 島
					99	108
			第 24 方面隊	410	70 河 内	71 芳 野
					193	124
			第 25 方面隊	252	29 御 幸	30 田 迎
					40	29
			第 26 方面隊	197	48 日 吉	49 力 合
					48	44
			第 27 方面隊	282	50 川 尻	57 田迎南
					82	28
			第 28 方面隊	244	60 城 南	
					10	
			第 29 方面隊	410	62 鮑田東	63 鮑田南
					76	45
			第 30 方面隊	252	64 鮑田西	
					76	
			第 31 方面隊	282	65 中 緑	66 銭 塘
					49	61
			第 32 方面隊	244	67 奥古閑	69 川 口
					119	53
			第 33 方面隊	410	75 富 合	
					244	
			第 34 方面隊	252	76 杉 上	77 隈 庄
					145	106
			第 35 方面隊	421	78 豊 田	79 女性
					139	20
			第 36 方面隊	197	21 高平台	23 清 水
					42	29
			第 37 方面隊	282	24 城 北	25 龍 田
					24	47
			第 38 方面隊	244	51 楠	54 麻生田
					34	24
			第 39 方面隊	410	56 武 蔵	58 弓 削
					23	29
			第 40 方面隊	252	72 川 上	73 北部東
					151	48
			第 41 方面隊	403	74 西 里	68 女性
					196	26
			第 42 方面隊	486	80 植 木	81 桜 井
					51	119
			第 43 方面隊	154	82 菱 形	83 田 原
					124	109
			第 44 方面隊	281	84 山 東	85 吉 松
					90	156
			第 45 方面隊	197	86 山 本	87 田 底
					129	111
			階級別団員数		団長	副団長
					1	16
					88 (2)	92 (2)
					206 (3)	596 (5)
					3,923 (154)	

() は女性団員を再掲

(2) 消防ポンプ数

(平成26年4月1日現在)

区分	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ
台数	4	200	94

(3) 報酬及び費用弁償

(平成26年4月1日現在)

階級別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
報酬年額(円)	75,000	60,000	40,000	34,000	25,000	24,000	23,000

区 分	費用弁償額(円)
訓練出動等	1回につき 2,600
研修、講習又は訓練のため本県消防学校に入校したとき	日 額 4,000

交 通

1	沿	革	389					
2	軌	道	事	業	389			
3	自	動	車	運	送	事	業	392
4	經	營	狀	況	395			
5	職	員	数	及	び	給	与	396
6	施	設	396					

1 沿 革

熊本市の交通事業は、市電が大正13年8月1日、市バスが昭和2年11月23日から営業を開始し、以来、熊本市勢の発展とともに市内の主要交通機関として年々路線を拡大してきた。

しかし、昭和30年代の後半になると、社会経済情勢の変化やモータリゼーションの進展等によって利用者が急激に減少し、経営は悪化の一途をたどり、ワンマン化等の効率化を積極的に進めたものの抜本的改革には至らず、特に市電は4つの路線を廃止せざるを得なくなった。

昭和48年度から昭和62年度までの15年間は、国の財政再建団体の指定を受け、国及び一般会計からの援助を受けつつ経営基盤の確立を図った。この間、2度にわたるオイルショックにより省エネルギーの機運が高まり、市電は無公害・省エネルギーの交通機関として見直され、車両冷房化等のサービス向上策を併せて講じることにより、一時落ち込んだ乗客も回復基調に転じた。またバスについても、車両の冷房化や路線再編成等の乗客サービスの向上に努めた。

昭和63年度からは自主再建へと踏み出したが、交通事業を取りまく環境は厳しく、将来にわたり安定した経営を図るため、利用者のニーズに合ったダイヤ編成や増便をはじめ、電停改良等諸施設の改善、超低床車両の導入、全国相互利用型ICカード（でんでんニモカ）導入等の乗客誘致策に積極的に取り組んでいる。現在では日本で初めて導入した超低床電車7編成、乗降口に段差のないノンステップバス7両を配備している。

また、平成14年度には、開業以来70有余年使用してきた大江の車両整備工場を上熊本に移転、平成19年度には新交通局大江局舎を建設し、基幹的な施設面での基盤整備を図った。一方、平成16年8月にはホームページを開設し、情報提供の充実や利便性の向上に努めている。

さらに、熊本都市圏のバス網再編の一環として、民間事業者と競合していたバス路線については、平成16年以降順次民間事業者へ移譲を進め、平成27年4月までには全事業を譲渡（バス事業廃止）することとしている。

このような中、平成21年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、経営健全化計画を策定し、現在、7ヵ年計画で経営の健全化に集中的に取り組みながら、人や環境にやさしい身近な公共交通機関として、市民や観光客に愛される市電・市バスを目指し努力を重ねているところである。

2 軌 道 事 業（大正13年8月1日事業開始）（電車課・総務課営業推進室）

（1）輸送状況

年度		21	22	23	24	25
事項						
年間輸送人員（人）		9,240,680	9,536,782	10,194,381	10,286,991	10,895,839
年間走行キロ（km）		1,899,166.8	1,847,698.7	1,867,879.7	1,813,141.0	1,728,889.7
年間延使用車両（両）		14,179	14,308	14,325	14,493	13,586
利用率（％）		3.8	3.6	3.8	3.8	4.0
乗車料収入（円）		1,089,715,640	1,126,695,813	1,199,738,628	1,212,002,254	1,278,305,323
一日平均	輸送人員（人）	25,317	26,128	27,854	28,184	29,852
	走行キロ（km）	5,203.2	5,062.2	5,103.5	4,967.5	4,736.7
	延使用車両（両）	38.8	39.2	39.1	39.7	37.2
	乗車料収入（円）	2,985,522	3,086,838	3,277,974	3,320,554	3,502,206
一平日一車均	輸送人員（人）	651.7	666.5	711.6	709.8	802.0
	走行キロ（km）	133.9	129.1	130.4	125.1	127.3
	乗車料収入（円）	76,854.2	78,745.9	83,751.4	83,626.7	94,089.9
表定速度（km/h）		12.8	12.8	12.5	12.9	12.0
在車両籍数	おきー車（ワンマン）	36	36	36	36	36
	連 接 車	8	8	8	8	8

（注）乗車料収入は消費税相当分を除いて算出

(2) 営業路線

項目 年度	路線延長 (km)	単線延長 (km)	複線延長 (km)	営業路線延長 (km)	運転系統 (系統)	停留所数 (カ所)	停留所間距離		
							最長	最短	平均
平成25年度	11. 941	0. 127	11. 814	12. 092	2	35	0. 591	0. 126	0. 356

(3) 系統別運輸成績

(平成25年度)

系統	区間	走行キロ (km)	乗車 人員 (千人)	収入 (千円)	費用 (千円)	差引 (千円)	キロ当たり収支			乗車 効率 (%)
							収入 (円)	費用 (円)	差引 (円)	
A系統	健軍町～田崎橋 (9. 2km)	1, 091, 354. 4	7, 115	1, 523, 185	1, 178, 284	344, 901	1, 395. 7	1, 079. 7	316. 0	38. 3
B系統	健軍町～上熊本駅前 (9. 4km)	637, 535. 3	3, 781	809, 410	688, 317	121, 093	1, 269. 6	1, 079. 7	189. 9	30. 5
計		1, 728, 889. 7	10, 896	2, 332, 595	1, 866, 601	465, 994	1, 349. 2	1, 079. 7	269. 5	34. 8

(注) 乗客1人当たり料金収入 定期外128円56銭 定期78円28銭 全体117円32銭

(4) 電車運行要領

(平成26年4月1日現在)

項目 系統	運 行 区 間	営業時間	運転方法	時 刻 表 示
A系統	熊本駅前～健軍町 (8. 7km) 田 崎 橋～健軍町 (9. 2km)	5 : 50ー 0 : 28	ダイヤ運転	終日時刻表示
B系統	上熊本駅前～健軍町 (9. 4km)	5 : 50ー23 : 31	ダイヤ運転	終日時刻表示

(5) 運 賃 (平成19年10月12日改定)

ア 普通旅客運賃 (均一運賃制)

種別	適用	内容
運賃	大人 (中学生以上)	150円
	小児 (小学生以下)	12歳未満の者は大人運賃の半額、6歳未満の幼児は保護者同伴の場合に限りその1人は無料とする
	特殊運賃	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は各々普通運賃の50%割引 熊本県内に住所を有する65歳以上の者で、道路交通法第104条の4第2項の規定により公安委員会の運転免許を取り消された者に対して発行した免許返納者割引乗車証を有する者は普通運賃の50%割引
団体旅客運賃	大人 (中学生以上)	30人以上の団体で同時に一定の停留場で乗降する場合 (12歳以上の団体)
	小児及び特殊	上記の団体で小学生以下の小児及び身体障がい者並びに養護施設児童の団体
団体旅客運賃の割引適用方法		基準となる普通旅客運賃からその運賃の100分の10以内の額を割引した額

イ 1日乗車券及び2日乗車券運賃

種 類	運 賃	乗車できる範囲
1日乗車券	(区間指定①) 大人 500円 小児 250円	電車の全区間及びバスの指定区間
	(区間指定②) 大人 700円 小児 350円	電車及びバスの全区間
	(県 内 版) 大人 1, 500円 小児 750円	電車及びバスの全区間
2日乗車券	(区間指定①) 大人 800円 小児 400円	電車の全区間及びバスの指定区間

※ 市内の観光・文化施設の割引特典付き

ウ 定期旅客運賃

種 別		期 間	割 引 率	摘 要
通 勤 定 期		1 カ月	普通運賃を60倍したものから40%割引	持参人式定期券は、当該通勤定期券を持参する者も使用できる
大 人 通 学 定 期 （ 中 学 生 以 上 ）		1 カ月	普通運賃を60倍したものから50%割引	端数売り1ヶ月定期券は、端数日数59日を限度として発売する 3ヶ月定期券は、端数日数29日を限度として発売する
小 児 通 学 定 期 （ 小 学 生 ）		1 カ月	普通運賃を60倍したものから75%割引	
通 勤 通 学 定 期		1 カ月 の み	通勤定期運賃額の2分の1と大人通学定期運賃額の合算額	
特殊割引定期	通勤	1 カ月	通勤定期券の30%割引	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に発売する
	通学	1 カ月	大人通学定期券の50%割引	
電車・バス共通定期		自動車運送事業の欄を参照		
電車・バス乗継定期				
夏休み子ども定期券				

※ 通勤通学定期を除く各種別の3カ月定期は、1カ月定期運賃額を3倍したものから5％割引

エ 回数旅客運賃

種 別	発 売 額	利 用 額	摘 要
普 通 カ ー ド	自動車運送事業の欄を参照		
通 学 カ ー ド			
動植物園入園券付回数乗車券	500円	市電回数乗車券300円 熊本市動植物園入園料	150円の市電回数乗車券2枚と 動植物園入園券1枚を付する

オ 貸切旅客運賃

大人運賃（円）	小児運賃（円）
10,300	5,200

（６）超低床電車（ＬＲＶ）の概要

型 式		9700型	0800型
営業開始		平成9年8月	平成21年4月
車 両 数		2車体連接車5編成	2車体連接車2編成
車両製作		株式会社 新潟鐵工所 ADトランス ボンバルディア トランスポートーション	新潟トランスシス 株式会社
車 種		4輪ボギー連接電動客車	4輪ボギー連接電動客車
定 員		76人	82人
車 長		18, 550mm	18, 400mm
車 幅		2, 350mm	2, 400mm
床高	通 路	360mm	360mm
	出入口	300mm	300mm

（７）カラー広告電車

種 別		規 格 (mm) 縦×横	広 告 料 金 (消費税は含まない)	摘 要
電車	車外	広告表示面積合計5.3㎡以内	1 カ月 1 車 250,000円	原則としてフィルムを用い、管理者が別に定める基準によるものを用いること

実 績

年度	21	22	23	24	25
項目					
収 入 (千円)	57,925	49,892	53,350	48,100	50,683

(注) 消費税相当分は除いて算出

3 自動車運送事業（自動車課・総務課営業推進室）

（１）輸送状況

乗合 昭和 2年11月23日事業開始
貸切 昭和 6年 5月23日事業開始
貸切 昭和54年 8月 1日事業廃止
貸切 平成 8年 7月13日事業開始

年度		21	22	23	24	25
事項						
年間輸送人員（人）		8,895,818	6,916,565	5,272,237	3,176,257	2,714,415
年間走行キロ（km）		4,008,223	3,553,567	2,820,234	1,735,953	1,334,885
年間延使用車両（両）		37,285	31,904	23,652	15,487	11,792
利 用 率（％）		3.6	2.6	2.0	1.2	1.0
乗車料収入（円）		1,193,139,867	1,107,128,318	918,871,316	588,952,992	498,841,389
一日平均	輸送人員（人）	24,372	18,949	14,405	8,702	7,437
	走行キロ（km）	10,981.0	9,736.0	7,706.0	4,756.0	3,657.2
	延使用車両（両）	102.2	87.4	64.6	42.4	32.3
	乗車料収入（円）	3,268,876	3,033,228	2,510,577	1,613,570	1,366,689
一日一車平均	輸送人員（人）	238.6	216.8	222.9	205.1	230.2
	走行キロ（km）	107.5	111.4	119.2	112.1	113.2
	乗車料収入（円）	32,000.5	34,701.9	38,849.6	38,028.9	42,303.4
表 定 速 度（km/h）		13.2	12.9	12.8	13.0	12.9
在籍車両数	ワンマン	125	112	87	56	42

（注）乗車料収入は消費税相当分を除いて算出

表定速度は総所要時分から起終点の調整時分を差し引いて計算

平成 8年 7月13日事業開始の貸切は、競輸入場者送迎専用限定貸切バス

（２）営業路線

年度		21	22	23	24	25
項目						
免 許 路 線（km）		104.66	94.66	73.86	47.46	26.70
営 業 路 線（km）		100.16	90.16	68.46	43.46	23.80
休 止 路 線（km）		4.50	4.50	5.40	1.20	0.00
停留所名称数（力所）		263	234	179	117	69
停留所間距離	最 長（km）	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8
	最 短（km）	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	平 均（km）	0.341	0.350	0.353	0.354	0.350
運転系統数	路 線（路線）	17	15	9	5	2
	系統数（系統）	66	56	42	24	14
運転系統距離	総 長（km）	565.7	498.3	416.2	234.5	152.2
	最 長（km）	16.2	16.2	16.2	16.2	15.6
	最 短（km）	1.6	1.6	2.9	2.9	3.7
	平 均（km）	8.6	8.9	9.9	9.8	10.9

(3) 路線別運輸成績

(平成25年度)

路線 番号	路 線 名	走行キロ (km)	乗車人員 (千人)	収 入 (千円)	費 用 (千円)	差 引 (千円)	キロ当たり収支		
							収入 (円)	費用 (円)	差引 (円)
4	小 峯 京 塚 線	940,629	2,099	701,612	537,028	164,584	745.9	570.9	175.0
32	渡 鹿 長 嶺 線	299,950	502	224,685	193,904	30,781	749.1	646.5	102.6
臨時便		3,190	4	877	463	414	274.9	145.1	129.8
貸切		91,116	109	70,457	41,535	28,922	773.3	455.8	317.5
合 計		1,334,885	2,714	997,631	772,930	224,701	747.4	579.0	168.4
5 帯山線・・・・・・・・平成24年4月1日廃止 6 島崎保田窪線・・・・・・・・平成24年4月1日廃止 16 健軍長嶺線小峯京塚線…秋津健軍線・東町団地線に含む 22 熊本駅県庁線・・・・・・・・平成24年4月1日廃止 31 熊本駅長嶺線・・・・・・・・平成24年4月1日廃止 10 秋津健軍線・・・・・・・・平成25年4月1日廃止 16 健軍長嶺線・・・・・・・・平成25年4月1日廃止 18 東町団地線・・・・・・・・平成25年4月1日廃止									

(注) 乗客1人当たり運賃収入(貸切除く) 定期外178円29銭 定期118円17銭 全体166円38銭

(4) 運 賃 (平成26年4月1日改定)

ア 普通旅客運賃 (対キロ区間制)

運賃	大人 (中学生以上)	最初の2キロまでは賃率65円、2キロを超え10キロまでは賃率32円50銭、 10キロを超え20キロまで賃率29円25銭、20キロを超えるものは賃率26円00銭で計算した額
	小児 (小学生以下)	12歳未満の者は大人運賃の半額、6歳未満の幼児は保護者同伴の場合に限りその1人は無料とする
最低運賃	大 人	150円
	小 児	80円
特 殊 運 賃		身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は各々普通運賃の50%割引 熊本県内に住所を有する65歳以上の者で、道路交通法第104条の4第2項の規定により公安委員会の運転免許を取り消された者に対して発行した免許返納者割引乗車証を有する者は普通運賃の50%割引

イ 1日乗車券及び2日乗車券運賃

種 類	運 賃	乗 車 で き る 範 囲
1日乗車券 (区間指定①)	大人 500円 小児 250円	電車の全区間及びバスの指定区間
1日乗車券 (区間指定②)	大人 700円 小児 350円	電車及びバスの全区間
1日乗車券 (県 内 版)	大人 1,500円 小児 750円	電車及びバスの全区間
2日乗車券 (区間指定①)	大人 800円 小児 400円	電車の全区間及びバスの指定区間

ウ 定期旅客運賃

種 別		期 間	割 引 率	摘 要
通 勤 定 期		1カ月	普通運賃を60倍したもののから40%割引	持参式定期券は、当該通勤定期券を持参する者も使用できる
企 業 定 期		1カ月	普通運賃を60倍したもののから45%割引	
通 学 定 期 (中学生以上)		1カ月	普通運賃を60倍したもののから50%割引	端数売り1ヶ月定期券は、端数日数59日を限度として発売する3ヶ月定期券は、端数日数29日を限度として発売する
通 学 定 期 (小学生以下)		1カ月	通学定期（中学生以上）1カ月定期運賃を50%割引	
通 勤 通 学 定 期		1カ月	全区間往復乗車となる場合は、乗車区間の大人通勤定期運賃と通学（中学生以上）定期運賃の合算額の50%割引、その他は75%割引	
特殊割引定期	通 勤	1カ月	通勤定期券の30%割引	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に発売する
	通 学	1カ月	通学（中学生以上）定期券の30%割引	
電車・バス共通定期		1カ月	電車とバス路線が平行している区間を利用するもので、電車とバスの定期運賃のうちいずれか高額となる運賃	
電車・バス 乗継定期	通勤	普 通	1カ月	乗継する停留所を起点として、電車及びバスのそれぞれの区間運賃から30円割引して算出した額を60倍して40%割引
		企 業	1カ月	乗継する停留所を起点として、電車及びバスのそれぞれの区間運賃から30円割引して算出した額を60倍して電車は40%割引、バスは45%割引
	通学	中学生以上	1カ月	乗継する停留所を起点として、電車及びバスのそれぞれの区間運賃から30円割引して算出した額を60倍して50%割引
片 道 定 期		1カ月	往復定期運賃から50%割引	
夏休み子ども定期券		通用期間は、熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）第3条第1項第4号に規定する夏季休業日（夏季休業日の前又は後に当該夏季休業日に連続して日曜日、土曜日又は）国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）がある場合は、当該日曜日等を含む。）とし、小学生以下の者に発売額1,000円で発行する。		

※ 通勤通学定期を除く各種別には3カ月定期もあり、1カ月定期運賃額を3倍したもののから5%割引

エ 回数旅客運賃

種別	発売額	利用額	摘 要	備考
普通 カード	1,000円	1,100円	乗車区間の運賃額に合わせて使用する	各社共通 ・市電 ・市バス ・九州産交バス(株) ・熊本電気鉄道(株) ・熊本バス(株) ・産交バス(株) ・熊本都市バス(株) ※民間事業者はカード対応機器を有するものに限り使用できる
	3,000円	3,300円		
	5,000円	5,600円		
通学 カード	1,000円	1,300円	乗車区間の運賃額に合わせて使用する学校または身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する諸施設に通学（通園）する者（身分証明書が必要）	
	3,000円	3,900円		
	5,000円	6,500円		

オ 貸切旅客運賃（平成8年7月1日制定）

種 別	算 出 単 位	大 型 車	中 型 車	小 型 車
時 間 制 旅 客 運 賃	1時間当たり	13,180円	10,260円	8,750円
キ ロ 制 旅 客 運 賃	100kmまで	1km当たり 710円	1km当たり 550円	1km当たり 440円
	100km～300km	〃 550円	〃 420円	〃 350円
	300km以上	〃 430円	〃 350円	〃 300円

※ 貸切旅客運賃は、消費税8%を含んだ額

（注）競輸入場者送迎専用貸切バスの限定免許に基づく運賃

4 経 営 状 況（総務課）

（単位 円）

事 項 \ 年 度		21	22	23	24	25
軌 道 事 業	総 収 益	2,006,103,340	2,445,147,432	2,164,086,796	2,214,761,268	2,332,594,975
	乗車料収入	1,089,715,640	1,126,695,813	1,199,738,628	1,212,002,254	1,278,305,323
	その他収入	916,387,700	1,318,451,619	964,348,168	1,002,759,014	1,054,289,652
	総 費 用	2,092,189,074	2,027,234,014	1,861,590,105	1,873,015,431	1,866,600,574
	人件費	1,447,157,610	1,237,549,715	1,214,395,409	1,234,408,868	1,167,877,999
	減価償却費	182,508,429	167,655,288	164,389,486	177,753,647	180,218,174
	電力費	60,186,875	57,828,085	60,898,240	62,255,448	65,349,918
	支払利息	66,426,936	46,973,332	37,634,333	31,949,857	26,918,308
	修繕費	101,991,273	74,349,543	99,690,723	126,838,382	149,114,365
	その他	233,917,951	442,878,051	284,581,914	239,809,229	277,121,810
単 年 度 損 益		△ 86,085,734	417,913,418	302,496,691	341,745,837	465,994,401
剰余金又は累積欠損金		△ 4,016,477,397	△ 3,598,563,979	△ 3,296,067,288	△ 2,954,321,451	△ 2,488,327,050
自 動 車 運 送 事 業	総 収 益	2,857,293,838	2,439,897,339	1,839,733,604	1,303,035,545	1,067,062,050
	乗車料収入	1,193,139,867	1,107,128,318	918,871,316	588,952,992	498,841,389
	その他収入	1,664,153,971	1,332,769,021	920,862,288	714,082,553	568,220,661
	総 費 用	2,211,743,379	1,928,262,041	1,434,574,301	1,035,434,172	772,929,810
	人件費	1,748,222,250	1,532,446,330	1,114,245,496	824,634,955	609,905,131
	減価償却費	100,606,712	68,639,465	45,357,910	25,385,780	17,158,235
	燃料費	127,229,600	124,077,400	110,027,200	69,969,200	61,270,000
	支払利息	27,288,971	11,286,207	5,916,777	4,395,336	3,990,029
	修繕費	66,528,213	59,729,738	54,878,939	34,800,992	19,099,136
	その他	141,867,633	132,082,901	104,147,979	76,247,909	61,507,279
単 年 度 損 益		645,550,459	511,635,298	405,159,303	267,601,373	294,132,240
剰余金又は累積欠損金		△ 542,894,004	△ 31,258,706	373,900,597	641,501,970	935,634,210
計	総 収 益	4,863,397,178	4,885,044,771	4,003,820,400	3,517,796,813	3,399,657,025
	乗車料収入	2,282,855,507	2,233,824,131	2,118,609,944	1,800,955,246	1,777,146,712
	その他収入	2,580,541,671	2,651,220,640	1,885,210,456	1,716,841,567	1,622,510,313
	総 費 用	4,303,932,453	3,955,496,055	3,296,164,406	2,908,449,603	2,639,530,384
	人件費	3,195,379,860	2,769,996,045	2,328,640,905	2,059,043,823	1,777,783,130
	減価償却費	283,115,141	236,294,753	209,747,396	203,139,427	197,376,409
	電力費・燃料費	187,416,475	181,905,485	170,925,440	132,224,648	126,619,918
	支払利息	93,715,907	58,259,539	43,551,110	36,345,193	30,908,337
	修繕費	168,519,486	134,079,281	154,569,662	161,639,374	168,213,501
	その他	375,785,584	574,960,952	388,729,893	316,057,138	338,629,089
単 年 度 損 益		559,464,725	929,548,716	707,655,994	609,347,210	760,126,641
剰余金又は累積欠損金		△ 4,559,371,401	△ 3,629,822,685	△ 2,922,166,691	△ 2,312,819,481	△ 1,552,692,840

（注）消費税相当分を除いて算出

5 職員数及び給与（総務課）

（１）部門別職員数

（平26年4月1日現在）（単位 人）

部門・性別 職種別	一般管理			電車			バス			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
特 別 職	1		1							1		1
事 務 職	13	1	14	8	1	9	10	1	11	31	3	34
技 術 職				26		26	5		5	31		31
運 転 士				27		27	24		24	51		51
車 掌				2		2				2		2
そ の 他				20		20	7		7	27		27
計	14	1	15	83	1	84	46	1	47	143	3	146

（注）再任用職員を除く（専従含む）

（２）部門別 1 人月平均給与額等

（平成26年4月分）

事項 部門別	一般管理	電車	バス	全体
基 本 給（円）	323,006	358,571	346,230	351,137
超過勤務手当（円）	43,412	71,485	60,380	65,175
その他の手当（円）	22,120	16,905	15,628	16,995
合 計（円）	388,538	446,961	422,238	433,307
年 齢（歳）	39歳 4月	50歳 1月	46歳 8月	47歳 11月
勤 続 年 数（年）	17年 3月	23年 11月	19年 9月	21年 11月

（注）特別職・再任用職員を除く（専従含む）

6 施 設（総務課）

（平26年4月1日現在）

施設 項目	敷地面積	建物面積	開設年月日	配車台数	施設内容
大 江 庁 舎 及 び 電 車 営 業 所	2,892㎡	1,636㎡	大13. 7. 7	14両	事務所・電車営業所・電車車庫
上熊本車両工場及び 電 車 営 業 所	7,335㎡	2,910㎡	平14. 10. 14	38両	電車営業所・電車車庫・車両整備工場
小 峯 営 業 所	17,410㎡	2,169㎡	昭54. 3. 1	32両	営業所・バス車庫
上 熊 本 詰 所	2,405㎡	501㎡	平19. 4. 1	—	電車課詰所

水道

1	上 下 水 道 局	399
2	熊本市上下水道事業 経 営 基 本 計 画	401
3	水 道 事 業	402
4	下 水 道 事 業	412
5	工 業 用 水 道 事 業	421

1 上下水道局

(1) 沿革

上下水道局では、上水道事業、下水道事業、工業用水道事業を行っている。

上水道事業は、大正13年（1924年）の給水開始以来、安全で安価な水道水の安定供給に努めている。一方、下水道事業は、昭和23年（1948年）に戦災復興事業の一環として着手以来、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいる。また、工業用水道事業は、城南町との合併に伴い、平成22年（2010年）に本市が引き継ぎ、産業振興や雇用促進に寄与する企業誘致を促進するため、立地企業に低廉な工業用水を提供している。

(2) 職員数・局舎等

ア 職種別職員数等（総務課）

（平成26.4.1現在）

職種別 区分	特 別 職	事 務 職	技 術 職	全 体
計	1 名	159 名	271 名	430 名

注）全体欄は特別職を除く。技術職には業務職を含む。

イ 局舎（総務課）

（平成26.4.1現在）

所 在 地 中央区水前寺6丁目2番45号

敷 地 面 積 9,174.28 m²

（本 館）

（別 館）

建 物 面 積 延 9,133.13 m²

延 3,359.29 m²

着 工 平成24年3月23日

昭和56年4月28日

竣 工 平成26年2月14日

昭和57年5月12日

構 造 鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部）
地下1階、地上6階

鉄筋コンクリート造
地下1階、地上3階

総 工 費 3,880,000 千円

626,667 千円

ウ 上下水道センター（総務課）

（西部上下水道センター）

（北部上下水道センター）

所 在 地 西区池上町901番地1

北区下硯川2丁目8番1号

建 物 面 積 635.49 m²

1,095.60 m²

延 床 面 積 823.43 m²

1,050.60 m²

着 工 平成6年3月7日

平成7年9月1日

竣 工 平成6年9月20日

平成8年3月15日

構 造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）平屋

総 工 費 269,642 千円

297,567 千円

エ 水の科学館（経営企画課）

施設紹介

水の科学館は、熊本市民の共有財産である地下水、その地下水を水源とする水道、そして水環境を守る下水道について関心を持っていただくための体験学習の場として設置している。平成2年に地下水や水道の学習施設としてスタートし、平成12年の開館10周年を機に「水の実験室わくわく」を設置した。また、平成24年3月に展示物等のリニューアルを実施した。

施設概要

所 在 地	北区八景水谷1丁目11番1号（八景水谷公園内）
建 物 面 積	約 2,415 m ²
延 床 面 積	約 1,245 m ²
構 造	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造・平屋
着 工	平成2年1月
竣 工	平成2年9月
総 工 費	約 560,000 千円
施 設 内 容	(1) くまもと水再発見、(2) 空の国、(3) 地下の国、(4) 大地の国、 (5) つながりの国、(6) 海の国、(7) 水の実験室わくわく、 (8) 研修ホール、(9) 中池（水の遊具）など

利用状況

（単位：人）

年度 区分	大人	小人	合計
21	46,131	49,315	95,446
22	48,600	48,592	97,192
23	37,015	41,278	78,293
24	52,905	73,983	126,888
25	46,402	66,078	112,480

※ 平成21年6月20日に、累積来館者150万人を突破

※ 平成23年11月1日から平成24年3月16日まで、リニューアル工事に伴い休館

2 熊本市上下水道事業経営基本計画（経営企画課）

（１）趣旨

平成２１年度の上下水道組織統合や平成２４年度からの政令指定都市移行などを踏まえ、上下水道のこれまでの取組みを整理再構築し、上下水道局が目指すべき方向性を明らかにするため、「熊本市上下水道事業経営基本計画」を策定した。（平成２４年４月１日施行）

（２）計画期間

平成２４年度から平成３３年度までの１０年間（平成２８年度に中間見直し）

（３）基本方針

- ・ 上下水道の機能強化（水道の整備推進及び機能保全、下水道の整備推進及び機能保全など）
- ・ 環境に配慮した水循環社会の形成（「地下水都市くまもと」の水環境・水循環の保全など）
- ・ お客さまを真ん中にした事業運営（信頼性・利便性の向上と広報・広聴の充実など）
- ・ 安定した事業経営（経営基盤の強化、執行体制の整備と人材の育成）

経営理念１ ライフラインの機能強化に努めます

経営理念２ 環境を保全し水循環社会形成に努めます

経営理念３ お客さまの視点に立った企業運営に取り組みます

経営理念４ 公営企業として効果的・効率的な経営に努めます

基本方針１

上下水道の機能強化

基本施策１ 水道の整備推進及び機能保全

基本施策２ 下水道の整備推進及び機能保全

基本施策３ 災害に強い上下水道の確立

基本方針２

環境に配慮した水循環社会の形成

基本施策４ 「地下水都市くまもと」の水環境・水循環の保全

基本施策５ 環境負荷低減策の推進

基本方針３

お客さまを真ん中にした事業運営

基本施策６ 信頼性・利便性の向上と広報・広聴の充実

基本施策７ お客さまの参画と水に関わる人たちとの連携・協働

基本方針４

安定した事業経営

基本施策８ 経営基盤の強化

基本施策９ 執行体制の整備と人材の育成

3 水道事業

(1) 水道事業の沿革

熊本市の水道事業は、大正13年に八景水谷を水源地、立田山を配水池として、坪井や新屋敷など中心市街地に給水を開始したのが始まりである。その後、本市が周辺町村との合併などで拡大・発展する中、水需要も増加の一途をたどり、上水道事業はこれに対応するため、新たな水源の確保や水道管の布設などを行い、第1次から第5次までの拡張事業を推進してきた。熊本市水道事業の特徴は、水道水源を100%天然地下水で賄っている点にある。熊本の地下水は、雨水が地下に浸透して流れていく間に自然にろ過され、きれいになる。その水質は極めて良質で安定しており、日本屈指のおいしい水として広く知られている。水道の蛇口をひねれば、おいしい天然水が出る、そんな暮らしが熊本にはある。

一方、上水道事業が施設の拡張から維持管理の時代へと変化する中で、本市も平成9年度から第2次配水管整備事業として、老朽化した水道管を順次取替えるとともに、平成13年度からは第3次施設整備事業として、水道管以外の老朽化した上水道施設も計画的に更新している。また、地震や台風などの災害にも強い水道を構築するために、主要な水源地や配水場の耐震化を行うとともに、緊急遮断弁を設置し緊急貯水量を確保するなど、防災対策強化にも取り組んでいる。

近年では、人口増加の鈍化や市民の節水意識の高揚などにより、水需要の伸びは見込めず、経営環境は厳しさを増している。このような中で、平成10年度から17年度まで経営改善計画を立案し、財政の健全化、事業の効率化、組織の活性化などに取り組んできたが、平成18年度には、健全な経営のもとで、将来にわたり安全で良質な水道水を安定的に供給していくために、熊本市上水道事業の経営の基本方針とこれを達成する手段を定める計画として、「熊本市水道事業経営基本計画」を策定した。さらに、平成23年度には、平成21年度の上下水道組織統合や平成24年度からの政令指定都市移行などを踏まえ、上下水道のこれまでの取組みを整理再構築し、上下水道局が目指すべき方向性を明らかにするため、「熊本市上下水道事業経営基本計画」を策定した。

平成21年度からは、第2次配水管整備事業・第3次施設整備事業などの諸事業を引き継ぐとともに、「熊本市水道事業経営基本計画」を実現・具体化するために必要な上水道施設の整備実施計画（上水道施設の機能強化についての実施計画）として、「熊本市水道事業水道施設整備実施計画」に着手している。この計画に基づき、「水道の機能保全」「水質の管理」「災害に強い水道」の強化並びに「環境への配慮」を目指し、安全でおいしい水の安定供給を図るための取組みを進めている。

また、平成20年度の富合町との合併に伴い2つの町営簡易水道を、平成21年度の城南町・植木町との合併に伴い両町の1つの上水道事業及び8つの簡易水道事業を引き継いだ。これらの水道事業の統合を進めるために、平成21年度には、富合町の簡易水道を熊本市上水道事業に統合するとともに熊本市南部方面の整備を行うため、第6次拡張事業に着手した。また、平成24年3月31日には、城南町・植木町の上水道事業及び簡易水道事業を統合し、1つの上水道事業（熊本市水道事業）とする変更認可を受け、施設の再編成や未普及地域の解消などに取り組んでいる。

(2) 水道事業の概要

ア 水道施設整備実施計画及び第6次拡張事業（計画調整課）

これまでの拡張事業の概要

事業名	事業期間	基本計画		
		給水人口（人）	1日最大給水量（ m^3 ）	1人1日最大給水量（ $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$ ）
第1次拡張事業	昭和21年11月～昭和31年11月	200,000	60,000	300
第2次拡張事業	昭和33年1月～昭和40年3月	350,000	103,000	294
第3次拡張事業	昭和41年4月～昭和56年3月	461,000	283,000	614
第4次拡張事業	昭和55年4月～平成8年3月	599,000	298,000	497
第5次拡張事業	平成7年4月～平成29年3月	681,000	270,000	396

水道施設整備実施計画

① 事業の目的

平成18年に策定した水道事業経営基本計画を実現・具体化するために必要な上水道施設の整備実施計画。（水道施設の機能強化についての実施計画）

「水道の機能保全」「水質の管理」「災害に強い水道」の強化並びに「環境への配慮」を目指し、安全でおいしい水の安定供給を図る。

② 事業概要

- ・事業期間：平成21年度～平成30年度
- ・総事業費：約290億円
 - 1) 水道の機能保全（安心して使える水道）／ 管路の更新、水融通管の整備など
 - 2) 水質の管理（おいしさを届ける水道）／ 水道自動監視装置設置など
 - 3) 災害に強い水道の確立（災害に強い水道）／ 基幹管路の更新、配水池の増設など
 - 4) 環境への配慮（環境にやさしい水道）／ 太陽光・小水力発電や高効率機器の導入
- ・整備の効果（平成30年度目標）

	平成20年度（基準年）	平成30年度（目標）
有効率	93.7%	97.0%
耐震適合性のある基幹管路の割合	66.4%	80.0%
災害対策用貯水施設	59,550 m^3	66,000 m^3
消費エネルギー削減	対平成20年度比で5%以上削減	

第6次拡張事業

① 事業の目的

合併町（富合町、城南町、植木町）の水道事業や簡易水道事業を熊本市水道事業に統合し、市全域での施設・管路の機能強化を図る。

② 事業概要

- ・事業期間：平成22年度～平成40年度（平成23年度に第1回変更）
- ・総事業費：約430億円（当初230億円から変更）
- ・計画給水人口：703,000人 ・1日最大給水量：275,000 m^3 /日
 - 1) 安心して使える水道づくり（簡易水道の上水道事業への統合、小規模施設の統廃合など）
 - 2) おいしさを届ける水道づくり（水質監視装置の増強など）
 - 3) 災害に強い水道づくり（補給管整備、基幹管路の整備、配水池の整備など）
 - 4) 環境にやさしい水道づくり（太陽光・小水力発電や高効率機器の導入）

イ 漏水防止（水相談課）

第10次漏水防止実施計画

① 事業の目的

漏水調査を中心とした漏水防止対策により、経済的かつ効率的に、水の有効利用及び有効率の向上を目指す。

② 事業概要

※平成25年度の実績：調査距離2,644km

- ・計画期間：平成21年度～平成30年度
- ・目標有効率：96.6%
- ・主な取組内容：
 - 1) 音聴調査と調査機器を利用した複合的な漏水調査
 - 2) 漏水多発地区の集中した漏水調査
 - 3) 監視型漏水調査の実施及び検証
 - 4) 積極的な給水切替の取り組み

	漏水件数	推定防止量
配水管	11件	114m ³ /日
給水管 (公道)	131件	808m ³ /日
給水管 (メタ上流)	450件	1231m ³ /日
弁栓漏水	0件	0m ³ /日
合 計	592件	2153m ³ /日

ウ 水道水のおいしさと安全性の向上（水運用課、給排水設備課、経営企画課）

熊本市第6次総合計画及び経営基本計画に基づき、水道水の品質管理の徹底、安全性やおいしさのPR、直結給水方式の利用推進などにより、水道水のおいしさと安全性の向上に努める。

※目標：水道水をおいしいと感じる市民の割合 80.7%（平成20年度）→ 85%（平成30年度）

・水道水の品質管理の徹底（水質検査計画と水質検査管理体制）

水道法に基づき毎年度策定する水質検査計画に従い水質検査を実施し、供給する水道水の安全確認と浄水処理の確認を行うとともに結果を公表する。さらに、水質検査結果は水運用にも反映させ水質維持向上を図る。また、平成23年9月に認定取得した水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）体制の下、検査機器の計画的整備や精度管理・内部監査の実施などさらなる信頼性確保に努める。

・安全性やおいしさのPR

ホームページ・上下水道局だより・出前講座・水の科学館・水のペットボトル（熊本水物語）等を活用し、地下水のしくみ・水道水の供給システム・水道水のおいしさをPRする。

・直結給水方式の利用推進、給水装置及び貯水槽水道の適正管理に関する啓発

給水装置診断・小規模貯水槽診断を実施し、給水装置や受水槽の適正管理及び実態把握に努めるとともに直結給水の普及啓発を行う。

エ 熊本市第6次総合計画に基づく成果指標（計画調整課、経営企画課）

指 標 名	基準年（H20）	H25年度	目標年（H30）
水の有効率（％）	93.7	92.4	97
耐震適合性のある基幹管路の割合（％）	66.4	73.5	80
水道水をおいしいと感じる市民の割合（％）	80.7	82.7	85

(3) 主な事業統計

ア 給水普及状況（経営企画課）

区分 年度	行政区域内		給水区域内 人口（人）(A)	現在給水			普及率 （％） （B/A）
	人口（人）	世帯数		人口（人） （B）	世帯数	件数（件）	
21	728,332	301,816	714,645	680,128	284,258	310,095	95.2
22	732,832	303,080	719,036	685,152	285,479	312,288	95.3
23	734,361	306,170	732,949	688,916	288,392	315,231	94.0
24	737,294	309,890	735,818	692,456	292,921	318,719	94.1
25	738,371	313,082	736,082	695,171	296,302	322,449	94.3

イ 配水量（経営企画課）

区分 年度	総配水量（m ³ ）	1日最大 配水量（m ³ ）	1日最小 配水量（m ³ ）	1日平均 配水量（m ³ ）	1人1日 最大配水量（ℓ）	1人1日 平均配水量（ℓ）
21	79,118,385	237,588	174,275	216,763	358	326
22	80,445,658	242,293	178,948	220,399	354	322
23	80,100,709	242,262	176,191	218,854	352	318
24	79,959,052	238,696	181,028	219,066	345	316
25	80,541,922	246,121	183,923	220,663	354	317

ウ 有収水量と有収率（経営企画課）

区分 年度	総配水量（m ³ ） （A）	総有収水量（m ³ ） （B）	1日平均 有収水量（m ³ ）	有収率（％） （B/A）	無収水量（m ³ ） （C）	無収率（％） （C/A）
21	79,118,385	72,090,905	197,509	91.1	7,027,480	8.9
22	80,445,658	73,298,064	200,817	91.1	7,147,594	8.9
23	80,100,709	72,797,496	198,900	90.9	7,303,213	9.1
24	79,959,052	72,318,699	198,133	90.4	7,640,353	9.6
25	80,541,922	72,102,112	197,540	89.5	8,439,810	10.5

エ 有効水量と有効率（経営企画課）

区分 年度	総配水量（m ³ ） （A）	総有収水量 （m ³ ） （B）	無収有効 水量（m ³ ） （C）	総有効水量 （m ³ ） （D=B+C）	1日平均有 効水量（m ³ ）	有効率 （％） （D/A）	無効水量 （m ³ ） （E）	無効率 （％） （E/A）
21	79,118,385	72,090,905	2,346,282	74,437,187	203,937	94.1	4,681,199	5.9
22	80,445,658	73,298,064	2,393,577	75,691,641	207,374	94.1	4,754,017	5.9
23	80,100,709	72,797,496	2,436,018	75,233,514	205,556	93.9	4,867,195	6.1
24	79,959,052	72,318,699	2,377,606	74,696,305	204,647	93.4	5,262,747	6.6
25	80,541,922	72,102,112	2,295,332	74,397,444	203,829	92.4	6,144,478	7.6

オ 水道管延長（計画調整課）

区分 年度	導水管延長（m）	送水管延長（m）	配水管延長（m）	導・送・配水管延長 （合計：m）
21	41,987	56,295	3,006,409	3,104,691
22	44,184	58,009	3,066,270	3,168,463
23	44,489	52,076	3,121,988	3,218,553
24	44,417	52,482	3,169,037	3,265,936
25	44,365	57,453	3,207,901	3,309,719

カ 口径別有収水量（経営企画課）

（単位：千m³）

年度	一 般 用								浴場 営業用	その他	合計
	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm			
21	39,843	13,720	4,768	4,658	4,072	3,157	1,383	385	19	85	72,091
22	39,888	14,790	4,780	4,764	4,076	3,093	1,395	387	18	88	73,298
23	39,549	14,779	4,769	4,764	4,027	3,054	1,362	380	16	97	72,797
24	39,170	14,889	4,667	4,740	3,977	3,032	1,332	394	12	104	72,319
25	39,079	14,883	4,599	4,763	3,963	2,998	1,300	377	11	129	72,102

キ 用途別有収水量（経営企画課）

（単位：千m³）

年度	生活用	官公署用	学校用	病院用	事務所用	営業用	工場用	その他	合計
21	57,489	1,383	2,199	2,426	1,379	6,647	537	30	72,091
22	58,728	1,378	2,177	2,420	1,378	6,635	542	39	73,298
23	58,196	1,350	2,185	2,571	1,258	6,613	603	19	72,797
24	57,855	1,305	2,146	2,610	1,234	6,534	608	26	72,319
25	57,719	1,279	2,082	2,648	1,223	6,510	608	33	72,102

ク 漏水防止対策（水相談課）

区分 年度	調査管路延長（km）	修理件数（件）	推定防止量（m ³ /日）
21	2,020	727	2,445
22	2,041	639	2,282
23	2,055	754	2,063
24	2,209	389	964
25	2,644	592	2,153

(4) 料金及び加入金（料金課・給排水設備課）

ア 水道料金

平成 25 年 12 月 25 日公布

平成 26 年 4 月 1 日施行

区分 口径・用途		基本料金 (1ヶ月につき)	従量料金 (1 m ³ につき)				
			第一段	第二段	第三段階	第四段階	第五段階
一般用	13mm	972 円	1 m ³ 以上	11 m ³ 以上	21 m ³ 以上	31 m ³ 以上	41 m ³ 以上
	20mm	1,339.2 円	10 m ³ 以下	20 m ³ 以下	30 m ³ 以下	40 m ³ 以下	
	25mm	1,825.2 円	16.2 円	145.8 円	172.8 円	199.8 円	237.6 円
	40mm	4,158 円	1 m ³ 以上 50 m ³ 以下	51 m ³ 以上 100 m ³ 以下	101 m ³ 以上 500 m ³ 以下	501 m ³ 以上	
	50mm	9,018 円					
	75mm	16,038 円					
	100mm	27,648 円					
	150mm	59,400 円					
浴 場 営 業 用		150 m ³ 以下 5,616 円	151 m ³ 以上 1 m ³ につき 59.4 円				
一 時 用		1 m ³ につき 567 円					
私 設 消 火 栓		口径 50mm未満 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 324 円					
		口径 50mm以上 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 648 円					

※料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額とし、1 円未満の端数は切り捨てる。

イ 共同住宅の料金

「共同住宅」とは、受水槽を設けて給水を受ける集合住宅で、世帯単位で独立して生計を営み専ら住居として使用するものいう。（事務所、店舗、寄宿舍、寮等の併用住宅を除く）

共同住宅で、各戸に局で定めたメーターが取り付けられている場合は、各戸毎のメーター口径に応じた「一般用」の料金を適用する。

共同住宅で、各戸にメーターが取り付けられていない場合は、各戸均等使用とみなし上表の「一般用口径 20 mm」の料金を適用する。

ウ 加入金

平成 25 年 12 月 25 日公布

平成 26 年 4 月 1 日施行

メーター口径 (mm)	基準額 (税込)
13	64,800 円
20	129,600 円
25	194,400 円
40	648,000 円
50	1,296,000 円
75	3,240,000 円
100	6,480,000 円
150	12,960,000 円

※北区植木町を除く

エ 料金収納状況

(平 26. 3. 31 現在/税込)

区分 年度	調定額 (A)		収納額 (B)		収納率 (B/A)	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (%)	金額 (%)
21	3,192,659	12,566,223,177	3,185,757	12,548,932,674	99.78	99.86
22	3,280,250	12,696,950,388	3,272,693	12,678,384,014	99.77	99.85
23	3,314,297	12,597,460,125	3,307,233	12,579,611,833	99.79	99.86
24	3,353,463	12,518,093,672	3,345,477	12,494,907,651	99.76	99.81
25	3,397,342	12,502,030,222	2,897,171	10,775,729,544	85.28	86.19

※東地区の2月検針調定分は3月と4月に、西地区の3月検針調定分は4月と5月に収納されるが、平成25年度の収納額は平成26年3月31日現在を示しているため、過年度に対して収納率が低くなっている。

(5) 経営状況 (経営企画課)

ア 収益的収支・資本的収支の推移

(単位: 千円/税込)

年 度 事 項	21	22	23	24	25
(収益的収支)					
収益的収入	13,492,459	13,474,515	13,421,456	13,312,418	13,420,099
収益的支出	10,910,086	11,056,100	11,128,176	10,931,307	11,122,440
収益的収支	2,582,374	2,418,415	2,293,280	2,381,110	2,297,659
(資本的収支)					
資本的収入	1,884,314	2,737,033	2,617,623	3,416,973	5,584,937
資本的支出	6,365,984	6,919,078	8,202,911	10,152,046	12,416,466
資本的収支	△4,481,670	△4,182,045	△5,585,288	△6,735,073	△6,831,529

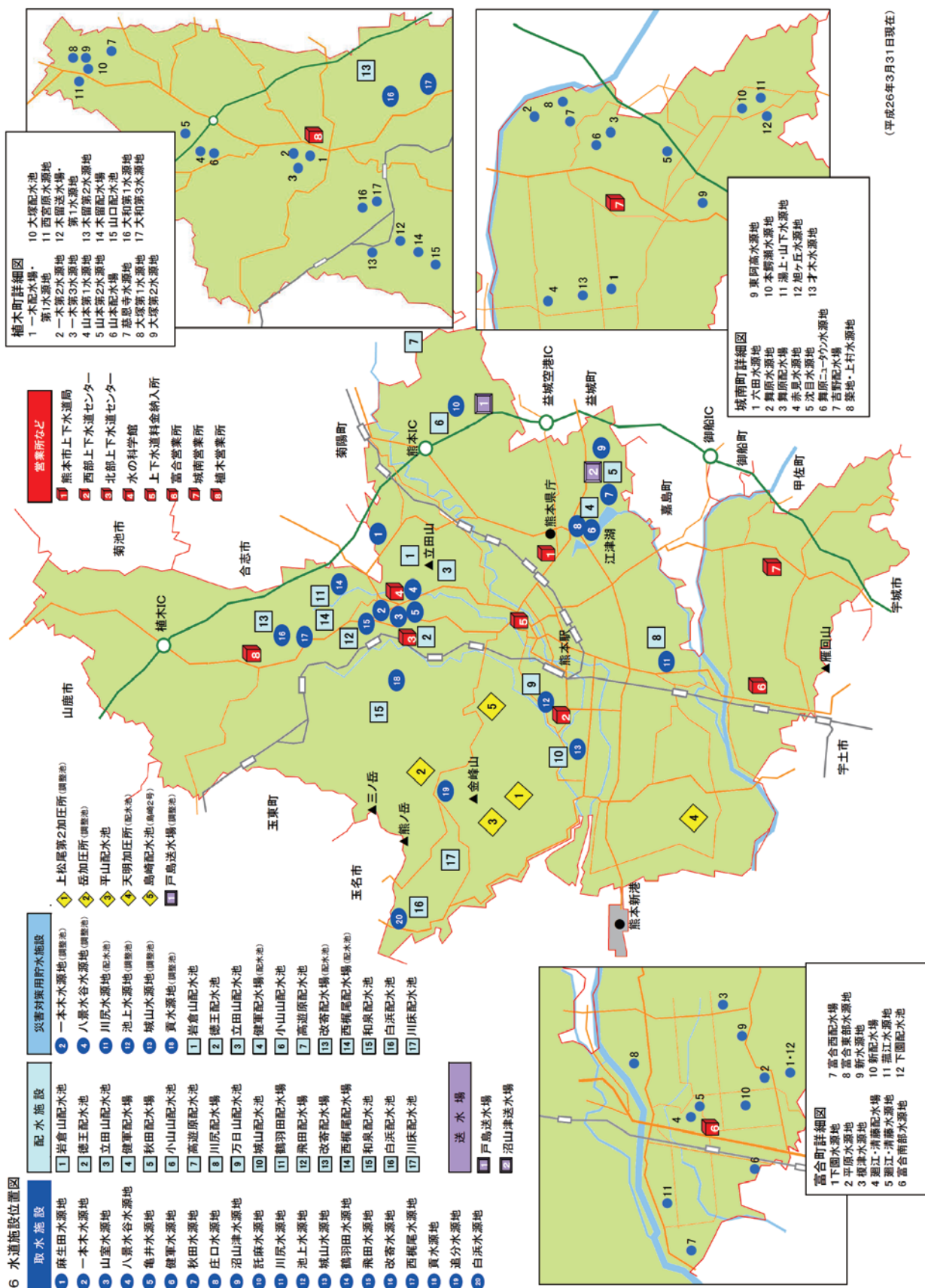
※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ 貸借対照表の要旨

(単位: 千円)

年 度 事 項	21	22	23	24	25
資産の部	102,851,386	105,978,157	108,112,314	111,185,219	117,317,985
負債・資本合計	102,851,386	105,978,157	108,112,314	111,185,219	117,317,985
負債の部	2,561,839	3,008,556	2,828,750	3,528,942	3,873,399
資本の部	100,289,547	102,966,902	105,283,564	107,656,278	113,444,586
企業債残高	33,644,988	33,231,763	32,596,455	31,665,618	33,827,236

(6) 施設等
ア 水道施設概略図



イ 水運用センター（水運用課）

所在地	中央区水前寺6丁目2番45号（局舎別館3階）
竣工	昭和58年7月、平成13年10月更新
目的	健軍水源地をはじめとする市内全域の送配水設備の情報処理及び遠隔監視制御をコンピュータによる一元管理によって、水の安定供給と上水道施設の経済的運用を図る。

設備概要	① 情報処理設備	
	データベースサーバ（デュアル）	1台
	データベースバックアップ装置	1式
	システムメンテナンスワークステーション	1台
	CRT装置	3台
	モバイルサーバ	1台
	モバイル端末	3台
	気象情報受信端末	1台
	業務・災害支援端末	4台
	ロギング装置	1台
	帳票プリンタ	2台
	メッセージプリンタ	2台
	カラーハードコピー	1台
	ギガビットイーサLAN設備	1式
	3面マルチプロジェクター	1式
	AV操作端末	1台
	LEDデジタル表示盤	1台
	② 遠隔監視制御設備	
	水源地等遠隔監視制御装置（親局・子局）	15カ所
	加圧ポンプ所系	2カ所
	路上局系	39カ所
	北部・河内系	9カ所
	自動通報装置系	1カ所
	③ 気象観測設備	1式
	④ 無停電電源設備	1式
	⑤ 非常用発電設備	1式
	⑥ 業務用無線設備	1式

ウ 水質管理室（水運用課）

所	在	地	中央区水前寺 6 丁目 2 番 4 5 号（局舎 2 階）	
竣	工		平成 2 6 年 2 月	
主な水質分析機器		ガスクロマトグラフ質量分析装置		3 台
		高速液体クロマトグラフ質量分析装置		1 台
		イオンクロマトグラフ		3 台
		高速液体クロマトグラフ		1 台
		誘導結合プラズマ発光分光分析装置		1 台
		誘導結合プラズマ質量分析装置		1 台
		水銀分析装置		1 台
		全有機炭素計		1 台

年度別水質検査検体数

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
原水	255	358	347	337	326
浄水	256	108	105	98	92
給水栓水	444	647	615	612	576
依頼水	851	709	570	505	400
苦情水	88	151	69	127	128
洗管水	354	408	488	630	525
工業用水	—	12	12	12	12
合計	2, 248	2, 393	2, 206	2, 321	2, 059

エ 水道サービス公社（総務課）

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

名 称	公益財団法人 熊本市水道サービス公社
所 在 地	西区池上町 9 0 1 番地 1
設 立 年 月 日	平成 4 年 3 月 3 0 日
事業開始年月日	平成 4 年 4 月 1 日
目 的	公社は、水道水の有効利用の促進と品質確保及び節水型社会の形成を推進することにより、熊本地域の良質な水道資源である地下水を保全し、もって地域社会の健全な発展と市民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。
事 業	・給水装置診断事業 ・水道に関する知識の普及啓発事業 ・水道事業等に関する業務の受託事業 ・その他公社の目的を達成するために必要な事業
基 本 財 産	30,000 千円
予 算	収入 189,436 千円
（平成 25 年度）	支出 189,139 千円

4 下水道事業

(1) 下水道事業の沿革（計画調整課）

下水道事業は、昭和23年（1948年）に戦災復興事業の一環として着手して以来66年にわたり、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいる。当初は浸水排除を主眼とした整備であったが、昭和42年に公害対策基本法が制定され、また昭和45年には水質汚濁防止法が制定されるに至り、熊本市においても、都市の発展拡大の途上で、同様に「公共用水域の水質保全」の必要性が増大し、昭和51年には、それまでの合流式下水道から分流式下水道へ整備方針を大きく転換するなど、市民の生活環境（特に水環境）を守ることに力を注いできた。

熊本市の下水道は、市域の拡大にあわせ、中部浄化センター（旧蓮台寺下水処理場）、東部浄化センター（旧秋津下水処理場）、南部浄化センター（旧川尻下水処理場）、西部浄化センター（旧小島下水処理場）、城南町浄化センターと順次整備を進め、各処理区で排出される汚水を分担して処理している。また、北部処理区及び植木処理区で排出される汚水は熊本県が管理する熊本北部浄化センター（熊本北部流域下水道）で、富合処理区の汚水は宇土市が管理する宇土終末処理場で各々処理されている。

なお、平成22年3月の旧城南町・旧植木町との合併に伴い両町の下水道事業も本市が引き継ぎ統合している。

(2) 下水道事業の概要（計画調整課）

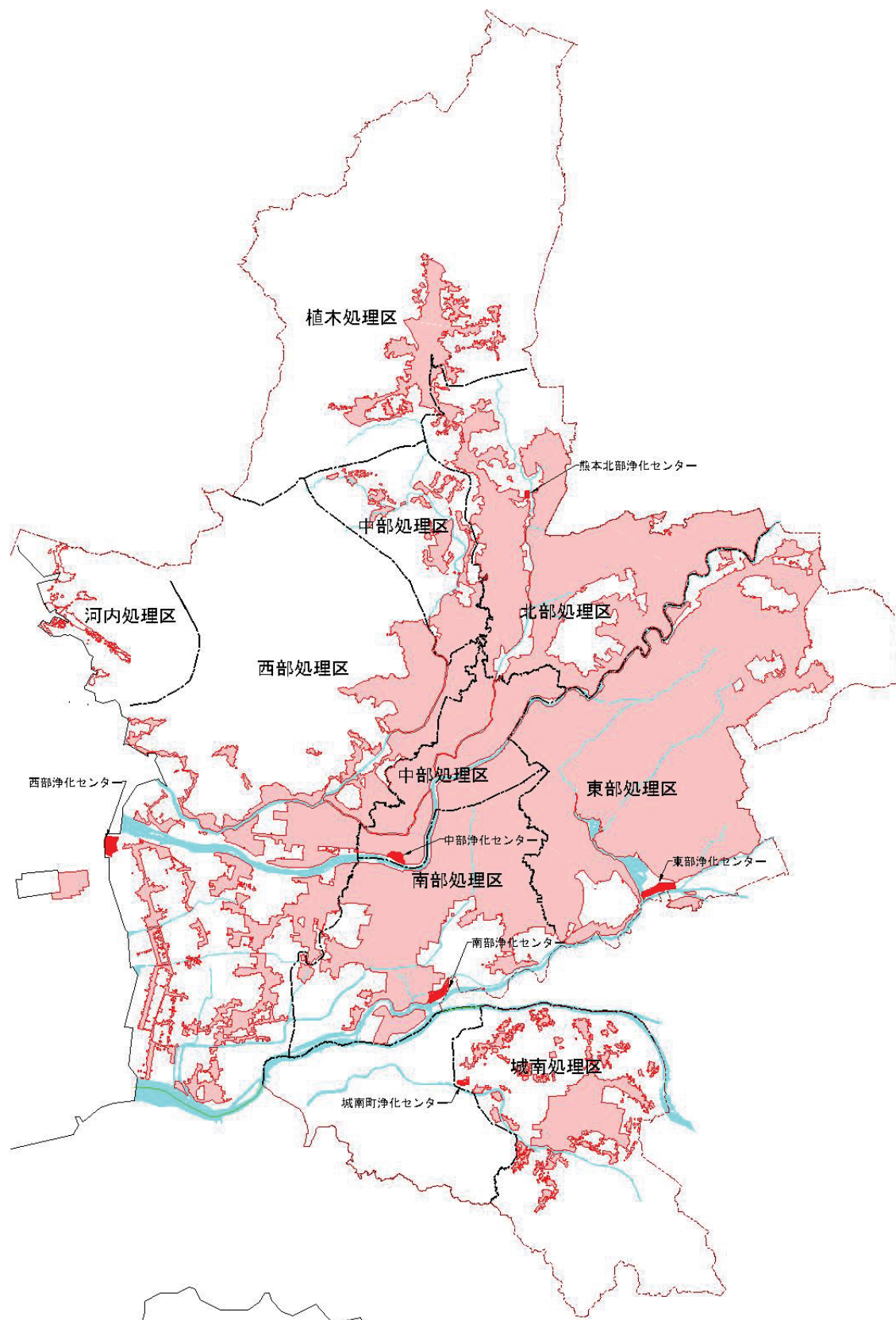
下水道は、健康で快適な生活を営むための生活環境施設として位置付けられるとともに、近年大きな社会問題となっている公共用水域の汚染を防止し、自然環境並びに水質保全を図るための極めて公共性の高い施設であり、本市においても最重要施策のひとつとして整備促進に努めている。

本市における公共下水道は、平成22年3月に合併した旧城南町、旧植木町を含め、市域面積38,954haのうち市街化区域を中心に周辺集落を含めた計画区域13,724haを中部、東部、南部、西部、北部、河内、富合、城南及び植木の9処理区に分割し、当面の目標となる予定処理区域13,026haについて整備を進めている。

計画区域のうち、中部、東部、南部、西部、北部、富合、城南及び植木についてはすでに処理開始しており、平成25年度末における下水道普及率は87.8%である。

今後、老朽化する下水道施設の改造改築、合流式下水道の改善を図るとともに、全国的に注目されている下水道資源としての処理水の有効利用を推し進めるなど、下水道の質的向上を目指し水循環の一翼を担うとともに、21世紀の住み良い環境づくりを推進していく。

ア 公共下水道の全体計画区域（計画調整課）



行政区域人口	処 理 人 口	普 及 率 (%)
7 3 2 , 8 7 7	6 4 3 , 3 4 4	8 7 . 8

イ 下水道事業計画（計画調整課・下水道整備課）

事業認可年月日 昭和23年12月15日
 着工年月日 昭和23年 4月 1日
 完工年月日 平成41年 3月31日
 排除方式 合流式、分流式

（平成26年3月31日現在）

	区 分	基本計画（A）	実施済（B）	進捗率（B/A）
総 事 業	処理面積(ha)	13,724	11,281	82.2
	処理人口（人）	666,300	643,344	96.6
	汚水ポンプ場（箇所）	33	32	97.0
	雨水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	終末処理場（箇所）	6	5	83.3
	事業費（千円）	544,492,665	446,420,475	82.0
	国庫補助（千円）	199,476,905	149,858,010	75.1
	県補助（千円）	-	-	-
	市費その他（千円）	47,725,430	40,305,138	84.5
	市債（千円）	297,290,331	256,257,327	86.2
中 部 処 理 区	処理面積(ha)	1,548	1,453	93.9
	処理人口（人）	85,000	88,380	104.0
	汚水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
東 部 処 理 区	処理面積(ha)	4,352	4,027	92.5
	処理人口（人）	263,200	271,016	103.0
	汚水ポンプ場（箇所）	13	13	92.9
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
南 部 処 理 区	処理面積(ha)	1,844	1,525	82.7
	処理人口（人）	90,900	93,528	103.0
	汚水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
西 部 処 理 区	処理面積(ha)	2,128	1,317	61.9
	処理人口（人）	74,800	58,135	77.7
	汚水ポンプ場（箇所）	4	3	75.0
	雨水ポンプ場（箇所）	1	2	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
北 部 処 理 区 （北部流域関連）	処理面積(ha)	2,355	2,301	97.7
	処理人口（人）	113,200	115,510	102.0
	汚水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-

区 分		基本計画（Ａ）	実施済（Ｂ）	進捗率（Ｂ／Ａ）
河 内 処 理 区	処理面積(ha)	81	0	0.0
	処理人口（人）	4,200	0	0.0
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
富 合 処 理 区 (宇土市終末処理場へ)	処理面積(ha)	410	163	39.8
	処理人口（人）	6,400	3,867	60.4
	汚水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
杉 島 処 理 分 区 (南部処理区へ)	処理面積(ha)	32.2	29	90.1
	処理人口（人）	400	554	138.5
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
植 木 処 理 区 (北部流域関連)	処理面積(ha)	450	88	19.6
	処理人口（人）	14,200	2,366	16.7
	汚水ポンプ場（箇所）	1	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
城 南 処 理 区	処理面積(ha)	556	378	68.2
	処理人口（人）	14,400	9,988	69.4
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-

ウ 下水道の維持管理（管路維持課、水再生課）

下水道管にゴミや土砂がたまると、汚水の流れの妨げや、管が傷む原因となるため、上下水道局では、常時下水道管の点検・清掃・修理を行っている。また、ポンプ場も汚水や雨水を流すために重要な施設であるため、故障やトラブルが起きないように定期的に巡回・整備している。さらに、浄化センターにおいても、施設の機能が十分に発揮できるよう常に点検を行い、自動制御で集中的に管理している。この他、下水道施設の老朽化が進んでいることから、更新や補修を計画的に行っており、浄化センター・ポンプ場施設機器の更新率を平成30年度までに100%とすることを目標としている。

清掃実績（H25）

管きょ清掃延長	48,983m
管きょ浚渫土量	384m ³

浄化センターへの流入水・放流水の平均的水質（H25）

	BOD	SS
流 入 水	174	136
放 流 水	3.0	2.4

単位：mg/L

エ 下水道資源の有効活用（計画調整課・水再生課）

環境保全に配慮した取り組みとして、下水処理水や処理の過程で発生する汚泥・消化ガスなどの下水道資源の有効活用に努めている。

下水汚泥については、これまでセメント化・コンポスト化することで一部の汚泥を有効利用していたが、平成25年度からは汚泥焼却施設に代わって汚泥固形燃料化施設が稼動し、汚泥の有効利用率100%を達成した。また、処理の過程で発生する消化ガスを利用した発電設備の導入も進めている。

オ 熊本市第6次総合計画に基づく成果指標（計画調整課）

指 標 名	基準年（H20）	H25年度	目標年（H30）
汚水処理率（%）	87.6	94.8	99.1
浄化センター、ポンプ場の施設機器の更新率（%）	9	54.0	100
汚泥の有効利用率（%）	17	100	100

（3）主な事業統計

ア 人口普及率・水洗化率（計画調整課）

区 分 年 度	行政区域内 人口（人）（A）	処理区域内 人口（人）（B）	人口普及率（%） （B/A）	水洗便所設置済 人口（人）（C）	水洗化率（%） （C/B）
21	727,955	602,566	82.8	576,987	95.8
22	729,048	620,130	85.1	597,493	96.4
23	729,189	628,728	86.2	607,492	96.6
24	731,815	633,038	86.5	612,514	96.8
25	732,877	643,344	87.8	622,006	96.7

イ 整備状況（計画調整課）

区 分 年 度	年度毎			累計		
	整備面積（ha）	処理面積（ha）	管きょ延長（m）	整備面積（ha）	処理面積（ha）	管きょ延長（m）
21	121	121	33,563	10,228	10,227	2,268,034
*城南・植木	376	371	83,437	10,604	10,598	2,351,471
22	189	189	44,817	10,793	10,787	2,396,288
23	132	132	30,276	10,925	10,919	2,426,564
24	187	187	41,152	11,112	11,106	2,467,716
25	175	175	43,857	11,287	11,281	2,511,573

※城南町・植木町からの引継ぎ分

ウ 有収水量・年間総汚水処理水量（経営企画課）

区 分 年 度	有収水量（m ³ ）（A）	汚水処理水量（m ³ ）（B）	北部流域下水道及び宇土市 終末処理場への流入量（m ³ ）（C）	有収率（%） （A/（B+C））
21	69,795,588	69,887,808	11,143,443	86.1
22	71,744,637	72,719,229	11,544,720	85.1
23	70,984,261	73,584,701	11,960,306	83.0
24	70,619,226	72,876,769	12,077,523	83.1
25	70,915,399	73,671,745	11,865,166	82.9

(4) 下水道使用料・受益者負担金（料金課・給排水設備課）

ア 下水道使用料

平成25年12月25日公布

平成26年 4月 1日施行

汚水の種類	使用料	
	基本使用料	874.28円
一般汚水	従量使用料 (1 m ³ につき)	1 m ³ を超え 10 m ³ まで 14.39円
		11 m ³ を超え 20 m ³ まで 128.57円
		21 m ³ を超え 50 m ³ まで 169.71円
		51 m ³ を超え 200 m ³ まで 205.71円
		201 m ³ を超え 500 m ³ まで 246.85円
		501 m ³ を超え 2,000 m ³ まで 287.99円
		2,001 m ³ を超える分 334.28円
公衆浴場汚水	1 m ³ につき	12.34円

※1 上記金額は消費税を含む。

※2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう。

※3 排除汚水量に1m³未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

イ 受益者負担金

昭和44年9月1日付建設省都市局長通達
に基づき条例公布時の算出式

昭和50年12月19日条例公布

昭和51年 8月 1日賦課開始

$$\text{受益者の負担金額} = \frac{\text{末端管きよ事業費} \times \frac{1}{3.5}}{\text{負担区域総面積} \times 0.8} \times \text{賦課区域内の受益者の土地面積}$$

単位負担金額：1 m²あたり 200円

徴収方法：原則として一括納付、ただし、受益者が分割納付を申し出た場合には、
3年間の12回分割

ウ 下水道使用料収納状況

(平成26年3月31日現在：税込)

区分 年度	調定額 (A)		収納額 (B)		収納率 (B/A)	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (%)	金額 (%)
21	2,824,371	11,103,674,665	2,814,786	11,051,077,451	99.66	99.53
22	2,909,428	11,159,059,182	2,898,466	11,107,108,682	99.62	99.53
23	2,964,119	11,108,311,391	2,953,713	11,057,281,187	99.65	99.54
24	3,021,104	11,059,696,977	3,010,694	11,010,659,744	99.66	99.56
25	3,078,674	11,105,132,102	2,630,179	9,584,738,141	85.43	86.31

※ 東地区の2月検針調定分は3月と4月に、西地区の3月検針調定分は4月と5月に収納されるが、平成25年度の収納額は平成26年3月31日現在を示しているため、過年度に対して収納率が低くなっている。

(5) 融資あっ旋・助成制度等

ア 水洗便所普及状況及び融資あっ旋・利子補給制度（給排水設備課）

種別 年度	処理可能人口（人）	水洗便所人口（人）	水洗化率（％）
21	602,566	576,987	95.8
22	620,130	597,493	96.3
23	628,728	607,492	96.6
24	633,038	612,514	96.8
25	643,344	622,006	96.7

水洗便所改造資金融資あっ旋・利子補給制度

＜利用できる人の資格＞

熊本市の処理区域内に住所を有し、改造工事をしようとする家屋に現に居住している人で次のいずれにも該当する人

- ・処理区域内の家屋の所有者又は所有者の承諾を受けた所有者と生計を一にする人
- ・融資を受けた改造資金の償還能力を有する人
- ・市税及び受益者負担金を滞納していない人
- ・取扱金融機関の融資条件に適合する人

＜融資あっ旋の額＞

くみ取り式便所の改造工事 330,000円以内／1箇所
し尿浄化槽切替工事 330,000円以内／1基

＜償還の期間及び方法＞

償還期間は、36箇月以内

支払方法は、元利均等方式又はボーナス併用方式による

口座振替

＜利子補給＞

金融機関への償還が完済したら、請求に基づき金融機関に支払った利子の全額を補給

※平成20年度末をもって、貸付金制度は廃止し、上記融資あっ旋に移行した。

イ 共同排水設備助成金（計画調整課）

公共下水道処理区域内で管きよが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の3分の2以内を助成するもの。

＜条 件＞

- ・私道に所有者が異なる家屋が2つ以上接していること。
- ・共同排水設備工事完了後、速やかに水洗便所に改造すること。
- ・土地所有者が共同排水設備の設置に同意していること。
- ・市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。
- ・布設された管きよの維持管理は申請者の負担で行なうこと。

種別 年 度	申請件数 (件)	助成金額 (円)
昭47～平14	2,054	756,797,400
15	12	3,636,000
16	11	4,590,600
17	7	4,068,000
18	4	1,463,000
19	4	1,206,200
20	1	225,200
21	1	574,000
22	2	971,600
23	2	416,300
24	3	4,150,300
25	2	2,487,100

(6) 経営状況（経営企画課）

ア 収益的収支・資本的収支の推移

（単位：千円/税込）

年 度 事 項	21	22	23	24	25
（収益的収支）					
収益的收入	16,528,906	16,696,319	16,849,245	16,775,481	16,564,763
収益的支出	15,380,528	15,465,734	15,703,472	15,316,095	15,152,273
収益的収支	1,148,378	1,230,584	1,145,773	1,459,386	1,412,490
（資本的収支）					
資本的收入	18,149,937	14,798,425	13,977,122	14,083,275	18,580,369
資本的支出	24,380,884	21,821,368	19,886,615	21,865,207	25,893,501
資本的収支	△6,230,947	△7,022,943	△5,909,493	△7,781,932	△7,313,132

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ 貸借対照表の要旨

（単位：千円）

年 度 事 項	21	22	23	24	25
資産の部	308,814,584	314,144,428	318,474,414	327,373,532	336,168,503
負債・資本合計	308,814,584	314,144,428	318,474,414	327,373,532	336,168,503
負債の部	10,516,285	12,690,114	16,712,114	20,503,138	19,332,330
資本の部	298,298,300	301,454,313	301,762,300	306,870,394	316,836,173
企業債残高	152,085,098	151,046,075	149,494,541	147,959,378	148,865,185

(7) 施設等

ア 浄化センター（計画調整課）

中部浄化センター

処理能力 計画：63,300m³/日 現有：64,800m³/日
 処理方式 標準活性汚泥法
 稼動年月 昭和43年1月
 所在地 西区蓮台寺5丁目7番2号

東部浄化センター

処理能力 計画：142,800m³/日 現有：138,300m³/日
 処理方式 標準活性汚泥法
 稼動年月 昭和47年12月
 所在地 東区秋津町秋田536番地

南部浄化センター

処理能力 計画：51,400m³/日 現有：52,600m³/日
 処理方式 標準活性汚泥法
 稼動年月 昭和62年4月
 所在地 南区元三町4丁目1番1号

西部浄化センター

処理能力 計画：34,100m³/日 現有：23,600m³/日
 処理方式 標準活性汚泥法
 稼動年月 平成14年3月
 所在地 西区沖新町4944-3

城南町浄化センター

処理能力 計画：6,400m³/日 現有：3,000m³/日
 処理方式 オキシデーションディッチ法
 稼動年月 平成10年12月
 所在地 南区城南町島田438

河内浄化センター（計画中）

処理能力 計画：2,600m³/日 現有：－
 処理方式 オキシデーションディッチ法
 稼動年月 －
 所在地 －

イ 雨水幹線（水再生課）

雨水幹線名	旧都市 下水路名	延長（m）	集水面積 （ha）	備 考
坪井川雨水3号幹線	高 橋	779	159	昭和33～35年度 事業完了
坪井川雨水6号幹線	旧井芹川	918	41	昭和35～37年度 //
坪井川雨水5号幹線枝線	春 日	1,317	63	昭和34～37年度 //
健軍川雨水2号幹線	帯 山	1,474	76	昭和39～41年度 //
加勢川雨水5号及び5-1号	出 水	1,370	41	昭和42～46年度 //
井芹川雨水8号幹線枝線	段 山	467	38	昭和45～48年度 //
白川雨水8号幹線	新南 部	668	43	昭和46～48年度 //
井芹川雨水10号幹線	山 ノ 下	1,058	57	昭和48～56年度 //
加勢川雨水3号幹線	湖 東	983	77	昭和47～56年度 //
加勢川雨水6号幹線	秋 津	3,868	313	昭和38～41年度 昭和50～56年度 //
白川雨水14号及び15号幹	竜 田	1,987	95	昭和55～平成5年度 //
健軍川雨水7号幹線	月 出	1,992	81	昭和55～平成4年度 //
井芹川雨水13号幹線	上 熊 本	685	110	昭和57～平成元年度 //

ウ 下水道技術センター（総務課）

（平成26年4月1日現在）

名 称 公益財団法人 熊本市下水道技術センター

所 在 地 北区下碓川2丁目8番1号

設 立 年 月 日 平成4年4月1日

目 的 センターは、より効率的な下水道事業を推進するため、下水道に関する知識の普及、啓発等を行うとともに、下水道の整備促進及び適切な維持管理を行い、快適な生活環境の向上と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。

事 業 ・下水道に係る知識の普及及び啓発に関する事業
・下水道技術者の養成及び講習に関する事業
・下水道技術の調査及び研究に関する事業
・排水設備の整備促進に関する事業
・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

基 本 財 産 50,000 千円

予 算 収入 120,527 千円

（平成25年度） 支出 123,394 千円

5 工業用水道事業

本事業は、工業用水道事業法に基づき、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もって工業の健全な発達に寄与することを目的としている。事業に必要な費用は使用者からの料金収入によって賄われるべきであるが、工業団地の分譲が完了していない現状としては全てを賄うことができないため、収益的収支の差額を一般会計から繰り入れている。

今後、城南工業団地を所有する熊本県及び熊本市の関係部署と連携をしながら、早期の企業立地を目指し、当該事業会計の経営健全化を図る。

ア 収益的収支・資本的収支の推移

(単位：千円/税込)

年 度 事 項	22	23	24	25
(収益的収支)				
収益的収入	10,911	5,851	6,075	7,023
収益的支出	10,829	5,806	6,035	6,975
収益的収支	82	45	40	48
(資本的収支)				
資本的収入	0	0	0	0
資本的支出	1,029	0	0	270
資本的収支	△1,029	0	0	△270

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

年 度 事 項	22	23	24	25
資産の部	76,297	76,388	76,438	77,477
負債・資本合計	76,297	76,388	76,438	77,477
負債の部	29	75	84	1,088
資本の部	76,268	76,313	76,354	76,389

ウ 業務指標

年 度 事 項	22	23	24	25
給水事業所数	6	6	7	9
配水量 (m ³)	20,422	19,746	22,984	31,682
有収水量 (m ³)	21,963	22,131	24,680	41,835

病 院

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 市 民 病 院 | 425 |
| 2 | 附 属 診 療 所 | 428 |
| 3 | 植 木 病 院 | 429 |

1 市 民 病 院

熊本市立熊本市市民病院は、昭和21年に民生病院として開設され、現在の南館を昭和54年、北館を昭和59年、研究管理棟を平成13年に建設、現在では診療科33科病床数562床（一般病床550床、感染症12床）を有し、一般医療のほか高度・特殊医療を担う総合病院として地域医療を展開している。特に新生児医療については、新生児医療センター58床（NICU18床を含む）を設け、平成16年3月には全県下を網羅する総合周産期母子医療センターとして県から指定を受けた。また、平成15年8月にWHOとユニセフから「赤ちゃんにやさしい病院」の認定、平成17年1月には県から地域がん診療拠点病院の指定、平成24年10月には県から地域医療支援病院の認定を受けた。なお、耐震化に伴う新病院の建設を現在地で行う。新病院計画に基づき平成25年度から基本設計、実施設計の策定に取り組んでおり、平成27年度に工事着工し平成33年度よりグランドオープンの予定である。

（1）概 要 （平26.4.1現在）

所 在 地	東区湖東1丁目1番60号
開設年月日	昭和21年2月1日
敷 地 面 積	14,055.13㎡
建 物 面 積	延34,912.79㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建
病 床 数	562床〔一般550床、感染症12床〕
主 な 設 備	脳波計、UCG（心臓超音波診断装置）、CCU、光凝固装置、多用途超音波診断装置、血液ガス分析装置、無菌空気ろ過装置、分娩監視装置、オートアナライザー、自動血球計数器、ジャイロスコープ、全身用CTスキャナー、血管造影装置、リニアック（超高圧X線照射装置）、コンピューテッド・ラジオグラフィー、デジタルガンマカメラシステム、生化学自動分析装置システム、核磁気共鳴イメージング装置、体外衝撃波結石、破碎装置、人工心肺装置、人工腎臓装置
診 療 科 目	内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、代謝内科、感染症内科、血液・腫瘍内科、腎臓内科、新生児内科、乳腺・内分泌外科、小児心臓外科、小児循環器内科、病理診断科、リハビリテーション科
職 員 数	639人（医師93人 看護師405人 医療技師80人 事務その他61人）※特別職を含む

（2）経営状況 （平成21年度まで附属熊本産院を、平成21年度から植木病院を含む）

（単位 千円）

	21	22	23	24	25
収 入	12,873,769	14,146,833	14,243,202	14,656,573	13,912,022
支 出	12,842,343	14,183,590	14,108,275	14,105,752	13,921,367
損 益	31,426	△36,757	134,927	550,821	△9,345
利 益 剰 余 金	△2,435,164	△2,471,921	△2,336,994	△1,786,173	△1,795,518

(3) 使 用 料 (平26.4.1現在)

特 別 室A (22室) 1人1日 市内患者4,320円 市外患者6,480円
 個 室B (25室) 1人1日 市内患者2,160円 市外患者3,240円
 " C (18室) 1人1日 市内患者1,080円 市外患者1,620円
 (※助産の場合、いずれも非課税)

(4) 科目別診療状況

科目	年度		21	22	23	24	25
	患者数						
内 科	入 院		58,961	55,714	52,379	47,113	41,399
	一日平均入院		161.5	152.6	143.1	128.7	113.4
	外 来		69,150	62,748	61,839	59,976	63,147
	一日平均外来		285.7	258.2	253.4	245.8	258.8
	計		128,111	118,462	114,218	107,089	104,546
精 神 科	入 院		0	0	0	0	0
	一日平均入院		0	0	0	0	0
	外 来		8,272	8,805	9,318	8,691	8,729
	一日平均外来		34.2	36.2	38.2	35.6	35.8
	計		8,272	8,805	9,318	8,691	87,29
小 児 科	入 院		19,028	18,925	19,025	17,995	19,257
	一日平均入院		52.1	51.9	52.0	49.2	52.8
	外 来		12,494	12,856	12,088	12,436	15,019
	一日平均外来		51.6	52.9	49.5	51.0	61.6
	計		31,522	31,781	31,113	30,431	34,276
外 科	入 院		26,931	24,707	22,393	20,322	18,072
	一日平均入院		73.8	67.7	61.2	55.5	49.5
	外 来		25,820	25,557	24,322	24,611	22,237
	一日平均外来		106.7	105.2	99.7	100.9	91.1
	計		52,751	50,264	46,715	44,933	40,309
整 形 外 科	入 院		19,736	20,673	17,983	19,365	16,437
	一日平均入院		54.1	56.6	49.1	53.1	45.0
	外 来		20,018	19,180	19,172	19,240	13,645
	一日平均外来		82.7	78.9	78.6	78.5	55.9
	計		39,754	39,853	37,155	38,605	30,082
皮 膚 科	入 院		4,546	4,764	4,498	4,491	2,586
	一日平均入院		12.5	13.1	12.3	12.3	7.1
	外 来		26,323	26,937	24,782	24,394	15,797
	一日平均外来		108.8	110.9	101.6	100.0	64.7
	計		30,869	31,701	29,280	28,885	18,383
泌 尿 器 科	入 院		4,590	6,244	5,192	5,284	6,453
	一日平均入院		12.6	17.1	14.2	14.4	17.7
	外 来		8,662	8,904	9,166	9,069	9,347
	一日平均外来		35.8	36.6	37.6	37.2	38.3
	計		13,252	15,148	14,358	14,353	15,800
眼 科	入 院		2,867	2,982	2,458	2,557	2,288
	一日平均入院		7.9	8.2	6.7	7.0	6.3
	外 来		15,801	15,943	14,377	14,701	13,518
	一日平均外来		65.3	65.6	58.9	60.3	55.4
	計		18,668	18,925	16,835	17,258	15,806
耳 鼻 咽 喉 科	入 院		4,636	4,279	5,575	6,064	5,452
	一日平均入院		12.7	11.7	15.2	16.6	14.9
	外 来		9,834	9,304	8,557	8,564	7,504
	一日平均外来		40.6	38.3	35.1	35.1	30.8
	計		14,470	13,583	14,132	14,628	12,956
産 婦 人 科	入 院		13,088	13,642	13,133	13,288	11,948
	一日平均入院		35.9	37.4	35.9	36.3	32.7
	外 来		20,414	21,294	18,679	18,707	16,381
	一日平均外来		84.4	87.6	76.6	76.7	67.1
	計		33,502	34,936	31,812	31,995	28,329

科目	患者数	年度				
		21	22	23	24	25
歯 科	入 院	119	87	69	78	617
	一日平均入院	0.3	0.2	0.2	0.2	1.7
	外 来	12,973	11,719	11,087	10,322	9,782
	一日平均外来	53.6	48.2	45.4	42.3	40.1
	計	13,092	11,806	11,156	10,400	10,399
放 射 線 科	入 院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外 来	8,016	7,575	7,705	8,215	3,825
	一日平均外来	33.1	31.2	31.6	33.7	15.7
	計	8,016	7,575	7,705	8,215	3,825
麻 酔 科	入 院	268	202	328	310	119
	一日平均入院	0.7	0.6	0.9	0.8	0.3
	外 来	3,818	4,080	4,054	3,566	2,753
	一日平均外来	15.8	16.8	16.6	14.6	11.3
	計	4,086	4,282	4,382	3,876	2,872
脳神経外科	入 院	4,137	3,972	3,698	4,082	3,336
	一日平均入院	11.3	10.9	10.1	11.2	9.1
	外 来	3,084	3,320	3,508	3,459	2,807
	一日平均外来	12.7	13.7	14.4	14.2	11.5
	計	7,221	7,292	7,206	7,541	6,143
小 児 心 臓 外 科	入 院	1,403	1,639	1,345	1,466	1,505
	一日平均入院	3.8	4.5	3.7	4.0	4.1
	外 来	103	169	194	257	347
	一日平均外来	0.4	0.7	0.8	1.1	1.4
	計	1,506	1,808	1,539	1,723	1,852
心 臓 血 管 外 科	入 院	2,220	1,903	1,481	1,252	1,181
	一日平均入院	6.1	5.2	4.0	3.4	3.2
	外 来	385	570	540	497	420
	一日平均外来	1.6	2.4	2.2	2.0	1.7
	計	2,605	2,473	2,021	1,749	1,601
合 計	入 院	162,530	159,733	149,557	143,667	131,247
	一日平均入院	445.3	437.6	408.6	392.5	359.6
	外 来	245,167	238,961	229,388	226,705	208,034
	一日平均外来	1,013.1	983.4	940.1	929.1	852.6
	計	407,697	398,694	378,945	370,372	339,281

(5) 感染症患者収容状況

赤 痢	平成14年以降なし
腸 チ フ ス	平成17年以降なし
日 本 脳 炎	平成9年以降なし
コ レ ラ	平成10年以降なし
パ ラ チ フ ス	平成17年以降なし

(注) 日本脳炎については、軽症を除く

（６）新生児医療

本院は熊本県における新生児医療の中核となっており、現在、病床数４２床の総合周産期母子医療センター新生児科では２４時間体制で、ほぼ全県域から収容される新生児未熟児の治療にあたっている。

実 績		(単位 人)				
項 目	年	21	22	23	24	25
出生体重	1,500g 未満	69	55	48	120	59
出生体重	1,500～2,500 g	97	117	124	49	93
出生体重	2,500g 以上	179	413	402	370	348
合 計		345	585	574	539	500
術 後 管 理		31	16	25	47	54
うち新生児専用救急車による搬送者		139	124	109	112	132

２ 附属診療所

芳野診療所は、無医地区だった芳野校区に昭和３８年河内芳野町立芳野診療所として開設され、以後も芳野校区唯一の医療機関として現在に至っている。昭和６３年に老朽化した施設を改築し、平成３年２月１日熊本市と河内町を含む飽託郡との合併により熊本市立芳野診療所に名称変更され、平成４年４月１日組織変更により現在の熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所となった。

概要

所 在 地 西区河内町野出１４１０番地

敷地面積 ７２９．５０㎡

建物面積 ３８１．４７㎡

構 造 木造１階建

診療科目 内科、外科、小児科

利用状況

区分	年度	21	22	23	24	25
外 来 数 (人)		3,376	3,196	3,223	3,280	2,838

3 植木病院

植木病院は、昭和27年9月に終戦後の赤痢の集団発生などが続いた時代に、伝染病棟を基に、診療所として開設され、その後、昭和30年の町村合併により、昭和31年1月から植木町国民健康保険植木病院と改称し、平成14年12月に現在地に移転改築、平成22年3月に熊本市との合併により、熊本市立植木病院となり、病床数141を有し、地域住民に急性期・慢性期・救急医療を提供するとともに、国民健康保険診療施設として予防から診療、在宅医療を一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点としての役割を担っている。

(1) 概 要

所 在 地	北区植木町岩野285-29
敷地面積	14,111.49㎡
建物面積	延10,564㎡
構 造	鉄筋コンクリート造地上5階建
病 床 数	141床[一般102床、療養39床]
職 員 数	医師10人 看護師58人 医療技師16人 事務その他9人

(2) 使用料

特 別 室	A (5室) 1人1日	5,400円
	B (14室) 1人1日	3,240円
	C (10室) 1人1日	2,700円

(3) 科目別診療状況

科目	年度	21	22	23	24	25
	患者数					
内 科	入 院	297	14,203	13,849	16,076	17,572
	一日平均入院	33	38.9	37.8	44.0	48.1
	外 来	269	13,793	14,803	15,125	16,076
	一日平均外来	38.4	56.8	60.7	61.7	65.9
	計	566	27,996	28,652	31,201	33,648
循 環 器 内 科	入 院	59	4,066	5,865	6,400	5,450
	一日平均入院	6.6	11.1	16.0	17.5	14.9
	外 来	171	6,005	6,568	6,516	7,069
	一日平均外来	24.4	24.7	26.9	26.6	29.0
	計	230	10,071	12,433	12,916	12,519
脳神経外科	入 院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外 来	7	92	80	94	85
	一日平均外来	1	0.4	0.3	0.4	0.3
	計	7	92	80	94	85
外 科	入 院	208	7,077	6,844	4,980	4,207
	一日平均入院	23.1	19.4	18.7	13.6	11.5
	外 来	194	6,284	6,034	5,622	5,422
	一日平均外来	27.7	25.9	24.7	22.9	22.2
	計	402	13,361	12,878	10,602	9,629
整 形 外 科	入 院	337	11,969	10,844	10,684	9,620
	一日平均入院	37.4	32.8	29.6	29.3	26.4
	外 来	214	7,094	6,504	6,469	5,907
	一日平均外来	30.6	29.2	26.7	26.4	24.2
	計	551	19,063	17,348	17,153	15,527
合 計	入 院	901	37,315	37,402	38,140	36,849
	一日平均入院	100.1	102.2	102.2	104.5	101.0
	外 来	855	33,268	33,989	33,826	34,559
	一日平均外来	122.1	136.9	139.3	138.0	141.6
	計	1,756	70,583	71,391	71,966	71,408

※平成21年度については、熊本市と合併（平成22年3月23日）後の9日間分。

教 育

1	概況	433
2	学校教育	434
3	図書館	453
4	博物館	457

1 概況

国際化、高度情報化、少子高齢化の進展などにより社会が大きく変化する中において、次代を担う子どもたちが自らの力で未来を切り拓いていく人間としての実践的な力である「生きる力」を育むため、その基盤となる学校教育においても、日々、様々な取り組みがなされており、国においても種々の義務教育制度改革が進められている。

一方、家庭、地域社会の教育力の低下が指摘される中、学校、家庭、地域社会、それぞれがその役割を果たしつつ連携を深め、子どもたちを社会全体で育てる環境をつくることが重要であり、また、市民の生涯学習へのニーズが多様化、高度化する中で、いつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が社会へ還元されるような生涯学習社会の構築が求められている。

このような中、平成21年3月に策定された熊本市総合計画の基本計画においては、まちづくりの重点的取り組みである4つのわくわくプロジェクトのうち、「くらし わくわくプロジェクト」、「めぐみ わくわくプロジェクト」及び「おでかけ わくわくプロジェクト」に具体的な取り組みを掲げて施策の展開を図っている。

教育委員会では、平成23年2月に熊本市教育振興基本計画を策定し、本市教育が目指す基本的な方向と目標を明らかにしており、平成26年3月に見直しを行った。さらに、市の総合計画の施策体系との整合性を図りながら実施計画を策定し、第1期を平成23年度～25年度までの3年間、第2期を平成26年度～28年度までの3年間として、熊本市教育振興基本計画の実現に向けた施策を計画的・総合的に実施している。

(1) 熊本市教育振興基本計画（計画期間：平成23年度～30年度）

ア 基本理念

学び わくわく くまもとの人づくり

イ 基本理念を実現するための4つの人づくり

・学びを求める人づくり ・学びを深める人づくり ・学びを活かす人づくり ・学びでつなぐ人づくり

(2) 平成26年度熊本市教育方針

本市教育は、恵まれた自然と先人が築いた伝統文化のもとで、社会の進展に対応する教育を構築しながら、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、「徳・知・体」の調和のとれた次代を担う子どもたちの育成に努めるとともに、市民が生涯にわたって、健康で生きがいと潤いのある生活を営むことができる生涯学習社会の実現を目指す。

このような教育を推進するにあたり、学校・家庭・地域社会は、人間尊重の精神を基本にしながら、それぞれの責任と使命を自覚し、連携して取り組むこととする。

(3) 平成26年度教育目標

- 学校・家庭・地域社会における様々な教育活動を通して、社会全体で子どもたちの「生きる力」を育成する。
- 多様な教育機能の整備・充実を図り、歴史的文化遺産を継承し、市民の生涯にわたる自発的な学習活動を奨励・支援する。

(4) 取り組みの方向

- | | | |
|------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 1 乳幼児期における教育の推進 | 2 生きる力をはぐくむ学校教育の推進 | 3 市民の生涯を通じた学習の推進 |
| ・幼児教育の充実 | ・豊かな人間性の育成 | ・学習活動の充実と支援 |
| ・子どもたちの成長支援 | ・確かな学力の向上 | ・生涯スポーツの振興 |
| ・家庭教育の環境整備 | ・健やかな体の育成 | ・文化の振興と文化財の保全・活用 |
| | ・教育環境の整備 | |

(5) 熊本市教育振興基本計画第2期実施計画アクションプログラム（平成26年度～28年度）

- | | | | |
|-----------|------------|--------------|----------------|
| 1 豊かな心の育成 | 2 学力・体力の向上 | 3 特別支援教育の充実 | 4 いじめ・不登校等への対応 |
| 5 学校支援の充実 | 6 教職員の育成 | 7 図書館・博物館の充実 | |

2 学校教育

現在、いじめの社会問題化、少年による重大事件の続発、インターネットを通したトラブルなど、子どもたちを取り巻く環境は、憂慮すべき状況になっている。

このような中で、今求められているのは、子どもたち一人一人が「豊かな人間性」を育み、「確かな学力」を身に付け、「健やかな体」を育む教育、グローバル化の進展や情報ネットワーク社会の到来など社会の変化に対応した教育、さらには、子どもたちが社会の変化に柔軟かつ積極的に対応しながら、より一層、一人一人の個性、能力を最大限に伸ばす教育を進めていくことなどである。

そこで、以上のような視点を踏まえ、子ども一人一人の個性を生かしながら、豊かな人間性や創造性を育むきめ細かな教育を推進するため、「熊本市教育振興基本計画」に基づき、具体的な施策の展開を図っていく。

平成26年度の主な事業は次のとおりである。

<豊かな人間性の育成>

- ・心の教育の推進（ナイストライ事業経費、感性をみがく教育の推進 他）（指導課）
- ・教育相談の充実（いじめ・不登校対策経費、スクールソーシャルワーカー（SSW）配置事業 他）（総合支援課）
- ・特別支援教育の充実（学級支援員派遣経費 他）（総合支援課）
- ・人権教育の推進（子どもフォーラム開催経費 他）（人権教育指導室）

<確かな学力の向上>

- ・教育内容の充実（少人数学級関係経費、「学びノート教室」開催経費 他）（指導課、教育センター）
- ・学校図書館の充実（学校図書館充実経費、学校図書館支援センター推進事業）（学務課、図書館）
- ・就学支援の充実（就学援助経費、就学奨励経費）（学務課、総合支援課）
- ・国際教育の充実（英語指導者招致事業、ブラッシュアップイングリッシュ事業 他）（指導課）
- ・教育の情報化の推進（地域教育情報ネットワーク経費）（教育センター）
- ・教職員研修の充実（教職員研修経費、教職員の資質・指導力向上経費 他）（指導課、教育センター）

<健やかな体の育成>

- ・健康づくりの推進（子どもの健康づくり・体力向上推進経費 他）（健康教育課）
- ・学校給食の充実（学校給食・食育推進事業）（健康教育課）

<教育環境の整備>

- ・学校施設の整備（分離新設校建設事業、特別支援学校建設事業 他）（施設課）
- ・学校安全の推進（学校安全推進経費）（健康教育課）

<学校・家庭・地域社会の連携の推進>

- ・学校・家庭・地域社会との連携（学校・地域連携推進経費）（学務課）

(1) 市内学校数 (学務課)

(平26. 5. 1現在)

区分 \ 校種別	大 学	短 大	高 校	特別支援 学 校	中 学	小 学	幼	合計
国	1			1	1	1	1	5
県	1		11	4				16
市			2		42 (1)	94 (1)	8	146 (2)
私	6	1	14		9		49	79
合計	8	1	27	5	52 (1)	95 (1)	58	246 (2)

(注) () は分校の数を別掲 区分中の「国」は独立行政法人(旧国立熊本大学)

(2) 市立学校児童・生徒数 (学務課・教職員課)

(平26. 5. 1現在)

区 分 \ 校種別	学 校 数	学 級 数	児童・生徒数	教 員 数
幼 稚 園	8	29	606	55
小 学 校	94 (1)	1, 622	40, 934	2, 379
中 学 校	42 (1)	693	20, 332	1, 354
高 等 学 校	2	42	1, 657	118
専 修 学 校	1	4	142	10
合計	147 (2)	2, 390	63, 671	3, 916

(注) () は分校の数

(3) 児童・生徒数の変遷 (学務課)

(各年度 5. 1現在)

年度 区分		22	23	24	25	26
児 童 生徒数	小学校	42, 257	41, 863	41, 338	40, 924	40, 934
	中学校	20, 613	20, 553	20, 417	20, 531	20, 332

(4) 学校施設の現況 (施設課)

ア 小学校施設の現況

番号	学 校 名	児 童 数	教員数	学級数	建 物 保 有 面 積 (㎡)					
					校 舎				構造	屋内運動場
					鉄 筋	鉄 骨	木 造	計		
1	壺 川	370	22	16	4,278	62		4,340	S	594
2	碩 台	196	14	9	3,410	196		3,606	S	594
3	白 川	453	25	19	4,187	74		4,261	R	919
4	城 東	228	16	11	4,377	66		4,443	S	725
5	慶 徳	124	22	10	4,220	47		4,267	R	919
6	一 新	413	22	16	4,261	82		4,343	S	725
7	五 福	251	18	11	3,155	3		3,158	R	804
8	向 山	494	26	18	3,947	173		4,120	S	725
9	黒 髪	491	33	20	5,418	58		5,476	R	796
10	大 江	456	21	16	4,481	62		4,543	S	725
11	本 荘	76	13	8	4,030	52		4,082	R	894
12	春 竹	556	35	22	5,348	94		5,442	S	1,049
13	古 町	117	11	7	2,785	54		2,839	S	532
14	春 日	230	16	11	4,286	62		4,348	S	725
15	城 西	721	39	28	6,164	144		6,308	R	1,170
16	花 園	443	22	17	4,819	73		4,892	S	945
17	池 田	508	25	18	4,910	43		4,953	S	594
18	出 水	470	28	18	4,435	218		4,653	S	826
19	白 坪	569	34	23	5,493	162		5,655	S	945
20	画 図	961	47	31	5,053	77		5,130	S	919
21	砂 取	478	24	17	4,581	103		4,684	R	1,119
22	健 軍	691	45	27	6,574	299	50	6,923	S	945
23	清 水	573	33	22	5,574	164		5,738	R, S	1,036
24	日 吉	434	26	16	5,253	206		5,459	S	945
25	川 尻	484	27	20	5,034	147		5,181	R	1,049
26	力 合	661	34	25	4,802	185		4,987	S	594
27	御 幸	568	31	21	4,737	198		4,935	R	1,039
28	田 迎	491	25	18	4,477	121	19	4,617	R	1,203
29	高 橋	122	10	6	1,849	62		1,911	R	666
30	池 上	274	19	14	3,675	29		3,704	R	919
31	城 山	793	38	27	5,279	67		5,346	S	924
32	託 麻 原	731	39	27	6,425	127		6,552	R	1,049
33	秋 津	530	26	19	4,868	64		4,932	R	923
34	松 尾 東	28	7	4	1,365	49		1,414	R	532
35	松 尾 西	37	7	4	1,486	62		1,548	S	613
36	松 尾 北	12	6	3		691		691	S	617
37	泉 ケ 丘	352	19	14	4,741	59		4,800	R	919
38	小 島	168	14	9	2,722	127		2,849	R	1,093
39	龍 田	1,220	54	41	5,583	49		5,632	S	850
40	帯 山	855	46	29	5,986	167		6,153	S	1,069
41	中 島	194	12	8	2,946	98	14	3,058	S	532
42	白 山	612	33	23	4,984	53		5,037	R	1,049
43	若 葉	455	27	19	4,553	65		4,618	R	1,049
44	城 北	567	32	22	5,317	103		5,420	S	1,017
45	尾 ノ 上	769	40	28	5,850	72		5,922	S	792
46	西 原	763	41	29	5,112	101		5,213	S	792

(平26. 5. 1現在)

校 地 面 積 (㎡)				保 有 教 室 数											多目的 スペース	プール施設		校庭夜間 照明施設 開設年月
建物 敷地	運動場	その他	計	普 通	理 科	生 活	音 楽	図 工	家 庭	視 聴 覚	コンピ ュータ	図 書	特別 活動	教育 相談	規模 (㎡)	建設 年度	コース	
3,979	5,125		9,104	15	1		1	1	1		1	2	1	1	483	昭37	5	
5,966	6,127		12,093	9	1	1	2	1	1		1	2	2	1		平13	6	
7,199	5,709		12,908	18	1		1	1	1		1	1	0			平13	7	
6,763	8,634		15,397	11	1	1	1	1	1		1	2	2	1		平7	7	
3,698	2,865		6,563	13	1		1	1	1		1	1	4	1	510	平7	5	
5,578	7,037		12,615	16	1	1	2	1	1		1	1		1		平12	7	
4,299	2,383		6,682	12	1		1		0		1	2	1		318	平5	5	昭52. 10
7,040	9,521		16,561	16	1		1	1	1		1	1	1	1		平7	7	
5,532	4,940		10,472	26	1		1	1	1		1	1	2	1		昭55	8	
5,995	5,729		11,724	16	1	2	1	1	1		1	1	2	1		平16	6	
7,004	4,529		11,533	8	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1		平17	6	
8,550	6,915		15,465	22	1		1	1	1		1	1	1	1		平5	7	
5,245	5,939		11,184	7	1	1	1	1	1		1	1				平14	6	
7,810	6,414		14,224	11	1	1	1	1	1		1	1	5			平2	7	昭49. 9
11,142	9,135		20,277	28	1		1	1	1		1	2	1	1		平3	7	昭60. 9
6,107	11,092		17,199	17	1	1	1	1	2		1	1	2	1		昭63	7	昭57. 10
8,312	3,385	872	12,569	18	1	1	1	1	1		1	1	1			昭36	7	
6,961	4,721		11,682	20	1		1		1		1	1	1	1		平15	6	
7,028	8,976		16,004	24	1	1	1	1	1		1	1	2	1		平9	7	
9,505	7,773		17,278	25	1		1		1		1	1		1		平8	7	昭54. 10
9,911	8,163		18,074	17	1	1	1	1	1		1	1	1	1		平15	7	
10,174	15,233	271	25,678	33	1	1	1	1	1		1	1	4	1		平12	7	
10,043	6,806		16,849	23	2	1	2	1	1		1	1	2	2		昭63	7	昭49. 9
8,314	6,885		15,199	20	1		1	1	1		1	2	4	2		平4	7	昭55. 4
10,682	11,871		22,553	20	1	1	1	1	1		1	1	2	1		平7	7	昭60. 9
5,302	11,685		16,987	24	1		1		1		1	1	1	1		平14	7	昭60. 4
9,746	9,041		18,787	21	1	1	1	1	1		1	1	1	1		平13	7	昭52. 10
6,340	7,173		13,513	19	1	1	1	1	1		1	1	2	1		平11	7	昭62. 3
2,726	4,545		7,271	6	1		1	1	1		1	1				昭62	6	
6,723	6,484	2,881	16,088	14	1	1	1	1	1		1	1	0	1	604	昭62	8	平元. 5
10,209	14,218		24,427	23	1		1	1	1		1	1	1	1		昭57	8	昭57. 4
10,963	5,430	5,355	21,748	28	1	1	1	1	1		1	1	1	1		平元	7	
9,024	7,080		16,104	18	1		2	1	1		1	1	1	1		平2	7	
2,808	5,701		8,509	4	1		1	1			1	1	0			昭62	6	昭63. 2
2,863	4,688	741	8,292	4	1		1				1	2	2	1		平17	4	
2,304	1,337	54	3,695	3	1							1	1			昭51	4	
10,384	7,978		18,362	14	1	2	1	1	1		1	1	4	1		平16	7	
6,861	5,601		12,462	9	1		1	1	1				3	1	148	平16	6	
7,801	5,815	940	14,556	28	2		1		1		1	1	1	3		昭63	7	昭62. 8
8,826	11,426		20,252	30	2		2	1	1		1	1	1	1		平12	7	
5,089	8,440		13,529	8	1	1	1	1	1		1	1	2	1		平14	7	
10,053	10,146		20,199	23	1	0	1	1	1		1	1		1		平4	7	
7,610	11,174		18,784	18	1	1	1	1	1		1	1	2	2		平16	6	
9,530	9,428		18,958	23	1		1	1	1		1	1	1	1		昭39	7	昭60. 9
10,651	10,783		21,434	29	1	1	1	1	2		1	1	1			平15	7	昭55. 11
6,290	12,794		19,084	28	1		1	1	1		1	1	0	1		平17	7	昭49. 9

番号	学 校 名	児 童 数	教員数	学級数	建 物 保 有 面 積 (㎡)					
					校 舎				構造	屋内運動場
					鉄 筋	鉄 骨	木 造	計		
47	高 平 台	633	29	22	5,287	81		5,368	S	945
48	楠	363	25	16	6,253	71		6,324	S	802
49	託 麻 東	901	43	31	5,234	108		5,342	S	725
50	託 麻 西	856	44	30	6,492	62	33	6,587	S	945
51	託 麻 北	509	29	20	4,063	62		4,125	R	920
52	桜 木	479	26	19	6,298	62		6,360	S	725
53	東 町	558	39	24	5,874	52		5,926	S	945
54	麻 生 田	520	30	21	5,090	128		5,218	S	945
55	武 蔵	423	23	17	4,908	62		4,970	S	945
56	帶 山 西	608	32	22	4,256	62		4,318	S	725
57	月 出	521	28	20	5,853	62		5,915	S	945
58	出 水 南	787	41	28	5,942	62		6,004	S	945
59	健 軍 東	370	19	14	5,898	62		5,960	S	725
60	城 南	395	23	16	3,915	62		3,977	S	725
61	田 迎 南	499	27	20	4,110	72		4,182	S	725
62	弓 削	324	20	14	2,944	67		3,011	S	695
63	託 麻 南	1,050	54	35	5,593	148		5,741	S	725
64	山 ノ 内	553	29	20	5,481	53		5,534	S	724
65	楡 木	474	24	17	3,770	53		3,823	S	918
66	川 上	587	29	21	4,613	53		4,666	S	745
67	西 里	419	23	17	3,504	869		4,373	R	1,161
68	北 部 東	614	32	23	4,844	129		4,973	S	1,337
69	芳 野	61	10	6	1,913	23	29	1,965	R	797
70	河 内	140	11	6	2,890	13	33	2,936	S	862
	白 浜 分 校	19	3	2	1,072	18		1,090		
71	飽 田 東	452	22	17	3,115	79		3,194	S	680
72	飽 田 南	116	13	8	1,387	32		1,419	S	680
73	飽 田 西	140	12	7	1,456	51		1,507	S	680
74	中 緑	45	7	4	1,500	47		1,547	S, W	413
75	銭 塘	124	12	8	2,113	65		2,178	S	378
76	奥 古 閑	138	12	7	3,125	41		3,166	S	680
77	川 口	87	12	8	2,218	54		2,272	S	420
78	長 嶺	966	47	34	6,313	13		6,326	R	1,049
79	日 吉 東	462	27	19	3,745	53		3,798	R	919
80	桜 木 東	467	24	18	3,383	72		3,455	R	919
81	富 合	560	32	22	3,860	120		3,980	S	919
82	杉 上	356	22	14	3,414	198		3,612	S	802
83	隈 庄	560	33	22	4,181	249		4,430	S	800
84	豊 田	265	22	14	3,427	55		3,482	S	800
85	植 木	369	27	16	3,504	31	74	3,609	R	919
86	山 本	73	11	7	2,505	54	22	2,581	R	797
87	田 原	98	14	8	2,505	91	9	2,605	R	797
88	菱 形	234	18	12	3,887	30	51	3,968	R	920
89	桜 井	315	21	14	3,869	133	44	4,046	R	963
90	山 東	176	14	8	3,213	27	77	3,317	R	922
91	吉 松	168	14	8	3,298	67	58	3,423	R	919
92	田 底	109	14	8	2,643	78		2,721	S	541
93	田 迎 西	582	29	21	6,149	0		6,149	R	1,226
94	力 合 西	420	23	16	4,802	0		4,802	R	1,199
	合 計	40,934	2,379	1,622	398,539	9,406	513	408,458		79,453

校 地 面 積 (㎡)				保 有 教 室 数											多目的 スペース	プール施設		校庭夜間 照明施設 開設年月
建物 敷地	運動場	その他	計	普 通	理 科	生 活	音 楽	図 工	家 庭	視 聴 覚	コンピ ュータ	図 書	特別 活動	教育 相談	規模 (㎡)	建設 年度	コース	
6,766	19,296	616	26,678	22	1	2	1	1	1		1	1	2	2		平18	6	昭49. 9
9,187	9,131		18,318	18	1	1	1	1	2		1	2	6	2		平21	7	
7,818	17,154		24,972	27	1		1		1		1	1	1	2		平18	6	
10,482	7,181	144	17,807	30	1	1	1	1	1		1	1	2	2		平19	7	昭52. 10
7,637	8,130	990	16,757	20	1		1	1	1		1	1				昭63	6	昭60. 4
9,509	11,297		20,806	19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	534	昭46	6	昭49. 9
10,764	9,508		20,272	25	1	1	1	1	1		1	1				昭50	7	昭54. 10
6,652	10,435	3,106	20,193	21	1		1	1	1		1	1	0			昭52	8	
9,379	8,723		18,102	17	1	1	1	1	1		1	1	3	1		昭53	8	
6,925	11,040		17,965	18	1		1	1	1		1	1	1	0		昭54	8	
11,365	12,604		23,969	20	1	1	1	1	1		1	1	5	1		昭54	8	昭55. 11
8,768	7,519		16,287	28	1		1	1	1		1	2	1	1		昭55	8	
7,985	13,400		21,385	14	2	1	1	1	1		1	2	11	1	128	昭57	8	昭58. 3
8,532	12,060	2,041	22,633	15	1		1	1	1		1	1	1	1		昭57	8	昭57. 12
9,732	15,970		25,702	19	1		1	0	1		1	1		1		昭58	8	昭58. 3
9,578	9,016		18,594	12	1		1	1	1		1	1		1		昭58	8	昭58. 3
10,266	11,335		21,601	27	2		2	1	1		1	1		1		昭58	8	昭60. 4
13,570	15,379		28,949	20	1	1	1	1	1		1	2	4	1	270	昭59	8	昭61. 10
8,269	10,168	422	18,859	17	1		1	1	1		1	1			225	昭60	8	
11,188	13,291		24,479	21	1		1	1	2		1	1	1	1		平2	8	
9,965	11,425	14,156	35,546	17	1		1	1	2		1	1		1		平元	8	H22撤去
8,762	10,417		19,179	22	1		1	1	1	1	1	1		1		昭57	8	
5,937	6,830	357	13,124	5	1		1		1		1	1			106	昭44	6	
3,659	8,421	337	12,417	8	1	1	1	1	1		1	1	1			平2	6	昭49. 3
1,167	601	591	2,359	2			1			1	1	1			192			
6,492	5,573	90	12,155	12	1		1		1		1	1	1	1		昭43	7	
5,664	6,171		11,835	6	1		1				1	1		1		昭44	6	
5,015	6,780	277	12,072	7	1		1	0			1	1				平17	5	
3,354	6,384		9,738	4	1	1	1		1		1	1				平18	4	
2,328	9,918		12,246	8	1		1	1	1		1	1		1		平16	6	
5,709	7,620		13,329	8	1	1	1	1	1		1	1	2			平20	6	
2,708	9,358		12,066	8	1		1	1	1		1	1		1		平15	6	
10,898	13,774		24,672	32	1		1	0	1		1	1			1,319	平3	7	平17. 4
12,211	10,799	3,108	26,118	16	1		1	1	1		1	1			566	平6	7	
11,330	14,470	303	26,103	13	1		1	1	1		1	1		1	454	平9	7	
11,313	10,926		22,239	21	1		1		1		1	1	1	1		昭43	7	
12,600	12,400		25,000	13	1		1	1	1	1	1	1	1	1		昭55	7	
8,024	7,394		15,418	21	1		1	0	1		1	1				昭57	7	
9,196	13,888		23,084	13	1		1	1	1	1	1	1		1		昭56	7	
13,228	7,500		20,728	14	1		1	1	1		1	1		1		昭45	8	
6,794	7,801		14,595	7	1	1	1	1	1		1	1	1		292	平8	6	
8,234	8,085	6,863	23,182	8	1		1	1	1		1		1		413	昭63	7	
7,211	8,696	6,886	22,793	13	1	1	1	1	1		1	1	1	1		平元	8	
9,205	14,386	822	24,413	15	1		1	1	1		1	1	2			昭46	7	
9,942	6,262	5,950	22,154	8	1		1	1	1		1	1	1	1	273	平5	8	
7,453	7,394	1,420	16,267	8	1		1	1	1		1	1	1			昭43	7	
4,716	7,975	1,886	14,577	8	1	1	1	1	1		1	1	1	1		昭56	8	昭52. 6
11,449	10,836	0	22,285	21	1	2	1	1	1		1	1		2	576	平24	7	
20,306	13,036	0	33,342	16	1	1	1	1	1		1	1		1	315	平25	7	
754,182	844,631	61,479	1,660,292	1,583	99	43	100	77	93	6	93	104	121	78	7,726			

(注) R＝鉄筋、S＝鉄骨、W＝木造

イ 中学校施設の現況

番号	学 校 名	生 徒 数	教 員 数	学 級 数	建 物 保 有 面 積 (㎡)					
					校 舎				構造	屋内運動場
					鉄 筋	鉄 骨	木 造	計		
1	出 水	960	54	29	6,655	736		7,391	S	1,059
2	白 川	587	31	18	5,978	151	8	6,137	R	1,222
3	藤 園	333	39	16	5,451	147		5,598	R, S	979
4	花 陵	437	30	15	5,831	124	26	5,981	S	994
5	城 南	391	24	13	5,889	146		6,035	R	1,138
6	京 陵	745	41	23	6,170	127		6,297	R	1,222
	清水が丘分校	5	8	2						
7	西 山	602	43	23	6,045	143		6,188	S	979
8	江 南	291	22	11	3,236	278		3,514	R	1,138
9	江 原	284	26	12	4,312	119		4,431	R	981
10	竜 南	382	24	13	4,681	205		4,886	R	981
11	桜 山	187	17	8	4,284	108		4,392	R	981
12	湖 東	436	37	18	5,384	368		5,752	R	1,138
13	託 麻	1,024	57	31	6,702	298	28	7,028	R	1,222
14	三 和	569	35	19	4,597	116		4,713	R	981
15	城 西	236	21	10	4,108	78		4,186	S	779
16	帯 山	1,001	54	29	7,560	242		7,802	R	1,277
17	東 野	539	32	18	6,607	62		6,669	R	1,222
18	錦ヶ丘	959	57	31	6,892	31		6,923	S	872
19	二 岡	361	25	13	4,141	82		4,223	S	770
20	東 部	462	28	15	4,588	114		4,702	R	734
21	楠	453	28	14	6,715	220		6,935	S	724
22	西 原	718	48	24	6,733	196		6,929	S	1,124
23	武 蔵	357	25	13	4,801	62		4,863	S	780
24	東 町	510	35	18	7,518	102		7,620	S	1,020
25	出 水 南	502	31	16	4,716	76		4,792	S	780
26	清 水	610	35	19	6,231	62		6,293	S	1,222
27	井 芹	310	22	11	5,259	53		5,312	R	981
28	北 部	654	41	21	5,702	69		5,771	R	1,261
29	芳 野	43	11	3	2,327	108	21	2,456	S	910
30	河 内	97	15	5	2,977	16		2,993	S	2,007
31	飽 田	366	26	12	3,651	77		3,728	R	1,280
32	天 明	254	18	10	3,801	115		3,916	R	1,133
33	長 嶺	993	56	31	7,151	14		7,165	R	1,221
34	力 合	563	32	18	4,436	13		4,449	R	981
35	龍 田	526	32	18	5,036	20		5,056	R	981
36	日 吉	448	31	15	4,969	65		5,034	R	981
37	桜 木	546	32	18	5,698	53		5,751	R	981
38	富 合	251	23	10	2,877	770	28	3,675	R	1,368
39	下益城城南	530	37	19	7,149	57		7,206	R	1,772
40	鹿 南	354	28	13	4,807	204	160	5,171	R	981
41	五 霊	312	26	11	4,014	42	133	4,189	R	1,032
42	植 木 北	144	17	7	3,089	210	9	3,308	R	984
合 計		20,332	1,354	693	218,768	6,279	413	225,460		45,173

※清水が丘分校については、借用地のみ記載。

(平26. 5. 1現在)

校 地 面 積 (㎡)				保 有 教 室 数												多目的 スペース	プール施設		校庭夜間 照明施設 開設年月
建物 敷地	運動場	その他	計	普 通	理 科	音 楽	美 術	技 術	家 庭	視 聴 覚	コンピ ュータ	図 書	特別 活動	教育 相談	進路 指導	規模 (㎡)	建設 年度	コース	
9,061	16,593		25,654	29	3	2	1	2	2		2	1	2	1			平3	7	昭48.10
13,914	14,851		28,765	18	2	1	1	2	2		1	1	1	2	1		平17	7	昭48.10
11,249	11,539		22,788	16	2	1	1	3	3	1	1	1		2			平9	8	昭48. 4
12,693	7,638		20,331	15	2	1	2	2	2		1	1	3	1			平2	8	昭48.10
10,626	13,311	522	24,459	13	2	2	1	2	2		1	2	3	1			平7	8	昭47.10
13,580	15,877		29,457	23	4	2	2	2	2		1	1	2	2			昭45	7	昭48. 4
		26,094	26,094	3	1	1	1		1										
15,511	14,457		29,968	21	2	2	1	2	2		1	1		3			平2	8	昭49.10
9,494	13,746		23,240	11	1	1	1	2	2		1	1		2	0		平8	8	昭48. 4
9,783	15,577		25,360	11	2	1	1	1	2		1	1	1	4			平6	8	昭49.10
7,472	11,157		18,629	13	2	1	1	2	2		1	1	1	2			平4	8	昭48.10
8,477	11,119		19,596	8	1	1	1	1	2		1	1	4	1			平2	7	昭48. 4
12,465	15,869	168	28,502	19	2	1	1	3	2	1	1	1	1	1			平3	7	昭47.10
11,662	12,768		24,430	28	2	2	1	2	2		1	1		3	1		昭40	6	昭48.10
7,346	14,467		21,813	18	2	1	1	1	2		1	1		1			昭36	7	昭48. 4
6,681	7,103		13,784	10	2	1	1	2	2		1	1	1	1	1		平10	8	昭48.10
9,853	15,822		25,675	30	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1		平11	8	昭48. 4
10,203	9,101		19,304	21	3	2	1	2	2	1	1	1	1	2			昭63	7	昭48.10
8,571	11,338	153	20,062	26	2	2	2	2	2		1	1	2	2			平18	8	昭48.10
12,413	10,205		22,618	12	1	1	1	1	2	0	1	1	1	1			昭46	7	昭48. 4
7,208	13,678	536	21,422	14	2	1	1	1	2		1	1	3	1			平元	7	
11,692	12,878		24,570	14	2	2	1	2	2		1	2	2	1			昭47	7	平20. 3
11,066	18,522		29,588	24	2	2	1	2	2		1	1	2	2			昭53	7	
8,214	14,193		22,407	13	2	1	1	1	2		1	1	1	1			昭55	8	昭56. 6
9,137	12,363		21,500	19	3	2	2	2	2	1	1	1	3	1	1		昭57	8	昭58. 3
10,915	16,660		27,575	16	2	1	1	1	2	1	1	1		2			昭58	8	昭58. 3
8,875	13,730	97	22,702	19	2	2	1	1	2		1	1	1	2	1	496	昭61	8	
9,394	16,457	3,464	29,315	11	2	1	1	1	2		1	1	1	2		549	昭62	8	
8,292	15,859	1,974	26,125	17	2	2	2	2	2	1	1	1	2	1		367	昭62	8	平19.10
6,383	24,792	375	31,550	3	1	1	1	1	1		1	1		2		210	平5	5	昭55. 5
3,243	8,562	3,433	15,238	5	1	1	1	1	2	1	1	1		2		211	平13	6	昭49. 3
5,129	8,181	1,950	15,260	12	2	1	1	1	1		1	1	1	1			平4	8	
9,778	13,089		22,867	10	2	1	1	2	2		1	1	1	2			平2	7	
14,117	26,800	231	41,148	29	2	2	1	2	2		1	1	1	1		446	平3	7	
14,136	15,870		30,006	18	1	1	1	2	2		1	1		2		284	平4	7	
11,152	15,094	1,138	27,384	18	2	1	1	2	2		1	1		2		300	平4	7	平18. 4
17,141	13,440		30,581	14	2	1	1	2	2		1	1	1	1		304	平5	8	平17. 4
14,462	11,845		26,307	18	2	2	1	2	2		1	1	3	2		346	平5	8	
12,140	19,775		31,915	10	2	1	1	1	2		1	1		1			昭50	8	昭58. 8
12,866	14,213	1,698	28,777	19	2	2	2	1	2	1	1	1	2	4	1		平22	8	
16,209	12,676		28,885	15	2	1	1	1	2		1	1	1	2			平8	8	
8,481	12,405	4,912	25,798	12	2	1	1	1	2		1	1	3	1	1		平10	8	
10,112	11,496	4,600	26,208	7	2	1	1	1	2		1	1	3	1			昭61	7	
441,196	585,116	51,345	1,077,657	682	84	59	50	69	84	9	44	44	55	70	8	3,513			

(注) R＝鉄筋、S＝鉄骨、W＝木造

ウ 幼稚園施設の現況

番号	園 名	園児数	教員数	学級数	建 物 保 有 面 積 (㎡)				
					園 舎				
					鉄筋	鉄骨	木造	合計	構造
1	碩 台	64	8	3	809	8		817	R
2	一 新	80	6	4	896	18		914	R
3	向 山	80	5	3	434	177	12	623	R・S
4	古 町	43	5	3	731	8		739	R
5	川 尻	78	5	3	765	23		788	R
6	楠	85	6	4		595		595	S
7	熊本五福	45	12	3	808	14		822	R
8	限 庄	131	8	6	875			875	R
合 計		606	55	29	5,318	843	12	6,173	

(注) R＝鉄筋、S＝鉄骨

(平26.5.1現在)

番号	園 名	敷 地 面 積 (㎡)				保 有 室 数		
		建物敷地	運動場	その他	計	保育	遊戯	その他
1	碩 台	673	599		1,272	3	1	2
2	一 新	1,702	1,441		3,143	5	1	2
3	向 山	1,107	1,488		2,595	3	1	1
4	古 町	1,656	700		2,356	3	1	2
5	川 尻	1,100	1,280		2,380	3	1	2
6	楠	1,441	756		2,197	4	1	
7	熊本五福	1,301	1,147		2,448	3	1	9
8	限 庄	1,567	1,774		3,341	6	1	1
合 計		10,547	9,185		19,732	30	8	19

エ 高等学校

市立必由館高等学校概要

創立１０３年という長い歴史と伝統を持つ高等学校であり、平成１３年には学科改編と校名変更を行い、１学年普通科９クラス（普通科６、国際コース１、芸術コース１、服飾デザインコース１）編制となった。

多様化する生徒の進路希望に対応して、選択授業や少人数学習などを取り入れ、大学進学を目指した教育課程を編制するとともに、多彩な芸術・文化活動、体育活動にも力をいれており、輝かしい伝統を誇っている。正しい判断力と真摯な実践力を身に付けるとともに、国際社会や地域社会に貢献できる人間性豊かな人材の育成に取り組んでいる。

市立千原台高等学校概要

商業高校としてスタート以来５７年目を迎えた高等学校であり、平成１２年には学科改編と校名変更を行い、１学年普通科２クラス（国際経済コース１、健康スポーツコース１）、情報科３クラス（ＯＡ会計コース２、経営情報コース１）のふたつの学科を持つ高校となった。

普通科においては、大学や専門学校など、コースの特性を生かして上級学校への進路確保を図るとともに、情報科においても生徒のニーズに応じて、進学、就職に対応できるよう、コンピュータを利用した学習内容の充実に取り組んでいる。また、ハンドボールや陸上競技、自転車競技などスポーツの伝統校でもある。

番 号	学 校 名	生徒数	教員数	学級数	建 物 保 有 面 積 (㎡)					
					校 舎					屋 内 運動場
					鉄筋	鉄骨	木造	合計	構造	
1	必 由 館	1,069	70	27	13,694	772	22	14,488	S	1,750
2	千 原 台	588	48	15	11,326	100		11,426	R	3,774
合 計		1,657	118	42	25,020	872	22	25,914		5,524

校 地 面 積 (㎡)				保 有 教 室 数													プール	
建物敷地	運動場	その他	合計	普通	理科	社会	外語	芸術	家庭	情報	視聴覚	図書	総合学習	特別活動	教育相談	進路指導	建設年度	コース
19,525	26,694	一	46,219	27	5	2	0	13	4	2	1	1	0	3	2	2	平16	7
18,909	14,445	一	33,354	15	2	1	1	1	2	5	0	1	0	3	2	2	昭46	7
38,434	41,139	0	79,573	42	7	3	1	14	6	7	1	2	0	6	4	4		

学 校 名	学 生 数	教 員 数	建 物 保 有 面 積 (㎡)					校 地 面 積 (㎡)				
			校 舎					屋 内 運 動 場	建 物 敷 地	運 動 場	そ の 他	合 計
			鉄 筋	鉄 骨	木 造	合 計	構 造					
総合ビジネス専門学校	142	10	3,727			3,727			4,364		35	4,399

保 有 教 室 数														
ビジネス	ＯＡ経理科	準備室	パソコン	ワープロ	ホテル実習	秘書実習	ＬＬ教室	進路指導	研修室	和室	多目的ホール	図書室	学生ホール	視聴覚
6	1	1	2	0	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1

カ 校舎の整備状況

(平26.5.1現在)

区 分		校 舎 面 積 (㎡)				普 通 教 室 数				特 別 教 室 数			
		学 校 数	基 準 面 積	保 有 面 積	過 不 足 面 積	学 校 数	基 準 数	保 有 数	過 不 足 数	学 校 数	基 準 数	保 有 数	過 不 足 数
小 学 校	基 準 未 満	66	320,470	269,017	△51,453	35	747	654	△93	64	675	484	△191
	基 準 以 上	29	123,204	139,633	16,429	60	920	929	9	31	267	330	63
	合 計	※95	443,674	408,650	△35,024	※95	1,667	1,583	△84	※95	942	814	△128
中 学 校	基 準 未 満	26	158,033	134,680	△23,353	7	162	149	△13	23	350	287	△63
	基 準 以 上	17	81,565	90,912	9,347	36	506	533	27	20	265	289	24
	合 計	※43	239,598	225,592	△14,006	※43	668	682	14	※43	615	576	△39

※学校数は分校を含む

キ 屋内運動場の整備状況

(平26.5.1現在)

区 分		学 校 数	基 準 面 積 (㎡)	保 有 面 積 (㎡)	過 不 足 面 積 (㎡)
小 学 校	基 準 未 満	84	93,914	68,422	△25,492
	基 準 以 上	11	10,576	11,031	455
	合 計	※95	104,490	79,453	△25,037
中 学 校	基 準 未 満	37	48,184	36,470	△11,714
	基 準 以 上	6	7,172	8,703	1,531
	合 計	※43	55,356	45,173	△10,183

※学校数は分校を含む

(5) 特別支援学級設置状況 (総合支援課)

(平26.5.1現在)

区 分	小 学 校			中 学 校			合 計		
	学級数	児童数	教員数	学級数	生徒数	教員数	学級数	児童生徒数	教員数
知的障害学級	98	375	128	44	151	56	142	526	184
自閉症・情緒障害学級	114	502	156	54	261	88	168	763	244
肢体不自由学級	22	31	22	4	4	4	26	35	26
院 内 学 級	2	10	5	2	3	5	4	13	10
病 弱 学 級	14	17	14	1	1	1	15	18	15
弱 視 学 級	1	1	1	3	3	3	4	4	4
難 聴 学 級	9	14	9	1	2	1	10	16	10
合 計	260	950	335	109	425	158	369	1,375	493

(6) 中学校卒業者の進路状況 (指導課)

(平26.5.1現在)

区分 進路別			男	女	合計	比率（％）
卒 業 生 総 数			3,544	3,315	6,859	100
進 学 者	高等学校 の本科	全日制	3,330	3,205	6,535	95.28
		定時制	41	18	59	0.86
		通信制	52	47	99	1.44
	高等専門学校		82	11	93	1.35
	合 計		3,505	3,281	6,786	98.93
	専修学校・各種学校 公共職業訓練施設等		11	7	18	0.26
就職者（含自家営業）		6	4	10	0.15	
無 業 者		18	17	35	0.51	
その他（死亡・不詳）		4	6	10	0.15	

(7) 熊本市奨学金制度 (学務課)

目的 経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付け、社会に貢献し得る人材を育成する。

貸付要件 次の要件をすべて満たす者

- ・熊本市に居住する者の被扶養者であること。
- ・学校教育法に規定する学校等 (高校、高専、大学、短大、専修学校の高等課程及び専門課程) に在学していること。
- ・経済的理由により修学が困難であると認められること。
- ・国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金又はこれと同種の貸付け若しくは給付 (高等学校等就学支援金、熊本県奨学のための給付金を除く。) を受けていないこと。

貸付金額及び定数

区 分	定数 (人)	種別	貸付月額	自宅外通学生 加算額 (月額)	第1学年加算額 (初回のみ)
高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	380	国・公立 私 立	18,000円 30,000円	—	50,000円 100,000円
大学 短期大学 専修学校 (専門課程)		国・公立 私 立	42,000円 51,000円	6,000円 10,000円	150,000円 200,000円

注1 加算は、申請に基づき付加する。

注2 申請により、貸付月額を2分の1に相当する額に減額することができる。

貸付期間 在学する学校等の正規の修学年限

返 還 奨学金の貸付終了後、決められた期間内で、貸し付けを受けた総額を年賦・半年賦・月賦のいずれかの方法で返還する。(無利子)

(8) 就学援助費 (学務課)

経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒について、就学に必要な費用を援助することにより、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

認定率・援助総額の推移

年度 区分		21		22		23		24		25	
児童生徒数 (人)	小学校	42,658	63,630	42,257	62,870	41,863	62,416	41,338	61,755	40,924	61,455
	中学校	20,972		20,613		20,553		20,417		20,531	
認定者数 (人)	小学校	5,380	8,272	5,674	8,733	5,646	8,859	5,689	9,043	5,645	9,067
	中学校	2,892		3,059		3,213		3,354		3,422	
認定率 (%)	小学校	12.6	13.0	13.4	13.9	13.5	14.2	13.8	14.6	13.8	14.8
	中学校	13.8		14.8		15.6		16.4		16.7	
援助総額 (千円)	小学校	334,057	618,283	357,698	664,150	360,125	684,863	363,744	702,171	366,718	715,371
	中学校	284,227		306,452		324,738		338,427		348,653	

※平成 21 年度は H22.3 合併の旧城南町・植木町を含む

平成 25 年度支給実績

(単位 円)

	小学校	援助総額	中学校	援助総額
学用品費等	1 年 12,610	78,158,989	1 年 23,880	84,204,619
	2～6年 14,780		2・3年 26,050	
補助教材費	1 年 4,400	22,402,692	1 年 7,000	17,823,424
	2・5・6年 4,000		2 年 4,400	
	3・4年 4,300		3 年 4,700	
新入学児童生徒学用品費	19,900	15,104,100	22,900	24,983,900
修学旅行費	実 費	19,056,884	実 費	59,874,325
通学費	実 費	17,230	実 費	144,200
医療費	実 費	8,002,041	実 費	2,987,428
学校給食費	実 費	218,785,764	実 費	152,751,923
校外活動費	実 費	5,190,604	実 費	5,883,410
合 計		366,718,304		348,653,229

(9) 私学助成 (学務課)

(単位 千円)

年度 区分	21	22	23	24	25
高等学校	32,535	32,141	30,722	30,951	31,086

(10) 国際交流の推進

アメリカ合衆国サンアントニオ市（姉妹都市）との交換留学制度（教育政策課）

ア 熊本市からの派遣（平成25年度）

派遣人員	在 籍 校	派 遣 先
高校生 4名	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校	セントアンソニー高校 インカーネットワード高校

イ サンアントニオ市からの受入（平成25年度）

派遣人員	在 籍 校	派 遣 先
高校生 4名	セントアンソニー高校 インカーネットワード高校	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校

(11) 学校給食（健康教育課）

ア 実施状況

（平26.5.1現在）

区 分	種 類	実施校数	児童生徒数	給 食 費	給食関係職員	
					栄養教諭等	給食技師
小学校	完全給食	94校	40,934人	1食単価243円	42人	164人
中学校	完全給食	42校	20,332人	1食単価295円	26人	11人

（注）昭和40年4月4日より全市標準献立並びに給食物資共同購入（一般物資）実施
 昭和55年4月1日より週1回の米飯給食を実施
 昭和58年4月1日より週2回の米飯給食を実施
 平成5年1月11日より週3回の米飯給食を実施（旧飽託4町は昭和60年より週3回）
 平成17年4月より共同調理場の2施設において、平成17、18年度の2ヵ年で民間委託のモデル事業を実施
 平成19年4月より藤園、日吉共同調理場を民間委託の本格実施
 平成20年4月より出水南、井芹、長嶺共同調理場を民間委託
 平成20年10月6日より共同調理場17施設（合併により1施設増加）、給食室71施設
 平成21年4月より東、託麻、武蔵、龍田共同調理場を民間委託
 平成22年3月23日より共同調理場18施設（合併により1施設増加）、給食室81施設（合併により10施設増加）
 平成22年4月より城西、西原、京陵、城南共同調理場を民間委託
 平成25年4月より共同調理場16施設（2施設閉鎖）、給食室86施設（給食室新設により5施設増加）
 平成26年4月より共同調理場15施設（1施設閉鎖）、給食室88施設（給食室新設により2施設増加）

イ 学校給食共同調理場

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

施 設 名 開 設 年 月	所 在 地	延床面積 (㎡)	給食開始年月日	現在の給食数		対象校
東共同調理場 昭和 48 年 4 月	東区東町 3 丁目 3 番 2 号	1,169.37	昭和 48 年 5 月 15 日	2,715	572	東野中
					1,020	錦ヶ丘中
					544	東町中
					579	桜木中
西原共同調理場 昭和 53 年 4 月	東区保田窪 4 丁目 9 番 1 号	487.09	昭和 53 年 6 月 1 日	1,824	768	西原中
					1,056	帯山中
藤園共同調理場 昭和 53 年 4 月	中央区千葉城町 5 番 2 号	369.9	昭和 53 年 6 月 1 日	1,196	374	藤園中
					618	白川中
					204	桜山中
城西共同調理場 昭和 53 年 4 月	西区小島 8 丁目 17 番 1 号	368.27	昭和 53 年 6 月 1 日	863	260	城西中
					603	三和中
京陵共同調理場 昭和 54 年 4 月	中央区京町本丁 1 番 14 号	459	昭和 54 年 6 月 1 日	1,195	788	京陵中
					407	竜南中
日吉共同調理場 昭和 54 年 9 月	南区日吉 1 丁目 4 番 50 号	450	昭和 54 年 10 月 15 日	1,456	469	花陵中
					597	力合中
					390	鮑田中
託麻共同調理場 昭和 54 年 9 月	南区出仲間 6 丁目 4 番 1 号	368.47	昭和 54 年 10 月 11 日	1,709	1,084	託麻中
					311	江原中
					314	江南中
武蔵共同調理場 昭和 56 年 4 月	北区武蔵ヶ丘 4 丁目 19 番 1 号	519.1	昭和 56 年 5 月 11 日	1,028	383	武蔵中
					645	清水中
出水南共同調理場 昭和 58 年 4 月	中央区出水 7 丁目 86 番 1 号	612.39	昭和 58 年 5 月 9 日	2,022	534	出水南中
					1,014	出水中
					474	湖東中
井芹共同調理場 平成 2 年 6 月	西区上熊本 3 丁目 28 番 25 号	472.82	平成 2 年 6 月 1 日	1,677	335	井芹中
					647	西山中
					695	北部中
長嶺共同調理場 平成 5 年 4 月	東区長嶺南 7 丁目 21 番 40 号	569.39	平成 5 年 4 月 26 日	1,931	1,053	長嶺中
					387	二岡中
					491	東部中
龍田共同調理場 平成 6 年 4 月	北区龍田 7 丁目 9 番 16 号	520.08	平成 6 年 4 月 18 日	1,040	559	龍田中
					481	楠中
城南共同調理場 平成 8 年 4 月	南区八幡 8 丁目 1 番 1 号	471.04	平成 8 年 5 月 1 日	1,170	417	城南中
					479	日吉中
					274	天明中
富合共同調理場 平成 11 年 3 月	南区富合町清藤 472 番地	582.019	平成 11 年 4 月 1 日	866	274	富合中
					592	富合小
植木共同調理場 平成 19 年 3 月	北区植木町広住 342 番地 1	1,184.74	平成 19 年 4 月 11 日	1,709	383	鹿南中
					339	五霊中
					397	植木小
					253	菱形小
					337	桜井小

(12) 熊本市学校給食会 (健康教育課)

名 称	公益財団法人 熊本市学校給食会
事務所の所在地	中央区花畑町3番1号
設 立 年 月 日	平成8年4月2日
目 的	学校給食法に基づき学校給食の普及・充実と食育推進に寄与するため、学校給食用の物資の適正・円滑な供給に努め、もって児童生徒の心身の健全な発達に資する。
事 業	学校給食用物資の適正円滑な供給及び食育推進 ・ 物資購入委員会、青果物査定会、食肉査定会の開催 ・ 市産品導入の推進 ・ 特別栽培 (減農薬) 農産物等の導入推進 ・ 学校給食交流会の支援 ・ 学校給食用物資の生産地視察 学校給食の普及・奨励 (改善・充実) ・ 登録業者工場視察及び学校給食用物資納入懇談会の開催 ・ 納入業者対象の食品安全衛生研修会の開催 学校給食の実施に必要な調査研究 ・ 学校給食用物資の定期検査及び放射能検査 その他目的を達成するために必要な事業
基 本 財 産	100,000千円

(13) 熊本市教育センター

ア 施設・設備の概要

所 在 地	中央区千葉城町2番35号
建 築 規 模	敷地 1,500.92㎡ 駐車場 自動車 20台分 鉄筋コンクリート4階建 延床面積 2,020㎡
総建築事業費	815,000千円
工 期	昭和61年7月18日～昭和62年7月27日
施 設 内 容	5階 (139㎡) 機械室 4階 (342㎡) 大研修室 (150人) 3階 (476㎡) 第1研修室 (45人) 第2研修室 (36人) 第3研修室 (8人) AVスタジオ e-net支援室 2階 (513㎡) 第4研修室 (12人) 中研修室 (70人) 図書・資料室 ICT研修室 (サーバ2台・PC50台) 1階 (550㎡) 第5研修室 第6研修室 第7研修室 多目的研修室 所長室 事務室 地階 (139㎡) 機械室 ※ 城東分室 61㎡ (城東小学校内)

イ 研究に関する事業

学校教育、社会教育に係る教育機関と協力し教育上必要とする調査研究等を行い、成果の普及に努める。

調査研究

① 研究員活動

本市の教育施策にもとづき、教科領域等の授業改善、今日的課題解決及び学校事務運営に関する研究に取り組み、成果を積極的に現場に提供することで熊本市教育の充実と振興に役立てる。

全体テーマ 「生きる力をはぐくむ学校推進の推進」

- ・平成24年度委嘱研究員 17部会52人（委嘱期間 平24.4～平26.8）
- ・平成26年度委嘱研究員 17部会55人（委嘱期間 平26.4～平28.8）
- ・検証授業の実施
- ・派遣研修の実施
- ・研究員研究発表会開催（平成26年8月5日）14部会発表
- ・熊本県教育研究所連絡協議会研究発表会熊本市大会（平成26年8月8日）3部会発表
- ・研究紀要の配付、配信（平成26年8月）

② 教育論文募集

教職員の研究論文・教育実践を公募することにより、今日的教育課題の先進的研究や日々の教育実践の工夫・改善を促し、教職員の資質向上及び本市教育の充実・発展を図る。また、研究や実践の成果を広め、活用することにより、本市の発展に寄与する。

- ・提出期間 平成27年1月7日～1月14日
- ・各部門ごとに表彰を行う。

情報提供

① 資料の管理

熊本市教育センターに保管している書籍、教科書、研究紀要、指導案等の教育資料を管理し、学校現場等に貸し出すことで、学校教育及び社会教育の充実に資する。

- ・指導案、研究紀要の収集、保管、提供（データベース化）
- ・教育に関する書籍や教育資料の収集・整理及び閲覧・貸出

② 教材・機器の管理・貸出

授業における補助教材・資料の作成、学校行事等で使用する資料の作成や、授業及び学校行事等で使用する教育機器の貸出・管理、学校等における教育活動の支援を行う。

- ・拡大印刷機、カラーコピー機、ラミネート加工等による教材作成
- ・プロジェクター、スクリーン、ビデオ教材等の貸出

③ Web版教育論文集の配信

- ・応募論文・実践研究一覧及び入選論文・実践研究をe-net教育センターWebページに掲載する。
- ・e-net上で、キーワードによる論文の検索

教科書センターに関する事業

教科書センターは、教職員に対しては、教科書の調査研究の支援、学習指導のための資料提供、教科内容の常時研究に資するため、小学校及び中学校用の教科書を備え、利用に供することを目的とする。また、市民に対しては、教科書や教科に対しての理解を深めることを目的とする。

- ・熊本県主催教科書展示会 平成26年6月13日～26日

各教育研究所との連携

熊本県立教育センター、熊本県教育研究所連絡協議会、九州地区教育研究所連盟、指定都市教育研究所連盟、全国教育研究所連盟との連携を深め、研究成果を共有する。平成26年8月8日熊本県教育研究所連絡協議会研究発表会を熊本市教育センターで実施する。

ウ 少人数学級・少人数指導推進に関する事業

- ・ 少人数指導モデル校（５校）による公開授業と授業研究会
- ・ 研究指定校（少人数学級・少人数指導：平成２５～２６年度川尻小学校）による研究発表会
- ・ 「学習課題別学習」と「時間・空間・仲間」を生かした授業づくり研修
- ・ パッケージ研修による校内研修支援
- ・ ホームページや広報紙をととしての広報活動の実施

エ 研修に関する事業

研修を通して教職員のマネジメント力・実践的指導力・教師としての基盤の向上を目指すとともに、学校教育と家庭教育、社会教育の連携を図る。

ＯＪＴ推進（現場で実際の業務を通じて学ぶ）研修

- ・ 研究指定校、研究モデル校、研究員活動
- ・ 派遣（パッケージ）研修
- ・ 教育情報の配信・提供

ＳＤ（自己啓発）活性化支援研修

- ・ 教科・領域等研修（３講座）
- ・ 教育課題研修（２講座）
- ・ 情報化専門研修（４講座）
- ・ 授業づくりセミナー（１講座）
- ・ 特別支援教育研修（４講座）
- ・ トワイライト研修（２４講座）
- ・ 教師塾「きらり」、ＯＢ・ＯＧ講座

ＯＦＦ－ＪＴ（学校外）研修

- ・ 経年者研修
 - 初任者研修（１５講座） 初任校（２年目）研修（３講座）
 - 初任校（３年目）研修（２講座） １０年経験者研修（１１講座）
 - 養護教諭１０年経験者研修（１１講座） 教職員１年目研修（５講座）
 - １５年経験者研修（４講座） ２０年経験者研修（３講座）
 - 新規臨採研修（３講座） ２年目臨採研修（３講座） ３年目臨採研修（２講座）
 - ４年目以上臨採研修（１講座）
- ・ 教育講演会（１講座）
- ・ 課題別研修（３講座）
- ・ 職能研修（１１講座）
 - 情報教育担当者研修（１講座）
 - 幼児教育研修（１講座） 新任管理職研修（９講座）

社会教育関係研修 《テーマ：家庭教育・社会教育の充実と深化》（３講座）

- ・ ネットトラブルから子どもを救う（１講座）
- ・ 校区老人クラブ研修（１講座）
- ・ 子育て支援研修（１講座）

オ 教育情報ネットワークに関する事業

安定性・高速性及びセキュリティが確保された熊本市地域教育情報ネットワークを企画・管理・運営することで、学校からの活用を推進し、教育の情報化を進めている。

特に、ＩＣＴ（情報通信技術）活用による「わかる授業」を目指し、「かわる」をキーワードにして、「授業がかわる」「子どもがかわる」「学校がかわる」の３つの側面から教育の情報化に取り組んでいる。

①教員のＩＣＴ活用指導力の向上、児童・生徒の情報活用能力の育成及び情報モラル教育の推進

～地域教育情報ネットワークシステム（e-n e t）の活用～

○教育の情報化推進のための研究・開発

- ・教育情報及び指導法等の情報提供システムの開発
- ・情報モラル教育の推進のための指導法等の研究
- ・研究指定校（ＩＣＴ活用）による研究
- ・校務の情報化推進のための調査研究

○研修プログラムの開発

- ・電子黒板、デジタル教科書等ＩＣＴのよさを生かした授業づくり研修及び校内研修支援のためのパッケージ研修の開発
- ・情報活用能力育成のための研修開発
- ・情報モラル教育の啓発と普及研修開発

②教育の情報化研修講座

- ・教育の情報化に関する研修講座の実施 ※注）「エ 研修に関する事業」参照
- ・パッケージ研修による教科等指導におけるＩＣＴ活用、児童生徒の情報活用、情報モラル教育等の校内研修支援

③教育情報ネットワークの企画管理運用

- ・教育の情報化推進に向けての企画調整
- ・ネットワーク及びＩＣＴ環境整備
- ・ネットワーク等の管理
- ・情報端末管理及び学校対応
- ・教育センターホームページ運営
- ・教育の情報化に向けたＩＣＴ活用の推進
- ・ヘルプデスクによる授業及び校内研修等の支援、メンテナンス

3 図書館

熊本市立図書館では、昭和57年11月の開館以来、本館、植木図書館、城南図書館（H26.3開館）、プラザ図書館及び17の公民館図書室等の情報と物流のネットワーク化を図り、それに移動図書館の運用を一体化した熊本市立図書館ネットワークシステムを構築し、利用者サービスの向上に努めてきた。また、将来に向けた図書館としての基本的な考え方と方向性を示すため、平成14年11月に「熊本市立図書館の望ましい目標」を策定した。私達が目指す図書館は、「市民から信頼され、親しまれ、そして愛される図書館」であり、この目標を達成するため、4つの基本方針「図書館資料の充実」「図書館サービスの拡充・強化」「子どもの読書推進」「推進体制の充実」に基づき事業を展開している。

【平成25年度実施事業】

図 書 館 資 料 の 充 実：各分野の基本的資料収集のほか、産業能力開発支援関連資料、外国語資料、児童書、郷土・行政資料の重点収集

図書館サービスの拡充・強化：障がい者・高齢者等利用対象者別サービスの充実。インターネット及び携帯電話を利用した図書貸出予約、さらに知りたい新着情報をお知らせするメールサービス、自動貸出機の設置、Webレファレンス事例集の掲載

子どもの読書推進：子どもの発達段階に応じたおはなし会・紙芝居など多様な子ども向け行事の開催や、子ども向け良書を紹介した冊子「このほんよんで」「としょかんへおいでよ」の作成と配布、「子どもカウンター」の設置による読書相談や調べ学習の支援等

推 進 体 制 の 充 実：利用者満足度調査の実施による市民意見の反映、各種メディアを活用した広報活動の充実

ア 施 設

所 在 地	中央区大江6丁目1番74号
開 館 年 月	昭和57年11月
敷 地 面 積	3,867.95㎡
建 築 面 積	2,665.85㎡
延 床 面 積	5,230.76㎡
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 地上2階（一部地下）
建 設 費	1,311,000千円
施 設 の 概 要	一般閲覧室、児童室、郷土・参考資料室、移動図書館車、ホール、集会室、ロビー、学習室

イ 蔵 書 数

(平26. 3. 31現在)

	0 : 総記	1 : 哲学	2 : 歴史	3 : 社会	4 : 自然	5 : 技術	6 : 産業	7 : 芸術
市立図書館	19,738	20,491	54,514	75,190	38,663	33,858	17,194	45,566
市立BM	62	381	499	652	628	1,013	358	423
植木図書館・BM	1,156	2,575	4,993	8,593	4,413	4,917	2,127	4,526
城南・BM	1,052	3,680	4,843	8,511	7,610	6,585	2,520	5,724
プラザ図書館	5,642	13,821	19,614	41,052	20,342	21,861	11,324	20,833
東部	435	684	2,080	2,048	2,228	2,590	722	2,247
龍田	404	724	2,558	2,468	2,381	2,356	751	2,715
託麻	512	685	2,049	1,910	2,605	2,582	785	2,750
幸田	450	668	1,796	1,989	2,040	2,828	779	2,036
中央	548	739	2,503	2,406	2,337	2,490	656	2,529
清水	409	814	1,969	1,940	2,022	2,523	717	2,394
秋津	394	825	2,062	2,105	2,087	2,401	721	3,006
南部	361	837	1,711	2,039	2,318	3,004	647	2,213
花園	256	625	1,973	1,537	2,008	2,567	534	2,127
北部	361	459	1,209	1,203	1,381	1,745	433	1,195
河内	310	533	1,199	1,597	1,648	2,197	652	1,633
天明	306	537	1,128	1,523	1,430	2,111	601	1,491
飽田	499	841	1,898	2,010	1,988	2,741	976	2,263
西部	301	565	1,487	1,581	2,026	2,480	718	1,521
富合	1,147	1,897	3,481	5,323	4,913	5,572	1,904	4,765
隈牟田	137	364	909	1,010	709	831	308	869
五福	206	382	893	991	1,081	1,338	356	897
はあもにい	分類方法が異なるためその他に集約							
合計	34,686	53,132	115,368	167,678	106,858	110,590	45,783	113,772
比率 (%)	2.4	3.6	7.9	11.5	7.3	7.6	3.1	7.8

	８：語学	９：文学	F：小説	E：絵本	紙芝居	コミック	その他	総数
市立図書館	8,550	103,674	85,952	57,239	2,791	2,317	74	565,811
市立BM	94	900	2,458	857	37	0	0	8,367
植木図書館・BM	918	8,115	15,011	9,253	658	28	2	67,285
城南・BM	2,086	8,251	13,004	7,591	200	0	205	71,911
プラザ図書館	5,745	28,084	28,734	10,968	0	1	1,111	229,132
東部	396	4,458	7,534	7,183	19	3	1	32,628
龍田	446	5,398	7,610	5,744	0	0	0	33,555
託麻	463	5,218	7,694	5,315	0	0	0	32,568
幸田	369	4,120	8,512	5,534	69	0	1	31,191
中央	398	6,324	8,674	5,597	0	0	0	35,201
清水	335	4,141	7,739	5,432	0	1	0	30,436
秋津	338	4,688	8,241	4,619	44	0	0	31,531
南部	368	4,989	10,165	5,414	31	0	0	34,097
花園	378	4,802	8,825	4,584	242	1	0	30,459
北部	232	3,344	7,002	4,367	0	0	0	22,931
河内	254	2,725	6,484	3,569	0	3	1	22,805
天明	263	2,527	6,835	3,590	121	0	0	22,463
飽田	437	3,814	7,335	4,739	95	0	0	29,636
西部	332	3,055	7,191	4,346	67	0	0	25,670
富合	971	17,551	399	6,456	155	288	178	55,000
隈牟田	171	1,895	2,747	1,805	133	5	70	11,963
五福	205	1,950	4,449	3,133	0	0	0	15,881
はあもにい	分類方法が異なるためその他に集約						17,610	17,610
合計	23,749	230,023	262,595	167,335	4,662	2,647	19,253	1,458,131
比率（％）	1.6	15.8	18.0	11.5	0.3	0.2	1.4	100

※視聴覚資料の蔵書数（13,192冊）、雑誌（8,390冊）は含まない。

※隈牟田図書室は平成26年2月末までの蔵書数。城南図書館は平成26年3月1日からの蔵書数。

※その他 新聞11紙 雑誌194誌（寄贈分含）

ウ 利用案内

図書の貸出

区 分	貸 出 冊 数		貸出期間	登 録 要 件
個人貸出	熊本市立図書館 植木図書館 城南図書館 プラザ図書館 公民館図書室 はあもにい	全館（室）合 せて一人１０冊 以内	２週間	市内に居住し、通勤し又は通学する者 登録者数 198,707人 (平成26年3月31日現在)
	移動図書館		次回巡回日まで	
団体貸出	家庭文庫、子ども会、 公民館、学校 等	一回に300冊まで	２ヵ月	市内の地域団体、社会教育団体、 その他これらに類する団体等

視聴覚資料及び機材の利用

区 分	対 象	資料及び機材	利 用 方 法
個人視聴	個 人	ビデオソフト・DVD	視聴コーナーにて視聴
団体貸出	市内の幼稚園・学校・ 社会教育団体・地域団体等	16ミリフィルム ビデオソフト 映写機、スクリーン 暗幕必要枚数	貸出期間3日間 5巻以内

エ 利用状況

図書の利用状況

(平成25年度)

区 分	市立図書館 (BM含)	植木図書館 (BM含)	城南図書館 (BM含)	プラザ 図書館	公民館図書室		
					東 部	龍 田	託 麻
登録者数(人)	103,784	7,109	994	19,624	8,805	5,625	6,048
貸出者数(人)	178,396	46,426	5,163	129,224	44,523	25,959	27,698
貸出冊数(冊)	896,868	231,696	26,048	543,410	185,926	112,732	123,943

区 分	公民館図書室							
	幸 田	中 央	清 水	秋 津	南 部	花 園	北 部	河 内
登録者数(人)	6,316	1,936	6,326	4,321	4,998	4,357	2,794	735
貸出者数(人)	27,564	11,636	27,358	23,993	14,811	20,605	9,530	2,818
貸出冊数(冊)	123,630	41,013	114,535	110,261	61,697	86,870	37,915	10,416

区 分	公民館図書室						はあもにい	計
	天 明	鮑 田	西 部	富 合	五 福	旧城南 (BM含)		
登録者数(人)	1,208	2,340	4,368	3,646	1,663	1,008	702	198,707
貸出者数(人)	4,455	9,014	20,646	24,688	10,534	6,945	5,476	677,462
貸出冊数(冊)	15,740	37,352	85,741	127,400	34,951	27,548	15,705	3,051,397

(注) 団体貸出冊数を含む ※限幸田図書室は、平成26年2月で閉室。城南図書館は、平成26年3月1日に開館。

視聴覚コーナー利用状況

(平成25年度)

区 分	ビ デ オ	DVD	合 計
利用者数 (人)	911	361	1,272
保有数量 (枚・本)	1,815	532	2,347

視聴覚機材貸出状況

(平成25年度)

区 分	16 ミ リ		ビ デ オ	
	フィルム	映 写 機	テーブ・DVD	映 写 機
利用者数 (団体)	124巻	41台	145本	38台

4 博物館

熊本博物館は、昭和27年に熊本城内に設置され、勸業館時代を経て昭和53年に現在の場所に開館した。自然科学・人文科学部門に理工部門を加えた総合博物館として、郷土文化の発展に寄与することを目的とし、郷土熊本に関する資料を中心に収蔵・展示を行ってきた。

しかし、開館から30数年が経過し、常設展示物や資料の展示環境について、社会の変化と資料保存や展示技術の向上に的確に対応した新たな展開が必要となったため、政令指定都市にふさわしく、市民や県民、さらに熊本を訪れる観光客にも親しまれる総合博物館を目指し、平成25年4月からリニューアルの準備に入ったところである。

施設の概要（リニューアル前）

本 館

所 在 地	中央区古京町3番2号
敷 地 面 積	14,000㎡
建 物 面 積	3,754㎡
建 物 延 面 積	6,108㎡
構 造	鉄筋コンクリート 地下1階、地上2階
開 館	昭和53年4月1日
建 設 費	主体工事 1,086,300千円 展示、プラネタリウム工事 343,500千円 その他 106,622千円 用地購入費 271,745千円 合 計 1,810,187千円 ※プラネタリウム機器更新 426,805千円

面積内訳

(単位 ㎡)

区 分	展示室関係 プラネタリウム 特別展示室	収蔵庫関係 リフト 燻蒸室・研修室	管理事務室 関係	学芸研究室 関係	機械室関係	トイレ・階段 D S エレベーター 一般倉庫	合 計
地下1階		318.64			614.52	97.26	1,030.42
中1階	584.76					86.77	671.53
1 階	1,922.81	372.69	200.00		4.84	320.84	2,821.18
2 階	800.00	300.00		275.00		181.95	1,556.95
屋上階						27.65	27.65
合 計	3,307.57	986.34	200.00	275.00	619.36	719.46	6,107.73

熊本城分館

所 在 地	中央区本丸1番1号（熊本城天守閣内1～3階）
建物面積	1,128㎡

資 料

(平25. 4. 1現在)

資 料 分 野	資 料 点 数
地 質	20,067
動 物	54,741
植 物	16,528
理 工	134
考 古	9,746
歴 史	12,758
民 俗	13,022
合 計	126,996

人文科学関係

考古資料では、国指定重要文化財のあさぎり（旧免田）町才園古墳の出土品（寄託品）、山崎正董博士の古瓦コレクションなどがある。歴史資料では、加藤清正関係資料、細川氏関係資料ほか近世期古文書類、西南戦争関係資料などがある。美術工芸資料では、重要文化財の木造東陵永瑠禅師倚像（寄託品）などがある。民俗資料では、元熊本商大学長故丸山学氏の寄贈資料をはじめ県内各地から幅広く民具を収集している。

自然科学関係

岩石・鉱物資料では、元熊大教授故松本唯一博士が全世界から採集されたコレクションがある。貝類では元熊大医学部長故山崎正董博士のコレクションがある。昆虫では故古賀三郎氏の世界の蝶コレクションがある。

また、哺乳類・鳥類・魚類の標本・古生物化石類・植物・昆虫標本など熊本県産の動・植物を中心とした資料がある。

理工学関係

屋外展示場に、9600型蒸気機関車の実物がある。

(プラネタリウム)

ドーム直径16m、座席数180席、光学式プラネタリウム「クロノス2」と全天周映像システム「バーチャリウム2」の組み合わせにより、自然の星空を忠実に再現するほか、遠い宇宙の果てまでの姿を観測データを基に高精細に描き出す。また、ドームいっぱいに大迫力の映像を投映する。

活動状況（平成25年度）

展示会

展 示 会 名	期 間	参観者（人）
肥後しゃくやく展	5/5～6	118
肥後朝顔展	8/30～9/1	114

各種行事

行 事 名	内 容	期 日	対 象	参加者（人）
子ども科学・ものづくり教室 (塚原歴史民俗資料館で実施)	「宙返りバードを作って飛ばそう」他	4月～3月	小中学生	374
天文教室	プラネタリウムで星座の解説物語他	夏・冬・春休み	小・中学生 一 般	78

常設・プラネタリウム入館者数

種別 区分	有 料 入 館 者（人）												無料入館者 （人）			総 計
	個 人			団 体			年 度 観 覧 券			小 計						
	大 人 高校生	中学生 以 下	計	大 人 高校生	中学生 以 下	計	大 人 高校生	中学生 以 下	計	大 人 高校生	中学生 以 下	計	大 人 高校生	中学生 以 下	計	
常設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プラネ タリウム	4,593	2,385	6,978	187	397	584	-	-	-	4,780	2,782	7,562	547	5,006	5,553	13,115

くまもと

市 政 概 要

2 0 1 4

平成 2 6 年 1 0 月 発行

編 集 熊本市議会事務局議事課

発行所 熊本市議会事務局
